現行条文		改訂理由等	
項 項 旧・条文構成 下 下	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 0 0 0 0 1 第1編 共 通 編	1 0 0 0 0 1		
1 1 0 0 0 1 第1章 総則 1 1 1 0 0 1 第1節 総則	1 1 0 0 0 1 1 1 1 1 0 0 1	第1章 総 則 第1節 総 則	
1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 0 1	1-1-1 適 用 1. 本共通仕様書は、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	
1 1 1 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督員規程(以下「監督規程」という。)」及び「県工事検査規程(以下「検査規程」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、 <u>請負者</u> はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治施行令(平成22年12月22日政令第248号)(以下「施行令」という。)第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	1 1 1 1 2 1	2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督員規程(以下「監督規程」という。)」及び「県工事検査規程(以下「検査規程」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治施行令(平成25年4月26日政令第129号)(以下「施行令」という。)第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	改正年度の反映
1 1 1 3 1 3 1 3 . 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	1 1 1 1 3 1	3. 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	
1 1 1 1 4 1 4 1 4 . 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、 <u>請負者</u> は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	1 1 1 1 4 1	4. 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	
1 1 1 5 1 5 . 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は()内を非SI単位とする。	1 1 1 1 5 1	5. 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は()内を非SI単位とする。	
1 1 1 2 0 1 1 1 - 1 - 2 用語の定義 1 1 1 2 1 1 2 1 1 1 土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員と	1 1 1 2 0 1	1 - 1 - 2 用語の定義 1 . 土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員と	
は、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。		は、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。	
1 1 1 2 2 1 2 . 本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、 <u>請負者</u> に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における工事執行者(「建設工事執行規則(平成23年5月13日規則第53号)」第2条第1項第2号に規定する工事執行者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	1 1 1 2 2 1	2. 本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に 定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾ま たは協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及 び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると 認める場合における工事執行者(「建設工事執行規則(平 成24年4月1日規則第47号)」第2条第1項第2号に 規定する工事執行者をいう。)に対する報告等を行うとと もに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の とりまとめを行う者をいう。	改正年度の反映

				775	ᄣ	<u>L (17K)</u>	<u> </u>	改訂理由等	
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下		編	章(包	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1 1 2 3 1 3 . 本仕様で規定されている主任監督員とは、「監督規程」にある職務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾をは協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、事実施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成が交付または請負者が作成した図面の承諾を行い、また契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材の試験または検査の実施(他のものに実施させ当該実施確認することを含む)で重要なものの処理、関連工事の整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なもの除く)、一時中止または打切りの必要があると認める場における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりとめを行う者をいう。	諾(おた材施のの場のま工よ、料を調を合指	1	1 1	1 2	3	1	定に事び契の確整除に揮	仕様で規定されている主任監督員とは、「監督規程」に める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾ま は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の作成また 実施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成また、 実施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成また、 対図書に基づく工程の管理、立会、に実施では、工事、 対図書に基づく工程のでの段階確認、工事、 対図書に基域査ので、世界では、 対談または検査ので、世界では、 関連要なものを除く)、設計図書、 で重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを く)、設計図の表記を含むる場合 は、 、監督を 、監督を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
1 1 1 2 4 1 4 . 本仕様で規定されている監督員とは、「監督規程」に定る職務を担当し、主に、 <u>請負者</u> に対する指示、承諾また協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で易なものの作成及び交付または <u>請負者</u> が作成した図面のち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工の管理、立会、段階確認、工事材料試験の実施(重要なのは除く。)を行い、設計図書の変更、一時中止または切りの必要があると認める場合における主任監督員への告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者いう。	たでの工なよのは軽う程も打報	1	1 1	1 2	4	1	る 協語 易が ち の の 切り	仕様で規定されている監督員とは、「監督規程」に定め 職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または 議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽 なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のう軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程管理、立会、段階確認、工事材料試験の実施(重要なも は除く。)を行い、設計図書の変更、一時中止または打りの必要があると認める場合における主任監督員への報を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者を う。	
1 1 1 2 5 1 5 . 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。 1 1 1 2 6 1 6 . 設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説書及び現場説明に対する質問回答書をいう。					5		6. 設語	約図書とは、契約書及び設計図書をいう。 計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明 及び現場説明に対する質問回答書をいう。	
1 1 1 2 7 1 7 . 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごと 規定される特記仕様書を総称していう。	とに	1	1 1	1 2	7	1		様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに 定される特記仕様書を総称していう。	
1 1 1 2 8 1 8 . 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	必要	1	1 1	1 2	8	1	量、 な お	通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	
1 1 1 2 9 1 9 . 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関る明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。		1	1 1	1 2	9	1		記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関す明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をい	
1 1 1 2 9 2 なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した書及び請負者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕書に含まれる。	書面 仕様	1	1 1	1 2	9	2	及7	お、設計図書に基づき監督職員が <mark>受注者</mark> に指示した書面 び <mark>受注者</mark> が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様 に含まれる。	
1 1 1 2 10 1 10. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう		1	1 1	1 2	10	1		場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	
1 1 1 2 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1	1 1	1 2	11	1		問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約 件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をい 。	

現行条文	上水上事共通は保育が旧に収収 改訂条文 改訂集文 改訂集文								
- 現1J示义		改訂理由等							
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 い	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由							
1 1 1 2 12 1 1 12 1 2 12 1 1 12		なお書き以降を改行							
1 1 1 2 13 1 13. 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量 び規格を示した書類をいう。	1 1 1 2 13 1 13 . 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及 び規格を示した書類をいう。								
1 1 1 2 14 1 14. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が <u>請負者</u> 対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し 実施させることをいう。	1 1 1 2 14 1 14. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。								
11215115承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者を くは監督職員または 請負者 が書面により同意することを う。									
1 1 1 2 16 1 16. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、列者または監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論得ることをいう。									
1 1 1 2 17 1 1 17. 提出とは、監督職員が請負者に対し、または <u>請負者</u> が顕職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。								
1 1 2 18 1 18. 提示とは、監督職員が請負者に対し、または <u>請負者</u> が 職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその の資料を示し、説明することをいう。	1 1 2 18 1 18 . 提示とは、監督職員が受注者に対し、または <mark>受注者</mark> が監督 職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他 の資料を示し、説明することをいう。								
1 1 1 2 19 1 19. 報告とは、 <u>請負者</u> が監督職員に対し、工事の状況またに 果について書面により知らせることをいう。	1 1 1 2 19 1								
1 1 1 2 20 1 20 . 通知とは、発注者または監督職員と請負者または現場付人の間で、監督職員が請負者に対し、工事の施工に関す事項について、書面により互いに知らせることをいう。	1 1 1 2 20 1 20 . 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。								
21. 連絡とは、監督職員と請負者または現場代理人の間で、 督職員が請負者に対し、または <u>請負者</u> が監督職員に対し 契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべ 事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの 名または押印が不要な手段により互いに知らせることを う。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする	督職員が <mark>受注者</mark> に対し、または <mark>受注者</mark> が監督職員に対し、 契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき 事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署								
22. 納品とは、 <u>請負者</u> が監督職員に工事完成時に成果品を終 ることをいう。	22. 納品とは、 <mark>受注者</mark> が監督職員に工事完成時に成果品を納め ることをいう。								
23. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	23. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。								
1 1 1 2 21 1 24. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したもを有効とする。									

							<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節身	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1 1 2 22 1	25 .	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、 検査職員または <u>請負者</u> が臨場もしくは関係資料により、そ の内容について契約図書との適合を確かめることをいう。		1	1 2	2 22	1	25 .	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、 検査職員または <mark>受注者</mark> が臨場もしくは関係資料により、そ の内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	
1 1 1 2 23 1	26 .	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が 臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめ ることをいう。		1	1 2	2 23	1	26 .	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が 臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめ ることをいう。	
1 1 1 2 24 1	27 .	工事検査とは、検査職員が契約書第32条(検査及び引渡し)、第38条(部分払)、第39条(部分引渡し)に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	1	1	1 2	2 24	1	27 .	工事検査とは、検査職員が契約書第32条(検査及び引渡し)、第38条(部分払)、第39条(部分引渡し)に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	
1 1 1 2 25 1	28 .	検査職員とは、契約書第31条及び契約書32条第2項の規定 に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をい う。	1	1	1 2	2 25	1	28 .	検査職員とは、契約書第31条及び契約書32条第2項の規定 に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をい う。	
1 1 1 2 26 1	29 .	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、 <u>請負者</u> の負担とする。		1	1 2	2 26	1	29 .	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	
1 1 1 2 27 1	30 .	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。		1	1 2	2 27	1	30 .	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	
1 1 1 2 28 1	31 .	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規 定する始期日をいう。	1	1	1 2	2 28	1	31 .	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規 定する始期日をいう。	
1 1 1 2 29 1	32 .	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう。	1	1	1 2	2 29	1	32 .	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工事製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	D条件に工場製作を含めるため
1 1 1 2 30 1	33 .	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部を いう。	1	1	1 2	2 30	1	33 .	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部を いう。	
1 1 1 2 31 1	34 .	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	1 2	2 31	1	34 .	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	
1 1 1 2 32 1		仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。							仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完 成に必要とされるものをいう。	
1 1 1 2 33 1		工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地ま たは水面の区域をいう。						36 .	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地ま たは水面の区域をいう。	
1 1 1 2 34 1	37 .	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	1 2	2 34	1	37 .	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場 所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	
1 1 1 2 35 1	38 .	SIとは、国際単位系をいう。	1	1	1 2	2 35	1	38 .	SIとは、国際単位系をいう。	

現行条文	一	<u>小</u> 」	改訂理由等						
がけかく						Man and a			
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 に					項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1 2 36 1 39 . 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に 生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	וכ	1	1 1	2	36	1	39 .	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に 生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	
1 1 1 2 37 1 40. JIS規格とは、日本工業規格をいう。					37			JIS規格とは、日本工業規格をいう。	
1 1 1 3 0 1 1 - 1 - 3 設計図書の照査等					0			設計図書の照査等	
1 1 3 1 1 1 1 1 1 1	共	1	1 1	3	1	1	Ι.	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、 受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共 通仕様書等については、受注者が備えなければならない。	
1 1 1 3 2 1 2 . 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	書そめ形とた	1	1 1	3	2	1	2 .	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	はお書き以降を改行
1 1 1 3 3 1 3 <u>請負者</u> は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。	J図 fic	1	1 1	3	3	1	3 .	受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。	
1 1 1 4 0 1 1 - 1 - 4 施工計画書					0		1 - 1 - 4		
1 1 4 1 1 1 1 1 1 1		1	1 1	4	1	1	1 .	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	
1 1 1 4 1 2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	ħ	1	1 1	4	1	2		受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	
1 1 1 4 1 3 この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、 <u>請負者</u> は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	こつ	1	1 1	4	1	3		この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	長記の統一
1 1 1 4 1 4 1 1 1 1 1 4 1 5 (2)計画工程表					1			工事概要 計画工程表	
1 1 1 4 1 6 (3) 現場組織表		1	1 1	4	1	6	(3)	現場組織表	
1 1 1 4 1 7 (4) 指定機械		1	1 1	4	1	7	(4)	指定機械	
1 1 1 4 1 8 (5) 主要船舶・機械 1 1 1 4 1 9 (6) 主要資材					1			主要船舶・機械主要資材	
1 1 1 4 1 10 (7)施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む))	1	1 1	4	1	10	(7)	施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	
1 1 1 4 1 11 (8) 施工管理計画						11		施工管理計画	
1 1 1 4 1 12 (9) 安全管理 1 1 1 4 1 13 (10) 緊急時の体制及び対応					1	12 13	(9)	安全管理 緊急時の体制及び対応	
1 1 1 4 1 14 (11) 交通管理		1	1 1	4	1	14	(11)	交通管理	
「1 │ 1 │ 1 │ 4 │ 1 │ 15 │						15	(12)	環境対策	
1 1 4 1 16 (13) 現場作業環境の整備 1 1 1 4 1 17 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法						16 17	(13)	現場作業環境の整備 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	
1 1 1 4 1 18 (15) その他					1			その他	

						<u></u>	<u>⊥ 3</u>	+ 77		<u> </u>	吉利旧几較衣	改訂理由等	
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1	1	4 2	1	2 .	請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1 4	1 2	1	2 .	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	
1 1					請負者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した 事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければ ならない。							受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	
1 1				1 - 1 - 5	<u>工事カルテ作成、</u> 登録 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が				5 0 5 1	1	1 - 1 - 5	コリンズ(CORINZ)への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が	正式夕秋の亦再
					500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS))に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実 績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督 職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜 日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更が あった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、 完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日 以内に、訂正時は適宜登録機関に登録 <u>申請</u> をしなければな らない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価 契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・ 完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。							500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(ユリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	正式名称の変更 登録手続きの変更に伴う改定
1 1	1	5 1	2		なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に 行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則とし て登録を必要としない。	1	1	1 5	5 1	2		なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に 行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則とし て登録を必要としない。	
1 1	1	5 1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1	1	1 5	5 1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が <mark>受注者</mark> に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	
1 1				1 - 1 - 6 1 .	監督職員 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項 に規定した事項である。				6 0 6 1	1		監督職員 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項 に規定した事項である。	
1 1	1	6 2	1	2 .	監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。	1	1	1 6	6 2	1	2 .	監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	
1 1 1					工事用地等の使用 請負者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事 用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理する ものとする。				7 0			工事用地等の使用 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事 用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理する ものとする。	

	現行条文										`~	<u>- 1-</u>		<u>╕扱∷⊔╻┎╅Ҳ</u> ╻ҳ	改訂理由等	
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条耳	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	1	1	7	2	1		設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び 工事の施工上 <u>請負者</u> が必要とする用地については、自ら準 備し、確保するものとする。この場合において、工事の施 工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地(請負者の現 場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専 ら <u>請負者</u> が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等 をいう。		1	1	7	2	1		設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び 工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	
1	1	1	7	3	1		請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。		1	1	7	3	1		受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	
1	1	1	7	4	1		請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。		1	1	7	4	1		受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	
1	1	1	7	5	1		発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、 <u>請負者</u> は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。		1	1	7	5	1		発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が 復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において 自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に 支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合 において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に 異議を申し立てることができない。	
1	1	1	7	6	1		請負者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	1	1	1	7	6	1		受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	
1	1	1	8	0	1		請負者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	1		1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	
				0		1 .	工事の下請負 <u>請負者</u> は、下請負に付する場合には、 <u>次</u> の各号に掲げる要		1					1.	工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、 <u>以下</u> の各号に掲げる	表記の統一
1	1	1	9	1	2	(1)	件をすべて満たさなければならない。 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	9	1	2	(1)	要件をすべて満たさなければならない。 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が宮城県の工事指名競争参加資格者である場合に は、 <u>営業停止</u> 、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が宮城県の工事指名競争参加資格者である場合に は、指名停止期間中でないこと。	指名競争参加資格と営業停止は関連がないにも 拘わらず、現行文は競争参加資格を有する場合 の下請け要件として営業停止でないことを規定 し、営業停止命令以上の営業制限を課している ため、削除する。
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	LESS BRANCES
1	1	1	9	2	1		請負者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱(平成19年3月28日付け事管第472号土木部長通知)」を遵守すること。		1	1	9	2	1		受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱(平成19年3月28日付け事管第472号土木部長通知)」を遵守すること。	

現行条文			-7	77.	ᄪᄔ	<u> </u>	青新旧比較表	改訂理由等	
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下		編	章(包	節 条	項	項以下	編章節条	改訂条文 新・条文構成	改定理由
1 1 1 10 0 1 1 1 - 1 - 10 施工体制台帳 iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	的の請されら 国土で、国 で、国 は、国 体制				0			施工体制台帳 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請 負代金額(当該 下請負契約が2以上ある場合は、それら の請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交 通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」 (平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国 港建第112号、国空建第68号)及び「「施工体制台帳に係 る書類の提出について」の一部改正について」(平成24年 7月4日付け国官技第96号、国営整第59号、国港技第34号、 国空安保第157号)に従って記載した施工体制台帳を作成 し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提 出しなければならない。	
1 1 1 10 2 1 2 . 第1項の <u>請負者</u> は、国土交通省令及び「施工体制台帳る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官70号、国営技第30号、国港建第112号)に従って、各1負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にて、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければない。	宮技第 下請 い従っ 場所に	1	1 1	1 10	2	1	2 .	第1項の受注者は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」(平成13年3月30日付け国コ企第3号)に基づき、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	
1 1 1 10 3 1 3 . 第1項の <u>請負者</u> は、監理技術者、主任技術者(下請負含む)及び第1項の <u>請負者</u> の専門技術者(専任してい合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなばならない。	Nる場 質写	1	1 1	1 10	3	1	3 .	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下受注者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	
1 1 1 10 4 1 4 . 第1項の <u>請負者</u> は、施工体制台帳及び施工体系図に変生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しればならない。		1	1 1	1 10	4	1		第1項の <mark>受注者</mark> は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が 生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなけ ればならない。	
1 1 1 11 0 1 1 - 1 - 11 <u>請負者</u> 相互の協力 1 1 1 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事また 連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければない。	は関	1	1 1	1 11 1 11	0	1	1 - 1 - 11	受注者相互の協力 受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	
1 1 1 1 1 1 1 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工され合にも、これら関係者と相互に協力しなければならな		1	1 1	1 11	1	1		また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	
1 1 1 12 0 1 1 - 1 - 12 調査・試験に対する協力					0			調査・試験に対する協力	
1 1 1 12 1 1 12 1 1 1	されに体的な				1			受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	
1 1 1 12 2 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 2 1 1 3 2 1 2 1 3 2 1 3 2 1 3 2 2 1 3 2 2 2 1 3 3 2 3	協力を	1	1 1	1 12	2	1	2 .	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	

									- /	\~= I	<u> </u>	<u>《日孙川니니刊》</u>	改訂理由等	
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1	1	12	2	1	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等 必要な協力をしなければならない。	1	1	1	12 2	1	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等 必要な協力をしなければならない。	
1 1	1	12	2	1	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	1	1	1	12 2	1	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	
1 1	1	12	2	1	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い 就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、 日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に 行なわなければならない。	1	1	1	12 2	1	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い 就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、 日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に 行なわなければならない。	
1 1	1	12	2	1	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	1	1	1	12 2	1	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当 該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以 降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定 めなければならない。	
1 1	1	12	3	1	3 .	請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	12 3	1	3 .	受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1 1	1	12	4	1	4 .	請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	12 4	1	4 .	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1 1	1	12	5	1	5 .	請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	1	1	1	12 5	1	5 .	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	
1 1						また、 <u>請負者</u> は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。							また、 <mark>受注者</mark> は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	
1 1						工事の一時中止 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 41臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。				13 0 13 1			工事の一時中止 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当 する場合においては、あらかじめ受注者に対して書面を もって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または 一部の施工について一時中止をさせることができる。な お、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火 災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 41臨機の措置により、受注 者は、適切に対応しなければならない。	記の統一
1 1	1	13	1	2	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発 見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	1	1	1	13 1	2	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発 見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	
1 1	1	13	1	3	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当 と認めた場合	1	1	1	13 1	3	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当 と認めた場合	

	現行条文									<u> </u>	.自初11日比较化	改訂条文	改訂理由等
編章	節:	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節身	译 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1	1	13 1	4		工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当 または不可能となった場合						(3)	工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当 または不可能となった場合	
1 1	1	13 2	1	2	発注者は、 <u>請負者</u> が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を <u>請負者</u> に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	1	1	1 1:	3 2	1	2 .	発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	
1 1	1	13 3	1	3	前1項 <u>および</u> 2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、 <u>請負者</u> は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1 1:	3 3	1	3 .	前1項 <u>及び</u> 2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	表記の統一
1 1					設計図書の変更				4 0 4 1			設計図書の変更	
		14 1		I	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。		1	1 14	+ I	1		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	
1 1					領(平成13年3月30日事管第551号産業経済部長・土木部長通知)」に基づき、適切に処理しなければならない。				4 2			設計図書の変更は、「建設工事に係る設計変更事務取扱要領(平成13年3月30日事管第551号産業経済部長・土 木部長通知)」に基づき、適切に処理しなければならない。	
1 1 1				1 - 1 - <u>15</u> 1	工期変更 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19 条、第20条第3項、第21条及び第44条第2項の規定に基づ く工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対 象であるか否かを監督職員と請負者との間で確認する(本 条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職 員はその結果を <u>請負者</u> に通知するものとする。				5 0 5 1			工期変更 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19 条、第20条第3項、第21条及び第44条第2項の規定に基づ く工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対 象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本 条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職 員はその結果を受注者に通知するものとする。	
1 1	1	15 2	1	2	請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1 1!	5 2	1	2 .	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 1	1	15 3	1	3	請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1 1:	5 3	1		受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	

	小工事六四工协	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 1 1 15 4 1 4 . <u>請負者</u> は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1 1 1 15 4 1	4. 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 1 1 15 5 1 5 . <u>請負者</u> は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1 1 1 15 5 1	5. 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 1 1 1 16 0 1 1 - 1 - 16 支給材料及び貸与物件 1 1 1 1 16 1 1 1 1	1 1 1 16 0 1 1 1 1 16 1 1	1 - 1 - 16 支給材料及び貸与 <mark>品</mark> 1 . <mark>受注者</mark> は、支給材料及び貸与 <mark>品</mark> を契約書第15条第 8 項の規	
規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければ ならない。		定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	
1 1 1 16 2 1 2 . <u>請負者</u> は、支給材料及び貸与 <u>物件</u> の受払状況を記録した帳 簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければ ならない。	1 1 1 16 2 1	2. <mark>受注者</mark> は、支給材料及び貸与 <mark>品</mark> の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	
1 1 1 16 3 1 3 . <u>請負者</u> は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の 精算が可能な場合は、その時点。)に、支給材料精算書を 監督職員に提出しなければならない。	1 1 1 16 3 1	3. <mark>受注者</mark> は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の 精算が可能な場合は、その時点。)に、支給材料精算書を 監督職員に提出しなければならない。	
1 1 1 16 4 1 4 . 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下ろしを含む運搬に係る費用は <u>請負者</u> の負担とする。		4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書 または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの 積込み、荷下ろしを含む運搬に係る費用は受注者の負担と する。	
1 1 1 16 5 1 5 . 請負者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は請負者の負担とする。		5. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。	なお書き以降を改行
1 1 1 16 6 1 6 . <u>請負者</u> は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1 1 1 16 6 1	6. 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1 1 1 16 7 1 7 . <u>請負者</u> は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	1 1 1 16 7 1	7. <mark>受注者</mark> は、支給材料及び貸与 <mark>品</mark> を他の工事に流用してはならない。	
1 1 1 16 8 1 8 . 支給材料及び貸与物件の所有権は、 <u>請負者</u> が管理する場合でも発注者に属するものとする。	1 1 1 16 8 1	8. 支給材料及び貸与 <mark>品</mark> の所有権は、 <mark>受注者</mark> が管理する場合で も発注者に属するものとする。	
1 1 1 17 0 1 1 - 1 - 17 工事現場発生品	1 1 1 17 0 1	1 - 1 - 17 工事現場発生品	

現行条文	<u>入工事共進江禄音和旧比較农</u> 改訂条文	改訂理由等
1	編章節条項以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
1 1 1 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1 1 1 17 2 1 2 <u>請負者</u> は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、 監督職員の指示する場所で監督職員が引き渡すとともに、 あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1 1 1 17 2 1 2 . 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員が引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1 1 1 17 3 1 3 1 3 . 請負者は、前2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。	1 1 1 17 3 1 3 . <mark>受注者</mark> は、前2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で 処分しなければならない。	
1 1 1 18 0 1 1 1 - 1 - 18 建設副産物 1 1 1 18 1 1 1 1 1 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 18 0 1 1 1 - 1 - 18 建設副産物 1 1 1 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1 1 1 18 2 1 2 . <u>請負者</u> は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	1 1 1 18 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	
1 1 1 18 3 1 3 . <u>請負者</u> は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1 1 1 1 8 3 1 3 . 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	
1 1 1 18 4 1 4 <u>請負者</u> は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1 1 1 18 4 1 4 . <mark>受注者</mark> は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	
1 1 1 18 5 1 5 . <u>請負者</u> は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1 1 1 18 5 1 5 . <mark>受注者</mark> は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	

現行条文		上个工事共进江禄青村旧比敦农 改訂条文 改訂集由等										
現行宗义												
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成		章()	節条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由			
	生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を には、工事完了後速やかに実施状況を記録し 利用実施書」及び「再生資源利用促進実施 員に提出しなければならない。	1	1	1 18	3 6	1	6 .	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。				
1 1 1 19 0 1 1 - 1 - 19 工事完成図		1			0		1 - 1 - 19	工事完成図				
1 1 19 1 1 1 . <u>請負者</u> は、設 ならない。	計図書に従って工事完成図を作成しなければ	1	1	1 19	9 1	1	1 .	受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければ ならない。				
	プロック製作工等工事目的物によっては、監 を得て工事完成図を省略することができる。	1	1	1 19	9 1	2		ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。				
1 1 1 20 0 1 1 1 - 1 - 20 工事完成検査		1	1 .	1 20	0 0	1	1 - 1 - 20	工事完成検査				
1 1 1 20 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、契	約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書 提出しなければならない。) 1			受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。				
	事完成通知書を監督職員に提出する際には、 げる要件をすべて満たさなくてはならない。	1	1	1 20	2	1	2 .	受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、 以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	表記の統一			
1 1 1 20 2 2 (1) 設計図書(追工事が完成し	加、変更指示も含む。) に示されるすべての ていること。	1	1	1 20	2	2	(1)	設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。				
1 1 1 20 2 3 (2) 契約書第17条 改造が完了し	第1項の規定に基づき、監督職員の請求した ていること。	1	1	1 20	2	3	(2)	契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した 改造が完了していること。				
	り義務付けられた工事記録写真、出来形管理 係図等の資料の整備がすべて完了しているこ	1	1	1 20	2	4	(3)	設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理 資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了しているこ と。				
	う必要が生じた工事においては、最終変更契 締結していること。	1	1	1 20	2	5	(4)	契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契 約を発注者と締結していること。				
	事完成検査に先立って、監督職員を通じて <mark>請</mark> 検査日を通知するものとする。	1	1	1 20	3	1	3 .	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて <mark>受</mark> 注者に対して検査日を通知するものとする。				
	監督職員及び <u>請負者</u> の臨場の上、工事目的物 契約図書と対比し、 <u>次</u> の各号に掲げる検査を る。		1	1 20) 4	1	4 .	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	表記の統一			
1 1 1 20 4 2 (1) 工事の出来形び出来ばえ	について、形状、寸法、精度、数量、品質及	1	1	1 20	0 4	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及 び出来ばえ				
	に関する書類、記録及び写真等) 4			工事管理状況に関する書類、記録及び写真等				
	修補の必要があると認めた場合には、 <u>請負者</u> 限を定めて修補の指示を行うことができる。	1	1	1 20	5	1	5 .	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、 <mark>受注者</mark> に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。				

	工小工事共进证的		
現行条文		改訂条文	改訂理由等
項	編章節条項以	通 人 編章節条 新・条文構成 -	改定理由
1 1 20 6 1 6 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補何了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定る期間に含めないものとする。		6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	
1 1 1 20 7 1 7 . <u>請負者</u> は、当該工事完成検査については、第3編1 - 6第3項の規定を準用する。		5 <u>監督職員による確認及び立会等</u> 第3項の規定を準用する。	引用条文の名称の抜け
1 1 1 21 0 1 1 - 1 - 21 既済部分検査等 1 1 1 21 1 1 1 21 1 1 1 3	の		
2. <u>請負者</u> は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うさは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資を作成し、監督職員に提出しなければならない。		2. <mark>受注者</mark> は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うと きは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料 を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1 1 1 21 3 1 3 . 検査職員は、監督職員及び <mark>請負者</mark> の臨場の上、工事目的を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の号に掲げる検査を行うものとする。	物 1 1 1 21 3 1	3. 検査職員は、監督職員及び <mark>受注者</mark> の臨場の上、工事目的物 を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各 号に掲げる検査を行うものとする。	
1 1 1 21 3 2 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質 び出来ばえの検査を行う。	及 1 1 1 21 3 2	(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及 び出来ばえの検査を行う。	
1 1 1 21 3 3 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考して検査を行う。	U 1 1 1 21 3 3	(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	
1 1 1 21 4 1 4 . <u>請負者</u> は、検査職員の指示による修補については、前約 第5項の規定に従うものとする。	D 1 1 1 21 4 1	4. <mark>受注者</mark> は、検査職員の指示による修補については、前条の 第5項の規定に従うものとする。	
1 1 1 21 5 1 5 . 請負者 は、当該既済部分検査については、第3編1 - 6第3項の規定を準用する。	- 1 1 1 21 5 1	5. <u>受注者</u> は、当該既済部分検査については、第3編1-1- <u>5監督職員による確認及び立会等</u> 第3項の規定を準用す る。	引用条件の名称の抜け
1 1 1 21 6 1 6 . 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて 負者に対して検査日を通知するものとする。	請 1 1 1 21 6 1	6 . 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて <mark>受</mark> <u>注者</u> に対して検査日を通知するものとする。	
1 1 1 21 7 1 7 . <u>請負者</u> は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求 行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、 職員に提出しなければならない。	督 1 1 1 21 7 1	7. <mark>受注者</mark> は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求を 行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督 職員に提出しなければならない。	
1 1 1 22 0 1 1 - 1 - 22 部分使用 1 1 1 22 1 1 1 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとなる。	1 1 1 22 0 1 1 1 1 22 1 1		
1 1 1 22 2 1	事 1 1 1 22 2 1 及	გ.	
1 1 23 0 1 1 - 1 - 23 施工管理	1 1 1 23 0 1	1 - 1 - 23 施工管理	

現行条文	<u>个上争共地让你</u>	改訂理由等	
がロック	T百	改訂条文	ᄊᄞᆇᆔᅺ
編章節条項以編章節条 旧・条文構成	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 1 23 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 23 1 1	1. <mark>受注者</mark> は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	
1 1 1 23 2 1 2 . 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、請負者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。	1 1 1 23 2 1	2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。	
1 1 1 23 2 2 (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 1 1 1 23 2 3 (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合	1 1 1 23 2 2 1 1 1 23 2 3	(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合	
1 1 1 23 2 4 (3)試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	1 1 1 23 2 4	(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	
1 1 1 23 2 5 (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合		(4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	
1 1 1 23 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	1 1 1 23 3 1	3. <mark>受注者</mark> は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び <mark>受注</mark> 者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。	
1 1 1 23 4 1 4 . <u>請負者</u> は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	1 1 1 23 4 1	4. <mark>受注者</mark> は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	
1 1 1 23 5 1 5 . 請負者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	1 1 1 23 5 1	5. <mark>受注者</mark> は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	
1 1 1 23 6 1 6 . <u>請負者</u> は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、 <u>請負者</u> 自らの負担で原形に復元しなければならない。	1 1 1 23 6 1	6. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	
1 1 23 7 1 7 . <u>請負者</u> は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1 1 1 23 7 1	7. <mark>受注者</mark> は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	
1 1 1 23 8 1 8 . <u>請負者</u> は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	1 1 1 23 8 1	8. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	
1 1 1 23 9 1 9 . <u>請負者</u> は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	1 1 1 23 9 1	9. <mark>受注者</mark> は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	

							-/\	· ~= 1	<u>— 127</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節	条 項	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
	1 23 9			なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。						なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていい工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行ものとする。	いな すう
	1 24 0		1 - 1 - 24	履行報告 請負者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書 を監督職員に提出しなければならない。					1	1 - 1 - 24 履行報告 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告 を監督職員に提出しなければならない。	告書
	1 25 0 1 25 1		1 - 1 - 25 1 .	工事関係者に対する措置請求 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保 及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるもの があるときは、 <u>請負者</u> に対して、その理由を明示した書面 により、必要な措置をとるべきことを請求することができ る。				25 0 25 1		1 - 1 - 25 工事関係者に対する措置請求 1 . 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の研究が工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるもがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した間により、必要な措置をとるべきことを請求することがで	もの 書面
1 1	1 25 2	2 1	2 .	発注者または監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1	1	1 2	25 2	1	2. 発注者または監督職員は、主任技術者(監理技術者)、門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の近に関して、著しく不適当と認められるものがあるときに受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要措置をとるべきことを請求することができる。	遵守 は、
	1 26 0 1 26 1			工事中の安全確保 <u>請負者</u> は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房				26 0		1 - 1 - 26 工事中の安全確保 1 . <mark>受注者</mark> は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣)	う は は で の 修 正
				技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全 技術指針(国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本 埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本 増立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本 協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技 術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参 考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の 防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当 該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではな い。						技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工会技術指針(国土交通省総合政策局建設施工企画課長通道平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本海埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本海協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起調術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害防止を図らなければならない。ただし、これらの指針に該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	安全 主 本 替 直 を を を の は は は
1 1	1 26 2	1	2 .	請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	1	1	1 2	26 2	1	2. <mark>受注者</mark> は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくて、流水及び水陸交通の支障となるような行為、またに衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	
1 1	1 26 3	3 1	3 .	請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	1	1	1 2	26 3	1	3. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既 造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなればならない。	
1 1	1 26 4	1	4 .	請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、 天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止め るため防災体制を確立しておかなくてはならない。	1	1	1 2	26 4	1	4. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対してに 天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い」 るため防災体制を確立しておかなくてはならない。	

編章 第	節 条 項 1 26 5	項以下	編章節条								改訂理由等	
1 1	1 26 5		編早即示	旧・条文構成	編	章(節	冷	項	項以下	編章節条 新	í・条文構成	改定理由
		1	5 .	請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	1	1 1	26	5	1		における事故防止のため一般の立 の区域に、柵、門扉、立入禁止の ならない。	
1 1	1 26 6	1	6 .	請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	1	1 1	26	6	1		安全巡視を行い、工事区域及びそ 絡を行い安全を確保しなければな	
1 1	1 26 7	1		請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	1	1 1	26	7	1	務所、作業員宿舎、休憩 い、快適な職場を形成す	メージアップを図るため、現場事所または作業環境等の改善を行るとともに、地域との積極的なコ場周辺の美装化に努めるものとす	
	1 26 8			請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。			26			り、半日以上の時間を割 容を選択し、定期的に安 なければならない。	当て、以下の各号から実施する内全に関する研修・訓練等を実施し	記の統一
1 1 1	1 26 8 1 26 8 1 26 8	3	(2)	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 当該工事内容等の周知徹底 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	1	1 1	26 26 26	8	3	(1) 安全活動のビデオ等視覚 (2) 当該工事内容等の周知徹 (3) 工事安全に関する法令、	底	
1 1 1	1 26 8 1 26 8	5	(4)	当該工事に関するなる、過度、指述者の同な順位 当該工事における災害対策訓練 当該工事現場で予想される事故対策	1	1 1	26	8	5	(4) 当該工事における災害対 (5) 当該工事現場で予想され	策訓練	
1 1 1	1 26 8 1 26 9	7	(6)	その他、安全・訓練等として必要な事項 <u>請負者</u> は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の 具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければなら ない。	1	1 1	26	8	7	(6) その他、安全・訓練等と 9. <mark>受注者</mark> は、工事の内容に		
1 1 1	1 26 10	1	10 .	請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、 ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管 し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものと する。	1	1 1	26	10	1	ビデオ等または工事報告	安全訓練等の実施状況について、 等に記録した資料を整備及び保管 った場合は直ちに提示するものと	
1 1	1 26 11	1	11 .	請負者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄 道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管 理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係 者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保 しなければならない。	1	1 1	26	11	1	道事業者、河川管理者、 理者、漁港管理者、海上 ⁶	所管海上保安部、道路管理者、鉄 港湾管理者、空港管理者、海岸管 保安部、労働基準監督署等の関係 連絡を取り、工事中の安全を確保	
1 1	1 26 12	1		請負者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途 工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な 情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定 める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連 絡会議を組織するものとする。	1	1 1	26	12	1	工事がある場合は、請負 情報交換を行うとともに、	接しまたは同一場所において別途 業者間の安全施工に関する緊密な 、非常時における臨機の措置を定 ため、関係者による工事関係者連 する。	
1 1	1 26 13	1	13.	監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改正 法律 第50号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、 同条第2項の規定に基づき、 <u>請負者</u> を指名した場合には、 <u>請負者</u> はこれに従うものとする。	1	1 1	26	13	1	第50号)第30条第1項に	生法(平成18年6月2日改正 法律 規定する措置を講じる者として、 き、 <mark>受注者</mark> を指名した場合には、 とする。	

環境 節条 項 以下 編章節条 日・条文構成 環境 節条 項 以下 編章節条 日・条文構成 第 章 節条 項 以下 編章節条 第 章 節条 項 以下 編章節条 第 章 節条 項 以下 編章節条 第 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	改定理由
せ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておかなければならない。 1	
確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。 1 1 1 26 16 1 16. <u>請負者</u> は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。 1 1 1 26 17 1 17. <u>請負者</u> は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告しない。 1 1 1 26 17 1 17. <u>請負者</u> は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体	
合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。 1 1 1 26 17 1 17. <u>請負者</u> は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体	
1 1 1 26 18 1 18. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに 関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、 補修しなければならない。 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 1 1 26 18 1 <td></td>	
1 1 1 27 0 1 1 - 1 - 27 爆発及び火災の防止 1 1 1 27 0 1 1 - 1 - 27 爆発及び火災の防止	
1 1 1 27 1 1 1 1 27 1 1 1 1 1 27 1 1 1 1	
1 1 1 27 1 2 (1) 1 1 2 (1) 1 2 (1) 1 2 (1) 1 2 (1) 1 2 (1) 1 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 2 (1) 0 3 (1) 0	
1 1 1 27 1 3 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する 1 1 1 27 1 3 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する 火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を 提示しなければならない。	
1 1 27 1 3 (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	
1 1 1 27 2 1 2 . <u>請負者</u> は、火気の使用については、以下の規定による。 1 1 1 27 2 1 2 . <u>受注者</u> は、火気の使用については、以下の規定による。	
1 1 27 2 2 2 (1) if 負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	

	現行条文										-/\	الخند	<u> — </u>	水田小	改訂理由等		
Ź,	扁 重	章 食	介 条	項	項以下	編章節条		旧・条文構成	編	章(節条	項	I i l i	真 人 編	扁章節条	新・条文構成	改定理由
	,	1 1	27	2	3	(:		<u>請負者</u> は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	1	1	1 27	7 2	3	3	(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	
		l 1	27	2	4			請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。		1						受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
	,	I 1	27	2	5	(4		請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を 野焼きしてはならない。	1	1	1 27	7 2	5	5	(4)) <mark>受注者</mark> は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を 野焼きしてはならない。	
		l 1	28	3 0	1	1 - 1 - 2				1	1 28	3 0	1	1	1 - 1 - 28	後片付け	
	,	l 1	28	3 1	1			請負者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の 請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整 然とした状態にするものとする。	1	1	1 28	3 1	1	1		受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の 受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整 然とした状態にするものとする。	
		I 1	28	3 1	2			ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	1	1	1 28	3 1	2	2		ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	
					1	1 - 1 - 2		事故報告書 <u>請負者</u> は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ち に監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工		1					1 - 1 - 29	事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、エ	
					1 1	1 - 1 - 3	30	事事故報告書を提出しなければならない。 環境対策 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1 1						事事故報告書を提出しなければならない。 環境対策 ・受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	
		I 1	30	0 2	1	:		請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	1	1	1 30) 2	1	1	2	. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	
		I 1	30) 3	1	:		請負者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1 30	0 3	1	1	3	. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	

											-	· 迪1	<u> </u>	改訂理由等		
編	章	節:	条項	項以下		編章的	節条	旧・条文構成	編	章(節系	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	1	1 :	30 4	1			4 .	請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1 3	30 4	1	4 .	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、 適切な措置をとらなければならない。	
1	1	1 :	30 5	1			5 .	請負者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。		1	1 3	5 5	1	5 .	受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	
1	1	1 ;	30 6	1			6.	請負者は、工事の施工にあたり表1 - 1に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表1 - 2に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。		1	3	30 6	1	6 .	受注者は、工事の施工にあたり表 1 - 1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、表 1 - 1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に適合する法律」(平成17年法律51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	
								ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。							受注者はトンネル坑内作業において表1・2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1・2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第16条第1項第2項もしくは第20条第1項第2項の口に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。トンネル用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。トンネル用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、トンネル用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	

										\ \(\frac{1}{2}\)	<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等
編	章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節剣	条項	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
1	1	1 3	30 7	1	7.	請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	1	1	1 3	30 7	1	7. <mark>受注者</mark> は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油 (ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
1	1	1 3	30 8	1	8 .	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1 3	30 8	1	8. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	
1	1	1 3	30 9	1	9 .	請負者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計および提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	1	1	1 3	30 9	1	9. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	
				1 1		文化財の保護 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意 し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に 文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に 関して監督職員に協議しなければならない。				31 0 31 1		1 - 1 - 31 文化財の保護 1 . <mark>受注者</mark> は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
				1		請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 交通安全管理				31 2		2. <mark>受注者</mark> が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	

		<u> </u>									
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成	編	章	節	第 条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由		
1 1 32 1 1 1 3. iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii) 	1	1	32	2 1	1	す し に し お	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。	なお書き以降を改行		
1 1 1 32 2 1 2 . <u>請負者</u> は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	<u>É</u>	1	1	32	2 2	1	と し 方 の	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。			
1 1 1 32 3 1 3 . <u>請負者</u> は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。	幾	1	1	32	2 3	1	到 数 数	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土少、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。			
1 1 1 32 4 1 4 . iigat (供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	##T 4m) N=# +# Inft	1	1	322	2 4	1	は警路土設路し防部道防省	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国方第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国方第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	改正年度の更新		
1 1 1 32 5 1 5 . 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、 請負者の責任において使用するものとする。	1	1	1	32	2 5	1		発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、 受注者の責任において使用するものとする。			
1 1 1 32 6 1 6 . 請負者は、特記仕様書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する <u>請負者</u> と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。		1	1	32	2 6	1	る 関	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。			
1 1 32 7 1 7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	6	1	1	32	2 7	1	に の と き	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の章害物を撤去しなくてはならない。			

				-/>		<u> </u>	百列川山北北北	改訂理由等	
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章(章	節	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1 1 32 8 1 8 .	工事の性質上、 <u>請負者</u> が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	1	1	1 32	2 8	1		工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	
1 1 1 32 9 1 9 .	請負者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1	1	1 32	2 9	1		受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	
1 1 1 32 10 1 10.	請負者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1 32	2 10	1		受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	なお書き以降を改行
1 1 1 32 11 1 11.	請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1 32	2 11	1	11 .	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	なお書き以降を改行
	請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令 (平成16年12月8日改正政令第387号)第3条における一般 的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条 の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければな らない。				2 12			受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令 (平成23年12月26日改正 政令第424号)第3条における一 般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47 条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければ ならない。また、道路交通法施行令(平成24年3月22日改 正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、 資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成24年 8月改正 法律第67条)第57条に基づく許可を得ているこ とを確認しなければならない。	記載を追加
1 1 1 32 12 2 1 1 1 32 12 3	表1-3 一般的制限値 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載され				2 12 2 12	2		表1-3 一般的制限値 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載され	
	ている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。							ている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両を けん引している場合にはこのけん引されている車両を含 む。	
1 1 1 33 0 1 1 - 1 - 33 1 1 1 33 1 1					3 0		1 - 1 - 33	施設管理 受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含	かや事キリルケットに
	請負者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。							む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	らい 自 C N M T C N M T C N M T N N N N N N N N N N N N N
	諸法令の遵守 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑 な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は <u>請負者</u> の責任 において行わなければならない。なお、主な法令は以下に 示す通りである。				4 0 4 1	1		諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑 な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任 において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。	なお書き以降を改行
1 1 1 34 1 2 (1)	会計法 (平成18年6月改正 法律第53号)	1	1	1 34	4 1	2	(1)	会計法 (平成18年6月改正 法律第53号)	

				<u>- -</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等	
項						項		改訂条文	
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	前	条 項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1 1 34 1 3		建設業法 (平成20年5月改正 法律第28号)			34 1				改正年度の反映
1 1 1 34 1 4	(3)	下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正法律第51号)	1 1	1 1	34 1	4	(3)	下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正法律第51 号)	
1 1 1 34 1 5	(4)	労働基準法(平成 <u>20</u> 年6月改正法律第 <u>89</u> 号)			34 1				改正年度の反映
1 1 1 34 1 6 1 1 1 34 1 7	(5)	労働安全衛生法(平成 <u>18</u> 年6月改正法律第 <u>50</u> 号) 作業環境測定法(平成18年6月改正法律第50号)			34 1 34 1		(5)		改正年度の反映 改正年度の反映
1 1 1 34 1 8	(7)	じん肺法 (平成16年12月改正法律第30号)	1 1	<u>' '</u> I 1	34 1	8	(7)	TF素環境測定法(干成 <u>20</u> 年0月以正法律第 <u>7</u> 年5月 じん肺法 (平成16年12月改正法律第150号)	以正牛皮の反映
1 1 1 34 1 9	(8)	雇用保険法(平成 <u>22</u> 年3月改正法律第 <u>15</u> 号)	1 1	1 1	34 1	9	(8)	雇用保険法(平成 <u>24</u> 年3月改正法律第 <u>9</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 10		労働者災害補償保険法(平成 <u>22</u> 年 <u>3</u> 月改正法律第 <u>15</u> 号)			34 1				改正年度の反映
1 1 1 34 1 11 1 1 1 34 1 12	(10)	健康保険法(平成 <u>22</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>35</u> 号) 中小企業退職金共済法(平成 <u>18</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>66</u> 号)			34 1 34 1		(10)		改正年度の反映 改正年度の反映
1 1 1 34 1 13		建設労働者の雇用の改善等に関する法律			34 1		(12)		改正年度の反映
	,	(平成 <u>21</u> 年 <u>7</u> 月改正法律第 <u>79</u> 号)					, ,	(平成 <u>24</u> 年 <u>8</u> 月改正法律第 <u>53</u> 号)	
1 1 1 34 1 14	(13)	出入国管理及び難民認定法(平成 <u>21</u> 年 <u>7</u> 月改正法律第 <u>79</u> 号)	1 1	1 1	34 1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法(平成 <u>24年4</u> 月改正法律第 <u>27</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 15	(14)	道路法 (平成 <u>22</u> 年 <u>3</u> 月改正法律第 <u>20</u> 号)			34 1		(14)	道路法 (平成 <u>23</u> 年 <u>12</u> 月改正法律第 <u>122</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 16	(15)	道路交通法(平成 <u>21</u> 年 <u>7</u> 月改正法律第 <u>79</u> 号)	1 1	1 1	34 1	16	(15)	道路交通法(平成 <u>24</u> 年 <u>8</u> 月改正法律第 <u>67</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 17 1 1 1 34 1 18	(16)	道路運送法 (平成21年6月改正法律第64号) 道路運送車両法(平成20年4月改正法律第21号)	1 1	1 1	34 1 34 1	17			改正年度の反映 改正年度の反映
1 1 1 34 1 19	(18)	砂防法 (平成22年3月改正法律第20号)			34 1		(18)	砂防法 (平成22年3月改正法律第20号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 20	(19)	地すべり等防止法(平成 <u>19</u> 年 <u>3</u> 月改正法律第 <u>23</u> 号)	1 1	1 1	34 1	20	(19)	地すべり等防止法(平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>42</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 21	(20)	河川法 (平成22年3月改正法律第20号)			34 1		(20)		改正年度の反映
1 1 1 34 1 22 1 1 1 34 1 23	(21)	海岸法 (平成 <u>22</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>41</u> 号) 港湾法 (平成 <u>22</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>41</u> 号)			34 1 34 1		(21)		改正年度の反映 改正年度の反映
1 1 1 34 1 24	(23)	港則法 (平成21年7月改正法律第69号)			34 1		(23)	港則法 (平成21年7月改正法律第69号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 25	(24)	<u>漁港法</u> (平成 <u>12</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>78</u> 号)	1 1	1 1	34 1	25	(24)	漁港法 (平成 <u>23</u> 年 <u>8</u> 月改正法律第 <u>105</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 26	(25)	下水道法 (平成17年6月改正法律第70号)			34 1		(25)		改正年度の反映
1 1 1 34 1 27 1 1 1 34 1 28	(26)	航空法 (平成 <u>21</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>51</u> 号) 公有水面埋立法(平成16年6月改正法律第84号)	1 1	l 1 l 1	34 1 34 1	28	(26)	航空法 (平成 <mark>23</mark> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>54</u> 号) 公有水面埋立法(平成16年6月改正法律第84号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 29	(28)	軌道法 (平成18年3月改正法律第19号)	1 1	1 1	34 1	29	(28)	軌道法 (平成18年3月改正法律第19号)	
1 1 1 34 1 30	(29)	森林法 (平成 <u>18</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>50</u> 号)	1 1	1 1	34 1	30	(29)	森林法 (平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>42</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 31	(30)	環境基本法 (平成20年6月改正法律第83号)	1 1	1 1	34 1	31	(30)		改正年度の反映
1 1 1 34 1 32 1 1 1 34 1 33	(31)	火薬類取締法 (平成21年7月改正法律第85号) 大気汚染防止法 (平成22年5月改正法律第31号)	1 1	l 1 l 1	34 1 34 1	32	(31)		改正年度の反映 改正年度の反映
1 1 1 34 1 34		騒音規制法 (平成 <u>17</u> 年4月改正法律第 <u>33</u> 号)	1 1	<u>' '</u> 1 1	34 1	34			改正年度の反映
1 1 1 34 1 35	(34)	水質汚濁防止法 (平成 <u>22</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>31</u> 号)	1 1	1 1	34 1	35	(34)	水質汚濁防止法 (平成 <u>23</u> 年 <u>8</u> 月改正法律第 <u>105</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 36		湖沼水質保全特別措置法(平成 <u>22</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>31</u> 号)			34 1			湖沼水質保全特別措置法(平成23年8月改正法律第105号)	
1 1 1 34 1 37 1 1 1 34 1 38	(36)	振動規制法 (平成16年6月改正法律第94号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成22年5月改			34 1 34 1			振動規制法 (平成 <mark>23</mark> 年 <u>12</u> 月改正法律第 <u>122</u> 号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 <u>24</u> 年 <u>8</u> 月改	改正年度の反映 改正年度の反映
1 1 1 34 1 30	(31)	正法律第34号)		' '	34 1	30	(31)	正法律第 <u>53</u> 号)	以正牛皮の反映
1 1 1 34 1 39	(38)	文化財保護法 (平成 <u>19</u> 年 <u>3</u> 月改正法律第 <u>7</u> 号)	1 1	1 1	34 1	39	(38)	文化財保護法 (平成 <u>23</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>37</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 40	(39)	砂利採取法 (平成12年5月改正法律第91号)	1 1	1 1	34 1	40	(39)	砂利採取法 (平成 <u>23</u> 年 <u>7</u> 月改正法律第 <u>84</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 41	(40)	電気事業法 (平成18年6月改正法律第50号)	1 1	1 1	34 1	41	(40)	電気事業法 (平成 <mark>24</mark> 年 <mark>6</mark> 月改正法律第 <mark>47</mark> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 42 1 1 1 34 1 43		消防法			34 1				改正年度の反映
1 1 1 34 1 43	(42)	測量法 (平成19年5月改正法律第55号) 建築基準法 (平成20年5月改正法律第40号)			34 1 34 1		(42) (43)		改正年度の反映 改正年度の反映
1 1 1 34 1 45		都市公園法	1 1	1 1	34 1	45			改正年度の反映
1 1 1 34 1 46		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成16年12月改正法律第147号)	1 1	1 1	34 1	46			改正年度の反映
1 1 1 34 1 47		土壤汚染対策法 (平成21年4月改正法律第23号)	1 1	1 1	34 1	47			改正年度の反映
1 1 1 34 1 48	(47)	駐車場法 (平成18年5月改正 法律第46号)	1 1	1 1	34 1	48	(47)	駐車場法 (平成 <u>23</u> 年 <u>12</u> 月改正 法律第 <u>122</u> 号)	改正年度の反映
1 1 1 34 1 49 1 1 1 34 1 50		海上交通安全法 (平成21年7月改正法律第 <u>69</u> 号) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正法律第63号)			34 1 34 1			海上交通安全法 (平成21年7月改正法律第69号) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正法律第63号)	
1 1 1 34 1 50		海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (平成 <u>22</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>37</u> 号)			34 1				改正年度の反映
1 1 1 34 1 52	(51)	船員法 (平成 <u>20</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>53</u> 号)	1 1	1 1	34 1	52	(51)	船員法 (平成 <u>24</u> 年 <u>9</u> 月改正法律第 <u>87</u> 号)	改正年度の反映

							1			· ~== 1-	_ 2\	改訂条文	改訂理由等
編章	章節	条』		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	英 項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 1	1 1	34		•	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正法律第26号)	1	1	1 3	34 1	_	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正法 律第26号)	
		34			(53)	船舶安全法 (平成18年6月改正法律第50号)				34 1		(53) 船舶安全法 (平成 <mark>24年9</mark> 月改正法律第 <u>89</u> 号)	改正年度の反映
		34 34			(54)	自然環境保全法 (平成21年6月改正法律第47号) 自然公園法 (平成21年6月改正法律第47号)	1	1	1 3	34 1 34 1	55 56	(54) 自然環境保全法 (平成 <u>23</u> 年 <u>8</u> 月改正法律第 <u>105</u> 号) [155] 自然公園法 (平成 <u>23</u> 年 <u>8</u> 月改正法律第 <u>105</u> 号)	改正年度の反映 改正年度の反映
		34			(56)	日然公園法 (千成21年0月以近法律第4757 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正法律第51号)				34 1		(55) 自然公園法 (平成 <mark>23年8月改正法律第105号) で</mark> (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正法律第51号)	XL+IgUIX 以
1 '	1 1	34	1 4	59	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正法律第119号)	1	1	1 3	34 1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正法律第119号)	
		34			(58)	河川法施行法 (平成11年12月改正法律第160号)	1	1	1 3	34 1	61	(58)河川法施行法 (平成11年12月改正法律第160号)	
		34			(59)	技術士法 (平成18年6月改正法律第50号)	1	1	1 3	34 1	63		改正年度の反映
		34 34				漁業法 (平成19年6月改正法律第77号) 漁港漁場整備法 (平成19年5月法律第61号)				34 1 34 1		(60) 漁業法 (平成 <u>23</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>35</u> 号)	改正年度の反映
		34			(62)	京港 京港 京港 京港 京港 京港 京港 京港				34 1		(61) 空港法 (平成 <u>23</u> 年 <u>8</u> 月法律第 <u>105</u> 号)	
1 '	1 1	34	1 (67	(63)	計量法 (平成 <u>18</u> 年3月改正法律第 <u>10</u> 号)	1	1	1 3	34 1	67	(62) 計量法 (平成 <u>23</u> 年 <u>8</u> 月改正法律第 <u>105</u> 号)	改正年度の反映
1 '	1 1	34	1 (68	(64)	厚生年金保険法 (平成22年4月改正法律第27号)	1	1	1 3	34 1	68	(63) 厚生年金保険法 (平成24年8月改正法律第63号) [改正年度の反映
		34		69 70		航路標識法 (平成16年6月改正法律第84号)				34 1			改正年度の反映
		34				資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月 改正法律第1号)						(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月 改正法律第1号)	
		34				最低賃金法 (平成 <u>20</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>26</u> 号)	1	1	1 3	34 1	71		改正年度の反映
		34				職業安定法 (平成21年7月改正法律第79号)	1	1	1 3	34 1	72		改正年度の反映
		34 34			(69)	所得税法 (平成22年3月改正法律第6号) 水産資源保護法 (平成22年6月改正法律第41号)				34 1 34 1		(68) 所得税法 (平成 <u>24</u> 年 <u>3</u> 月改正法律第 <u>16</u> 号) (69) 水産資源保護法 (平成22年6月改正法律第41号)	改正年度の反映
1 1	1 1	34	1	75	(70)	小连頁/// 休晓/	1	1	1 3	34 1	75	(70) 船員保険法 (平成22年0月以近法律第41号) (70) 船員保険法 (平成2 <u>4</u> 年 <u>9</u> 月改正法律第 <u>87</u> 号)	
1 '					(72)	著作権法 (平成21年7月改正法律第73号)	1	1	1 3	34 1	76	(71) 著作権法 (平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>43</u> 号)	改正十度の反映 改正年度の反映
1 ′	1 1	34	1	77	(73)	電波法 (平成 <u>21</u> 年 <u>4</u> 月改正法律 <u>第22</u> 号)	1	1	1 3	34 1	77	(72) 電波法 (平成 <u>23</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>74</u> 号)	改正年度の反映
1 /	1 1	34	1 1	78	(74)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 <u>19</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>90</u> 号)						(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 <u>24</u> 年 <u>4</u> 月改正法律第 <u>27</u> 号)	改正年度の反映
1 '	1 1	34	1 8	30	(75)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 <u>22</u> 年 <u>3</u> 月改正法律第 <u>15</u> 号)	1	1	1 3	34 1	80	<mark>(74)</mark> 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 <u>23</u> 年 <u>5</u> 月改正法律第 <u>47</u> 号)	改正年度の反映
		34				農薬取締法 (平成19年3月改正法律第8号)	1	1	1 3	34 1	81	(75) 農薬取締法 (平成19年3月改正法律第8号)	
		34			(77)	毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) 株字特殊自動東地出ガスの担制等に関する法律 (平成47				34 1			改正年度の反映
	1 1	34	1 3	55		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月法律第51号)						(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月法律第51号)	
1 '	1 1	34	1 8	34	(79)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17年3月法律第18号)	1	1	1 3	34 1	84	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17年3月法律第18号)	
		34				警備業法(平成 <u>17</u> 年 <u>7</u> 月改正法律第 <u>87</u> 号)				34 1			改正年度の反映
1 7	1 1	34	1 {	36		行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 <u>17</u> 年 <u>10</u> 月改正法律第 <u>102</u> 号)	1	1	1 3	34 1	86	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月改正法律第 <u>42</u> 号)	改正年度の反映
1 '	1 1	34	1 8	37	(82)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 <u>19</u> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <u>19</u> 号)	1	1	1 3	34 1	87	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 <u>23</u> 年 <u>12</u> 月改正 法律第 <u>122</u> 号)	改正年度の反映
1 '	1 1	34	2	1		請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	1	1	1 3	34 2	1	2 . <u>受注者</u> は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生する であろう責務が、発注者に及ばないようにしなければなら ない。	

			現行条文	-/ _	<u> </u>	-/	<u>,</u>	<u> </u>	音列11日に戦衣	改訂条文	改訂理由等
編章節条	項 り 下		旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 1 1 34	3 1	3	. <u>請負者</u> は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1	1	1 34	3	1		受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及びそのものが 第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければ ならない。	
1 1 1 35			官公庁等への手続等 . 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。			1 35 1 35				官公庁等への手続等 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関 との連絡を保たなければならない。	
1 1 1 35	5 2 1	2	. 請負者は、工事施工にあたり <u>請負者</u> の行うべき関係官公庁 及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設 計図書の定めにより実施しなければならない。	1	1	1 35	2	1	2 .	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。	
1 1 1 35	5 3 1	3	. <u>請負者</u> は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、 その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しな ければならない。		1	1 35	3	1	3 .	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	なお書き以降改行
1 1 1 38	5 4 1	4	. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、 <u>請負者</u> は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1 35	4	1	4 .	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。 なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と 異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降改行
1 1 1 35	5 5 1	5	. <u>請負者</u> は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が 生じないように努めなければならない。	1	1	1 35	5	1	5 .	受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が 生じないように努めなければならない。	
1 1 1 35	5 6 1	6	. <u>請負者</u> は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、 <u>請負者</u> が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	1	1	1 35	6	1		受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	
1 1 1 35	5 7 1	7	. <u>請負者</u> は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。 <u>請負者</u> は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。		1	1 35	7	1		受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	
1 1 1 35	5 8 1	8	. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。		1	1 35	8	1		受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	
1 1 1 36			施工時期及び施工時間の変更			1 36				施工時期及び施工時間の変更	
1 1 1 36	S 1 T	1	. <u>請負者</u> は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	1	1	1 36	1	1	1.	受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	
1 1 1 36	5 2 1	2	. <u>請負者</u> は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	1	1	1 36	2	1		受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	

								J. /\				改訂条文	改訂理由等
編	章(節条	4 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章			下	編章節条	新・条文構成	改定理由
			7 0 7 1	1		工事測量 請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標(仮 BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦 断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図 書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測 量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。な お、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準と なる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また 請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1 1				1 - 1 - <u>37</u> 1 .	工事測量 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標(仮 B M)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦 断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標(仮 B M)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	なお書き以降を改行
1	1	1 37	7 2	1		請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	1 1	1 37	2	1	2 .	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	
1	1	1 37	7 3	1		請負者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1 1	1 37	3	1	3 .	受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	なお書き以降を改行
1	1	1 3	7 4	1	4 .	請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1 1	1 37	4	1	4 .	受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	
1	1	1 37	7 5	1	5 .	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準 高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	1 1	1 37	5	1	5 .	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準 高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	
1	1	1 38	8 0	1		不可抗力による損害 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、 当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる 場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて 発注者に通知しなければならない。	1 1					不可抗力による損害 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	
1	1	1 38	8 2	1	2 .	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で <u>定めた基準</u> 」 とは、 <u>次</u> の各号に掲げるものをいう。	1 1	1 38	3 2	1	2 .	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で <u>基準を定めた</u> <u>もの</u> 」とは、 <u>以下</u> の各号に掲げるものをいう。	工事請負契約書の記載に合わせる 表記の統一
				3	(1)	波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	1 1				(1)	波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	
1	1	1 38	8 2	4	(2)	降雨に起因する場合 <u>次</u> のいずれかに該当する場合とする。	1 1	1 38	3 2	4	(2)	降雨に起因する場合 <u>以下</u> のいずれかに該当する場合とする。	表記の統一

						現行条文					1 16	(自初) 口比較な	改訂条文	改訂理由等
編	重節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	道 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	1	38	2	5		24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が 80mm以上	1	1	1 ;	38 2	5		24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が 80mm以上	
1	1	38	2	6		1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上	1	1	1 :	38 2	6		1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上	
1						連続雨量 (任意の72時間における雨量をいう。)が150mm 以上				38 2			連続雨量 (任意の72時間における雨量をいう。)が150mm 以上	
1				9	(3)	その他設計図書で定めた基準 強風に起因する場合				38 2 38 2			その他設計図書で定めた基準 強風に起因する場合	
1	1	38	2	10		最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が 15m/秒以上あった場合				38 2			最大風速 (10分間の平均風速で最大のものをいう。)が 15m/秒以上あった場合	
1	1	38	2	11	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	1	1	1 :	38 2	11	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	
1	1	38	2	12	(5)	地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断 し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼし たと認められる場合	1	1	1 ;	38 2	12	(5)	地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断 し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼし たと認められる場合	
1	1	38	3	1	3 .	契約書第29条第2項に規定する「 <u>乙</u> が善良な管理者の注意 義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約 書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの 及び災害の一因が施工不良等 <u>請負者</u> の責によるとされるも のをいう。	1	1	1 ;	38 3	1	3 .	契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	工事請負契約書の記載に合わせる
			0		1 - 1 - 39					39 0				
1	1	39	1	1	1.	請負者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1 ;	39 1	1	1.	受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	39	2	1	2 .	請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。		1	1 ;	39 2	1	2 .	受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。	
1	1	39	3	1	3 .	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成 22年12月3日改正法律第65号第2条第1項第1号)に規定 される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発 注者に帰属するものとする。	1	1	1 ;	39 3	1	3 .	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成 22年12月3日改正法律第65号第2条第1項第1号)に規定 される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発 注者に帰属するものとする。	
1	1 1	39	3	2		なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	1	1	1 ;	39 3	2		なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	
			0			保険の付保及び事故の補償				40 0			保険の付保及び事故の補償	
1 '	1	40	1	1	1.	請負者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。	1	1	1	40 1	1	1.	受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。	

											- / \	~			改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条耳	[] []	項	編章節	条	旧・条文構成	編	章(節身	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	1	1	40	2	1			<u>請負者</u> は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	1	1	1 4	0 2	1	2 .	受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	
								請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険 法及び <u>中小企業退職金共済法</u> の規定により、雇用者等の雇 用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に 加入しなければならない。						3 .	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険 法及び <u>厚生年金保険法</u> の規定により、雇用者等の雇用形態 に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入し なければならない。	適用法令の修正
1	1	1	40	4	1			請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。		1	1 4	0 4	1	4 .	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死 亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をし なければならない。	
1	1	1	40	5	1			請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1 4	0 5	1	5 .	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	
				0 1		1 - 1	1 .	臨機の措置 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、 臨機の措置をとらなければならない。また、 <u>請負者</u> は、措 置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知し なければならない。	1				1		臨機の措置 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、 臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	
1	1	1	41	2	1			監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、 <u>請負者</u> に対して臨機の措置をとることを請求することができる。		1	1 4	1 2	1	2 .	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	
				0		第2章 第1節		土 工 適 用					1	第 2 章 第 1 節	土 工	
				1		NJ 1 以	1 .	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾 土工、空港土工その他これらに類する工種について適用す る。					1		本章は、河川士工、海岸士工、砂防士工、道路士工、港湾 土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。	
1	2	1	0	2	1			本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。							本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。	
				0 0		第2節		適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準書と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。					1 2	第 2 節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準書と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表記の統一なお書き以降を改行
1	2	2	0	0	3			<u>日本道路協会 道路土工 - 施工指針 (昭和61年</u> 11月)	1	2	2 (0	3		(削除)	内容が道路土工要綱に組み込まれたため削除
1	2	2	0	0	4			日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	1	2	2 0	0 0	4		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	

		<u> </u>			\ \(\frac{1}{2}\)	<u> </u>	宣列旧ル戦る	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2 2 0 0 5	日本道路協会 道路土工 - 軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)	1	2	2 (0 0	5		日本道路協会 道路土工 - 軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)	改正年度の更新
1 2 2 0 0 6	日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針(平成22年4月) 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)	1	2	2 (0 0	6		日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針(平成22年4月) 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)	
1 2 2 0 0 7	日本道路協会 道路土工 - 土質調査指針 (昭和 61年11月)	1	2	2 (0 0	7		(削除)	内容が道路土工要綱に組み込まれたため削除
1 2 2 0 0 8	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)	1	2	2 (0 0	8		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)	
1 2 2 0 0 9	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	1	2	2 (0 0	9		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	
1 2 2 0 0 10	建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1	1	2	2 (0 0	10		建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1	
1 2 2 0 0 11	月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)	1	2	2 (0 0	11		月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設 計施エマニュアル (平成12年2月)	
	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・ 施工マニュアル(平成14年10月)							土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・ 施工マニュアル(平成14年10月)	
	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル(平成11年12月)							土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル(平成11年12月)	
1 2 2 0 0 13	国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル(平成21 年4月)							国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21 年4月)	
1 2 2 0 0 14	国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成18年6月)							国土交通省 建設污泥処理土利用技術基準 (平成18年6月)	
1 2 2 0 0 15 1 2 3 0 0 1 第3節	国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月) 河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3 (0 0	15 1	第3節	国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月) 河川土工・海岸土工・砂防土工	
1 2 3 1 0 1 2 -3 1 1 2 3 1 1 1	□一般事項 . 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工として掘削工、盛 土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工 その他これらに類する工種について定める。				1 0	1		一般事項 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工として掘削工、盛 土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工 その他これらに類する工種について定める。	
	. 地山の土及び岩の分類は、表2 - 1によるものとする。				1 2		2 .	地山の土及び岩の分類は、表2 - 1によるものとする。	
1 2 3 1 2 2	請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	1	2	3	1 2	2		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	
1 2 3 1 2 3	また、 <u>請負者</u> は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		2	3	1 2	3		また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
1 2 3 1 2 3	表 2 - 1 土及び岩の分類表	1	2	3 ,	1 2	3		表 2 - 1 土及び岩の分類表	
1 2 3 1 2 3	衣4・ 上及い石の万顆衣		4	J	ı Z	<u>ა</u>		衣 2 - 1 工及い石切刀規衣	

						現行条文				`~	1 1/3		改訂条文	改訂理由等
編	章	節身	八	頂 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	2	3 1	3	1	3 .	請負者は、工事施工中については、滞水を生じないような 排水状態に維持しなければならない。	1	2	3	1 3	1	3 .	受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような 排水状態に維持しなければならない。	
1	2	3 1	4	1	4 .	請負者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設 副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1 4	1	4 .	受注者は、建設発生土については、第1編1 - 1 - 18建設 副産物の規定により適切に処理しなければならない。	
1	2	3 1	5	1	5 .	請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。	1	2	3	1 5	1	5 .	受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。	
				2		なお、 <u>請負者</u> は、施工上やむを得ず指定された場所以外に 建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前 に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	1 5	2		なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に 建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前 に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
				1		請負者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。							受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1 - 1 - 4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	
				2		処理方法(場所・形状等)					2		処理方法 (場所・形状等)	
				3		排水計画 場内維持等					3 4		排水計画 場内維持等	
				1		請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。					1		受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	2	3 1	8	1	8 .	建設発生土受入れ地については、 <u>請負者</u> は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	1	2	3	1 8	1	8 .	建設発生土受入れ地については、 <mark>受注者</mark> は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	
1	2	3 1	9	1	9 .	請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	1 9	1		受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	2	3 1	10	1	10 .	請負者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表2-2に従い施工しなければならない。	1	2	3	1 10	1	10 .	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない 場合には、表2-2に従い施工しなければならない。	
) 2		表 2 - 2 伐開除根作業) 2		表 2 - 2 伐開除根作業	
				1		掘削工 請負者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流 下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、 他の施設の機能に支障を与えてはならない。請負者は、特 に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場 合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ 設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 水中掘削を行う場合も同様とするものとする。					1	1 .	掘削工 受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流 下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、 他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特 に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場 合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ 設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 水中掘削を行う場合も同様とするものとする。	

							-//\-		F7	7.00	<u> 17K</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編二章	z 64	<u> </u>	T.E.	項	心主然々		ルロ	ᇁ	<u>~~</u>	Б 12	項以	伯辛祭友		
				下	編章節条	旧・条文構成					下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2						請負者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。							受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。	
1 2	2 3	2	3	1	3 .	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	3	2 3	1		受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	
1 2	2 3	2	4	1	4 .	請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	1	2	3	2 4	1		受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければ ならない。	
1 2	2 3	2	5	1	5 .	請負者は、砂防土工における斜面対策としての掘削工(排土)を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。		2	3	2 5	1		受注者は、砂防土工における斜面対策としての掘削工(排土)を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。	
1 2	2 3	2	6	1	6 .	請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。		2	3	2 6	1		受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	
1 2			0 1		2 - 3 - 3 1 .	盛土工 請負者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条3 項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐ し、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保 しなければならない。	1			3 0 1	1		盛土工 受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条3 項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐ し、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保 しなければならない。	
1 2	2 3	3	2	1	2 .	請負者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。	1	2	3	3 2	1		受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。	
1 2						図2-1 盛土基礎地盤の段切					2		図2-1 盛土基礎地盤の段切	
1 2	: 3	3	3	1	3.	請負者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。	1	2	3	3 3	1		受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。	
1 2					4 .	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。		2	3	3 4	1		受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	
1 2	2 3	3	4	2		また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のか からないように盛土し、締固めなければならない。	1	2	3	3 4	2		また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のか からないように盛土し、締固めなければならない。	
1 2						請負者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。				3 5			受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。	
1 2	2 3	3	6	1	6 .	請負者は、盛士工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。		2	3	3 6	1		受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	

		1		-/\	<u> </u>	<u> </u>	音が11日に取る。 改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 2 3 3 7 1 7	. <u>請負者</u> は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	1	2	3 3	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	
1 2 3 3 8 1 8	. <u>請負者</u> は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督職員に通知しなければならない。	1	2	3 3	8	1	8. 受注者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督職員に通知しなければならない。	
1 2 3 3 9 1 9	. <u>請負者</u> は、土の採取に先立ち、指定された採取場について 地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならな い。ただし、 <u>請負者</u> は、実測困難な場合等には、これに代 わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。		2	3 3	9	1	9. 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、 <mark>受注者</mark> は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	
1 2 3 3 10 1 10	. <u>請負者</u> は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3 3	10	1	10. 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 2 3 3 11 1 11	. 請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、 採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がか からないようにつとめなければならない。流用土盛土及び 発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する 場合も同様とするものとする。		2	3 3	11	1	11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、 採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がか からないようにつとめなければならない。流用土盛土及び 発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する 場合も同様とするものとする。	
1 2 3 3 12 1 12	. <u>請負者</u> は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。	1	2	3 3	12	1	12. <u>受注者</u> は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。	
1 2 3 3 13 1 13	. <u>請負者</u> は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	1	2	3 3	13	1	13. <mark>受注者</mark> は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	
	. <u>請負者</u> は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。		2	3 3	14	1	14. 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。	
	. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、 <u>請負者</u> は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。				15		15. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、 <mark>受注者</mark> は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	
1 2 3 3 16 1 16	. 請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	3 3	16	1	16. 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	

							<u>//\.</u>		FZ	7.00	<u> 1 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 </u>	香新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2	3	3	17	1	17 .	請負者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。	1	2	3	3 17	1	17 .	受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。	
1 2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	盛土補強工 盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷	1			4 0 4 1			盛土補強工 盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷	
1 2	3	4	'	'	1.	盤工権強工とは、固体のるいは帯が等の権強材を工事に対 設し、盛土体の安定を図ることをいうものとする。	'	2	3	4 1	'	1.	盟工補強工とは、面状のるいは帯状等の補強材を工中に敷 設し、盛土体の安定を図ることをいうものとする。	
1 2	3	4	2	1	2 .	盛土材については設計図書によるものとする。 <u>請負者</u> は、 盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認 を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければな らない。	1	2	3	4 2	1	2 .	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、 盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認 を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければな らない。	
1 2	3	4	3	1	3 .	請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	1	2	3	4 3	1	3 .	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	
1 2	3	4	4	1	4 .	請負者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	1	2	3	4 4	1	4 .	受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	
1 2	3	4	5	1	5 .	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	4 5	1	5 .	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 2	3	4	6	1	6 .	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	1	2	3	4 6	1		受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	
1 2	3	4	7	1		請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	1	2	3	4 7	1	7.	受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	なお書き以降を改行
1 2	3	4	8	1	8 .	請負者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第 1編2 - 3 - 3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	1	2	3	4 8	1	8 .	受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第 1編2 - 3 - 3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	

				<u> </u>	<u> </u>	<u>- 1775 E</u>	<u> </u>		76-TTB -1- //r
	現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章	条	項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 [負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、 段までとしなければならない。なお、これにより難い場 は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければなら ハ。	1	2 3	3 4	9	1	9 .	受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお書き以降を改行
	負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や 角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振 コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって 念に行わなければならない。これにより難い場合は、設 図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2 3	3 4	10	1		受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や 隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに 基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振 動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって 入念に行わなければならない。これにより難い場合は、設 計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	負者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材 盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折 曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	1	2 3	3 4	11	1	11 .	受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	
	負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形にいて確認しながら施工しなければならない。許容値を超る壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止 設計図書に関して監督職員と協議しなければならな	1	2 3	3 4	12	1	12 .	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	<mark>負者</mark> は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損 あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。	1	2 3	3 4	13	1	13 .	受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。	
中、 管理 直見 い。		1	2 3	3 4	14	1	14 .	補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。	
ん/1 けね なは	面整形工 負者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆる だ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かな ればならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難 場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければ らない。			5 5 5			2 - 3 - 5 1 .	法面整形工 受注者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆる んだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かな ければならない。 なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計 図書に関して監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行
	負者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が こらないように締固めを行わなければならない。	1	2 3	3 5	2	1	2 .	受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が 起こらないように締固めを行わなければならない。	
	<u>負者</u> は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排が良好に <u>行うようにしなければならない</u> 。	1	2 3	3 5	3	1	3 .	受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	文章表現の訂正
	負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工 あたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなけれ ならない。	1	2 3	5	4	1	4 .	受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工 にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなけれ ばならない。	
	負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工あたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱盤等の不良個所の法面整形は、設計図書に関して監督職と協議しなければならない。	1	2 3	3 5	5	1	5 .	受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 2 3 6 0 1 2 - 3 - 6 堤原	防天端工	1	2 3	8 6	0	1	2 - 3 - 6	堤防天端工	

77.75	エバエデバル	世上依首机口儿牧衣		71.477m 1.66
現行条文			改訂条文	改訂理由等
	編章節条具	項 以 編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2 3 6 1 1 inality inality inality	3場合は、平坦に均さ 1 2 3 6	1 1	受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に <u>敷き</u> 均さなければならない。	表現の修正
1 2 3 7 0 1 2 - 3 - 7 残土処理工 1 2 3 7 1 1 1 残土処理工とは作業土工で生じた残力 び受入れ地の整形処理までの一連作業			残土処理工 残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及 び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。	
1 2 3 7 2 1 2 . 残土を受入れ地へ運搬する場合には、からないようつとめなければならない		2 1 2 .	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。	
1 2 4 0 0 1 第4節 道路土工 1 2 4 1 0 1 2 4 1 一般事項	1 2 4 0 (道路土工	
1 2 4 1 1 1 1 本節は、道路土工として掘削工、路位工、法面整形工、残土処理工その他でついて定めるものとする。	本盛土工、路床盛土 1 2 4 1		本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
1 2 4 1 2 1 2 . 路床とは盛土部においては、盛土仕上土) 部においては掘削仕上り面下 1 n		2 1 2 .	路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削(切土)部においては掘削仕上り面下1m以内の部分をいう。	
1 2 4 1 2 2 路体とは盛土における路床以外の部分	うをいう。 1 2 4 1 :	2 2	路体とは盛土における路床以外の部分をいう。	
1 2 4 1 3 1 3 . 地山の土及び岩の分類は、表 2 - 1 に	1 2 4 1 :		受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取り付け部である 裏込めや埋め戻し部分は、供用開始後に構造物との間の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお,構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説下部構造編 8.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工 盛土指針、4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。 地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	道路土工の盛土工に関して、道路土工盛土工指針の改正に伴い、品質管理基準の規格値(現場密度の測定)を路体工、路床工、構造物取付け部に区分したため、構造物取付け部について記載する。また、構造物取付け部の範囲については、「道路橋示方書」及び「盛土工指針」で全ての構造物取付け部を網羅しているわけではないため、「参考とする」とした。
1 2 4 1 3 2 <u>請負者</u> は、設計図書に示された現地の 界を確かめられた時点で、監督職員の ならない。なお、確認のための資料を 監督職員または検査職員の請求があっ 示しなければならない。	D土及び岩の分類の境 1 2 4 1 の確認を受けなければ を整備および保管し、		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
1 2 4 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、盛土及び地山法面の雨水に を発生させないよう施工しなければな	こよる侵食や土砂崩れ 1 2 4 1 は	5 1 5 .	受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	第3項の追加により修正
1 2 4 1 5 1 5 . <u>請負者</u> は、工事箇所に工事目的物に景があるような予期できなかった湧水があるような予期できなかった湧水があるような予期できなかった湧水が工事を中止し、監督職員と協議しなけるにし緊急を要する場合には応急措置をと 措置内容を監督職員に通知しなければ	が発生した場合には、 ければならない。ただ とった後、直ちにその	6 1 6 .	受注者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	第3項の追加により修正
1 2 4 1 6 1 6 . <u>請負者</u> は、工事施工中については、雨いような排水状態を維持しなければを		7 1 7 .	受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。	第3項の追加により修正
1 2 4 1 7 1 7 . <u>請負者</u> は、建設発生土については、領副産物の規定により、適切に処理した		8 1 8 .	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	第3項の追加により修正

									- / \		<u> </u>	<u>ᆿᅒᇚᇅᇉᆤΧᅺ</u> ᅕ	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条〕	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章()	節身	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2	4	1	8	1	8 .	請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。	1	2 4	4 1	9	1	9 .	受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。	第3項の追加により修正
1 2	4	1	8	2		なお、 <u>請負者</u> は、施工上やむを得ず指定された場所以外に 建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前 に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2 4	4 1	8	2		なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に 建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前 に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	第3項の追加により修正
1 2	4	1	9	1	9 .	請負者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2 4	4 1	10	1	10 .	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	第3項の追加により修正
1 2						処理方法 (場所・形状等) 排水計画					2	(1)	処理方法(場所・形状等) 排水計画	第3項の追加により修正 第3項の追加により修正
1 2	4	1	9	4	(3)	場内維持等 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、 <u>請負者</u> は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	1	2 4	4 1		4	(3)	場内維持等 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	第3項の追加により修正 第3項の追加により修正
							1	2 4	4 1	12	1	12 .	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。	建設発生土の土質区分について、共仕・特共仕 に規定が無いため掲載。
1 2	4	1	11	1	11 .	建設発生土受入れ地については、 <u>請負者</u> は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	1	2 4	4 1	13	1	13 .	建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1 2	4	1	12	1	12 .	請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	1	2 4	4 1	14	1	14 .	受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	第12項の追加により修正
1 2	4	1	13	1	13 .	請負者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表2-3に従い施工しなければならない。	1	2 4	4 1	15	1	15 .	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表 2 - 3 に従い施工しなければならない。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1 2	4	1	13	2		表 2 - 3 伐開除根作業	1	2 4	4 1	15	2		表 2 - 3 伐開除根作業	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1 2	4	1	14	1	14 .	請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなけれならない。	1	2 4	4 1	16	1	16 .	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなけれならない。	
1 2	4	1	15	1	15 .	請負者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	1	2 4	4 1	17	1	17 .	受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1 2	4	1	16	1	16 .	請負者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。	1	2 4	4 1	18	1	18 .	受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を 行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥 を図らなければならない。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正

		<u> </u>	<u></u>	7/	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	、 改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2 4 1 17 1 17	. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、請負者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	1	2 4	4 1	19	1	19 .	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、 <mark>受注者</mark> は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1 2 4 1 18 1 18	. <u>請負者</u> は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった 沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合 には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならな い。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、 直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならな い。	1	2 4	4 1	20	1		受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった 沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合 には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならな い。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、 直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならな い。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1 2 4 2 0 1 2 - 4 - 2					. 0		2 - 4 - 2		
1 2 4 2 1 1 1 1	. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2 4	4 2	1	1	1.	受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	
1 2 4 2 2 1 2	. 請負者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態(岩の有無)、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。	1	2 4	4 2	2	1		受注者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態(岩の有無)、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。	
1 2 4 2 3 1 3	. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。		2 4	4 2	3	1	3 .	受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	
1 2 4 2 4 1 4	. <u>請負者</u> は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。		2 4	4 2	4	1	4 .	受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。	
1 2 4 2 5 1 5	. <u>請負者</u> は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければ ならない。	1	2 4	4 2	5	1		受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	
1 2 4 2 6 1 6	. <u>請負者</u> は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な 発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなけれ ばならない。		2 4	4 2	6	1	6 .	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	
1 2 4 2 6 2	万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、 <u>請負</u> 者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならな い。				6			万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注 者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。	
1 2 4 2 7 1 7	. <u>請負者</u> は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。		2 4	4 2	7	1		受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。	

						現行条文							改訂条文	改訂理由等
				· - -		坑1J赤又					15		以前未又	以到连田寺
編	章	条	項し	頃 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
			0			路体盛土工				3 0			路体盛土工	
1	2 4	3	1	1	1	· 請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	4 3	3 1	1		受注者は、路体盛士工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
			2			. <u>請負者</u> は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書に <u>よるものとする</u> 。				3 2		2 .	受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	表現の統一
1	2 4	3	3	1	3	. <u>請負者</u> は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土 を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければな らない。	1	2	4 :	3 3	1		受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土 を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければな らない。	
1	2 4	3	4	1	4	. <mark>請負者</mark> は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。		2	4	3 4	1		受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	
1	2 4	3	5	1	5	. <u>請負者</u> は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	1	2	4	3 5	1		受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	
1	2 4	3	6	1	6	. <u>請負者</u> は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。	1	2	4	3 6	1		受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。	
1	2 4	3	7	1	7	. <u>請負者</u> は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で <u>充てん</u> しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。		2	4	3 7	1		受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で <mark>充填</mark> しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。	語句の統一
			8		8	. <u>請負者</u> は、1:4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土 工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、 盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければなら ない。				3 8			受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。	
			8			図2-2 盛土基礎地盤の段切				3 8			図2-2 盛土基礎地盤の段切	
1	2 4	3	9	1	9	. <u>請負者</u> は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	4 ;	3 9	1		受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	
1	2 4	3	9	2		なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料 を用いて施工しなければならない。	1	2	4 :	3 9	2		なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料 を用いて施工しなければならない。	
			10		10	. <u>請負者</u> は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	1	2	4 :	3 10	1		受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	
1	2 4	3	11	1	11	・ <u>請負者</u> は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の 有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協 議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、 応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通 知しなければならない。		2	4	3 11	1		受注者は、路体盛士工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	

							<u> </u>		- / `	\	<u> </u>	百利旧比較不	改訂条文	改訂理由等
			I	百							頂		Musik	MI ZEM ()
編章				F	編章節条			章	節剣	条項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2	4	3 1	2	1		. <u>請負者</u> は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、 <u>請負者</u> は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。				3 12			受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	
1 2	4	3 1	3 ′	1	13	. <u>請負者</u> は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	4 :	3 13	1	13 .	受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 2	4	3 1	4	1	14	. 請負者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4 :	3 14	1	14 .	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	
1 2						路床盛土工					1	2 - 4 - 4		
1 2	4	4	1 '	1	1	. 請負者は、路床盛士工を施工する地盤で盛士の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質士・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督職員と協議しなければならない。	1	2	4	4 1	1	1 .	受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督職員と協議しなければならない。	
1 2	4	4	2 '	1	2	. <u>請負者</u> は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土 を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければな らない。	1	2	4	4 2	1	2 .	受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土 を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければな らない。	
1 2	4	4	3	1	3	. <u>請負者</u> は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	1	2	4	4 3	1	3 .	受注者は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	
1 2	4	4	4	1	4	. <u>請負者</u> は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	1	2	4	4 4	1	4 .	受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	
1 2	4	4	5	1	5	. <u>請負者</u> は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を20 cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。	1	2	4	4 5	1	5 .	受注者は、路床盛士の施工においては一層の仕上り厚を20 cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。	
1 2	4	4	6	1	6	. 路床の盛土材料の最大寸法は10cm程度とするものとする。	1	2	4	4 6	1	6 .	路床の盛土材料の最大寸法は10cm程度とするものとする。	
1 2	4	4	7	1	7	. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	4	4 7	1	7 .	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	
1 2					8	. <u>請負者</u> は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	1	2	4	4 8	1	8 .	受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	
1 2	4	4	9	1	9	. <u>請負者</u> は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。		2	4	4 9	1	9 .	受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	

								ᅩᆿ	-	ושא	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	重 筤	作 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 2	2 4	1 4	10	1	10	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定によるものとする。	1	2	4	4 10	1		格床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管 里第8項の規定によるものとする。	
1 2	2 4	1 4	11	1	11 .	請負者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。	1	2	4	4 11	1	総 <u>ic</u> 担 す	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接 売部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなけれ <mark>ばならない</mark> 。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の 接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度の すり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければ ならない。	長現の統一
1 2						掘削部路床に置き換えのないとき				4 11			屈削部路床に置き換えのないとき	
1 2						│ 掘削部路床に置き換えのあるとき │ 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合				4 11 4 11			屈削部路床に置き換えのあるとき 見地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合	
1 2	2 4	1 4	11 12	1	12 .	図2-3 掘削(切土)部、盛土部接続部のすり付け 請負者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な 箇所の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締 固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を20cm以内で行わな ければならない。				4 11 4 12		12. <mark>受</mark> 置 建	図2-3 掘削(切土)部、盛土部接続部のすり付け 受注者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な 箇所の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締 固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を20cm以内で行わな ければならない。	
1 2	2 4	1 4	13	1	13	請負者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなければならない。	1	2	4	4 13	1	面	受注者は、路床盛士工の施工中に降雨や湧水によって路床 面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設 け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなけれ ばならない。	
1 2	2 4	1 4	14	1	14 .	請負者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、 建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督 職員に提出しなければならない。ただし、 <u>請負者</u> は、実測 困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の 承諾を得なければならない。	1	2	4	4 14	1		受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、 建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督 哉員に提出しなければならない。ただし、 <mark>受注者</mark> は、実測 困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の 承諾を得なければならない。	
1 2	2 4	1 4	15	1	15	請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	4	4 15	1	し 耳	受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 2	2 4	4	16	1	16	請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、 採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び 発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4 16	1	打 カ チ	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、 采取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び 発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	
1 2 1 2						法面整形工 請負者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆる んだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除 かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが 困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなけ ればならない。				5 0 5 1		1 . 5	去面整形工 受注者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆる が もだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除 かなければならない。 なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計 図書に関して監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行

現行条文	N工事六 1. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 に に に に に に に で に に で に に で に に で に に に に で に	編章節条項以編章節条下	新・条文構成	改定理由
1 2 4 5 2 1 2 . <u>請負者</u> は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が 起こらないように締固めを行わなければならない。		. 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。	
1 2 4 6 0 1 2 - 4 - 6 残土処理工 1 2 4 6 1 1 残土処理工については、第1編2 - 3 - 7残土処理工の規定による。	1 2 4 6 0 1 2 - 4 - 6 1 2 4 6 1 1	残土処理工 残土処理工については、第1編2-3-7残土処理工の規 定による。	
1 3 0 0 0 1 第3章 無筋・鉄筋コンクリート	1 3 0 0 0 1 第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
1 3 1 0 0 1 第1節 適 用 1 3 1 0 1 1 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。	1 3 1 0 0 1 第1節 1 3 1 0 1 1	適 用	
1 3 1 0 2 1 2 . 本章に特に定めのない事項については、第 2 編材料編の規定による。	1 3 1 0 2 1 2.	. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。	
1 3 1 0 3 1 3 .	1 3 1 0 3 1 3.	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会 、平成25年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	改正による修正
1 3 1 0 4 1 4 . <u>請負者</u> は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日) <u>および</u> 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。	1 3 1 0 4 1 4 .	・受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材 反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議 官、国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用に ついて(国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月 31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認 しなければならない。	表記の統一
1 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準	1 3 2 0 0 1 第2節	適用すべき諸基準	
1 3 2 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行
1 3 2 0 1 2 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20 年 3 月)	1 3 2 0 1 2	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成 <u>25</u> 年3月)	改正による修正
1 3 2 0 1 3 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成 <u>20</u> 年 3 月)	1 3 2 0 1 3	年3月)	改正による修正
1 3 2 0 1 4 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成12年2月)	1 3 2 0 1 4	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平 成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月)	改正による修正

十木丁事共诵什樣書新旧比較表

日本								⚠-	<u>上</u>	十十	. 迪1	工(家)	<u> </u>	7L->
1 1 2 2 3 1 5 2 3 1 5 3 3 1 3 3 3 4 5 5 3 5 5 5 5 5 5 5							現行条文						改訂条文	改訂理由等
T S 2 0 1 6 日本の連絡に対象が表現の表現を対象がある場合を表現を表現している。 日本の連絡に対象が表現を表現している。	編	章〔	条	項		編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節	八	項 以 下	編章節条 新・条文構成	改定理由
用について							(平成14年7月31日)						(平成14年7月31日)	
1 3 2 0 1 9 (平成江生程) 対象のガスは様工業技術性後名 (平成江生日) 1 3 2 0 1 9 (平成江生日) 2 2 2 2 2 2 2 2 2							用について (平成14年7月31日)						用について (平成14年7月31日)	
1 3 2 0 2 1 通色型は コンクリートの使用にあたって、以下に示す許 3 2 0 2 1 2 三金社 コンクリートの使用にあたって、以下に示す許 3 2 0 2 1 2 三金社 コンクリートの使用にあたって、以下に示す計 3 2 0 2 1 2 三金社 コンクリートを使用しなければならな 1 3 2 0 2 1 2 三金社 コンクリートを使用しなければならな 1 3 2 0 2 2 2 1 2 三金社 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1	3 2	2 0	1	7									
1 3 2 0 2 2 (1) 鉄筋コンクリート部林、ボストテンション方式のプレスト							<u>(社)日本圧接協会 鉄筋のカス圧接上事標準仕様書</u> (平成 <u>17</u> 年 <u>4</u> 月)	1	3	2 (0 1	9		
レストコンクリート部材(ジース内のグラウトを除く)及 VRA 以下を持ち VRA 以下を持ち VRA 以下 VRA 以下	1	3 2	2 0	2	1	2 .	容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならな	1	3	2 (0 2	1		
上げオートクレーブ青生を行う製品における許容塩化物量 (OI-) は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08k以下と様となる「POF から砂は下を様々する。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08k以下と使わればならない。 1 3 2 0 2 4 (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量 (OI-) は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08k以下とずる。 2 0 2 4 (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量 (OI-) は0.30kg/m3以下とする。 3 2 0 3 1 3 3 直急量は、海水または瀬風の影響を著しく製ける海岸付近、アンアルリの特別なのによる場所において、アルリカラ科なのによる場所を増加を指達物の影響を受ける画所において、アルリカラ科なのによる基準が指達的が高の量・性能に重大な影響を及ぼすと考らもわる場合には、塩分の浸透を防止するための影響を見てきまと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための影響等の損害方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 1 3 3 0 0 1 第3節 レディーミクストコンクリート 1 3 3 3 1 0 1 3 3 3 1 0 1 3 3 3 1 0 1 3 3 3 1 1 1 4	1	3 2	2 0	2	2	(1)	レストコンクリート部材 (シース内のグラウトを除く)及 び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩	1	3	2 (0 2	2	レストコンクリート部材 (シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩	
は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない 場合の許容塩化物量 (CI-)は0.30kg/m3以下とする。	1	3 2	2 0	2	3	(2)	よびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としな	1	3	2 (0 2	3	びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量 (CI-)は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれ 指金 る塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とす 準と	見の修正:根拠となる「PCグラウトの設計施工 計」(平成17年12月)には「0.08%以下を標
及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の高質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 1 3 3 0 0 1 第3節 レディーミクストコンクリート 1 3 3 0 0 1 第3節 レディーミクストコンクリート 1 3 3 1 0 1 3 - 3 - 1 一般事項	1	3 2	2 0	2	4	(3)	は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない	1	3	2 (0 2	4	は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない	
1 3 3 1 0 1 0 1 3 - 3 - 1 一般事項 1 3 3 1 0 1 0 1 3 - 3 - 1 一般事項 1 3 3 1 0 1 1 3 3 1 0 1 1 3 3 1 0 1 3 3 1 0 1 3 3 3 3	1	3 2	2 0	3	1	3 .	及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に 重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を 防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関	1	3	2 (0 3	1	及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関	
1 3 3 1 0 1 0 1 3 - 3 - 1 一般事項 1 3 3 1 0 1 0 1 3 - 3 - 1 一般事項 1 3 3 1 0 1 1 3 3 1 0 1 1 3 3 1 0 1 3 3 1 0 1 3 3 3 3	1	3 3	3 0	0	1	第 3 節	レディーミクストコンクリート	1	3	3 (0 0	1	第 3 節 レディーミクストコンクリート	
1 3 3 1 1 1 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を適用する。														
1 3 3 2 0 1 3 - 3 - 2 工場の選定 1 3 3 2 0 1 3 - 3 - 2 工場の選定							本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクスト						本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一 なお 般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A	お書き以降を改行
	1	3 3	3 2	0	1	3 - 3 - 2	工場の選定	1	3	3 2	2 0	1	3 - 3 - 2 工場の選定	

十木丁事共诵什樣書新旧比較表

				<u> </u>	上≢	•	<u> </u>	【惊	<u>書新旧比較表</u> 改訂条文	改訂理由等
編章節	条 項 以 下	編章節条		編	章()	節条	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 3 3 :	2 1 1	1 .	請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	1	3 3	3 2	1	1	1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	法律番号の追加
1 3 3	2 2 1	2 .	請負者は、JISマーク表示認証工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、同工場が製造したJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、請負者は配合試験に臨場し、品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	1	3 3	3 2	2	1	2. 受注者は、JISマーク表示認証工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、同工場が製造したJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し、品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	
1 3 3 :	2 3 1	3 .	請負者は、 JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3 3	3 2	3	1	3. 受注者は、 JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	
1 3 3	2 4 1	4 .	請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3・5・4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	3	3 2	4	1	4. 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3・5・4 村料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	

							<u>-/\.</u>	=	<u>尹 </u>	大地	!]′	化下	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				百		7,11,7,0					1	百		KII AA	Muzna
編章				以下	編章節条	旧・条文構成				条項	-	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3	3	2	5	1	5	. <u>請負者</u> は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は <u>請負者</u> がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。		3	3	2 5	5	1	5 .	受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は <mark>受注者</mark> がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。	
1 3					3 - 3 - 3	1				3 (3 - 3 - 3		
1 3	3	3	1	1	1	. <mark>請負者</mark> は、コンクリートの配合において、設計図書の規定 のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵 抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワー カビリティーをもつ範囲内で単位水量を少なくするように 定めなければならない。		3	3	3 1	1	1		受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	
1 3	3	3	2	1	2	. 請負者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3・1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。		3	3	3 2	2	1		受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3・1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。	
1 3	3	3	3	1	3	. 請負者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。		3	3	3 3	3	1	3 .	受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。	
1 3						表 3 - 1 示方配合表	1	3	3	3 3	3	2		表 3 - 1 示方配合表	
1 3	3	3	4	1	4	. <u>請負者</u> は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、 <u>および</u> 混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。		3	3	3 4	4	1	4 .	受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、 <u>及び</u> 混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。	表記の統一
1 3	3	3	5	1	5	. <u>請負者</u> は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議しなければならない。		3	3	3 5	5	1	5 .	受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議しなければならない。	
1 3	3	3	6	1	6	. <u>請負者</u> は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の 品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なけ ればならない。	1	3	3	3 6	6	1	6 .	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。	
1 3					第4節	コンクリートミキサー船				0 0			第4節	コンクリートミキサー船	
1 3			-	1	3 - 4 - 1	一般事項 本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を準用する。				1 (3 - 4 - 1	一般事項 本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を準用する。	
1 3	4	2	0	1	3 - 4 - 2	コンクリートミキサー船の選定	1	3	4	2 (0	1	3 - 4 - 2	コンクリートミキサー船の選定	
L . J	"	1-1	ŭ	'	J 7 Z	コンノノ 「ヘーノ 別りをた	Ι'	Ŭ		- (_	•	J 7 4	コンノン 「ヘーン 別りた	

										-/-	\~=1	<u> </u>	首が川口に収入	改訂条文	改訂理由等
				T 25			以1J赤 义					75		以前,亦又	以引连由守
編章	首(条	項	以下	編章	節条	旧・条文構成	編	章 í	節点	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 :	3 4	2	1	1			請負者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。		3	4 2	2 1	1		受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を 選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
1 :					第5旬		現場練りコンクリート					1	第5節	現場練りコンクリート	
1 :					3 -	5 - 1	一般事項 本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項					1	3 - 5 - 1		
	5 5) 1	1	'			本即は、現場練りコングリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。		3	5		'		本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項 を取り扱うものとする。	
1 3					3 -		材料の貯蔵 請負者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。					1		材料の貯蔵 受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。	
1 ;	3 5	5 2	2	1		2 .	請負者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。	1	3	5 2	2 2	1	2 .	受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。	
1 ;	3 5	5 2	3	1		3 .	請負者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	1	3	5 2	2 3	1	3 .	受注者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	
1 :					3 -	5 - 3	配 合	1	3	5 3	3 0	1	3 - 5 - 3		
1 :	3 5	5 3	1	1			請負者は、コンクリートの配合については、第1編3-3 -3配合の規定による。	1	3	5 3	3 1	1		受注者は、コンクリートの配合については、第1編3-3 -3配合の規定による。	
1 ;	3 5	5 4	0	1	3 -		材料の計量及び練混ぜ	1	3	5 4	4 0	1		材料の計量及び練混ぜ	
1 ;						1.	計量装置					1		計量装置	A 77 N 10 16 / C
1 ;	3 5	9 4	1	2		(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できる。なお、 <u>請負者</u> は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。	1	3	5 4	4 1	2	(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できる。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。	(の書き以降仪仃
1 3	3 5	i 4	1	3		(2)	請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	3	5 4	4 1	3	(2)	受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。 なお、点検結果の資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	₹記の統一 はお書き以降改行
1 :							材料の計量					1		材料の計量	
1 :	3 5	5 4	2	2		(1)	計量は、現場配合によって行わなければならない。また、 骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111 (細骨材の表面水率 試験方法)若しくはJIS A 1125 (骨材の含水率試験方法お よび含水率に基づく表面水率の試験方法)または監督職員 の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が 乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間 吸水させて求めなければならない。		3	5	4 2	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111 (細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法および含水率に基づく表面水率の試験方法)または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	お書き以降改行

		<u> </u>		/		<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等
が川が久						陌	以前水文	以即法用会
編 章 節 条 項 切 編章節条 旧・条文構成					項	卜	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 3 5 4 2 3 (2) <u>請負者</u> は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。		1 3	5	4	2	3	(2) <mark>受注者</mark> は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。	
1 3 5 4 2 4 (3) 計量誤差は、1回計量分に対し、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	字誤 1	1 3	5	4	2	4	(3) 計量誤差は、1回計量分に対し、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	
1 3 5 4 2 5 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	1も 1	1 3	3 5	4	2	5	(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	
1 3 5 4 2 6 その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3 - 2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、 <u>請負者</u> は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	量の D種	1 3	3 5	4	2	6	その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	なお書き以降改行
1 3 5 4 2 7 (5) 材料の計量値 は、自動記録装置により記録しなければならない。							(5) <mark>受注者は</mark> 、材料の計量値 <u>を</u> 自動記録装置により記録しなけ ればならない。	文章表現の適正化
1 3 5 4 2 8 表3 - 2 計量の許容誤差 1 3 5 4 2 9 (6) 請負者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1ば 1 1も 1ン				2		表3 - 2 計量の許容誤差 (6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	なお書き以降を改行
1 3 5 4 2 10 (7) <u>請負者</u> は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。		1 3	5 5	4	2	10	(7) <mark>受注者</mark> は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。	
1 3 5 4 3 1 3 . 練混ぜ 1 3 5 4 3 2 (1) 請負者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りバッチミキサおよび連続ミキサを使用するものとする。	は強 1					1 2	3. 練混ぜ (1) <mark>受注者</mark> は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強 制練りバッチミキサ <u>または</u> 連続ミキサを使用するものとす る。	文章表現の適正化
1 3 5 4 3 3 (2) <u>請負者</u> は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	量の	1 3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	
1 3 5 4 3 4 (3) <u>請負者</u> は、JIS A 8603(コンクリートミキサ・第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603(コンクリートミキサ・第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、 <u>請負者</u> は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	第一等以上に	1 3	3 5	4	3	4	(3) 受注者は、JIS A 8603(コンクリートミキサ・第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603(コンクリートミキサ・第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
1 3 5 4 3 5 (4) <u>請負者</u> は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	ばな 1	1 3	5	4	3	5	(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	

							<u> </u>		- /	\ \(\text{\text{\$\}\$}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	<u> </u>	宣机口比较农	改訂条文	改訂理由等
				- -		現1]示义							(X前未入	以訂连田寺
編章	節	条]	項	以下	編章節条	旧・条文構成				条項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3	5	4	3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合 1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合 1分とするものとする。	1	3	5	4 3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。	
1 3	5	4	3	7		<u>練混ぜは、</u> あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、行わなければならない。	1	3	5	4 3	7	(5)	<u>受注者は、</u> あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、 <u>練</u> <u>混ぜを</u> 行わなければならない。	文章表現の適正化
1 3	5	4	3	8		請負者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	1	3	5	4 3	8	(6)	受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	
1 3	5	4	3	9	(7)	請負者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	1	3	5	4 3	9		受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	
1 3	5	4	3	10		ミキサは、練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4 3	10	(8)	ミキサは、練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造でなければならない。	
1 3	5	4	3	11		請負者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	1	3	5	4 3	11	(9)	受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	なお書き以降を改行
1 3	5	4	3	12		請負者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。	1	3	5	4 3	12		受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。	
1 3	5	4	3	13	(11)	請負者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。	1	3	5	4 3	13	(11)	受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンク リート材料を練り混ぜなければならない。	
1 3						運搬·打設				0 0		第6節	運搬·打設	
1 3				1		一般事項 本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項 を取り扱うものとする。				1 0		3 - 6 - 1	一般事項 本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項 を取り扱うものとする。	
1 3					3 - 6 - 2						1			
1 3	6	2	1	1	1.	請負者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。	1	3	6	2 1	1	1.	受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。	
1 3	6	2	2	1		請負者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。	1	3	6	2 2	1	2 .	受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。	
1 3						請負者は、コンクリートの打込み前に型 <u>わく</u> 、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。						3 .	受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計 図書に従って配置されていることを確かめなければならない。	文字の統一
1 3	6	2	4	1		請負者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。		3	6	2 4	1	4 .	受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。	
1 3					3 - 6 - 3					3 0		3 - 6 - 3		
1 3						請負者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。							受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。	
1 3	6	3	2	1		請負者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。	1	3	6	3 2	1	2 .	受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。	

3							雪新旧比較表	· 改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章(節条	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
リー 完全 らな	者は、運搬車の使用にあたって、練りまぜたコンクトを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易にに排出できるトラックアジテータを使用しなければない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職協議しなければならない。	1	3	6 3	3 3	1		受注者は、運搬車の使用にあたって、練りまぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 3 6 4 0 1 3 - 6 - 4 打設 1 3 6 4 1 1 1 . 請負	: <u>者</u> は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込				1 0 1 1		3 - 6 - 4 1 .	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込	H23.12.20「JIS A 5308の追補改正」による追
み、 わる で1.: <u>る。</u> 協議	十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終までの時間は、原則として外気温が25 を超える場合5時間、25 以下の場合で2時間を超えないものとすこれ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員としなければならない。なお、この時間中、コンクリー日光、風雨等に対し保護しなければならない。							み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終	記、および目的語の明確化 なお書き以降を改行
超え らな 1編	者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4を25以下の範囲に予想されるときに実施しなければない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートはによる。	1	3	6 4	1 2	1	2 .	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4を超え25以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	
いて 記載 る場	者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除 1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に しなければならない。また、 <u>請負者</u> は、これを変更す 合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなけ ならない。	1	3	6 4	4 3	1		受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	
	<u>者</u> は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上 目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意し ればならない。	1	3	6 4	1 4	1		受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。	
リー 成 <u>12</u> 職員 リー	者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクトのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督の承諾を得なければならない。また、 <u>請負者</u> はコンクトプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならな	1	3	6 4	1 5	1		受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	改定版発行により見直し
十分 及び けれ	者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレートジュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなばならない。なお、配置にあたっては、コンクリート移動ができるだけ少なくなるようにしなければならな	1	3	6 4	4 6	1		受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。 なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	なお書き以降を改行
	者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクトに振動を与えないよう適切な処置を講じなければない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のとしなければならない。	1	3	6 4	1 7	1		受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。	

	現行条文		<u> </u>			_		<u>⋿₩Ⅱ□₽₽₹Х₹Х</u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節下	条 旧・条文構成	Ž.	編章	章 節	条」	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3 6 4 8 1	8. <u>請負者</u> は、打設にシュートを使用する場合には を用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホ り、自由に曲がる構造のものを選定しなければ なお、これにより難い場合は、事前に監督職員の なければならない。	ース等によ ならない。	1 3	8 6	4	8	1		受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	なお書き以降を改行
1 3 6 4 9 1	9. <u>請負者</u> は、打設したコンクリートを型枠内で横りはならない。	移動させて	1 3	3 6	4	9	1	9 .	受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させて はならない。	
1 3 6 4 10 1	10. <u>請負者</u> は、一区画内のコンクリートの一層を打っるまで連続して打設しなければならない。	設が完了す	1 3	3 6	4	10	1	10 .	受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。	
1 3 6 4 11 1	11. <u>請負者</u> は、コンクリートの打上り面が一区画内となるように打設しなければならない。なお、 等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さればならない。	締固め能力	1 3	8 6	4	11	1	11 .	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	接続詞の修正
1 3 6 4 12 1	12. 請負者は、コンクリートの打設作業に際しては、め打設計画書を作成し、適切な高さに設定してき、打設作業を行わなければならない。また、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリーで硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けシュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込みi下げてコンクリートを打ち込まなければならなら、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパロと打込み面までの高さは1.5m以下とするもの	これに基 は 直 直 直 直 は さ で は ま で は ま で の に ま に ま に ま は に が が 、 く こ こ の に 。 に に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	1 3	8 6	4	12	1		受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。	
1 3 6 4 13 1	13. <u>請負者</u> は、著しい材料分離が生じないように打っ ばならない。	込まなけれ	1 3	3 6	4 ′	13	1		受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなけれ ばならない。	
1 3 6 4 14 1	14. <u>請負者</u> は、コンクリートを2層以上に分けて打 上層のコンクリートの打込みは、下層のコンク まり始める前に行い、上層と下層が一体になる しなければならない。	リートが固	1 3	8 6	4	14	1	14 .	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	
1 3 6 4 15 1	15. <u>請負者</u> は、コンクリートの打込み中、表面にブグ水がある場合には、これを取り除いてからコラを打たなければならない。		1 3	8 6	4	15	1		受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	
1 3 6 4 16 1	16. <u>請負者</u> は、コンクリートの打上りに伴い、不要ペーサを可能なかぎり取除かなければならない。		1 3	3 6	4	16	1	16 .	受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。	
1 3 6 4 17 1	17. <u>請負者</u> は、壁または柱のような幅に比べて高さ、 ンクリートを連続して打込む場合には、打込み、 の際、ブリーディングの悪影響を少なくするよう クリートの1回の打込み高さや打上り速度を調 ばならない。	及び締固め うに、コン 整しなけれ							受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	
1 3 6 4 18 1	18. <u>請負者</u> は、アーチ形式のコンクリートの打込みて、その端面がなるべくアーチと直角になるよを進めなければならない。		1 3	6	4 ′	18	1	18 .	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	

							<u> </u>	<u></u>	P	7.匹	111	1水 巨	新旧比較衣	改訂条文	
編章	前	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į Į	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3	6	4	19	1	19	請負者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	1	3	6	4 19	9 -	1	19 .	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	
1 3	6	4	20	1	20	請負者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	1	3	6	4 20	0 ,	1		受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	
1 3					3 - 6 - 5					5 0			3 - 6 - 5		
1 3	6	5 5	1	1	1 .	請負者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1	3	6	5 1		1	1 .	受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	
1 3	6	5	2	1	2 .	請負者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	1	3	6	5 2	2	1	2 .	受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	
1 3	6	5	3	1	3 .	請負者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	1	3	6	5 3	3	1	3 .	受注者は、コンクリートを 2 層以上に分けて打設する場合、パイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	
1 3						沈下ひびわれに対する処置 請負者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱の コンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れ を防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ 終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなけ ればならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、 前記と同様にして施工しなければならない。				6 0 6 1				沈下ひび割れに対する処置 受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	語句の修正 語句の修正
1 3						<u>請負者</u> は、沈下ひび <u>わ</u> れが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを <u>消さ</u> なければならない。								受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピン でや再振動を行い、これを <u>修復し</u> なければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないよう注意して行わなければならない。	コンクリート標準示方書(2007)と整合
1 3					3 - 6 - 7	打継目 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。				7 0 7 1			3 - 6 - 7	打継目 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。	
			1	1	1	打総目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。 ただし、 <u>請負者</u> は、やむを得ず図面で定められていない場 所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性 及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法 を定め、監督職員と協議しなければならない。		5				'	1.	行総目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。 ただし、 <mark>受注者</mark> は、やむを得ず図面で定められていない場 所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性 及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法 を定め、監督職員と協議しなければならない。	
1 3	6	7	2	1	2 .	請負者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	1	3	6	7 2	2	1	2 .	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	
						るよっ施工しなければならない。								るよつ施工しなければならない。	

		· <u> </u>]	<u> </u>	ᄪᄔ	<u> </u>	<u>青新旧比較表</u> 改訂条文	 改訂理由等
項 項	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条 新・条文構成	改定理由
1 3 6 7 3 1 3 <u>請負者</u> は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼板を配置して、これを補強しなければならない。		3	6	7	3	1	3 . <mark>受注者</mark> は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	
1 3 6 7 4 1 4 . <u>請負者</u> は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打 継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化し たコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質 の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなけれ ばならない。	Í	3	6	7	4	1	4. 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。	
また <u>請負者</u> は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。	, <u>-</u>	3	6	7	4	1	また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。	
1 3 6 7 5 1 5 . <u>請負者</u> は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。	,	3	6	7	5	1	5. 受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。	
1 3 6 7 6 1 6 . <u>請負者</u> は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、 <u>請負者</u> は、はりがそのスパンの中央で小ばじと交わる場合には、小ばりの幅の約 2 倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。	2	3	6	7	6	1	6. 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約2倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。	
1 3 6 7 7 1 7 1 目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。 1 3 6 7 8 1 8 . ii負者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は 1 cm、施工間隔10m程度とする。	է 1				7 8		7. 目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。 8. 伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	
1 3 6 7 9 1 9 . <u>請負者</u> は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れ を集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設 ける場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。 び び割れ誘発目地は、構造物の強度 <u>および</u> 機能を害さないよ うに、その構造 <u>および</u> 位置 <u>を定め</u> なければならない。	\ \	3	6	7	9	1	9. 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。	修正
1 3 6 7 0 1 3 - 6 - 8 表面仕上げ 1 3 6 7 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。	1				1	1	3 - 6 - 8 表面仕上げ 1 . <mark>受注者</mark> は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。	

				<u> </u>	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> </u>	首が旧して	改訂条文	改訂理由等
頂	7/17/7/2					項			NA11-234 (1
	節条 旧・条文構成				条項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3 6 7 2 1	2. <u>請負者</u> は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締 固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水 がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上 げ作業にかかってはならない。	(3	6	7 2	1	2 .	受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。	
1 3 6 7 3 1	3. <u>請負者</u> は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。		3	6	7 3	1	3 .	受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。	
	6 - 9 養生				7 0		3 - 6 - 9		
1 3 6 7 1 1	1. <u>請負者</u> はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。				7 1			受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	
1 3 6 7 2 1	2. <u>請負者</u> は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表3-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。						2 .	受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表3・3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	
1 3 6 7 2 2	表3・3 コンクリートの養生期間	1			7 2			表3-3 コンクリートの養生期間	
1 3 6 7 3 1	3. 請負者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。	;	3	6	7 3	1		受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。	
1 3 6 7 4 1	4. 請負者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	,	3	6	7 4	1	4 .	受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、 コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1 3 7 0 0 1 第7		1	3	7 (0 0	1		鉄筋工	
1 3 7 1 0 1 3 -	7 - 1 一般事項 1 . 本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧					1	3 - 7 - 1	一般事項 本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧	
	接その他これらに類する事項について定める。							接その他これらに類する事項について定める。	
1 3 7 1 2 1	2. 請負者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	,	3	7	1 2	1	2 .	受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	
1 3 7 1 3 1	3. <u>請負者</u> は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に 応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	1	3	7	1 3	1	3 .	受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に 応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	

				<u> </u>	<u> </u>	- / \	<u> </u>	<u> </u>	宣制旧ル牧衣	改訂条文	改訂理由等			
編	章()	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	3	7 1	4	1	4 .	請負者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確認しなければならない。	1	3	7 1	4	1	4 .	受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確認しなければならない。	
1	3	7 1	5	1	5 .	エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を確認した場合、請負者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。	1	3	7 1	5	1	5 .	エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を確認した場合、 <mark>受注</mark> 者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な 方法で補修しなければならない。	
1	3	7 2	0	1	3 - 7 - 2	貯蔵	1	3	7 2	2 0	1	3 - 7 - 2	貯蔵	
1	3	7 2	1	1		請負者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。	1	3	7 2	1	1		受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。	
			0		3 - 7 - 3	加工 <u>請負者</u> は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。				3 0		3 - 7 - 3	加工 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。	
1	3	7 3	2	1	2 .	請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。	1	3	7 3	3 2	1	2 .	受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。 はならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。	県独自で表現変更 なお書き以降を改行
1	3	7 3	3	1	3 .	請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「 コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成20年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7 3	3	1	3 .	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄 前の曲げ半径が示されていない場合は、「 コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成25年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	改正による修正
1	3	7 3	4	1	4 .	<u>請負者</u> は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	1	3	7 3	3 4	1	4 .	受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	
			4			図3-1 鉄筋のかぶり					2		図3-1 鉄筋のかぶり	
1	3	3	5	1	5 .	請負者は、設計図書に示されていない鋼材(組立用鉄筋など)を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。	1	3	/ 3	5 5	1	5 .	受注者は、設計図書に示されていない鋼材等(組立用鉄筋 <u>や金網、配管</u> など)を配置する場合は、その鋼材等につい ても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋との あきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならな い。	
			0		3 - 7 - 4				_	0		3 - 7 - 4		
1	3	4	ı	I	1.	ii負者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。		3	/ 4	1	1	1.	受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。	

							<u>/\-</u>	ᅩᇴ	* 77	吧」	<u> </u>	音那旧几牧衣	8.	改訂理由等
編	章(節条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	3	7 4	2	1		請負者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。請負者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	1	3	7 4	4 2	1	2 .	受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	なお書き以降を改行
1	3	7 4	3	1		請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。	1	3	7 4	4 3	1		受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数にいついて、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならな最短難をいい、設計上のコンクリート表面から鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。	
1	3	7 4	4	1	4 .	請負者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて確認し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。	1	3	7 4	4 4	1	4 .	受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて確認し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。	
1	3	7 4	5	1	5 .	請負者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート 打設後24時間以上経過した後に行わなければならない。	1	3	7 4	4 5	1	5 .	受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート 打設後24時間以上経過した後に行わなければならない。	
			0		3 - 7 - 5					5 0				
1	3	/ 5	1	1	1.	請負者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	/ 5	D 1	1	1.	受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
			2			請負者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す 長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数箇 所緊結しなければならない。				5 2			受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す 長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数箇 所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指 針【改定版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付 着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	エポキシ系樹脂塗装鉄筋を使用する際の注意点 について追加
1	3	7 5	3	1	3 .	請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	1	3	7 5	5 3	1	3 .	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	

								<u></u>] 7	六儿	ᄞᆚ	<u>- 17K ī</u>	<u> </u>	<u>、</u> 改訂条文	改訂理由等
					項							項			MUZHO
編	章	節	条	項	以 編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	3	7	5	4		・ <u>請負者</u> は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式 継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所 に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を <u>監督</u> <u>職員に提出</u> しなければならない。		3	7	5	4	1	4 .	受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	県独自運用
1	3	7	5	5	1 5	. <u>請負者</u> は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出 しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを 保護しなければならない。		3	7	5	5	1	5 .	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。	
1	3	7	5	6	1 6	. <u>請負者</u> は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面 を避けなければならない。	1	3	7	5	6	1	6 .	受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面 を避けなければならない。	
1	3	7	5	7	1 7	. <u>請負者</u> は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部 相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならな い。	1	3	7	5	7	1	7 .	受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部 相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならな い。	
				0 1		ガス圧接 . 圧接工は、JIS Z 3881 (鉄筋のガス圧接技術検定における 試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければ ならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でな ければならない。	1				0		3 - 7 - 6	ガス圧接 圧接工は、JIS Z 3881 (鉄筋のガス圧接技術検定における 試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、 その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければ ならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸 素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でな ければならない。	
1	3	7	6	1	2	なお、ガス圧接の施工方法 <u>は、</u> 熱間押し抜き法とする場合 は、設計図書に関して監督職員の承諾を得 <u>るものとする</u> 。	1	3	7	6	1	2		なお、ガス圧接の施工方法 <mark>を</mark> 熱間押し抜き法とする場合 は、設計図書に関して監督職員の承諾を得 <u>なければならな</u> い。	文章表現の修正
1	3	7	6	1	3	また、資格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。	1	3	7	6	1	3		また、資格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。	県独自運用
1	3	7	6	2	1 2	. <u>請負者</u> は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と協議しなければならない。		3	7	6	2	1	2 .	受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と協議しなければならない。	
1	3	7	6	3	1 3	. <u>請負者</u> は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が 7 mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。		3	7	6	3	1	3 .	受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が 7 mmを超える場合は <u>手動ガス</u> 圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。	「鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事」 の改定による
1	3	7	6	4	1 4	. <u>請負者</u> は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。					4		4 .	受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	
1	3	7	6	5	1 5	. 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は <u>以</u> 下のとおりとする。	1	3	7	6	5	1	5 .	突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は <u>2</u> mm以下とする。	「鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事」 の改定による
				5) SD490以外の鉄筋を圧接する場合:すき間3mm以下) SD490の鉄筋を圧接する場合:すき間2mm以下					5			(削除) (削除)	

		<u> </u>	ᅩᆍ	7/	<u> </u>	<u> </u>	古が川口に致る		
	現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章〔	節条	承 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3 7 6 5 4	但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は2mm以下とする。				5 5			(削除)	
1 3 7 6 6 1 6.	請負者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合は作業を行うことができる。	1	3	7 6	6 6	1	6 .	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合は作業を行うことができる。	
1 3 8 0 0 1 第8節	型枠・支保	1	3	8 0	0 0	1	第8節	型枠・支保	
1 3 8 1 0 1 3 - 8 - 1	一般事項	1	3	8 1	0	1	3 - 8 - 1	一般事項	
1 3 8 1 1 1	本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。				1 1			本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。	
1 3 8 2 0 1 3 - 8 - 2					2 0		3 - 8 - 2		
	請負者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。				2 1			受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。	
1 3 8 2 2 1 2 .	請負者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	1	3	8 2	2 2	1	2 .	受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	
1 3 8 2 3 1 3.	請負者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。	1	3	8 2	2 3	1		受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。	
	請負者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。	1	3	8 2	2 4	1	4 .	受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。	
	請負者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。							受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。	
1 3 8 3 0 1 3 - 8 - 3 1 3 8 3 1 1 1	組立て 請負者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼 を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付 ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しな ければならない。なお、 <u>請負者は、</u> これらの締付け材を型 <u>枠取り外し後、コンクリート表面に</u> 残しておいてはならな い。				3 0 3 1		3 - 8 - 3	組立て 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。	なお書き以降を改行
1 3 8 3 2 1 2.	請負者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。	1	3	8 3	3 2	1	2 .	受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。	
1 3 8 3 3 1 3.	請負者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。	1	3	8 3	3 3	1	3 .	受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。	
1 3 8 4 0 1 3 - 8 - 4	取外し	1	3	8 4	1 0	1	3 - 8 - 4	取外し	
	-						*	+	•

		<u> </u>		. / \ /	در چي		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章(節	介 条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3 8 4 1 1 1 1 .	請負者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。		3 8	3 4	1	1	1 .	受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。	
1 3 8 4 2 1 2 .	請負者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。	1	3 8	3 4	2	1	2 .	受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。	
1 3 8 4 3 1 3.	請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。	1	3 8	3 4	3	1	3 .	受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。	
1 3 9 0 0 1 第9節 1 3 9 1 0 1 3 - 9 - 1	暑中コンクリート 一般車項			0 1		1	第9節 3 - 9 - 1	暑中コンクリート 一般実頂	
	本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。	1						本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。	なお書き以降を改行
	請負者は、日平均気温が25 を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。							受注者は、日平均気温が25 を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。	
	請負者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。							受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。	
1 3 9 2 0 1 3 - 9 - 2 1 3 9 2 1 1 1	施工 請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水 剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用 <u>しなければならない</u> 。 なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの 品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書 に記載しなければならない。	1	3 9	9 2	1	1	<u>3 - 9 - 2</u> 1 .	他上 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水 剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用するおとが望ましい。 なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	る。(遅延型のものを使用しなくても施工でき
1 3 9 2 2 1 2 .	請負者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。		3 9	2	2	1	2 .	受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。	
	打設時のコンクリート温度は、35 以下とする。 請負者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により 運搬しなければならない。			9 2				打設時のコンクリート温度は、35 以下とする。 <mark>受注者</mark> は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。	

						現行条文	<u> </u>	_	- 1 /	7,00	<u> </u>	17K E		改訂条文	改訂理由等
編章	節	条』	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項		項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3	9	2	5	1	5 .	コンクリート <u>を</u> 練混ぜてから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。	1	3	9	2 5	5	1	5 .	コンクリート <u>の</u> 練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。	H23.12.20「JIS A 5308の追補改正」および示 方書の表現に統一 (練混ぜ開始からの時間であ る)
1 3	9	2	6	1	6 .	請負者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生 じないよう行わなければならない。	1	3	9	2 6	6	1	6 .	受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないよう行わなければならない。	
1 3 1 3					3 - 9 - 3	養生 請負者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を 開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければな らない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込 み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがある ので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなけ ればならない。	1			3 0				養生 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。	
1 3	10			1	第10節 3 - 10 - 1	寒中コンクリート				0 0			第10節 3 - 10 - 1	寒中コンクリート	
1 3				1		本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。	1			1 1			1 .	本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。	なお書き以降を改行
1 3	10	1	2	1	2 .	請負者は、日平均気温が4 以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。	1	3	10	1 2	2	1	2 .	受注者は、日平均気温が4 以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。	
1 3	10	1	3	1	3 .	請負者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練りまぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。		3	10	1 3	3	1	3 .	受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練りまぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。	
1 3	10			1	3 - 10 - 2	施工 <u>請負者</u> は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければ ならない。				2 0				施工 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければ ならない。	
1 3	10	2	1	2	(1)	請負者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	1	3	10	2 1	1	2		受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	
1 3	10	2	1	3	(2)	請負者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。		3	10	2 1	1	3		受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。	
1 3	10	2	1	4	(3)	請負者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督職員と協議しなければならない。		3	10	2 1	j .	4		受注者は、A E コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督職員と協議しなければならない。	
1 3	10	2	2	1	2 .	請負者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの 練りまぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。	1	3	10	2 2	2	1		受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの 練りまぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。	
1 3	10	2	3	1	3.	請負者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5~20 の範囲に保たなければならない。		3	10	2 3	3	1	3 .	受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5~20 の範囲に保たなければならない。	

									7 7	マルロ	111	ᅏᇀ	<u> </u>	改訂条文	
編章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į Į Į	頁 以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3	10	2	4	1	4	. <u>請負者</u> は、セメントが急結を起こさないように、加熱した 材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	1	3	10	2 4	1	1		注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した 料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	
1 3	10	2	5	1	5	. <u>請負者</u> は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンク リートを打設してはならない。また、地盤が凍結している 場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しな ければならない。	1	3	10	2 5	i 1	1	リ 場	注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクートを打設してはならない。また、地盤が凍結している合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなればならない。	
1 3						. <u>請負者</u> は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かなければならない。							か	<u>注者</u> は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除なければならない。	
1 3 1 3					3 - 10 - 3	養生 請負者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配				3 0 3 1			3 - 10 - 3 養	生 注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配	
1 3	10	3	'	1	1	・ <u>間見も</u> は、食主力伝及び食主期間について、外丸温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。		3	10	3 1		'	合	(注音は、食主力法及び食主期間について、外丸(温、能で、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えるで表えられる要因を考慮して計画しなければならない。	
1 3	10	3	2	1	2	. <u>請負者</u> は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。	1	3	10	3 2	! 1	1	σ ·	注者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートそ他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクートの表面の温度の急冷を防がなければならない。	
1 3	10	3	3	1	3	. <u>請負者</u> は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	1	3	10	3 3	3 1	1		注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないよ に保護し、特に風を防がなければならない。	
1 3	10	3	4	1	4	. <u>請負者</u> は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが 局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなけれ ばならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を 急速に低下させてはならない。	1	3	10	3 4	1	1	局ば	注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが 部的に乾燥または熱せられることのないようにしなけれ ならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を 速に低下させてはならない。	
1 3	10	3	5	1	5	. <u>請負者</u> は、養生中のコンクリートの温度を5 以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3 5	j 1	1	な	注者は、養生中のコンクリートの温度を 5 以上に保たければならない。また、養生期間については、表 3 - 4値以上とするのを標準とする。	
1 3	10	3	5	2		なお、表3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0 以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。	1	3	10	3 5	5 2	2	り 潤	お、表3‐4の養生期間の後、さらに2日間はコンクート温度を0 以上に保たなければならない。また、湿養生に保つ養生日数として表3‐3に示す期間も満足す必要がある。	
1 3	11	0	0	1	第11節	表3 - 4 寒中コンクリートの養生期間 マスコンクリート	1	3	11	3 5) 1	1	第11節 マ	3 - 4 寒中コンクリートの養生期間 スコンクリート	
1 3					3 - 11 - 1	一般事項 本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取 り扱うものとする。				1 0			本	般事項 節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取 扱うものとする。	
1 3					3 - 11 - 2	施工 . <u>請負者</u> は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。				2 0 2 1			メ	工 注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセ ントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する 分な検討を行わなければならない。	
1 3	11	2	2	1	2	. <u>請負者</u> は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。	1	3	11	2 2	! 1	1	み	注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込 区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込 時間間隔を設定しなければならない。	

							1		-/\.	<u> </u>		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				T百		元リホス					T百		以引示人	以即法用会
			項	下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
			3			<u>請負者</u> は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを 行ってはならない。			11 2				<u>受注者</u> は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを 行ってはならない。	
1	3 1	1 2	4	1	4 .	請負者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。	1	3 1	11 2	4	1		受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。	
1	3 1	1 2	5	1	5 .	請負者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3 1	11 2	5	1		受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	
			0		第12節	水中コンクリート			12 0				水中コンクリート	
			0		3 - 12 - 1						1	3 - 12 - 1		
			1			本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。							本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
			1			なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。			12 1				なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	
			0		3 - 12 - 2						1	3 - 12 - 2	施工	
			1			請負者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打設してはならない。			12 2				受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打設してはならない。	
1	3 1	2 2	2	1	2 .	請負者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう <u>な工夫を</u> しなければならない。	1	3 1	12 2	2	1		受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かった。 つ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう <mark>に</mark> しなければならない。	表現の修正:任意と義務の明確化
1	3 1	2 2	3	1	3 .	請負者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。	1	3 1	12 2	3	1		受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。	なお書き以降を改行
1	3 1	2 2	4	1	4 .	請負者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。	1	3 1	12 2	4	1		受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中の コンクリートをかきみださないようにしなければならな い。	
1	3 1	2 2	5	1	5 .	請負者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	1	3 1	12 2	5	1		受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	お書き以降を改行
1	3 1	2 2	6	1	6 .	請負者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。	1	3 1	12 2	6	1		受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。	

	1. 上事共進任依置相旧比較农	
現行条文	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 、	編章節条項以編章節条新・条文構成	改定理由
1 3 12 2 7 1 7 . <u>コンクリートは、</u> ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	1 3 12 2 7 1 7 . <mark>受注者は</mark> 、ケーシング(コンクリートポンプとケーシング) の併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用 して <mark>コンクリートを</mark> 打設しなければならない。これにより 難い場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工 しなければならない。	文章表現の修正
1 3 12 2 8 1 8 . ケーシング打設(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)	1 3 12 2 8 1 8 . ケーシング打設(コンクリートポンプとケーシングの併用 方式)	
1 3 12 2 8 2 (1) <u>請負者</u> は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。	1 3 12 2 8 2 (1) <mark>受注者</mark> は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。	
1 3 12 2 8 3 (2) <u>請負者</u> は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で 吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくし なければならない。	1 3 12 2 8 3 (2) 受注者 は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で 吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくし なければならない。	
1 3 12 2 8 4 (3) 打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常に コンクリート中に挿入しなければならない。	1 3 12 2 8 4 (3) 打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。	
1 3 12 2 8 5 (4) <u>請負者</u> は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。	1 3 12 2 8 5 (4) <mark>受注者</mark> は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既 に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に 引き上げなければならない。	
1 3 12 2 8 6 (5) <u>請負者</u> は、1本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	1 3 12 2 8 6 (5) <u>受注者</u> は、1本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	
1 3 12 2 8 7 (6) 請負者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。	1 3 12 2 8 7 (6) <mark>受注者</mark> は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。	
1 3 12 2 8 8 (7) <u>請負者</u> は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。	1 3 12 2 8 8 (7) 受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。	
1 3 12 2 9 1 9 . トレミー打設 1 3 12 2 9 2 (1) トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、トレミーは、打設中水平移動してはならない。	1 3 12 2 9 1 9 トレミー打設 1 3 12 2 9 2 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	文章表現の修正
1 3 12 2 9 3 (2) <u>請負者</u> は、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	1 3 12 2 9 3 (2) <u>受注者</u> は、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	

	个工事共进任依首排旧比较农	
現行条文	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 、	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 新・条文構成 ホー	改定理由
1 3 12 2 9 4 (3) 請負者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。	1 3 12 2 9 4 (3) <mark>受注者</mark> は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。	
1 3 12 2 9 5 (4) <u>請負者</u> は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。	1 3 12 2 9 5 (4) 受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。	
1 3 12 2 10 1 10 . コンクリートポンプ打設 1 3 12 2 10 2 10 2 1 3 12 8 10 2 10 2	1 3 12 2 10 1 10 . コンクリートポンプ打設 1 3 12 2 10 2 10 2 (1) コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。	
1 3 12 2 10 3 (2) 打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。	1 3 12 2 10 3 (2) 打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。	
1 3 12 2 11 1 11. 請負者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱および底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1 3 12 2 11 1 1 11. 受注者は、底開き箱および底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1 3 12 3 0 1 3 - 12 - 3 海水の作用を受けるコンクリート	1 3 12 3 0 1 3 - 12 - 3 海水の作用を受けるコンクリート	
1 3 12 3 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1 3 12 3 1 1 1 1 <u>受注者</u> は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	
1 3 12 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1 3 12 3 2 1 2 . 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
1 3 12 3 3 1 3 . <u>請負者</u> は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材 <u>令</u> 5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材 <u>令</u> 7日以上とし、さらに、日平均気温が10 以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。	1 3 12 3 3 1 3 . 受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材 <mark>齢</mark> 5 日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材 <mark>齢</mark> 7 日以上とし、さらに、日平均気温が10 以下となる場合には、9 日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。	
1 3 13 0 0 1 第13節 水中不分離性コンクリート 1 3 13 1 0 1 3 - 13 - 1 一般事項	1 3 13 0 0 1 第13節 水中不分離性コンクリート 1 3 13 1 0 1 3 - 13 - 1 一般事項	

										37 7	- T.U.	<u></u>	<u>L (1714 </u>	<u> </u>	改訂条文 改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条	項	項以	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以	編章節条	新・条文構成	改定理由
				1	下		本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	1	3				1		本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	
	3				1 1	3 - 13 - 2	材料の貯蔵 材料の貯蔵は、第1編3-5-2材料の貯蔵の規定による。		3				1		材料の貯蔵 材料の貯蔵は、第1編3-5-2材料の貯蔵の規定による。	
					1 1		コンクリートの製造 請負者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。	1		13			1	1 .	コンクリートの製造 <u>受注者</u> は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。	
1	3	13	3	2	1	2 .	計量装置は、第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規 定による。	1	3	13	3	2	1		計量装置は、第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規 定による。	
					1 2	3.	材料の計量 請負者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。						2	3.	材料の計量 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。	
1	3	13	3	3	3		ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	3		ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとす る。	
1	3	13	3	3	4	(2)	計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表3-5計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。		3	13	3	3	4		計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表3-5計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	
				_	5	4	表3-5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート) 練混ぜ						5		表3-5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート) 練混ぜ	
1	3	13	3	4	2		請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、 本節によるほか、JIS A 5308(レディーミクストコンク リート)に準じるものとする。	1	3	13	3	4	2	(1)	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準じるものとする。	
1	3	13	3	4	3	(2)	請負者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを 練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを 練り混ぜるものとする。	
1	3	13	3	4	4	(3)	請負者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り 混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分 離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次 の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。		3	13	3	4	4		受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に <u>以下</u> の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行 表現の統一
1	3	13	3	4	5 6		混和剤の添加方法・時期 アジテータトラック1車輌の運搬量	1	3	13	3	4	5 6		混和剤の添加方法・時期 アジテータトラック 1 車輌の運搬量	
1	3	13	3	4	7		コンクリート品質の試験確認	1	3	13	3	4	7		コンクリート品質の試験確認	

							<u> </u>] /	7,00	<u>! </u>	<u> 12K E</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				項								項			WW. TH 2
編	章()	節条	項	以下	編章節条	旧・条文構成				条項		以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	3 1	13 3	4	8	(4)	請負者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。	1	3	13	3 4	4	8	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。 い。	
1	3 1	13 3	4	9	(5)	<u>請負者</u> は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。	1	3	13	3 4	4	9	(5)	<u>受注者</u> は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。	
				1		ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理				3 5				ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理	
1	3 1	13 3	5	2	(1)	請負者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	1	3	13	3 5	5	2		受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	
1	3 1	13 3	5	3	(2)	請負者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。	1	3	13	3 5	5	3		受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければ ならない。	
				1	3 - 13 - 4					4 (3 - 13 - 4		
				1 3		準備 請負者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運				4 1				準備 受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運	
					(1)	調見有は、プレッシュコングリートの桁性を考慮して、連 搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。								搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。	
1	3 1	13 4	1	4	(2)	請負者は、打設されたコンクリートが均質となるように、 打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めなければ ならない。	1	3	13	4 1	1	4	(2)	受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、 打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めなければ ならない。	
		13 4 13 4		1 2	2 .	運搬 請負者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、 かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。				4 2 4 2			2 .	運搬 受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。	
1 1				1 2		打設 請負者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画 どおりに配置されていることを確認しなければならない。				4 3				打設 受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画 どおりに配置されていることを確認しなければならない。	
1	3 1	13 4	3	3	(2)	<u>請負者</u> は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。	1	3	13	4 3	3	3	(2)	<u>受注者</u> は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。	
1	3 1	13 4	3	4	(3)	請負者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。	1	3	13	4 3	3	4	(3)	受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。	
1	3 1	13 4	3	5	(4)	請負者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。	1	3	13	4 3	3	5	(4)	受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。	
1	3 1	13 4	3	6	(5)	請負者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。	1	3	13	4 3	3	6	(5)	受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。	
1	3 1	13 4	3	7	(6)	請負者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	1	3	13	4 3	3	7	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	

								-/\		<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節:	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節為	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 3	13	4 3		(7)	請負者は、水中流動距離を 5 m以下としなければならない。	1	3	13 4	1 3	8	(7)	受注者は、水中流動距離を 5 m以下としなければならない。	
1 3	13	4 3	9		請負者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。	1	3	13 4	1 3	9	(8)	受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。	
1 3				(1)	打継ぎ <u>請負者</u> は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンリートが十分に密着するように処置しなければならない。				1 4 1 4			打継ぎ <u>受注者</u> は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンリートが十分に密着するように処置しなければならない。	
1 3	13	4 4	3		請負者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い 清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければな らない。	1	3	13 4	1 4	3	(2)	受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い 清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければな らない。	
1 3				5 .	コンクリート表面の保護				1 5		5 .	コンクリート表面の保護	
1 3	13	4 5	2		請負者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。	1	3	13 4	5	2		受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。	
1 3					プレパックドコンクリート					1		プレパックドコンクリート	
1 3					一般事項 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的				1 0 1 1		3 - 14 - 1	一般事項 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的	やお妻キリ際を助行
					事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。							事項を取り扱うものとする。 なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。	よの 青 ○ 以降 で [X1]
1 3				3 - 14 - 2						1	3 - 14 - 2		
1 3		2 1		(1)	施工機械 請負者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。		3	14 2	2 1	2		施工機械 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。	
1 3	14	2 1	3		請負者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。	1	3	14 2	2 1	3	(2)	受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。	
1 3					請負者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。							受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。	
1 3	14	2 2 2	2	2 .	輸送管 請負者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用 しなければならない。				2 2 2		2 .	輸送管 <u>受注者</u> は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。	
1 3	14	2 3	1	3 .	注入管	1	3	14 2	2 3	1	3 .	注入管	

							<u> </u>		-/\	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> </u>	首利11日比較农		76-ETTER 4- 77
						現行条文							改訂条文	改訂理由等
編	章	節条	八	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	3 1	14 2	2 3	2		請負者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。	1	3	14 2	2 3	2		受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。	
				1	3 - 14 - 3					3 0		3 - 14 - 3		
				2		型枠 請負者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。				3 1 3 1		(1)	型枠 受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。	
1	3 1	14 3	3 1	3	(2)	請負者は、事前に型枠の取外し時期について、監督職員の 承諾を得なければならない。	1	3	14 3	3 1	3	(2)	受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督職員の 承諾を得なければならない。	
1	3 1	14 3	2	1	2 .	モルタルの漏出防止				3 2		2 .	モルタルの漏出防止	
				2		請負者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。				3 2			受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。	
				1 2		粗骨材の投入 請負者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管				3 3			粗骨材の投入 受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管	
	3	14 3	, 3	2		等を規定の位置に配置しなければならない。	'	3	14 3	5 3	2		等を規定の位置に配置しなければならない。	
1	3 1	14 3	3	3	(2)	請負者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破砕しないように投入しなければならない。	1	3	14 3	3	3	(2)	受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破砕しないように投入しなければならない。	
1	3 1	14 3	3	4	(3)	請負者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう 良好な状態に管理しなければならない。	1	3	14 3	3	4	(3)	受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう 良好な状態に管理しなければならない。	
				1		注入管の配置				3 4			注入管の配置	
1	3 1	14 3	3 4	2	(1)	請負者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	14 3	3 4	2	(1)	受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1	3 1	14 3	3 4	3	(2)	請負者は、水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。	1	3	14 3	3 4	3	(2)	受注者は、水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。	
1	3 1	14 3	5 5	1	5 .	練混ぜ	1	3	14 3	3 5	1	5 .	練混ぜ	
				2		請負者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。				3 5		(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	
1	3 1	14 3	5	3	(2)	請負者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確認し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。	1	3	14 3	3 5	3		受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確認し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。	

	.水上争共进让惊 	改訂条文	改訂理由等
が11示文 		以前示人	以即在田台
偏 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成	編章節条項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
1 3 14 3 5 4 (3) <u>請負者</u> は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの 定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければなら ない。		(3) <mark>受注者</mark> は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの 定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければなら ない。	
1 3 14 3 6 1 6 . 注入 1 3 14 3 6 2 (1) <u>請負者</u> は、管の建込み終了後、異常がないことを確認した 後、モルタルを注入しなければならない。	1 3 14 3 6 1 1 3 14 3 6 2	6. 注入 (1) <mark>受注者</mark> は、管の建込み終了後、異常がないことを確認した 後、モルタルを注入しなければならない。	
1 3 14 3 6 3 (2) <u>請負者</u> は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、 <u>事前に設計図書</u> に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1 3 14 3 6 3	(2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお書き以降を改行 「やむを得ず注入を中断(機械故障や天候の急 変など不測の事態)して、(設計ないし、施工 計画にないところに)打ち継ぎ目を設けること となった場合」(コンクリート標準示方書解 説)の処置であるため、表現を修正
1 3 14 3 6 4 (3) <u>請負者</u> は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、 注入モルタル上面の上昇速度は0.3~2.0m/hとしなければ ならない。	1 3 14 3 6 4	(3) <mark>受注者</mark> は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、 注入モルタル上面の上昇速度は0.3~2.0m/hとしなければ ならない。	
1 3 14 3 6 5 (4) <u>請負者</u> は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5~2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。	1 3 14 3 6 5	(4) <mark>受注者</mark> は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5~2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。	
1 3 14 3 6 6 (5) <u>請負者</u> は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。	1 3 14 3 6 6	(5) <u>受注者</u> は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。	
1 3 14 3 7 1 7 注入モルタルの上昇状況の確認 1 3 14 3 7 2 <u>請負者</u> は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入 モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなけれ ばならない。	1 3 14 3 7 1 1 3 14 3 7 2	7. 注入モルタルの上昇状況の確認 受注者は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入 モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなけれ ばならない。	
1 3 14 3 8 1 8 . 寒中における施工	1 3 14 3 8 1 1 3 14 3 8 2	8. 寒中における施工 受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モル	
タルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入 モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じ て、適切な保温給熱を行わなければならない。		タルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入 モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じ て、適切な保温給熱を行わなければならない。	
1 3 14 3 9 1 9 . 暑中における施工 1 3 14 3 9 2 <u>請負者</u> は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度	1 3 14 3 9 1 1 3 14 3 9 2	9. 暑中における施工 受注者 は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度	
上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起 こらないよう施工しなければならない。		上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。	
1 3 15 0 0 1 第15節 袋詰コンクリート	1 3 15 0 0 1	第15節 袋詰コンクリート	
1 3 15 1 0 1 3 - 15 - 1 一般事項 1 3 15 1 1 1 1 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第 1編第 3 章12節水中コンクリートの規定による。	1 3 15 1 0 1 1 3 15 1 1 1	3 - 15 - 1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に定めのない事項は、第 1 編第 3 章12節水中コンクリートの規定による。	なお書き以降を改行
1 3 15 2 0 1 3 - 15 - 2 施工	1 3 15 2 0 1	3-15-2 施工	

						現行条文	<u>//\.</u>		F7	7,00	112	Κ <u></u>	新旧比較衣	改訂条文	改訂理由等
編遣	章 食	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	項以下	į	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	3 1	5 2	1	1		<u>請負者</u> は、袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、 袋の口を確実に縛らなければならない。	1	3	15	2 1	1		1.	受注者は、袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、 袋の口を確実に縛らなければならない。	
1	3 1	5 2	2	1		請負者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋づつ丁寧に積まなければならない。また、水中に投げ込んではならない。	1	3	15	2 2	1		2 .	受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋づつ丁寧に積まなければならない。また、水中に投げ込んではならない。	
2	0 (0 0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0 0	1	身	第2編	材料編	
2	1 (0 0	0	1	第1章	一般事項	2	1	0	0 0	1			一般事項	
2	1 1	1 0	0	1	第1節	適用	2	1	1	0 0	1		第1節	適用	
			1			工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、 <u>この</u> 共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	2	1	1	0 1	2			工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	見の統一
2 2	1 2	2 0 2 0	0	1	第 2 節	工事材料の品質 請負者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を請負者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。					1 1		第2節 1.	工事材料の品質 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	
2	1 2	2 0	2	1		契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	2	1	2	0 2	1		2 .	契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	
2	1 2	2 0	3	1		<u>請負者</u> は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で <u>提示する</u> 方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	2	1	2	0 3	1		3 .	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書 <u>に定める</u> 方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	可の統一
2	1 2	2 0	4	1		請負者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまで監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	2	1	2	0 4	1		4 .	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまで監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	お書き以降を改行

							<u>/\.</u>		7	(四)	117	<u> </u>	· 改訂条文	改訂理由等
			1	百							頂	<u> </u>		NII ZEM ()
編章			-	以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	リリスト	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 1	2	0	5	1	5 .	請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。	2	1	2	0 5	1	5 .	受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。	
2 1	2	0	6	1	6 .	請負者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という)を材料の品質を証明する資料とすることができる。なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。	2	1	2	0 6	1	6 .		受注者が実施すべき内容を主として条文を見直した。
													表1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材	受注者が実施すべき内容を主として条文を見直 したことに伴い、対象資材(39品目)の区分表 を追加
2 2					第2章	土木工事材料				0 0			土木工事材料	
2 2 2					第1節 2 - 1 - 1	工 一般事項	2	2	1	0 0	1		土 一般事項	
2 2							2	2	1	1 1	1		工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。	
2 2 2	2	0	0	1	第2節	石	2	2	2	0 0	1		石	
2 2					2 - 2 - 1	石材 天然産の石材については、以下の規格に適合するものとす る。				1 1			1414 天然産の石材については、以下の規格に適合するものとす る。	
2 2					2 2 2	JIS A 5003 (石材)	2	2	2	1 1	2	2 2 2	JIS A 5003 (石材)	
2 2 2	2	2	1	1	2 - 2 - 2	割くり石 割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。 	2	2	2	2 0	1	2 - 2 - 2	割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。	
2 2						JIS A 5006 (割ぐり石)				2 1			JIS A 5006 (割ぐり石)	
2 2 2	2	3	1	1	2 - 2 - 3	雑割石 雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。	2	2	2	3 0	1	2 - 2 - 3	#割石 雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。	
2 2	2	4	0	1	2 - 2 - 4	雑石(粗石)	2	2	2	4 0	1	2 - 2 - 4	雑石(粗石)	
2 2						雑石は、天然石または破砕石ものとし、うすっぺらなもの 及び細長いものであってはならない。							雑石は、天然石または破砕石ものとし、うすっぺらなもの 及び細長いものであってはならない。	
2 2 2	2	5	0	1	2 - 2 - 5	玉 石 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm~ 25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なも の、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	2	2 2	2 2	5 0	1	2 - 2 - 5		表記の統一
2 2	2	6	0	1	2 - 2 - 6	ぐり石	2	2	2	6 0	1	2 - 2 - 6	ぐり石	

							<u> </u>	<u> </u>	F/\	<u>, 1112 </u>	<u> </u>	古が11口に収入	改訂条文	改訂理由等
				тБ							Т百		100 J	Museud
編章	節	条	項	以 下 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	孫 項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 2	2	6	1	1		ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	2	2	2 6	5 1	1		ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	
2 2	2	7	0	1	2 - 2 - 7	その他の砂利、砕石、砂	2	2	2 7	7 0	1		その他の砂利、砕石、砂	
2 2	2	7	1	1	1.	砂利、砕石の粒度、形状及び有機物含有量は、 <u>この</u> 仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	2	2	2 7	7 1	1	1 .	砂利、砕石の粒度、形状及び有機物含有量は、 <mark>本共通</mark> 仕様 書における関係条項の規定に適合するものとする。	表現の統一
2 2	2	7	2	1	2 .	砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	2	2	2 7	7 2	1	2 .	砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共 通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	表現の統一
2 2	3	0	0	1	第3節	骨 材	2	2	3 () ()	1	第3節		
2 2	3	1	0	1			2	2	3 1	1 0	1	2 - 3 - 1		
2 2							2	2	3 1	1 1	1		道路用砕石 <mark>及び</mark> コンクリート用砕石 <mark>等</mark> は、以下の規格に適合するものとする。	コンクリート用砕石、コンクリート用スラグ粗 (細)骨材の総称として「コンクリート用骨材 等」に修正
2 2	3	1	1	2		JIS A 5001 (道路用砕石)	2	2	3 1	1 1	2		JIS A 5001 (道路用砕石)	
2 2	1	4	1	2							3		JIS A 5008 (レディ-ミクストコンクリート)付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)	関連するJIS規格を追加
2 2	3	1	1	4		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第1部:高 炉スラグ骨材)	2	2	3 1	1 1	5		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第1部:高 炉スラグ骨材)	
2 2	3	1	1	5		JIS A 5011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材 - 第 2 部 : フェロニッケルスラグ骨材)	2	2	3 1	1 1	6		JIS A 5011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材 - 第 2 部 : フェロニッケルスラグ骨材)	
2 2	3	1	1	6		JIS A 5011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材 - 第 3 部:銅スラグ骨材)	2	2	3 1	1 1	7		JIS A 5011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材 - 第3部:銅スラグ骨材)	
2 2	3	1	1	7		JIS A 5011 - 4 (コンクリート用スラグ骨材 - 第4部:電気炉酸化スラグ骨材)	2	2	3 1	1 1	8		JIS A 5011 - 4 (コンクリート用スラグ骨材 - 第4部:電気炉酸化スラグ骨材)	
2 2						JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)				1 1			JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	
2 2						JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)					10		JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	
2 2	3	1	2	1	۷.	<u>請負者</u> は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。	2	2	3 1	1 2	1	2 .	受 <u>注者</u> は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。	
2 2	3	1	3	1	3 .	請負者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。	2	2	3 1	1 3	1	3 .	受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。	
2 2	3	1	4	1	4 .	請負者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。		2	3 1	1 4	1	4 .	受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。	
2 2	3	1	5	1	5 .	請負者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。	2	2	3 1	1 5	1	5 .	受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。	
						1	1							

						現行条文	/ \ <u>-</u>		<u> </u>	<u> </u>	14-1		新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
//c	± .		7 т	項			// <u></u>	<u> </u>	~~ /	Д	I	項	/心主体 夕		
編	早 ほ	即 余	リ	り下		旧・条文構成	袻	早	即	条耳		以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2	2	3 1	6	3 1	6	請負者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	2	2	3	1 6	3	1	6 .	受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	
2	2	3 1	7	1	7	細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	2	2	3	1 7	7	1	7 .	受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	表現の統一
2	2	3 1	8	3 1	8	プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaCIに換算して0.03%以下としなければならない。	2	2	3	1 8	3	1		受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaCIに換算して0.03%以下としなければならない。	表現の統一
) 1	2 - 3 - 2	セメントコンクリート用骨材	2	2	3	2 0)	1		セメントコンクリート用骨材	
2	2	3 2	2 1	1	1	細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、表2-2の規格に 適合するものとする。	2	2	3	2 1	'	1		細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、表2-2の規格に 適合するものとする。	
2	2	3 2	2 1	2		表 2 - 1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲	2	2	3	2 1	:	2		表 2 - 1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲	
2	2	3 2	2 1	3	(1	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	2	2	3	2 1	: :	3	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	
				4			2	2	3	2 1		4		プレパックドコンクリート	
2	2	3 2	2 1	6		表 2 - 2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲	2	2	3	2 1		6			「2007コンクリート標準示方書」及び「舗装施 工便覧H18」と整合を図り修正
				7		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				2 1				無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	
				8 1	2	プレパックドコンクリート 硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管 理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用い た同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して 満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用い てよいものとする。	2	2	3	2 1 2	2	8	2 .	プレパックドコンクリート 硫酸ナトリウムによる <mark>骨材の</mark> 安定性の試験で、損失質量が 品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これ を用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に 対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これ を用いてよいものとする。	(3.4.1細骨材)と整合を図り、試験名称の誤
2	2	3 2	2 2	2 2		また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。	2	2	3	2 2	2 :	2		また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。	
2	2	3 2	2 3	3 1	3	気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を 適用しなくてもよいものとする。	2	2	3	2 3	3	1	3 .	気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を 適用しなくてもよいものとする。	
2	2	3 2	2 4	1	4	化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。	2	2	3	2 4	1	1		化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。	

2 2 3 3 4 1 4 . 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2 - 8によるものとする。その種類と用途は表2 - 8によるものとする。その種類と用途は表2 - 8によるものとする。その種類と用途は表2 - 8によるものとする。その種類と用途は表2 - 8によるものとする。その種類と用途は表2 - 8によるものとする。その種類と用途は表2 - 8によるものとする。その極類と用途は表2 - 8によるものとする。のとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A5015 (道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用途 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用途 2 2 3 3 5 1 表2 - 8 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 1 5 1 88齢付に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 2 表2 - 9 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9 鉄鋼スラグの規格 表2 - 9 鉄鋼スラグの規格 表2 - 9 鉄鋼スラグの規格	
2 2 3 2 5 すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は3%%以下とする。なお、精雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。のとする。のとする。のとする。のとする。のとする。のとする。のとする。	改訂理由等
コングリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地 においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	改定理由
2 2 3 3 1 1 1 中石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2 - 3、表2 2 2 3 3 1 1 1 1	
2 2 3 3 1 1 2 表2 - 3 砕石の粒度 2 2 3 3 1 1 2 表2 - 3 砕石の粒度 表2 - 3 3 3 1 2 表2 - 3 砕石の粒度 表2 - 3 3 3 1 4 表2 - 4 再生砕石の粒度 表2 - 5 再生粒度調整砕石の粒度 表2 - 5 再生板度調整公司 表2 - 5 再生板度調整公司 表2 - 5 再生板度調整公司 表2 - 5 再生板度调整公司 表2 - 5 再生板度调整公司 表2 - 5 再生板度调整公司 表2 - 7 种石の材度 表2 - 7 种石の材度 表2 - 7 种石の品質は、表2 - 7 の規格に適合するものとする。 表2 - 7 种石の品質は、表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石のとする。 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石のとする。 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石のとする。 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石のとする。 表2 - 8 鉄鋼スラグの粒	
2 2 3 3 1 1 3 表2 - 4 再生枠石の粒度 2 2 3 3 1 4 表2 - 5 再生粒唇調整砕石の粒度 2 2 3 3 1 4 表2 - 5 再生粒唇調整砕石の粒度 表2 - 6 反共性試験の限度 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 表2 - 6 反共性試験の限度 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 本2 2 3 3 3 1 3 2 2 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 本2 2 3 3 3 1 3 2 2 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 本2 2 3 3 3 1 3 2 2 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 本2 2 3 3 3 3 1 3 2 2 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 本2 2 3 3 3 3 1 3 2 2 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 本2 2 3 3 3 3 1 3 2 2 表2 - 7 の規格に適合するものとする。 本2 2 3 3 3 3 2 2 3 3 3 2 2 3 3 3 2 2 3	
2 2 3 3 1 4 4 表2-5 再生粒度調整枠石の粒度 2 2 3 3 1 4 4 表2-5 再生粒度調整枠石の粒度 2 2 3 3 2 1 2 枠石の材質については、表2-6によるものとする。 2 2 3 3 2 1 2 枠石の材質については、表2-6の規格に適合するものとする。 表現のある。 2 2 3 3 3 2 2 表2-6 安定性試験の限度 表2-6 安定性試験の限度 表2-6 安定性試験の限度 表2-7 の規格に適合するものとする。 表2-7 の規格に適合するものとする。 表2-7 の規格に適合するものとする。 本表2-7 の種類と主な用金 本表2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用金 本表2-8 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本表2-8 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本表2-8 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本表2-8 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本表2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。とそのまた。 本表2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。とそのまたる。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。とそのまたる。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。とそのまたる。とそのまたる。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。とそのまたる。とそのまたる。とそのまたる。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。とそのまたる。とそのまたる。とそのまたる。とそのまたる。 本名2-9 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。	
2 2 3 3 2 1 2 . 砕石の材質については、表2 - 6によるものとする。 2 2 3 3 2 1 2 . 砕石の材質については、表2 - 6 の規格に適合するものとする。 表現の材質については、表2 - 6 の規格に適合するものとする。 表現の対質については、表2 - 6 の規格に適合するものとする。 表現の対質については、表2 - 6 の規格に適合するものとする。 表現の対質については、表2 - 6 の規格に適合するものとする。 表2 - 6 安定性試験の限度 表2 - 6 安定性試験の限度 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 の規格に適合するものとする。 表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質を含まないものとする。 本表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質は、表2 - 7 砂石の品質がは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細模いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。また、単粒皮製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの力のよっとする。 本 4 . 鉄鋼スラグな水硬性粒度調整鉄鋼スラグの対象規格はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砂石の粒度に準するものとする。 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 . 鉄鋼スラグの種類と主な用途のか複度に準するものとする。 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 . 鉄鋼スラグの種類と主な用途の対象に適合するものとする。 表2 - 8 . 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9 の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 1 表2 - 9 . 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9 の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 2 表2 - 9 . 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9 の規格に適合するものとする。	
2 2 3 3 2 2 表2 - 6 安定性試験の限度 2 2 3 3 3 2 2 表2 - 6 安定性試験の限度 2 2 3 3 3 3 1 3 3 か石の品質は、表2 - 7の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 3 3 1 3 3 か石の品質は、表2 - 7の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 3 2 2 表2 - 7 か石の品質 表2 - 7 か石の品質 (本2 - 7 かるの品質 (本2 - 7 かるの品質 (本2 - 7 か石の品質 (本2 - 7 かるのにするのにするのにするのにするのにするのにするのにするのにするのとするのとする。また、単粒度製鋼スラグのか度規格はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグのかの地度は表2 - 8 によるものとし、その他は砕石の粒度に準するものとする。 (本2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用途を表するものとするの地度に準するものとするの地度に準するものとする。 (本2 - 8 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。とそのはは砕石のとする。とそのはは砕石のとするとそのとし、その地域を表するものとする。とそのでするものとする。 (本2 - 8 大2 - 8 大2 - 9 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9 の規格に適合するものとする。とそのでするものとする。とそのでするものとする。とそのはながにはからないではながにはからないではながにはないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	
2 2 3 3 3 1 3 . 砕石の品質は、表2 - 7 の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 3 1 3 . 砕石の品質は、表2 - 7 の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 3 1 3 . 砕石の品質は、表2 - 7 の規格に適合するものとする。 (2 2 3 3 3 3 2) 表2 - 7 砕石の品質 本 数網スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量合まないものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性対度調整数網スラグの粒度規格はJIS A5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。 4 . 数網スラグの種類と主な用金の粒度規格はJIS A5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。 本 数網スラグの種類と主な用金の粒度に準ずるものとする。 本 表2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用金の粒度に準ずるものとする。 2 2 3 3 5 1 5 . 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 1 5 . 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。	現の統一
2 2 3 3 3 2 表2 - 7 砕石の品質 表2 - 7 砕石の品質 表2 - 7 砕石の品質 表2 - 7 砕石の品質 「舗え」 2 2 3 3 3 4 1 4 . 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量合きないものとする。その種類と用途は表2 - 8 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用途 スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの種類と主な用途 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用途 2 2 3 3 5 1 5 . 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 1 5 . 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 2 表2 - 8 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。	
2 2 3 3 4 1 4 ・鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2 - 8 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。 2 2 3 3 4 1 4 ・鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2 - 8 によるものとする。その種類と用途は表2 - 8 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグの和度規格はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。 2 2 3 3 4 2 ま2 ・8 鉄鋼スラグの種類と主な用途 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用途 2 2 3 3 4 2 表2 - 8 鉄鋼スラグの種類と主な用途 2 2 3 3 5 1 5 ・鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 1 5 ・鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。	会 ** ** ** * * * * * * * * * * * * * *
2 2 3 3 5 1 5 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとす 2 2 2 3 3 5 1 5 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2 2 3 3 5 1 5 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 9の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 5 1 5 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ) :その用途・使い分けを明確にするため修正
	- 鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ) :その用途・使い分けを明確にするため修正
2 2 3 3 6 1 6 . 製鋼スラグの規格は、表2 - 10の規格に適合するものとす 2 2 3 3 6 1 6 . 製鋼スラグの規格は、表2 - 10の規格に適合するものとす 鉄鋼ス 3 6 1 6 . 製鋼スラグの規格は、表2 - 10の規格に適合するものとす は 3 3 6 1 8 3 6 1 8 3 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ) :その用途・使い分けを明確にするため修正
2 2 3 3 6 2 表2-10 製鋼スラグの規格 よの 2 2 3 3 6 2 表2-10 製鋼スラグの規格	鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ) :その用途・使い分けを明確にするため修正
2 2 3 3 7 1 7 砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス(砕石ダスト)などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。 2 2 3 3 7 1 7 砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス(砕石ダスト)などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。	
2 2 3 3 8 1 8 . スクリーニングス(砕石ダスト)の粒度は、表2 - 11の規格に適合するものとする。 2 2 3 3 8 1 8 . スクリーニングス(砕石ダスト)の粒度は、表2 - 11の規格に適合するものとする。	
2 2 3 3 8 2 表2 - 11 スクリーニングスの粒度範囲 2 2 3 3 8 2 表2 - 11 スクリーニングスの粒度範囲 「舗装	舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2 2 3 4 0 1 2 - 3 - 4 アスファルト用再生骨材 2 2 3 4 0 1 2 - 3 - 4 アスファルト用再生骨材	
2 2 3 4 1 2 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンク リート再生骨材の品質は表 2 - 12の規格に適合するものと する。 2 2 3 4 1 2 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンク リート再生骨材の品質は表 2 - 12の規格に適合するものと する。	
	舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2 2 3 5 0 1 2 - 3 - 5 フィラー 2 2 3 5 1 1 1 フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石を粉砕した石粉、消石を粉砕した石粉、消石を粉砕した石粉、消石を大力を変える。 2 2 3 5 1 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 2 3 5 0 1 1 2 3 5 0 1 2 3 5 0 1 1 2 3 5 0 1 2 3 5 0 1 1 2 3 5 0 1 2 3 5 0 1 1 2 3 5 0 1 2 3	
る。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを 使用する。	

									~=1	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章	節	4 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節為	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 2	3 5	5 2	1	2 .	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの 粒度範囲は表 2 - 13の規格に適合するものとする。	2	2	3 5	5 2	1	2 .	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの 粒度範囲は表 2 - 13の規格に適合するものとする。	
2 2	3 5	5 2	2		表 2 - 13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3 5	5 2	2		表 2 - 13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	
2 2	3 5	5 3	2	3 .	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表 2 - 14に適合するものとする。	2	2	3 5	5 3	2	3 .	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表 2 - 14 <mark>の規格</mark> に適合するものとする。	表現の統一
	3 5				表 2 - 14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定							表 2 - 14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	
2 2	3 8	5 4	1	4 .	消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定されている生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)の規格に適合するものとする。	2	2	3 5	5 4	1	4 .	消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定されている生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)の規格に適合するものとする。	
2 2	3 5	5 5	1	5 .	セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)及び JIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。							セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)及びIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。	
	3 6			2 - 3 - 6	安定材	2	2	3 6	6 0	1			
2 2	3 6	5 1	1	1 .	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3 6	6 1	1	1.	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	
2 2	3 6	3 1	2		表2-15 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3 6	6 1	2		表2-15 舗装用石油アスファルトの規格	「舗装再生便覧H22」と整合を図り修正
	3 6			2 .	表 2 - 16 石油アスファルト乳剤の規格 セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、 <u>および</u> JIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。	2	2	3 6	6 2	3 1	2 .	表2-16 石油アスファルト乳剤の規格 セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、 <mark>及び</mark> JIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。	JIS規格と整合を図り修正 表記の統一
2 2	3 (3	1	3 .	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定にされる生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	2	2	3 6	6 3	1	3 .	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定にされる生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	
	4 (第4節	木 材				0 0		第4節	木 材	
	4 4			<u>2 - 4 - 1</u> 1 .	一般事項 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のない ものとする。				1 0		2 - 4 - 1	一般事項 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のない ものとする。	
2 2	4 4	2	1	2 .	設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。	2	2	4 1	1 2	1		設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。	
	5 (第5節	鋼 材					1	第5節	鋼 材	
	5 6			<u>2 - 5 - 1</u> 1 .	一般事項 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものと				1 0 1 1		2 - 5 - 1	工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものと	
2 2	5 1	2	1	2 .	する。 <u>請負者</u> は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。	2	2	5 1	1 2	1	2 .	する。 <mark>受注者</mark> は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。	
	5 2			2 - 5 - 2	構造用圧延鋼材				2 0		2 - 5 - 2	構造用圧延鋼材	
2 2	5 2	2 1	2		構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5 2	2 1	2		構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	

	現行条文	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
	坑1] 赤又			以引水人	以訂年出守
編章節条項以	編章節条	編章節条項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 2 5 2 1 3 2 2 5 2 1 4	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)	2 2 5 2 1 3 2 2 5 2 1 4		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)	
2 2 5 2 1 5 2 2 5 2 1 6 2 2 5 3 0 1	JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 2-5-3 軽量形鋼	2 2 5 2 1 5 2 2 5 2 1 6 2 2 5 3 0 1		JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 軽量形鋼	
2 2 5 3 1 2 2 2 5 3 1 3	軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3350(一般構造用軽量形鋼)	2 2 5 3 1 2 2 2 5 3 1 3		軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3350(一般構造用軽量形鋼)	
2 2 5 4 0 1 2 2 5 4 1 2 2 2 5 4 1 3	2 - 5 - 4 鋼 管 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2 2 5 4 0 1 2 2 5 4 1 2 2 2 5 4 1 3		鋼 管 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	
2 2 5 4 1 4 2 2 5 4 1 5	JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)	2 2 5 4 1 4 2 2 5 4 1 5		JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)	
2 2 5 4 1 6 2 2 5 4 1 7 2 2 5 4 1 8	JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)	2 2 5 4 1 6 2 2 5 4 1 7 2 2 5 4 1 8		JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)	
2 2 5 4 1 8 2 2 5 5 0 1 2 2 5 5 1 2	JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)2-5-5鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合する	2 2 5 5 0 1		JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するもの	
2 2 5 5 1 3	とする。	2 2 5 5 1 3		とする。	
2 2 5 5 1 4 2 2 5 5 1 5	JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品) JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)	2 2 5 5 1 3 2 2 5 5 1 4 2 2 5 5 1 5		JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品) JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)	
2 2 5 5 1 6 2 2 5 5 1 7	JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品) JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品	2 2 5 5 1 6		JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品) JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)	
2 2 5 5 1 8 2 2 5 5 1 9	JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)	2 2 5 5 1 8 2 2 5 5 1 9		JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)	
2 2 5 6 0 1 2 2 5 6 1 2	2 - 5 - 6 ボルト用鋼材 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	2 2 5 6 0 1 2 2 5 6 1 2	2 - 5 - 6	ボルト用鋼材ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	
2 2 5 6 1 3 2 2 5 6 1 4	JIS B 1180(六角ボルト) JIS B 1181(六角ナット)	2 2 5 6 1 3 2 2 5 6 1 4		JIS B 1180 (六角ボルト) JIS B 1181 (六角ナット)	
2 2 5 6 1 5	JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット 座金のセット)	平 2 2 5 6 1 5		JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)	
2 2 5 6 1 6	JIS B 1256 (平座金)	2 2 5 6 1 6		JIS B 1256 (平座金)	
2 2 5 6 1 7 2 2 5 6 1 8	JIS B 1198(頭付きスタッド) JIS M 2506(ロックボルト及びその構成部品)	2 2 5 6 1 7 2 2 5 6 1 8		JIS B 1198 (頭付きスタッド) JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)	
2 2 5 6 1 9	トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット 本道路協会)	日 2 2 5 6 1 9		摩擦接合用トルシア高力ボルト・六角ナット・平座金の セット(日本道路協会)	規格名称の整合 道路橋示方書(共通編)にある規格名称と整合 をはかり修正
2 2 5 6 1 10	支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金 規格(日本道路協会)(1971)	定 2 2 5 6 1 10		支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定 規格(日本道路協会)	誤植 (1971)を削除
2 2 5 7 0 1 2 2 5 7 1 2 2 2 5 7 1 3	2 - 5 - 7 溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JIS Z 3211(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク 接棒)	2 2 5 7 0 1 2 2 5 7 1 2 2 2 5 7 1 3	2 - 5 - 7	溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JIS Z 3211(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶 接棒)	
2 2 5 7 1 4 2 2 5 7 1 5	JIS Z 3214(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶打びミグ溶接ソリッドワイヤ)	及 2 2 5 7 1 4		JIS Z 3214(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及 びミグ溶接ソリッドワイヤ)	
2 2 5 7 1 6	JIS Z 3313(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶打ラックス入りワイヤ)			JIS Z 3313(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)	
2 2 5 7 1 7	JIS Z 3315 (<u>耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッド</u>)			JIS Z 3315 (<u>耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ</u>)	国際規格との整合化等により、JIS規格名称の変更
2 2 5 7 1 8	JIS Z 3320 (<u>耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラック)</u> <u>リワイヤ</u>)	2 2 5 / 1 8		JIS Z 3320 (<u>耐候性鋼用アーク溶接フラックス</u>)	JIS規格名称の変更

	<u> </u>		K	
現行条文			改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項	項 以 編章節条 下 場章	新・条文構成	改定理由
2 2 5 7 1 9 JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアークデンリッドワイヤ)	接 2 2 5 7 1	9	JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接 ソリッドワイヤ)	
2 2 5 7 1 10 JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)	2 2 5 7 1	10	JIS Z 3352 (サプマージアーク溶接用フラックス)	
	2 2 5 8 0	4 2 5 0	Δ4. //Δ	
2 2 5 8 0 1 2 5 8 鉄線 2 2 5 8 0 2 3 鉄線は、以下の規格に適合するものとする。	2 2 5 8 0		鉄線は、以下の規格に適合するものとする。	
2 2 5 8 0 3 JIS G 3532 (鉄線)	2 2 5 8 0	3	JIS G 3532 (鉄線)	
2 2 5 9 0 1 2 - 5 - 9 7 1 7 1 1 1 T 2 T 2 T 2 T 2 T 2 T 2 T 2 T 2 T	2 2 5 9 0	1 2 - 5 - 9	ワイヤロープ	
2 2 5 9 0 2 ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。 2 2 5 9 0 3 JIS G 3525 (ワイヤロープ)	2 2 5 9 0	3	ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3525 (ワイヤロープ)	
【2 │ 2 │ 5 │ 10 │ 0 │ 1 │	2 2 5 9 0 2 2 5 10 0	1 2 - 5 - 10	プレストレストコンクリート用鋼材	
2 2 5 10 0 2	合 2 2 5 10 0	2	プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合	
	2 2 5 10 0	3	するものとする。 JIS G 3536 (P C 鋼線及び P C 鋼より線)	
2 2 5 10 0 3	2 2 5 10 0	4	JIS G 3109 (P C 鋼棒)	
2 2 5 10 0 5 JIS G 3137 (細径異形 P C 鋼棒)	2 2 5 10 0	5	JIS G 3137 (細径異形 P C 鋼棒)	
2 2 5 10 0 6 JIS G 3502 (ピアノ線材) 2 2 5 10 0 7 JIS G 3506 (硬鋼線材)	2 2 5 10 0 2 2 5 10 0	6 7	JIS G 3502 (ピアノ線材) JIS G 3506 (硬鋼線材)	
2 2 5 11 0 1 2 - 5 - 11 鉄網	2 2 5 11 0	1 2 - 5 - 11	313 G 3506 () 读過級的) () () () () () () () () ()	
┃2	2 2 5 11 0	2	鉄網は、以下の規格に適合するものとする。	
2 2 5 11 0 3 JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)	2 2 5 11 0 2 2 5 11 0	3	JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)	
2 2 5 11 0 4 JIS G 3552 (ひし形金網) 2 2 5 12 0 1 2 - 5 - 12 鋼製ぐい及び鋼矢板	2 2 5 11 0	1 2 - 5 - 12	JIS G 3552 (ひし形金網) 鋼製ぐい及び鋼矢板	
2 2 5 12 0 2 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。	2 2 5 12 0	2	鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。	
2 2 5 12 0 3 JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)	2 2 5 12 0 2 2 5 12 0	3	JIS A 5523(溶接用熱間圧延鋼矢板)	
2 2 5 12 0 4 JIS A 5525 (鋼管ぐい) 2 2 5 12 0 5 JIS A 5526 (H形鋼ぐい)	2 2 5 12 0	5	JIS A 5525 (鋼管ぐい) JIS A 5526 (日形鋼ぐい)	
2 2 2 5 12 0 6 JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)	2 2 5 12 0	6	JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)	
2 2 5 12 0 7 JIS A 5530 (鋼管矢板) 2 2 5 13 0 1 2 - 5 - 13 鋼製支保工	2 2 5 12 0 2 2 5 13 0	7	JIS A 5530(鋼管矢板) 鋼製支保工	
2 2 5 13 0 1 2 - 5 - 13 鋼製支保工 2 2 5 13 0 2 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。	2 2 5 13 0	2 - 5 - 13	鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。	
2 2 5 13 0 3 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2 2 5 13 0	3	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2 2 5 13 0 4 JIS B 1180 (六角ボルト)	2 2 5 13 0	4	JIS B 1180 (六角ボルト)	
2 2 5 13 0 5 JIS B 1181 (六角ナット) 2 2 5 13 0 6 JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット)	2 2 5 13 0 W 2 2 5 13 0	5	JIS B 1181 (六角ナット) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平	
2 2 3 10 0 0			座金のセット)	
2 2 5 14 0 1 2 - 5 - 14 鉄線じゃかご 2 2 5 14 0 2 鉄線じゃかごはの規格及び品質は以下の規格に準ずる	2 2 5 14 0 0 2 2 5 14 0		鉄線じゃかご 鉄線じゃかごはの規格及び品質は以下の規格に準ずるもの	表現の統一
とする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する ^t	合		とする。	なお書き以降を改行
は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以 のめっき鉄線を使用するものとする。	Ŀ 		なお、 亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合 は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以上	
ののうさ欽称を使用するものとする。			は、アルミニクム音句楽10%、めりされ有量300g/m2以上 のめっき鉄線を使用するものとする。	
2 2 5 14 0 3 JIS A 5513 (じゃかご)	2 2 5 14 0	3	JIS A 5513 (じゃかご)	
2 2 5 15 0 1 2 - 5 - 15 コルゲートパイプ	2 2 5 15 0	1 2 - 5 - 15	コルゲートパイプ	
2 2 5 15 0 2 コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする 2 2 5 15 0 3 JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション			コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3471 (コルゲートパイプ)	JIS改定により、JISG3470(コルゲートセク
2)			,	ション)及びJISG3471(コルゲートパイプ)に 分割された
2 2 5 16 0 1 2 - 5 - 16 ガードレール (路側用、分離帯用)	2 2 5 16 0		ガードレール (路側用、分離帯用)	
2 2 5 16 0 2 ガードレール (路側用、分離帯用)は、以下の規格に過するものとする。	[合 2 2 5 16 0	2	ガードレール(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。	
2 2 5 16 0 1 (1)ビーム(袖ビーム含む)	2 2 5 16 0	1 (1) ビーム(袖ビーム含む)	
2 2 5 16 0 2 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) 2 2 2 5 16 0 3 JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)	2 2 5 16 0 2 2 5 16 0		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2 2 3 16 0 3	2 2 5 16 0	1 (2	JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)) 支 柱	
2 2 5 16 0 2 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2 2 5 16 0	2	JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	

					/ _		- / \	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編:	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	5 16 0		(2)	JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)				6 0			JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)	
	5 16 0 5 16 0		(3)	ブラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)				6 0 6 0			ブラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2 2	5 16 0	1	(4)	ボルトナット	2	2	5 16	6 0	1	(4)	ボルトナット	
	5 16 0			JIS B 1180 (六角ボルト)	2	2	5 16	6 0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)	
2 2	5 16 0 5 16 0	3		JIS B 1181 (六角ナット) プラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20)は4.6と	2	2	5 16	6 0	3 4		JIS B 1181 (六角ナット) プラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20)は4.6と	
				し、ビーム継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。							し、ビーム継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16) は6.8とするものとする。	
2 2	5 17 0	1	2 - 5 - 17	ガードケーブル(路側用、分離帯用)	2	2	5 17	7 0	1		ガードケーブル(路側用、分離帯用)	
	5 17 0			ガードケーブル (路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。							ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。	
	5 17 0		(1)	ケーブル	2	2	5 17	7 0	1 2		ケーブル	
2 2	5 17 0	3		JIS G 3525 (ワイヤロープ) ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/oとする。なお、 ケーブルー本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つも のとする。	2	2	5 17	7 0	3		なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを 持つものとする。	お書き以降を改行
	5 17 0 5 17 0		(2)	支柱 USC 2444(一种株件用岩类网络等)				7 0			支柱 以 0.2444(一种株件用岩类网络)	
2 2	5 17 0	1	(3)	JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) プラケット	2	2	5 1	7 O	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) ブラケット	
2 2	5 17 0	2	(3)	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	5 17	7 0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
	5 17 0		(4)	索端金具					1		索端金具	
	5 17 0			ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、 ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとす る。				7 0			ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、 ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとす る。	
	5 17 0 5 17 0		(5)	調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとす	2	2	5 17	7 0 7 0	1	(5)	調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとす	
2 2	5 17 0	2		独没は、ケーブルの被断独及以上の独さを持つものと9 る。	2	2	5 1	/ 0	2		独度は、グーブルの酸酐独度以上の独さを持つものと9 る。	
	5 17 0		(6)	ボルトナット				7 0		(6)	ボルトナット	
2 2	5 17 0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)	2	2	5 17	7 0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)	
	5 17 0 5 17 0			JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12) 及びケーブ	2	2	5 17	7 0	3		JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12)及びケーブ	
				ル取付け用ボルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とする ものとする。							ル取付け用ボルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とする ものとする。	
	5 18 0 5 18 0		2 - 5 - 18	ガードパイプ (歩道用、路側用) ガードパイプ (歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5 18	0 8			ガードパイプ(歩道用、路側用) ガードパイプ(歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとする。	
	5 18 0		(1)	パイプ	2	2	5 18	8 0	1		パイプ	
	5 18 0 5 18 0		(2)	JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) 支 柱	2	2	5 18	8 0	1		JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管) 支 柱	
	5 18 0		(2)	又 任 JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	2	2	5 18	8 0	2	(2)	又 作 JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	
2 2	5 18 0	1	(3)	ブラケット	2	2	5 18	8 0	1	(3)	ブラケット	
2 2	5 18 0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	5 18	8 0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
	5 18 0 5 18 0		(4)	継	2	2	5 18	8 N	1 2	(4)	継 手 JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	
2 2	5 18 0	3		JIS G 3444(一般構造用於素鋼鋼管)	2	2	5 18	8 0	3		JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	
2 2	5 18 0	1	(5)	ボルトナット	2	2	5 18	8 0	1	(5)	ボルトナット	
2 2	5 18 0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)	2	2	5 18	8 0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)	
2 2 2	5 18 0 5 18 0	3 4		JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6とし、継手用ボルト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕)は6.8とする。	2 2	2	5 18 5 18	8 0	3 4		JIS B 1181(六角ナット) ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6と し、継手用ボルト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種 別Bp及びCp〕)は6.8とする。	
2 2 2	5 19 0 5 19 0	2		ボックスビーム (分離帯用) ボックスビーム (分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。				9 0			ボックスビーム (分離帯用) ボックスビーム (分離帯用)は、以下の規格に適合するも のとする。	

					現行条文			<u> </u>	`~	- 1	- 1/3/ 6	<u>ᆿଐⅡ┧⋏⋏∓Х</u> ጚҲ	改訂条文	
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条』	項	項以下	編章節条	新・条文構成 改定理由	
) 1) ビーム JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)				19 19				ビーム JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)	
2 2	5	19 0) 1	(2)支柱	2	2	5	19	0	1	(2)	支柱	
) 2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	5	19	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
) 1) パドル及び継手 │JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	2	2	5	19 19	0	2		パドル及び継手 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2 2	5	19 0) 1	(4) ボルトナット	2	2	5	19	0	1	(4)	ボルトナット	
) 2		JIS B 1180 (六角ボルト) JIS B 1181 (六角ナット)				19 19				JIS B 1180(六角ボルト) JIS B 1181(六角ナット)	
2 2	5	19 0) 4		パドル取付け用ボルト(ねじの呼びM16)及び継手用ボルト(ねじの呼びM20)はともに6.8とする。				19				パドル取付け用ボルト(ねじの呼びM16)及び継手用ボルト(ねじの呼びM20)はともに6.8とする。	
2 2	6	0 0) 1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	
2 2	6	1 0) 1	2 - 6 - 1	一般事項	2	2	6	1	0	1	2 - 6 - 1	一般事項	
2 2	6	1 1	1	1	. 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。	2	2	6	1	1	1	1.	工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを 使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する 場合は、設計図書によらなければならない。	
2 2	6	1 1	1	2	. <u>請負者</u> は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは 倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	1	1		受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは 倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	
2 2	6	1 1	1	3	. セメントを貯蔵するサイロ <u>は</u> 、底にたまって出ない部分ができないような構造と <u>するものとする</u> 。	2	2	6	1	1	1	3 .	セメントを貯蔵するサイロ <u>に</u> 、底にたまって出ない部分が できないような構造と <u>しなければならない</u> 。	図り修正
2 2	6	1 1	1	4	. 請負者は、貯蔵中に塊状になったセメント、または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。		2	6	1	1	1	4 .	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメント <u>を、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、</u> これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。] 整合を図
2 2	6	1 1	1	5	. <u>請負者</u> は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に 高くならないようにしなければならない。	2	2	6	1	1	1	5 .	<u>受注者</u> は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に 高くならないようにしなければならない。	
2 2	6	1 1	1	6	. <u>請負者</u> は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。		2	6	1	1	1	6 .	受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。	
2 2	6	1 1	1	7	. <u>請負者</u> は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和 剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる 前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなけ ればならない。		2	6	1	1	1		受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和 剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる 前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなけ ればならない。	
2 2	6	1 1	1	8	. <u>請負者</u> は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。	2	2	6	1	1	1		受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。	
2 2	6	1 1	1	9	. <u>請負者</u> は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。		2	6	1	1	1		受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	
2 2 2	6	2 0) 1		セメント ・セメントは表 2 - 17の規格に適合するものとする。	2	2	6	2 2	0	1 1	2 - 6 - 2	セメント セメントは表 2 - 17の規格に適合するものとする。	
2 2	6	2 1	2		表 2 - 17 セメントの種類	2	2	6	2	1	2		表 2 - 17 セメントの種類 JISとの整合を図り修正 2009改正で低アルカリ形の規定が付属 体へ移行したため、内容を見直し	書から本

						<u>/_</u>	<u>∟≢</u>	⋾┼	.) ()	工亿	<u>求</u> 書	新旧比較表 改訂条文	
			TZ		九日本文					T百	5	以山示文	以即在田台
編章			下	編章節条	旧・条文構成				孫 項	卜下	-	編章節条新・条文構成	改定理由
2 2				2 .	. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 <u>次項以降</u> の規定に適合するものとする。							2 . コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメント は、 <mark>本条 3 項、 4 項</mark> の規定に適合するものとする。	
2 2	6 2	2 2	2 2		なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、 <u>この項</u> の適用を除外することができる。	2	2	6 2	2 2	2		なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	表現の統一
2 2					. 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2 - 18の規格に適合するものとする。							3 . 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2 - 18の規格に適合するものとする。	
2 2					表 2 - 18 普通ポルトランドセメントの品質				2 3				JIS改正に伴い修正
2 2					. 原材料、 <u>製造方法、</u> 検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)の規定によるものとする。				2 4			,	JISとの整合を図り修正 2009改正で「製造方法」が削除されたため
2 2									3 0			2 - 6 - 3 混和材料	
2 2					. 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。							1 . 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201(コン クリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとす る。	
2 2					. 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。							2 . 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。	
2 2				3	. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。	2	2	6 3	3 3	1		3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。	
2 2	6	3 4	4 1	4	. 混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE 減水剤、高性能減水剤、流動化剤 <u>および</u> 硬化促進剤は、 JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合す るものとする。	2	2	6 3	3 4	1		4 . 混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE 減水剤、高性能減水剤、流動化剤 <mark>及び</mark> 硬化促進剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するも のとする。	表記の統一
2 2					. 急結剤は、 <u>JSCE-D 102</u> に適合するものとする。				3 5			102-2005吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格 (案)」(土木学会、平成22年11月)の規定に適合するも のとする。	適合規格について出典等を詳細を追記
2 2 2 2					コンクリート用水 . コンクリートに使用する練混水は、上水道またはJIS A 5308:2009 (レディーミクストコンクリート)付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6 4	4 0	1		5308 (レディーミクストコンクリート)付属書C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適	JISとの整合を図り修正 制定年を削除 付属書3 付属書C 表現の統一
2 2					. <u>請負者</u> は、鉄筋コンクリートには、海水を練りまぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには <u>海水を用いても良い</u> 。							2. <u>受注者</u> は、鉄筋コンクリートには、海水を練りまぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには <u>海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえ、練混ぜ水として用いても良いものとする</u> 。	かり、海水は無筋コンクリートに限り条件を満し
2 2	7 (0 (0 1	第7節	セメントコンクリート製品	2	2	7 0	0 0	1		第7節 セメントコンクリート製品	
2 2 2	7	1 (0 1						1 0			2 - 7 - 1 一般事項	
2 2					 セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(CI-)の総量で表すものとし、練りまぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m3以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 				1 1 2			 セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(CI-)の総量で表すものとし、練りまぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m3以下とするものとする。 なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 	表現の統一なお書き以降を改行

							<u> </u>		 	()	<u> </u>	水田	·新旧比較衣	改訂条文	改訂理由等
			百			2013					TĀ	5		EXII) **	MIZE
編章	節	条項	リリリン リロッド ロー・アンド ロー・アンド	編章節系	条	旧・条文構成	編	章	節	孫 項	以下	人 	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 2	7	1 2	2 2			請負者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	2	2	7 1	1 2	2	2		受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	
2 2	7	2 () 1	2 - 7	- 2	セメントコンクリート製品	2	2	7 2	2 0	1		2 - 7 - 2	セメントコンクリート製品	
2 2						セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。							,	セメントコンクリート製品は、以下の規格に適合するもの とする。	記の統一
2 2 2	7	2 2	2 4			JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品 - 種類、製品の呼び方及び表示の通則)	2	2	7 2	2 2 2	4	ļ		JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品 - 種類、製品の呼び方及び表示の通則)	
2 2	/	2 2	2 5			JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通則)	2	2	7 2	2 2	5			JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通則)	
2 2						JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査方法通則)								JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査方法通 則)	
2 2						JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)	2	2	7 2	2 2	7	7		JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)	
2 2 2						JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)	2	2	7 2	2 2 2	9)		JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)	
2 2						JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)				2 2				JIS A 5406 (建築用コンクリートプロック)	
2 2 2	7	2 2	2 11	第8節		JIS A 5506 (下水道用マンホールふた) 瀝青材料	2	2	7 2	2 2 0 0	11	1	第8節	JIS A 5506(下水道用マンホールふた) 瀝青材料	
2 2					- 1	一般瀝青材料	2	2	8 1	1 0	1			一般瀝青材料	
2 2					1.	舗装用石油アスファルトは、第2編 2-3-6安定材の表2-15の規格に適合するものとする。	2	2	8 1	1 1	1		1.	舗装用石油アスファルトは、第2編 2-3-6安定材の表2-15の規格に適合するものとする。	
2 2	8	1 2	2 1		2 .	ポリマー改質アスファルトは表 2 - 19の <u>性状</u> に適合するものとする。 <u>また</u> 、 <u>請負者</u> は、プラントミックスタイプ <u>については</u> 、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2 - 19に示す値に適合していることを確認 <u>しなければならない</u> 。	2	2	8 1	1 2	1		2 .	ポリマー改質アスファルト <u>の性状</u> は、表 2 - 19の <u>規格</u> に適合するものとする。 <u>なお、受注者</u> は、プラントミックスタイプ <u>を使用する場合</u> 、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2 - 19に示す値に適合していることを <u>施</u> 工前に確認 <u>するものとする</u> 。	長現の統一 崔認時期の明確化
2 2						表 2 - 19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状				1 2				表 2 - 19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	
2 2	8	1 3	3 1		3.	セミブローンアスファルトは、表2-20の規格に適合するものとする。	2	2	8 1	1 3	1		3 .	セミブローンアスファルトは、表2 - 20の規格に適合する ものとする。	
2 2	8	1 3	3 2			表 2 - 20 セミブローンアスファルト (AC - 100)の規格	2	2	8 1	1 3	2	2		表 2 - 20 セミブローンアスファルト (AC - 100)の規格	
2 2	8	1 4	1 1		4 .	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2 - 21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2 - 22の規格に適合するものとする。	2	2	8 1	1 4	1		4 .	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表 2 - 21の規格 に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表 2 - 22 の規格に適合するものとする。	
2 2						表 2 - 21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準 的性状				1 4				表 2 - 21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準 的性状	
2 2					_	表 2 - 22 硬質アスファルトの標準的性状				1 4			F	表2-22 硬質アスファルトの標準的性状	
2 2	8	1 5	1		5.	石油アスファルト乳剤は表 2 - 16、表 2 - 23の規格に適合するものとする。	2	2	8 1	1 5	1		5 .	石油アスファルト乳剤は表 2 - 16、表 2 - 23の規格に適合するものとする。	
2 2	8	1 5	5 3			表 2 - 23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8 ′	1 5	3	3		表 2 - 23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	

					現行条文	-/ \-	<u> </u>	7/\	,,,,,,,,	<u> 1 12</u>	(音が)口に致る	改訂条文 改訂理由等
編章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節為	系 項	頂以下	編章節条	新・条文構成 改定理由
2 2	8 1	6	1	6 .	グースアスファルトに <u>使用する</u> アスファルトは、表 2 - 21 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8 1	1 6	1	6 .	グースアスファルトに <u>用いる</u> アスファルトは、表 2 - 21に 示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。
	8 1				グースアスファルトは表 2 - 22の規格を標準とするものと する。							グースアスファルトは表 2 - 22 <u>に示す硬質アスファルト</u> の 規格を標準とするものとする。
2 2	8 1	6	4	2 - 8 - 2	その他の瀝青材料 その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。					3 4		その他の瀝青材料 その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。
	8 1 8 1				JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) JIS K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールピッチ)	2	2	8 1	1 6	5		JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) JIS K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールピッチ)
2 2 2	8 1 8 1	6	7 8	2 - 8 - 3	再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2 - 24、表 2 - 25、表 2 - 26の規格に適合するものとする。	2	2	8 1	1 6	8	2 - 8 - 3	再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定され ている特定化学物質を含まないものとし、表 2 - 24、表 2 - 25、表 2 - 26の規格に適合するものとする。
2 2	8 1	6	9		表 2 - 24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系) <u>路上表層再生用</u>	2	2	8 1	1 6	9		表 2 - 24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系) 舗装再生便覧の改定に伴う見直し
2 2	8 1	6	11		表 2 - 25 再生用添加剤の品質 (オイル系) <u>路上表層再生</u> 用	2	2	8 1	1 6	11		表 2 - 25 再生用添加剤の品質 (オイル系) 舗装再生便覧の改定に伴う見直し
2 2	8 1 9 0	0	1	第9節	表2-26 再生用添加時の品質プラント再生用 芝及びそだ	2	2	9 (0 0	13	第9節	表 2 - 26 再生用添加 <u>剤の標準的性状</u> 舗装再生便覧の改定に伴う見直し 芝及びそだ
	9 1			<u>2 - 9 - 1</u> 1 .	芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝) 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。					1		芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝) 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。
2 2	9 1	2	1	2 .	請負者は、芝を切取り後、すみやかに運搬するものとし、 乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。	2	2	9 1	1 2	1	2 .	受注者は、芝を切取り後、すみやかに運搬するものとし、 乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。
2 2	9 2	0	1	2 - 9 - 2						1		
	9 2				そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むか ん木とするものとする。					2		そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むか ん木とするものとする。
	10 0 10 1			第10節 2 - 10 - 1	目地材料 注入目地材					1		目地材料 注入目地材
	10 1				注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないものとする。					1		注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コ ンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないもの とする。
	10 1				注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐 え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとす る。	2 2	2 2	10 1 10 1	1 2	1	2.3.	注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐 え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとす る。
2 2	10 1	4	1	4 .	注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。	2	2	10 1	1 4	1	4 .	注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。
	10 1			2 - 10 - 2	目地板 目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性 に優れたものとする。					1 2		目地板 目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性 に優れたものとする。

		<u> Т</u> =	户六	一	111	冰苣	新旧比較衣	改訂条文	
					ті	-E		以引示人	以印存田会
編章節条項以編章節条 旧・条文構成	編	章	節系	条 項		^惧 从 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 2 11 0 0 1 第11節 塗料	2	2	11 (0 0) 1	1	第11節	<u>塗_料</u>	
2 2 11 0 0 1 1 2 - 11 - 1 一般事項 2 2 11 0 1 1 1 1	2				1		2 - 11 - 1 1 .	一般事項 受注者は、JISの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。	
2 2 11 0 2 1 2 : <u>請負者</u> は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。	2	2	11 (0 2	2 1	1	2 .	受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。	
2 2 11 0 3 1 3 . <u>請負者</u> は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。	2	2	11 (0 3	3 1	1	3 .	受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。	
2 2 11 0 4 1 4. <u>請負者</u> は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。							4 .	受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。	
2 2 11 0 4 2 JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) 2 2 11 0 4 3 JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)	2	2	11 (0 4	1 3	2		JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)	
2 2 11 0 4 3 JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント) 2 2 11 0 4 4 4 JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)					. 2			JIS K 5623 (亜酸化新さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)	
2 2 11 1 4 5 US K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)	2	2	11 1	1 4		5		JIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)	
2 2 11 0 5 1 5 . <u>請負者</u> は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令 <u></u> 諸法規を遵守 <u>して行わなければな</u> らない。	2	2	11 (0 5	5 1	1	5 .	受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。	表記の統一 文章表現の修正
2 2 11 0 6 1 6 . <u>塗料の</u> 有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ケ月以内、その他の塗料は製造後12ケ月以内とするものとし、 <u>請負者</u> は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	-	2	11 (0 6	5 1	1		塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	
2 2 12 0 0 1 第12節 道路標識及び区画線	2	2	12 (0 0) 1	1	第12節	道路標識及び区画線	
2 2 12 1 0 2 2 - 12 - 1 道路標識 2 2 12 1 0 3 標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1 0) 2	3	2 - 12 - 1	連路標識 標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、 以下の規格に適合するものとする。	
2 2 12 1 0 1 (1)標識板	2	2	12 ′	1 0) 1	1	(1)	標識板	
2 2 12 1 0 2 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) 2 2 12 1 0 3 JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)	2	2	12 7	1 0) 2	2		JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)	
2 2 12 1 0 3	2	2	12 '	1 0) 2	4		JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)	
2 2 12 1 0 5 JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び 条)								JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)	
2 2 12 1 0 6 JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部:キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部:押出板)	2	2	12	1 0) 6	6		JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、 寸法及び特性-第1部:キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、 寸法及び特性-第2部:押出板)	
2 2 12 1 0 7 ガラス繊維強化プラスチック板(F.R.P)) 7		(2)	ガラス繊維強化プラスチック板(F.R.P)	
2 2 12 1 0 1 (2) 支 柱 2 2 12 1 0 2 JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)) 2		(2)	支 柱 JIS G 3452(配管用炭素鋼管)	
2 2 12 1 0 3 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2	2	12 ′	1 0) 3	3		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	
2 2 12 1 0 4 JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその計容差)	2	2	12	1 0) 4	4		JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)	
2 2 12 1 0 5 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)) 5			JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2 2 12 1 0 1 (3) 補強材及び取付金具 2 2 12 1 0 2 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	12 '	1 0 1 0) 1	2	(3)	補強材及び取付金具 JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	
2 2 12 1 0 3 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	2	2	12 ′	1 0) 3	3		JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	
2 2 12 1 0 4 JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)	2	2	12 ′	1 0) 4	4		JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)	
2 2 12 1 0 5 JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)) 5			JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)	
2 2 12 1 0 1 (4)反射シート	2	2	12 ′	1 0) 1	1	(4)	反射シート	

								P	7.001	<u> </u>	音新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
			T百		- パロホス					百		ип ж	びいた山寺
編章	節	条項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 2	12	1 0	2		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、表2-28に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1 0	2		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2・27、表2・28に示す規格以上のものとする。	
2 2	12	1 0	3		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	2	2	12	1 0	3		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	
2 2	12	1 0	4		なお、表 2 - 27、表 2 - 28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 <u>請負者</u> は監督職員の確認を <u>得</u> なければならない。	2	2	12	1 0	4		なお、表 $2-27$ 、表 $2-28$ に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 $受注者$ は監督職員の確認を $受け$ なければならない。	表現の統一
			5		表 2 - 27 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)				1 0			表 2 - 27 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)	JIS改正に伴い修正 保安用反射シート及びテープ 再帰性反射材
2 2					表 2 - 28 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)				1 0			表 2 - 28 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)	JIS改正に伴い修正 保安用反射シート及びテープ 再帰性反射材
			1 2	2 - 12 - 2	□区画線 □区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。				2 0 2 0			│区画線 │区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。	
			3		JIS K 5665 (路面標示用塗料)				2 0				
			4		JIS K 5665 (路面標示用塗料) 1種(トラフィックペイント常温)	2	2	12	2 0	4		削除	1種~3種の規格は「JIS K 5665(路面標示用塗料)」で網羅されており、重複することから削除
2 2					2種("加熱)				2 0			削除	1種~3種の規格は「JIS K 5665(路面標示用塗料)」で網羅されており、重複することから削除
2 2					3種1号("溶融)				2 0			削除	1種~3種の規格は「JIS K 5665(路面標示用塗料)」で網羅されており、重複することから削除
			1	第13節 2 - 13 - 1	その他 エポキシ系樹脂接着剤	2	2	13	0 0	1		その他 エポキシ系樹脂接着剤	
2 2				2 - 10 - 1	エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充 <u>て</u> <u>ん</u> 、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。	2	2	13	1 0	2	2 - 10 - 1	エポーンが国旗技術制 エポーシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充 <mark>填</mark> ん、ライニング注入等は設計図書によらなければならな い。	語句の統一
			1	2 - 13 - 2	合成樹脂製品				2 0			合成樹脂製品	
			3		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)	2	2	13 : 13 :	2 0	3		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741(硬質ポリ塩化ビニル管)	
2 2	13	2 0	4		JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)	2	2	13	2 0	4		JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)	
2 2	13	2 0	5		JIS K 6745 (プラスチック - 硬質ポリ塩化ビニル板)	2	2	13	2 0	5		JIS K 6745 (プラスチック - 硬質ポリ塩化ビニル板)	
2 2					JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)				2 0			JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)	
			7 8		JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)				2 0 2 0			JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)	
			9		JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)	2	2	13	2 0	9		JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)	
2 2	13	2 0	10		JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	2	2	13	2 0	10		JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	
3 0	0	0 0	1	第3編 第1章	土木工事共通編 総 則	3	1	0	0 0	1	第3編 第1章	土木工事共通編 総 則	
3 1	1	0 0	1	第1節	総則	3	1	1	0 0	1	第1節	総則	
3 1				1 - 1 - 1	用語の定義	3	1	1	1 0	1	1 - 1 - 1	用語の定義 土木工事にあっては、第1編の1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする	
3 1	1	1 2	1	2	. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	3	1	1	1 2	1	2 .	. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	

									- / \	·~-	<u> </u>	古州旧ル牧衣	改訂条文	改訂理由等
4户	<u></u>	66 夕	Z TE	項以	炉辛签冬		4户	÷ :	66 <i>4</i>	条 項	項	炉辛签久		
袻	早川	即一分	月	以下	編章節条	旧・条文構成	細	早月	即一元	テ 坦	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	1	1 1	3	1	3 .	中間検査とは、契約書第31条(中間検査)に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	3	1	1	1 3	1	3 .	中間検査とは、契約書第31条(中間検査)に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	
				1	1 - 1 - 2					2 0		1 - 1 - 2		
3	1	1 2	2 0	1		請負者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督 職員を経由して発注者に提出しなければならない。	3	1	1 2	2 0	1		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督 職員を経由して発注者に提出しなければならない。	
				1	1 - 1 - 3					3 0		1 - 1 - 3		
3	1	1 3	3 0	1		請負者は、設計図書で建設センター等に委託した監督補助 員の配置が明示された場合には、次の各号による。	3	1	1 3	3 0	1		受注者は、設計図書で建設センター等に委託した監督補助 員の配置が明示された場合には、次の各号による。	
3	1	1 3	3 0	2	(1)	監督補助員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	3	1	1 3	3 0	2	(1)	監督補助員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	
3	1	1 3	3 0	3	(2)	監督職員から <u>請負者</u> に対する指示または、通知等を監督補助員を通じて行うことができる。この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。	3	1	1 3	3 0	3	(2)	監督職員から受注者に対する指示または、通知等を監督補助員を通じて行うことができる。この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。	
3	1	1 3	3 0	4	(3)	監督職員の指示により、 <u>請負者</u> が監督職員に対して行う報告または通知は、監督補助員を通じて行うことができる。	3	1	1 3	3 0	4	(3)	監督職員の指示により、 <mark>受注者</mark> が監督職員に対して行う報告または通知は、監督補助員を通じて行うことができる。	
				1	1 - 1 - 4	支給材料及び貸与 <u>物件</u>	3	1	1 4	4 0	1	1 - 1 - 4		工事請負契約書の記載に合わせる
3	1	1 4	1	1		第1編の1-1-16支給材料及び貸与 <u>物件</u> の規定に加え以下の規定による。							第1編の1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下 の規定による。	II事請負契約書の記載に合わせる
3	1	1 4	2	1	2 .	請負者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負 工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	3	1	1 4	4 2	1	2 .	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負 工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	
3	1	1 5	0	1		監督職員による確認及び立会等	3	1	1 5	5 0	1	1 - 1 - 5	監督職員による確認及び立会等	
3	1	1 5	5 1	1	1 .	請負者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	3	1	1 5	5 1	1	1 .	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	
3	1	1 5	5 2	1	2 .	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、 <u>請負者</u> はこれに協力しなければならない。	3	1	1 5	5 2	1	2 .	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、 <mark>受注</mark> 者はこれに協力しなければならない。	
3	1	1 5	5 3	1	3 .	請負者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。	3	1	1 !	5 3	1	3 .	受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。	

							-/ \-		<u> </u>	\ J.1.2	<u> </u>	を		76÷770 4 66
				- -		現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項 以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 1	1	5	3	2		なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、 <u>請負者</u> は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。		1	1	5 3	2		なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、 <mark>受注者</mark> は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	
3 1	1	5	4	1	4 .	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。	3	1	1	5 4	1	4 .	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。	
3 1	1	5	5	1	5 .	請負者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。		1	1	5 5	1	5 .	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。	
3 1	1	5	6	1	6 .	段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。	3	1	1	5 6	1	6 .	段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。	
3 1	1	5	6	2	(1)	請負者は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。	3	1	1	5 6	2	(1)	受注者は、表1 - 1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。	
3 1	1	5	6	3	(2)	請負者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。		1	1	5 6	3	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。	
3 1	1	5	6	4	(3)	請負者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	3	1	1	5 6	4	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認 を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	
3 1	1	5	6	5	(4)	請負者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	3	1	1	5 6	5	(4)	受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査 ができるよう十分な機会を提供するものとする。	
3 1	1	5	7	1	7 .	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、 <u>請負者</u> は、施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。							監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、 <mark>受注者</mark> は、施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。	
3 1					1 1 6	表 1 - 1 段階確認一覧表				5 7			表 1 - 1 段階確認一覧表	
3 1						数量の算出 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施 しなければならない。				6 0			数量の算出 <u>受注者</u> は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。	
3 1	1	6	2	1	2 .	受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。		1	1	6 2	1	2 .	受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。	

							=	尹之	大地	上 心	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
٠	- 6	~ <i>*</i>		項(中文符名		//		~~	<i>A</i>	項	10th str 15/5 At 2		
編	草 良	八条	垻	以 編章節条 下	旧・条文構成	編	草	即	条 垻	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	1 1	1 6	2	2	なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを 基に算出された数量をいう。	3	1	1	6 2	2		なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを 基に算出された数量をいう。	
			0							1	1 - 1 - 7		+1-0 /+
3	1 1	1 /	0	1	請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。	3	1	1	7 0	1		受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。	支記の統一
3	1 1	7	0	2 (1) 品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が 工事施工途中において必要と認める時期および検査(完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。)の事前 に品質確認を行い、 <u>請負者</u> はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。		1	1	7 0	2	(1)	品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が 工事施工途中において必要と認める時期および検査(完 成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。)の事前 に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式によ り、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	
3	1 1	1 7	0	3 (2	お質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。	-	1	1	7 0	3	(2)	品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。	
3	1 1	1 7	0	4 (3	り) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。	3	1	1	7 0	4	(3)	品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。	
3	1 1	1 7	0	5 (4	・) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士も しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。 ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。	3	1	1	7 0	5	(4)	品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士も しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。 ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。	
3	1 1	7	0	6 (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。		1	1	7 0	6	(5)	品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。	
			0		工事完成図書の納品 . <u>請負者</u> は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。					1		工事完成図書の納品 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。	
			1		工事打合せ簿(出来形、品質管理資料を含む)					2		工事打合せ簿(出来形、品質管理資料を含む)	
			1		施工計画書 完成図面					3		施工計画書 完成図面	
3	1 1	8	1	5	工事写真	3	1	1	8 1	5		工事写真	
			1 2		段階確認書 . : <u>請負者</u> は、「工事完成図書等の電子納品要領(案)」に基					6	2	段階確認書 受注者は、「工事完成図書等の電子納品要領(案)」に基	
			_		できる。電子が品質が、工事が成図管等の電子が出去視(来)」に参 でいて作成した電子データを、電子媒体で提出することができる。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン(案)」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。						2.	できる。電子が、エ争元成凶音等の電子が印を視く来り」に参 でいて作成した電子データを、電子媒体で提出することが できる。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドラ イン(案)」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン (案)」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲 等を決定しなければならない。	
3	1 1	8	3	1 3	. <u>請負者</u> は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。		1	1	8 3	1	3 .	受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	
3	1 1	9	0	1 1 - 1 - 9	検査の実施	3	1	1	9 0	1	1 - 1 - 9	検査の実施	

							<u> </u>	<u></u>	F 7	7,110	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条項	項 i 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	耳以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	1	1	9 1	1	1.	. <u>請負者</u> は、「県工事検査規程」に基づく、検査を受けなければならない。	3	1	1	9 1	1	1	. 受注者は、「県工事検査規程」に基づく、検査を受けなければならない。	
3	1	1	9 2	1	2 .	. 完成検査、中間検査及び既済部分検査は、地方自治法第 234条の 2 第 1 項の検査を実施するときに行うものとす る。	3	1	1	9 2	? 1	2	. 完成検査、中間検査及び既済部分検査は、地方自治法第 234条の2第1項の検査を実施するときに行うものとす る。	
3	1	1	9 3	1	3 .	. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は <u>請負者</u> に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。	3	1	1	9 3	3 1	3	. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。	
3	1	1	9 4	1	4 .	. 検査職員は、監督職員及び <u>請負者</u> の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	3	1	1	9 4	1	4	. 検査職員は、監督職員及び <mark>受注者</mark> の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	
3	1	1	9 4	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及 び出来ばえの検査を行う。	3	1	1	9 4	2	(1)) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及 び出来ばえの検査を行う。	
3	1	1	9 4	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	3	1	1	9 4	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	
3	1	1	9 5	1	5 .	. <u>請負者</u> は、当該技術検査については、第3編1-1-5第3 項の規定を準用する。	3	1	1	9 5	5 1	5	. 受注者は、当該技術検査については、第3編1-1-5第3 項の規定を準用する。	
3	1	1 ′	0 0	1	1 - 1 - 10	工事中の安全確保	3	1	1	10 0) 1	1 - 1 - 10	工事中の安全確保	
3	1	1 ′	10 1	1	1 .	第1編の1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の 規定による	3	1	1	10 1	1	1 .	. 第1編の1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の 規定による	
3	1	1	10 2	1	2 .	請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	10 2	! 1	2 .	. <mark>受注者</mark> は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官 通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らな ければならない。	
3	1	1	10 3	1	3 .	請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	3	1	1	10 3	3 1	3 .	・受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	
3	1	1 4	I1 Λ	1	1 - 1 - 11	交通安全管理	3	1	1	11 0) 1	1 - 1 - 11	交通安全管理	
		1 1				第1編の1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定 による							・第1編の1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定 による	
3	1	1 1	11 2	1	2 .	請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	3	1	1	11 2	! 1	2 .	. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	

現行条文									改訂条文	改訂理由等
項 項 日・条文構成 日・条文構成 下 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文権 日・名本 日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日		編	章	節	条 []	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 . <u>請負者</u> は、指定された丁事用道路の使用開始前に当該の維持管理、補修および使用方法等を施工計画書に記なければならない。この場合において、 <u>請負者</u> は、関関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示す合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなけならない。	載し 係機 る場	3	1	1	11 (3	1	3 .	受注者は、指定された丁事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修および使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	
1 1 12 0 1 1 - 1 - 12 工事測量 1 1 12 1 1 第1編の1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定 る	こによ				12 (1 - 1 - 12 1 .	工事測量 第1編の1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による	
1 1 12 2 1 2 . <u>請負者</u> は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設榜を、設置しなければならない。	記				12 2			2 .	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	
1 1 13 0 1 1 - 1 - 13 提出書類 1 1 1 13 1 1 1 - 1 - 13 提出書類 1 1 1 13 1 1 1 - 1 : <u>請負者</u> は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等	EI- F				13 (13 ·			1 - 1 - 13	提出書類 受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等によ	
	に定	3	1	1	13	1	1	1.	受注句は、提出音類を理達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	
1 1 13 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	書、	3	1	1	13 2	2	1	2 .	契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	
1 1 14 0 1 1 - 1 - 14 創意工夫 1 1 14 1 1 1	つい				14 (1 - 1 - 14	創意工夫 <u>受注者</u> は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。	
2 0 0 0 1 第2章 一般施工		3	2	0	0 (0	1	第2章	一般施工	
2 1 0 0 1 第1節 適 用 1 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎	工場 、 、浚	3	2	1	0 (0	1	第1節	適用 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積(張)工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工(共通)、橋梁架設工、法面工(共通)、擁壁工(共通)、浚渫工(共通)、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。	
2 1 0 2 1 2 . 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編 第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	及び	3	2	1	0 2	2	1	2 .	本章に特に定めのない事項については、第2編材料編及び 第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
2 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準					0 (第2節	適用すべき諸基準	
2 2 0 0 0 2 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項につ は、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難い場合は、監 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定にん のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければ ない。	督職図書	3	2	2	0 0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	記の統一 お書き以降を改行

現行条文	次工事共通工协管が旧比較农	改訂理由等
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項以編章節条新・条文構成	改定理由
3 2 2 0 0 3 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) (平成 <u>14</u> 年3月)	3 2 2 0 0 3 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋	定による修正
3 2 2 0 0 4 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構 造編) (平成 <u>14</u> 年3月)	3 2 2 0 0 4 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部構 改 造編) (平成 <u>24</u> 年3月)	定による修正
3 2 2 0 0 5 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年 2 月)	3 2 2 0 0 5 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2 月)	
3 2 2 0 0 6 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	3 2 2 0 0 6 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	
3 2 2 0 0 7 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年 6月)	3 2 2 0 0 7 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年 6月)	
3 2 2 0 0 8 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)	3 2 2 0 0 8 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)	
3 2 2 0 0 9 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針(案) (平成2年11月)	3 2 2 0 0 9 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針(案) (平成2年11月)	
3 2 2 0 0 10 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定 指針 (昭和49年7月)	3 2 2 0 0 10 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定 指針 (昭和49年7月)	
3 2 2 0 0 11 建設省 薬液注入工事に係る施工管理等 (平成2年9月)	3 2 2 0 0 11 建設省 薬液注入工事に係る施工管理等 (平成2年9月)	
3 2 2 0 0 12 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)	3 2 2 0 0 12 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)	
3 2 2 0 0 13 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22 年 6 月一部改正)	3 2 2 0 0 13 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22 年 6 月一部改正)	
	3 2 2 0 0 14 環境 <u>省</u> 水質汚濁に係わる環境基準 (平成 <u>23</u> 年 改 <u>10</u> 月)	定による修正
3 2 2 0 0 15 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年 1 月)	3 2 2 0 0 15 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年 1 月)	
3 2 2 0 0 16 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	3 2 2 0 0 16 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	
3 2 2 0 0 17 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成18 年11月)	3 2 2 0 0 17 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成18 年11月)	
3 2 2 0 0 18 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成12年3月)	3 2 2 0 0 18 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)	定による修正
3 2 2 0 0 19 日本道路協会 道路土工 - 軟弱地盤対策工指針 (<u>昭和61</u> 年 <u>11</u> 月)	3 2 2 0 0 19 日本道路協会 道路土工 - 軟弱地盤対策工指針 (<u>平成24</u> 年 <u>7</u> 月)	定による修正
3 2 2 0 0 20 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	3 2 2 0 0 20 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
3 2 2 0 0 21 日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (平成22 年4月)	3 2 2 0 0 21 日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (平成22 年4月)	
3 2 2 0 0 0 22 日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	3 2 2 0 0 22 日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	

	現行条文				·~-		<u> </u>	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条 項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 2 0 0 23	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>11</u> 年 <u>3</u> 月)	3	2	2	0 0	23	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>24</u> 年 <u>7</u> 月)	改定による修正
3 2 2 0 0 24	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	3	2	2	0 0	24	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
3 2 2 0 0 25	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	3	2	2	0 0	25	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
						26	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	新刊の追加
3 2 2 0 0 26	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)	3	2	2	0 0	27	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	発行年次訂正
3 2 2 0 0 27	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	3	2	2	0 0	28	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
3 2 2 0 0 28	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	3	2	2	0 0	29	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	
3 2 2 0 0 29	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)	3	2	2	0 0	30	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)	
3 2 2 0 0 30	建設労働災害防止協会 ずい道 <u>工事等</u> における換気技術指針(設計及び <u>保守管理</u>) (平成 <u>17</u> 年 <u>6</u> 月)	3	2	2	0 0	31	建設労働災害防止協会 ずい道 <u>等建設工事</u> における換気技 術指針(<u>換気技術の</u> 設計及び <u>粉じん等の測定</u>) (平成 <u>24</u> 年 <u>3</u> 月)	改定による修正
3 2 2 0 0 31	建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年 7月)	3	2	2	0 0	32	建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)	
3 2 2 0 0 32	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年 1 月)	3	2	2	0 0	33	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年 1 月)	
3 2 2 0 0 33	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)	3	2	2	0 0	34	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)	
3 2 2 0 0 34	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・ 橋梁編] (平成11年11月)	3	2	2	0 0	35	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・ 橋梁編] (平成11年11月)	
3 2 2 0 0 35	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	3	2	2	0 0	36	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	
3 2 2 0 0 36	[ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)	3	2	2	0 0	37	[ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)	
3 2 2 0 0 37	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	3	2	2	0 0	38	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	
3 2 2 0 0 38	労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成 <u>20</u> 年3月)	3	2	2	0 0	39	<u>厚生</u> 労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成 <mark>23</mark> 年3月)	改定による修正
3 2 2 0 0 39	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編] (平成13年12月)	3	2	2	0 0	40	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編] (平成13年12月)	
3 2 2 0 0 40	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (樋門編) (平成13年12月)	3	2	2	0 0	41	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (樋門編) (平成13年12月)	
3 2 2 0 0 41	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)	3	2	2	0 0	42	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	

							11.		<u>- / `</u>	\	<u>1—— '[</u>	小巨	<u> まかいロレルギズで</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節剣	条 功	頂以下		Z.	旧・条文構成	編	章	節系	条項	頃り	頁 人下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2	0 0				厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年)	3	2	2 (0 0	4:	13		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平 成21年)	
3 2 3 2					_ 1	共通的工種 一般事項				0 0			第3節 2-3-1	共通的工種	
3 2						本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、 矢板工、緑石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、 区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作 工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水桝工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	3	2	3	1 0	1	1			句の修正
3 2 3 2	3 2	2 (2 1) <u>1</u> l 1	2 - 3 -	- 2 1.	材 料 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第3編2-6-3 アスファルト舗装の材料の規定による。	3	2 2	3 2	2 0	1	1 1		材 料 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第3編2-6-3 アスファルト舗装の材料の規定による。	
3 2	3	2 2	2 1		2 .	縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第2編2-7-2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の緑石についてはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準ずる。		2	3 2	2 2	1	1		縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第2編2・7・2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の緑石についてはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準ずる。	
3 2	3	2 3	3 1		3 .	小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117 (<u>保安用</u> <u>反射シート及びテープ</u>)または、カプセルレンズ型反射 シートを用いるものとする。	3	2	3 2	2 3	1	1		小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117 (<mark>再帰性</mark> 反射材)または、カプセルレンズ型反射シートを用いるも のとする。	
3 2	3	2 4	1 1		4 .	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、 以下によるものとする。	3	2	3 2	2 4	1	1		塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、 以下によるものとする。	
3 2	3	2 4	1 2		(1)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合 <u>請負者</u> は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。		2	3 2	2 4	. 2	2			S改正に伴い修正 安用反射シート及びテープ 再帰性反射材
3 2	3	2 4	4 3	((2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用(Z27)の275g/m2(両面付着量)以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合請負者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	3 2	2 4	3	33		溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用(Z27)の275g/m2(両面付着量)以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。	
3 2	3 2	2 4	4	((3)	熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。	3	2	3 2	2 4	. 4	4		熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。	

									F7	7,100	<u> </u>	音机旧比較衣	改訂条文	改訂理由等
編章	節	系	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	3	2	4	5	(4)	請負者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525(ワイヤロープ)で定めた300g/m2以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	3	2 4	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜 鉛付着量がJIS G 3525(ワイヤロープ)で定めた300g/m2 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	
3 2	3	2	4	6	(5)	請負者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、 黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。	3	2	3	2 4	6	(5)	受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、 黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。	
3 2	3	2	4	7	(6)	ボルト・ナット(オートガードに使用するボルト・ナットを除く)については、(1)、(2)により亜鉛めっきを施したものを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。		2	3	2 4	7	(6)	ボルト・ナット(オートガードに使用するボルト・ナットを除く)については、(1)、(2)により亜鉛めっきを施したものを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。	
3 2	3	2	5	1	5 .	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2 5	1	5 .	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	
3 2	3	2	5	2	(1)	請負者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、 溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	3	2 5	2	(1)	受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、 溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	
3 2	3	2	5	3	(2)	請負者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/m2(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/m2(片面の付着量)以上としなければならない。		2	3	2 5	3	(2)	受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2 種 (HDZ55)の550g/m2 (片面の付着量)以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/m2 (片面の付着量)以上としなければならない。	
3 2	3	2	5	4		ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条1項の規定によるものとする。また、 <u>請負者</u> は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。		2	3	2 5	4		ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	字の修正
3 2	3	2	5	5	(4)	請負者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/m2以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	3	2 5	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/m2以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	
3 2	3	2	6	1	6 .	請負者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	3	2	3	2 6	1	6 .	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	
3 2	3	2	6	2	(1)	反射体	3	2	3	2 6	2	(1)	反射体	
3 2					, , ,	請負者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、 <u>請負者</u> は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	3	2	3	2 6	3		受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、 <mark>受注者</mark> は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	
3 2	3	2	6	4		請負者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある 反射体を用いなければならない。	3	2	3	2 6	4		受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	記の統一
3 2	3	2	6	5		白色	3	2	3	2 6	5		白色	

現行条文	<u> </u>	7.4		/ \ /	<u>-ا ت-</u>	<u>- IV) E</u>		改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章(凯	第	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 3 2 6 6 0.31+0.25x y 0.	28+0.25x	3	2 3	3 2	6	6		0.31+0.25x y 0.28+0.25x	
0.50 x 0.41 3 2 3 2 6 7 橙色		3	2 3	1 2	6	7		0.50 x 0.41	
0.44 y 0.39		J .	2 0	, 2	0	'		0.44 y 0.39	
3 2 3 2 6 8 y 0.99 - x		3	2 3	3 2	6	8		y 0.99 - x	
	JIS Z 8701(色の表示方法 - X Y Z 表色 10表色系)の色度座標である。	3	2 3	3 2	6	9		ただし、x、yはJIS Z 8701(色の表示方法 - X Y Z 表色 系及びX10Y10Z10表色系)の色度座標である。	
┃ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	能がJIS D 5500(自動車用ランプ類)に 検装置による試験で、表2-1に示す値 を用いなければならない。	3	2 3	3 2	6	10		受注者は、反射性能がJIS D 5500(自動車用ランプ類)に 規定する反射性試験装置による試験で、表2-1に示す値 以上である反射体を用いなければならない。	
3 2 3 2 6 11 表 2 - 1 反射体						11		表 2 - 1 反射体	
3 2 3 2 6 12 (2)支柱 3 2 3 2 6 13 請負者は、反射体を	 を所定の位置に確実に固定できる構造の	3	2 3	2	6	12	(2)	支 柱 <mark>受注者</mark> は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の	
支柱を用いなければ	ばならない。							支柱を用いなければならない。	
3 2 3 2 6 14 <u>請負者</u> は、白色また ばならない。	たはこれに類する色の支柱を用いなけれ	3	2 3	3 2	6	14		受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。	
		3						使用する支柱の諸元の標準は表2 - 2に示すものとする。	
3 2 3 2 6 16 表2-2 支柱の記述 3 2 3 2 6 17 塗装仕上げする鋼管	着兀 等の担合	3 :	2 3	3 2	6	16		表 2 - 2 支柱の諸元 塗装仕上げする鋼管の場合	
3 2 3 2 6 18 1 1)請負者は、溶融亜鉛 その上に工場にて任	生上げ塗装を行わなければならない。こ めっき面に燐酸塩処理などの下地処理	3	2 3	3 2	6	17	1)	全表はエガタる嗣旨の場合 受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、 その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。こ の場合、 <u>受注者</u> は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理 を行わなければならない。	
板及び鋼帯)構造月上としなければな	寸着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼用 <z27>の275g/m2(両面付着量)以 らない。</z27>	3	2 3	3 2	6	19	,	受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用 <z27>の275g/m2(両面付着量)以上としなければならない。</z27>	
は、内面を塗装その	きが外面のみのパイプの場合、 <u>請負者</u> の他の方法で防蝕を施さなければならな 独性は、前述以上とするものとする。	3	2 3	3 2	6	20		ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、 <mark>受注者</mark> は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。	
	生アクリル樹脂塗装以上の塗料を用い 装で仕上げ塗装しなければならない。	3	2 3	3 2	6	21		受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20µm以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。	
量がJIS H 8641(済 / m2(片面の付着 ばならない。 <u>請負者</u>		3 3						亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着 量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g /m2(片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	
3 2 3 3 0 1 2 3 3 作業土工(床掘り	・埋戻し)	3	2 3	3 3	0	1	2 - 3 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	

								<u>⊥ 3</u>	7/	<u> </u>	<u> </u>	吉利旧比牧衣	改訂条文	改訂理由等
編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	導 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	3 3	1	1	1 .	請負者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3 3	3 1	1	1 .	受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3 3	2	1	2 .	請負者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。	3	2	3 3	3 2	1	2 .	受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。	
3	2	3 3	3	1	3 .	請負者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3 3	3	1	3 .	受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
			4			請負者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。							受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。	
3	2	3 3	5	1	5 .	請負者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。	3	2	3 3	3 5	1	5 .	受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。	
3	2	3 3	6	1	6 .	請負者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。	3	2	3 3	6	1	6 .	受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。	
3	2	3 3	7	1	7 .	請負者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に 定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前 に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	3 3	3 7	1	7 .	受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に 定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前 に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3 3	8	1	8 .	請負者は、監督職員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。	3	2	3 3	8 8	1	8 .	受注者は、監督職員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。	
3	2	3 3	9	1	9 .	請負者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。	3	2	3 3	3 9	1	9 .	受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。	
3	2	3 3	10	1	10 .	請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。	3	2	3 3	3 10	1	10 .	受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合に は、施工前に排水しなければならない。	

	改訂理由等	、	<u> </u>	<u>L 17K i</u>	<u></u>	77			_	現行条文									
行う場合は、小型緑園の機類を使用し切ったなるように仕上げなければならない。	改定理由	新・条文構成	編章節条	項以下	項	節	章	編	構成	旧・条文権	編章節条	項以下	条項	章節	編				
は、備土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 は、備土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 は、備土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 は、備土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 は、備土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 は、衛土にが作用しないように素性を確保しなければならない。 は、荷土にが作用しないように素性を確保しなければならない。 は、荷土の大田の様にしまたり、連切な合木比の状態で は、カならいの体験で で、一方のなければならない。 は、荷土の大田の様にしまたり、連切な合木比の状態で で、一方のなければならない。 は、荷土の大田の様にしまたり、連切な合木比の状態で で、一方のなければならない。 は、荷土の大田の様にしまたり、連切な合木比の状態で で、一方のなければならない。 は、荷土の大田の様にしまたり、連切な合木比の状態で で、一方のなければならない。 は、荷土の大田の様にしまたり、連切な合木比の状態で で、一方のなければならない。 は、荷土の大田の様にしまたり、連切な合木比の状態で で、一方のなければならない。 は、荷土の大田の様にしまり継い場合は設計図書に関して監督機 は、おものとする。 は、打込みりたの大田のとする。 は、打込みりたの大田のとする。 は、打込みりたの大田のとする。 は、打込みりたの大田のはは、荷油の大田を開催をした。 は、打込みりたの大田のを関はなければならない。 は、万込み地点のよりは場合には、打込みりたのとするが、設計図書によるものとする。 は、打込みりた。大田模様等については、設計図書によるものとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書によるたのとするが、設計図書になければならない。 は、打込みりた。大田模様に、近にものを選ばなければならない。 は、打込みりた。大田模様に、近にものを選ばなければならない。 は、近込みが底には、対込みが高いは場合にには、打込みが高いは、接合には、大田の木田のは、田のは、田の木田のは、田のは、田のは、田のは、田のは、田のは、田のは、田のは、田のは、田のは、	仕 語尾の修正	行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員		1	11	3 3	2	-	使用し均一になるように仕 これにより難い場合は、設	行う場合は、小型締固め機械を使 上げなければならない。なお、こ	11 .	1 1	3 11	2 3	3				
「はならない簡所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石			12 .	1	12	3 3	2	3		は、偏土圧が作用しないように、	12 .	2 1	3 12	2 3	3				
	石	ばならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石	13 .	1	13	3 3	2		り、埋戻し材に含まれる石	ばならない箇所の埋戻しにあたり	13 .	3 1	3 13	2 3	3				
3 2 3 4 1 1 1	C			1	14	3 3	2	3)、適切な含水比の状態で		14 .	4 1	3 14	2 3	3				
鋼矢板及び可とう鋼矢板の事をいう。																			
1. なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 3 2 3 4 3 1 3 . <u>請負者</u> は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書によるものとするが、設計図書に応じたものを選ばなければならない。 3 2 3 4 4 1 4 . <u>請負者</u> は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。 3 2 3 4 5 1 5 . <u>請負者</u> は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打しないように施工しなければならない。 3 2 3 4 5 1 5 . <u>請負者</u> は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打しないように施工しなければならない。	畐		1.	1	1	3 4	2	3			1.	1	4 1	2 3	3				
によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。		い。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と		1	2	3 4	2	_		い。なお、これにより難い場合は	2 .	2 1	4 2	2 3	3				
3 2 3 4 5 1 5 . 請負者 は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打し込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計 3 2 3 4 5 1 5 . 受注者 は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計		によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応	3 .	1	3	3 4	2		に示されていない場合に 地条件、矢板の種類等に応	によるものとするが、設計図書に は、打込み地点の土質条件、立地	3 .	3 1	4 3	2 3	3				
込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計		て、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下り	4 .	1	4	3 4	2		し、また隣接矢板が共下り	て、ぶれ、よじれ、倒れを防止し	4 .	1	4 4	2 3	3				
		込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計		1	5	3 4	2		を調査するとともに、設計	込み不能となった場合は、原因を	5 .	5 1	4 5	2 3	3				
3 2 3 4 6 1 6 . <u>請負者</u> は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働 3 2 3 4 6 1 6 . <u>受注者</u> は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働 くように締付けを行わなければならない。	動		6 .	1	6	3 4	2	3	こり、各控索材が一様に働 ならない。	<u>請負者</u> は、控索材の取付けにあた くように締付けを行わなければな	6 .	3 1	4 6	2 3	3				
3 2 3 4 7 1 7 . <u>請負者</u> は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。 7 . <u>受注者</u> は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。		合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせ		1	7	3 4	2			合は、最後の打ち止めを併用機械	7 .	7 1	4 7	2 3	3				

十木丁事共诵什樣書新旧比較表

) 7	六世	<u> </u>	17水 百	与新旧比較表 改訂条文	改訂理由等
項 項 日・条文構成 下 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文権 日・名本 日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日	編	章	節	条〕	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
2 3 4 8 1 8 . <u>請負者</u> は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充 <u>てん</u> するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	4	8	1	8. <mark>受注者</mark> は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充 <mark>填</mark> するなどしだ で地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	句の統一
2 3 4 9 1 9 . <u>請負者</u> は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。	3	2	3	4	9	1	9. <mark>受注者</mark> は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じない ようにしなければならない。	
2 3 4 10 1 10. <u>請負者</u> は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。		2	3	4	10	1	10. <mark>受注者</mark> は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。	
2 3 4 11 1 11. <u>請負者</u> は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。		2	3	4	11	1	11. 受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。	
2 3 4 12 1 12. <u>請負者</u> は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を2点 以上で支えなければならない。	į 3	2	3	4 ′	12	1	12. <u>受注者</u> は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を 2 点以上で支えなければならない。	
2 3 4 13 1 13. <u>請負者</u> は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。	3	2	3	4	13	1	13. <mark>受注者</mark> は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。	
2 3 4 14 1 1 14. <u>請負者</u> は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落 錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として 施工しなければならない。	3	2	3	4	14	1	14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落 錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として 施工しなければならない。	
2 3 4 15 1 15. <u>請負者</u> は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。							15. <mark>受注者</mark> は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。	
2 3 4 16 1 16 . <u>請負者</u> は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。		2	3	4	16	1	16. <mark>受注者</mark> は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。	
2 3 4 17 1 17. <u>請負者</u> は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。	-						17. 受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。	
2 3 4 18 1 18. <u>請負者</u> は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。		2	3	4	18	1	18. <mark>受注者</mark> は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。	
2 3 5 0 1 2 - 3 - 5 縁石工	3	2	3	5	0	1	2 - 3 - 5 縁石工	

	入工事共進江塚吉利旧比牧农 改訂条文	改訂理由等
		KIIZHO
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成		改定理由
3 2 3 5 1 1 1 1	2 3 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
3 2 3 5 2 1 2 . アスカーブの施工については、第3編2 - 6 - 7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	3 2 3 5 2 1 2 . アスカーブの施工については、第3編2 - 6 - 7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	
3 2 3 5 3 1 3 . アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5 以下のとき、または雨天時には施工してはならない。	3 2 3 5 3 1 3 . アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5 以下のとき、または雨天時には施工してはならない。	
3 2 3 6 0 1 2 - 3 - 6 小型標識工 3 2 3 6 1 1 1 . 請負者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	3 2 3 6 0 1 2 - 3 - 6 小型標識工 3 2 3 6 1 1 1 . 受注者 は持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	
3 2 3 6 2 1 2 <u>請負者</u> は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3 2 3 6 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	
3 2 3 6 3 1 3 . <u>請負者</u> は、標示板基板表面を機械的に研磨(サウンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3 . <mark>受注者</mark> は、標示板基板表面を機械的に研磨(サウンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	,
3 2 3 6 4 1 4 . <u>請負者</u> は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10 以下における屋外での貼付け及び 0.5m2以上の貼付けは行ってはならない。	3 6 4 1 4 . 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10 以下における屋外での貼付け及び 0.5m2以上の貼付けは行ってはならない。	
3 2 3 6 5 1 5 . <u>請負者</u> は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。		
3 2 3 6 6 1 6 . <u>請負者</u> は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。	3 2 3 6 6 1 6 . <mark>受注者</mark> は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表 面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなけれ ばならない。	

十木丁事共诵什樣書新旧比較表

]	大世	<u> </u>	<u>禄書新旧比較</u> 君	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 、	編	章	節	条項	頁 [下	新・条文構成	改定理由
3 2 3 6 7 1 7 : <u>請負者</u> は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ(カラーマッチング)を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。		2	3	6 7	7	1 7	. 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ(カラーマッチング)を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。	
3 2 3 6 8 1 8 . <u>請負者</u> は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5~10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6 8	3	1 8	. 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5~10mm程度重ね合わせなければならない。	
3 2 3 6 9 1 9 . <u>請負者</u> は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。		2	3	6 9	Э	1 9	. 受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。	
3 2 3 6 10 1 10. <u>請負者</u> は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。		2	3	6 1	0	1 10	. 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。	
3 2 3 6 11 1 1 11. <u>請負者</u> は、取付け金具及び板表面の補強金具(補強リブ) すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場 で取付けてはならない。		2	3	6 1	1	1 11	. 受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具(補強リブ) すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場 で取付けてはならない。	
3 2 3 6 12 1 12. <u>請負者</u> は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に 先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、燐酸塩 被膜法などによる錆止めを施さなければならない。		2	3	6 1	2	1 12	. 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に 先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、燐酸塩 被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	
3 2 3 6 13 1 13. <u>請負者</u> は、支柱素材についても本条12項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。		2	3	6 1	3	1 13	. 受注者は、支柱素材についても本条12項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。	
3 2 3 6 14 1 1 14. <u>請負者</u> は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。	3	2	3	6 1	4	1 14	. 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。	
3 2 3 6 15 1 15. <u>請負者</u> は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m2(片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m2(片面の付着量)以上と <u>する</u> 。		2	3	6 1	5	1 15	. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m2 (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m2 (片面の付着量)以上としなければならない。	尾の修正

	現行条文										, <u> </u>			改訂理由等	
編章	節	条	項 .	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į l	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	3	6	16	1	16	. <u>請負者</u> は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。		2	3	6 16	6	1	16 .	受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	6書き以降を改行
3 2	3	6	17	1	17	. <u>請負者</u> は、メッキ後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	3	2	3	6 17	7	1	17 .	受注者は、メッキ後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	
3 2	3	6	18	1	18	. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として 塗装は2回塗りで400~500g/m2、または塗装厚は2回塗り で、40~50µmと <u>する</u> 。	3	2	3	6 18	8	1	18 .	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として 塗装は2回塗りで400~500g/m2、または塗装厚は2回塗り で、40~50µmとしなければならない。	昼の修正
3 2						. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に 先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して 行 <u>うものとする</u> 。								ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に 先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して 行 <u>わなければならない</u> 。	邑の修正
3 2					<u>2 - 3 - 7</u> 1	防止柵工	3			7 07 1			2 - 3 - 7	防止柵工 受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位 置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合 には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならな い。	
3 2	3	7	2	1	2	. <u>請負者</u> は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。		2	3	7 2	2	1	2 .	受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。	
3 2	3	7	3	1	3	. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に <u>請負者</u> は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の 350g/m2(片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。		2	3	7 3	3	1	3 .	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の 350g/m2(片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。	
3 2 3 2						路側防護柵工 . 請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	3	2 2	3 3	8 0 8 1		1 1		路側防護柵工 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボー リングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。こ の場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させない ようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工 しなければならない。	
3 2	3	8	2	1	2	. <u>請負者</u> は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。		2	3	8 2	2	1	2 .	受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す 方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下し ないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	

	、 <u>上事共迪江惊青新旧几蚁衣</u> 改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
3 2 3 8 3 1 3 . <u>請負者</u> は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。	2 3 8 3 1 3 . 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠なコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書められた位置に支障があるときまたは、位置が明示さいない場合、設計図書に関して監督職員と協議して定ければならない。	に定して しょうしゅん
3 2 3 8 4 1 4 . <u>請負者</u> は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	2 3 8 4 1 4 . <mark>受注者</mark> は、ガードレールのビームを取付ける場合は、 車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように 合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならな	重ね
3 2 3 8 5 1 5 . <u>請負者</u> は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。	2 3 8 5 1 5 . <mark>受注者</mark> は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置す合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以ることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなけならない。	【上あ 『の力
3 2 3 8 6 1 6 . <u>請負者</u> は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(Aは20kN、B種及びC種は9.8kN)を与えなければならない。	2 3 8 6 1 6 . <mark>受注者</mark> は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定力(Aは20kN、B種及びC種は9.8kN)を与えなけれらない。	この張
3 2 3 9 0 1 2 - 3 - 9 区画線工 3 2 3 9 1 1 1 . include in the part of the p	2 3 9 0 1 2 - 3 - 9 区画線工 2 3 9 1 1 1 . 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線工工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取き、均一に接着するようにしなければならない。	
3 2 3 9 2 1 2 . <u>請負者</u> は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。	2 3 9 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合を行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなけならない。	「監督」
3 2 3 9 3 1 3 . <u>請負者</u> は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。	2 3 9 3 1 3 . <mark>受注者</mark> は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線 工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、 幅等の適合を確認しなければならない。	
3 2 3 9 4 1 4 . <u>請負者</u> は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。	料の路面への接着をより強固にするよう、プライマー 面に均等に塗布しなければならない。	- を路
3 2 3 9 5 1 5 . <u>請負者</u> は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温 5 以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。	2 3 9 5 1 5 . <mark>受注者</mark> は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって むを得ず気温 5 以下で施工しなければならない場合 路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければ ない。	id.

現行条文									<u>#7</u>	大匹	<u> 1 </u>	<u>求吉新旧比較才</u>	改訂理由等	
編章	章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下								節	条項	耳 I I I	類 人 編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 3	3 9	6	1	6 .	請負者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に180~220 の温度で塗料を塗布できるよう溶解漕を常に適温に管理しなければならない。	3	2	3	9 6	1	6 .	. 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に180~220 の温度で塗料を塗布できるよう溶解漕を常に適温に管理しなければならない。	
3 2	2 3	3 9	7	1	7 .	請負者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。	3	2	3	9 7	1	7 .	受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。	
3 2	2 3	3 9	8	1	8 .	請負者は、区画線の消去については、表示材(塗料)のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また <u>請負者</u> は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。	3	2	3	9 8	1	8 .	・受注者は、区画線の消去については、表示材(塗料)のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また <mark>受注者</mark> は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。	
3 2					2 - 3 - 10	道路付属物工	3	2	3	10 0	1	2 - 3 - 10	道路付属物工	
3 2	2 3	3 10	1	1	1 .	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	3	2	3	10 1	1	1 .	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込 角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置し なければならない。	
3 2	2 3	3 10	2	1	2 .	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、 <u>請負者</u> は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。	3	2	3	10 2	1	2 .	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。	
3 2	2 3	3 10	6	1	3 .	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	3	2	3	10 6	1	3 .	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	
3 2	2 3	3 10	4	1	4 .	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	10 4	1	4 .	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	2 3	3 10	5	1	5 .	請負者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	10 5	1	5 .	受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

現行条文											工体青新旧比較表		改訂条文	改訂理由等
編章	重節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	等 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 3	10	6	1	6 .	請負者は、道路鋲を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3 10	0 6	1	6 .	受注者は、道路鋲を設置する際は、設計図書に定められた 位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されて いない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなけれ ばならない。	
3 2					2 - 3 - 11	コンクリート面塗装工	3	2	3 1 ⁻	1 0	1	2 - 3 - 11	コンクリート面塗装工	
3 2	2 3	11	1	1	1.	請負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。	3	2	3 1	1 1	1	1 .	受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。	
3 2	2 3	11	1	2	(1)	請負者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、塵あい(埃)、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。	3	2	3 1	1 1	2	(1)	受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、塵あい(埃)、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。	
3 2	2 3	11	1	3	(2)	請負者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、 有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなけれ ばならない。	3	2	3 1	1 1	3	(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、 有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなけれ ばならない。	
3 2	2 3	11	2	1	2 .	請負者は、塗装にあたり、塗り残し、ながれ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。	3	2	3 1	1 2	1	2 .	受注者は、塗装にあたり、塗り残し、ながれ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。	
3 2					3.	<u>請負者</u> は、 <u>次</u> の場合、塗装を行ってはならない。	3	2	3 1	1 3	1	3 .	受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。 表	記の統一
3 2	2 3	11	3	2	(1)	気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5 以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0 以下のとき	3	2	3 1	1 3	2	(1)	気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5 以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0 以下のとき	
3 2						湿度が85%以上のとき					3	(2)	湿度が85%以上のとき	
3 2					(3)	風が強いとき及びじんあいが多いとき 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき	3	2	3 1	1 3	4 5	(3)	風が強いとき及びじんあいが多いとき 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき	
3 2						コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき	3	2	3 1	1 3	6		コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき	
3 2					(6)	コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のと	3	2	3 1	1 3	7		コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のと	
3 2) 2	11	3	8	(7)	き コンクリート面の漏水部	વ	2	3 1	1 2	8	(7)	き コンクリート面の漏水部	
3 2						マングリート回び順小部 その他監督職員が不適当と認めたとき	3	2	3 1	1 3	9		コングリート回の漏小部	
3 2					4.	請負者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥 及び清掃状態を確認して行わなければならない。	3	2	3 1	1 4	1		受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥 及び清掃状態を確認して行わなければならない。	
3 2						プレテンション桁製作工 (購入工)					1		プレテンション桁製作工(購入工)	
3 2						請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなければならない。					1		ク表示認証 <u>製品を製造している</u> 工場において製作したものは を用いなければならない。 場	Sマーク表示対象事業者は、国内外製造(又 加工)業者、販売業者、輸出業者であり、工 ☆(又は事業場)ごとに認証を受けなければな ないという制約はないため
3 2	2 3	12	2	1	2 .	請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならな	3	2	3 12	2 2	1	2 .	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならな	
3 2	2 3	12	2	2	(1)	IN。 PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。	3	2	3 12	2 2	2	(1)	N。 P C 鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着 を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。	

	/\.		<u>- ' / '</u>	<u> </u>	1-1-12	古	改訂理由等	
が川が入					ΤĔ		MUZHA	
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編	章	節	条項	項以下		新・条文構成	改定理由
3 2 3 12 2 3 (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が <u>35</u> N/mm2以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。		2	3	12 2	2 3	(2)	プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が <u>30</u> N/mm2 以上であることを確認し、製作されたもの。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P344 (20.8)
3 2 3 12 2 4 (3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作され たもの。	3	2	3	12 2	2 4	(3)	コンクリートの施工について、以下の規定により製作され たもの。	
3 2 3 12 2 5 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作された もの。	3	2	3	12 2	2 5		振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作された もの。	
3 2 3 12 2 6 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後 2 時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は 1 時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。		2	3	12 2	? 6		蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	
3 2 3 12 2 7 (4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。		2	3	12 2	? 7	(4)	プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。	
3 2 3 12 3 1 3 . 型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに <u>下記</u> の事項を表示 <u>するものとする</u> 。	3	2	3	12 3	3 1	3 .	型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに <u>以下</u> の事項を表示 <u>しなければならない</u> 。	表記の統一
3 2 3 12 3 2 工事名または記号	3	2	3	12 3	3 2		 工事名または記号	
3 2 3 12 3 3 コンクリート打設年月日	3	2	3	12 3	3		コンクリート打設年月日	
3 2 3 12 3 4 通し番号					3 4		通し番号	
3 2 3 13 0 1 2 - 3 - 13 ポストテンション桁製作工) 1		ポストテンション桁製作工	++7 - /+
3 2 3 13 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、コンクリートの施工については、 <u>下記</u> の事項に 従わなければならない。	3	2	3	13 1	1	1 .	受注者は、コンクリートの施工については、 <u>以下</u> の事項に 従わなければならない。	表記の統一
3 2 3 13 1 2 (1) <u>請負者</u> は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合 を確認しなければならない。	3	2	3	13 1	2	(1)	受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。	
3 2 3 13 1 3 (2) <u>請負者</u> は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。		2	3	13 1	3	(2)	受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。	
3 2 3 13 1 4 (3)	3	2	3	13 1	4	(3)	受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。	表記の統一
3 2 3 13 1 5 (4) 請負者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲 <u>および</u> 型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。		2	3	13 1	5	(4)	受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲 <u>及び</u> 型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。	
3 2 3 13 2 1 2 . P C ケーブルの施工については、 <u>下記</u> の規定によるものと する。	3	2	3	13 2	! 1	2 .	P C ケーブルの施工については、 <mark>以下</mark> の規定によるものと する。	表記の統一

										大理'	<u> — ' ZJ</u>	改訂理由等		
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	3	13	2	2	(1)	横組シース <u>および</u> 縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置 <u>および</u> 方向が移動しないように組立てなければならない。	3	2	3	13 2	2	(1)	横組シース <mark>及び</mark> 縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置 <u>及び</u> 方向が移動しないように組立てなければならない。	表記の統一
3 2	3	13	2	3	(2)	請負者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。	3	2	3	13 2	3	(2)	受注者は、P C 鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。	
3 2	3	13	2	4	(3)	シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように <u>するものとする</u> 。	3	2	3	13 2	4	(3)	シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3 2	3	13	2	5	(4)	P C 鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定め <u>るものとする</u> 。	3	2	3	13 2	5	(4)	PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。	語尾の修正
3 2	3	13	2	6	(5)	P C鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置および方向が移動しないように組立て <u>るものとする</u> 。	3	2	3	13 2	6	(5)	P C 鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置および方向が移動しないように組立て <mark>なければならない</mark> 。	語尾の修正
3 2	3	13	3	1	(6)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護するものとする。	3	2	3	13 3	1	(6)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護するものとする。	
3 2	3	13	3	2	3 .	P C 緊張の施工については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3	13 3	2	3 .	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	表記の統一
3 2	3	13	3	3	(1)	プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7倍以上であることを確認 <u>するものとする</u> 。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。		2	3	13 3	3	(1)	プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7倍以上であることを確認 <u>しなければならない</u> 。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	語尾の修正
3 2	3	13	3	4	(2)	プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認 <u>するものとする</u> 。	3	2	3	13 3	4	(2)	プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認 <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3 2	3	13	3	5	(3)	プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行 <u>うものとする</u> 。	3	2	3	13 3	5	(3)	プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行 <u>わ</u> <u>なければならない</u> 。	語尾の修正
3 2						引張装置のキャリブレーション				13 3			引張装置のキャリブレーション	
3 2	3	13	3	7		PC鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数およびPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験	3	2	3	13 3	7		PC鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数およびPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験	

	N工事共进任惊音机III 化取农	
現行条文	改訂条文	改訂理由等
	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 新・条文構成 下 に また は また	改定理由
3 2 3 13 3 8 (4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。	3 2 3 13 3 8 (4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出しなければならない。	尾の修正
3 2 3 13 3 9 (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。	3 2 3 13 3 9 (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。	
3 2 3 13 3 10 (6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講 <u>ずるものとする</u> 。	3 2 3 13 3 10 (6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講 <u>じなければならない</u> 。	尾の修正
3 2 3 13 3 11 (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行 <u>うものとする</u> 。	3 2 3 13 3 11 (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだ 語り け同一強度の時期に行 <u>わなければならない</u> 。	尾の修正
3 2 3 13 3 12 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(コンクリート橋編)19.8 PC鋼材工及び緊張工」(道路協会、平成14年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	(コンクリート橋編)20.8 PC鋼材工及び緊張工」 (<mark>日本</mark> 道路協会、平成24年3月)に基づき管理するものと ー し、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コ	用すべき諸基準との整合 路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 成24年3月 記の統一
3 2 3 13 3 13 (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるもとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3 2 3 13 3 13 (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるもとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 3 13 3 14 (10) 緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。	3 2 3 13 3 14 (10) 緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンク リートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。	
3 2 3 13 3 15 (11) P C 鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々の P C 鋼材の引張力を定めるものとする。	3 2 3 13 3 15 (11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。	尾の修正
3 2 3 13 4 1 4 . <u>請負者</u> は、グラウトの施工については、 <u>下記</u> の規定による。	3 2 3 13 4 1 4 . <u>受注者</u> は、グラウトの施工については、 <u>以下</u> の規定による。	記の統一
3 2 3 13 4 2 (1) <u>請負者</u> は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	るものを使用しなければならない。	
3 2 3 13 4 3 グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	3 2 3 13 4 3 グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	
3 2 3 13 4 4 <u>混和剤</u> は、 <u>ノンブリージングタイプ</u> を使用するものとする。	3 2 3 13 4 4	レミックスタイプのグラウト製品もあるた 、対象を " グラウト " に広げる

	現行条文											1734 E	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章	節身	4 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	3 1	3 4	5		グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。	3	2	3	13	4	5		グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。	
3	2	3 1	3 4	6		グラウトの材 <u>令</u> 28日における圧縮強度は、 <u>20.0</u> N/mm2 以 上とするものとする。	3	2	3	13	4	6		グラウトの材 <mark>齢</mark> 28日における圧縮強度は、 <u>30.0</u> N/mm2 以 上とするものとする。	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3 1	3 4	7		グラウト <u>は膨張率が0.5%以下の配合</u> とするものとする。	3	2	3	13	4	7		グラウト $o体積変化率は\pm 0.5\%の範囲内$ とするものとする。	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
			3 4			グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。				13				グラウトのブリーディング率は、 <u>24時間後</u> 0.0%以下とするものとする。	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3 1	3 4	9		グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、 <u>セメント</u> 質量の 0.08%以下とするものとする。	3	2	3	13	4	9		グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、 <u>普通ポルトランド</u> セメント 質量の0.08%以下とするものとする。	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P333
3	2	3 1	3 4	10		グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、 気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとす る。				13				グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、 気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとす る。	
3	2	3 1	3 4	11	(2)	請負者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。	3	2	3	13	4	11	(2)	受注者は、使用グラウトについて事前に <mark>以下</mark> の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。	文章表現の統一
3	2	3 1	3 4	12		流動性試験	3	2	3	13	4	12		 流動性試験	
			3 4			プリーディング率及び膨張率試験				13				ブリーディング率及び <mark>体積変化率の</mark> 試験	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
				14 15		圧縮強度試験 塩化物含有量の測定						14 15		圧縮強度試験 塩化物含有量の測定	
				16	(3)	は、では、 がラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、 導通があること <u>および</u> ダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。				13				グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、 導通があること <mark>及び</mark> ダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。	表記の統一
3	2	3 1	3 4	17	(4)	グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。	3	2	3	13	4	17		(削除)	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P353 平成24年3月版では、「グラウト注入にあたっ ては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄 し、十分に湿潤状態にしておく。」は削除され ている。
3	2	3 1	3 4	18	(5)	グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	3	2	3	13	4	18		グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	
3	2	3 1	3 4	19	(6)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が 生じないように空気孔を設け <u>るものとする</u> 。	3	2	3	13	4	19	(5)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が 生じないように空気孔を設け <mark>なければならない</mark> 。	語尾の修正

									7.00	<u> </u>	は古が川口に収む	改訂理由等	
			TĒ		۸۱۱۸۸					T首		改訂条文	MINEUG
編章	節:	条項	り り 下		旧・条文構成				条項	下		新・条文構成	改定理由
3 2	3	13 4	20	(7) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は 注入後少なくとも5日間、5 以上に保ち、凍結すること のないように行わなければならない。	3	2	3	13 4	20	(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は 注入後少なくとも5日間、5 以上に保ち、凍結すること のないように行わなければならない。	
3 2	3	13 4	- 21	(8)暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度 上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工につい ては、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得 <u>るもの とする</u> 。 なお、注入時のグラウトの温度は35 を越えてはならな い。	3	2	3	13 4	21	(7)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得 <u>なければならない</u> 。 なお、注入時のグラウトの温度は35 を越えてはならない。	語尾の修正
3 2	3	13 5	1	5	. <u>請負者</u> は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。	3	2	3	13 5	1	5 .	受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。	
3 2	3 ′	13 6	1	6	. 主桁製作設備の施工については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3	13 6	1	6 .	主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。	表記の統一
3 2	3 ′	13 6	2	(1)主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。	3	2	3	13 6	2	(1)	主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。	
3 2	3 ′	13 7	1	7	. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3	13 7	1	7 .	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	表記の統一
3 2	3	13 7	2	(1	P C鋼材は、JIS G 3536(P C鋼線及びP C鋼より線)に 適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有する ものでなければならない。	3	2	3	13 7	2	(1)	P C 鋼材は、JIS G 3536(P C 鋼線及びP C 鋼より線)に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。	語尾の修正
3 2	3	13 7	3	(2)使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を 防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着 により一体化 <u>するものでなければならない</u> 。		2	3	13 7	3	(2)	使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化 <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3 2	3	13 7	4	(3)被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと 一体化が図られるもの <u>でなければならない</u> 。	3	2	3	13 7	4	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと 一体化が図られるもの <u>とする</u> 。	語尾の修正
3 2	3	13 7	5	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有 <u>していなければならない</u> 。	3	2	3	13 7	5	(4)	プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有 <u>するものとする</u> 。	
3 2 3 2					プレキャストセグメント主桁組立工 . <u>請負者</u> は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合 面の損傷に対して十分に保護しなければならない。				14 0 14 1			プレキャストセグメント主桁組立工 受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合 面の損傷に対して十分に保護しなければならない。	
3 2	3	14 2	1	2	. ブロック組立ての施工については、 <u>下記</u> の規定によるもの とする。	3	2	3	14 2	1	2 .	ブロック組立ての施工については、 <mark>以下</mark> の規定によるものとする。	表記の統一

	工小工	チハ	ᄪᄓ	LIZKE	改訂理由等	
がリック				頂	改訂条文	V비즈비스
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧·条文構成	編章			下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 3 14 2 2 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2 - 3に示す条件を満足するものを使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE - H101 - 2007 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成22年11月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	生民を引きて、	3 14	4 2	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE - H101 - 2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成22年11月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準との整合
3 2 3 14 2 3 表 2 - 3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3 2	3 14	4 2	3	表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	
3 2 3 14 2 4 (2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除 <u>くものとする</u> 。	3 2	3 14	4 2	4	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等 を取り除 <u>かなければならない</u> 。	語尾の修正
3 2 3 14 2 5 (3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す 品質が得られるように施工 <u>するものとする</u> 。	3 2	3 14	4 2	5	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す 品質が得られるように施工 <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3 2 3 14 2 6 (4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないように <u>するものとする</u> 。		3 14	4 2	6	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、 プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないように <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3 2 3 14 3 1 3 . P C ケーブル及び P C 緊張の施工については、第 3 編 2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3 2	3 14	4 3	1	3. P C ケーブル及び P C 緊張の施工については、第 3 編 2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3 2 3 14 4 1 4 . グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。	3 2	3 14	4 4	1	4 . グラウトの施工については、 <mark>以下</mark> の規定によるものとす る。	表記の統一
3 2 3 14 4 2 (1)接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行 <u>うものとする</u> 。	3 2	3 14	4 4	2	(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行 <u>わなければなら</u>	語尾の修正
3 2 3 14 4 3 (2) グラウトについては、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3 2	3 14	4 4	3	(2) グラウトについては、第3編2-3-13ポストテンション 桁製作工の規定によるものとする。	
3 2 3 15 0 1 2 - 3 - 15 PCホロースラプ製作工	3 2				2 - 3 - 15 P C ホロースラブ製作工	
3 2 3 15 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。		3 15	5 1	1	1 . <mark>受注者</mark> は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	
3 2 3 15 2 1 2 . <u>請負者</u> は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑 に行われるための装置を設置しなければならない。	3 2	3 15	5 2	1	2. <u>受注者</u> は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。	
3 2 3 15 3 1 3 . コンクリートの施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3 2	3 15	5 3	1	3 . コンクリートの施工については、第3編2 - 3 - 13ポスト テンション桁製作工の規定によるものとする。	

								=	# 7	一	<u>. `</u>	<u>12K I</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章(包	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁 .	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 3	3 15	5 4	1	4 .	PCケーブル・PC緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	15 4	1	1	4 .	P C ケーブル・P C 緊張の施工については、第 3 編 2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3	2 3	3 15	5 5	1	5 .	請負者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	3	2	3	15 5	5	1	5 .	受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	
3	2 3	3 15	5 6	1	6 .	グラウトの施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	15 6	6	1	6 .	グラウトの施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
				1	2 - 3 - 16	PC箱桁製作工	3	2	3	16 ()	1		PC箱桁製作工	
3	2 3	3 16	5 1	1	1.	移動型枠の施工については、第3編2-3-15PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。	3	2	3	16 1	1	1	1.	移動型枠の施工については、第3編2-3-15PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。	
3	2 3	3 16	3 2	1	2 .	コンクリート・P C ケーブル・P C 緊張の施工については、 第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による ものとする。	3	2	3	16 2	2	1	2 .	コンクリート・P C ケーブル・P C 緊張の施工については、 第 3 編 2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による ものとする。	
			3			PC固定・PC継手の施工については、第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。								PC固定・PC継手の施工については、第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。	
3	2 3	3 16	6 4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	16 4	1	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・ グラウトの施工については、第3編2-3-13ポストテン ション桁製作工の規定によるものとする。	
			0			根固めブロックエ				17 (根固めブロックエ	
3	2 3	3 17	7 1	1		請負者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形している ものを使用してはならない。								受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形している ものを使用してはならない。	
3	2 3	3 17	2	1	2 .	請負者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。	3	2	3	17 2	2	1	2 .	受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布 し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存し ないようにしなければならない。	
3	2 3	3 17	7 3	1	3 .	請負者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	3	2	3	17 3	3	1	3 .	受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	
			4			請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を 設けてはならない。								受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を 設けてはならない。	
3	2 3	3 17	5	1	5 .	請負者は、制作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠 自重及び制作中に加える荷重に耐えられる強度に達するま で行ってはならない。	3	2	3	17 5	5	1	5 .	受注者は、制作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び制作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	

現行条文				/\/	<u> </u>		<u> </u>	改訂理由等
項 項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 3 17 6 1 6 . コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9 生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。		2	3	17	6	1	6. コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9 養生の規定による。 なお、養生用水に海水を使用してはならない。	お書き以降を改行
3 2 3 17 7 1 7 . <u>請負者</u> は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度が出てから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取り扱わなければならない。		2	3	17	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、コンクリートプロック脱型後の横置き、仮置き は強度が出てから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取り扱わなければならない。	
3 2 3 17 8 1 8 . <u>請負者</u> は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	₹ 3	2	3	17	8	1	8. <mark>受注者</mark> は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	
3 2 3 17 9 1 9 . <u>請負者</u> は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、 根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければな らない。	な				9		9. <mark>受注者</mark> は、根固めプロックの運搬及び据付けについては、 根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければな らない。	
3 2 3 17 10 1 1 0 . <u>請負者</u> は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	根 3	2	3	17	10	1	10. <mark>受注者</mark> は、根固めプロックの据付けについては、各々の根 固めプロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないよ うにネジ山をつぶさなければならない。	
3 2 3 17 11 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、根固めプロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。		2	3	17	11	1	1 1 . <mark>受注者</mark> は、根固めプロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。	
3 2 3 17 12 1 1 1 2 . <u>請負者</u> は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	- 3	2	3	17	12	1	12. <mark>受注者</mark> は、根固めプロック、場所打プロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	
3 2 3 17 13 1 1 3 . <u>請負者</u> は、場所打プロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	- 3	2	3	17	13	1	13. <mark>受注者</mark> は、場所打プロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	
3 2 3 18 0 1 2 - 3 - 18 沈床工 1 1 1 1 1 1 1 1 1	に 柴 て と					1	2 - 3 - 18 沈床工	
3 2 3 18 2 1 2 . <u>請負者</u> は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。	٤ 3	2	3	18	2	1	2 . <mark>受注者</mark> は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と 河心に向けて組立てなければならない。	
3 2 3 18 3 1 3 . <u>請負者</u> は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。	完 3	2	3	18	3	1	3. <mark>受注者</mark> は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。	
3 2 3 18 4 1 4 . <u>請負者</u> は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。		2	3	18	4	1	4. <mark>受注者</mark> は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中 のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならな い。	

									<i>5. 1</i>	_ `~		- 141		改訂条文	改訂理由等
編章	章 節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 3	18	5	1	5 .	請負者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。	3	2	3	18	5	1		受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下する ように投下し、当日中に完了しなければならない。	
3 2	2 3	18	6	1	6 .	請負者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。	3	2	3	18	6	1		受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。	
3 2	2 3	18	7	1	7 .	請負者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。請負者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。	3	2	3	18	7	1		受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。	
3 2	2 3	18	8	11	8 .	請負者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。	3	2	3	18	8	11		受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の 方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等 で方格材に緊結しなければならない。	
3 2	2 3	18	9	1	9 .	請負者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。		2	3	18	9	1		受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。	
3 2	2 3	18	10	1	10.	請負者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充 <u>てん</u> しなければならない。	3	2	3	18	10	1		受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を <mark>語句の</mark> 用い、詰石の空隙を少なくするよう充 <mark>填</mark> しなければならな い。	統一
3 2	2 3	18	11	1	11.	請負者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあたっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。	3	2	3	18	11	1		受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部 水制の方格材組立てにあたっては、流向に直角方向の部材 を最上層としなければならない。	
3 2	2 3	18	12	1	12.	請負者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条 7 項 ~ 11項の規定により施工しなければならない。	3	2	3	18	12	1		受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7項~11項の規定により施工しなければならない。	
3 2	2 3	18	13	1	13.	請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	3	2	3	18	13	1	13.	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	
3 2	_				2 - 3 - 19	捨石工 請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石				19 19			2 - 3 - 19	捨石工 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石	
						を選び施工しなければならない。								を選び施工しなければならない。	
3 2	2 3	19	2	1	2 .	請負者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	3	19	2	1		受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	2 3	19	3	1	3 .	請負者は、施工箇所における水質汚濁防止に努めなければならない。	3	2	3	19	3	1		受注者は、施工箇所における水質汚濁防止に努めなければ ならない。	
3 2	2 3	19	4	1	4 .	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。		2	3	19	4	1		受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	

			- -		~	_ 2		改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 3 19 5 1 5.	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。	3	2	3 19	9 5	1	5 .	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。	
3 2 3 19 6 1 6.	請負者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。	3	2	3 19	9 6	1	6 .	受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面 を平坦に仕上げなければならない。	
	笠コンクリート工笠コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。					1		笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定によるものとする。	
3 2 3 20 2 1 2.	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。	3	2	3 20	2	1	2 .	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第3編2 -5-3コンクリートブロック工の規定によるものとす る。	
3 2 3 20 3 1 3.	請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	3	2	3 20	3	1	3 .	受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
3 2 3 20 4 1 4 .	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が 食い違わないよう施工しなければならない。	3	2	3 20	0 4	1	4 .	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が 食い違わないよう施工しなければならない。	
	ハンドホール工 <u>請負者</u> は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎につい て支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないように しなければならない。				1 0			ハンドホール工 <mark>受注者</mark> は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎につい て支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないように しなければならない。	
3 2 3 21 2 1 2 .	請負者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1:3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。	3	2	3 21	1 2	1	2 .	受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1:3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。	
3 2 3 22 0 1 2 - 3 - 22 3 2 3 22 1 1 1	階段工 請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合 には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならな い。	3	2 3	3 22	2 0	1		階段工 受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合 には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならな い。	
3 2 3 22 2 1 2 .	請負者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	3	2	3 22	2 2	1	2 .	受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
	現場継手工 請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。		2 3	3 23	3 0	1		現場継手工 <u>受注者</u> は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	

										\	<u> </u>	百利旧比拟农	改訂条文	改訂理由等
編	章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 3	3 23	1	2	(1)	接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。 <u>請負者</u> は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。	3	2	3 2	23 1	2		接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。 <mark>受注者</mark> は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。	
3	2 3	3 23	1	3	(2)	接触面を塗装する場合は、表2-4に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	3	2	3 2	23 1	3	(2)	接触面を塗装する場合は、表2 - 4に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	
		23				表 2 - 4 <u>厚膜型無機</u> ジンクリッチペイントを <u>塗布</u> する場合の条件			2	23			表 2 - 4 <u>無機</u> ジンクリッチペイントを <u>塗装</u> する場合の条 件	表現の統一
3	2 3	3 23	1	4	(3)	接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3 2	23 1	4		接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2 3	3 23	2	1	2 .	請負者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。	3	2	3 2	23 2	1		受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。	
3	2 3	3 23	3	1	3 .	ボルトの締付けについては、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3 2	23 3	1	3 .	ボルトの締付けについては、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	表記の統一
3	2 3	3 23	3	2	(1)	ボルト軸力の導入をナットをまわして行 <u>なうものとする</u> 。 やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を 確認 <u>するものとする</u> 。	3	2	3 2	23 3	2		ボルト軸力の導入をナットをまわして行 <u>わなければならない</u> 。 やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認 <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3	2 3	3 23	3	3	(2)	ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整 <u>するものとする</u> 。	3	2	3 2	23 3	3		ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整 <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3	2 3	3 23	3	4	(3)	トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用 <u>するものとする</u> 。	3	2	3 2	23 3	4		トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用 締付け機を使用 <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
3	2 3	3 23	3	5	(4)	ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、次に示す回転角を与え <u>るものとする</u> 。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。		2	3 2	23 3	5		ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、 <u>以下</u> に示す回転角を与え <u>なければならない</u> 。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	表記の統一語尾の修正
3	2 3	3 23	3	6		ボルト長が径の5倍以下の場合:1/3回転(120度)±30度	3	2	3 2	23 3	6		ボルト長が径の5倍以下の場合:1/3回転(120度)±30度	
3	2 3	3 23	3	7		ボルト長が径の5倍を越える場合:施工条件に一致した予 備試験によって目標回転数を決定する。	3	2	3 2	23 3	7		ボルト長が径の5倍を越える場合:施工条件に一致した予 備試験によって目標回転数を決定する。	

							<u> </u>	<u></u>]	六世	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等
編	章	節剣	条 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条 [頁	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3	2	3 2	23 3	8	(5)	ボルトの <u>締め付け</u> を耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)に規定された第 2 種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。	3	2	3	23 3	3	8	(5) ボルトの <mark>締付け</mark> を耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金セット)に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。	<u> </u>
3	2	3 2	23 3	9	(6)	ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認 <u>するものとする</u> 。	3	2	3	23 3	3	9	(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認しければならない。	毎
3	2	3 2	23 4	1	4 .	締付けボルト軸力については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3	23	4	1	4 . 締付けボルト軸力については、 <u>以下</u> の規定によるものと る。	す 表記の統一
3	2	3 2	23 4	2	(1)	セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものとする。	3	2	3	23	4	2	(1) セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものと る。	प्र
3	2	3 2	23 4	3	(2)	を 摩擦接合ボルトを、表2 - <u>5</u> に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付け <u>るものとする</u> 。	3	2	3	23	4	3	(2) 摩擦接合ボルトを、表2 - <u>6</u> に示す設計ボルト軸力が得れるように締め付け <u>なければならない</u> 。	ら語尾の修正
				3	(2)	表 2 - <u>5</u> 設計ボルト軸力 (kN)	3	2	3	23 4	4	3	表 2 - <u>6</u> 設計ボルト軸力 (kN)	
3	2	3 2	23 4	3	(3)	トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は、 設計ボルト軸力の10%増を標準とする。	3	2	3	23	4	3	(3) トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は 設計ボルト軸力の10%増を標準とする。	
3	2	3 2	23 4	3	(4)	トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表2- <u>6</u> 及び表2- <u>7</u> に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	3	2	3	23 4	4	3	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締めけ以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表-7_及び表2-8_に示すボルト軸力の範囲に入るものとる。	為 2
3	2	3 2	23 4	3		表 2 - <u>6</u> 常温時 (10~30) の締付けボルト軸力の平均 値	3	2	3	23	4	3	表 2 - <u>7</u> 常温時(10~30)の締付けボルト軸力の平 値	均
3	2	3 2	23 4	3		表 2 - <u>7</u> 常温時以外 (0~10 、30~60) の締付けボルト軸力の平均値	3	2	3	23 4	4	3	表 2 - <u>8</u> 常温時以外 (0~10 、30~60) の締付けた ルト軸力の平均値	T .
3	2	3 2	23 4	3	(5)	耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2- <u>8</u> に示すボルトの軸力の範囲に入 <u>らなければならない</u> 。	3	2	3	23 4	4	3	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、 用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供 セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が 表2 - <u>9</u> に示すボルトの軸力の範囲に入 <u>るものとする</u> 。	試
3	2	3 2	23 4	3		表 2 - 8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	3	2	3	23	4	3	表2-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	
3	2	3 2	23 5	1	5 .	請負者は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図2 - 1のとおりとする。なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを <u>行なうものとする</u> 。	3	2	3	23 \$	5	1	5. <mark>受注者</mark> は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトら順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなけばならない。順序は、図2 - 1のとおりとする。なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認きるようにボルトナット及び座金にマーキングを行 <mark>わなればならない</mark> 。	れ で
3	2	3 2	23 5	2		図2-1 ボルト締付け順序	3	2	3	23 !	5	2	図2-1 ボルト締付け順序	

					-/\	-ا تند	- 1/1/1	<u> </u>		改訂理由等
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条 新・	条文構成	改定理由
3 2 3 23 6 1	6 .	請負者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。	3	2	3 23	3 6	1	6 . <mark>受注者</mark> は、ボルトのセットを 工時まで保たれるように、そ ければならない。また、包含 る。	を、工事出荷時の品質が現場施 その包装と現場保管に注意しな 装は、施工直前に解くものとす	
3 2 3 23 7 1	7 .	締付け確認については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3 23	3 7	1	7 . 締付け確認については、 <u>以</u>	<u>下</u> の規定によるものとする。	表記の統一
3 2 3 23 7 2	(1)	締付け確認をボルト締め付け後すみやかに行い、その記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3 23	3 7	2	(1) 締付け確認をボルト締め付l を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職! あった場合は速やかに提示	員または検査職員から請求が	表記の統一
3 2 3 23 7 3	(2)	ボルトの締付け確認については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3 23	3 7	3	(2) ボルトの締付け確認についする。	ては、 <mark>以下</mark> の規定によるものと	表記の統一
3 2 3 23 7 4		トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行 <u>うものとする</u> 。	3	2	3 23	3 7	4		ボルト群の10%のボルト本数を によって締付け確認を行 <u>わなけ</u>	語尾の修正
3 2 3 23 7 5		トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの 切断の確認とマーキングによる外観確認を行 <u>うものとす</u> <u>る</u> 。	3	2	3 23	3 7	5		合は、全数につきピンテールの よる外観確認を行 <u>わなければな</u>	語尾の修正
3 2 3 23 7 6	(3)	回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行うものとする。	3	2	3 23	3 7	6	(3) 回転法及び耐力点法によるがでによる外観確認を行うもの		
3 2 3 23 8 1	8 .	請負者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。	3	2	3 23	3 8	1	8. <mark>受注者</mark> は、溶接と高力ボル は、溶接の完了後に高力ボル い。	ト摩擦接合とを併用する場合 ルトを締付けなければならな	
3 2 3 23 9 1		現場溶接		2	3 23	3 9	1	9. 現場溶接		
3 2 3 23 9 2	(1)	請負者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。	3	2	3 23	3 9	2	(1) <mark>受注者</mark> は、溶接・溶接材料(れらを良好な状態に保つの) ければならない。	の清掃・乾燥状態に注意し、そに必要な諸設備を現場に備えな	
3 2 3 23 9 3	(2)	請負者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。	3	2	3 23	3 9	3	(2) <mark>受注者</mark> は、現場溶接に先立ま 態等について注意をはらわれ		
3 2 3 23 9 4	(3)	請負者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。	3	2	3 23	3 9	4	(3) <mark>受注者</mark> は、溶接材料、溶接 意点については、工場溶接 い。	検査等に関する溶接施工上の注 に準じて考慮しなければならな	
3 2 3 23 9 5	(4)	請負者は、溶接のアークが風による影響を受けないように 防風設備を設置しなければならない。	3	2	3 23	3 9	5	(4) <mark>受注者</mark> は、溶接のアークが 防風設備を設置しなければ		
3 2 3 23 9 6	(5)	請負者は、溶接現場の気象条件が <u>下記</u> に該当するときは、 溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等によ り溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行って はならない。		2	3 23	3 9	6		条件が <mark>以下</mark> に該当するときは、 ため、防風設備及び予熱等によ る場合を除き溶接作業を行って	
3 2 3 23 9 7		雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合				3 9		雨天または作業中に雨天と	なるおそれのある場合	
3 2 3 23 9 8		雨上がり直後				3 9		雨上がり直後		
3 2 3 23 9 9 3 2 3 23 9 10		風が強いとき 気温が5 以下の場合				3 9 3 9		風が強いとき 気温が 5 以下の場合		
3 2 3 23 9 10		丸温かっ 以下の場合 その他監督職員が不適当と認めた場合				3 9		対温が3 以下の場合	認めた場合	

										·~- I			改訂条文	改訂理由等
編	章節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 3	23	9	12	(6)	請負者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。	3	2	3 23	3 9	12	(6)	受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。	
			0		2 - 3 - 24						1		伸縮装置工	
3	2 3	24	1	1	1.	請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に報告するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3 24	4 1	1	1.	受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	県独自で表現変更
3	2 3	24	2	1	2 .	請負者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。	3	2	3 2	4 2	1	2 .	受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。	
3	2 3	25	0	1	2 - 3 - 25		3	2	3 2	5 0	1			
3	2 3	25	1	1	1.	請負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図 2 - 2によらなければならない。	3	2	3 2	5 1	1	1.	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図 2 - 2によらなければならない。	
		25				図 2 - 2			2				図 2 - 2	
3	2 3	25	2	1	2 .	請負者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。	3	2	3 2	5 2	1	2 .	受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。	
3	2 3	25	3	1	3 .	請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。	3	2	3 2	5 3	1	3 .	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。	
3						多自然型護岸工			3 2				多自然型護岸工	
3	2 3	26	1	1	1.	請負者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、 自然景観に考慮して計画、設計された多自然型河川工法に よる施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければ ならない。	3	2	3 20	6 1	1	1 .	受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、 自然景観に考慮して計画、設計された多自然型河川工法に よる施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければ ならない。	
3	2 3	26	2	1	2 .	請負者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	3	2	3 20	6 2	1	2 .	受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	
3	2 3	26	3	1	3 .	請負者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。	3	2	3 20	6 3	1	3 .	受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。	
3	2 3	26	4	1	4 .	巨石張り(積み)、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	3	2	3 20	6 4	1	4 .	巨石張り(積み)、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	
3	2 3	26	5	1		請負者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。	3	2	3 20	6 5	1	5 .	受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。	
3	2 3	26	6	1	6 .	請負者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。	3	2	3 20	6 6	1	6 .	受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。	

							<u> </u>		<u> </u>	<u> 古利川口に取る</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	第 項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 3	3 26 7	1	7.	請負者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて 帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張 りに仕上げなければならない。	3	2	3 2	26 7	1		受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて 帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張 りに仕上げなければならない。	
	3 27 0		2 - 3 - 27					27 0		2 - 3 - 27		
3 2 3	3 27 1	1	1.	請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15~25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	3	2	3 2	27 1	1		受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15~25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり 石を使用しなければならない。	
3 2 3	3 27 2	1	2 .	請負者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	3	2	3 2	27 2	1		受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	
3 2 3	3 27 3	1	3 .	請負者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	3	2	3 2	27 3	1	3 .	受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのう え、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	
3 2 3	3 27 4	1	4 .	請負者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線 胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなけれ ばならない。	3	2	3 2	27 4	1		受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線 胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなけれ ばならない。	
3 2 3	3 27 5	1	5 .	請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	3	2	3 2	27 5	1		受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格 の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければなら ない。	
3 2 3	3 27 6	1	6 .	請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5~15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15~20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	3	2	3 2	27 6	1	6 .	受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5~15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15~20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
3 2 3	3 27 7	1	7 .	請負者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。	3	2	3 2	27 7	1		受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。	
3 2 3	3 27 8	1	8 .	請負者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1.~ 7.の各項により施工しなければならない。	3	2	3 2	27 8	1	8 .	受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1.~ 7.の各項により施工しなければならない。	
	3 28 0		1.	プレキャストカルバート工 請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2 2	3 2 3	28 0	1 1	1 .	プレキャストカルバート工 受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 3	3 28 2	1	2 .	請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、 基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。	3	2	3 2	28 2	1		受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。	

				- / \	<u> </u>	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章()	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工・カルバート工指針 7・2(2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		2 3	3 28	3 3	1	に・ (定l	注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工 ついては、「道路土工・カルバート工指針 7 - 2 2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規 による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設 図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
	請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。		2 3	3 28	3 4	1	ト(た) な(接	注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケッのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側まは高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのいパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないよう施工しなければならない。	語尾の修正
	請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。		2 3	3 28	3 5	1	部 ⁷ 損	注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に 傷が生じないように施工しなければならない。損傷させ 場合は、取換えなければならない。	
3 2 3 29 0 1 2 - 3 - 29	側溝工					1	2 - 3 - 29 側		
3 2 3 29 1 1 1 1 .	請負者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側 溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じない ように施工しなければならない。	3	2 3	3 29) 1	1	溝(注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないうに施工しなければならない。	
3 2 3 29 2 1 2 .	請負者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と 段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	3	2 :	3 29	2	1		<mark>注者</mark> は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と 差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	
3 2 3 29 3 1 3.	請負者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。		2 3	3 29	3	1	(5	注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式 突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにすると もに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生 ないようにしなければならない。	
3 2 3 29 4 1 4 .	請負者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。		2 :	3 29	9 4	1	[C	注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工 ついては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施 高、方向を定めなければならない。	
3 2 3 29 5 1 5.	請負者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、 管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないよう に、左右均等に層状に締固めなければならない。	3	2 :	3 29	5	1	管注	注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、 渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないよう 、左右均等に層状に締固めなければならない。	
	請負者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシャラン等を使用しなければならない。							<u>注者</u> は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよ 砂または、クラッシャラン等を使用しなければならな 。	
3 2 3 29 7 1 7.	請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	3	2 :	3 29	7	1		注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側また 高い側にソケットを向けなければならない。	

					-/\	<u>~- -</u>	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 3 29 8 1	8 .	請負者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、 管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練り モルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しな ければならない。	3	2	3 29	8	1		受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、 管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練り モルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しな ければならない。	
3 2 3 29 9 1	9 .	請負者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	3	2	3 29	9	1		受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	
3 2 3 29 10 1	10.	請負者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3 29	9 10	1		受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 3 29 11 1	11.	請負者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	3	2	3 29	9 11	1		受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	表現の修正
3 2 3 29 12 1	12.	請負者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3 29	12	1		受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来 形等)については設計図書によるものとし、予期しない沈 下のおそれがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図 書に関して監督職員と協議しなければならない。	誤字の修正
3 2 3 30 0 1	2 - 3 - 30						1			
3 2 3 30 1 1		請負者は、集水桝の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。	3	2	3 30	1	1		受注者は、集水桝の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。	
3 2 3 30 2 1	2 .	請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生 じないよう平坦に施工しなければならない。	3	2	3 30	2	1		受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	
3 2 3 31 0 1 3 2 3 31 1 1	2 - 3 - 31		3				1			
3 2 3 31 1 1	Ι.	請負者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合は、設計図書によらなければならない。	3	2	3 31	1	1		受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合は、設計図書によらなければならない。	
3 2 3 31 2 1	2 .	請負者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	3	2	3 31	2	1		受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	
3 2 3 31 3 1	3 .	請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に報告し、必要な処置を講じなければならない。	3	2	3 31	3	1		受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に報告し、必要な処置を講じなければならない。	

							<u> </u>		-/\	, , , , , ,	<u> </u>	首初川口に収入	改訂条文	改訂理由等
				T百		元 11示文					陌		以山示文	以即在四分
編章				以下	編章節条	旧・条文構成					項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2				1		請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。							受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラープラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	
3 2	3	31	5	1	5 .	請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび 及び付着した油脂類は除去しなければならない。	3	2	3 3	1 5	1	5 .	受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび 及び付着した油脂類は除去しなければならない。	
3 2	3	31	6	1	6 .	請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。	3	2	3 3	1 6	1	6 .	受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。	
3 2	3	31	7	1	7 .	<u>請負者</u> は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	3	2	3 3	1 7	1	7 .	受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	
3 2	3	31	8	1	8 .	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以上の時は水洗い <u>するものとする</u> 。	3	2	3 3	1 8	1	8 .	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以上の時は水洗いしなければならない。	語尾の修正
3 2	3	31	9	1	9 .	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表2- <u>9</u> に示すとおりである。	3	2	3 3	1 9	1	9 .	受注者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表2 - 10に示すとおりである。	
		31		1		表 2 - 9 塗装禁止条件			3 3		1		表 2 - 10 塗装禁止条件	
3 2				1		注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。							注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用 の塗料を用いなければならない。	
3 2	3	31	9	1	(1)	降雨等で表面が濡れているとき。 風が強いときおよび塵埃が多いとき。	3	2	3 3	1 9	1 2	(1)	降雨等で表面が濡れているとき。 風が治いたきなが悪性が多いたき。	表記の統一
3 2						風が強いこさ <u>のよい</u> 屋埃が多いこさ。 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	3	2	3 3	1 9	3	(2)	風が強いとき <mark>及び</mark> 塵埃が多いとき。 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	夜記の統一
3 2					(4)	炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれの あるとき。							炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれの あるとき。	
3 2						その他監督職員が不適当と認めたとき。					5		その他監督職員が不適当と認めたとき。	
3 2	3	31	10	1		請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。					1	10.	受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。	
3 2	3	31	11	1	11.	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	3	2	3 3	1 11	1	11.	受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	
3 2	3	31	12	1	12.	請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	3	2	3 3	1 12	1	12.	受注者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	
3 2 3 2						下塗り 請負者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。	3			1 13 1 13	1		下塗り <u>受注者</u> は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装 <mark>しなければならない</mark> 。	語尾の修正

	現行条文										<u></u>	77	. 世].	改訂理由等					
				T百				坑11赤文											
編章	節	条	項	以下	編	章節条		旧・条文構成						下	編章節条	新・条文構成	改定理由		
3 2 3	3	31	13	2		(2	1.	<u>請負者</u> は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗れ が乾燥(硬化)状態になっていることを確認した りなければならない。		3	2	3 31	1 13	2	(2)	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥(硬化)状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。			
3 2 3	3	31	13	3		(3	Ç	<u>請負者</u> は、ボルト締め後または溶接施工のため資 となる部分で設計図書に示されている場合またに 員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了さ ばならない。	は、監督職	3	2	3 31	1 13	3	(3)	受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督職員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。			
3 2 3	3	31	13	4		(4	1)	<u>請負者</u> は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を ければならない。	を塗布しな	3	2	3 31	1 13	4	(4)	受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。			
3 2 3	3	31	13	5		(5	† † ?	請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接す 幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防鎖 することができるが、溶接及び塗膜に影響を及じ のあるものについては溶接及び塗装前に除去する る。なお、 <u>請負者</u> は、防錆剤の使用については、 こ関して監督職員の承諾を得なければならない。	請剤を塗布 ぼすおそれ るものとす 、設計図書	3	2	3 31	1 13	5	(5)	受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
3 2 3	3	31	14	1		1 4	ļ. F	中塗り、上塗り		3	2	3 31	1 14	1	14.	中塗り、上塗り			
3 2 3	3	31	14	1		(1	A	<u>請負者</u> は、中塗り <u>および</u> 上塗りにあたって、被塗 莫の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなけ ない。		3	2	3 31	1 14	1		受注者は、中塗り <mark>及び</mark> 上塗りにあたって、被塗装面、塗膜 の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならな い。	の統一		
3 2 3	3	31	14	2		(2	ţ	<u>請負者</u> は、海岸地域、大気汚染の著しい地域など 竟における鋼橋の塗装については、素地調整終了 売了までをすみやかに行わなければならない。	どの特殊環 了から上塗	3	2	3 31	1 14	2	(2)	受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに行わなければならない。			
3 2 3	3	31	15	3		1 5	7. - 1	<u>請負者</u> は、コンクリートとの接触面の塗装を行っない。ただしプライマーは除くものとする。また とフランジなどのコンクリート接触部は、さびた れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm ³ のとする。	た、箱げた 汁による汚		2	3 31	1 15	3	15.	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。			
3 2 3 3 3 2 3						16	」) 記 言	検査 <mark>請負者</mark> は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、 定記録を作成および保管し、監督職員または検査 請求があった場合は速やかに提示するとともに、 時に監督職員へ提出しなければならない。	査職員から	3			1 16 1 16	1	16.	検査 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測 定記録を作成および保管し、監督職員または検査職員から 請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成 時に監督職員へ提出しなければならない。			
3 2 3	3	31	16	2		(2		<u>請負者</u> は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に 後塗膜厚測定をしなければならない。	に経過した	3	2	3 31	1 16	2	(2)	受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した 後塗膜厚測定をしなければならない。			
3 2 3	3	31	16	3		(3	기 구	<u>請負者</u> は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法 装された500m2単位毎に25点(1点当たり5回測 参膜厚の測定をしなければならない。		3	2	3 31	1 16	3	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。			
3 2 3 3 3 2 3	3 3 3	31 31 31	16 16	1 1		16 (1	オーオ (はい。ただしプライマーは除くものとする。また 上フランジなどのコンクリート接触部は、さびデ れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm3 かとする。 <u>検査</u> <u>請負者</u> は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、 定記録を作成および保管し、監督職員または検査 情求があった場合は速やかに提示するとともに、 時に監督職員へ提出しなければならない。 <u>請負者</u> は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に 養塗膜厚測定をしなければならない。 <u>請負者</u> は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方 装された500m2単位毎に25点(1点当たり5回測	た に に に に に に に に に に に に に	3 3	2 2 2	3 31 31 3 31	1 16 1 16 1 16	1 1 2	1 6 . (1)	ない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。 検査 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。 受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。			

					現行条文	之							改訂理由等
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節ź	条項	耳り下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	3 3	31 16	4	(4)	請負者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。	3	2	3 3	31 16	6 4	(4)	受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。	
3 2	3 3	31 16	5	(5)	請負者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。	3	2	3 3	31 16	6 5	(5)	受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければ ならない。	
3 2	3 3	31 16	6	(6)	請負者は、 <u>次</u> に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	3	2	3 3	31 16	6 6	(6)	受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	
3 2	3 3	31 16	7		塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90%以上とするものとする。	3	2	3 3	31 16	6 7		塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90%以上とするものとする。	
3 2	3 3	31 16	8		塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚(合計値)の70%以上とするものとする。	3	2	3 3	31 16	6 8		塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚(合計値)の70%以上とするものとする。	
3 2	3 3	31 16	9		塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。	3	2	3 3	31 16	6 9		塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。	
3 2	3 3	31 16	10		平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査 <u>するものとする</u> 。		2	3 3	31 16	5 10		平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は 2 倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	6の修正
3 2	3 3	31 16	11	(7)	請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督職員に受けなければならない。		2	3 3	31 16	3 1 ⁻	(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督職員に受けなければならない。	
3 2	3 3	31 17	1	17.	記録	3	2	3 3	31 17	7 1	17.	記録	
3 2	3 3	31 17	2		請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。				31 17			受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。	
3 2	3 3	31 17	3	(2)	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)の外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図2-3のとおり記録しなければならない。	3	2	3 3	31 17	7 3	(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)の外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図2-3のとおり記録しなければならない。	
		31 17			図 2 - 3				31 17			図 2 - 3	
		32 0 32 1			かごマット工				32 0 32 1			かごマット工 かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護	
3 2)			岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月24日 改定)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、図 面及び以下による。		2	3)Z 1		1.	かこくり下の傾垣及び安水性能にづいては、「鉄線龍望護 岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月24日 改定)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、図面及び以下による。	

		工术工事共進性候看新旧比較表 改訂条文 改訂集文 改訂理(
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章(節条	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由		
3 2 3 32 2 1 2 .	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、請負者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。	3	2	3 32	2 2	1	「一件祭り、「「」「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。	なお書き以降を改行		
3 2 3 32 3 1 3 .	請負者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない	3	2	3 32	2 3	1	7.7 1.0 1.0 1.0	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない			
3 2 3 32 3 2	表 2 - <u>10</u> 要求性能の確認方法					2		表 2 - <u>11</u> 要求性能の確認方法			
3 2 3 32 4 1 4 .	例網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督職員の承諾を得 <u>るものとする</u> 。	3	2	3 32	2 4	1		側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督職員の承諾を得 <mark>なければならない</mark> 。	語尾の修正		
3 2 3 32 5 1 5 .	. 網線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末 は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部ついて は1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものと する。また、いかなる部位においても溶接は行ってはなら ない	3	2	3 32	52 5	1		網線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部ついては1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない			
3 2 3 32 6 1 6 .	連結の方法はコイル式とし表2-11のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。		2	3 32	2 6	1		連結の方法はコイル式とし表2 - 12のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	語尾の修正		
3 2 3 32 6 2 3 2 3 32 6 3	表 2 - 11 連結コイル線					2		表 2 - 11 連結コイル線			
	表2-12 線材の品質管理試験の内容 請負者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。	3					7.	表 2 - 12 線材の品質管理試験の内容 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。			
3 2 3 32 8 1 8.	請負者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5~15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15~20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。		2	3 32	82 8	1	7	受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5~15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15~20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。			
3 2 3 33 0 1 2 - 3 - 33	袋詰玉石工	3	2	3 33	3 0	1	2 - 3 - 33	袋詰玉石工			

	N工事共通任惊音机日比較农 改訂条文	改訂理由等
		NH1 Z III ()
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 に に に に に に に に に に で に に に に に に に に	扁 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
3 2 3 33 1 1 1 本条項は、高分子系の合成繊維(再生材を含む)を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。	3 2 3 33 1 1 1 本条項は、高分子系の合成繊維(再生材を含む)を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。	
3 2 3 33 2 1 2 . 袋型根固め用袋材は、表2 - 13に示す性能を満足することを確認するものとする。	3 2 3 33 2 1 2 袋型根固め用袋材は、表2-14に示す性能を満足することを確認するものとする。	
3 2 3 33 3 1 3 . 要求性能の確認は、表2 - 13に記載する確認方法で行うことを原則とし、 <u>請負者</u> は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	3 2 3 33 3 1 3 . 要求性能の確認は、表2 - 14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	
3 2 3 33 3 2 表 2 - <u>13</u> (1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法		
3 2 3 33 3 表2 - 13(2) 参考資料	3 2 3 33 3 3 表2 - <u>14</u> (2) 参考資料	
3 2 4 0 0 1 第4節 基礎工 3 2 4 1 0 1 2 - 4 - 1 一般事項	3 2 4 0 0 1 第4節 基礎工 3 2 4 1 0 1 2 - 4 - 1 一般事項	
3 2 4 1 0 1 2 - 4 - 1 一般事項 3 2 4 1 1 1	3 2 4 1 0 1 2 4 1 一般事項 3 2 4 1 1 1 1 1	
3 2 4 1 2 1 2 . iii負者 は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充 1 2 2 1 が込砂利、砕石などの間隙充 1 0	3 2 4 1 2 1 2 . 受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工 においては、床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え)締固めながら仕上げなければならない。	9統一
3 2 4 2 0 1 2 - 4 - 2 土台基礎工 3 2 4 2 1 1 1 土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。	3 2 4 2 0 1 2 - 4 - 2 土台基礎工 3 2 4 2 1 1 1 1 土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止 杭一本土台をいうものとする。	
3 2 4 2 2 1 2 . <u>請負者</u> は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。	3 2 4 2 2 1 2 . 受注者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。	
3 2 4 2 3 1 3 . <u>請負者</u> は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。	3 2 4 2 3 1 3 . <u>受注者</u> は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固め た後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を 充てんしなければならない。	
3 2 4 2 4 1 4 . <u>請負者</u> は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、 部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなけれ ばならない。	3 2 4 2 4 1 4 . <mark>受注者</mark> は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、 部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなけれ ばならない。	
3 2 4 2 5 1 5 . <u>請負者</u> は、止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの 荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。	荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。	
3 2 4 2 6 1 6 . 請負者は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	
3 2 4 2 7 1 7. 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度 <u>とするものとする</u> 。	は径の1.5倍程度 <u>にしなければならない</u> 。	
3 2 4 3 0 1 2 - 4 - 3 基礎工(護岸) 3 2 4 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 2 4 3 0 1 2 4 3 基礎工(護岸) 3 2 4 3 1 1 1 <u>受注者</u> は、基礎工設置のための掘削に際しては、掘り過ぎ のないように施工しなければならない。	
3 2 4 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、基礎工(護岸)のコンクリート施工において、 水中打込みを行ってはならない。	3 2 4 3 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、基礎工(護岸)のコンクリート施工において、 水中打込みを行ってはならない。	

旧・条文構成 (要定)の目地の施工位置は設計図書に ばならない。 (要定)の施工において、裏込め材は、 で施工しなければならない。 (本条本)の施工に際しては、本条 では、次下等による法覆工の安定に影響はければならない。 (コンクリート杭、鋼管杭、及び日鋼杭 コンクリート杭、鋼管杭、及び日鋼杭 で込み杭工法及び中掘り杭工法とし、 といは、設計図書によるものとする。	3 3 3	2 -	4 3	4	1	編章節条 新・条文構成 3. 受注者は、基礎工(護岸)の目地の施工位置は設計図書に 従って施工しなければならない。 4. 受注者は、基礎工(護岸)の施工において、裏込め材は、 締固め機械等を用いて施工しなければならない。	改定理由
ばならない。 (要定)の施工において、裏込め材は、 で施工しなければならない。 スト法留基礎の施工に際しては、本条 也、沈下等による法覆工の安定に影響はければならない。 コンクリート杭、鋼管杭、及び日鋼杭 で込み杭工法及び中掘り杭工法とし、	3 3	2 -	4 3	4	1	従って施工しなければならない。 4. 受注者は、基礎工(護岸)の施工において、裏込め材は、 締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
て施工しなければならない。 スト法留基礎の施工に際しては、本条也、沈下等による法覆工の安定に影響なければならない。 コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭 丁込み杭工法及び中掘り杭工法とし、	3	2				締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
也、沈下等による法覆工の安定に影響なければならない。 コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭 T込み杭工法及び中掘り杭工法とし、	3		4 3	5	1		
丁込み杭工法 <u>及び</u> 中掘り杭工法 <u>とし、</u>		2				5. <mark>受注者</mark> は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条 1項及び3項による他、沈下等による法覆工の安定に影響 が生じないようにしなければならない。	
丁込み杭工法 <u>及び</u> 中掘り杭工法 <u>とし、</u>	J			0		2 - 4 - 4 既製杭工 1 . 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭	
						をいうものとする。	
				2		2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法 <u></u> 中掘り杭工法、プレボーリング <u>杭工法、鋼製ソイルセメント杭工法または回転</u> <u>杭工法または回転杭工法とし、</u> 取扱いは <u>本条及び</u> 設計図書 <u>によらなければならない</u> 。	
他工に際して、設計図書に示されてい 楚ごとに、設計図書に示す工事目的物 で使用できるように最初の一本を試験 ればならない。これにより難い場合 て監督職員と協議しなければならな		2	4 4	3	1	3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験 杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されて いない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければ ならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごと に、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用 できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	
か杭の打止め管理方法(ペン書き法に シドの測定あるいは杭頭計測法による など)等を定め施工計画書に記載し、 碌を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請 速やかに提示するとともに工事完成時 なければならない。		2	4 4	4	1	4. <mark>受注者</mark> は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備 <mark>及び</mark> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
D施工後に、地表面に凹凸や空洞が生 扁2-3-3作業土工(床掘り・埋戻 これを埋戻さなければならない。		2	4 4	5	1	5. 受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。	
D杭頭処理に際して、杭本体を損傷さ ければならない。	3	2	4 4	6	1	6. <mark>受注者</mark> は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。	
D打込み方法、使用機械等については 牛、立地条件、杭の種類に応じたもの ない。	3	2	4 4	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については 打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたもの を選ばなければならない。	
- ト既製杭工の打込みに際し、キャッ Dを用いるものとし、クッションは変 なければならない。		2	4 4	8	1	8. <u>受注者</u> は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変	
てって めいは縁束は か扁こ のナ か牛は 一か	使用できるように最初の一本を試験はならない。これにより難い場合 監督職員と協議しなければならない。これにより難い場合 監督職員と協議しなければならない。 できたの測定あるがは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	使用できるように最初の一本を試験 ばならない。これにより難い場合 監督職員と協議しなければならな 抗の打止め管理方法(ペン書き法にるい)にあるがは抗頭計測に記載しの請いとを整備および保管し、監工事完成時に提示するとともに工事完成時に対ならない。 施工後に、地表面に凹凸や掘り・埋戻れを埋戻さなければならない。 1000年に関いて、 位本体を損傷さればならない。 抗頭処理に際して、 位本体を損傷さればならない。 抗頭処理に際して、 位本体を損傷さればならない。 抗頭処理に際して、 位本体を損傷さればならない。 大郎の手によりによってはならない。 が頭処理に際して、 が本体を損傷さればならない。 大郎の手にない。 大郎の手にない。 大郎を用機械等についてはない。 大郎を用機械等についてはない。 大郎を用機械等についてはない。 大郎の手にないるとし、クッションは変したものとし、クッションは変	使用できるように最初の一本を試験はならない。これにより難い場合監督職員と協議しなければならない。これにより難い場合監督職員と協議しなければならない。 杭の打止め管理方法(ペン書き法に 3 2 ボの測定あるがは抗頭計測法にるがよび保管し、監督職員の請いたを整備および保管し、監督事完成時におならない。 施工後に、地表面に凹凸や空洞が生にではならない。 施工後に、地表面に凹凸や短別が生にではならない。 が理に際して、杭本体を損傷さまればならない。 杭頭処理に際して、杭本体を損傷さまればならない。 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さまればならない。 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さまればならない。」 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さまればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さまればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さまればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さまればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さまればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さまればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればならない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればない。」 「お頭処理に際して、「大本体を損傷さままればない。」 「おり込みない。」 「おり込みないない。」 「おり込みないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	使用できるように最初の一本を試験はならない。これにより難い場合監督職員と協議しなければならない。これにより難い場合監督職員と協議しなければならなど)等を定め施工計画書に記載し、法を整備および保管し、監督職員の請いたを整備および保管し、監督職員の請いたまではならない。 施工後に、地表面に凹凸や空洞が生え、32444年ではならない。 が正後に、地表面に凹凸や空洞が生ればならない。 が正後に、地表面に凹凸や空洞が生ればならない。 が正後に、地表面に凹凸や空洞が生ればならない。 が正後に、地表面に凹凸や空洞が生ればならない。 が正後に、地表面に凹凸や空洞が生ればならない。 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さればならない。 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さればならない。 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さればならない。 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さればならない。 「お頭処理に際して、杭本体を損傷さればならない。 「おいる方法、使用機械等については、コン地条件、杭の種類に応じたものいる。」 「おいるものとし、クッションは変	使用できるように最初の一本を試験	使用できるように最初の一本を試験	使用できるように最初の一本を試験 はならない。

									_/ _	_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	古利 口に戦な	改訂理由等	
編章	節	う条	項	項以下	i	編章節条		旧・条文構成	編	章(節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	4	4	9	1			9 .	請負者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。	3	2	4	4 9	1	9 .	受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。	
3 2	4	4	10	1				請負者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、請負者は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	4	4 10	1	10 .	受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	4	4	11	1				請負者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。		2	4 4	4 11	1	11 .	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。	
3 2	4	4	12	1				請負者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4 4	4 12	1	12 .	受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2	4	4	13	1			13 .	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定 によるものとする。	3	2	4 4	4 13	1	13 .	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定 によるものとする。	
3 2	4	. 4	13	2		(請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201(遠心カコンクリートくいの施工標準)の規格 によらなければならない。		2	4 4	4 13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心カコンクリートくいの施工標準)の規格 によらなければならない。	
3 2	4	4	13	3		(請負者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	3	2	4	4 13	3	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	
3 2	4	4	13	4		((3)	請負者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	3	2	4	4 13	4	(3)	<u>受注者</u> は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	
3 2	4	4	14	1				請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、 <u>請負者</u> は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。		2	4	4 14	1	14 .	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準) 施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	

							現行条文	上水上事共进位恢告却旧比较农 改訂条文								改訂理由等
編	章	節	条:	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条耳	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	4	4	14	2		また、コンクリート打設方式の場合においては、 <u>請負者</u> は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、 孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを 用いて杭先端部を根固めしなければならない。		2	4	4 1	4	2		また、コンクリート打設方式の場合においては、 <mark>受注者</mark> は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、 孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを 用いて杭先端部を根固めしなければならない。	
3	2	4	4	15	1		請負者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、請負者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4 .	4 1	5	1		受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	4	4	15	2		ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。	3	2	4	4 1	5	2		ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれら の規定には該当しない。	
3	2	4	4	16	1		請負者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。		2	4 .	4 1	6	1		受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。	
3	2	4	4	16	2		また、撹拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げ <u>るものとする</u> 。	3	2	4	4 1	6	2		また、撹拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	
3	2	4	4	17	1		請負者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。		2	4	4 1	7	1		受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。	
3	2	4	4	18	1	18 .	請負者は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないように、適正な <u>処理</u> を行わなければならない。	3	2	4	4 1	8	1	18 .	受注者は、殻運搬処理を行うに <mark>あたっては</mark> 、運搬物が飛散 しないように、適正な <mark>処置</mark> を行わなければならない。	
3	2	4	4	19	1		請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管にあたっては、 杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先 部分などに損傷を与えないようにしなければならない。ま た、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じない ようにしなければならない。		2	4	4 1	9	1		受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管にあたっては、 杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先 部分などに損傷を与えないようにしなければならない。ま た、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じない ようにしなければならない。	
3	2	4	4	20	1		請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。		2	4	4 2	10	1		受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。	
3	2	4	4	21	1		既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4 2	11	1		既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	

	_/\.	改訂理由等						
						項	改訂条文	[XII] 在四 (J
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下				条		下	編章節条新・条文構成	改定理由
3 2 4 4 21 2 (1) <u>請負者</u> は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、 <u>下記</u> の規定による。		2	4	4	21	2	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を <u>溶接継手による場合</u> については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査 <u>及び記録</u> を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、 <u>以下</u> の規定による。	
3 2 4 4 21 3 (2) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	:	2	4	4	21	3	(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	
3 2 4 4 21 4 (3) <u>請負者</u> は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、 <u>請負者</u> は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。		2	4	4	21	4	(3) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。	表現を整備局と整合
3 2 4 4 21 5 (4) <u>請負者</u> は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流 アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計 を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければ ならない。		2	4	4	21	5	(4) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流 アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計 を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければ ならない。	
3 2 4 4 21 6 (5) <u>請負者</u> は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5 以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が - 10 ~ + 5 の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて + 36 以上に予熱した場合は施工できる。		2	4	4	21	6	(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5 以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10~+5 の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36 以上に予熱した場合は施工できる。	
3 2 4 4 21 7 (6) <u>請負者</u> は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。		2	4	4	21	7	(6) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。	
3 2 4 4 21 8 (7) <u>請負者</u> は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が 一致するように行い、表 2 - 14の許容値を満足するように 施工しなければならない。		2	4	4	21	8	(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が 一致するように行い、表2 - 14の許容値を満足するように 施工しなければならない。	
3 2 4 4 21 9 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。	3	2	4	4	21	9	なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行 <u>わなければならない</u> 。	
3 2 4 4 21 10 表 2 - <u>14</u> 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	10	表 2 - 15 現場円周溶接部の目違いの許容値	

							現行条文			F /·	,)[[]	. 1_1_1	<u>家青机旧比牧农</u>	改訂理由等	
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条 項	頁以	頁 以 編章節条 下	新・条文構成	改定理由
3	2	4	4	21	11		請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり、再溶接して補修しなければならない。		2	4	4 2	1 1	1 (8)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり、再溶接して補修しなければならない。	
3	2	4	4	21	12		請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、 自重により継手が引張りをうける側から開始しなければな らない。	_	2	4	4 2	1 1.	2 (9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、 自重により継手が引張りをうける側から開始しなければな らない。	
3	2	4	4	21	13		請負者は、本項(7)及び(8) <u>の当</u> 該記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。		2	4	4 2	1 1	3 (10)	受注者は、本項(7)及び(8) <u>のほか、杭の編場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の</u> 記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3	2	4	4	21	14		請負者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行 <u>うものとする</u> 。		2	4	4 2	1 1	4 (11)	受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面 V 形溶接、ウェブに対しては両面 K 形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面 V 形溶接を行わなければならない。	
3	2	4	4	22	1	22 .	鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条 14項15項及び16項の規定によるものとする。	3	2	4	4 22	2 1	1 22 .	鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条 14項15項及び16項の規定によるものとする。	
3	2	4	4	23	1	23 .	請負者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。	3	2	4	4 23	3 1	23 .	受注者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。	
3	2	4	4	24	1		請負者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。		2	4	4 24	4 1	24 .	受注者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。	
3	2 2	4	5 5	0 1	1		場所打杭工 請負者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	3				0 1		場所打杭工 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験 杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されて いない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければ ならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごと に、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用 できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	
3	2	4	5	2	1		請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。		2	4	5 2	2 1	2 .	受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	

現行		//_		-/\.			首机旧比拟农	改訂理由等	
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が 場合には、第3編2-3-3作業土工の規定によ れを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければなら	3	2 4	4 5	3	1		受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2・3・3作業土工 <u>(床掘り・埋</u> 戻 <u>し)</u> の規定により、これを掘削土 <u>等</u> の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	
	は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損 ないように行わなければならない。	3	2 4	4 5	4	1		受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。	
	は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中 度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備 ればならない。掘削機は、杭位置に据付けなければ い。	3	2 4	4 5	5	1		受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。	
び支持/ 	は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければい。	3	2 4	4 5	6	1		受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	
3 2 4 5 7 1 7. <u>請負者</u> I 保持し、	は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を 、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	3	2 4	4 5	7	1		受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	
	は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度 しなければならない。	3	2 4	4 5	8	1		受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	
支持地域 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対	は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した 盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状 サンプルなどにより確認し、その資料を整備 <u>および</u> 、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示す もに、工事完成時に監督職員へ提出しなければなら また、 <u>請負者</u> は、コンクリート打込みに先立ち孔底 (スライム)を除去しなければならない。	3	2 4	4 5	9	1		受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した 支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状 図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備 <mark>及び</mark> 保 管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示する とともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならな い。また、 <mark>受注者</mark> は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈 殿物(スライム)を除去しなければならない。	
	は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建 に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋 は、設計図書に示されたかぶりが確保できるよう ペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向 5 以下で取付けなければならない。	3	2 4	4 5	10	1		受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向 5 m間隔以下で取付けなければならない。	
	は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手 ければならない。これにより難い場合は、設計図書 て監督職員の承諾を得なければならない。	3	2 4	4 5	11	1		受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	

		<u>\</u>	<u></u>	<u> 六、</u>	<u></u>	<u> </u>	<u>書新旧比較表</u> 改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編	章	節	5 条	項	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
3 2 4 5 12 1 12. <u>請負者</u> は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 <u>アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないよう注意して作業を行わなければならない</u> 。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	<u>こ</u> カ 失	2	4	5	12	1	12. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接をおこなってはならない。ただし、これにより難い場合には監督職員と協議するものとしなけっト打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	
3 2 4 5 13 1 13. <u>請負者</u> は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、 <u>請負者</u> は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。	O 管 7	3 2	4	5	13	1	13. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。	
3 2 4 5 14 1 14. <u>請負者</u> は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	/	3 2	4	5	14	1	14. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	
3 2 4 5 15 1 15. <u>請負者</u> は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	<u> </u>	2	4	5	15	1	15. <mark>受注者</mark> は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	
3 2 4 5 16 1 16. <u>請負者</u> は、全ての杭について、床 <u>堀</u> 完了後(杭頭余盛部の 撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況に ついて写真撮影を行い監督職員に提出 <u>するものとす</u> る。そ の際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した 場合は、補修方法等について監督職員と協議 <u>を行うものと</u> する。							16. 受注者は、全ての杭について、床掘り完了後(杭頭余盛部の撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。	
3 2 4 5 17 1 17. if 負者 は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	道 し R O	2	4	5	17	1	17. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	
3 2 4 5 18 1 18. <u>請負者</u> は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	3	3 2	4	5	18	1	18. <mark>受注者</mark> は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	

							<u> </u>		<u> </u>	, , ,	<u> </u>	直列11日に戦る	改訂理由等	
編章	節	条:	項以	頁 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	4	5	19 -	1	19 .	請負者は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	4 5	5 19	1	19 .	受注者は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散 しないように <u>、適正な処置を</u> 行わなければならない。	
3 2	4	5 2	20 ′	1	20 .	請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境庁告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4 5	5 20	1	20 .	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	
3 2	4	5 2	21 ′	1	21 .	請負者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を 用いて処理しなければならない。	3	2	4 5	5 21	1	21 .	受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を 用いて処理しなければならない。	
3 2	4	5 2	22	1	22 .	請負者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4 5	5 22	1	22 .	受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	4	5 2	23	1	23 .	請負者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	3	2	4 5	5 23	1	23 .	受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	
3 2					2 - 4 - 6						1	2 - 4 - 6		
3 2	4	6	1 /	1	1 .	請負者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。	3	2	4 6	5 1	1	1.	受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。	
3 2	4	6	2	1	2 .	請負者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行 <u>うものとする</u> 。	3	2	4 6	5 2	1	2 .	受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行 <u>わなければならない</u> 。	
3 2	4	6	3	1	3 .	請負者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆 <u>うものとする</u> 。		2	4 6	3	1	3 .	受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。	
3 2	4	6	4	1	4 .	請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。		2	4 6	6 4	1	4 .	受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3 2	4	6	5	1	5 .	請負者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び 打込み高を常に計測しなければならない。	3	2	4 6	5 5	1	5 .	受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び 打込み高を常に計測しなければならない。	
3 2	4	6	6	1	6 .	請負者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。	3	2	4 6	6 6	1	6 .	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、 <u>適切な</u> 仮設計画のもとに所定の位置に堅固に組立てるとともに、 曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなけれ ばならない。 <u>ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上</u> の形状保持のための溶接をおこなってはならない。	

改訂理由等
<u>鉄筋は重</u> 場合は、 ート打込
場合は、
一卜打込
こと、山 、かぶり なければ
には、全 い。な 合には、
るが、こ 承諾を得
には、設 い。
、偏心と らない。
計画書に 、監督職 に、工事
物が飛散い。
み、1 等につい
付けを行
リートうに、連

	个工事共进任恢查却II口比較农 改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
3 2 4 7 4 1 4 . <u>請負者</u> は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3 2 4 7 4 1 4 . <u>受注者</u> は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3 2 4 7 5 1 5 . <u>請負者</u> は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設定図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	3 2 4 7 5 1 5 . <u>受注者</u> は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	
3 2 4 7 6 1 6 . <u>請負者</u> は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。	3 2 4 7 6 1 6 . 受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。	
3 2 4 7 7 1 7 . <u>請負者</u> は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下 部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困 難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法に ついて、設計図書に関して監督職員と協議しなければなら ない。	3 2 4 7 7 1 7 1 7 . <u>受注者</u> は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 4 7 8 1 8 . <u>請負者</u> は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向って行い、中央部の深掘りは避けなければならない。	3 2 4 7 8 1 8 . <u>受注者</u> は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向って行い、中央部の深掘りは避けなければならない。	
3 2 4 7 9 1 9 . <u>請負者</u> は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3 2 4 7 9 1 9 . 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3 2 4 7 10 1 10. 	3 2 4 7 10 1 10. 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。	

現行条文		改訂条文	改訂理由等
が 1 ボス	TIE	LXCI TX	以印在田寺
編章節条項が、条項が、編章節条 旧・条文構成	編章節条項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
3 2 4 7 11 1 11. <u>請負者</u> は、機械により掘削する場合には、作業中、オンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならな		11. <u>受注者</u> は、機械により掘削する場合には、作業中、オープ ンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。	
3 2 4 7 12 1 12. <u>請負者</u> は、底版コンクリート打込みの後、オープンクン内の湛水を排除してはならない。	-ソ 3 2 4 7 12 1	12. <mark>受注者</mark> は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。	
3 2 4 7 13 1 13. <u>請負者</u> は、中詰充 <u>てん</u> を施工するにあたり、オープンソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならい。		13. <u>受注者</u> は、中詰充 <u>填</u> を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	
3 2 4 7 14 1 14. <u>請負者</u> は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体オープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。		14. 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。	
3 2 4 7 15 1 15. <u>請負者</u> は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散 いように行わなければならない。	しな 3 2 4 7 15 1	15. <mark>受注者</mark> は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散 しないように <u>、適正な処置を</u> 行わなければならない。	
3 2 4 8 0 1 2 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工	3 2 4 8 0 1		
3 2 4 8 1 1 1 1 1 : <u>請負者</u> は、ニューマチックケーソンのコンクリート打み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷だについては、施工計画書に記載しなければならない。		1. <mark>受注者</mark> は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。	
3 2 4 8 2 1 2 . <u>請負者</u> は、ニューマチックケーソンの1ロットのコンリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるに、連続して打込まなければならない。		2 . <mark>受注者</mark> は、ニューマチックケーソンの1ロットのコンク リートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるよう に、連続して打込まなければならない。	
3 2 4 8 3 1 3 . <u>請負者</u> は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、 記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場 は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職 提出しなければならない。	合	3. 受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3 2 4 8 4 1 4 . 通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン 1 つき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの 2 上のシャフトが計画されるが、 <u>請負者</u> は、 1 本のシャしか計画されていない場合で、施工計画の検討により本のシャフトを設置することが可能と判断されるときは、その設置方法について、設計図書に関して監督職協議しなければならない。	搬入 本以 フト 、 2 に	4. 通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの2本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 4 8 5 1 5 . <u>請負者</u> は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などに行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧が併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本び近接構造物に障害を与えないようにしなければならい。	より 下を 職員 体及	5. 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。	

現行条文	次工事共進江塚青利口に牧衣	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
3 2 4 8 6 1 6 . <u>請負者</u> は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニュマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。		
3 2 4 8 7 1 7 . 請負者 は、ニューマチックケーソンが設計図書に示され 深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のたの資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員提出しなければならない。	深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に	
3 2 4 8 8 1 8 . <u>請負者</u> は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめ ニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作 室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに 着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなけ ばならない。		
3 2 4 8 9 1 9 . <u>請負者</u> は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内 気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティーの 埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打 み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断 しなければならない。	気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティーの中 埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込	
3 2 4 8 10 1 10. <u>請負者</u> は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対して十分に堅固な構造としければならない。	3 2 4 8 10 1 10. <u>受注者</u> は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対して十分に堅固な構造としなければならない。	
3 2 4 8 11 1 1 11. <u>請負者</u> は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコクリートの圧縮強度が14N/mm2以上かつコンクリート設後3日以上経過した後に行わなければならない。	3 2 4 8 11 1 11. <u>受注者</u> は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm2以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	
3 2 4 8 12 1 1 12. <u>請負者</u> は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及ニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない	ニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外 力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。	
3 2 4 8 13 1 13. <u>請負者</u> は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しいように、適正な <u>処理</u> を行わなければならない。	3 2 4 8 13 1 13 . 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	
3 2 4 9 0 1 2 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工	3 2 4 9 0 1 2 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工	

現行条文		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	. IZK E	宣却11日に収入	改訂理由等	
						項		改訂条文	Muzma
編章節条項収益編章節条 旧・条文構成				条		以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 4 9 1 1 1 1 1 : <u>請負者</u> は、鋼管矢板基礎工の施工においては 従って試験杭として鋼管矢板を施工しなけれ ただし、設計図書に示されていない場合には に、 <u>設計図書に示す工事目的物の基礎杭の</u> できるように最初の一本を試験杭として施工 らない。	ればならない。 は、各基礎ごと 一部として使用	3 2	2 4	9	1	1	1.	受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。 <u>また</u> 、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごと に、 <u>試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。</u> なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごと <u>に、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用</u> できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	
3 2 4 9 2 1 2 . <u>請負者</u> は、あらかじめ杭長決定の管理方法等画書に記載し施工にあたり施工記録を整備者監督職員の請求があった場合は、速やかに提に工事完成時に監督職員へ提出しなければな	<mark>および</mark> 保管し、 是示するととも	3 2	2 4	9	2	1	2 .	受注者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備 <mark>及び</mark> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3 2 4 9 3 1 3 . プレボーリングの取扱いは、設計図書によらない。	らなければなら	3 2	2 4	9	3	1	3 .	プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。	
3 2 4 9 4 1 4 . <u>請負者</u> は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、 打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損 に、修補または取り替えなければならない。	員なわないよう	3 2	2 4	9	4	1	4 .	受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの 打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないよう に、修補または取り替えなければならない。	
3 2 4 9 5 1 5 . iii 負者 iii 負者 iii した場合には、第3編2-3-3作業土工(し)の規定により、これを埋戻さなければなり。	(床掘り・埋戻	3 2	2 4	9	5	1	5 .	受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。	
3 2 4 9 6 1 6 . <u>請負者</u> は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み 械等については打込み地点の土質条件、立地 類に応じたものを選ばなければならない。	み方法、使用機 也条件、杭の種	3 2	2 4	9	6	1	6 .	受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。	
3 2 4 9 7 1 7. <u>請負者</u> は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図深度に達する前に打込み不能となった場合はするとともに、設計図書に開して監督職員とばならない。また、設計図書に示された深度力の測定値が、設計図書に示された支持力には、設計図書に関して監督職員と協議しなけい。	は、原因を調査 と協議しなけれ 度における支持 こ達しない場合	3 2	2 4	9	7	1	7.	受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された 深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査 するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなけれ ばならない。また、設計図書に示された深度における支持 力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合 は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならな い。	
3 2 4 9 8 1 8. <u>請負者</u> は、鋼管矢板の運搬、保管にあたって 面、継手、開先部分などに損傷を与えないよ ばならない。また矢板の断面特性を考えて大 変形を生じないようにしなければならない。	ようにしなけれ 大きなたわみ、	3 2	2 4	9	8	1	8 .	受注者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。	
3 2 4 9 9 1 9 . 請負者は、杭の頭部を切りそろえる場合には を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めな る時は、確実に施工しなければならない。		3 2	2 4	9	9	1	9 .	受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。	

現行条文		改訂理由等
		以即在田寺
項 項 日・条文構成 日・条文構成 下 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文権成 日・条文権成 日・条文権成 日・条文権成 日・		改定理由
4 9 10 1 10. <u>請負者</u> は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を なければならない。	び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
4 9 11 1 11 . 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3 2 4 9 11 1	
4 9 11 2 (1) 請負者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなればならない。		
4 9 11 3 (2) <u>請負者</u> は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(月接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められ試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以」検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし判動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検知おける試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類うち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以」検定試験)に合格した者でなければならない。	接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた 試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の 検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が 6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定に おける試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類の	
4 9 11 4 (3) <u>請負者</u> は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合にこれに応じなければならない。なお、 <u>請負者</u> は、溶接」作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。	┃	現を整備局と整合
4 9 11 5 (4) ii負者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えてき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。	3 2 4 9 11 5 (4) <mark>受注者</mark> は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。	
4 9 11 6 (5) <u>請負者</u> は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼材溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なよに、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-1+5 の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて36 以上に予熱した場合は施工できるものとする。	溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の 承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5 以	
4 9 11 7 (6) <u>請負者</u> は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土の有害な付着物をワイヤプラシ等でみがいて清掃し、草させなければならない。		
4 9 11 8 (7) <u>請負者</u> は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上Tが一致するように行い、表2 - <u>15</u> の許容値を満足するよに施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸がを直角に近い異なる二方向から行 <u>うものとする</u> 。		
表 2 - <u>15</u> 現場円周溶接部の目違いの許容値	3 2 4 9 11 9 表2 - <u>16</u> 現場円周溶接部の目違いの許容値	

		<u> </u>					<u> </u>	改訂理由等	
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	請負者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。	3	2 4	4 9	11	10		受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。	
	請負者は、本項(7)及び(8) <u>の当該</u> 記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3	2 4	4 9	11	11		受注者は、本項(7)及び(8) <u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の</u> 記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	表現を整備局と整合
	請負者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導枠と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。	3	2 4	4 9	12	1		受注者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導枠と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。	
	請負者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。 <u>請負者</u> は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	3	2 4	4 9	13	1		受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	
	<u>請負者</u> は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計 図書に <u>よるものとする</u> 。	3	2 4	4 9	14	1		受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計 図書に <u>よらなければならない</u> 。	
	請負者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充てんしなければならない。	3	2 4	4 9	15	1		受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充填しなければならない。	
	請負者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板 及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。	3	2 4	4 9	16	1		受注者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板 及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。	
	請負者は、鋼管矢板本体部の中詰コンクリートの打込みに 先立ち、鋼管矢板本体内の土砂等を取り除かなければなら ない。	3	2 4	4 9	17	1		受注者は、鋼管矢板本体部の中詰コンクリートの打込みに 先立ち、鋼管矢板本体内の土砂等を取り除かなければなら ない。	
	請負者は、鋼管矢板基礎工の中詰コンクリートの打込みに おいては、材料分離を生じさせないように施工しなければ ならない。							受注者は、鋼管矢板基礎工の中詰コンクリートの打込みにおいては、材料分離を生じさせないように施工しなければならない。	
	請負者は、底盤コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。	3	2 4	4 9	19	1		受注者は、底盤コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。	

						現行条文	_/_\.		 /	<u> </u>	<u> </u>	(吉利) 口比較な	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	4	9	20	1	20 .	請負者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。	3	2	4	9 20	1	20 .	受注者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。	
3 2	4	9	21	1	21 .	請負者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに 先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土 砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。	3	2	4	9 21	1	21 .	受注者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに 先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土 砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。	
3 2	4	9	22	1	22 .	請負者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断にあたっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。		2	4	9 22	2 1	22 .	受注者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断にあたっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。	
3 2	4	9	23	1	23 .	請負者は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないように、適正な <u>処理</u> を行わなければならない。	3	2	4	9 23	3 1	23 .	受注者は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散しないように、適正な <u>処置</u> を行わなければならない。	
3 2	4	9	24	1	24 .	請負者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充 <u>てん</u> しなければならない。	3	2	4	9 24	1	24 .	受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充 <mark>填</mark> しなければならない。	
3 2	4	9	25	1	25 .	請負者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去にあたっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。	3	2	4	9 25	5 1	25 .	受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去にあたっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。	
3 2						石・プロック積(張)工 一般事項					1		石・ブロック積(張)工 一般事項	
3 2	5	1	1	1	1.	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	3	2	5	1 1	1	1.	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工 <u>(床掘</u> <u>り・埋戻し)</u> 、コンクリートブロック工、緑化ブロック 工、石積(張)工その他これらに類する工種について定め る。	
3 2	5	1	2	1	2 .	請負者は、石・プロック積(張)工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。	3	2	5	1 2	1	2 .	受注者は、石・ブロック積(張)工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。	
3 2	5	1	3	1	3 .	請負者は、石・プロック積(張)工の施工にあたっては、 等高を保ちながら積み上げなければならない。	3	2	5	1 3	1	3 .	受注者は、石・ブロック積(張)工の施工にあたっては、 等高を保ちながら積み上げなければならない。	
3 2	5	1	4	1	4 .	請負者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。		2	5	1 4	1	4 .	受注者は、コンクリートプロック工及び石積(張)工の水 抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配につ いて定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなけれ ばならない。	
3 2	5	1	4	2		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員 と協議しなければならない。	3	2	5	1 4	2		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員 と協議しなければならない。	
3 2	5	1	5	1	5 .	請負者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。		2	5	1 5	1	5 .	受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。	
3 2	5	1	5	2		図2-4 谷 積	3	2	5	1 5	2		図2-4 谷 積	

										. ~= 1	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編	節	条:	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節為	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 5	1	6	1	6 .	請負者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシャラン等で間隙を充 <u>てん</u> しなければならない。	3	2	5 1	1 6	1	6 .	受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシャラン等で間隙を充 <mark>填</mark> しなければならない。	
3	2 5	1	7	1	7 .	請負者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。	3	2	5 1	1 7	1	7 .	受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。	
3	2 5	1	8	1	8 .	請負者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工 にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生 じないようにしなければならない。	3	2	5 1	1 8	1	8 .	受注者は、端部保護プロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。	
3	2 5	1	9	1	9 .	請負者は、石・プロック積(張)工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・プロック積(張)工の安定に影響が生じないようにしなければならない。	3	2	5 1	1 9	1	9 .	受注者は、石・ブロック積(張)工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積(張)工の安定に影響が生じないようにしなければならない。	
3 2					2 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	3	2	5 2	2 0	1	2 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
3						作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。				2 1			作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
3 2	2 5	3	0	1		コンクリートブロックエ				3 0	1		コンクリートブロックエ コンクリートブロックエとは、コンクリートブロック積、	
3 .	2 5	3	'	1	١.	コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、 コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保 護ブロックをいうものとする。	3	2	5 3			1.	コンケリートプロック工とは、コンケリートプロック領、 コンクリートプロック張り、連節プロック張り及び天端保 護プロックをいうものとする。	
3	2 5	3	2	1	2 .	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1:1より 急なものをいうものとする。	3	2	5 3	3 2	1	2 .	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリート ブロックによって練積されたもので、法勾配が1:1より 急なものをいうものとする。	
3	2 5	3	2	2		コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを 法面に張りつけた、法勾配が1:1若しくは1:1よりゆ るやかなものをいうものとする。	3	2	5 3	3 2	2		コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを 法面に張りつけた、法勾配が1:1若しくは1:1よりゆ るやかなものをいうものとする。	
3 2	2 5	3	3	1	3 .	請負者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。	3	2	5 3	3 3	1	3 .	受注者は、コンクリートプロック張りの施工に先立って、 砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを 行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込ま なければならない。	
3 2	2 5	3	4	1	4 .	請負者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充 <u>てん</u> した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5 3	3 4	1	4 .	受注者は、コンクリートプロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充 <mark>填</mark> した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	
3 2	2 5	3	5	1	5 .	請負者は、コンクリートプロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充 <u>てん</u> した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	3	2	5 3	3 5	1	5 .	受注者は、コンクリートプロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充 <mark>填</mark> した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	

		_/ _		<u> </u>	<u></u>		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
	701777					項		PAH 3/1/2	MI TH ()
編 章 節 条 項 以 編章節条 下	旧・条文構成			作 条		以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 5 3 6 1	5. <u>請負者</u> は、コンクリートブロック工の練積における裏込め コンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、 コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋 めておかなければならない。なお、これにより難い場合 は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2 5	5 3	6	1	6 .	受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込め コンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、 コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難い場合 は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 5 3 7 1	7. <u>請負者</u> は、コンクリートプロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2 5	5 3	7	1	7 .	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 5 3 8 1	3. <u>請負者</u> は、コンクリートプロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、 <u>設計図書に関して監督職員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならなり</u> 。		2 5	5 3	8	1	8 .	受注者は、コンクリートプロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、 <u>モルタル目地を塗る場合に、あらかじめ、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならなり</u> 。	
3 2 5 3 8 2 3 9 1	図2 - 5 コンクリートブロック工 9. <u>請負者</u> は、プレキャストコンクリート板を使用するコンク リートプロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙 が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロッ クの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければな らない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないよ うに施工 <u>するものとする</u> 。	3	2 5 2 5	5 3 5 3	8 9	2 1	9 .	図2 - 5 コンクリートブロック工 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンク リートプロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙 が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロッ クの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければな らない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないよ うに施工しなければならない。	
3 2 5 3 10 1 1	0. <u>請負者</u> は、プレキャストコンクリート板を使用するコンク リートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、 空隙を生じないように目地材を充 <u>てん</u> し、表面を平滑に仕 上げなければならない。		2 5	5 3	10	1	10 .	受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充填し、表面を平滑に仕上げなければならない。	
3 2 5 3 11 1 1	1. <u>請負者</u> は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。	3	2 5	5 3	11	1	11 .	受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。	
	4 緑化プロック工 1. <u>請負者</u> は、緑化プロック基礎のコンクリートは設計図書に 記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体とな るように、打設しなければならない。	3		5 4 5 4				緑化ブロック工 受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に 記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体とな るように、打設しなければならない。	
3 2 5 4 2 1	2 . <u>請負者</u> は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。	3	2 5	5 4	2	1	2 .	受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。	
3 2 5 4 3 1	3. <u>請負者</u> は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。		2 5	5 4	3	1	3 .	受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。	

現行条文		1_		7/\	<u> </u>	<u> </u>	古初ロル牧る	改訂理由等	
現行宗 又								改訂条文	以訂理田寺
編章節条項以編章節条 旧・条文構成		編	章(包	節条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 5 4 4 1 4 . <u>請負者</u> は、工事完了引渡しまでの間、を行った植物が枯死しないように養生い。工事完了引渡しまでの間に植物か負者の負担において再度施工しなけれ	しなければならな が枯死した場合は、 <mark>請</mark>	3	2 5	5 4	4	1	4	. 受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	
3 2 5 5 0 1 2 - 5 - 5 石積(張)工		2	2 5	5 5	5 0	1	2 5 5	石積(張)工	
3 2 5 5 1 1 1 1 1 1 1 1	にあたり、使用する	3	2 5	5 5	5 1	1	1	14億(版)上 . 受注者は、石積(張)工の基礎の施工にあたり、使用する 石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわない ように据付けなければならない。	
3 2 5 5 2 1 2 . <u>請負者</u> は、石積(張)工の施工に先立 石またはクラッシャランを敷均し、締 ならない。		3	2 5	5 5	5 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、石積(張)工の施工に先立って、砕石、割ぐり 石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければ ならない。	
3 2 5 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は、石積工の施工における裏込設計図書に示す厚さを背面に確保するけて打設しなければならない。ただしした後に、裏型枠を抜き取り、隙間をる。なお、これにより難い場合は、設職員と協議しなければならない。	ために、裏型枠を設 、コンクリート打設 埋めておくものとす	3	2 5	5 5	3	1	3	. <mark>受注者</mark> は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 6 0 0 1 第6節 一般舗装工		3	2 6	6 0	0	1		一般舗装工	
3 2 6 1 0 1 2 - 6 - 1 一般事項	、橋面防水工、アス 排水性舗装工、透水 、コンクリート舗装 に、路面切削工、舗 アルト舗装補修工、				0 1			一般事項 本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	
3 2 6 1 2 1 2 . 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法工法、及び石灰安定処理工法を標準と		3	2 6	6 1	2	1	2	・ 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理 工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。	
3 2 6 1 3 1 3 . 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法 工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処 瀝青安定処理工法を標準とするものと	理工法、セメント・	3	2 6	6 1	3	1	3	. 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理 工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・ 瀝青安定処理工法を標準とするものとする。	
3 2 6 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、路盤の施工に先立って、路面の浮石、その他の有害物を除去しな		3	2 6	6 1	4	1	4	. <u>受注者</u> は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤 面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	
3 2 6 1 5 1 5 . 請負者は、路床面または下層路盤面には、直ちに監督職員に連絡し、設計図と協議しなければならない。		3	2 6	6 1	5	1	5	. 受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 6 2 0 1 2 - 6 - 2 材料		3	2 6	6 2	2 0	1	2 - 6 - 2	材料	

										\~ <u>~</u>	<u> — </u>	水百개川니니\$X 12	改訂条文	改訂理由等
編章	章 節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節	条項	項 i 以 下	う 人 編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 6	2	1	1	1 .	舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	3	2	6	2 1	1	1.	. 舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	
3 2	2 6	2	2	1	2 .	舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書による。	3	2	6	2 2	1	2 .	. 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書による。	
3 2	2 6	2	2	2	(1)	半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混 合物	3	2	6	2 2	2	? (1))半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物	
3 2 3 2	2 6	2 2	3	3 1	(2)	グースアスファルト混合物 請負者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。	3			2 2 2) グースアスファルト混合物 ・ 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2	2 6	2	4	1	4 .	請負者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	3	2	6	2 4	1	4 .	. 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	
3 2	2 6	2	5	1	5 .	請負者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。	3	2	6	2 5	1	5 .	. 受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。	
3 2	2 6	2	6	1	6 .	橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧第4章4.2照査」(日本道路協会、平成19年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	2 6	1	6 .	. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧第4章4.2照査」(日本道路協会、平成19年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 3 2					2 - 6 - 3	アスファルト舗装の材料 アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計 図書によらなければならない。	3	2 2	6	3 0	1	2 - 6 - 3	アスファルト舗装の材料 . アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計 図書によらなければならない。	
3 2	2 6	3	1	2	(1)	粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類	3	2	6	3 1	2	(1))粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類	
3 2	2 6	3	1	3	(2)	セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定 処理に使用する骨材の最大粒径と品質	3	2	6	3 1	3	3 (2))セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定 処理に使用する骨材の最大粒径と品質	
3 2						粒度調整路盤材の最大粒径 石粉以外のフィラーの品質	3	2	6	3 1	4) 粒度調整路盤材の最大粒径) 石粉以外のフィラーの品質	
3 2					2 .					3 2			 ○ 日初以外のフィフーの品員 ○ 受注者 □ アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては、以下による。 	

現行条文 改訂条文 改訂集 取	
T	建
3 2 6 3 3 3 2 (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 3 2 6 3 4 1 (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト安定を配置、基層及び表層に使用するのようのように使用するのようのように使用するできる。 3 2 6 3 4 2 (1) セメント安定処理、基層及び表層に使用するセメント 3 2 6 3 4 2 (1) セメント安定処理に使用するセメント 3 2 6 3 4 2 (1) セメント安定処理に使用するセメント	
3 2 6 3 3 3 3 (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定 処理、基層及び表層に使用する骨材 3 2 6 3 3 4 (3) 加熱アスファルト安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定 処理、基層及び表層に使用するアス ファルトコンクリート再生骨材 3 2 6 3 4 1 4	
3 2 6 3 3 3 (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定 処理、基層及び表層に使用する骨材 3 2 6 3 3 4 (3) (3) 加熱アスファルト安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定 処理、基層及び表層に使用するアス ファルトコンクリート再生骨材 3 2 6 3 4 1 (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアス ファルトコンクリート再生骨材 3 2 6 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 3 2 6 3 4 2 (1) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するセメント 3 2 6 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 3 2 6 3 4 2 (1) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、加熱アスファルト安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアス ファルトコンクリート再生骨材 3 2 6 3 4 2 (1) セメント安定処理に使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用 する前に監督職員に提出しなければならない。 3 2 6 3 4 2 (1) セメント安定処理に使用するセメント	
3 2 6 3 4 1 4 . in	
する前に監督職員に提出しなければならない。 する前に監督職員に提出しなければならない。 する前に監督職員に提出しなければならない。 する前に監督職員に提出しなければならない。 する前に監督職員に提出しなければならない。 する前に監督職員に提出しなければならない。	
3 2 6 3 4 3 (2) 石灰安定処理に使用する石灰 3 2 6 3 4 3 (2) 石灰安定処理に使用する石灰 (2) 石灰安定処理に使用する石灰 (2) 石灰安定処理に使用する石灰	
3 2 6 3 5 1 5 . 請負者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。 3 2 6 3 5 1 5 . 受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。	
3 2 6 3 5 2 (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアス 3 2 6 3 5 2 (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアス ファルト	
3 2 6 3 5 3 (2) 再生用添加剤 3 2 6 3 5 3 (2) 再生用添加剤	
3 2 6 3 5 4 (3)プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 3 2 6 3 5 4 (3)プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料	
3 2 6 3 5 5	
3 2 6 3 6 1 6 . 請負者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができるものとする。 3 2 6 3 6 1	
3 2 6 3 6 2 (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 3 2 6 3 6 2 (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材	
3 2 6 3 6 3 (2) セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材 3 2 6 3 6 3 (2) セメント安定処理に使用する骨材	
3 2 6 3 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
3 2 6 3 7 2 (1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材 3 2 6 3 7 2 (1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材	
3 2 6 3 7 3 (2) 基層及び表層に使用する骨材 3 2 6 3 7 3 (2) 基層及び表層に使用する骨材	
3 2 6 3 8 1 8 . 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合する ものとする。	

							<u> </u>		F 7	マルロ	. 1	冰巨	新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
編	章(節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 I	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	6 3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 2 - <u>16</u> の規格に適合するものとする。	3	2	6	3 8	3	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ 等を有害量含まず、表 2 - <u>17</u> の規格に適合するものとす る。	
			9		9 .	表2 - <u>16</u> 下層路盤の品質規格 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合す るものとする。				3 8				表2-17 下層路盤の品質規格 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合す るものとする。	
3	2	6 3	9	2		粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-17、表2-18、表2-19の規格に適合するものとする。	3	2	6	3 9		2		粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-18、表2-19、表2-20の規格に適合するものとする。	
			9			表 2 - <u>17</u> 上層路盤の品質規格 表 2 - 18 上層路盤の品質規格	3	2	6	3 9 3 9) :	3		表 2 - <u>18</u> 上層路盤の品質規格 表 2 - <u>19</u> 上層路盤の品質規格	
3	2	6 3	9	5		表 2 - 19 上層路盤の品質規格	3	2	6	3 9	9	5		表 2 - 20 上層路盤の品質規格	
			9		(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-20の規格に適合する ものとする。								粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2- <u>21</u> の規格に適合する ものとする。	
			9		10 .	表 2 - <u>20</u> 粒度調整路盤材の粒度範囲 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石				3 9 3 10				表 2 - <u>21</u> 粒度調整路盤材の粒度範囲 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石	
						油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の舗装用石油 アスファルトの規格のうち、100~120を除く40~60、60 ~80及び80~100の規格に適合するものとする。								油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の舗装用石油 アスファルトの規格のうち、100~120を除く40~60、60 ~80及び80~100の規格に適合するものとする。	
			11			加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表 2 - <u>21</u> 、表 2 - <u>22</u> の規格に適合するものとする。								加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表 2 - <u>22</u> 、表 2 - <u>23</u> の規格に適合するものとする。	
			11			表 2 - <u>21</u> 鉄鋼スラグの品質規格 表 2 - <u>22</u> アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3 11	1	3		表 2 - <mark>22</mark> 鉄鋼スラグの品質規格 表 2 - <mark>23</mark> アスファルトコンクリート再生骨材の品質	
3	2	6 3	12	1	12 .	請負者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない 清浄なものを使用しなければならない。	3	2	6	3 12	2	1		受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない 清浄なものを使用しなければならない。	
3	2	6 3	13	1	13 .	アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す100~120を除く40~60、60~80 <u>80</u> 0~100の規格に適合するものとする。	3	2	6	3 13	3	1		アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す100~120を除く40~60、60~80 <u>及び</u> 80~100の規格に適合するものとする。	
3	2	6 3	14	1	14 .	請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	3 14	4	1	14 .	受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。	

		-/\ <u>-</u>	<u> </u>	7/\	<u>, 100 j.</u>	<u> </u>	音机旧比较衣	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	導	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 6 3 14 2 (1)) <u>請負者</u> は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6 3	3 14	2	(1)	受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 6 3 14 3 (2))再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファ ルト系または、石油潤滑油系とする。	3	2	6 3	3 14	3	(2)	再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。	
3 2 6 3 15 1 15	. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	3	2	6 3	3 15	1	15 .	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	
3 2 6 3 16 1 16	. 剥離防止対策	3	2	6 3	3 16	1	16 .	剥離防止対策	
	・ 対解的エスス) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その 使用量は、アスファルト混合物全質量に対して 1 ~ 3 %を 標準とする。						(1)	フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その 使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1~3%を 標準とする。	
3 2 6 3 16 3 (2))剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト 全質量に対して0.3%以上とする。	3	2	6 3	3 16	3		剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト 全質量に対して0.3%以上とする。	
3 2 6 3 17 1 17	· アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、砕石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。		2	6 3	3 17	1	17 .	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、砕石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。	
3 2 6 3 18 1 18	. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。	3	2	6 3	3 18	1		アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天 然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカー アッシュ、またはそれらを混合したものとする。	
3 2 6 3 19 1 19	. アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、 石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。	3	2	6 3	3 19	1	19 .	アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、 石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメン ト、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。	
3 2 6 3 20 1 20	. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6 3	3 20	1	20 .	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファ ルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 3 20 2 (1)) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 2 - <u>23</u> 、 2 - <u>24</u> の規格に適合するものとする。	3	2	6 3	3 20	2		アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 2 - <u>24</u> 、 2 - <u>25</u> の規格に適合するものとする。	
3 2 6 3 20 3 (2))密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部 20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mm とする。	3	2	6 3	3 20	3		密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。	
) アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。							アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。	
	. 表2-23、2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。							表 2 - <mark>24</mark> 、 2 - <u>25</u> に示す種類以外の混合物のマーシャル安 定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものと する。	
3 2 6 3 21 2	表 2 - 23 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6 3	3 21	2		表 2 - 23 マーシャル安定度試験基準値	

							- <u>/ \-</u>		<u> </u>			宣列旧ル戦不	改訂条文	改訂理由等
//				項	hin in the total		編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下							
編章		〕 杀	垻	以下	編章節条	旧・条文構成	編	草	即身	た 坦	以下	編草節条	新・杀又構成	改定理由
3 2	6	3	21	3		表 2 - 24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6 3	3 21	3		表 2 - 24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	
3 2	6	3	22	1	22 .	プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-3の規格に適合するものとする。	3	2	6 3	3 22	1	22 .	プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-3の規格に適合するものとする。	
3 2	6	3	23	1	23 .	タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-4の規格に適合するものとする。	3	2	6 3	3 23	1	23 .	タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-4の規格に適合するものとする。	
3 2 3 2	6	4	1	1	2 - 6 - 4	コンクリート舗装の材料 コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計 図書によるものとする。	3	2 2	6 4	4 0 4 1	2		コンクリート舗装の材料 コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計 図書によるものとする。	
3 2	6	4	1	2	(1)	アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物 の種類	3	2	6 4	4 1	2	(1)	アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物 の種類	
3 2					(2)	転圧コンクリート舗装の使用材料	3	2	6 4	4 2	3		転圧コンクリート舗装の使用材料	
3 2						コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第3編2 -6-3アスファルト舗装の材料の規格に適合するものと する。							コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第3編2 -6-3アスファルト舗装の材料の規格に適合するものと する。	
3 2						上層・下層路盤の骨材					2		上層・下層路盤の骨材	
3 2						セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定 処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアス ファルト混合物							セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定 処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアス ファルト混合物	
3 2	6	4	3	1	3 .	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材 <u>令</u> 28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	3	2	6 4	4 3	1	3 .	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材 <mark>齢</mark> 28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	
3 2	6	4	4	1	4 .	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、 <u>L、A</u> 及び <u>B交通</u> においては4.5MPa、また <u>C交通</u> においては5MPaとするものとする。		2	6 4	4 4	1	4 .	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5においては4.5MPa、またN6においては5MPaとするものとする。	
3 2 3 2						舗装準備工 請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。	3	2	6 5	5 0	1	2 - 6 - 5	舗装準備工 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。	
3 2	6	5	2	1	2 .	請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	6 5	5 2	1	2 .	受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

								改訂理由等	
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下		編	章	節:	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 6 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は降雨直後及びコンクリート打設 2 週間に 層の施工を行ってはならない。また、防水層は 下で施工してはならない。			2	6	5 3	3 1	3 .	受注者は降雨直後及びコンクリート打設2週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温5 以下で施工してはならない。	
3 2 6 6 0 1 2 - 6 - 6 橋面防水工) 1			
3 2 6 6 1 1 1 1 1 . 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて放合は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の対ものとする。			2	6	6 1	1	1 .	橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2-6・7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	
3 2 6 6 2 1 2 . 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いる場合は、第3編2-6-11グースアスファルト音定によるものとする。			2	6	6 2	! 1	2 .	橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2-6-11グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。	
3 2 6 6 3 1 3 . <u>請負者</u> は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を見を行う場合の施工方法は、設計図書によらなけれい。			2	6	6 3	3 1	3 .	受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。	
3 2 6 6 4 1 4 . 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「適防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、3月)の規定及び第3編2 - 6 - 7アスファルリ規定による。これにより難い場合は、監督職員のなければならない。	平成19年 ・舗装工の		2	6	6 4	1	4 .	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 6 6 5 1 5 . <u>請負者</u> は、橋面防水工の施工において、床版面 を発見したときは、速やかに監督職員に連絡し、 の設置などについて、設計図書に関して監督職員 なければならない。	排水設備	i	2	6	6 5	5 1	5 .	受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督職員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 6 7 0 1 2 - 6 - 7 アスファルト舗装工) 1		アスファルト舗装工	
3 2 6 7 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、下層路盤の施工において以下の各規類 ければならない。	€に従わな	3	2	6	7 1	1	1 .	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 7 1 2 (1) <u>請負者</u> は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えない。			2	6	7 1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	
3 2 6 7 1 3 (2) <u>請負者</u> は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正(によって求めた最適含水比付近の含水比で、締 ばならない。	BR試験 Bめなけれ	3	2	6	7 1	3	(2)	受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正 CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。	
3 2 6 7 1 4 ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりで難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しならない。			2	6	7 1	4		ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより 表 難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければ ならない。	現を整備局と整合
3 2 6 7 2 1 2 . <u>請負者</u> は、上層路盤の施工において以下の各規類 ければならない。	ミに従わな	3	2	6	7 2	2 1	2 .	受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 7 2 2 (1) <u>請負者</u> は、各材料を均一に混合できる設備によっ を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られる 合しなければならない。			2	6	7 2	2	(1)	受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。	

							<u>//\.</u>		FZ	,,,,,,,,	<u> </u>	青	改訂理由等
編	章	節為	系 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節為	条 項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3	2	6 7	7 2	3	(2)	請負者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。	3	2	6 7	7 2	3	(2) 受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。	
3	2	6 7	7 2	4	(3)	請負者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。	3	2	6 7	7 2	4	(3) <mark>受注者</mark> は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CB R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めな ければならない。	
3	2	6 7	7 3	1	3 .	請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6 7	7 3	1	3. <mark>受注者</mark> は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6 7	7 3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	3	2	6 7	7 3	2	(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6 7	7 3	3	(2)	請負者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」 (日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定 処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行 い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承 諾を得なければならない。	3	2	6 7	7 3	3	(2) 受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」 (日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定 処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行 い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承 諾を得なければならない。	
3	2	6 7	7 3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、 設計図書に示す場合を除き、表 2 - <u>25</u> の規格による。	3	2	6 7	7 3	4	(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、 設計図書に示す場合を除き、表2-26の規格による。	
3	2	6 7	7 3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6 7	7 3	5	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
			7 3			表 2 - 25 安定処理路盤の品質規格					6	表 2 - 26 安定処理路盤の品質規格	
3	2	6 7	7 3	7	(4)	監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。	3	2	6 7	7 3	7	_ <u>(削除)</u>	
3	2	6 7	7 3	8	(5)	請負者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6 7	7 3	8	(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、 平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によ リセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求 め、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6 7	7 3	9	(6)	請負者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温 5 以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	3	2	6 7	7 3	9	(5) <mark>受注者</mark> は、監督職員が承諾した場合以外は、気温 5 以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	

							<u> </u>		<u> </u>	\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	<u> </u>	首机口比拟农	改訂条文	改訂理由等
		П		頂							頂		MI W	MUZERO
編章				下	編章節条	旧・条文構成				条項	下		新・条文構成	改定理由
3 2	6	7	3	10	(7)	請負者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)~(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	3	2	6	7 3	10	(6)	受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)~(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	
3 2	6	7	3	11	(8)	請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	7 3	11	(7)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	6	7	3	12	(9)	請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1 層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7 3	12	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	
3 2	6	7	3	13	(10)	請負者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	3	2	6	7 3	13	(9)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	
3 2	6	7	3	14	(11)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	7 3	14	(10)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。	
3 2	6	7	3	15	(12)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	3	2	6	7 3	15	(11)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	
3 2	6	7	3	16	(13)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	3	2	6	7 3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	
3 2	6	7	3	17	(14)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定 処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するように しなければならない。	3	2	6	7 3	17	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定 処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するように しなければならない。	
3 2	6	7	3	18	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	3	2	6	7 3	18	(14)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	
3 2	6	7	3	19	(16)	請負者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7 3	19	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	

	現行条文 現行条文 順 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成							_=	Ħ7	大匹	111	<u>求者新旧比較才</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	系	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į Į	人 編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	6	7	3	20	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7 3	3 2	0 (16)	受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。	
3 2	6	7	3	21	(18)	養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。	3	2	6	7 3	3 2	1 (17)	養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。	
3 2	6	7	3	22	(19)	請負者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ 作業完了後ただちに行わなければならない。	3	2	6	7 3	3 2	2 (18)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ 作業完了後ただちに行わなければならない。	
3 2	6	7	4	1	4 .	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う 場合に、以下の各規定による。	3	2	6	7 4	,	4 .	. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	
3 2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7 4	1 :	2 (1))加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	
3 2						表2-26 マーシャル安定度試験基準値 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びア	3	2	6	7 4 7 4	; ;		表 2 - <u>27</u> マーシャル安定度試験基準値) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びア	
						スファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。							スファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	
3 2	6	7	4	5	(3)	請負者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	3	2	6	7 4	ļ	5 (3))受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	
3 2	6	7	4	6	(4)	請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25~13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績(過去一年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。	3	2	6	7 4		3 (4)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25~13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績(過去一年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。	

土木丁事共通什樣書新旧比較表

	木 <u>上事共通仕禄書新旧比較表</u> 改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
3 2 6 7 4 7 (5) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	3 2 6 7 4 7 (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	
3 2 6 7 4 8 (6) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	3 2 6 7 4 8 (6) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	
3 2 6 7 4 9 (7) <u>請負者</u> は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	3 2 6 7 4 9 (7) 受注者は、劣化防止対策を施していないー時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	
3 2 6 7 4 10 (8) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	3 2 6 7 4 10 (8) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	
3 2 6 7 4 11 (9) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。	3 2 6 7 4 11 (9) <u>受注者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。	
3 2 6 7 4 12 (10) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を 監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに 施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し 作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに 締固めて仕上げを完了させなければならない。	3 2 6 7 4 12 (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が 5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	
3 2 6 7 4 13 (11) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)~(14)号による。	3 2 6 7 4 13 (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)~(14)号による。	
3 2 6 7 4 14 (12) <u>請負者</u> は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト 安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以 上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければな らない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場 合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温 度を決定するものとする。	3 2 6 7 4 14 (12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト 安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	
3 2 6 7 4 15 (13)機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	3 2 6 7 4 15 (13)機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	
3 2 6 7 4 16 (14) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	3 2 6 7 4 16 (14) <mark>受注者</mark> は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	

	現行条文 現行条文 項 項 旧・条文構成								P 7	てに	<u> 1 </u>	<u>17K</u> <u>≡</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項] []	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	6	7	4	17	(15)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	3	2	6	7 4	ļ	17	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	
3 2	6	7	4	18	(16)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	3	2	6	7 4	ļ	18	(16)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	
3 2	6	7	4	19	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	3	2	6	7 4	,	19	(17)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	
3 2	6	7	4	20	(18)	請負者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	3	2	6	7 4	1 2	20		受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	
3 2	6	7	4	21	(19)	請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7 4	1 2	21	(19)	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の 各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上 ずらさなければならない。	
3 2	6	7	4	22	(20)	請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の 縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなけれ ばならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わ せるものとする。	3	2	6	7 4	1 2	22	(20)	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の 縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなけれ ばならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わ せるものとする。	
3 2	6	7	5	1	5 .	請負者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規 定に従わなければならない。	3	2	6	7 5	5	1	5 .	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規 定に従わなければならない。	
3 2					(1)	請負者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。							(1)	受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。	表現を整備局と整合
3 2						ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。								ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	
3 2	6	7	5	4	(2)	請負者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。	3	2	6	7 5	5	4	(2)	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。	

		<u> </u>	ᆫᆿ	7,	<u> </u>	<u>L 12K F</u>	<u>青新旧比較衣</u> 改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節系	条 項	項 以 下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 6 7 5 5 (3) 請負者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2・26に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7 5	5	(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。 試験練りの結果が表2 - 26に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	表現を整備局と整合
3 2 6 7 5 6 (4) <u>請負者</u> は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。	3	2	6 7	7 5	6	(4) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。	
3 2 6 7 5 7 (5) <u>請負者</u> は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。	3	2	6	7 5	7	(5) 受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。	
3 2 6 7 5 8 (6) 請負者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。	3	2	6	7 5	8	(6) 受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。	
3 2 6 7 5 9 (7)表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1~2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。		2	6	7 5	9	(7) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1~2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。	
3 2 6 7 5 10	(式)開粒度アスファルト混合物以外の場合				7 5		(式)開粒度アスファルト混合物以外の場合	
3 2 6 7 5 11 3 2 6 7 5 12	(式)開粒度アスファルト混合物の場合) 請負者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。				7 5 7 5		(式)開粒度アスファルト混合物の場合 (8) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、実績(過去 1 年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	

									F7	7,110	<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等
編章	重節	第 条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2	6	7	5	13	(9)	混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び 舗設時の気候条件については本条第4項(5)~(10)号 によるものとする。	3	2	6	7 5	13	(9) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混 舗設時の気候条件については本条第4項(によるものとする。	
3 2	6	7	5	14	(10)	請負者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	7 5	14	(10) <mark>受注者</mark> は、施工にあたってプライムコートトを施す面が乾燥していることを確認する石、ごみ、その他の有害物を除去しなけれ	らとともに、浮
3 2	6	7	5	15	(11)	請負者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	7 5	15	(11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面たときは、直ちに監督職員に連絡し、設計督職員と協議しなければならない。	□に異常を発見し ↑図書に関して監
3 2	6	7	5	16	(12)	アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。	3	2	6	7 5	16	(12) アスファルト基層工及び表層工の施工にあ ムコート及びタックコートの使用量は、設 のとする。	
3 2	6	7	5	17	(13)	請負者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	3	2	6	7 5	17	(13) <mark>受注者</mark> は、プライムコート及びタックコーたって、縁石等の構造物を汚さないようにファルトディストリビュータまたはエンシ均一に散布しなければならない。	しながら、アス
3 2	6	7	5	18	(14)	請負者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。	3	2	6	7 5	18	(14) <mark>受注者</mark> は、プライムコートを施工後、交通は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、しなければならない。交通によりプライムした場合には、再度プライムコートを施工ない。	粗目砂等を散布 ムコートがはく離
3 2	6	7	5	19	(15)	請負者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。	3	2	6	7 5	19	(15) <mark>受注者</mark> は、散布したタックコートが安定す とともに、上層のアスファルト混合物を舗 間、良好な状態に維持しなければならない	設するまでの
3 2	6	7	5	20	(16)	混合物の敷均しは、本条4項(11)~(13)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。	3	2	6	7 5	20	(16) 混合物の敷均しは、本条 4 項(11)~(13 とする。ただし、設計図書に示す場合を除 がり厚は 7 cm以下とするものとする。	
3 2	6	7	5	21	(17)	混合物の締固めは、本条4項(14)~(16)号によるものとする。	3	2	6	7 5	21	(17) 混合物の締固めは、本条4項(14)~(16 とする。	6)号によるもの
3 2	6	7	5	22	(18)	継目の施工は、本条 4 項 (17)~(20)号によるものとする。	3	2	6	7 5	22	(18) 継目の施工は、本条4項(17)~(20)号	景によるものとす
3 2	6	7	5	23	(19)	ッ。 アスカーブの施工は、本条 5 項によるものとする。	3	2	6	7 5	23	(19) アスカーブの施工は、本条 5 項によるもの)とする。
3 2	6	7	6	1	6 .	請負者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50 以下になってから交通開放を行わなければならない。	3	2	6	7 6	1	6 . <mark>受注者</mark> は、監督職員の指示による場合を除度が50 以下になってから交通開放を行れ い。	
3 2	6	8	0	1	2 - 6 - 8	半たわみ性舗装工	3	2	6	8 0	1	2-6-8 半たわみ性舗装工	

	現行条文									\	<u> — </u>	<u>看新旧比較</u> 表	改訂理由等	
編章	節	条:		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	6	8	1	1	1 .	請負者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならない。	3	2	6	8 1	1	1 .	受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならない。	
3 2	6	8	2	1	2 .	半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	3	2	6	8 2	1	2 .	半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-7ア スファルト舗装工の規定によるものとする。	
3 2	6	8	3	1	3 .	請負者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、 設計図書によらなければならない。	3	2	6	8 3	1	3 .	受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、 設計図書によらなければならない。	
3 2	6	8	4	1	4 .	請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8 4	1	4 .	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2						排水性舗装工	3	2	6	9 0	1	2 - 6 - 9	排水性舗装工	
3 2	6	9	1	1	1.	排水性舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	3	2	6	9 1	1	1 .	排水性舗装工の施工については、第3編2-6-7アス ファルト舗装工の規定による。	
3 2	6	9	2	1	2 .	請負者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9 2	1	2 .	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2	6	9	3	1	3 .	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表 2 - <u>27</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9 3	1	3 .	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表 2 - <u>28</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。	
3 2	6	9	3	2		表 2 - <u>27</u> ポリマー改質アスファルト H 型の標準的性状	3	2	6	9 3	2		表 2 - <u>28</u> ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	
3 2	6	9	4	1	4 .	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKRT)を使用することとし、表 2 - <u>28</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9 4	1	4 .	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKRT)を使用することとし、表2‐ <u>29</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。	
3 2	6	9	4	2		表 2 - 28 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9 4	2		表 2 - 28 アスファルト乳剤の標準的性状	

		/_ 	ᆣ	事共進江惊青新旧 几 較衣 改訂条文 改訂条文 改訂条文					
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
L'	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-29を標準とし、表2-30に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	3	2 (6 9	5	1		ポーラスアスファルト混合物の配合は表2 - 30を標準とし、表2 - 31に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	
3 2 6 9 5 2	 表 2 - <u>29</u> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範 囲	3	2 (6 9	5	2		表 2 - <mark>30</mark> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範 囲	
3 2 6 9 5 3	表 2 - 30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2 (6 9	5	3	_	田	
3 2 6 9 6 1 6.	混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。	3	2 (6 9	6	1		混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は 粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、 また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。	
3 2 6 9 7 1 7.	施工方法については、以下の各規定による。	3	2 (6 9	7	1	7 .	施工方法については、以下の各規定による。	
3 2 6 9 7 1 (1)	既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削 完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報 告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸 透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置 は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てから講じなけ ればならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事 の場合)	3	2 (6 9	7	1		既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削 完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報 告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸 透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置 は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てから講じなけ ればならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事 の場合)	
3 2 6 9 7 2 (2)	混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと <u>および</u> 製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。	3	2	6 9	7	2		混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと <mark>及び</mark> 製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。	
3 2 6 9 7 3 (3)	排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。	3	2	6 9	7	3		排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。	

	<u>-//\-</u>		7/		<u> </u>	(音が)口に収入		-1.5 1.55
現行条文							改訂条文	改訂理由等
項	編	章〔	節身	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 1 1		2	6 9	8	1		受注者は、第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	
3 2 6 10 0 1 2 - 6 - 10 透水性舗装工	3	2	6 1	0 0	1	2 - 6 - 10	诱水性舗装丁	
3 2 6 10 1 1 1 1 1 1 1 1	3	2	6 1	0 1	1	1.	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 6 10 2 1 2 . ポーラスアスファルト混合物配合 <u>および</u> 、目標値については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。		2	6 11	0 2	1		ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第3編2・6・9排水性舗装工の規定による。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)及び「舗装施工便覧」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	
3 2 6 11 0 1 2 - 6 - 11 グースアスファルト舗装工	3	2	6 1	1 0	1	2 - 6 - 11	グースアスファルト舗装工	
3 2 6 11 1 1 1 1 1 1 1	3	2	6 1	1 1	1	1 .	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。	
3 2 6 11 2 1 2 . 請負者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	6 1	1 2	1		受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 6 11 3 1 3 . <u>請負者</u> は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。		2	6 1	1 3	1		受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、プリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。	
3 2 6 11 4 1 4 . <u>請負者</u> は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。		2	6 1	1 4	1		受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。	

現行条文	工水工事六週口位	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 6 11 5 1 5 . <u>請負者</u> は、グースアスファルト舗装工の施工につい 舗装施工便覧第9章9 - 4 - 2 グースアスファルト 規定によるものとする。		5 . <mark>受注者</mark> は、グースアスファルト舗装工の施工については、 舗装施工便覧第9章9 - 4 - 2 グースアスファルト舗装の 規定によるものとする。	
3 2 6 11 6 1 6 . 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3 2 6 11 6 1	6. 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	
3 2 6 11 6 2 (1) <u>請負者</u> は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の液 使用しなければならない。	腎剤型を 3 2 6 11 6 2	(1) <mark>受注者</mark> は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を 使用しなければならない。	
3 2 6 11 6 3 (2)接着剤の規格は表 2 - <u>31</u> 、表 2 - <u>32</u> を満足するものればならない。	つでなけ 3 2 6 11 6 3	(2) 接着剤の規格は表2- <u>32</u> 、表2- <u>33</u> を満足するものでなければならない。	
3 2 6 11 6 4 表2 - <u>31</u> 接着剤の規格鋼床版用 3 2 6 11 6 5 表2 - <u>32</u> (1) 接着剤の規格コンクリート床版月	3 2 6 11 6 4		
表 2 - <u>32</u> (2) シート系床版防水層(流し貼り型溶着型、常温粘着型)プライマーの品質		表 2 - 33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱 溶着型、常温粘着型)プライマーの品質	
3 2 6 11 6 6 (3) <u>請負者</u> は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラ 等を用いて、0.3~0.4 /m2の割合で塗布しなければい。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用 0.15~0.2 /m2の割合で1層を塗布し、その層を約 乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層 布するものとする。	ばならな	(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.4 /m2の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.2 /m2の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	
3 2 6 11 6 7 (4) 請負者は、塗布された接着層が損傷を受けないようで、2層目の施工後12時間以上養生しなければなど		(4) <mark>受注者</mark> は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	
3 2 6 11 6 8 (5) <u>請負者</u> は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に 等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、 こぼした場合には、その部分をかき取り再施工した ならない。	油類を	(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	
3 2 6 11 7 1 7 . <u>請負者</u> は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各よる。	規定に 3 2 6 11 7 1	7. 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。	
3 2 6 11 7 2 (1) 請負者は、夏期高温時に施工する場合には、流動打大きくなるように瀝青材料を選択しなければならな。		(1) <mark>受注者</mark> は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が 大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。	
3 2 6 11 7 3 (2) 骨材は第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の)規定に 3 2 6 11 7 3		
よる。 また、フィラーは石灰岩粉末とし、第 2 編 2 - 3 - ラーの品質規格による。	571	よる。 また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2-3-5フィ ラーの品質規格による。	
3 2 6 11 8 1 8 . グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定は	こよる。 3 2 6 11 8 1	8. グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	
3 2 6 11 8 2 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 2 - 33に適合するものとす	る。 3 2 6 11 8 2	(1) 骨材の標準粒度範囲は表2-34に適合するものとする。	
3 2 6 11 8 3 表2-33 骨材の標準粒度範囲	3 2 6 11 8 3	表 2 - <u>34</u> 骨材の標準粒度範囲	

	現行条文	<u>-/\-</u>		改訂理由等				
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	系 項	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
8 5)標準アスファルト量の規格は表 2 - <u>34</u> に適合するものとする。 表 2 - <u>34</u> 標準アスファルト量) <u>請負者</u> は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				8	5	 (2) 標準アスファルト量の規格は表2 - 35に適合するものとする。 表2 - 35 標準アスファルト量 (3) 受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 	
3 2 6 11 9 1 9	. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6 1	1 9	1	9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によ る。	
3 2 6 11 9 2 (1))示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 2 - 35の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6 1	1 9	2	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 2 - 35の基準値を満足するものでなければならない。	
3 2 6 11 9 3	表 2 - 35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6 1	1 9	3	表 2 - 35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	
3 2 6 11 9 4 (2))グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、 <u>請負</u> 者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6 1	1 9	4	(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	
3 2 6 11 9 5 (3)) <u>請負者</u> は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。	3	2	6 1	1 9	5	(3) <mark>受注者</mark> は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。	
3 2 6 11 9 6 (4)) <u>請負者</u> は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	6 1	1 9	6	(4) <mark>受注者</mark> は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
3 2 6 11 9 7 (5))大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2mm以下を目標とする。	3	2	6 1	1 9	7	(5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2mm以下を目標とする。	
3 2 6 11 10 1 1 0	. 現場配合については、 請負者 は舗設に先立って第3編2 - 6 - 11グースアスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。	3	2	6 1	1 10	1	10. 現場配合については、受注者は舗設に先立って第3編2-6-11グースアスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。	
3 2 6 11 11 1 1 1 1	. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6 1	1 11	1	1 1 . 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	

						現行条文			<u> </u>	7.00		INVE	改訂理由等	
編章	章 節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
3 2	2 6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 2 - <u>36</u> を満足するものとする。							(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準 加熱温度は表 2 - <u>37</u> を満足するものとする。	
3 2	2 6	11	11	4	(2)	表 2 - <u>36</u> アスファルトプラントにおける標準加熱温度 ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220 とする。	3	2	6	11 1 ¹	1	4	表 2 - <u>37</u> アスファルトプラントにおける標準加熱温度 (2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220 とする。	
3 2	2 6	11	12	1	12.	敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11 1:	2	1	12. 敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。	
3 2					(1)	請負者は、グースアスファルトフィニッシャまたは人力により敷均ししなければならない。							(1) <mark>受注者</mark> は、グースアスファルトフィニッシャまたは人力に より敷均ししなければならない。	
3 2 3 2	2 6 2 6	11	12	3 4	(2)	一層の仕上り厚は3~4cmとする。 請負者は、表面が湿っていないときに混合物を敷均すものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。				11 1:			(2) 一層の仕上り厚は3~4cmとする。 (3) <mark>受注者</mark> は、表面が湿っていないときに混合物を敷均すものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。	
3 2	2 6	11	12	5	(4)	請負者は、グースアスファルトの舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。	3	2	6	11 1:	2	5	(4) 受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。	
3 2	2 6	11	13	1	13.	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11 1:	3	1	13. 目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	
3 2	2 6	11	13	2	(1)	請負者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。	3	2	6	11 1:	3	2	(1) <mark>受注者</mark> は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。	
3 2	2 6	11	13	3	(2)	請負者は、鋼床版上での舗装にあたって、リブ及び縦桁上 に縦継目を設けてはならない。	3	2	6	11 1:	3	3	(2) <mark>受注者</mark> は、鋼床版上での舗装にあたって、リブ及び縦桁上 に縦継目を設けてはならない。	
3 2	2 6	11	13	4	(3)	請負者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。		2	6	11 1:	3	4	(3) <mark>受注者</mark> は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。	
3 2	2 6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2- <u>37</u> の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11 1:	3	5	(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、 表2-38の規格を満足するものでなければならない。	
3 2 3 2					(5)	表 2 - <u>37</u> 目地材の規格 成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層 の厚さに等しいものでなければならない。				11 1: 11 1:			表 2 - <u>38</u> 目地材の規格 (5) 成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層 の厚さに等しいものでなければならない。	
3 2	2 6	11	13	8	(6)	注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。	3	2	6	11 1:	3	8	(6) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。	
3 2	2 6	11	13	9	(7)	注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、 <u>請負者</u> は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。		2	6	11 1:	3	9	(7) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、 <mark>受注者</mark> は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。	

現行条文		/\ <u>_</u>		-/\		<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
						T百		以引示文	以引在田子
編章節条項以編章節条旧・条文構成					項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 6 11 13 10 (8) <u>請負者</u> は、目地内部、構造物側面、成型目: ライマーを塗布しなければならない。								受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。	
3 2 6 11 13 11 (9) プライマーの使用量は、目地内部に対して 造物側面に対しては0.2 /m2、成型目地材面 /m2とする。		3	2	6 1	1 13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3 /m2、構造物側面に対しては0.2 /m2、成型目地材面に対しては0.3 /m2とする。	
3 2 6 12 0 1 2 - 6 - 12 コンクリート舗装工 3 2 6 12 1 1 1 . 請負者は、下層路盤の施工において以下のければならない。	各規定に従わな				2 0			コンクリート舗装工 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 12 1 2 (1) <u>請負者</u> は、粒状路盤の敷均しにあたり、材 しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超 一に敷均さなければならない。		3	2	6 13	2 1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	
3 2 6 12 1 3 (2) <u>請負者</u> は、粒状路盤の締固めを行う場合、何によって求めた最適含水比付近の含水比で、ばならない。ただし、路床の状態、使用材がりこれにより難い場合は、設計図書に関して、議しなければならない。	、締固めなけれ 料の性状等によ	3	2	6 12	2 1	3	(2)	受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 6 12 2 1 2 . <u>請負者</u> は、上層路盤の施工において以下のければならない。	各規定に従わな	3	2	6 1	2 2	1	2 .	受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 12 2 2 (1) <u>請負者</u> は、各材料を均一に混合できる設備を得た粒度及び締固めに適した含水比が得合しなければならない。		3	2	6 1	2 2	2		受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。	
3 2 6 12 2 3 (2) <u>請負者</u> は、粒度調整路盤材の敷均しにあたに注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下をさなければならない。ただし、締固めに振っする場合には、仕上がり厚の上限を20cmとるものとする。	標準とし、敷均 動ローラを使用	3	2	6 12	2 2	3	(2)	受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。	
3 2 6 12 2 4 (3) 請負者は、粒度調整路盤材の締固めを行うなければならない。		3	2	6 1:	2 2	4	(3)	受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。	
3 2 6 12 3 1 3 . <u>請負者</u> は、路盤においてセメント及び石灰: 場合に、以下の各規定に従わなければなら		3	2	6 1:	2 3	1	3 .	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 12 3 2 (1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量はあるものとする。	は、設計図書に	3	2	6 12	2 3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。	

				現行条文				\~ <u></u>	<u> </u>	改訂	改訂理由等	
編章	節条	項以	類 人 編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	6 12	3 3	(2)) <u>請負者</u> は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」 (日本道路協会、平成19年6月)に示される「 E013 安 定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を 行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の 承諾を得なければならない。		2	6 1	12 3	3	(日本道 定処理》 行い、値	は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」 道路協会、平成19年6月)に示される「 E013 安 混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を 使用するセメント量及び石灰量について監督職員の 得なければならない。	
3 2	6 12	3 4	(3))下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-38、表2-39の規格に適合するものとする。		2	6 1	12 3	4	に使用す 計図書に	盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設に示す場合を除き、表2-39、表2-40の規格に適ものとする。	
3 2	6 12	3 5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。		2	6 1	12 3	5	メント <u></u> らかで	、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセ 量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明 あり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験 することができるものとする。	
3 2	6 12	3 6	3	表 2 - 38 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	3	2	6 1	12 3	6	表 2 - <u>3</u>	39 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	
3 2	6 12	3 7	,	表 2 - 39 安定処理路盤 (上層路盤)の品質規格	3	2	6 1	12 3	7	表 2 - 4	40 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	
3 2	6 12	3 8	(4)) 監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。	3	2	6 1	12 3	8	示された	員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書にたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満のは、契約変更を行わないものとする。	
3 2	6 12	3 9	(5)) <u>請負者</u> は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、 平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によ リセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求 め、監督職員の承諾を得なければならない。		2	6 1	12 3	9	平成19 ^年 リセメン	は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、 年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によ ント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求 督職員の承諾を得なければならない。	
3 2	6 12	3 1	0 (6)) <u>請負者</u> は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5 以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	3	2	6 1	12 3	10		は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5 以下 及び雨天時に、施工を行ってはならない。	
3 2	6 12	3 1	1 (7)) 請負者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)~(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	3	2	6 1	12 3	11	整正を行 状に整理 配合量の 1 ~ 2 [は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層形し、その上に本項(2)~(5)により決定したのセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるを加えながら混合しなければならない。	
3 2	6 12	3 1	2 (8)) <u>請負者</u> は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。		2	6 1	12 3	12	定処理ははなられ	は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安 路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなけれ ない。ただし、路床の状態、使用材料の性状により より難い場合は、監督職員と協議しなければならな	

現行条文											<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等
編章	章 食	作 条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節為	条 項	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
3 2	2 6	5 12	3		(9)	請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1 層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6 1	2 3	13	(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	
3 2	2 6	5 12	3	14	(10)	請負者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	3	2	6 1	2 3	14	(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	
3 2	2 6	5 12	3	15	(11)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなけれ ばならない。	3	2	6 1	2 3	15	(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。	
3 2	2 6	5 12	3	16	(12)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	3	2	6 1	2 3	16	(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	
3 2	2 6	5 12	3	17	(13)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	3	2	6 1	2 3	17	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	
3 2	2 6	5 12	3	18	(14)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	3	2	6 1	2 3	18	(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	
3 2	2 6	5 12	3	19	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	3	2	6 1	2 3	19	(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	
3 2	2 6	5 12	3	20	(16)	請負者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6 1	2 3	20	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	
3 2	2 6	6 12	3	21	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。	3	2	6 1	2 3	21	(17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。	
3 2	2 6	3 12	3	22	(18)	養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。	3	2	6 1	2 3	22	(18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。	
3 2	2 6	6 12	3	23	(19)	industrial industria	3	2	6 1	2 3	23	(19) <mark>受注者</mark> は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上 げ作業完了後ただちに行わなければならない。	
3 2	2 6	5 12	4	1	4 .	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6 1	2 4	1	4. <mark>受注者</mark> は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う 場合に、以下の各規定に従わなければならない。	

現行条文 現行条文 現	改訂理由等
3 2 6 12 4 3 表 2 -40 マーシャル安定度試験基準値 3 2 6 12 4 4 3 表 2 -40 マーシャル安定度試験基準値 3 2 6 12 4 4 6 (2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実 3 2 6 12 4 4 7 (2) 受注者は、加熱アスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実	- <u>41</u> に示すマー する。供試体の
3 2 6 12 4 4 (2) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びア 3 2 6 12 4 4 (2) <mark>受注者</mark> は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びア 3 2 6 12 4 4 (2) ファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督 スファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督 職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実 関 職員の承諾を得なければならない。ただし、	
スファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督 スファルト量の決定にあたっては、配合設計 職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実 職員の承諾を得なければならない。ただし、	
る加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	計を行い、監督 、これまでに実 使用した)があ る場合には、こ ら生産され使用 を監督職員が承
3 2 6 12 4 5 (3) <u>請負者</u> は、ごく小規模な工事(総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m2未満)においては、これまでの実績(過去 1 年以内にプラントから生産され使用した)またはで調試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	れまでの実績
3 2 6 12 4 6 6 6 12 4 6 6 6 6 6 12 4 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7	配合で、室内で 試体を作製し、 の平均値を基準 ヤル供試体の作 ~13mmの骨材と に実績(過去1 や定期試験で基 験結果を監督職
3 2 6 12 4 7 (式)	
3 2 6 12 4 8 (5) <u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理施工にあたって、材料置き場等の設備を有するものでプラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものでなければならない。	等の設備を有す
3 2 6 12 4 9 (6) プラントは、骨材、アスファルト等の材料をあらかじめ定 3 2 6 12 4 9 (6) プラントは、骨材、アスファルト等の材料をあらかじめ定 3 2 6 12 4 9 めた配合、温度で混合できる。	をあらかじめ定 表現を整備局と整合
3 2 6 12 4 10 (7) <u>請負者</u> は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを 基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的 に供給できるようにしなければならない。	

						<u> </u>	<u> </u>	F7	7.00	<u> 17.</u>	音新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	6 1	12 4	11	(8)	請負者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	3	2	6	12 4	11	(8)	受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	
3 2	6 1	12 4	12	(9)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	3	2	6	12 4	12	(9)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	
3 2	6 1	12 4	13	(10)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	3	2	6	12 4	13	(10)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	
3 2	6 1	12 4	14	(11)	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	3	2	6	12 4	14	(11)	受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	
3 2	6 1	12 4	15		請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	3	2	6	12 4	15	(12)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	
3 2	6 1	12 4	16	(13)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。	3	2	6	12 4	16	(13)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。	
3 2	6 1	12 4	17	(14)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を 監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに 施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し 作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに 締固めて仕上げを完了させなければならない。		2	6	12 4	17	(14)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を 監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに 施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し 作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに 締固めて仕上げを完了させなければならない。	
3 2	6 1	12 4	18	(15)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	3	2	6	12 4	18	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	
3 2	6 1	12 4	19	(16)	請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	12 4	19	(16)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト 安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以 上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければな らない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場 合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものと する。	
3 2	6 1	12 4	20	(17)	機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とするものとする。	3	2	6	12 4	20	(17)	機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とするものとする。	

							$^{\prime ho}$ \perp	<u>. 17K E</u>	<u>計新旧に戦衣</u> 改訂条文	改訂理由等		
				項						項		DAID ZEM ()
編	章節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編章	節条	項	以上	編章節条 新・条文構成	改定理由
3	2 6	12	4	21		請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	3 2	6 12	4	21	(18) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	
3	2 6	12	4	22		<u>請負者</u> は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した 後、ローラによって締固めなければならない。	3 2	6 12	4	22	(19) <mark>受注者</mark> は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した 後、ローラによって締固めなければならない。	
3	2 6	12	4	23		請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	3 2	6 12	4	23	(20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	
3	2 6	12	4	24		請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	3 2	6 12	4	24	(21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	
3	2 6	12	4	25		請負者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	3 2	6 12	4	25	(22) <mark>受注者</mark> は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	
3	2 6	12	4	26		請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。	3 2	6 12	4	26	(23) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。	
3	2 6	12	4	27		請負者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	3 2	6 12	4	27	(24) <mark>受注者</mark> は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	
3	2 6	12	5	1	5 .	請負者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3 2	6 12	5	1	5. <u>受注者</u> は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下 の各規定に従わなければならない。	
3	2 6	12	5	2		アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。	3 2	6 12	5	2	(1) アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。	
3	2 6	12	5	3		配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50回とする。	3 2	6 12	5	3	(2) 配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め 回数は、50回とする。	
3	2 6	12	5	4		<u>請負者</u> は、施工面が乾燥していることを確認するとともに 浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。	3 2	6 12	5	4	(3) <mark>受注者</mark> は、施工面が乾燥していることを確認するとともに 浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。	
	2 6					<u>請負者</u> は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3 2	6 12	5	5	(4) <mark>受注者</mark> は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2 6	12	5	6		<u>請負者</u> は、アスファルト中間層の施工にあたってプライム コートの使用量は、設計図書によらなければならない。	3 2	6 12	5	6	(5) <u>受注者</u> は、アスファルト中間層の施工にあたってプライム コートの使用量は、設計図書によらなければならない。	

									F /	\ <u>\</u>	<u> </u>	自材Ⅱ口LU野Xで 改訂条文	改訂理由等
				項						条項	項		
編	章 (()	5 条	項	以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条 項	以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2	2 6	12	5	7	(6)	請負者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	3	2	6	12 5	7	(6) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	
3 2	2 6	12	5	8	(7)	請負者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。	3	2	6	12 5	8	(7) <mark>受注者</mark> は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。	
3 2	2 6	12	5	9	(8)	混合物の敷均しは、本条4項(15)~(17)による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。	3	2	6	12 5	9	(8) 混合物の敷均しは、本条4項(15)~(17)による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。	
3 2	2 6	12	5	10	(9)	混合物の締固めは、本条4項(18)~(20)による。	3	2	6	12 5	10	(9) 混合物の締固めは、本条4項(18)~(20)による。	
3 2					(10)	継目は、本条4項(21)~(24)による。	3	2	6	12 5	11		
3 2	2 6	12	6	1	6 .	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、 表 2 - 41の規格に適合するものとする。	3	2	6	12 6	1	6. コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、 表 2 - <u>42</u> の規格に適合するものとする。	
3 2						表 2 - 41 コンクリートの配合基準				12 6		表 2 - 42 コンクリートの配合基準	
3 2	2 6	12	7	1	7.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-42の許容誤差の範囲内とするものとする。	3	2	6	12 7	1	7 . コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計 量誤差は1回計量分量に対し、表2 - <u>43</u> の許容誤差の範囲 内とするものとする。	
3 2					0	表2-42 計量誤差の許容値				12 7		表2-43 計量誤差の許容値	
3 2	2 6	12	0	1	δ.	請負者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	0	12 8	1	8. <mark>受注者</mark> は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3 2	2 6	12	8	2	(1)	請負者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12 8	2	(1) <mark>受注者</mark> は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	
3 2	2 6	12	8	3	(2)	請負者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。	3	2	6	12 8	3	(2) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。	
3 2	2 6	12	8	4	(3)	請負者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。	3	2	6	12 8	4	(3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。	

		<u> </u>		- / \ /		<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章〔	節 条	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 6 12 8 5 (4)	アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。	3	2 6	5 12	8	5	(4) アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。	
3 2 6 12 8 6 (5)	コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。	3	2 6	5 12	8	6	(5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。	
3 2 6 12 8 7 (6)	請負者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。	3	2 6	6 12	8	7	(6) <mark>受注者</mark> は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑 りをよくするため油類を塗布してはならない。	
3 2 6 12 9 1 9.	請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締 固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2 6	5 12	9	1	9. <mark>受注者</mark> は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締 固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 12 9 2 (1)	日平均気温が25 を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30 を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4 以下または、舗設後6日以内に 0 となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。		2 6	5 12	9	2	(1) 日平均気温が25 を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30 を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4 以下または、舗設後6日以内に 0 となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	
3 2 6 12 9 3	請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2 6	5 12	9	3	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	
3 2 6 12 9 4 (2)	請負者は、コンクリートをスプレッダを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。	3	2 6	5 12	9	4	(2) 受注者は、コンクリートをスプレッダを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。	
3 2 6 12 9 5 (3)	請負者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。	3	2 6	6 12	9	5	(3) <mark>受注者</mark> は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。	
3 2 6 12 9 6 (4)	請負者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。	3	2 6	5 12	9	6	(4) <mark>受注者</mark> は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイ バー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう 特に注意し、ていねいに施工しなければならない。	
3 2 6 12 9 7 (5)	請負者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、 ただちに作業を中止しなければならない。	3	2 6	6 12	9	7	(5) <mark>受注者</mark> は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、 ただちに作業を中止しなければならない。	

現行条文	个上事共進任依責却旧比較农 改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 、	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下 ・	改定理由
3 2 6 12 9 8 (6) <u>請負者</u> が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。	3 2 6 12 9 8 (6) <mark>受注者</mark> が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。	
3 2 6 12 9 9	3 2 6 12 9 9 それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。	
3 2 6 12 9 10 (7) <u>請負者</u> は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に 締固めなければならない。	3 2 6 12 9 10 (7) 受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。	
3 2 6 12 9 11 (8) <u>請負者</u> は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの 使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、 棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。	3 2 6 12 9 11 (8) 受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。	
3 2 6 12 9 12 (9) <u>請負者</u> は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締 固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイ バー等の位置が移動しないよう注意するものとする。	3 2 6 12 9 12 (9) <u>受注者</u> は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締 固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイ バー等の位置が移動しないよう注意するものとする。	
3 2 6 12 10 1 10. <u>請負者</u> は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以 下の各規定に従わなければならない。	3 2 6 12 10 1 10. 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 12 10 2 (1) <u>請負者</u> は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させ たりしてはならない。	3 2 6 12 10 2 (1) 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。	
3 2 6 12 10 3 (2) 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。	3 2 6 12 10 3 (2) 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとす る。	
3 2 6 12 10 4 (3) <u>請負者</u> は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。	3 2 6 12 10 4 (3) 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。	
3 2 6 12 10 5 (4) <u>請負者</u> は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。	3 2 6 12 10 5 (4) 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。	
3 2 6 12 11 1 11. <u>請負者</u> は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以 下の各規定に従わなければならない。	3 2 6 12 11 1 11. 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 12 11 2 (1) <u>請負者</u> は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。	3 2 6 12 11 2 (1) <u>受注者</u> は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。	
3 2 6 12 11 3 (2) <u>請負者</u> は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。	3 2 6 12 11 3 (2) <u>受注者</u> は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。	

										7,00	<u> 1 </u>	ᄧᆖᅒᆡᄓᅛᄣᅩᅐ	改訂条文	改訂理由等
編章	重 食	第	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	耳 I I T	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	! 6	3 12	11	4	(3)	請負者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。	3	2	6	12 11	1 4	(3)	受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。	
3 2	? 6	5 12	11	5	(4)	請負者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。	3	2	6	12 11	1 5	(4)	受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。	
3 2	? 6	3 12	11	6	(5)	請負者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。	3	2	6	12 11	1 6	(5)	受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。	
3 2	! 6	5 12	11	7	(6)	請負者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。	3	2	6	12 11	1 7	(6)	受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。	
3 2	! 6	3 12	11	8	(7)	請負者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。	3	2	6	12 11	1 8	(7)	受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。	
3 2	! 6	5 12	12	1	12 .	請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。	3	2	6	12 12	2 1	12 .	受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下 の各規定に従って行わなければならない。	
3 2	? 6	3 12	12	2		請負者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の 強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重なら びに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければな らない。	3	2	6	12 12	2 2	(1)	受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の 強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重なら びに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければな らない。	
3 2	! 6	3 12	12	3	(2)	請負者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。	3	2	6	12 12	2 3	(2)	受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。	

	現行条文			<u> </u>		- 1200 E	<u>ᆿᅒᇚᇅᇉᆤ초ᄾᅕ</u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編章	章節	5 条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
そ度交し試後コななポセフは編	負者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、の期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強の70%以上となるまでとする。通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただ、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うことする。期養生については、その期間中、養生マット等を用いてンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態にるよう散水しなければならない。お、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は7週間、中庸熱ポルトランドセメントの場合は7週間、中庸熱ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメントの場合は1週間、中間熱ポルトランドセメントの場合は1週間、中間熱ポルトランドをメントの場合は1週間、中間熱ポルトランドを表ントの場合は1週間、中間熱ポルトランドを表ントの場合は1週間、中間熱ポルトランドを表ントの場合は1週間、中間熱ポルトランドを表ントの場合は1週間、中間熱ポルトランドを表し、方法を記載しなければならない。	3	2 6	12	12	4		受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うことする。後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントのようは1週間、中庸熱ポルトランドセメントのフライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	
	<u>負者</u> は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、 げ強度が1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特 風を防がなければならない。	3	2 6	12	12	5	(4)	受注者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が 5 MPa、曲げ強度が 1 MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。	
	負者は、コンクリート舗装の交通開放の時期について、 、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2 6	12	12	6	(5)	受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督職員の承諾を得なければならない。	
	<mark>負者</mark> は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の 規定に従って行わなければならない。	3	2 6	12	13	1	13 .	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の 各規定に従って行わなければならない。	
	負者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用す コンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配 、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければなら い。	3	2 6	12	13	2		受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
	圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 2 - 34、2 - 35 に適合するものとする。ただし、これまでの実がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができ。	3	2 6	12	13	3		転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 2 - 34、表 2 - 35 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
	<u>負者</u> は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4 - 2 合条件」(日本道路協会、平成2年11月)に基づいて配 条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2 6	12	13	4		受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	

										76+T & -	7L+TTB -L 66
			現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章節条	下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	項	項 以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 6 12	13 5		請負者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4 - 2 配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。		2 (6 12	2 13	5	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4 - 2 配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順 に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメ ント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その 配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施 し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定 し、監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 6 12	13 6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は 表 2 - <u>43</u> によるものとする。	3	2 (6 12	2 13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は 表2- <mark>44</mark> によるものとする。	
3 2 6 12			表 2 - <u>43</u> 示方配合表				2 13			表 2 - <u>44</u> 示方配合表	
3 2 6 12	13 8	(5)	設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものする。ただし、これにより難いときは監督職員の承諾を得て25mmとすることができるものとする。	3	2 (6 12	2 13	8	(5)	設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものする。ただし、これにより難いときは監督職員の承諾を得て25mmとすることができるものとする。	
3 2 6 12	13 9	(6)	請負者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。	3	2 (6 12	2 13	9	(6)	受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。	
3 2 6 12	13 10	(7)	請負者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	3	2 (6 12	2 13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用 ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可 傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	
3 2 6 12	13 11		転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りまぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、 監督職員の承諾を得なければならない。	3	2 (6 12	2 13	11	(8)	転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りまぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、 監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 6 12	13 12	(9)	運搬は本条8項(3)~(6)の規定によるものとする。	3	2 (6 12	2 13	12	(9)	運搬は本条8項(3)~(6)の規定によるものとする。	
3 2 6 12	13 13		ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難い場合は監督職員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。		2 (6 12	2 13	13		ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難い場合は監督職員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。	
3 2 6 12	13 14		請負者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。	3	2 (6 12	2 13	14	(10)	受注者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。	
3 2 6 12	13 15	(11)	型枠は本条8項(2)の規定による。	3	2 (6 12	2 13	15	(11)	型枠は本条8項(2)の規定による。 表現・	を整備局と整合
3 2 6 12	13 16		請負者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。	3	2 (6 12	2 13	16	(12)	受注者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。	

							<u>▤ੋਂ ਆ∏ ▮ , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章〔	節身	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 6 12 13 17 (13)) <u>請負者</u> は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。	3	2	6 1	2 13	17	(13)	受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。	
3 2 6 12 13 18 (14)) <u>請負者</u> は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。	3	2	6 1	2 13	18	(14)	受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。	
3 2 6 12 13 19 (15)) <u>請負者</u> は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、 飛散が生じなくなるまで続けなければならない。	3	2	6 1	2 13	19		受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、 飛散が生じなくなるまで続けなければならない。	
3 2 6 12 13 20 (16)) <u>請負者</u> は、養生期間終了後、監督職員の承諾を得て、転圧 コンクリートを交通に開放しなければならない。	3	2	6 1	2 13	20	(16)	受注者は、養生期間終了後、監督職員の承諾を得て、転圧 コンクリートを交通に開放しなければならない。	
3 2 6 12 14 1 14	. <u>請負者</u> は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6 1	2 14	1	14 .	受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3 2 6 12 14 2 (1)) <u>請負者</u> は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。	3	2	6 1	2 14	2		受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及 び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近 にモルタルばかりよせて施工してはならない。	
3 2 6 12 14 3 (2)) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mm を超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂 直になるよう施工しなければならない。	3	2	6 1	2 14	3		目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mm を超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂 直になるよう施工しなければならない。	
3 2 6 12 14 4 (3))目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。	3	2	6 1	2 14	4	(3)	目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。	
3 2 6 12 14 5 (4))目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。	3	2	6 1	2 14	5	(4)	目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。	
3 2 6 12 14 6 (5)) <u>請負者</u> は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。	3	2	6 1	2 14	6		受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。	
3 2 6 12 14 7 (6)) 請負者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	3	2	6 1	2 14	7		受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	

										<u>- /</u>	\~ <u>~</u>	<u> </u>	. 1/1/ [吉新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
編章	重食	節系	R I	頁	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	! 6	6 1	2 1	4	8	(7)	請負者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッタで切り込み、目地材を注入しなければならない。	3	2	6	12 1	4	8	(7)	受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッタで切り込み、目地材を注入しなければならない。	
3 2	? 6	6 1	2 1	4	9	(8)	請負者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。	3	2	6	12 1	4	9	(8)	受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。	
3 2	! 6	6 1	2 1	4	10	(9)	 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表 2 - <u>44</u> を標準とす る。	3	2	6	12 1	4	10	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表 2 - <u>45</u> を標準とする。	
3 2	! 6	6 1	2 1	4	11		表 2 - 44 注入目地材 (加熱施工式)の品質	3	2	6	12 1	4	11		表 2 - 45 注入目地材 (加熱施工式)の品質	
3 2	! 6	6 1	2 1	5	1	15 .	転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。	3	2	6	12 1	5	1	15 .	転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。	
3 2							薄層カラー舗装工				13 (薄層カラー舗装工	
3 2	! 6	6 1	3 1	1	1	1 .	請負者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	13 1	1	1	1.	受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。	
3 2	! 6	6 1	3 2	2	1	2 .	請負者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	13 2	2	1	2 .	受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	! 6	6 1	3 3	3	1	3 .	薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	3	2	6	13 3	3	1	3 .	薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装 の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工 の規定による。	
3 2	? 6	6 1	3 4	4	1	4 .	請負者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなる恐れのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。	3	2	6	13 4	1	1		受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなる恐れのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。	
3 2						2 - 6 - 14	ブロック舗装工				14 (ブロック舗装工	
3 2	! 6	o 1	4 1	1	1	1.	ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	3	2	6	14 1	l	1	1.	ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-7アス ファルト舗装工の規定による。	
3 2	! 6	6 1	4 2	2	1	2 .	請負者は、プロック舗装の施工について、プロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。	3	2	6	14 2	2	1	2 .	受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。	
3 2	! 6	6 1	4 3	3	1	3 .	請負者は、プロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半プロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。	3	2	6	14 3	3	1	3 .	受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。	
3 2	! 6	6 1	4 4	4	1	4 .	プロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-8インターロッキングブロック舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定による。		2	6	14 4	1	1	4 .	プロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-8インターロッキングプロック舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の施工の規定、視覚障害者用誘導プロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定による。	

									PZ	てに	<u> </u>	吉那旧几牧衣	改訂条文	改訂理由等
編	章	節剣	条 項	項 i 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	6 1	4 4	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として 設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職 員と協議しなければならない。	3	2	6	14 4	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として 設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職 員と協議しなければならない。	
3	2	6 1	4 5	1	5 .	目地材、サンドクッション材は、砂(細砂)を使用するものとする。	3	2	6	14 5	1	5 .	目地材、サンドクッション材は、砂(細砂)を使用するも のとする。	
3	2	6 1	4 6	1	6 .	請負者は、インターロッキングブロックが平坦になるよう に路盤を転圧しなければならない。	3	2	6	14 6	1	6 .	受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるよう に路盤を転圧しなければならない。	
3	2	6 1	5 0	1	2 - 6 - 15	 路面切削工	3	2	6	15 0	1	2 - 6 - 15		
				1	2 0 - 10	請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	3	2	6	15 1	1	2 0 - 10	受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	
3	2	6 1	6 0	1	2 - 6 - 16	舗装打換え工	3	2	6	16 0	1	2 - 6 - 16	舗装打換え工	
				1		既設舗装の撤去				16 1			既設舗装の撤去	
3	2	6 1	6 1	2	(1)	<u>請負者</u> は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。	თ	2	6	16 1	2	(1)	受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗 装を撤去しなければならない。	
3	2	6 1	6 1	3	(2)	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	16 1	3	(2)	受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や 構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層によ リ下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員 に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければな らない。	
3	2		6 2	1	2 .	舗 設 請負者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に 示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗 設を行わなければならない。	3	2		16 2 16	1	2 .	舗 設 受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に 示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗 設を行わなければならない。	
3	2	6 1	6 2	2	(1)	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計 図書に示す条件で施工を行わなければならない。	3	2	6	16 2	2	(1)	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計 図書に示す条件で施工を行わなければならない。	
3	2	6 1	6 2	3	(2)	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	3	2	6	16 2	3	(2)	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	
3	2	6 1	6 2	4	(3)	請負者は、監督職員の指示による場合を除き、50 以下になってから交通開放を行わなければならない。	3	2	6	16 2	4	(3)	受注者は、監督職員の指示による場合を除き、50 以下になってから交通開放を行わなければならない。	
3	2	6 1	7 0	1	2 - 6 - 17	オーバーレイエ	3	2	6	17 0	1	2 - 6 - 17	オーバーレイエ	
				1		施工面の整備	3	2	6	17 1	1	1.	施工面の整備	

							<u> </u>		- /	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等
				T百		2013					陌	MII WA	CHIXII ()
編				下	編章節条	旧・条文構成				条項	下	編章節条新・条文構成	改定理由
3	2 6	5 17	1	2	(1)	請負者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。	3	2	6	17 1	2	(1) <mark>受注者</mark> は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得ならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものが、特に定めていない場合は20m間隔とする。	なければな
3	2 6	3 17	1	3	(2)	請負者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	3	2	6 ′	17 1	3	(2) <mark>受注者</mark> は、オーバーレイ工に先立って施工面の有 去しなければならない。	言害物を除
3	2 6	5 17	1	4	(3)	既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	17 1	4	(3) 既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処計図書によらなければならない。	心置は、設
3						請負者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						(4) <mark>受注者</mark> は、施工面に異常を発見したときは、直ち 員に連絡し、すみやかに設計図書に関して監督職 しなければならない。	ちに監督職職員と協議
3					2 .	舗設				17 2		2 . 舗設	
3	2 6	5 17	2	2		セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は設計図 書によらなければならない。						(1) セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量 書によらなければならない。	
3					(2)	舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。						(2) 舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図れる処置を施さなければならない。	図書に示さ
3 3						アスファルト舗装補修工 請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦 横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関し て監督職員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、 特に定めていない場合は、20m間隔とする。				18 <u>0</u> 18 1		2 - 6 - 18 アスファルト舗装補修工 1 . 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、旅 横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図 て監督職員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものと 特に定めていない場合は、20m間隔とする。	図書に関し
3	2 6	5 18	2	1	2 .	請負者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	18 2	1	2 . <mark>受注者</mark> は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工 物を除去しなければならない。	L面の有害
3	2 6	5 18	3	1		わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。						3. わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の陸の修正などの処置は、設計図書によるものとす	
3	2 6	3 18	4	1	4 .	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	18 4	1	4. <mark>受注者</mark> は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工直 発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計 して施工前に監督職員と協議しなければならない	十図書に関
3	2 6	3 18	5	1	5 .	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。		2	6	18 5	1	5. 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本項、第3項、第4項により施工面を整備した後、2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定舗設を行わなければならない。	第3編第

							現行条文	<u> </u>	ᆫᇴ	* 7	7.匹	111	水 _E	<u>青新旧比較表</u> 改訂条文	改訂理由等
編章	節	新条	項	! り 下	編章節		旧・条文構成	編	章(節 :	条項	Į Ľ	頁 以 下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2	6	18	8 6	1		6.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。	3	2	6	18 6		1	6. 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合は、ぬき、よいなどの木製型枠を使用しなければならない。	
3 2	6	18	3 7	1		7.	請負者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。	3	2	6	18 7		1	7. <mark>受注者</mark> は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、 タックコート材を施工面に均一に散布しなければならな い。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布 しなければならない。	
3 2	6	18	8 8	1		8.	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	3	2	6	18 8		1	8. 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	
3 2	6	18	3 9	1		9 .	請負者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。	3	2	6	18 9		1	9. 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。	
3 2	6	18	3 10	1		10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	18 10)	1	10. 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	6	18	3 11	1		11.	請負者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。	3	2	6	18 11	·	1	11. <mark>受注者</mark> は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。	
3 2	6	18	3 12	1		12.	請負者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18 12	2	1	12. 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	
3 2	6	18	3 13	1		13.	請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	18 13	3	1	13. <mark>受注者</mark> は、安全溝の設置位置について、現地の状況により 設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または 設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して 監督職員と協議しなければならない。	

											7	7 5,	<u></u>	<u>L (17)</u>	音新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
編章	章 食	節	₹ Ij	頁 l	項 以 下	編章節条		旧・条文構成	編	章	節	5 条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2					1	2 - 6 - 1	1 .	コンクリート舗装補修工 アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とす る。	3	2	6	19 19	1	1		コンクリート舗装補修工 アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とす る。	
3 2	2 6	6 1	9 2	2	1	2		請負者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。なお、配置については設計図書によらなければならない。	3	2	6	19	2	1	2 .	受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。 なお、配置については設計図書によらなければならない。	
3 2	2 6	6 1	9 3	3	1	3		請負者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。	3	2	6	19	3	1	3 .	受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊士砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。	
3 2	2 6	6 1	9 4	1	1	2		請負者は、アスファルト注入に使用するプローンアスファルトの加熱温度については、ケットル内で210 以上、注入時温度は190∼210 としなければならない。	3	2	6	19	4	1	4 .	受注者は、アスファルト注入に使用するプローンアスファルトの加熱温度については、ケットル内で210 以上、注入時温度は190~210 としなければならない。	
3 2	2 6	6 1	9 5	5	1	ţ		請負者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタル、アスファルトモルタル等を充填しければならない。	3	2	6	19	5	1	5 .	受注者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタル、アスファルトモルタル等を充填しければならない。	
3 2	2 6	6 1	9 6	6	1	(<u>請負者</u> は、アスファルト注入時の注入圧力については、 0.2~0.4MPaとしなければならない。	3	2	6	19	6	1	6 .	<u>受注者</u> は、アスファルト注入時の注入圧力については、 0.2~0.4MPaとしなければならない。	
3 2	2 6	6 1	9 7	7	1	7		請負者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分~1時間程度経過後としなければならない。	3	2	6	19	7	1	7 .	受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分~1時間程度経過後としなければならない。	
3 2	2 6	6 1	9 8	3	1	3		アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上に行うものとする。なお、 <u>請負者</u> は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。		2	6	19	8	1	8 .	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上に行うものとする。なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2	2 6	6 1	9 9)	1	Ğ	:	請負者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	6	19	9	1	9 .	受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

												改訂理由等	
編章	5 節 务	系 項	項 以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節身	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	6 1	9 10	1	10.	請負者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。	3	2	6 1	9 10	1	10.	受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。	
3 2	6 1	9 11	1		請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版の ひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれは すべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書 に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6 1	9 11	1	11.	受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版の ひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれは すべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書 に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	6 1	9 12	1	12.	請負者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8 /m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。	3	2	6 1	9 12	1	12.	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8 /m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。	
3 2	6 1	9 13	1	13.	請負者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを 5 ~ 8 cm程度としなければならない。	3	2	6 1	9 13	1	13.	受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを 5 ~ 8 cm程度としなければならない。	
3 2	6 1	9 14	1	14.	請負者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。	3	2	6 1	9 14	1	14.	受注者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。	
	7 (第7節 2-7-1	地盤改良工 一般事項	3	2	7 (0 0	1	第7節 2 - 7 - 1	地盤改良工	
	7 1			2 - / - 1	本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	3	2	7 1	1 1	1		本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層 安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカ ルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類す る工種について定める。	
	7 2			2 - 7 - 2	路床安定処理工				2 0			路床安定処理工	
3 2	7 2	2 1	1	1.	請負者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上 げなければならない。	3	2	7 2	2 1	1	1.	受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上 げなければならない。	
3 2	7 2	2 2	1		請負者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。	3	2	7 2	2 2	1	2 .	受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。	
3 2	7 2	2 3	1	3 .	請負者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。	3	2	7 2	2 3	1	3 .	受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。	

	N工争共进任恢 音 机旧比		北江四十分
現行条文		改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	編章節条項以編章節 下		改定理由
3 2 7 2 4 1 4 . <u>請負者</u> は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な 混合機械を用いて混合しなければならない。また、 <u>請負者</u> は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じ た場合は、再混合を行わなければならない。	3 2 7 2 4 1	4. 受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な 混合機械を用いて混合しなければならない。また、 <mark>受注者</mark> は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じ た場合は、再混合を行わなければならない。	
3 2 7 2 5 1 5 . <u>請負者</u> は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰(0~5mm)を使用する場合は、一回の混合とすることができる。	3 2 7 2 5 1	5. 受注者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰(0~5mm)を使用する場合は、一回の混合とすることができる。	
3 2 7 2 6 1 6 . iii 負者 は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3 2 7 2 6 1	6. 受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 7 2 7 1 7 . <u>請負者</u> は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固め <u>るものとする</u> 。	3 2 7 2 7 1	7. 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。 <u>また、</u> 当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。	
3 2 7 3 0 1 2 7 3 置換工	3 2 7 3 0 1 2 - 7	- 3 置換工	
3 2 7 3 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。	3 2 7 3 1 1	1. <mark>受注者</mark> は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下 の層を乱さないように施工しなければならない。	
3 2 7 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。	3 2 7 3 2 1	2. <mark>受注者</mark> は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。	
3 2 7 3 3 1 3 . <u>請負者</u> は、構造物基礎の置換工に当たり、構造物に有害な 沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めな ければならない。	3 2 7 3 3 1	3. <mark>受注者</mark> は、構造物基礎の置換工に当たり、構造物に有害な 沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めな ければならない。	
3 2 7 3 4 1 4 . <u>請負者</u> は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整 形し締固めなければならない。	3 2 7 3 4 1	4. <mark>受注者</mark> は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整 形し締固めなければならない。	
3 2 7 4 0 1 2 - 7 - 4 表層安定処理工	3 2 7 4 0 1 2 - 7	- 4 表層安定処理工	
3 2 7 4 1 1 1 . 請負者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。	3 2 7 4 1 1	1. 受注者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。	
3 2 7 4 2 1 2 . サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2 - 7 - 6 サンドマット工の規定による。	3 2 7 4 2 1	2. サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2 -7-6サンドマット工の規定による。	表現を整備局と整合

									<u>- /</u>	\ <u> </u>		I/IN E	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	ī fi	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į l	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	7	4	3		3 .	請負者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、請負者は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	3	2	7	4 3	3	1		受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	
3 2	7	4	4	1	4 .	請負者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。	3	2	7	4 4	1	1	4 .	受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。	
3 2	7	4	5	1	5 .	請負者は、サンドマット(海上)にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。	3	2	7	4 5	5	1	5 .	受注者は、サンドマット(海上)にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。	
3 2	7	4	6	1	6 .	請負者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行うものとする。	3	2	7	4 6	6	1		受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行わなければならない。	
3 2 3 2					2 - 7 - 5	パイルネット工 <u>請負者</u> は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載され た位置に敷設しなければならない。				5 0			2 - 7 - 5	パイルネット工 受注者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載され た位置に敷設しなければならない。	
3 2	7	5	2	1	2 .	サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2 -7-6サンドマット工の規定によるものとする。	3	2	7	5 2	2	1	2 .	サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2 -7-6サンドマット工の規定によるものとする。	
3 2	7	5	3	1	3 .	パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	7	5 3	3	1	3 .	パイルネット工における木杭の施工については、以下の各 号の規定によるものとする。	
3 2	7	5	3	2		請負者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	3	2	7	5 3	3	2		受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	
3 2	7	5	3	3	(2)	請負者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。	3	2	7	5 3	3	3	(2)	受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。	
3 2	7	5	4	1	4 .	パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。	3	2	7	5 4	1	1	4 .	パイルネット工における既製コンクリート杭の施工につい ては、以下の各号の規定による。	
3 2	7	5	4	2	(1)	請負者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、 第3編2・3・3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。	3	2	7	5 4	1	2		受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、 第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。	
3 2	7	5	4	3	(2)	請負者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないよう に行わなければならない。	3	2	7	5 4	1	3	(2)	受注者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないよう に行わなければならない。	

	下工事	改訂理由等
	項	
扁 章 │節 │条 │ 項 │ 以 │	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成	改定理由
2 7 5 4 4	のとし、監督職員または、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなけばならない。	
2 7 5 4 5 (4) ifi負者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。	3 2 7 5 4 5 (4) 受注者 は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。	
2 7 5 4 6 (5) <u>請負者</u> は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。	3 2 7 5 4 6 (5) <u>受注者</u> は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。	
2 7 5 4 7 (6) <u>請負者</u> は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合 は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員 と協議しなければならない。	3 2 7 5 4 7 (6) <u>受注者</u> は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
2 7 5 4 8 (7) <u>請負者</u> は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 7 5 4 8 (7) 受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
2 7 5 4 9 (8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	3 2 7 5 4 9 (8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
275410請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定 による。	3 2 7 5 4 10 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定 による。	
2 7 5 4 11 請負者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	3 2 7 5 4 11 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	
2 7 5 4 12 ii 負者 は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリート くいの施工標準)の規定による。	3 2 7 5 4 12 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリート くいの施工標準)の規定による。	
2 7 5 4 13 (9) <u>請負者</u> は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。	3 2 7 5 4 13 (9) <mark>受注者</mark> は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。	
2 7 5 4 14 (10) 0) <u>請負者</u> は、殻運搬処理に <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しない ように行わなければならない。	3 2 7 5 4 14 (10) 0) 受注者は、殻運搬処理にあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。	
2 7 6 0 1 2 - 7 - 6 サンドマットエ 2 7 6 1 1 1 . 請負者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3 2 7 6 0 1 2 - 7 - 6 サンドマット工 3 2 7 6 1 1 1 . 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	
2 7 6 2 1 2 <u>請負者</u> は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。	3 2 7 6 2 1 2 . 受注者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。	
2 7 7 0 1 2 - 7 - 7 バーチカルドレーンエ	3 2 7 7 0 1 2 - 7 - 7 バーチカルドレーンエ	

							<u>/ \-</u>		<u>尹</u>	マル	1_1_12	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	7	7 1	1	1 .	請負者は、バーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。	3	2	7	7 1	1	1 .	受注者は、バーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に 使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しな ければならない。	
3	2	7	7 2	1	2 .	請負者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充 <u>てん</u> したことを確認しなければならない。	3	2	7	7 2	1	2 .	受注者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充 <mark>填</mark> したことを確認しなければならない。	
3	2	7	7 3	1	3 .	請負者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。	3	2	7	7 3	1	3 .	受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。	
3	2	7	7 4	1	4 .	請負者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの 打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改め て打設を行わなければならない。	3	2	7	7 4	1	4 .	受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの 打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改め て打設を行わなければならない。	
3	2	7	7 5	1	5 .	請負者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護 し、排水効果を維持しなければならない。	3	2	7	7 5	1	5 .	受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護 し、排水効果を維持しなければならない。	
				1	2 - 7 - 8	締固め改良工	3	2	7	8 0	1	2 - 7 - 8	締固め改良工	
3	2	7	8 1	1		請負者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、 坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に 充填しなければならない。	3	2	7	8 1	1		受注者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、 坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に 充填しなければならない。	
3	2	7	8 2	1	2 .	請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	3	2	7	8 2	1	2 .	受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	
				1		請負者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。							受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。	
3	2	7	9 1	1		撹拌とは、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌及びスラリー撹拌 を示すものとする。	3	2	7		1	1 .	固結工 撹拌とは、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌及びスラリー撹拌 を示すものとする。	
3	2	7	9 2	1	2 .	請負者は、固結工による工事着手前に、撹拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督職員に報告するとともに、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	7	9 2	1	2 .	受注者は、固結工による工事着手前に、撹拌及び注入する	独自の表現変更
3	2	7	9 3	1	3 .	請負者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。	3	2	7	9 3	1	3 .	受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。	

			<u> </u>	7,000	<u>: :</u>	17K E	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
がいがく						T百		PAHJ W.	いいな出立
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成				条項		以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 7 9 4 1 4 . <u>請負者</u> は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。		2	7	9 4	4	1	4 .	受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。	
3 2 7 9 5 1 5 . <u>請負者</u> は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は 1 m程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。		2	7	9 5	5	1	5 .	受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は 1 m程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。	
3 2 7 9 6 1 6 . <u>請負者</u> は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適 切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を 選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければ ならない。		2	7	9 6	6	1	6 .	受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 7 9 7 1 7 . 請負者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督職員の確認を得なければならない。	3	2	7	9 7	7	1	7.	受注者は、薬液注入工事の着手前に <u>以下</u> について監督職員の確認を得なければならない。	
3 2 7 9 7 2 (1) 工法関係				9 7			(1)	工法関係	
3 2 7 9 7 3 注入圧				9 7				注入压	
3 2 7 9 7 4 注入速度 3 2 7 9 7 5 注入順序				9 7 9 7				注入速度	
3 2 7 9 7 6 ステップ長	3	2	7	9 7	7	6		ステップ長	
3 2 7 9 7 7 (2) 材料関係	3	2	7	9 7	7	7		材料関係	
3 2 7 9 7 8 材料 (購入・流通経路等を含む)	3	2	7	9 7	7	8		材料(購入・流通経路等を含む)	
3 2 7 9 7 9 ゲルタイム	3	2	7	9 7	7	9		ゲルタイム	
3 2 7 9 7 10 配合 3 2 7 9 8 1 8 . 請負者 は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。				9 7 9 8			8 .	配合 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工 法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7 月10日建設省官技発第160号)の規定による。	現を整備局と整合
3 2 7 9 9 1 9 . <u>請負者</u> は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。なお、 <u>請負者</u> は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。) :	2	7	9 9	9	1	9 .	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	現を整備局と整合
3 2 8 0 0 1 第8節 工場製品輸送工	3	2	8	0 0	0	1	第8節	工場製品輸送工	
3 2 8 1 0 1 2 - 8 - 1 一般事項	3	2	8	1 0	0	1	2 - 8 - 1	一般事項	
3 2 8 1 1 1 1 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。	3	2	8	1 1	1	1	1 .	本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。	現を整備局と整合
3 2 8 1 2 1 2 . iiiaa iiaaa iiaaa iiaaa iiaaaa iiaaaaa iiaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa	3	2	8	1 2	2	1	2 .	受注者は、輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 表	現を整備局と整合
3 2 8 2 0 1 2 8 2 0 1 1 2 8 2 1 輸送工 3 2 8 2 1 1 1 . if 負者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。				2 0			2 - 8 - 2	輸送工 受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記 入しておかなければならない。	

				<u> </u>		-//	, ,,,,,,,	<u> </u>	古が旧し牧る		フレキエエ四 土 かた
			現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章節条	下	編章節条	旧・条文構成				系 項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 8 2	2 1	2 .	請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、 <u>請負者</u> は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	3	2	8 2	2 2	1	2 .	. 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、 <mark>受注者</mark> は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	
3 2 9 0		第9節	構造物撤去工	3	2	9 (0 0	1	第9節	構造物撤去工	
3 2 9 1			一般事項	3	2	9 1	1 0	1			
3 2 9 1	1 1	1.	本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	3	2	9 1	1 1	1	1 .	. 本節は、構造物撤去工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路 付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去 工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去 工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬 処理工その他これらに類する工種について定める。	
3 2 9 2		2 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					1	2 - 9 - 2	作業土工 (床掘り・埋戻し)	
3 2 9 2	1 1		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	3	2	9 2	2 1	1		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
3 2 9 3 3 2 9 3			構造物取壊し工 請負者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートは つりを行うに <u>あたり</u> 、本体構造物の一部を撤去する場合に は、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければな らない。					1 1		構造物取壊し工 . 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートは つりを行うに <u>あたっては</u> 、本体構造物の一部を撤去する場 合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなけれ ばならない。	
3 2 9 3	2 1	2 .	請負者は、舗装版取壊しを行うに <u>あたり</u> 、他に影響を与えないように施工しなければならない。	3	2	9 3	3 2	1	2 .	. <mark>受注者</mark> は、舗装版取壊しを行うに <u>あたっては</u> 、他に影響を 与えないように施工しなければならない。	
3 2 9 3	3 1	3 .	請負者は、石積み取壊し、コンクリートプロック撤去及び吹付法面取壊しを行うに <u>あたり</u> 、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	3	2	9 3	3 3	1	3 .	. 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び 吹付法面取壊しを行うに <u>あたっては</u> 、地山法面の雨水によ る浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければなら ない。	
3 2 9 3	4 1	4 .	請負者は、鋼材切断を行うに <u>あたり</u> 、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	3	2	9 3	3 4	1	4 .	. 受注者は、鋼材切断を行うに <u>あたっては</u> 、本体部材として 兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与え ないように処理しなければならない。	
3 2 9 3		5 .	請負者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充 <u>てん</u> するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。	3	2	9 3	3 5	1	5 .	. 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充 <u>填</u> するなどして地盤沈下を生じないようにしなければなら ない。	
3 2 9 3	6 1	6 .	請負者は、根固めブロック撤去を行うに <u>あたり</u> 、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	2	9 3	3 6	1	6 .	. <mark>受注者</mark> は、根固めブロック撤去を行うに <u>あたっては</u> 、根固めプロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	

			-	<u> </u>	111		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				条項	I	項			
日 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 に に に は に は に に は に は に は に は に は に は	編	章	節	条 項	頁 じ	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
2 9 3 7 1 7 . <u>請負者</u> は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。		2	9	3 7	7	1		受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周 辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなけ ればならない。	
2 9 3 8 1 8 . <u>請負者</u> は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、伊 用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工 しなければならない。		2	9	3 8	3	1	8 .	受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
2 9 3 9 1 9 . <u>請負者</u> は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道 路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。		2	9	3 9	9	1		受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	
2 9 3 10 1 1 1 0. <u>請負者</u> は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。	3	2	9	3 10	0	1	10.	受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。	
2 9 3 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及 び廃材については、設計図書による処分方法によらなけれ ばならない。	
2 9 4 0 1 2 - 9 - 4 防護柵撤去工 2 9 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3	2	9	4 0)	1	1 .	防護柵撤去工 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止 柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用 中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工し なければならない。	
2 9 4 2 1 2 <u>請負者</u> は、ガードレール、ガードパイプ、横断·転落防止 無、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路 交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	i	2	9	4 2	2	1		受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止 柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路 交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなけれ ばならない。	
2 9 4 3 1 3 . <u>請負者</u> は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止 柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計 図書による処分方法によらなければならない。		2	9	4 3	3	1		受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止 柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計 図書による処分方法によらなければならない。	
2 9 5 0 1 2 9 5 0 1 2 9 5 標識撤去工 2 9 5 1 1 1 1 請負者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機				5 0			2 - 9 - 5		
能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。				5 1			1.	受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
2 9 5 2 1 2 <u>請負者</u> は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生 じないよう必要な対策を講じなければならない。	3	2	9	5 2	2	1	2 .	受注者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生 じないよう必要な対策を講じなければならない。	
2 9 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は、標識撤去において、設計図書による処分方法に よらなければならない。	3	2	9	5 3	3	1	3 .	受注者は、標識撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
2 9 6 0 1 2 9 6 道路付属物撤去工	3	2	9	6 0)	1	2 - 9 - 6	道路付属物撤去工	

						現行条文					1/2		改訂理由等	
編章	首節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	承 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 9	6	1	1	1 .	請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	3	2	9 6	5 1	1	1 .	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
3 2	9	6	2	1	2 .	請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	3	2	9 6	6 2	1	2 .	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	
3 2	2 9	6	3	1	3 .	請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	3	2	9 6	3	1	3 .	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	
3 2	2 9	6	4	1	4	請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9 6	6 4	1	4 .	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3 2 3				1		プレキャスト擁壁撤去工 請負者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。					1		プレキャスト擁壁撤去工 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
3 2	2 9	7	2	1	2 .	請負者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、 他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	3	2	9 7	7 2	1	2 .	受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、 他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならな い。	
3 2						請負者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。							受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書に よる処分方法によらなければならない。	
3 2						排水構造物撤去工				3 0			排水構造物撤去工	
3 2	9	8	1	1	1 .	請負者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	3	2	9 8	3 1	1	1 .	受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
3 2	9	8	2	1	2 .	請負者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	3	2	9 8	3 2	1	2 .	受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
3 2	2 9	8	3	1	3 .	請負者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して 支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	3	2	9 8	3 3	1	3 .	受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して 支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	
3 2	9	8	4	1	4	請負者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。	3	2	9 8	3 4	1	4 .	受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。	
3 2	2 9	8	5	1	5 .	請負者は、排水構造物の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9 8	3 5	1	5 .	受注者は、排水構造物の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3 2	2 9	9	0	1	2 - 9 - 9	かご撤去工	3	2	9 9	0	1	2 - 9 - 9	かご撤去工	

			┸₹	+ / \	(四)	<u>L 17K e</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章〔	節条	兵 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
三を現場	は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ゴ 場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて なければならない。	3	2	9 9	1	1	1 .	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ゴミを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	
	は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、設計図 る処分方法によらなければならない。	3	2	9 9	2	1	2 .	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3 2 9 10 0 1 2 - 9 - 10 落石雪雪 3 2 9 10 1 1 1 1 . 請負者に	写防止撤去工 は、落石防護柵撤去、落石防止網(繊維網)の撤去				0 0		2 - 9 - 10	落石雪害防止撤去工 受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網(繊維網)の撤去	
	は、冷山の最間服み、冷山の止納(繊維網)の服み て、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じ ら施工しなければならない。		2	9 10		1	1.	でである。 に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
	は、落石防護柵撤去、落石防止網(繊維網)の撤去 っては、設計図書による処分方法によらなければな	3	2	9 10	0 2	1	2 .	受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網(繊維網)の撤去にあたっては、設計図書による処分方法によらなければならない。	
	は、インターロッキングブロック、コンクリート平 ック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施 易及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなけれ				1 0			ブロック舗装撤去工 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平 板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施 設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなけれ ばならない。	
	は、インターロッキングブロック、コンクリート平 ック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に を障が生じないよう必要な対策を講じなければなら	3	2	9 11	1 2	1		受注者は、インターロッキングプロック、コンクリート平板プロック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	
	は、インターロッキングブロック、コンクリート平 ック及びノンスリップの撤去において、設計図書に 分方法によらなければならない。	3	2	9 11	1 3	1	3 .	受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3 2 9 12 0 1 2 - 9 - 12 縁石撤去		3	2	9 12	2 0	1	2 - 9 - 12		
に際して	は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去 て、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じ ら施工しなければならない。	3	2	9 12	2 1	1	1.	受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
に際して策を講し	は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去 て、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対 じなければならない。							受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	
	は、歩車道境界ブロック <u>および</u> 地先境界ブロックの らいて、設計図書による処分方法によらなければな	3	2	9 12	2 3	1	3 .	受注者は、歩車道境界ブロック <u>及び</u> 地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3 2 9 13 0 1 2 - 9 - 13 冬季安全	È施設撤去工	3	2	9 13	3 0	1	2 - 9 - 13	冬季安全施設撤去工	

							<u> </u>			\	<u> </u>	首が旧して教養	改訂条文	改訂理由等
編章	章 飢	介 条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節点	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 9	13	1	1	1 .	請負者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、 供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施 工しなければならない。	3	2	9 1	13 1	1		受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。	
3 2	2 9	13	2	1	2 .	吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、第3編 2-9-3構造物取壊し工の規定によるものとする。	3	2	9 1	13 2	1	2 .	吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、第3編 2-9-3構造物取壊し工の規定によるものとする。	
3 2	2 9	13	3	1	3 .	請負者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	3	2	9 1	13 3	1	3 .	受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。	
3 2	2 9	13	4	1	4 .	請負者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、 設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9 1	13 4	1	4 .	受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、 設計図書による処分方法によらなければならない。	
3 2					2 - 9 - 14					14 0				
3 2						骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-18建設副産物の規定によるものとする。				14 1			骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を 除き、第1編1-1-18建設副産物の規定によるものとす る。	
3 2	2 9	9 14	2	1		請負者は、構造物の破砕、撤去については、第3編2-9-3構造物取壊し工及び第3編2-9-6道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							受注者は、構造物の破砕、撤去については、第3編2-9-3構造物取壊し工及び第3編2-9-6道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	表現を整備局と整合
3 2					3 .	請負者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破砕物の内容、破砕量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。	3	2	9 1	14 3	1		受注者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破砕物の内容、破砕量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。	
3 2	2 9	9 14	4	1	4 .	請負者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。	3	2	9 1	14 4	1		受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。	
3 2	2 9	14	5	1	5 .	請負者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破砕作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。	3	2	9 1	14 5	1	5 .	受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破砕作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。	
3 2	2 9	14	6	1	6 .	請負者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。	3	2	9 1	14 6	1		受注者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。	

		<u> </u>	T /	一、儿	2 1	<u> 12K E</u>	<u> </u>	改訂理由等
						頂	VAR. 33.X	NATI CTEM (1)
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成		章	節	条]	項	以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 9 14 7 1 7 1 7 1 1 1 1 1	:	2	9	14	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破砕や積 込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について 変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督職員と 協議しなければならない。	
3 2 9 14 8 1 8 . <u>請負者</u> は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の <u>設備</u> 方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	9	14	8	1	8. <mark>受注者</mark> は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の <mark>整</mark> 備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関し て監督職員と協議しなければならない。	
3 2 9 14 9 1 9 . <u>請負者</u> は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。)	2	9	14	9	1	9. <mark>受注者</mark> は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 9 14 10 1 10. <u>請負者</u> は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	9	14	10	1	10. 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 9 15 0 1 2 - 9 - 15 運搬処理工		2	9	15	0	1	2 - 9 - 15 運搬処理工	
3 2 9 15 1 1 1 1 1 1 1 1	3	2	9	15	1	1	1 . 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第 1編 1 - 1 - 17工事現場発生品の規定による。	
3 2 9 15 2 1 2 . 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第 1 編 1 - 1 - 18建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	1	2 . 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第 1 編 1 - 1 - 18建設副産物の規定による。	
3 2 9 15 3 1 3 . 請負者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うに たり、運搬物が飛散しないよう適正 ならない。		2	9	15	3	1	3. <mark>受注者</mark> は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散しないよう適正 <u>な処置</u> を行わなければならない。	
3 2 10 0 0 1 第10節 仮設工				0			第10節 仮設工	
3 2 10 1 0 1 2 - 10 - 1 一般事項	3			1			2 - 10 - 1 一般事項 1 . 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	
3 2 10 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督職員の指示がある場合を除き、請負者の責任において施工しなければならない。		2	10	1	2	1	2. <mark>受注者</mark> は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督職員の指示がある場合を除き、 <mark>受注者</mark> の責任において施工しなければならない。	

						-/ _		H / \	, JUL 1	工 7水	音机口比較衣	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2			1		請負者は、仮設物については、設計図書の定めまたは監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。							受注者は、仮設物については、設計図書の定めまたは監督 職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全 に撤去し、原形に復旧しなければならない。	
3 2 3 2					工事用道路工 工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために 仮に施工された道路をいうものとする。		2	10 2 10 2	2 0	1		工事用道路工 工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために 仮に施工された道路をいうものとする。	
3 2	10 2	2	1	2 .	請負者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地 形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対 策を講じなければならない。		2	10 2	2 2	1	2 .	受注者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地 形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対 策を講じなければならない。	
3 2	10 2	3	1	3 .	請負者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。	3	2	10 2	2 3	1	3 .	受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。	
3 2	10 2	4	1	4 .	請負者は、工事用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。	3	2	10 2	2 4	1	4 .	受注者は、工事用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起 さないように締固めなければならない。	
3 2	10 2	5	1	5 .	請負者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。	3	2	10 2	2 5	1	5 .	受注者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。	
3 2	10 2	6	1	6 .	請負者は、工事用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。	3	2	10 2	2 6	1	6 .	受注者は、工事用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。	
3 2	10 2	7	1	7 .	請負者は、安定シートを用いて、丁事用道路の盛土の安定 を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効 果が発揮できるよう施工しなければならない。	3	2	10 2	2 7	1	7 .	受注者は、安定シートを用いて、工事用道路の盛土の安定 を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。	
3 2	10 2	8	1	8 .	請負者は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないよう適正 <u>に処理</u> を行わなければならない。	3	2	10 2	2 8	1	8 .	受注者は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散 しないよう適正 <mark>な処置</mark> を行わなければならない。	
3 2	10 2	9	1	9 .	請負者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。	3	2	10 2	2 9	1	9 .	受注者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去 する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなけ ればならない。	
3 2 3 2					仮橋・仮桟橋工 <u>請負者</u> は、仮橋・仮桟橋工を河川内に設置する際に、設計 図書に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中で	3	2	10 3	3 0	1		仮橋・仮桟橋工 受注者は、仮橋・仮桟橋工を河川内に設置する際に、設計 図書に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中で	
3 2	10 2	2	1	2	あっても出水期間中は撤去しなければならない。 <u>請負者</u> は、覆工板と仮橋上部との接合を行うにあたり、隅	2	2	10 0	2 0	1	2	あっても出水期間中は撤去しなければならない。 <u>受注者</u> は、覆工板と仮橋上部との接合を行うにあたり、隅	
	10 3		1		角部の設置に支障があるときはその処理方法等の対策を講 じなければならない。						2.	安注者は、復工板と収筒上部との接合を行うにのだり、隔角部の設置に支障があるときはその処理方法等の対策を講じなければならない。	
3 2	10 3	3	1	3 .	請負者は、仮設高欄及び防舷材を設置するにあたり、その位置に支障があるときは、設置方法等の対策を講じなければならない。		2	10 3	3 3	1	3 .	受注者は、仮設高欄及び防舷材を設置するにあたり、その 位置に支障があるときは、設置方法等の対策を講じなけれ ばならない。	

						現行条文	-/ ₁ \.		! /\		<u></u>	直列口に致る	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条』	項 「J	頁 人 編章領	作条	旧・条文構成	編	章	節务	孫 項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	10	3 4	4		4 .	請負者は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10 3	3 4	1	4 .	受注者は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散しないように、 <u>適切な処置を</u> 行わなければならない。	
3 2	10	3	5		5 .	請負者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。		2	10 3	3 5	1	5 .	受注者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを 用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着 かせなければならない。	
3 2 3 2						路面覆工 <u>請負者</u> は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段				4 0 4 1		2 - 10 - 4	<u>受注者</u> は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段	
						差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。							差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。	
3 2	10	4 :	2	1	2 .	請負者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。	3	2	10 4	4 2	1	2 .	受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。	
3 2	10	4	3		3 .	請負者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が 均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造と しなければならない。	3	2	10 4	4 3	1	3 .	受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が 均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造と しなければならない。	
3 2 3 2				2 - 1	10 - 5	土留・仮締切工 <u>請負者</u> は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形					1		土留・仮締切工 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形	
3 2	10	5	'		١.	調見もは、同曲の状況を考慮し、本体工事の品員、山木が 等の確保に支障のないように施工しなければならない。	3	2	10		'	1.	安社自は、同田の仏がでも慮し、平体工事の印真、山木形等の確保に支障のないように施工しなければならない。	
3 2	10	5	2		2 .	請負者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	3	2	10 5	5 2	1	2 .	受注者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
3 2	10	5	3		3 .	請負者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準 (案)の規定による。	3	2	10 5	5 3	1	3 .	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準 (案)の規定による。	
3 2	10	5	4			請負者は、土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認しなければならない。						4 .	受注者は、土留・仮締切工の仮設 H 鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認しなければならない。	
3 2	10	5	5		5 .	請負者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。		2	10 5	5 5	1	5 .	受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。	
3 2	10	5 (6		6 .	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。	3	2	10 5	5 6	1	6 .	受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。	

	个工事共進任恢音机口 に 取衣 改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 10 5 7 1 7 : 請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。	なければならない。	
3 2 10 5 8 1 8 . 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しる行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。	3 2 10 5 8 1 8 . <mark>受注者</mark> は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを 行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。	
3 2 10 5 9 1 9 . <u>請負者</u> は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	3 2 10 5 9 1 9 . <mark>受注者</mark> は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	
3 2 10 5 10 1 10. <u>請負者</u> は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれるそが一ケ所に集中しないように施工しなければならない。	3 2 10 5 10 1 10. <mark>受注者</mark> は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ケ所に集中しないように施工しなければならない。	
3 2 10 5 11 1 11. <u>請負者</u> は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	3 2 10 5 11 1 11 . 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	
3 2 10 5 12 1 12. <u>請負者</u> は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない	3 2 10 5 12 1 12. <u>受注者</u> は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない	
3 2 10 5 13 1 13. <u>請負者</u> は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	3 2 10 5 13 1 13. <mark>受注者</mark> は、ウォータージェットを用いて仮設 H 鋼杭、鋼矢 板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入さ せ落ち着かせなければならない。	
3 2 10 5 14 1 14. <u>請負者</u> は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充 <u>てん</u> しなければならない。	3 2 10 5 14 1 14 . 受注者は、仮設日鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。	
3 2 10 5 15 1 15 . <u>請負者</u> は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。	3 2 10 5 15 1 15. <u>受注者</u> は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。	
3 2 10 5 16 1 16. <u>請負者</u> は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	3 2 10 5 16 1 16. <u>受注者</u> は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	
3 2 10 5 17 1 17 . <u>請負者</u> は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。	3 2 10 5 17 1 17. <mark>受注者</mark> は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。	
3 2 10 5 18 1 18. <u>請負者</u> は、じゃかご(仮設)施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。	3 2 10 5 18 1 18. <mark>受注者</mark> は、じゃかご(仮設)施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。	

									F / `	, <u>, , (1)</u>	<u> </u>	音別口に収る	改訂条文	改訂理由等
				TĀ		坑1Jホ ス					TE		以引水人	以訂注由守
編章	重節	5 条	項	以 下	編章節条	旧・条文構成					項以下		新・条文構成	改定理由
3 2	10	5	19	1	19 .	請負者は、じゃかご(仮設)の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	3	2	10	5 19	1	19 .	受注者は、じゃかご(仮設)の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	
3 2	10	5	20	1	20 .	請負者は、じゃかご(仮設)の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、 <u>請負者</u> は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充 <u>てん</u> し、適切な断面形状に仕上げなければならない。	3	2	10	5 20	1	20 .	受注者は、じゃかご(仮設)の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充填し、適切な断面形状に仕上げなければならない。	
3 2	10	5	21	1	21 .	ふとんかご(仮設)の施工については、本条18~20項の規 定によるものとする。	3	2	10	5 21	1	21 .	ふとんかご(仮設)の施工については、本条18~20項の規 定によるものとする。	
3 2	10	5	22	1	22 .	請負者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。	3	2	10	5 22	1	22 .	受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。	
3 2	10	5	23	1	23 .	請負者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法 面の崩壊がないように施工しなければならない。	3	2	10	5 23	1	23 .	受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法 面の崩壊がないように施工しなければならない。	
3 2						請負者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。							受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	
3 2	10	5	25	1	25 .	請負者は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10	5 25	1	25 .	受注者は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散しないように <u>適切な処置を</u> 行わなければならない。	
3 2 3 2						砂防仮締切工 請負者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施 工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来 形等の確保に支障のないように施工しなければならない。	3				1	2 - 10 - 6	砂防仮締切工 受注者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。	
3 2	10	6	2	1	2 .	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定によるものとする。	3	2	10	6 2	1	2 .	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定によるものとする。	
3 2	10	6	3	1	3 .	土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土 エ・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	3	2	10	6 3	1	3 .	土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土 エ・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	
3 2	10	6	4	1	4 .	コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	3	2	10	6 4	1	4 .	コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
3 2					2 - 10 - 7						1			
3 2	10) 7	1	1	1 .	請負者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を充分に排水しなければならない。	3	2	10	/ 1	1	1 .	受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を充分に排水しなければならない。	

							<u> </u>		- /	\ <u>\ </u>	<u> </u>	を	改訂条文	改訂理由等
				7.5		现们宗 义					7.2		以引采义	(以訂理田寺
編章				以 下	編章節条	旧・条文構成				条項	下		新・条文構成	改定理由
3 2				1		請負者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。							受注者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。	
3 2	2 10	0 7	3	1	3 .	請負者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、 <u>工事着手前</u> に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。		2	10	7 3	1	3 .	受注者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	
3 2						請負者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。				7 4			受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	
3 2					2 - 10 - 8	地下水位低下工 <u>請負者</u> は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行う	3	2	10	8 0	1	2 - 10 - 8	地下水位低下工	
3 2	2 11	0 0	I	1	1.	請負有は、グェルがインドのもいはディーノヴェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	3	2	10	0 1		'.	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	
3 2	2 10	8 0	2	1	2 .	請負者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。	3	2	10	8 2	1	2 .	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。	
3 2						地中連続壁工 (壁式)				9 0			地中連続壁工(壁式)	
3 2	2 10	0 9	1	1		請負者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、 形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	3	2	10	9 1	1	1 .	受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、 形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	
3 2	2 10	0 9	2	1	2 .	請負者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。	3	2	10	9 2	1	2 .	受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。	
3 2	2 10	0 9	3	1	3 .	連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、 <u>請負者</u> は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。	3	2	10	9 3	1	3 .	連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、 <mark>受注者</mark> は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。	
3 2	2 10	0 9	4	1	4 .	請負者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	3	2	10	9 4	1	4 .	受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	
3 2	2 10	0 9	5	1	5 .	請負者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの 浮き上がりのないように施工しなければならない。	3	2	10	9 5	1	5 .	受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの 浮き上がりのないように施工しなければならない。	
3 2	2 10	0 9	6	1	6 .	打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、 <u>請</u> <u>負者</u> は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。	3	2	10	9 6	1	6 .	打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。	

								<u> </u>	الختار	<u> </u>	<u>当初川口儿牧农</u> 水缸冬文		改訂理由等
											以司宗又		(以記) 建田寺
章	節身	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条 項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
					や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。						や周辺家屋等にい。	こ影響を与えないように行わなければならな	
2 1	10 9	8	1	8 .	<u>請負者</u> は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10	9 8	1			
					いように行わなければならない。						しないように、	<u>適切な処置を</u> 行わなければならない。	
				2 - 10 - 10	地中連続壁工(柱列式)	3	2	10 1	0 0	1	2 - 10 - 10 地中連続壁工((柱列式)	
2 1			1	۱.	記載して、 別、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、 形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	3	2	10 1		I	況、地下水位」 形状・寸法等を	上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、 を決定し、所定の位置に精度よく設置しなけ	
2 1	10 10	0 2	1	2 .	請負者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。	3	2	10 1	0 2	1	隔、柱列線及び	び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確	
2 1	10 10	0 3	1	3 .	オーバーラップ配置の場合に、 <u>請負者</u> は、隣接杭の材 <u>令</u> が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。	3	2	10 1	0 3	1			
2 1	10 10	0 4	1	4 .	請負者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。	3	2	10 1	0 4	1	うにするととも	もに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まな	
2 1	10 10	0 5	1	5 .	請負者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。	3	2	10 1	0 5	1	い場合には、子 イルセメントの	孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソ D攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を	
2 1	10 10	0 6	1	6 .	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	3	2	10 1	0 6	1			
2 1	10 10	0 7	1	7 .	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10 1	0 7	1			
2 1	10 10	8 0	1	8 .	請負者は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10 1	0 8	1			
											2 - 10 - 11 仮水路工		
2 1	10 1	1 1	1	1.	請負者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。	3	2	10 1	1 1	1			
		2 10 5 2 10 6 2 10 10 2 10 11 2 10 11 2 10 11 2 10 11 2 10 11 2 10 11 2 10 11		章 節 条 項 以下 2 10 9 7 1 2 10 9 8 1 2 10 10 0 1 2 10 10 1 1 2 10 10 3 1 2 10 10 4 1 2 10 10 5 1 2 10 10 6 1 2 10 10 7 1 2 10 10 8 1		1	### 1	1	10	10	### 10 10 10 1	10 10 10 10 10 10 10 10	1

								- / \	, , , , ,	<u> </u>	首が川口に収る	改訂条文	改訂理由等
			百		7117.					ॉ百		LXEJ // X	МПИДПО
		孫 項	以下	編章節条	旧・条文構成				孫 項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	10 1	1 2	1	2 .	請負者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。	3	2	10 1	1 2	1	2 .	受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去 後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締 固めをしながら埋戻しをしなければならない。	
3 2	10 1	1 3	1	3 .	請負者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への 影響が小さくなるように施工しなければならない。また、 水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水 位観測を行わなくてはならない。	3	2	10 1	1 3	1	3 .	受注者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への 影響が小さくなるように施工しなければならない。また、 水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水 位観測を行わなくてはならない。	
3 2	10 1	1 4	1	4 .	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10 1	1 4	1	4 .	受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。	
3 2	10 1	1 5	1	5 .	請負者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10 1	1 5	1	5 .	受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。	
3 2	10 1	1 6	1	6 .	請負者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充 <u>てん</u> しなければならない。						6 .	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。	
		2 0		2 - 10 - 12	残土受入れ施設工	3	2	10 1	2 0	1	2 - 10 - 12	残土受入れ施設工	
3 2	10 1	2 1	1	1.	請負者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲へ の流出防止対策を、講じなければならない。	3	2	10 1	2 1	1	1 .	受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲へ の流出防止対策を、講じなければならない。	
3 2	10 1	2 2	1	2 .	請負者は、コンクリートプロック、プレキャスト L 型擁壁、プレキャスト逆 T 型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。	3	2	10 1	2 2	1	2 .	受注者は、コンクリートプロック、プレキャスト L 型擁壁、プレキャスト逆 T 型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。	
		3 0		2 - 10 - 13	作業ヤード整備工					1	2 - 10 - 13	作業ヤード整備工	
3 2	10 1	3 1	1		請負者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に 支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなけれ ばならない。						1 .	受注者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に 支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなけれ ばならない。	
3 2	10 1	3 2	1		請負者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に砕石を平坦に敷均さなければならない。	3	2	10 1	3 2	1		受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に砕石を平坦に敷均さなければならない。	
		4 0 4 1			電力設備工 請負者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を 設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工 事の施工に支障が生じない設備としなければならない。				4 0 4 1			電力設備工 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を 設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工 事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	
3 2	10 1	4 2	1	2 .	請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。	3	2	10 1	4 2	1	2 .	受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。	表現を整備局と整合

									<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	音机旧比较衣	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	10	14	3		3 .	請負者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。	3	2	10 1	4 3	1	3 .	受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防 音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならな い。	
3 2 3 2						コンクリート製造設備工 コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを 排出するときに材料の分離を起こさないものとする。					1		コンクリート製造設備工 コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを 排出するときに材料の分離を起こさないものとする。	
3 2	10	15	2	1	2 .	<u>請負者</u> は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサを用いなければならない。	3	2	10 1	5 2	1	2 .	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキ サを用いなければならない。	
3 2	10	15	3	1	3 .	ケーブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみやかなものとする。	3	2	10 1	5 3	1	3 .	ケーブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリート の投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、 また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみ やかなものとする。	
3 2 3 2						トンネル仮設備工 <u>請負者</u> は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性 能等の確保のため、その保守に努めなければならない。					1		トンネル仮設備工 受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性 能等の確保のため、その保守に努めなければならない。	
3 2	10	16	2	1	2 .	請負者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を <u>行なう</u> 場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。	3	2	10 1	6 2	1	2 .	受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等 直接作業を <u>行う</u> 場所、保線作業、通路等に対して適切な照 度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにし なければならない。また、停電時等の非常時への対応につ いても配慮した設備としなければならない。	
3 2	10	16	3	1	3 .	請負者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	3	2	10 1	6 3	1	3 .	受注者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	
3 2	10	16	4	1	4 .	請負者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。		2	10 1	6 4	1	4 .	受注者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。	
3 2	10	16	5	1	5 .	請負者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。		2	10 1	6 5	1	5 .	受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。	
3 2	10	16	6	1	6 .	請負者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。	3	2	10 1	6 6	1	6 .	受注者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。	

現行条		-/ _		• / \ \		<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章()	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 10 16 6 2 <u>請負者</u> は、 リート等の	機械による掘削作業、せん孔作業及びコンク 吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて 散を防止するための措置を講じなければならな	3	2 1	0 16	6	2		受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンク リート等の吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて 粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならな い。	
	トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時 非常時における連絡に関しても考慮しなければ	3	2 1	0 16	7	1		受注者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。	
	換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的のに効果的な換気装置のものを選定しなければ		2 1	0 16	8	1		受注者は、換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。	
	集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模た上で、十分な処理容量を有しているもので、 率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉 化する処理能力を有しているものを選定しなけ い。		2 1	0 16	9	1		受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	
月以内ごと 気の粉じん この際、粉 mg/m3以下と 成する事が 低い値を目 おける測定	換気の実施等の効果を確認するにあたって、半に1回、定期に、定められた方法に従って、空濃度等について測定を行わなければならない。じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3とし、中小断面のトンネル等のうち3mg/m3を達困難と考えられるものについては、できるだけ標レベルにすることとする。また、各測定点に値の平均値が目標レベルを超える場合には、作善するための必要な措置を講じなければならな		2 1	0 16	10	1		受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の配置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについて、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	
	等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を ばならない。	3	2 1	0 16	10	2		粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を 講じなければならない。	
	トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車 慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ 台数等を決定しなければならない。また、充電 対する配慮を行わなければならない。		2 1	0 16	11	1		受注者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。	
び送気管等 る変形を起 は、可動部 ない。	スライドセントル組立解体にあたり、換気管及の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによこさないようにしなければならない。組立時にが長期間の使用に耐えるようにしなければなら							受注者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。	
	防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部 い構造とするとともに、作業台組立解体にあた みの防水シートを損傷することのないように作 ばならない。		2 1	0 16	13	1		受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。	

							<u> </u>		」 /	\ <u>\ </u>	<u> — ' 2</u>	<u>ж</u>	がコロレし戦で	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	頁 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	10	16	14	1	14 .	請負者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。		2	10	16 14	1	1	14 .	受注者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。	
3 2	10	16	15	1	15 .	請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質 汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定によ る水質を達成できるものとしなければならない。また、設 備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変 化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければ なならない。		2	10	16 15	1	1		受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質 汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定によ る水質を達成できるものとしなければならない。また、設 備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変 化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければ なならない。	
3 2 3 2					2 - 10 - 17	防塵対策工 請負者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3			17 0 17 1			2 - 10 - 17 1 .	防塵対策工 受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工 事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装 置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図 書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	10	17	2	1	2 .	請負者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	10	17 2	1	1		受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	10	18	0	1	2 - 10 - 18					18 0			2 - 10 - 18	汚濁防止工	
3 2	10	18	1	1	1.	請負者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び 撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討 し施工しなければならない。	3	2	10	18 1	1	1	1 .	受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び 撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討 し施工しなければならない。	
3 2	10	18	2	1	2 .	請負者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。		2	10	18 2	1	1		受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	
3 2	10	18	3	1	3 .	請負者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	3	2	10	18 3	1	1		受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	
3 2					2 - 10 - 19					19 0			2 - 10 - 19		
3 2	10	19	1	1	1.	請負者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、 発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。		2	10	19 1	1	1		受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、 発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。	
3 2	10	19	2	1	2 .	請負者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。	3	2	10	19 2	1	1	2 .	受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。	
3 2 3 2					2 - 10 - 20	除雪工 請負者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には <u>請負者</u> の責任において元に戻さなければならない。	3	2 2	10 2	20 0	1	1		除雪工 受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には <mark>受注者</mark> の責任において元に戻さなければならない。	
3 2	10	21	0	1	2 - 10 - 21	雪寒施設丁	3	2	10 1	21 0	1	1	2 - 10 - 21	雪寒施設丁	
	٠, ٥		•	- 1	- 10 - 21	=-<				0	<u> </u>	-	- 10 - 21	コマルのは入工	

						現行条文			<u> </u>	`~	<u></u>		<u>ᆿᅒᆡᄓᅜᅜᆍ초ᄾᅕ</u>	改訂条文 改訂理由等
編章	重節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į .	項以下	編章節条	新・条文構成 改定理由
3 2	! 10	0 21	1	1	1.	請負者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。	3	2	10 2	21 1		1		受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。
3 2	! 10	0 21	2	1	2 .	請負者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。	3	2	10 2	21 2	!	1		受注者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不 等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足 場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなけ ればならない。
3 2	! 10	0 21	3	1	3 .	請負者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。	3	2	10 2	21 3	}	1	3 .	受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。
3 2 3 2	! 10	0 22	1	1	2 - 10 - 22	法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。	3	2	10 2	22 0 22 1		1		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。
3 2	2 10	0 23 0 23	0 1	1	2 - 10 - 23	足場工 請負者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。				23 0 23 1			2 - 10 - 23	足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
3 2					第11節	軽量盛士工	3	2	11	0 0)	1		軽量盛土工
3 2 3	! 11	1 1	1	1	2 - 11 - 1	る工種について定める。	3	2	11	1 0		1		一般事項 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類す る工種について定める。
3 2 3					2 - 11 - 2 1 .	軽量盛土工 請負者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計 図書によらなければならない。				2 0				軽量盛土工 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計 図書によらなければならない。
3 2	! 11	1 2	2	1	2 .	請負者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を <u>行なう</u> にあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。		2	11	2 2	!	1		受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を <u>行う</u> にあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。 <u>また</u> 、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。
3 2	! 11	1 2	3	1	3 .	請負者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督 職員と協議しなければならない。	3	2	11	2 3	1	1		受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督 職員と協議しなければならない。
3 2	! 11	1 2	4	1	4 .	請負者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、 特に段差が生じないように施工しなければならない。	3	2	11	2 4		1		受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、 特に段差が生じないように施工しなければならない。
3 2	! 11	1 2	5	1	5 .	請負者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。	3	2	11	2 5	i	1		受注者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。

										-/\	<u></u>		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章	節条	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	11	2	6	1		6 .	請負者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。	3	2 1	11 2	6	1		受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。	
3 2 3 2 3 2	12	1	0	1	第12 <u>î</u> 2 -	育 12 - 1	工場製作工(共通) 一般事項 本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	3	2 1	12 1	0 0 1	1	2 - 12 - 1	工場製作工(共通) 一般事項 本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
3 2	12	2	0	1	2 -	12 - 2	材料	3	2 1	12 2	0	1	2 - 12 - 2	材料	
3 2					_	1 .	請負者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)については下記によるものとする。	3	2 1	12 2	1	1	1 .	受注者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の 規定により材料確認を行わなければならない。 なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの(JIS マーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品で あってもマーク表示の確認ができないものも含む)につい ては以下のとおり確認しなければならない。	
3 2	12	2	1	2		(1)	鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	3	2 1	12 2	1	2		鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	
3 2	12	2	1	3		(2)	鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	3	2 1	12 2	1	3		鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	
3 2	12	2	1	4		(3)	上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。	3	2 1	12 2	1	4		上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。	
3 2	12	2	2	1			請負者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される 鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に 提出するものとする。	3	2 1	12 2	2	1		受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される 鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に 提出するものとする。	
3 2	12	2	3	1		2 .	請負者は、溶接材料の使用区分を表2- <u>45</u> に従って設定しなければならない。	3	2 1	12 2	3	1		受注者は、溶接材料の使用区分を表 2 - <u>46</u> に従って設定しなければならない。	

	不工事共进行 I		改訂理由等	
現行宗义		(又記) 建田寺		
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 1	編章節条項	以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
表 2 - 45 溶接材料区分			表 2 - 46 溶接材料区分	
3 2 12 2 3 2 iiala	3 2 12 2 3	2	受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。	
	2 2 42 2 2	2	(1) 对极性领针大流拉士又担人	
3 2 12 2 2 3 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 3 2 12 2 2 4 (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合	3 2 12 2 2 3 2 12 2 2	3 4	(1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合	
3 2 12 2 3 5 3 . iiiial a light	3 2 12 2 3	5	3. <u>受注者</u> は、被覆アーク溶接棒を表 2 - <u>47</u> に従って乾燥させなければならない。	
表 2 - <u>46</u> 溶接棒乾燥の温度と時間			表 2 - 47 溶接棒乾燥の温度と時間	
3 2 12 2 4 1 4 . <u>請負者</u> は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2 - <u>47</u> に従って乾燥させなければならない。	3 2 12 2 4	1	4 . <mark>受注者</mark> は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 2 - <u>48</u> に従って乾燥させなければならない。	
表 2 - 47 フラックスの乾燥の温度と時間			表 2 - <u>48</u> フラックスの乾燥の温度と時間	
3 2 12 2 5 1 5 . CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106 (液化二酸化炭素 (液化炭酸ガス))に規定された第 3種を使用するもとのする。	3 2 12 2 5	1	5. CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された第 3種を使用するもとのする。	
3 2 12 2 6 1 6 . 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	3 2 12 2 6	1	6. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	
3 2 12 2 6 2 (1) <u>請負者</u> は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また <u>請負者</u> は、設計図書に特に明示されていない場合は、 <u>工事着手前</u> に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 12 2 6	2	(1) <mark>受注者</mark> は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また <mark>受注者</mark> は、設計図書に特に明示されていない場合は、 <mark>施工前</mark> に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。	
3 2 12 2 6 3 (2) <u>請負者</u> は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その 取扱について、関係諸法令 <u>および</u> 諸法規を遵守しなければ ならない。	3 2 12 2 6	3	(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その 取扱について、関係諸法令 <u>及び</u> 諸法規を遵守しなければな らない。	
3 2 12 2 6 4 (3) <u>請負者</u> は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。	3 2 12 2 6	4	(3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。	
3 2 12 2 6 5 (4) <u>請負者</u> は、塗料の可使時間は、表 2 - <u>48</u> の基準を遵守しなければならない。	3 2 12 2 6	5	(4) <mark>受注者</mark> は、塗料の可使時間は、表2- <mark>49</mark> の基準を遵守しなければならない。	
表 2 - 48 塗料の可使時間 3 2 12 2 6 6 (5) 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜 鉛粉末製造後 6 カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月と し、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3 2 12 2 6	6	表 2 - 49 塗料の可使時間 (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜 鉛粉末製造後 6 カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月と し、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	
3 2 12 3 0 1 2 - 12 - 3 桁製作工 3 2 12 3 1 1 1 製作加工については、下記の規定によるものとする。	3 2 12 3 0 3 2 12 3 1	1 1	2 - 12 - 3 桁製作工 1 . 製作加工については、下記の規定によるものとする。	
3 2 12 3 1 2 (1)原寸	3 2 12 3 1	2	(1)原寸	

		<u>-/\-</u>	<u> </u>]	大地		<u> </u>	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以工	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 12 3 1 3	請負者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。		2	12	3 1	3	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図 備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければ い。	
3 2 12 3 1 4	請負者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3 1	4	受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合計図書に関して監督職員の承諾を得なければならな	
3 2 12 3 1 5	請負者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3 1	5	受注者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺)の1級に合格し巻尺を使用しなければならない。なお、これにより合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なけれない。	難い場
3 2 12 3 1 6	請負者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度 補正を行わなければならない。	3	2	12	3 1	6	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって 補正を行わなければならない。	、温度
3 2 12 3 1 7 (2) 3 2 12 3 1 8	工 作				3 1 3 1		(2) 工作 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる 方向と圧延方向とが一致することを確認しなければ い。	
3 2 12 3 1 9	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	3	2	12	3 1	9	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106(溶接構造用圧材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などのれない部材について板取りする場合は、この限りでい。	溶接さ
3 2 12 3 1 10	また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。	3	2	12	3 1	10	また、連結板などの溶接されない部材についても除とする。	くもの
3 2 12 3 1 11	なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。		2	12	3 1	11	なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時になければならない。ただし、それ以外で監督職員ま 査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しばならない。	たは検
3 2 12 3 1 12	請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。	3	2	12	3 1	12	受注者は、けがきにあたって、完成後も残るようなはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。	場所に
3 2 12 3 1 13	請負者は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとし、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレートおよび補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。		2	12	3 1	13	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラアーク切断法またレーザー切断法により行わなけれない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚下のガセット・プレートおよび補剛材は、せん断に断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平上げるものとする。	<mark>ばなら</mark> [10mm以 より切 「のある
3 2 12 3 1 14	請負者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由 縁となる切断面の角は <u>1~2mmの直線または曲面状に面取</u> りを行わなければならない。	3	2	12	3 1	14	受注者は、塗装される主要部材において組立てた後縁となる切断面の角は <u>面取りを行うものとし、半径上の曲面仕上げを行うものとする</u> 。	
3 2 12 3 1 15	請負者は、鋼材の切断面の表面の粗さを、50μm以下にしなければならない。	3	2	12	3 1	15	受注者は、鋼材の切断面の表面の粗さを、50μm以なければならない。	FIEU

現行条文		<u> </u>	<u>- -</u>	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	! <u> 77</u> K	古が旧し収る	改訂条文	改訂理由等
が11示人					τB		LARJ W.X	다마스 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다
不					項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
またはドリルとリーマ通しない。ただし、二次部材(って、設計図書に示す径にドリル ルの併用により行わなければなら (道示による)で板厚16mm以下の うことができるものとする。	3 2	2 12	3 1	1 16		受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材(道示による)で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。	
けする場合は、型板を使用	要部材に設計図書に示す径を孔あ 引するものとする。ただし、NC 型板を使用しなくてもよいもの	3 2	2 12	3 1	1 17		また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、型板を使用するものとする。ただし、N C 穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。	
3 2 12 3 1 18 なお、孔あけによって孔の ものとする。	D周辺に生じたまくれは削り取る	3 2	2 12	3 1	1 18		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取る ものとする。	
	Nて冷間曲げ加工を行う場合、内 こしなければならない。なお、こ ↑図書に関して監督職員の承諾を	3 2	2 12	3 1	1 19		受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
法)に規定するシャルピー す条件を満たし、かつ化学	-衝撃試験の結果が表 2 - 49に示 対分中の窒素が0.006 %を超え 別半径を板厚の 7 倍以上または 5	3 2	2 12	3 1	1 20		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 2 - 49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。	
3 2 12 3 1 21 表 2 - 49 シャルピー吸収 工半径の許容値	双エネルギーに対する冷間曲げ加	3 2	2 12	3 1	1 21		表 2 - <u>50</u> シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	
3 2 12 3 1 22 請負者は、調質鋼(Q)及間加工を行ってはならない	とび熱加工制御鋼(TMC)の熱 N。	3 2	2 12	3 1	1 22		受注者は、調質鋼(Q)及び熱加工制御鋼(TMC)の熱間加工を行ってはならない。	
3 2 12 3 1 23 (3) 溶接施工		3 2	2 12	3 1	1 23	(3)	溶接施工	
	Nで各継手に要求される溶接品質 を施工計画書へ記載しなければ	3 2	2 12	3 1	1 24		受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。	
3 2 12 3 1 25 1) 鋼材の種類と特性					1 25		鋼材の種類 <u>及び</u> 特性	
3 2 12 3 1 26 2) 溶接材料の種類と特性		3 2	2 12	3 1	1 26		溶接材料の種類及び特性	
3 2 12 3 1 27 3)溶接作業者の保有資格 3 2 12 3 1 28 4)継手の形状と精度		3 2	2 12	3 1	1 27 1 28		溶接作業者の保有資格 継手の形状 <mark>及び</mark> 精度	
3 2 12 3 1 28 4 継手の形状 <u>に</u> 精度 3 2 12 3 1 29 5) 溶接環境 <u>や</u> 使用設備		3 2	2 12	3 1	1 29		経手の形状 <u>及び</u> 有度 溶接環境 <mark>及び</mark> 使用設備	
3 2 12 3 1 30 6) 溶接施工条件や留意事項		3 2	2 12	3 1	1 30	6)	溶接施工条件及び留意事項	
3 2 12 3 1 31 7) 溶接部の検査方法		3 2	2 12	3 1	1 31	7)	溶接部の検査方法	
3 2 12 3 1 32 8)不適合品の取り扱い 3 2 12 3 1 33 請負者は、JIS Z 3801 (目					1 32	8)	不適合品の取り扱い	
及び判定基準)に定められ	れた試験の種類のうち、その作業 これと同等以上の検定試験に合格	3 2	۷ ۱۷	3 1	1 33		受注者は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	

現行条文		11-	<u> </u>	- / \	\~ <u>~</u>			改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下		編	章〔	節為	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2 12 3 1 34 ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動度の表現を表現を含まる。	れた これ	3	2 1	12 3	3 1	34		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3 2 12 3 1 35 また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A - 2 F まは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を事させるものとする。	また を従	3	2 1	12 3	3 1	35		また、サプマージアーク溶接を行う場合は、A - 2 Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3 2 12 3 1 36 なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上活工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場おいて、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶持事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験があるまたは十分な訓練を受けた者でなければならない。	場に ま 妾工	3	2 1	12 3	3 1	36		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	
3 2 12 3 1 37 (4) 溶接施工試験						37	(4)	溶接施工試験	
3 2 12 3 1 38 <u>請負者</u> は、 <u>次</u> の事項のいずれかに該当する場合は、溶抗工試験を行わなければならない。	妾施	3	2 1	12 3	3 1	38		受注者は、 <u>以下</u> の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	
3 2 12 3 1 39 ただし、二次部材については、除くものとする。						39		ただし、二次部材については、除くものとする。	
3 2 12 3 1 40 なお、すでに過去に同等 <u>もしくは</u> それ以上の条件で溶持 工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶持 工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶持 工試験を省略することができる。	妾施	3	2 1	12 3	3 1	40		なお、すでに過去に同等 <u>または</u> それ以上の条件で溶接施工 試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工 試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工 試験を省略することができる。	
3 2 12 3 1 41 1) S M570または S M A 570W、SM520及び S M A 490W に まて 1 パスの入熱量が7,000J / mmを超える場合	おい	3	2 1	12 3	3 1	41	1)	S M570またはS M A570W、SM520及びS M A490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合	
3 2 12 3 1 42 2) SM490Vにおいて、1パスの入熱量が10,000J/m 超える場合。	mを	3	2 1	12 3	3 1	42	2)	SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを 超える場合。	
3 2 12 3 1 43 3) 被覆棒アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアー溶接法(CO2ガスあるいはArとCO2の混合ガス)サプマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合		3	2 1	12 3	3 1	43	3)	被覆棒アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスあるいはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	
3 2 12 3 1 44 4 4) 鋼橋製作の実績がない場合 3 2 12 3 1 45 5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合						44 45		鋼橋製作の実績がない場合 使用実績のないところから材料供給を受ける場合	
3 2 12 3 1 46 6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合						46	6)	採用する溶接方法の施工実績がない場合	
3 2 12 3 1 47 ii負者 は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に対された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わければならない。		3	2 1	12 3	3 1	47		受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。	

							-/\	~	<u> </u>	改訂理由等		
編章	節条項	項則下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	12 3 1	48		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 <u>下記</u> によるものとする。	3	2	12 3	1	48		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 <u>以下</u> に よるものとする。	
3 2	12 3 1	49	1)	供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も 条件の悪いものを用いるものとする。	3	2	12 3	1	49	1)	供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。	
3 2	12 3 1	50	2)	溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。	3	2	12 3	1	50	2)	溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。	
3 2	12 3 1	51	3)	異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行なうものとする。 なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。	3	2	12 3	1	51		異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行なうものとする。 なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。	
3 2	12 3 1	52	4)	再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。	3	2	12 3	1	52	4)	再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。	
	12 3 1			組立て 請負者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に <u>仮付け</u> することは避けるものとする。やむを得ず <u>仮付</u> を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。					53 54		組立て 受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に <mark>溶接</mark> することは避けるものとする。やむを得ず <mark>溶接</mark> を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	
3 2	12 3 1	55	(6)	材片の組合わせ精度	3	2	12 3	1	55	(6)	材片の組合わせ精度	
	12 3 1			請負者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が満足されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は <u>下記</u> の値とするものとする。					56		受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は以下の値とするものとする。	
3 2	12 3 1	57		ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで <u>下記</u> の値以上とすることができる。	3	2	12 3	1	57		ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで <u>以下</u> の値以上とすることができる。	
	12 3 1 12 3 1			開先溶接 ルート間隔の誤差:規定値±1.0mm以下	3	2	12 3 12 3	1	58 59		開先溶接 ルート間隔の誤差:規定値±1.0mm以下	
	12 3 1			板厚方向の材片偏心: t 50 薄い方の板厚の10%以下					60		板厚方向の材片 <u>の</u> 偏心: t 50 薄い方の板厚の10%以下	
	12 3 1			50 < t 5 mm以下			12 3				50 < t 5 mm以下	
3 2	12 3 1	62		t:薄い方の板厚	3	2	12 3	1	62		t:薄い方の板厚	
	12 3 1 12 3 1			裏当金を用いる場合の密着度:0.5mm以下 開先角度:規定値±10°	3	2	12 3 12 3	1	63 64		裏当金を用いる場合の密着度:0.5mm以下 開先角度:規定値±10°	
3 2	12 3 1	65		すみ肉溶接	3	2	12 3	1	65		すみ肉溶接	
	12 3 1		/ 7 \	材片の密着度:1.0mm以下	3	2	12 3	1	66		材片の密着度:1.0mm以下	
	12 3 1		(/)	組立溶接 請負者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。	3	2	12 3	1	67 68		組立溶接 受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。	

		改訂条文	改訂理由等
項 項 旧・条文構成 下 下	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 12 3 1 69 組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができるものとする。		組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または <mark>以下</mark> の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができるものとする。	
3 2 12 3 1 70 (8) 予 熱 3 2 12 3 1 71 請負者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表 2 - 50により予熱することを標準とする。	3 2 12 3 1 70 3 2 12 3 1 71	(8) 予 熱 <u>受注者</u> は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2 - <u>51</u> により 予熱することを標準とする。	
3 2 12 3 1 72 表2 - 50 予熱温度の標準	3 2 12 3 1 72	表 2 - 51 予熱温度の標準	
3 2 12 3 1 73 (9) 溶接施工上の注意		(9) 溶接施工上の注意 <u>受注者</u> は、溶接を行おうとする部分の、プローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。	
3 2 12 3 1 75 また <u>請負者</u> は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。	3 2 12 3 1 75	また <mark>受注者</mark> は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。	
3 2 12 3 1 76 <u>請負者</u> は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。		受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。	
3 2 12 3 1 77 なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	3 2 12 3 1 77	なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	
		受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。	
3 2 12 3 1 78 <u>請負者</u> は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を 2 種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接 <u>もしくは</u> 半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。		受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接 <u>または</u> 半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。	
3 2 12 3 1 79 <u>請負者</u> は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。	3 2 12 3 1 79	受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。 受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。	

								•	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項	頁 以 編章節条 下	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	12 3	1	00	請負者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。	3	2	12	3 1	80		受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。	
3 2	12 3	1	11	ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前の ビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから 次の溶接を行うものとする。	3	2	12	3 1	81		ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前の ビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから 次の溶接を行うものとする。	
	12 3 12 3)開先溶接の余盛と仕上げ 請負者は、設計図書で、特に仕上げの指定のない開先溶接 においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛 高が規格値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を 滑らかに仕上げなければならない。					82	(10)	開先溶接の余盛と仕上げ 受注者は、設計図書で、特に仕上げの指定のない開先溶接 においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛 高が規格値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を 滑らかに仕上げなければならない。	
	12 3		(11))溶接の検査 請負者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突 合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 2 - 51に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わな ければならない。					84	(11)	溶接の検査 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 2 - 52に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。	
3 2	12 3	1	36	ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	3	2	12	3 1	86		ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるもの とする。	
3 2	12 3	1	37	表2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3 1	87		表 2 - <u>52</u> 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試 験検査率	
3 2	12 3	1	88	請負者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2 - 52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。		2	12	3 1	88		受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-53に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	
3 2	12 3	1	9	また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。	3	2	12	3 1	89		また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。	
3 2	12 3	1	0	表 2 - 52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3 1	90		表 2 - 53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の 非破壊試験検査率	
3 2	12 3	1	11	ただし、 <u>請負者</u> は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができるものとする。							ただし、 <mark>受注者</mark> は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができるものとする。	
3 2	12 3	1	2	請負者は、放射線透過試験による場合で板厚が25mm以下の 試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格と する。	3	2	12	3 1	92		受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25mm以下の 試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格と する。	

	現行条文	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				- 1/31 F	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編:	章〔	節条	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
	引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線 透過試験方法)付属書4「透過写真によるきずの像の分類 方法」に示された2類以上	3	2 1	2 3	1	93	引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上	
	圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線 透過試験方法)付属書4「透過写真によるきずの像の分類 方法」に示された3類以上	3	2 1	2 3	1	94	圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射組 透過試験方法)付属書4「透過写真によるきずの像の分類 方法」に示された3類以上	
	なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手からなる場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。	3	2 1.	2 3	1	95	なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手からなる場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。	
	請負者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項(12)の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。	3	2 1	2 3	1	96	受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊 験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項(12) の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。 た、補修部分は上記の規定を満足するものとする。	
	請負者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。	3	2 1	2 3	1	97	受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の3破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。	
	継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。	3	2 1	2 3	1	98	継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいる補修するものとする。	
3 2 12 3 1 99	また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。	3	2 1	2 3	1	99	また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。	
	抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その1継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。	3	2 1.	2 3	1	100	抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側名1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その1継手の列りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、本項(12)の欠陥部の補何の規定に基づいて補修するものとする。	
	また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。	3	2 1	2 3	1	101	また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なるここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。	
	請負者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷法または浸透液探傷法により検査するものとする。	3	2 1.	2 3	1	102	受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものでするが、疑わしい場合には、磁粉探傷法または浸透液探修法により検査するものとする。	:

			, , , , , ,		1734	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編章	節条	項 !	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
3 2 12 3 1 103	請負者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	3 2	12 3	1 1	103	受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT 継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生さ せてはならない。	
3 2 12 3 1 104	その他のすみ肉溶接または部分溶込みグループ溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	3 2	12 3	1 1	104	その他のすみ肉溶接または部分溶込みグループ溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	
3 2 12 3 1 105	ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。	3 2	12 3	1 1	105	ただし、ピットの大きさが 1 mm以下の場合には、 3 個を 1 個として計算するものとする。	
3 2 12 3 1 106 1)	請負者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。	3 2	12 3	1 1	106	1) <mark>受注者</mark> は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲に おける高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはな らない。	
3 2 12 3 1 107 2)	<u>請負者</u> は、アンダーカットの深さを0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	3 2	12 3	1 1	107	2) <mark>受注者</mark> は、アンダーカットの深さを0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	
						外部きずの検査について、磁粉深傷試験又は浸透深傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波深傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に基づく次の1)~3)に示す資格を有していなければならない。 1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。	
						2) 超音波自動深傷試験を行う場合は、超音波深傷試験におけるレベル3の資格とする。	
						3) 手深傷による超音波深傷試験を行う場合は、超音波深傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
3 2 12 3 1 108 (12) 3 2 12 3 1 109	欠陥部の補修 請負者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く <u>行なう</u> ものとする。	3 2 3 2	12 3	1 1	108	(12) 欠陥部の補修 <u>受注者</u> は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く <u>行う</u> ものとする。	
3 2 12 3 1 110	補修方法は、表2-53に示すとおり <u>行なう</u> ものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	3 2	12 3	1 1	110	補修方法は、表2 - 53に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	
3 2 12 3 1 111 3 2 12 3 1 112 (13)	表 2 - 53 欠陥の補修方法 ひずみとり	3 2 3 2	12 3 12 3	1 1 1 1	l11 l12	表 2 - 53 欠陥の補修方法 (13) ひずみとり	

	現行条文					改訂条文	改訂理由等
編章節条項以下	編章節条 旧・条文構成	編章	章 節 :	条項	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
3 2 12 3 1 113	請負者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。	3 2	2 12	3 1	113	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-55によるものとする。	
3 2 12 3 1 114	表 2 - <u>54</u> ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度 及び冷却法	3 2	2 12	3 1	114	表 2 - <u>55</u> ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度 及び冷却法	
3 2 12 3 1 115	ただし、()の項はCu 0.5(%)の場合に加えるものとする。	3 2	2 12	3 1	115	ただし、()の項はCu 0.5(%)の場合に加えるものとする。	
3 2 12 3 1 116	(14) 仮組立て	3 2	2 12	3 1	116	(14) 仮組立て	
3 2 12 3 1 117	請負者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立て て行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。	3 2	2 12	3 1	117	受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立て て行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。	
3 2 12 3 1 118	ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。	3 2	2 12	3 1	118	が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。	
3 2 12 3 1 119	請負者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3 2	2 12	3 1	119	受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 12 3 1 120	請負者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。	3 2	2 12	3 1	120	受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。	
3 2 12 3 1 121	請負者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上で補修しなければならない。	3 2	2 12	3 1	121	受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上で補修しなければならない。	
3 2 12 3 2 1	2 . ボルトナット	3 2	2 12	3 2	1	2. ボルトナット	
3 2 12 3 2 2 3 2 12 3 2 3	(1) ボルト孔の径は、表2- <u>55</u> に示すとおりとする。 表2- <u>55</u> ボルト孔の径		2 12 2 12			(1) ボルト孔の径は、表2 - <u>56</u> に示すとおりとする。 表2 - <u>56</u> ボルト孔の径	
3 2 12 3 2 4	ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径 +0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。		2 12			ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径 +0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。	
3 2 12 3 2 5	仮組立て時リーミングが難しい場合	3 2	2 12	3 2	5	仮組立て時リーミングが難しい場合	
3 2 12 3 2 6	1) 箱型断面部材の縦リブ継手	3 2	2 12	3 2	6	1) 箱型断面部材の縦リブ継手	
3 2 12 3 2 7 3 2 12 3 2 8	2) 鋼床版橋の縦リブ継手 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合	3 2	2 12 2 12	3 2 3 2	7 8	2) 鋼床版橋の縦リブ継手 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合	
3 2 12 3 2 9		3 2	2 12	3 2	q		
	対対には、ハード・コング・ステングに対し、フーン・ファックに対対して、アージーを表現している。アージーを表現りまする。アージーを表現している。アージーを表現りまする。アージーをのまりまする。アーのののの	J Z	- '-	J L		対対 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	

	現行条文								<u> </u>	マルロ	<u>. </u>	改訂理由等			
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į Į	頃以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	12	3	2	10	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表 2 - <u>56</u> に示すとおりとする。	3	2	12	3 2	. 1	10	(2)力	ボルト孔の径の許容差は、表 2 - <u>57</u> に示すとおりとする。	
3 2	12	3	2	11		ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。	3	2	12	3 2	: 1	11		ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+ .0mmまで良いものとする。	
3 2						表 2 - 56 ボルト孔の径の許容差				3 2				長 2- <u>57</u> ボルト孔の径の許容差	
3 2 3 2						仮組立て時のボルト孔の精度 請負者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。	3	2	12	3 2	1 1	13	受	反組立て時のボルト孔の精度 受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のず いは1.0mm以下としなければならない。	
3 2	12	3	2	15		請負者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。	3	2	12	3 2	: 1	15		受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。	
3 2	12	3	2	16		請負者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止 ゲージの停止率を、表 2 - <u>57</u> のとおりにしなければならな い。		2	12	3 2	: 1	16	5	<mark>受注者</mark> は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止 ゲージの停止率を、表2‐ <u>58</u> のとおりにしなければならな い。	
3 2 3 2						表 2 - <u>57</u> ボルト孔の貫通率及び停止率 検査路製作工				3 2 4 0			表 2 - 12 - 4 校	長2 - <mark>58</mark> ボルト孔の貫通率及び停止率	
3 2	12	4	1	1	1.	製作加工	3	2	12	4 1		1	1. 集	製作加工	
3 2	12	4	1	2		請負者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜 鉛めっき処理を行わなければならない。	3	2	12	4 1		2		受注者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜 品めっき処理を行わなければならない。	
3 2	12	4	1	3		請負者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。	3	2	12	4 1		3		受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。	
3 2	12	4	1	4		請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。		2	12	4 1		4	接 記	受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶 接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、 设計図書に関して監督職員の承諾を得て十分な施工管理を 行わなければならない。	
3 2	12	4	1	5		請負者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認 を行わなければならない。	3	2	12	4 1		5		受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認 を行わなければならない。	
3 2	12	4	1	6	(5)	請負者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。		2	12	4 1		6	7	受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。	
3 2	12	4	1	1		ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	3	2	12	4 1		1		ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
3 2 3 2						鋼製伸縮継手製作工 製作加工	3	2	12	5 0 5 1		1 1		個製伸縮継手製作工 製作加工	
3 2					(1)	請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。	3						(1) 全 に	受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。	

現行条文									F7	てに	111	<u>求者 </u>	改訂理由等	
編章	章 節	系	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į Į	類 編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 12	2 5	1	3	(2)	<u>請負者</u> は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。 二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。	3	2	12	5 1		(2)) <mark>受注者</mark> は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。 二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。	
3 2	2 12	2 5	1	4	(3)	請負者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。	3	2	12	5 1	4	4 (3)) 受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。	
3 2	2 12	2 5	1	5	(4)	請負者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。	3	2	12	5 1	ţ	5 (4)) 受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。	
3 2	2 12	2 5	2	1	2 .	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	3	2	12	5 2	?	1 2	. ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
3 2	2 12	2 6	0	1	2 - 12 - 6	落橋防止装置製作工	3	2	12	6 0) '	1 2 - 12 - 6	落橋防止装置製作工	
3 2					1.	製作加工 P C 鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。				6 1			. 製作加工 PC鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。	
3 2	2 12	2 6	1	3	(1)	請負者は、PC鋼材定着部分及び取付プラケットの防食については、設計図書によらなければならない。	3	2	12	6 1	3	3 (1)) 受注者は、PC鋼材定着部分及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。	
3 2	2 12	2 6	2	1	2 .	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	3	2	12	6 2	2 /	1 2	. ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
3 2						橋梁用防護柵製作工	3	2	12	7 0) ′	1 2 - 12 - 7	橋梁用防護柵製作工	
3 2	12	2 7	1	1		製作加工	3	2	12	7 1 7 1			. 製作加工	
3 2	2 12	2 7	1	3	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 請負者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱 に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行 わなければならない。この場合、 <u>請負者</u> は、めっき面に燐 酸塩処理などの下地処理を行わなければらない。	3	2	12	7 1	(3) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱 に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければらない。	
3 2	2 12	7	1	4		請負者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27の275g/m2(両面付着量)以上としなければならない。その場合 <u>請負者</u> は、亜鉛の付着量が前途以上であることを確認しなければならない。	3	2	12	7 1	4	4	受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27の275g/m2(両面付着量)以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前途以上であることを確認しなければならない。	
3 2	2 12	7	1	5		請負者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	3	2	12	7 1		5	受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	
3 2	2 12	2 7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合	3	2	12	7 1	(6 (2)	亜鉛めっき地肌のままの場合	
3 2	2 12	2 7	1	7		請負者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材(ケーブルは除く)に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	12	7 1		7	受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材(ケーブルは除く)に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	

								_	!' /	\ <u>\ </u>	<u> </u>	<u> 古利川口に収む</u>		対訂理由等
編章	節	新	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	12	2 7	1	8		請負者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の(HDZ55)の550g/m2(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m2(片面の付着量)以上としなければならない。		2	12	7 1	8		受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、プラケット、 パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の (HDZ55)の550g/m2(片面の付着量)以上とし、その他の 部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35) の350g/m2(片面の付着量)以上としなければならない。	
3 2	12	2 7	1	9		請負者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜 鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、 のその他の 部材の場合を適用しなければならない。	3	2	12	7 1	9		受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜 鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、 のその他の 部材の場合を適用しなければならない。	
3 2	12	2 7	2	1	2 .	ボルト・ナット				7 2			ボルト・ナット	
3 2	12	7	2	2	(1)	ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工(1)塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。	3	2	12	7 2	2	(1)	ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工(1)塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。	
3 2	12	2 7	2	3	(2)	ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条1項の製作加工(2)亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。	3	2	12	7 2	3	(2)	ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条 1 項の製作加工(2)亜鉛めっき地肌のままの場合の規定に よるものとする。	
3 2	12	2 7	3	1	3 .	アンカーボルトについては、本条 2 項ボルト・ナットの規定による。	3	2	12	7 3	1	3 .	アンカーボルトについては、本条 2 項ボルト・ナットの規 定による。	
3 2					2 - 12 - 8	アンカーフレーム製作工	3	2	12	8 0	1	2 - 12 - 8	アンカーフレーム製作工	
3 2	12	2 8	1	1	1.	アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	3	2	12	8 1	1	1 .	アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12 - 3桁製作工の規定による。	
3 2	12	2 8	2	1	2 .	請負者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-58によらなければならない。	3	2	12	8 2	1	2 .	<u>受注者</u> は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2 - <u>59</u> によらなければならない。	
3 2	12	9 9	0	1	2 - 12 - 9	表 2 - <u>58</u> ねじの種類、ピッチ及び精度 プレビーム用桁製作工	3	2	12	9 0	1	2 - 12 - 9	表 2 - <u>59</u> ねじの種類、ピッチ及び精度 プレビーム用桁製作工	
3 2					1.	プレビーム用桁の製作加工については、第3編2-12-3 桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとす る。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きす る場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行なわ なければならない。	3	2	12	9 1	1	1.	プレビーム用桁の製作加工については、第3編2-12-3 桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとす る。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きす る場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行なわ なければならない。	
3 2	12	9	2	1	2 .	鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。	3	2	12	9 2	1	2 .	鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。	
3 2 3 2 3 2	12	2 10	1	1	1 .	鋼製排水管製作工 製作加工 <u>請負者</u> は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書 によらなければならない。	3	2	12 ′	10 0 10 1 10 1	1	1.	鋼製排水管製作工 製作加工 受注者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書 によらなければならない。	

						現行条文						□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条〕	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節為	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	12	10	1	3	(2)	請負者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で 溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わ なければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分 な施工管理を行わなければならない。	3	2	12 1	0 1	3	(2)	受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で 溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わ なければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分 な施工管理を行わなければならない。	
3 2	12	10	1	4	(3)	請負者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認 を行わなければならない。	3	2	12 1	0 1	4	(3)	受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認 を行わなければならない。	
3 2	12	10	2	1	2 .	ボルト・ナットの施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定によるものとする。	3	2	12 1	0 2	1	2 .	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。	
3 2	12	11	0	1	2 - 12 - 11	工場塗装工	3	2	12 1	1 0	1	2 - 12 - 11	工場塗装工	
3 2	12	11	1	1	1 .	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	3	2	12 1	1 1	1	1 .	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
3 2	12	11	2	1	2 .	請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	3	2	12 1	1 2	1	2 .	受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	
3 2						素地調整程度1種	3	2	12 1	1 2	2		素地調整程度1種	
3 2	12	11	2	3		塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、除せい(錆)程度のISO規格でSa2 1/2)し、鋼肌を露出させたもの。	3	2	12 1	1 2	3		塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、除せい(錆)程度のISO規格でSa2 1/2)し、鋼肌を露出させたもの。	
3 2	12	11	3	1	3 .	請負者は、気温、湿度の条件が表2 - 59の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	3	2	12 1	1 3	1	3 .	. 受注者は、気温、湿度の条件が表2‐60の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	
3 2	12	11	3	2		表 2 - 59 塗装禁止条件	3	2	12 1	1 3	2		表 2 - 60	
3 2					4 .	請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。	3	2	12 1	1 4	1	4 .	受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。	
3 2	12	11	5	1	5 .	<u>請負者</u> は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	3	2	12 1	1 5	1	5 .	<u>受注者</u> は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	
3 2	12	11	6	1	6 .	請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。	3	2	12 1	1 6	1	6 .	受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去 し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。	
3 2	12	11	7	1	7 .	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	3	2	12 1	1 7	1	7 .	. <mark>受注者</mark> は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	
3 2	12	11	8	1	8 .	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	3	2	12 1	1 8	1	8 .	受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	
3 2						請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。							受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。	
3 2	12	11 ′	10	1	10 .	下 塗	3	2	12 1	1 10	1	10 .	. 下 塗	

							<u> </u>		 	7.00	<u> 1 1</u>	<u> 京吉州川口に戦る</u>		7.5.≐T.T.B1. 7/5
				7.5		现行条文 					T-1	5	改訂条文	改訂理由等 ————————————————————————————————————
編章	節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成				条項	T	.	新・条文構成	改定理由
3 2						請負者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができるものとする。							受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができるものとする。	
3 2	12	11	10	3	(2)	請負者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。	3	2	12 1	11 10) 3	(2)	受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。	
3 2	12	11	10	4	(3)	請負者は、現地溶接を行う部分およびこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	3	2	12 1	11 10) 2	(3)	受注者は、現地溶接を行う部分およびこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	
3 2	12	11	10	5	(4)	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラープラシを用いなければならない。	3	2	12 1	11 10) 5	(4)	<u>受注者</u> は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはロー ラーブラシを用いなければならない。	
3 2	12	11	10	6		また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行 わなければならない。	3	2	12 1	11 10) 6		また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	
3 2	12	11	10	7	(5)	請負者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。	3	2	12 1	11 10) 7	(5)	受注者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。	
3 2						中塗り、上塗り				11 11			中塗り、上塗り	
3 2	12	11	11	2	(1)	請負者は、中塗りおよび上塗りにあたっては、被塗装面、 塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければな らない。	3	2	12 1	11 11	2	(1)	受注者は、中塗りおよび上塗りにあたっては、被塗装面、 塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければな らない。	
3 2	12	11	11	3	(2)	請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。	3	2	12 1	11 11	3	(2)	受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。	
3 2						検 査				11 12			検査	
3 2	12	11	12	2	(1)	請負者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測 定記録を作成および保管し、工事完成時までに監督職員へ 提出するとともに、監督職員または検査職員の請求があっ た場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	12 1	11 12	2 2	(1)	受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測 定記録を作成および保管し、工事完成時までに監督職員へ 提出するとともに、監督職員または検査職員の請求があっ た場合は速やかに提示しなければならない。	浸独自で表現変更
3 2	12	11	12	3	(2)	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した 後塗膜厚測定をしなければならない。	3	2	12 1	11 12	2 3	(2)	受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した 後塗膜厚測定をしなければならない。	
3 2	12	11	12	4	(3)	請負者は、同一工事、同一塗装系 <u>および</u> 同一塗装方法により塗装された500m2単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。	3	2	12 1	11 12	2 2	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系 <mark>及び</mark> 同一塗装方法により 塗装された500m2単位毎25点(1点当たり5回測定)以上 塗膜厚の測定をしなければならない。	
3 2	12	11	12	5	(4)	請負者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。	3	2	12 1	11 12	2 5	(4)	受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。	
3 2	12	11	12	6	(5)	請負者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければ ならない。	3	2	12 1	11 12	2 6	(5)	受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。	

							<u> </u>			7112	<u> </u>	音利1口に致衣		76 ÷T70 -L ***
				_		現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章	章 節	条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 12	2 11	12	7	(6)	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	3	2	12 1	11 12	7	(6)	受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければ ならない。	
3 2	2 12	2 11	12	8		塗膜厚測定値(5回平均)の平均値が、目標塗膜厚(合計値)の90%以上でなければならない。	3	2	12 1	11 12	8		塗膜厚測定値(5回平均)の平均値が、目標塗膜厚(合計値)の90%以上でなければならない。	
3 2	2 12	2 11	12	9		塗膜厚測定値(5回平均)の最小値が、目標塗膜厚(合計値)の70%以上でなければならない。	3	2	12 1	11 12	9		塗膜厚測定値(5回平均)の最小値が、目標塗膜厚(合計値)の70%以上でなければならない。	
3 2	2 12	2 11	12	10		塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚(合計値)以上の場合は合格とする。	3	2	12 1	11 12	10		塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚(合計値)以上の場合は合格とする。	
3 2	2 12	2 11	12	11		平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	3	2	12 1	11 12	11		平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つで も不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合 格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならな い。	
3 2	12	2 11	12	12	(7)	請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩および数量を監督職員に提示しなければならない。また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書および塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	12 1	11 12	12		受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩および数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書および塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
3 2					第13節	橋梁架設工	3	2	13	0 0	1	第13節	橋梁架設工	
3 2 3 2				1	2 - 13 - 1	一般事項 本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)その他これらに類する工種について定める。	3			1 0			一般事項 本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)その他これらに類する工種について定める。	
3 2					2 - 13 - 2	地組工 地組部材の仮置きについては、 <u>下記</u> の規定によるものとす る。				2 0		2 - 13 - 2	地組工 地組部材の仮置きについては、 <mark>以下</mark> の規定によるものとす る。	
3 2	2 13	3 2	1	2	(1)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護 <u>するものとする</u> 。	3	2	13	2 1	2	(1)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護 <u>しなければならない</u> 。	
3 2	2 13	3 2	1	3	(2)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように <u>するものとする</u> 。	3	2	13	2 1	3	(2)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように <u>しなければならない</u> 。	
3 2	2 13	3 2	1	4	(3)	仮置き中に部材について汚損 <u>および</u> 腐食を生じないように対策を講じ <u>るものとする</u> 。	3	2	13	2 1	4	(3)	仮置き中に部材について汚損 <u>及び</u> 腐食を生じないように対 策を講じ <u>なければならない</u> 。	
3 2	2 13	3 2	1	5	(4)	仮置き中に部材に、損傷、汚損 <u>および</u> 腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じ <u>るものとする</u> 。	3	2	13	2 1	5	(4)	仮置き中に部材に、損傷、汚損 <u>及び</u> 腐食が生じた場合は、 すみやかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処 置を講じ <u>なければならない</u> 。	

							Ť.			\ <u>\ </u>	<u> </u>	音利旧比較不	改訂条文	改訂理由等
			Ij	<u> </u>							項			
編章	節	条耳	項 以 下	編章節条		旧・条文構成	編	章	節	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	13	2 2	2 1		2 .	地組立については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	13	2 2	1	2 .	地組立については、 <mark>以下</mark> の規定によるものとする。	
3 2	13	2 2	2 2			組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <u>うものと</u> <u>する</u> 。						(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <u>わなければならない</u> 。	
3 2						組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じ <u>るものとする</u> 。							組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。	
3 2						本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認 しなければならない。							本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認 しなければならない。	
3 2					- 3	架設工(クレーン架設) 請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前に					1	2 - 13 - 3	架設工(クレーン架設) 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前に	
						ベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。							ベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	
3 2					2 .	桁架設については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。					1	2 .	桁架設については、 <mark>以下</mark> の規定によるものとする。	
3 2	13	3 2	2 2		(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行 <u>なうものとする</u> 。	3	2	13	3 2	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行 <u>わなければならな</u> い。	
3 2	13	3 2	2 3	(I 桁等フランジ幅の狭い主桁を 2 ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	3	2	13	3 2	3	(2)	I 桁等フランジ幅の狭い主桁を2プロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	
3 2	13	3 2	2 4		(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定 <u>するものとする</u> 。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討 <u>するものとする</u> 。	3	2	13	3 2	4	(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。	
3 2	13	3 2	2 5			大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	3	2	13	3 2	5	(4)	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	
3 2						架設工(ケーブルクレーン架設)					1		架設工(ケーブルクレーン架設)	
3 2	13	4 1	1 1			アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付ける ものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモー メントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものと する。		2	13	4 1	1	1 .	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付ける ものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモー メントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものと する。	
3 2	13	4 2	2 1			請負者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の 有無も考慮しなければならない。	3	2	13	4 2	1	2 .	受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の 有無も考慮しなければならない。	
3 2						請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。							受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前に ベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならな い。	
3 2					- 5	架設工(ケーブルエレクション架設)					1		架設工(ケーブルエレクション架設)	
3 2	13	5 1	1			ケープルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定によるものとする。	3	2	13	5 1	1	1 .	ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定によるものとする。	
3 2	13	5 2	2 1		2 .	桁架設については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	13	5 2	1	2 .	桁架設については、 <mark>以下</mark> の規定によるものとする。	
3 2	13	5 2	2 2	: ((1)	直吊工法	3	2	13	5 2	2	(1)	直吊工法	
3 2						請負者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	3	2	13	5 2	3		受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	
3 2	13	5 2	2 4	. ((2)	斜吊工法	3	2	13	5 2	4	(2)	斜吊工法	

						現行条文							改訂条文	改訂理由等
編	章(節	節条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項 [以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 1	3 5	2	5		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	3	2	13	5 2	5		受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	
			2			請負者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。							受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。	
			0			架設工(架設桁架設) ベント設備・基礎については、第3編2-13-3架設工 (クレーン架設)の規定によるものとする。	3	2	13 (6 0	1		架設工(架設桁架設) ベント設備・基礎については、第3編2-13-3架設工 (クレーン架設)の規定によるものとする。	
			2			. <u>請負者</u> は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。							. 受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。	
3	2 1	3 6	3	1	3 .	. <u>桁架設については、下記</u> の規定によるものとする。	3	2	13	6 3	1	3 .	. 桁架設については、 <mark>以下</mark> の規定によるものとする。	
			3		(1)	手延機による方法				6 3			手延機による方法	
			3			架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させな いようにしなければならない。							架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させな いようにしなければならない。	
			3		(2)	台船による方法	3	2	13 (6 3	4	(2)	台船による方法	
			3			請負者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。							受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。	
			3		(3)	横取り工法	3	2	13 (6 3	6	(3)	横取り工法	
			3			横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するように <u>するものとする</u> 。							横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するように <u>しなければならない</u> 。	
3	2 1:	3 6	3	8		横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤ をと <u>るものとする</u> 。	3	2	13	6 3	8		横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをと <u>らなければならない</u> 。	
3	2 1:	3 7	0	1		架設工(送出し架設)				7 0			架設工(送出し架設)	
3	2 11	3 7	1	1	1 .	. <u>請負者</u> は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。	3	2	13	7 1	1	1 .	. 受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。	
3	2 1	3 7	2	1	2 .	. 桁架設の施工については、第3編2-13-6架設工(架設桁架設)の規定によるものとする。	3	2	13	7 2	1	2 .	. 桁架設の施工については、第3編2-13-6架設工(架設 桁架設)の規定によるものとする。	
3	2 1	3 8	0	1	2 - 13 - 8	架設工(トラベラークレーン架設)				8 0		2 - 13 - 8	架設工(トラベラークレーン架設)	
			1			. 請負者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。				8 1			. 受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	
3	2 1:	3 8	2	1	2 .	. <u>請負者</u> は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	3	2	13	8 2	1	2 .	. 受注者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	

							<u>/_</u>	上寻	● 	.) ()	<u> </u>	<u> </u>	<u>教</u> 改訂条文	改訂理由等
編	章	節系	条 項	頂以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	13 8	8 3	1	3	. <u>請負者</u> は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	3	2	13 8	3	1	3 .	受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体する ために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後 退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければなら ない。	
3	2	13 8	8 4	1	4	. <u>請負者</u> は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。	3	2	13 8	3 4	1	4 .	受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。	
				1	第14節					0			法面工 (共通)	
			1 0	1	2 - 14 - 1	一般事項 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。				1 1		2 - 14 - 1	一般事項 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面 施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種に ついて定める。	
				1 1	2 - 14 - 2	植生工 ・種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1~3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)、有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ3~10cmに吹付けるものとする。				2 0 1		1.	植生工種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ 1 cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ 1 ~ 3 cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)、有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ3~10cmに吹付けるものとする。	
3	2	14 2	2 2	1	2	. <u>請負者</u> は、使用する材料の種類、品質 <u>および</u> 配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	14 2	2 2	1	2 .	受注者は、使用する材料の種類、品質 <u>及び</u> 配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	14 2	2 3	1	3	. <u>請負者</u> は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用 植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定 し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員に承諾を得 なければならない。	3	2	14 2	2 3	1	3 .	受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員に承諾を得なければならない。	
3	2	14 2	2 4	1	4	. <u>請負者</u> は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を 敷均し、締固めて仕上げなければならない。	3	2	14 2	2 4	1	4 .	受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を 敷均し、締固めて仕上げなければならない。	
3	2	14	2 5	1	5	. <u>請負者</u> は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けする ものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死さ せないようにしなければならない。また、 <u>請負者</u> は、芝付 け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工 事完了引渡しまでに枯死した場合は、 <u>請負者</u> の負担におい て再度施工しなければならない。	3	2	14 2	2 5	1	5 .	受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	

									<u>- /</u>	`~=	<u>ı— ı</u>	<u>转音机旧比较多</u>	改訂条文	改訂理由等
編	章	節条	系 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	I I I I	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	14 2	2 6	1	6 .	請負者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10~15cm程度の芝を立てて入れたものとする。	3	2	14	2 6	1	6 .	. 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10~15cm程度の芝を立てて入れたものとする。	
				1		図2-6 耳 芝				2 6			図2-6 耳 芝	
3	2	14 2	2 7	1	7 .	請負者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固め <u>るものとする</u> 。	3	2	14	2 7	1	7 .	. 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、 芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければなら ない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板 等で打ち固めなければならない。	
3	2	14 2	2 8	1	8 .	請負者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当り2~3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2 8	1	8 .	. 受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当り2~3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	
3	2	14 2	2 9	1	9 .	請負者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。	3	2	14	2 9	1	9 .	. 受注者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。	
3	2	14 2	2 10	1	10 .	夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に 行 <u>うものとする</u> 。	3	2	14	2 10) 1	10 .	. 夏季における晴天時の散水 <u>について</u> は、日中を避け朝また は夕方に行 <u>わなければならない</u> 。	
3	2	14 2	2 11	1	11 .	請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。 なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、請負者は、再度施工しなければならない。		2	14	2 11	1	11 .	. 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。	
3	2	14 2	2 12	1	12 .	種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の 各号の規定に <u>よるものとする</u> 。	3	2	14	2 12	? 1	12 .	. 種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の 各号の規定に <u>よらなければならない</u> 。	
3	2	14 2	2 12	2	(1)	種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その結果を監督職員に提出した後に着手するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	14	2 12	2 2	(1)) 種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試 験(PH)を行い、その結果を監督職員に提出した後に着 手するとともに、監督職員または検査職員から請求があっ た場合は速やかに提示しなければならない。	独自で表現変更

							<u>-//\</u>		F/	7.00	<u> </u>	吉利旧比較农		75-27-TIM
						現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章				下	編章節条	旧・条文構成					項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	14	2	12	3	(2)	施工時期については、設計図書によるものとするが、特に 指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむ を得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養 生を行 <u>うものとする</u> 。	3	2	14	2 12	3		施工時期については、設計図書によるものとするが、特に 指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむ を得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養 生を行 <mark>わなければならない</mark> 。	
3 2	14	2	12	4	(3)	請負者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。	3	2	14	2 12	4		受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。	
3 2	14	2	12	5	(4)	請負者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。	3	2	14	2 12	5	(4)	受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前 に散水しなければならない。	
3 2	14	2	12	6	(5)	請負者は、材料を撹拌混合した後、均一に吹付けなければならない。	3	2	14	2 12	6		受注者は、材料を撹拌混合した後、均一に吹付けなければならない。	
3 2	14	2	12	7		請負者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。	3	2	14	2 12	7		受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。	
3 2	14	2	13	1	13 .	植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定に <u>よる</u> ものとする。	3	2	14	2 13	1	13 .	植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定に <u>よら</u> なければならない。	
3 2	14	2	13	2	(1)	請負者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。	3	2	14	2 13	2	(1)	受注者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。	
3 2	14	2	13	3	(2)	請負者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。	3	2	14	2 13	3		受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。	
3 2	14	2	14	1	14 .	植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各 号の規定によるものとする。	3	2	14	2 14	1	14 .	植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各 号の規定によるものとする。	
3 2	14	2	14	2	(1)	請負者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。	3	2	14	2 14	2	(1)	<u>受注者</u> は、シート、マットの境界に隙間が生じないように しなければならない。	
3 2	14	2	14	3	(2)	請負者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。	3	2	14	2 14	3	(2)	<u>受注者</u> は、シート、マットが自重により破損しないよう に、ネットを取付けなければならない。	
3 2	14	2	15	1	15 .	請負者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	2 15	1	15 .	受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。	
3 2	14	2	16	1	16 .	請負者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。	3	2	14	2 16	1	16 .	受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。	
3 2	14	2	17	1		請負者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした 位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければなら ない。							受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした 位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければなら ない。	
3 2	14	2	18	1	18 .	請負者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。	3	2	14	2 18	1	18 .	受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。	
3 2	14	3	0	1	2 - 14 - 3	吹付工	3	2	14	3 0	1	2 - 14 - 3	吹付工	

現行条文	水工争共进位恢音机口 心 取农 改訂条文	改訂理由等
項 項	項	改定理由
3 2 14 3 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等にるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書に <u>らなければならない</u> 。	3 2 14 3 1 1 1 1 <u>受注者</u> は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
3 2 14 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければらない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなればならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付けにより土砂が散乱しないように、打固めなければならない。	3 2 14 3 2 1 2 . 受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。	
3 2 14 3 3 1 3 . <u>請負者</u> は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した。合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3 2 14 3 3 1 3 . <u>受注者</u> は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2 14 3 4 1 4 . <u>請負者</u> は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動ないように、法面に固定しなければならない。また、金の継手の重ね巾は、10cm以上重ねなければならない。	3 2 14 3 4 1 4 . 受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は、10cm以上重ねなければならない。	
3 2 14 3 5 1 5 . <u>請負者</u> は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるのとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材の上に吹付けないようにしなければならない。	3 2 14 3 5 1 5 . <mark>受注者</mark> は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。	
3 2 14 3 6 1 6 . <u>請負者</u> は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付け端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害なるものを除去 <u>および</u> 清掃し、湿らせてから吹付けなけばならない。	3 2 14 3 6 1 6 . 受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの 端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打 継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害と なるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければ ならない。	
3 2 14 3 7 1 7. <u>請負者</u> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けたとコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕げ <u>るものとする</u> 。	3 2 14 3 7 1 7 . <mark>受注者</mark> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	
3 2 14 3 8 1 8 . <u>請負者</u> は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないよに施工しなければならない。また、はね返り材料は、すやかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければらない。		
3 2 14 3 9 1 9 . <u>請負者</u> は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層にはく離が生じないように施工しなければならない。	3 2 14 3 9 1 9 . 受注者は、吹付けを 2 層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	
3 2 14 3 10 1 10. <u>請負者</u> は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。	3 2 14 3 10 1 10. 受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。	

現		<u>/ \</u> .		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編章	節条	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透し うに地山に沿って巻き込んで施工しなければならな	3 2	14 3	3 11	1	11 .	受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。	
3 2 14 4 0 1 2 - 14 - 4 法枠工 3 2 14 4 1 1 1 1 . 法枠工		3 2 3 2				2 - 14 - 4		
	とは、掘削(切土)または盛土の法面上に、現場打プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するもの。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたはモによる吹付法枠を施工するものである。	3 2	14 4	+ 1	'	Ι.	法枠工とは、掘削(切土)または盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたはモルタルによる吹付法枠を施工するものである。	
を締固 	は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面 め、 <u>平滑</u> に仕上げなければならない。 <u>のり</u> 面を平坦 げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように げなければならない。	3 2	14 4	4 2	1	2 .	受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、 <mark>平坦</mark> に仕上げなければならない。 <mark>法</mark> 面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。	
ないよ	は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎ うに平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場 粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならな	3 2	14 4	4 3	1	3 .	受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならない。	
石、岩 	は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転 塊等は基面の安定のために除去しなければならな お、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設 に関して監督職員と協議しなければならない。	3 2	14 4	4 4	1	4 .	受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不の他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなけれない。	3 2	14 4	4 5	1	5 .	受注者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不 陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなけれ ばならない。	
	は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合滑動しないように積み上げなければならない。まの支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合り止めアンカーバーと枠が連結するよう施工しなけらない。	3 2	14 4	4 6	1	6 .	受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、滑り止めアンカーバーと枠が連結するよう施工しなければならない。	
点にア	は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支ンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面になるように施工しなければならない。	3 2	14 4	4 7	1	7 .	受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。	
3 2 14 4 8 1 8 . <u>請負者</u> 高さま	は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠ので締固めながら施工しなければならない。	3 2	14 4	4 8	1	8 .	受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の 高さまで締固めながら施工しなければならない。	

							現行条文			- 7	7.4	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	訂条文	改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条:	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	14	4	9	1		請負者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。		2	14	4	9	1	たものを ければな	は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まっ のを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しな ばならない。また、土のうの沈下や移動のないように 配工しなければならない。	
3	2	14	4	10	1		<u>請負者</u> は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。	3	2	14	4	10	1		は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャラで陰を充てんしながら施工しなければならない。	
3	2	14	4	11	1		請負者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。		2	14	4	11	1	との空隙 た、枠と	は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面 際除を生じないように施工しなければならない。ま みとコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充て はければならない。	
3	2	14	4	12	1		請負者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。		2	14	4	12	1	施工した なお、=	は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう なければならない。 コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によ ひとする。	
3	2	14	4	13	1		請負者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。		2	14	4	13	1	ければた 圧により い。吹作	は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなばならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付けにり土砂が散乱しないように、打固めなければならなでけけ材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着きは、硬化する前に清掃除去しなければならない。	
3	2	14	4	14	1		請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	14	4	14	1	合、また	は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場 たはそのおそれがあると予測された場合には、設計 関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	14	4	15	1		請負者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。	3	2	14	4	15	1		は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるも、 、はね返り材料の上に吹付けてはならない。	
3	2	14	4	16	1		請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げるものとする。		2	14	4	16	1	とコンク	は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面 クリートまたはモルタル等が付着するように仕上げ いばならない。	
3	2	14	4	17	1		請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。		2	14	4	17	1	に、また	は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないよう た、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇 じないように、施工しなければならない。	
3	2	14	4	18	1		請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	4	18	1		がは、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間離が生じないように施工しなければならない。	
				0			法面施肥工 <u>請負者</u> は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す 使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。		2						6肥工 (は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す ・量を根の回りに均一に施工しなければならない。	

						現行条文					~	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章	節	条Ⅰ	項 「I	頁 以 下	編章節条	旧・条文構成		編	章	節系	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	14	5 2	2	1	2	・ 請負者は、施肥の施工にあたり、施工前に放 を調査するものとし、設計図書に示す使用 用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書 職員と協議しなければならない。	材料の種類、使	3	2	14 5	5 2	1	2 .	受注者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	14	5	3	1	3	・ <u>請負者</u> は、施肥の施工に支障となるゴミ等を 施工しなければならない。	を撤去した後、	3	2	14 5	5 3	1	3 .	受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、 施工しなければならない。	
3 2					2 - 14 - 6	アンカーエ		3	2	14 6	6 0	1			
3 2	! 14	6	1	1	1	・ <u>請負者</u> は、アンカー工の施工に際しては、」 面の安定、地盤の状況、地中障害物 <u>および</u> 演 ければならない。	<u>「事着手前</u> に法 勇水を調査しな	3	2	14 (5 1	1	1 .	受注者は、アンカー工の施工に際しては、 <mark>施工前</mark> に法面の安定、地盤の状況、地中障害物 <u>及び</u> 湧水を調査しなければならない。	
3 2	! 14	6 2	2	1	2	. <u>請負者</u> は、本条1項の調査を行った結果、累計図書に示された施工条件と一致しない場合監督職員に協議しなければならない。	異常を発見し設 合は、速やかに	3	2	14 (ô 2	1	2 .	受注者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督職員に協議しなければならない。	
3 2	! 14	6	3	1	3	. <u>請負者</u> は、アンカーの削孔に際して、設計図位置、削孔径、長さ <u>および</u> 方向で施工し、原さないよう施工しなければならない。		3	2	14 (3	1	3 .	受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された 位置、削孔径、長さ <mark>及び</mark> 方向で施工し、周囲の地盤を乱さ ないよう施工しなければならない。	
3 2	14	6 4	4	1	4	. 請負者は、事前に既存の地質資料により定え 形状をよく把握して、削孔中にスライムのな などにより、定着層の位置や層厚を推定する 計図書に示された削孔長さに変化が生じた場 書に関して監督職員と協議しなければならな	状態や削孔速度 るものとし、設 場合は、設計図	3	2	14 6	6 4	1	4 .	受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握して、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	14	6	5	1	5	. <u>請負者</u> は、削孔水の使用については清水を原グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものならない。	原則とし、定着 のを使用しては	3	2	14 6	6 5	1	5 .	受注者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着 グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用しては ならない。	
3 2	! 14	6	6	1	6	. <u>請負者</u> は、削孔について直線性を保つようがの孔内は清水によりスライムを除去し、洗涤らない。		3	2	14 6	6 6	1	6 .	受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。	
3 2	14	6	7	1	7	. 請負者は、材料を保管する場合は、保管場所な所を選び、地表面と接しないように角材等にあたらないようにシート等で覆い、湿気、慮を行わなければならない。	等を敷き、降雨	3	2	14 (6 7	1	7.	受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	
3 2	14	6 8	8	1		. <u>請負者</u> は、アンカー鋼材に注入材との付着を油、泥等が付着しないように注意して取扱にた場合は、これらを取り除いてから組立加」ばならない。	ハ、万一付着し Lを行わなけれ				6 8		8 .	受注者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。	
3 2	14	6	9	1	9	. <u>請負者</u> は、アンカー材注入にあたり、置換注 により行い、所定の位置に正確に挿入しなけい。		3	2	14 (6 9	1	9 .	受注者は、アンカー材注入にあたり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入しなければならない。	

							<u> </u>		<u>/</u>	\ <u>~==</u>			<u>╕까川山レᲡテメ、イン</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 .	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	14	6	10	1	10.	請負者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水 <u>および</u> 排気を確実に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。		2	14	6 10	0	1	10.	受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水及び排気を確実に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。	
3 2	14	6	11	1	11.	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、 <u>多サイクル確認試験、1サイクル確認試験</u> 、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験によるものとする。		2	14	6 1	1	1	11.	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験によるものとする。	
3 2	1/	1 7	0	1	2 - 14 - 7	カデエ	3	2	1/	7 0	1	1	2 - 14 - 7	かごエ	
3 2						請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15~25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり 石を使用しなければならない。				7 1				受注者 は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15~25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり 石を使用しなければならない。	
3 2	14	7	2	1	2 .	請負者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。		2	14	7 2	2	1	2 .	受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。	
3 2	14	7	3	1	3 .	請負者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	3	2	14	7 3	3	1	3 .	受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのう え、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	
3 2	14	7	4	1	4 .	請負者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線 胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなけれ ばならない。		2	14	7 4	1	1	4 .	受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線 胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなけれ ばならない。	
3 2	14	7	5	1	5 .	請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	3	2	14	7 5	5	1	5 .	受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	
3 2	14	7	6	1	6 .	請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5~15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15~20cmの大きさとし、ふとんかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。		2	14	7 6	6	1	6 .	受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5~15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15~20cmの大きさとし、ふとんかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
3 2	14	7	7	1	7 .	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	3	2	14	7 7	7	1	7 .	<u>受注者</u> は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	
3 2				1	第15節 2 - 15 - 1	擁壁工(共通) 一般事項				0 0			第15節 2 - 15 - 1	擁壁工(共通) 一般事項	

									, ,	<u> </u>	<u> </u>	宣机旧比拟农	、 改訂条文	改訂理由等
編章	重食	介 条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	! 1:	5 1	0	2		本節は、擁壁工としてプレキャスト擁壁工、補強土壁工、 井桁プロック工その他これらに類する工種について定め る。	3	2	15	1 0	2		本節は、擁壁工としてプレキャスト擁壁工、補強土壁工、 井桁ブロックエその他これらに類する工種について定め る。	表現を整備局と整合
3 2 3 2						プレキャスト擁壁工 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との 密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなけれ ばならない。					1		プレキャスト擁壁工 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との 密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなけれ ばならない。	
3 2	! 1	5 2	2	1	2 .	請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	3	2	15	2 2	1		受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	
3 2					2 - 15 - 3	補強土壁工 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷 設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置すること				3 0	1		補強土壁工 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷 設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置すること	
						により盛土のり面の安定を図ることをいうものとする。							により盛土のり面の安定を図ることをいうものとする。	
3 2	! 1:	5 3	2	1	2 .	盛土材については設計図書によるものとする。 <u>請負者</u> は、 盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を 行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければなら ない。	3	2	15	3 2	1		盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、 盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を 行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければなら ない。	
3 2	! 1	5 3	3	1	3 .	請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を <u>行なう</u> とともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を <u>行</u> なわなければならない。	3	2	15	3 3	1		受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を <u>行う</u> とともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を <u>行わ</u> なわなければならない。	
3 2	! 1	5 3	4	1	4 .	請負者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	3	2	15	3 4	1		受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	
3 2	! 1	5 3	5	1	5 .	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	3	2	15	3 5	1		受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	
3 2	! 1	5 3	6	1	6 .	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保 <u>するものとする。</u>	3	2	15	3 6	1		受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保 <u>しなければならない</u> 。	
3 2	! 1	5 3	7	1	7 .	請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	15	3 7	1		受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

現行条文	エベエ争共進任恢音が旧に致衣 改訂条文	改訂理由等
項 項 編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
3 2 15 3 8 1 8 . <u>請負者</u> は、補強材を敷設する時は場合、やむを得ず降う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければない。	土 ┃ ┃ ┃ ┃	
3 2 15 3 9 1 9 . <u>請負者</u> は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第 2 - 4 - 3路体盛土工の規定により一層ごとに適切にしなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなけならない。	工 2 - 4 - 3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工 ら しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から 避 順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避	
3 2 15 3 10 1 1 0. <u>請負者</u> は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数 2 段までとしなければならない。	、 3 2 15 3 10 1 1 0. <u>受注者</u> は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、 2 段までとしなければならない。	
3 2 15 3 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	に 隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに	
3 2 15 3 12 1 1 2 . <u>請負者</u> は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状術の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならな	折	
3 2 15 3 13 1 1 1 3. <u>請負者</u> は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変ついて確認しながら、ターンバックルを用いた壁面部なければならない。許容値を超える壁面変位が観測さ場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監員と協議しなければならない。ただし、緊急を要するには、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡ければならない。	し ついて確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整した はければならない。許容値を超える壁面変位が観測された 場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職 員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合	
3 2 15 3 14 1 1 1 4. <u>請負者</u> は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては 傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならな		
3 2 15 3 15 1 1 5 . 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期中、劣化や破断によって強度が低下することがないよ管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっ直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければない。	に 中、劣化や破断によって強度が低下することがないように 管理しなければならない。 面状補強材の保管にあたっては	
3 2 15 4 0 1 2 - 15 - 4 井桁プロック工 3 2 15 4 1 1 1 1 1 interpretation inte	な かからないように法尻から順序よく施工しなければならない。	
3 2 15 4 2 1 2 . <u>請負者</u> は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように材入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。	に 3 2 15 4 2 1 2 <u>受注者</u> は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。	

									<u> </u>	\~=	<u>, — </u>	IAN E	<u>ᆿᅒᆡᄓᆚᇈキҲҠ</u>	改訂条文	改訂理由等
編	章節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	[]	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 15	4	3	1	3 .	請負者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工 しなければならない。	3	2	15	4 3		1	3 .	受注者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工 しなければならない。	
3 2					第16節 2 - 16 - 1	浚渫工(共通)	3	2	16	0 0		1	第16節 2 - 16 - 1	浚渫工(共通) 加東西	
3 2					2 - 16 - 1	一般事項 本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これら に類する工種について定める。	3	2	16	1 0		2		一般事項 本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これら に類する工種について定める。	
3 2					2 - 16 - 2	配土工	3	2	16	2 0	1	1	2 - 16 - 2		
						請負者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に 流出するのを防止するために必要な処置をしなければなら ない。								受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に 流出するのを防止するために必要な処置をしなければなら ない。	
3 2	2 16	2	2	1	2 .	請負者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。	3	2	16	2 2		1		受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。	
3 2					2 - 16 - 3		3	2	16 16	3 0 3 1	1	1	2 - 16 - 3	浚渫船運転工 受注者は 浚渫工(ポンプ浚渫船 クラブ船乃がバックホ	
					, ,	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工について は、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合 には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければ ならない。		_				•		受注者は、 <u>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては</u> 、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3 2	2 16	3	2	1	2 .	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工について は、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみや	3	2	16	3 2		1		受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、浚渫箇所の土質に変化が認	
						かに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。								められた場合には、すみやかに設計図書に関して監督職員 と協議しなければならない。	
3 2	2 16	3	3	1	3 .	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において、 施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度	3	2	16	3 3	i	1		受注者は、 <u>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては</u> 、施工中は絶えず水位または	
						を誤らないようにしなければならない。								潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	
3 2	2 16	3	4	1	4 .	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工について は、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員 が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を 示さなければならない。	3	2	16	3 4		1		受注者は、 <u>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては</u> 、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。	
			_		_	**************************************		•	10	0 5					
3 2	2 16	3	5	1	5.	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。	3	2	16	3 5		1		受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設に <u>おいては</u> 、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。	
3 2	2 16	3	6	1	6 .	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした	3	2	16	3 6	i	1		受注者は、 <mark>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホ</mark> ウ <u>浚渫船)</u> の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、 過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構	
						場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。								造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のない ように埋戻さなければならない。	
3 2						請負者は、ポンプ浚渫の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。								受注者は、 <mark>浚渫工(ポンプ浚渫船)</mark> の施工において、排送 管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないよ うにしなければならない。	
3 2	2 16	3	8	1	8 .	請負者は、 <u>浚渫</u> 工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	3	2	16	3 8		1		受注者は、 <u>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)</u> の排泥において <u>は</u> 、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	
														ければならない。	

							·/ \-		-/\	<u> </u>	<u> </u>	宣列旧ル戦不	改訂条文	改訂理由等
// 	- ^-^			項	心主体		// 产	÷.	~~ <i>*</i>	条 項	項	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
編章				下	編章節条	旧・条文構成					下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	16	3	9	1	9 .	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	3	2	16 3	3 9	1	9.	受注者は、 <u>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)</u> の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	
3 2	16	3	10	1	10.	請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。				3 10		10.	受注者は、 <u>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)</u> の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	
3 2						請負者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において、 浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高 確認済の部分を除き、再施工しなければならない。				3 11			受注者は、 <u>浚渫工(ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船)</u> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	
3 2					第17節 2 - 17 - 1	植栽維持工 一般事項	3	2	17 (0 0	1	第17節 2 - 17 - 1	植栽維持工 一般事項	
3 2					2 - 11 - 1	本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。						2 - 1/ - 1	本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	
3 2					2 - 17 - 2						1			
3 2	17	2	1	1	1.	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法(平成19年3月改正法律第8号)に基づくものでなければならない。	3	2	17 2	2 1	1	1.	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法(平成19年3月改正法律第8号)に基づくものでなければならない。	
3 2	17	2	2	1	2 .	客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないもの <u>とする</u> 。	3	2	17 2	2 2	1	2 .	客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないもの <u>でなければならない</u> 。	
3 2	17	2	3	1	3 .	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫のない栽培品と <u>する</u> 。	3	2	17 2	2 3	1	3 .	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫のない栽培品で <u>なければならない</u> 。	
3 2	17	2	4	1	4 .	請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。		2	17 2	2 4	1	4 .	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	

							-/ \.		- /		<u> </u>	宣机旧比拟农	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条〕	項 l	頁 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	17	2	5	1	5 .	樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。 樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値をするが、一部の突出した枝は含まないものとする。 幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数以上あった場合、の総和の70%の値を幹周とする。		2	17	2 5	1		樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。 樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。 幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。 なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数以まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。	
3 2	17	2	6	1	6 .	樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書 によらなければならない。	3	2	17	2 6	1	6 .	樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。	表現を整備局と整合
3 2	17	2	7	1	7 .	樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。	3	2	17	2 7	1	7 .	樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。	表現を整備局と整合
3 2	17	2	8	1	8 .	樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。	3	2	17	2 8	1	8 .	樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格 は、設計図書によるものとする。	
3 2					2 - 17 - 3	樹木・芝生管理工	3	2	17	3 0	1	2 - 17 - 3	樹木・芝生管理工	
3 2					1 .	請負者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。	3					1 .	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。	表現を整備局と整合
3 2	17	3	2	1	2 .	請負者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工 箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。な お、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、 その指示によらなければならない。		2	17	3 2	1		受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工 箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。な お、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、 その指示によらなければならない。	
3 2	17	3	3	1	3 .	請負者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	3	2	17	3 3	1	3 .	受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	
3 2	17	3	4	1	4 .	請負者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。		2	17	3 4	1	4 .	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。	

									-/\	, , , , , , ,	<u> </u>	宣机旧比拟农	改訂条文	改訂理由等
編章	章 食	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	2 1	7 3	5	1	5 .	請負者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。	3	2	17 3	3 5	1		受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。	
3 2	2 1	7 3	6	1	6 .	請負者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。	3	2	17 3	6	1		受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。	
3 2	2 1	7 3	7	1	7 .	請負者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。	3	2	17 3	3 7	1	7	受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。	
3 2	2 1	7 3	8	1	8 .	樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植え付けなければならない。	3	2	17 3	8 8	1		樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土 に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植え を行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植 穴の中心に植え付けなければならない。	
3 2	2 1	7 3	9	1	9 .	請負者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行 <u>うものとする</u> 。	3	2	17 3	3 9	1	ž t	受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行 <mark>わなければならない</mark> 。	
3 2	2 1	7 3	10	1	10.	請負者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議 <u>するものとする</u> 。	3	2	17 3	3 10	1		受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議 <u>しなければならない</u> 。	
3 2	2 1	7 3	11	1	11.	請負者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。		2	17 3	11	1		受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。	
3 2	2 1	7 3	12	1	12.	請負者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。	3	2	17 3	3 12	1		受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。	
3 2	2 1	7 3	13	1	13.	請負者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。	3	2	17 3	3 13	1		受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。	
3 2	2 1	7 3	14	1	14.	請負者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形 その他必要な手入れを行わなければならない。	3	2	17 3	3 14	1		受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形 その他必要な手入れを行わなければならない。	

								一一	2 <u> 1</u>	<u>- 1水 巨</u>	計り口して変え		7L+TTB ^/
				T.E.		現行条文				- -		改訂条文	改訂理由等
編	章()	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章節			下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 1	7 3	15	1	15.	請負者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら繩またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3 2 17	7 3 1	15	1	15.	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら繩またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	
3	2 1	7 3	16	1	16.	請負者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。	3 2 17	7 3 1	16	1	16.	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。	
3	2 1	7 3	17	1	17.	請負者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥および鉢崩れを防止しなければならない。	3 2 17	7 3 1	17	1	17.	受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥および鉢崩れを防止しなければならない。	
3	2 1	7 3	18	1	18.	請負者は、施肥、灌水 <u>および</u> 薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3 2 17	7 3 1	18	1	18.	受注者は、施肥、灌水及び薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2 1	7 3	19	1		請負者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去 <u>および</u> 除草を行わなければならない。					19.	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。	
3	2 1	7 3	20	1	20.	請負者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根 鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速 やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根 に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植 え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の 指示を受けなければならない。	3 2 17	7 3 2	20	1	20.	受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根 鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速 やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根 に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植 え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の 指示を受けなければならない。	
3	2 1	7 3	21	1	21.	請負者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。	3 2 17	7 3 2	21	1	21.	受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。	
3	2 1	7 3	22	1	22.	請負者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。	3 2 17	7 3 2	22	1	22.	受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。	
3	2 1	7 3	23	1	23.	請負者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	3 2 17	7 3 2	23	1	23.	受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	
3	2 1	7 3	24	1	24.	植栽樹木の植替え	3 2 17	7 3 2	24	1	24.	植栽樹木の植替え	

							<u>-/ \-</u>		F/	7,100	141		計川口し野文で		
						現行条文								改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	[]	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3 2	17	3	24	2	1)	請負者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに <u>請負者</u> の負担において植替えなければならない。	3	2	17	3 24	4 :	2	1)	受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。	
3 2	17	3	24	3	2)	植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。		2	17	3 24	1 :	3	2)	植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。	
3 2	17	3	24	4	3)	枯死、または形姿不良の判定は、発注者と <u>請負者</u> が立会の 上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議 <u>するものとする</u> 。	3	2	17	3 24	1 4	4	3)	枯死、または形姿不良の判定は、発注者と <mark>受注者</mark> が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。	
3 2	17	3	24	5	4)	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木し た場合にはこの限りではない。	3	2	17	3 24	4 !	5	4)	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木し た場合にはこの限りではない。	
3 2	17	3	25	1	25.	請負者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	3	2	17	3 25	5	1	25.	受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に 締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	
3 2	17	3	26	1	26.	請負者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。	3	2	17	3 26	3	1	26.	受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。	
3 2						請負者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工 <u>するものとする</u> 。								受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。	
3 2					第18節	床版工	3	2	18	0 0		1	第18節	床版工	
3 2 3 2	18	1	0	2	2 - 18 - 1	一般事項 本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種に ついて定める。	3	2	18	1 0	:	2	2 - 18 - 1	本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種に ついて定める。	
3 2	18	2	1	1		鉄筋コンクリート床版については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	18			1	2 - 18 - 2	床版工 鉄筋コンクリート床版については、 <mark>以下</mark> の規定によるもの とする。	
3 2						床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十 分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。							(1)	床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十 分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。	
3 2	18	2	1	3	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認 <u>するものとする</u> 。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議 <u>するものとする</u> 。	3	2	18	2 1	;	3	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認 <u>しなければならない</u> 。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議 <u>しなければならない</u> 。	

										\ \ <u>\</u>	<u> </u>	首が川口に収入	改訂条文	改訂理由等
編	章()	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節系	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 1	8 2	1	4	(3)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう 十分配慮 <u>するものとする</u> 。	3	2	18 2	2 1	4	(3)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう 十分配慮 <mark>しなければならない</mark> 。	
3	2 1	8 2	1	5	(4)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものと <u>する</u> 。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員 <u>の承諾を得るものとする</u> 。スペーサーは、1m2当たり4個を配置の目安とし、組立およびコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。	3	2	18 2	2 1	5	(4)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものと <u>しなければならない</u> 。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員 <u>と協議しなければならない</u> 。スペーサーは、1m2当たり4個を配置の目安とし、組立およびコンクリートの打込中、その形状を保つ <u>ものとする</u> 。	
3	2 1	8 2	1	6	(5)	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 <u>するものとする</u> 。	3	2	18 2	2 1	6	(5)	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 <mark>しなければならない</mark> 。	
3	2 1	8 2	1	7	(6)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は <u>下記によるものとする</u> 。	3	2	18 2	2 1	7	(6)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを 使用する場合は <u>以下によらなければならない</u> 。	
3	2 1	8 2	1	8		ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を <u>下げては</u> ならない。	3	2	18 2	2 1	8		ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を <u>低下させては</u> な らない。	
3	2 1	8 2	1	9		吐出 \underline{U} におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	3	2	18 2	2 1	9		吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を 行ってはならない。	
3	2 1	8 2	1	10		配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかから ないように足場等の対策を行うものとする。	3	2	18 2	2 1	10		配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかから ないように足場等の対策を行うものとする。	
3	2 1	8 2	1	11	(7)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	3	2	18 2	2 1	11	(7)	受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、 平行な打継目は作ってはならない。	
3	2 1	8 2	1	12	(8)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込 <u>むものとする</u> 。	3	2	18 2	2 1	12		受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、 向は、一直線状になるよう打込まなければならない。	
3	2 1	8 2	1	13	(9)	コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工しなければならない。		2	18 2	2 1	13		コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工しなければならない。	
3	2 1	8 2	1	14	(10)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないよう に箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければな らない。	3	2	18 2	2 1	14	(10)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないよう に箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければな らない。	
3	2 1	8 2	1	15	(11)	工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、 鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、 鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さ ないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行なわ なければならない。	3	2	18 2	2 1	15	(11)	工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、 鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、 鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さ ないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行なわ なければならない。	

								チブ	, JUE	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				項						項			PARS - E-1-3
	章(節			下	編章節条	旧・条文構成	編章			下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2 18	3 2	1	16	(12)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャン バーを測定し、その記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員ま たは検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとと もに、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならな い。	3 2	18 2	2 1	16	(12)	受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	
3	2 18	3 2	2	1	2 .	鋼床版については、下記の規定によるものとする。	3 2	18 2	2 2	1	2 .	鋼床版については、下記の規定によるものとする。	
3	2 18	3 2	2	2	(1)	床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。 なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。	3 2	18 2	2 2	2	(1)	床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。 なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。	
					第 4編	河川編	4 0	0 (0 0	1	第4編	河 川 編 築堤・護岸	
				1	第1章 第1節	築堤・護岸 適 用	4 1 4 1	1 (0 0	1	第1章 第1節	梁埞・護庁	
	1 1				1.	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。						本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4	1 1	0	2	3	2 .	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	4 1	1 (0 2	3	2 .	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	
4	1 1	0	3	4	3 .	構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	4 1	1 (0 3	4	3 .	構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去 工、第10節仮設工の規定による。	
4	1 1	0	4	5	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	4 1	1 (0 4	5	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4	1 1	0	5	6	5 .	請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4 1	1 (0 5	6	5 .	受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4	1 1	0	6	7	6 .	請負者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	4 1	1 (0 6	7	6 .	受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	
	1 2				第2節	適用すべき諸基準	4 1				第2節	適用すべき諸基準	
4	1 2	0	1	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4 1	2 (0 1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
	1 2					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	4 1					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	
4	1 3 1 3	0	0	1	第3節 1 - 3 - 1	軽量盛土工	4 1	3 (0 0	1	第3節 1 - 3 - 1	軽量盛士工 一般事項	
		<u> </u>	1 -	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	The state of the s	<u> </u>			1 -		100 to 20 to 20	

								- / \	, JULY	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
			項							項			
編章	節条		以下	編章節条	旧・条文構成	編	章()	節	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 1	3 1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	4	1 ;	3 1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
4 1	3 2 3 2	1	2	1 - 3 - 2	軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	4	1 :	3 2	2 1		1 - 3 - 2	軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
	4 0			第4節 1 - 4 - 1	地盤改良工	4	1 4	4 0	0	1	第4節 1 - 4 - 1	地盤改良工	
	4 1				本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	4	1 4	4 1	1	2		本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
	4 2				表層安定処理工					1	1 - 4 - 2	表層安定処理工	
	4 2		2		表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。							表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。	
	4 3 4 3			1 - 4 - 3	パイルネット工 パイルネット工の施工については、第3編2 - 7 - 5パイ	4	1 4	4 3	3 0	1	1 - 4 - 3	パイルネットエ	
4 1	4 3		2		ハイルネット上の他上については、弟3編2 - 7 - 5八1 ルネット工の規定による。	4	1 4	4 3	5 1	2		パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイ ルネット工の規定による。	
	4 4			1 - 4 - 4	バーチカルドレーンエ	4	1 4	4 4	1 0	1	1 - 4 - 4	バーチカルドレーンエ	
4 1	4 4	1	2		バーチカルドレーン工の施工については、第3編2 - 7 - 7 バーチカルドレーン工の規定による。	4	1 4	4 4	1 1	2		バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7- 7バーチカルドレーン工の規定による。	
	4 5			1 - 4 - 5	締固め改良工					1	1 - 4 - 5	締固め改良工	
4 1	4 5	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め 改良工の規定による。	4	1 4	4 5) 1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め 改良工の規定による。	
	4 6			1 - 4 - 6						1	1 - 4 - 6		
4 1	4 6	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	4	1 4	4 6	5 1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	
4 1	5 0 5 1	0	1	第5節 1 - 5 - 1	護岸基礎工					1	第5節 1 - 5 - 1	護岸基礎工	
	5 1				本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。							本節は、護岸基礎工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種に ついて定める。	
4 1	5 2	1	2		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4			2 0	1 2	1 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
	5 3 5 3			1 - 5 - 3	基礎工 基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護				3 0 3 1		1 - 5 - 3	基礎工 基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護	
					基礎上の施工にプロでは、第3編2・4・3基礎上(護 岸)の規定による。	4	1 ;	5 3	5 1	2		基礎上の施工に りいては、第3編2-4-3基礎上(護 岸)の規定による。	
	5 4			1 - 5 - 4					0		1 - 5 - 4		
	5 4				矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。				1 1			矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
	5 5 5 5			1 - 5 - 5					5 0		1 - 5 - 5	土台基礎工	
					土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎 工の規定による。				5 1			土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎 工の規定による。	
	6 0			第6節	矢板護岸工				0		第6節	矢板護岸工	
	6 1			1 - 6 - 1	一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、 矢板工その他これらに類する工種について定める。				1 1	2	1 - 6 - 1	一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種につ いて定める。	

						之							改訂理由等
編	章節	条:	項 項 下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
			0 1		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。			6 2			1 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
			0 1 1		笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コ ンクリート工の規定による。	4	1 6	6 3 6 3	1	1	1 - 6 - 3	笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コ ンクリート工の規定による。	
			0 1 1 2		矢板工 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。			6 4			1 - 6 - 4	矢板工 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
4	1 7	1	0 1 0 1 1 1	1 - 7 - 1	法覆護岸工 一般事項 ・本節は、法覆護岸工としてコンクリートプロック工、護岸 付属物工、緑化プロック工、環境護岸プロック工、石積	4	1 7	7 0 7 1 7 1	0	1	第7節 1 - 7 - 1 1 .	法覆護岸工 一般事項 本節は、法覆護岸工としてコンクリートプロック工、護岸 付属物工、緑化ブロックエ、環境護岸プロック工、石積	
					(張)工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。							(張)工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。	
4	1 7	1	2 1		. <u>請負者</u> は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中 打込みを行ってはならない。						2 .	受注者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中 打込みを行ってはならない。	
			3 1		. <u>請負者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は 設計図書のとおりに行わなければならない。						3 .	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は 設計図書のとおりに行わなければならない。	
			4 1		. <u>請負者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。							受注者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
4	1 7	1	5 1	5	・ <u>請負者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、 <u>シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、</u> はく離等のないように施工しなければならない。	4	1 7	7 1	5	1	5 .	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	
			0 1 1 2		材 料 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅 2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様による。			7 2 7 2			1 - 7 - 2	材 料 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅 2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様による。	
			2 3 3) 遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。 材の材質は、 <u>4)</u> の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。	4 4	1 7	7 2 7 2	2 3	3 4	(1)	遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。 材の材質は、の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ 1 mmとする。	
4	1 7	2	4 5		被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ 10mmとする。	4	1 7	7 2	4	5		被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ 10mmとする。	
4	1 7	2	5 6		止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm 以上とする。	4	1 7	7 2	5	6		止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm 以上とする。	
			6 7		止水材の品質規格は表1 - 1または2による。	4	1 7	7 2	6	7		止水材の品質規格は表1-1または2による。	
4	1 7	2	7 8		表1 - 1 純ポリ塩化 <u>ビニール</u> : (厚さ1mm、色:透明)	4	1 7	7 2	7	8		表1 - 1 純ポリ塩化 <u>ビニル</u> : (厚さ1mm、色:透明) <u>の</u> 品質規格	
			8 9		表 1 - 2 エチレン酢酸 <u>ビニール</u> : (厚さ 1 mm、色:透明) 被覆材の品質規格は表 1 - 3 による。			7 2				表 1 - 2 エチレン酢酸 <mark>ビニ</mark> ル:(厚さ 1 mm、色:透明) <u>の品質規格</u> 被覆材の品質規格は表 1 - 3 による。	
7	' '		9 10	,	™は後型と日本の。		' /	. 2	9	10		™は2/1/1∨四見が11は1√1 「)による。	

						-/ \-			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節為	八	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	発 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 1	7 2	2 10			表 1 - 3 (補強布付き繊維性フェルト:厚さ10mm)	4	1	7 2	2 10	11		表 1 - 3 (補強布付き繊維性フェルト:厚さ10mm) <u>の品</u> 質規格	
4 1	7 2	2 11	12	(2)	遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。	4	1	7 2	2 11	12		遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。	
4 1	7 2	2 12	13		止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、 規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る 場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定するこ と。)	4	1	7 2	2 12	13		止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、 規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る 場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定するこ と。)	
4 1	7 2	2 13	14		止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状 に追従する屈撓性を有するものとする。	4	1	7 2	2 13	14		止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状 に追従する屈撓性を有するものとする。	
4 1	7 2	2 14	15		止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも 十分な滑り抵抗を有するものとする。	4	1	7 2	2 14	15		止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも 十分な滑り抵抗を有するものとする。	
4 1	7 2	2 15	16		止水材は、十分な耐久性を有するものとし、 <u>請負者</u> は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。	4	1	7 2	2 15	16		止水材は、十分な耐久性を有するものとし、 <mark>受注者</mark> は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。	
4 1	7 2	2 16	17		上記 <u>1)</u> および <u>3)</u> は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	4	1	7 2	2 16	17		上記 <u>及び</u> は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	
4 1	7 2	2 17	18		止水材の品質規格は、表1 - 4によるものとする。	4	1	7 2	2 17	18		止水材の品質規格は、表1 - 4によるものとする。	
4 1 4 1					表1-4 止水材の品質規格被覆材の品質規格は、1.(1). <u>5</u> 表1-3による。					19 20		表1-4 止水材の品質規格被覆材の品質規格は、1.(1)表1-3による。	
4 1				(3)	品質管理					21	(2)	品質管理	
4 1	7 2	2 21	22		止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。	4	1	7 2	2 21	22		止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系また はスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等 の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に 優れたものを使用するものとする。	
4 1					請負者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。							受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出する ものとする。	
4 1	7 2	2 23	24	1)	製品には、止水材 <u>および</u> 被覆材の各々に製造年月日および製造工場が明示されていること。(番号整理番号でもよ	4	1	7 2	2 23	24	1)	製品には、止水材 <mark>及び</mark> 被覆材の各々に製造年月日および製造工場が明示されていること。(番号整理番号でもよい)	
4 1	7 2	2 24	25	2)	(11) 品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績 表であること。	4	1	7 2	2 24	25		品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績 表であること。	
4 1	7 2	2 25	26	3)	品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。	4	1	7 2	2 25	26		品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。	
4 1	7 2	2 26	27	4)	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。	4	1	7 2	2 26	27		製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。	
4 1	7 2	2 27	28	5)	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m2に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	4	1	7 2	2 27	28		「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m2に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	
4 1	7 3	3 0	1	1 - 7 - 3	コンクリートブロックエ	4	1	7 :	3 0	1	1 - 7 - 3	コンクリートブロック工	
4 1					コンクリートプロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	4	1	7	3 1	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。	

現行条文	工术工事共进位位	改訂条文	改訂理由等
現打示义	1 1 1	以前未又	(以訂连田寺
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項。		改定理由
4 1 7 4 0 1 1 - 7 - 4 護岸付属物工		1 - 7 - 4 護岸付属物工 1 . 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コン クリート、平張コンクリートの施工については、第 1 編 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4 1 7 4 2 1 2 . 小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板規定による。	(O) 4 1 7 4 2	2. 小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	
4 1 7 4 3 1 3 . プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止レキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンリートの施工については、基礎との密着をはかり、接が食い違わないように施工しなければならない。		3. プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	
4 1 7 5 0 1 1 - 7 - 5 緑化プロック工	4 1 7 5 0		
4 1 7 5 1 2 緑化プロック工の施工については、第3編2-5-4 ブロック工の規定による。	代 4 1 7 5 1 2	緑化ブロック工の施工については、第3編2-5-4緑化 ブロック工の規定による。	
4 1 7 6 0 1 1 - 7 - 6 環境護岸プロックエ	4 1 7 6 0		
4 1 7 6 1 2 環境護岸プロック工の施工については、第3編2 - 5 コンクリートプロック工の規定による。	3 4 1 7 6 1 2	環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3 コンクリートプロック工の規定による。	
4 1 7 7 0 1 1 - 7 - 7 石積(張)工 4 1 7 7 1 2 石積(張)工の施工については、第3編2 - 5 - 5石 (張)工の規定による。	4 1 7 7 0		
4 1 7 8 0 1 1 - 7 - 8 法枠工 4 1 7 8 1 2 法枠工の施工については、第3編2 - 14 - 4法枠工のによる。	定 4 1 7 8 0 2	1 - 7 - 8 法枠工 法枠工の施工については、第3編2 - 14 - 4法枠工の規定 による。	
4 1 7 9 0 1 1 - 7 - 9 多自然型護岸工	4 1 7 9 0	1 - 7 - 9 多自然型護岸工	
4 1 7 9 1 1 多自然型護岸工の施工については、第3編2-3-26 然型護岸工の規定による。		然型護岸工の規定による。	
4 1 7 10 0 1 2 1 - 7 - 10 吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3吹付工のによる。	4 1 7 10 0 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1	1 - 7 - 10 吹付工 吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3吹付工の規定 による。	
4 1 7 11 0 1 1 - 7 - 11 植生工	4 1 7 11 0		
4 1 7 11 1 2 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工のによる。		による。	
4 1 7 12 0 1 - 7 - 12 覆土工 4 1 7 12 1 2	4 1 7 12 0 · · · 4 1 7 12 1 2		
海岸土工・砂防土工の規定による。		海岸土工・砂防土工の規定による。	
4 1 7 13 0 1 1 - 7 - 13 羽口工 4 1 7 13 1 1 3 3 3 3 3 3	4 1 7 13 0 12 12 13 1 14 15 15 15 15 15 15		
による。		による。	
4 1 8 0 0 1 第8節 擁壁護岸工	4 1 8 0 0		
4 1 8 1 0 1 1 8 1 0		本節は、擁壁護岸工として作業士工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する 工種について定める。	
4 1 8 2 0 1 1 - 8 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 4 1 8 2 1 2 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土規定による。	(O) 4 1 8 2 0 7 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		

						. ~== 1	<u> </u>	日初川口に採べ	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節身	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 1 8 3 0 1	1 - 8 - 3	場所打擁壁工				3 0		1 - 8 - 3	場所打擁壁工	
4 1 8 3 1 2		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	1	8 3	3 1	2		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4 1 8 4 0 1 4 1 8 4 1 1	1 - 8 - 4	プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。				4 0 4 1	1	1 - 8 - 4	プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。	
4 1 9 0 0 1	第9節	根固め工					1	第9節	根固め工	
4 1 9 1 0 1 4 1 9 1 1 1		一般事項 本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間 詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種 について定める。				1 0	1	1 - 9 - 1	一般事項 本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間 詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種 について定める。	
4 1 9 1 2 1	2 .	請負者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	4	1	9 1	1 2	1	2 .	受注者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	
4 1 9 2 0 1	1 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					1	1 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 1 9 2 1 2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
4 1 9 3 0 1 4 1 9 3 1 1	1 - 9 - 3	根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めブロック工の規定による。	4	1	9 3	3 0	1	1 - 9 - 3	根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めブロック工の規定による。	
4 1 9 4 0 1	1 - 9 - 4		4	1	9 4	4 0	1			
4 1 9 4 1 1		間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定による。						1 .	問詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定による。	
4 1 9 4 2 1		請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。							受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	
4 1 9 5 0 1	1 - 9 - 5						1	1 - 9 - 5		
4 1 9 5 1 1		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	4	1	9 5	5 1	1		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	
4 1 9 6 0 1	1 - 9 - 6	捨石工					1	1 - 9 - 6		
4 1 9 6 1 1		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。							捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定	
4 1 9 7 0 1	1 - 9 - 7					7 0		1 - 9 - 7		
4 1 9 7 1 2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。				7 1			かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
4 1 10 0 0 1	第10節	水制工	_			0 0		第10節	水制工	
4 1 10 1 0 1 4 1 10 1 1 1		132 3 2	4			1 0	1	1 - 10 - 1		
	1.	本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご 工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類す る工種について定める。	4		וטן		1	1.	本節は、水制工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し</u>)、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。	
4 1 10 1 2 1	2 .	請負者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	4	1	10 1	1 2	1	2 .	受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	

							<u> </u>		- /	<u> </u>			<u> </u>		7L+77TT 66
						現行条文								改訂条文	改訂理由等
編章	節:	条項	項 頁 以 下	編章(節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Ę	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 1	10	1 3	3 1		3 .	請負者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書おいて設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	1	10	1 3	3	1	3 .	受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書おいて設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 1	10	2 0) 1	1 -	10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	1	10	2 0)	1	1 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 1						作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							,	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
4 1					10 - 3					3 0			1 - 10 - 3		
4 1	10	3 1	1 2			沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	4	1	10	3 1		2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	
4 1	10	4 0) 1		10 - 4					4 0			1 - 10 - 4		
4 1	10	4 1	1 2			捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	4	1	10	4 1		2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
4 1					10 - 5	かご工				5 0			1 - 10 - 5		
4 1	10	5 1	1 2			かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	4	1	10	5 1		2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
4 1 4 1					10 - 6	元付工 元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。				6 0			1 - 10 - 6	元付工 元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4 1 4 1	10	7 1	1		1 .	牛・枠工 請負者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻 押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければな らない。	4	1	10			1		受注者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。	
4 1	10	7 2	2 1		2 .	請負者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工 しなければならない。	4	1	10	7 2	2	1	2 .	受注者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工 しなければならない。	
4 1 4 1						杭出し水制工 請負者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図 書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付 け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなけれ ばならない。	4	1 1	10	8 0)	1	1 - 10 - 8	杭出し水制工 受注者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	
4 1	10	8 2	2 1		2 .	請負者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。	4	1	10	8 2	2	1	2 .	受注者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。	
4 1						付帯道路工				0 0			第11節	付带道路工	
4 1	11	1 0	0 1	1 -	11 - 1	一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水桝工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	4			1 0			1 - 11 - 1	一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンク リート舗装工、薄層カラー舗装工、プロック舗装工、側溝 工、集水桝工、縁石工、区画線工その他これらに類する工 種について定める。	
4 1	11	2 0	1	1	11 . 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	1	1	11	2 0)	1	1 11 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 1					11 - 2	作業土工(体掘り・埋送し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							1 - 11 - 2	作業工工(体掘り・埋房し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	

現行条文			T	<i>~</i> \~:	<u>- 1-</u>		ⅎⅆℿ ℴℴℴ	改訂条文	改訂理由等
	・条文構成	編章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 1 11 3 0 1 1 - 11 - 3 路側防護柵工 4 1 11 3 1 2 路側防護柵工の施工についる	Nでは、第3編2-3-8路側防 ·			3			1 - 11 - 3	路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防	
護柵工の規定による。 4	ては、第3編2-6-5舗装準備			4 4			1 - 11 - 4	護柵工の規定による。 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備 工の規定による。	
4 1 11 5 0 1 2 TAファルト舗装工の施工の規定 4 1 11 5 1 2 アスファルト舗装工の施工の規定	Eについては、第3編2-6-7			5 5			1 - 11 - 5	アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。	
4 1 11 6 0 1 1 - 11 - 6 コンクリート舗装工 4 1 11 6 1 2 コンクリート舗装工の施コンクリート舗装工の施コンクリート舗装工の規類	□については、第3編2-6-12			6			1 - 11 - 6	コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。	
4 1 11 7 0 1 2 1 - 11 - 7 薄層カラー舗装工 4 1 11 7 1 2 薄層カラー舗装工の施工I層カラー舗装工の規定による	こついては、第3編2-6-13薄	4 1 4 1	11	7 7	0	1 2	1 - 11 - 7	薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。	
4 1 11 8 0 1 1 - 11 - 8 プロック舗装工 4 1 11 8 1 2 プロック舗装工の施工についり ロック舗装工の規定による	ついては、第3編2-6-14ブ			8 8			1 - 11 - 8	ブロック舗装工 ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブ ロック舗装工の規定による。	
4 1 11 9 0 1 1 - 11 - 9 側溝工 4 1 11 9 1 1 による。	第3編2-3-29側溝工の規定			9			1 - 11 - 9	側溝工 側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定 による。	
4 1 11 10 0 1 1 - 11 - 10 集水桝工 4 1 11 10 1 1 集水桝Tの施丁について	は、第3編2-3-30集水桝工の			10			1 - 11 - 10	集水桝工 集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の	
規定による。	&、为 J M Z - J - 30 来小小工 V -		' '					規定による。	
4 1 11 11 0 1 1 - 11 - 11 縁石工 4 1 11 11 1 2 縁石工の施工については、による。	第3編2-3-5縁石工の規定			11			1 - 11 - 11	縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定 による。	
4 1 11 12 0 1 2 区画線工 4 1 11 12 1 2 日本 4 1 11 12 1 2 日本 1 2 日本 1 3 1 1 1 12 1 2 日本 1 3 1 1 1 12 1 2 日本 1 4 1 1 1 12 1 2 日本 1 5 日本 1 5 日本 1 6 日本 1 7 1 1 1 1 2 1 2 日本 1 7 1 1 1 2 1 2 1 2 日本 1 7 1 1 1 2 1 2 1 2 日本 1 8 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1				12			1 - 11 - 12	区画線工 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の 規定による。	
4 1 12 0 0 1 第12節 付帯道路施設工 4 1 12 1 0 1 1 -12 1 一般事項				0 1			第12節 1 - 12 - 1	付帯道路施設工	
4 1 12 1 1 2 本節は、付帯道路施設工の				1 1			1 - 12 - 1	本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、標 識工その他これらに類する工種について定めるものとす る。	
4 1 12 2 0 1 1 - 12 - 2 境界工 4 1 12 2 1 1 1 1 : 請負者は、境界杭の設置				2			1 - 12 - 2		
	に際して隣接所有者と問題が生じ 哉員に連絡しなければならない。	4 1	12	2	1	ı	1.	受注者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。	
	国難な場合は、設計図書に関して 関連な場合は、設計図書に関して	4 1	12	2	2	1	2 .	受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

		<u>水工事六远江城</u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編	論章節条 旧・条文構成	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
4 1 12 2 3 1	3. <u>請負者</u> は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。		3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	
4 1 12 3 0 1 4 1 12 3 1 2	1 - 12 - 3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。	4 1 12 3 0 1 4 1 12 3 1 2	1 - 12 - 3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2 - 3 - 10道路付 属物工の規定による。	
4 1 12 4 0 1 4 1 12 4 1 2	1 - 12 - 4 標識工 標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の 規定による。	4 1 12 4 0 1 4 1 12 4 1 2	1 - 12 - 4 標識工 標識工の施工については、第3編2 - 3 - 6小型標識工の 規定による。	
	13節 光ケーブル配管工	4 1 13 0 0 1	第13節 光ケーブル配管工	
4 1 13 1 0 1 4 1 13 1 1 2	1 - 13 - 1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	4 1 13 1 0 1 4 1 13 1 1 2	1 - 13 - 1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業士工 <u>(床掘り・埋戻</u> し)、配管工、ハンドホールエその他これらに類する工種 について定めるものとする。	
4 1 13 2 1 2	1 - 13 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。		1 - 13 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
4 1 13 3 0 1 4 1 13 3 1 1	1 - 13 - 3 配管工 1 . <u>請負者</u> は、配管工に使用する材料について、監督職員の承 諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、 ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。	4 1 13 3 0 1 4 1 13 3 1 1	1 - 13 - 3 配管工 1 . 受注者は、配管工に使用する材料について、監督職員の承 諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、 ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。	
4 1 13 3 2 1	2 . <u>請負者</u> は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	4 1 13 3 2 1	2. <mark>受注者</mark> は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	
4 1 13 3 3 1	3. <u>請負者</u> は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。	4 1 13 3 3 1	3. <mark>受注者</mark> は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。	
4 1 13 3 4 1	4. <u>請負者</u> は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	4 1 13 3 4 1	4. 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	
4 1 13 3 5 1	5. <u>請負者</u> は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。	4 1 13 3 5 1	5. <mark>受注者</mark> は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。	
	1 - 13 - 4 ハンドホールエ	4 1 13 4 0 1	1 - 13 - 4 ハンドホールエ	
4 1 13 4 1 1	ハンドホール工の施工については、第3編2 - 3 - 21ハンドホール工の規定による。		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	
4 2 0 0 0 1 第2 4 2 1 0 0 1 第	章	4 2 0 0 0 1 4 2 1 0 0 1	第 2 章	
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			7.5	

現行条文	/		<u> </u>	/ \ JU	<u> </u>	17K E		改訂条文	改訂理由等
						項			
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条	文構成	編章	節	条工	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 2 1 0 1 1 1 本章は、河川工事における浚 エ(グラブ船)、浚渫工(バ 理工、仮設工その他これらに る。	ックホウ浚渫船)、浚渫土処	4 2	2 1	0	1	1		本章は、河川工事における浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫 工(グラブ船)、浚渫工(バックホウ浚渫船)、浚渫土処 理工、仮設工その他これらに類する工種について適用す る。	
4 2 1 0 2 1 2 . 仮設工は、第3編第2章第10億	節仮設工の規定による。	4 2	2 1	0	2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
4 2 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項に 2 編材料編、第 3 編土木工事		4 2	2 1	0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4 2 1 0 4 1 4 . <u>請負者</u> は、河川工事において に応じて実施しなければなら		4 2	2 1	0	4	1	4 .	受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4 2 2 0 0 1 第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)				0				浚渫工 (ポンプ浚渫船)	
4 2 2 1 0 1 2 - 2 - 1 一般事項 4 2 2 1 1 1 1 1 本節は、浚渫工(ポンプ浚渫f				1			2 - 2 - 1	一般事項 本節は、浚渫工(ポンプ浚渫船)として浚渫船運転工(民	
船・官船)、作業船及び機械 に類する工種について定める。	運転工、配土工その他これら	7 2	-					船・官船)、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。	
4 2 2 1 2 1 2 1 2 . 請負者は、浚渫の作業位置、済量、浚渫船、浚渫土砂、余水がよらなければならない。	測量、サンプリング調査、数 処理については、設計図書に	4 2	2 2	1	2	1	2 .	受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	
4 2 2 1 3 1 3 . 請負者は、浚渫工の施工につい作業船及び作業に使用する機がまたげにならないよう、工事 退避設備の対策を講じなけれる	材の流出防止や洪水流下のさ 着 <u>手前</u> に避難場所の確保及び	4 2	2 2	1	3	1	3 .	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <mark>施工前</mark> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
4 2 2 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、浚渫工の施工についたす物件を落とした場合には、とともに、すみやかに取り除った。	、 <u>直ちに監督職員に通報</u> する	4 2	2 2	1	4	1	4 .	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 <u>直ちに関係機関に通報及び</u> 監 <u>督職員に連絡</u> するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
4 2 2 1 5 1 5 . iii負者は、浚渫工の施工についる 量水標を設置しなければなられる 1		4 2	2 2	1	5	1	5 .	受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	
4 2 2 1 6 1 6 . <u>請負者</u> は、浚渫工の施工におり 水位、潮位及び流速・風浪等の 資料を施工前に調査をしなける	の水象・気象の施工に必要な	4 2	2 2	1	6	1	6 .	受注者は、浚渫工の施工において、渇水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	
4 2 2 1 7 1 7 . <u>請負者</u> は、流水中の浚渫工の 深時の河水汚濁等についての い。	対策を講じなければならな							受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚 渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	
4 2 2 2 0 1 2 2 2 2 1 1 4 2 2 2 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 1 1				2			2 - 2 - 2		
4 2 2 2 1 1		7 2	_ _	_	1	'		次深航運転工(氏船・目船)の肥工にづけては、第3編2 - 16 - 3 浚渫船運転工の規定による。	
4 2 2 3 0 1 2 - 2 - 3 作業船及び機械運転工		4 2	2 2	3	0	1	2 - 2 - 3	作業船及び機械運転工	

現行条文	工水工事六週口塚	改訂条文	改訂理由等
項 項	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
2 3 1 2 <u>請負者</u> は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等のでする場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しまればならない。		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業 する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなけ ればならない。	
2 4 0 1 2 - 2 - 4 配土工 2 4 1 1 1 1 . 配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の:	4 2 2 4 0 1	2 - 2 - 4 配土工 1 . 配土工の施工については、第3編2 - 16 - 2配土工の規定	
による。		1. 町工工の施工にプロでは、第3編2-16-2町工工の規定による。	
2 4 2 1 2 1 <u>請負者</u> は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響 <u>び</u> 付近への汚染が生じないようにしなければならない。	<u>L</u> 4 2 2 4 2 1	2. <mark>受注者</mark> は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響 <u>及び</u> 付近への汚染が生じないようにしなければならない。	
3 0 0 1 第3節 浚渫工(グラブ船)	4 2 3 0 0 1	第3節 浚渫工(グラブ船)	
3 1 0 1 2 - 3 - 1 一般事項 3 1 1 1 1 - 1 本節は、浚渫工(グラブ船)として、浚渫船運転工、グ	4 2 3 1 0 1 業 4 2 3 1 1 1		
船運転工、配土工その他これらに類する工種についてだるものとする。		1. 本節は、浚渫工(グラブ船)として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
3 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、 量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図 よらなければならない。		2. <mark>受注者</mark> は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	
3 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫 作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下で またげにならないよう、 <u>工事着手前</u> に避難場所の確保 退避設備の対策を講じなければならない。	さーーーー	3. <mark>受注者</mark> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <mark>施工前</mark> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
3 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障にす物件を落とした場合には、 <u>直ちに監督職員に通報</u> とともに、すみやかに取り除かなければならない。		4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 <u>直ちに関係機関に通報及び</u> 監 <u>督職員に連絡</u> するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
3 1 5 1 5 . <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、施工区域に標識, 量水標を設置しなければならない。	V 4 2 3 1 5 1	5. <mark>受注者</mark> は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	
3 1 6 1 6 . <u>請負者</u> は、浚渫工の施工において、渇水位、平水位、水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必 資料を施工前に調査をしなければならない。	高 4 2 3 1 6 1 な	6. <mark>受注者</mark> は、浚渫工の施工において、渇水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	
3 1 7 1 7 <u>請負者</u> は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、 渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければなら い。		7. <mark>受注者</mark> は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚 渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならな い。	
3 2 0 1 2 - 3 - 2 浚渫船運転工 3 2 1 1 次渫船運転工の施工については、第3編2 - 16 - 3浚 運転工の規定による。	4 2 3 2 0 1 船 4 2 3 2 1 1		
3 3 0 1 2 - 3 - 3 作業船運転工	4 2 3 3 0 1	2-3-3 作業船運転工	
3 1 2 <u>請負者</u> は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の するにあたり第1編1‐1‐4施工計画書第1項の施 画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければな い。	計	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	
3 3 1 3 (1)台数	4 2 3 3 1 3	(1)台数	
3 3 1 4 (2) 設置位置等 3 4 0 1 2 - 3 - 4 配土工	4 2 3 3 1 4 4 2 3 4 0 1	(2) 設置位置等 2-3-4 配土工	
3 4 0 1 2 - 3 - 4 配工工 配土工の施工については、第3編2 - 16 - 2配土工の による。		2-3-4 配工工 配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。	

								 /	· \ \	<u>-2 1 1</u>		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
			頂								頂		PARI 37.74	DAIL) THIS
編章			下	編章節条	旧・条文構成			節			下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 2				第4節	浚渫工 (バックホウ浚渫船)			4				第4節	浚渫工(バックホウ浚渫船)	
4 2 4 2				<u>2 - 4 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、浚渫工(バックホウ浚渫船)として、浚渫船運転 工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種につ いて定める。						1	<u>2 - 4 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、浚渫工(バックホウ浚渫船)として、浚渫船運転 工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種につ いて定める。	
4 2	4	1 2	1	2 .	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	4	2	4	1	2	1	2 .	受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	
4 2	4	1 3	1	3 .	請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	4	2	4	1	3	1	3 .	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、 作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさ またげにならないよう、 <mark>施工前</mark> に避難場所の確保及び退避 設備の対策を講じなければならない。	
4 2	4	1 4	1		請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <u>監督職員に通報</u> するとともに、すみやかに取り除かなければならない。							4 .	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <mark>関係機関に通報及び</mark> 監 <u>督職員に連絡</u> するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
4 2	4	1 5	1	5 .	請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	4	2	4	1	5	1	5 .	受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	
4 2	4	1 6	1	6 .	請負者は、浚渫工の施工において、渇水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	4	2	4	1	6	1	6 .	受注者は、浚渫工の施工において、渇水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な 資料を施工前に調査をしなければならない。	
4 2	4	1 7	1	7 .	請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚 渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	4	2	4	1	7	1	7 .	受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚 渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	
4 2 4 2	4	2 1	2		浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船 運転工の規定による。	4	2		2	1	2		浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船 運転工の規定による。	
4 2 4 2	4 3	3 0	2	2 - 4 - 3	作業船運転工 作業船運転工の施工については、第6編2-3-3作業船 運転工の規定による。	4	2	4	3	1	2	2 - 4 - 3	作業船運転工 作業船運転工の施工については、第6編2-3-3作業船 運転工の規定による。	
4 2 4 2				2 - 4 - 4	揚土工 揚土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定 による。	4	2	4	4	0	1 2	2 - 4 - 4	揚土工 揚土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定 による。	
4 2				第 5 節	浚渫土処理工	4	2	5	0	0	1	第5節	浚渫土処理工	
4 2 4 2				2 - 5 - 1	一般事項 本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これら に類する工種について定める。 			5				2 - 5 - 1	一般事項 本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これら に類する工種について定める。	
4 2 4 2					浚渫土処理工			5					浚渫土処理工 受注者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出 し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。	

					現行条文						<u>╕扔∷⊔╻┎₹Х,4Х</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	章 節	条 耳	頁以	須	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 2 5	5 2	2	1	2	. <u>請負者</u> は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。	4 2	2 5	2 2	2	1	2 .	受注者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。	
4 2 5	5 2	3	1	3	. <u>請負者</u> は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4 2	2 5	2 3	3 1	1	3 .	受注者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 2 5	5 2	4	1	4	. <u>請負者</u> は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。	4 2	2 5	2 4	4 1	1	4 .	受注者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないよう にしなければならない。	
4 2 5	5 2	5	1	5	. <u>請負者</u> は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。	4 2	2 5	2 !	5 1	1	5 .	受注者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。	
4 3 (第3章	樋門・樋管			0 (樋門・樋管	
4 3 4 3				<u>第1節</u> 1	適 用 . 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。			0 0			1 .	適 用 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4 3	1 0	2	1	2	. 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	4 3	3 1	0 2	2 1	1	2 .	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	
4 3	1 0	3	1	3	. 構造物撤去工、仮設工は、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	4 3	3 1	0 3	3 1	1		構造物撤去工、仮設工は、第9節構造物撤去工、第10節仮 設工の規定による。	
4 3	1 0	4	1	4	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	4 3	3 1	0 4	4 1	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4 3	1 0	5	1	5	. <u>請負者</u> は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4 3	3 1	0 !	5 1	1	5 .	受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4 3 2 4 3 2				第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。	4 3		0 0			第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4 3 2					部改正)							国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	
4 3 2					建設省 河川砂防技術基準(案) (平成9年10月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月)			0 3				建設省 河川砂防技術基準(案) (平成9年10月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月)	

		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	現行条文							以訂条又	改訂埋田等
	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 3 2 0 5 6	国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成19年3				5			国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成24年3	
4 3 2 0 6 7	月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)	4	3 2	2 0	6	7		月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4 月)	
4 3 3 0 0 1 第3節	軽量盛土工					1	第3節	軽量盛土工	
4 3 3 1 0 1 3 -3 -1 4 3 3 1 1 2	□一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類					1	3 - 3 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類	
	する工種について定める。							する工種について定める。	
	軽量盛土工					1	3 - 3 - 2	軽量盛土工	
4 3 3 2 1 2	軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	4	3 ;	3 2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
4 3 4 0 0 1 第4節 4 3 4 1 0 1 3 - 4 - 1	地盤改良工 一般事項					1	第4節 3 - 4 - 1	地盤改良工	
4 3 4 1 1 2	本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する 工種について定める。						<u> </u>	本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定める。	
4 3 4 2 0 1 3 - 4 - 2						1	3 - 4 - 2		
4 3 4 2 1 2	固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	4	3 4	4 2	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	
4 3 5 0 0 1 第5節	樋門・樋管本体工					1	第5節	樋門・樋管本体工	
4 3 5 1 0 1 3 -5 -1 4 3 5 1 1 1						1	3 - 5 - 1		
4 3 5 1 1 1 1	. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	4	3 :	5 1	1	1	1.	. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	
4 3 5 1 2 1 2	. <u>請負者</u> は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書による。	4	3	5 1	2	1	2 .	. 受注者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書による。	
4 3 5 1 3 1 3	. <u>請負者</u> は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	4	3 !	5 1	3	1	3 .	・受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	
4 3 5 1 4 1 4	. <u>請負者</u> は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。		3	5 1	4	1	4 .	受注者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	
4 3 5 1 5 1 5	. <u>請負者</u> は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。	4	3	5 1	5	1	5 .	受注者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンク リート下面の土砂の流出を防止しなければならない。	
4 3 5 1 6 1 6	. <u>請負者</u> は、樋門・樋管の止水板については、塩化 <u>ビニール</u> 製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。	4	3	5 1	6	1	6 .	受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化 <mark>ビニル</mark> 製 止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム 製止水板としなければならない。	

	現行条文									大世	1—	1/// =	76 - TTB - L- 77		
	現17宗又												改訂理由等		
編章	節	条』	耳 項 以 下	頁 人 こ	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	[項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 3						なお、 <u>請負者</u> は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。						2		なお、 <u>受注者</u> は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	
4 3	5	2	0 1		3 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の	4	3	5	2 0)	1		作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 3	Э	2	1 1		Ι.	作業工工の施工にプロでは、第3編2・3・3作業工工の規定による。	4	3	5	2 1		'	١.	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 3	5	2	2 1		2 .	請負者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		3	5	2 2	2	1	2 .	受注者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 3	5	2	3 1		3 .	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	4	3	5	2 3	3	1	3 .	受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	
4 3	5	2	4 1		4 .	地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良 工の規定による。	4	3	5	2 4	1	1	4 .	地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良 工の規定による。	
4 3					3 - 5 - 3					3 0			3 - 5 - 3		
4 3	5	3	1 2	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	4	3	5	3 1		2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
4 3					3 - 5 - 4	場所打杭工	4	3	5	4 0)	1	3 - 5 - 4	場所打杭工	
4 3	5	4	1 2	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭 工の規定による。	4	3	5	4 1		2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
4 3	5	5	0 1		3 - 5 - 5					5 0			3 - 5 - 5		
4 3	5	5	1 1		1.	矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	4	3	5	5 1		1	1 .	矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
4 3						請負者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。							2 .	受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。	
4 3	5	5	3 1		3 .	可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の 変位に追随する矢板をいうものとする。	4	3	5	5 3	3	1	3 .	可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の 変位に追随する矢板をいうものとする。	
4 3					3 - 5 - 6					6 0			3 - 5 - 6		
4 3	5	6	1 1		1.	請負者は、函(管)渠工の施工にあたっては、基礎地盤の 支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにし なければならない。		3	5	6 1		1	1.	受注者は、函(管)渠工の施工にあたっては、基礎地盤の 支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにし なければならない。	
4 3	5	6	2 1		2 .	請負者は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督職員に報告しなければならない。	4	3	5	6 2	2	1	2 .	受注者は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督職員に報告しなければならない。	
4 3	5	6	3 1		3 .	請負者は、函(管)渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。		3	5	6 3	3	1	3 .	受注者は、函(管)渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。	
4 3	5	6	4 1		4 .	<u>請負者</u> は、ヒューム管の施工にあたり <u>下記</u> の事項により施工しなければならない。	4	3	5	6 4	ı	1	4 .	受注者は、ヒューム管の施工にあたり <mark>以下</mark> の事項により施工しなければならない。	

現行条文	个上争共进位标音机口心致衣 改訂条文	改訂理由等
項	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
4 3 5 6 4 2 (1) <u>請負者</u> は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設 形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないように施 工しなければならない。	4 3 5 6 4 2 (1) 受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設 形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないように施 工しなければならない。	
4 3 5 6 4 3 (2) 請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	4 3 5 6 4 3 (2) <mark>受注者</mark> は、ソケット付の管を布設するときは、上流側また は高い側にソケットを向けなければならない。	
4 3 5 6 4 4 (3) <u>請負者</u> は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、 管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練り モルタルを充 <u>てん</u> し、空隙 <u>あるいは</u> 漏水が生じないように 施工しなければならない。	4 3 5 6 4 4 6 (3) 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙及び漏水が生じないように施工しなければならない。	
4 3 5 6 4 5 (4) <u>請負者</u> は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	4 3 5 6 4 5 (4) <u>受注者</u> は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	
4 3 5 6 5 1 5 . iii 負者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。	4 3 5 6 5 1 5 . 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。	
4 3 5 6 5 2 (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂と <u>す</u> <u>る</u> 。	4 3 5 6 5 2 (1) 布設するコルゲートパイプの基床 <u>及び裏込め土</u> は、砂質土または砂と <u>し、受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならな</u> い。	
4 3 5 6 5 3 (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	4 3 5 6 5 3 (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も <u>可能な限り</u> ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
4 3 5 6 5 4 (3) <u>請負者</u> は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4 3 5 6 5 4 (3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来 形等)については設計図書によるものとし、予期しない沈 下の恐れがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書 に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 3 5 6 6 1 6 . <u>請負者</u> は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について <u>下記</u> の事項によらなければならない。	4 3 5 6 6 1 6 . 受注者は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について以下の事項によらなければならない。	
4 3 5 6 6 2 (1) 請負者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。	4 3 5 6 6 2 (1) 受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。	
4 3 5 6 6 3 (2) <u>請負者</u> は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする 場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用い なければならない。	4 3 5 6 6 3 (2) <mark>受注者</mark> は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする 場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用い なければならない。	

現行会		工术工事共進任禄書新旧匹較表 改訂条文 改訂理由等								
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由	
クの接合語 大態に保持	、プレキャストブロック工法における函体ブロッ部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス 持しなければならないものとし、端面をプレスト 良好に伝達できるように処理しなければならな	4	3 5	5 6	6	4	(3)	受注者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理しなければならない。		
が定着部の	、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体うにしなければならない。	4	3 5	5 6	6	5	(4)	受注者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。		
	、緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊合には各緊張段階において、コンクリート函体及トレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応が生じないようにしなければならない。	4	3 5	5 6	6	6		受注者は、緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。		
	、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大き およぼすことから、使用材料、均しコンクリート 等に注意しなければならない。	4	3 5	5 6	6	7	(6)	受注者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意しなければならない。		
	、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリート 隙が残ることがさけられない場合には、セメント でグラウトしなければならない。	4	3 5	5 6	6	8	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリート の間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメント ミルク等でグラウトしなければならない。		
4 3 5 6 7 1 7. <u>請負者</u> は、 ならない。	、鋼管の布設について <u>下記</u> の事項によらなければ 。	4	3 5	5 6	7	1	7 .	受注者は、鋼管の布設について以下の事項によらなければならない。		
	、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断 、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものと の接合は溶接によらなければならない。	4	3 5	5 6	7	2	(1)	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。		
	、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変等が全体や細部の構造に与える影響について検討ばならない。	4	3 5	5 6	7	3	(2)	受注者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。		
	、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、 良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え ればならない。	4	3 5	5 6	7	4	(3)	受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、 それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え 付けなければならない。		
	、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状 て注意をはらわなければならない。	4	3 5	5 6	7	5	(4)	受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。		
	、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注 設計図書によらなければならない。	4	3 5	5 6	7	6	(5)	受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注 意点は、設計図書によらなければならない。		
4 3 5 6 7 7 (6) <u>請負者</u> は、 はならない	、 <u>下記</u> の場合には、鋼製部材の現場塗装を行って い。	4	3 5	5 6	7	7	(6)	受注者は、 <u>以下</u> の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。		

		水上事共進江恢青却旧比較衣 改訂条文 改							改訂理由等
項 項 旧・条文構成 下 下 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文権 日・名文権 日	新	扁茸	章 飢	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 3 5 6 7 8 気温が5 以下のとき。					7			気温が5 以下のとき。	
4 3 5 6 7 9 湿度が85%以上のとき。 4 3 5 6 7 10 塗 <u>膜</u> の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。					5 7 5 7			湿度が85%以上のとき。 塗 <mark>料</mark> の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	
4 3 5 6 7 11 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれ のあるとき。	n 4	4 3	3 5	5 6	5 7	11		炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれ のあるとき。	
4 3 5 6 7 12 鋼材表面が湿気を帯びているとき。	4	4 3	3 5	5 6	7	12	2	降雨等で表面が濡れているとき。	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4 3	3 5	5 6	5 7	13	3	風が強いとき及び塵埃が多いとき。 その他、監督職員が不適当と認めたとき。	
4 3 5 6 7 14 (7) <u>請負者</u> は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。	<u>ご</u> 4	4 3	3 5	5 6	5 7	14	(7) <mark>受注者</mark> は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。	
4 3 5 6 7 15 (8) <u>請負者</u> は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前に さびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布 しておかなければならない。		4 3	3 5	5 6	5 7	15	(8) <mark>受注者</mark> は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前に さびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布 しておかなければならない。	
4 3 5 6 7 16 (9) 請負者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。	な 4	4 3	3 5	5 6	5 7	16	(9) <mark>受注者</mark> は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。	
4 3 5 6 7 17 (10) <u>請負者</u> は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた 部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければなら ない。		4 3	3 5	5 6	5 7	17	(10) <mark>受注者</mark> は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた 部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければなら ない。	
4 3 5 6 7 18 (11) <u>請負者</u> は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の 塗装を行ってはならない。	の 4	4 3	3 5	5 6	5 7	18	(11) <mark>受注者</mark> は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の 塗装を行ってはならない。	
4 3 5 6 8 1 8 . 請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。	IT 4	4 3	3 5	5 6	8	1	8	. <mark>受注者</mark> は、ダクタイル鋳鉄管の布設について <mark>以下</mark> の事項に よらなければならない。	
4 3 5 6 8 2 (1) <u>請負者</u> は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)及びJIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。		4 3	3 5	5 6	8	2	(1) <mark>受注者</mark> は、JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管)及びJIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。	
4 3 5 6 8 3 (2) <u>請負者</u> は、継手の構造については、設計図書に明示された もの用いなければならない。	た 4	4 3	3 5	5 6	8	3	(2) <mark>受注者</mark> は、継手の構造については、設計図書に明示された もの <u>を</u> 用いなければならない。	
4 3 5 6 8 4 (3) 請負者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認しなければならない。	な 4	4 3	3 5	5 6	8	4	(3) <mark>受注者</mark> は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認しなければならない。	
4 3 5 6 8 5 (4) <u>請負者</u> は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。		4 3	3 5	5 6	8	5	(4) <mark>受注者</mark> は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。	
4 3 5 6 8 6 (5) 請負者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。		4 3	3 5	5 6	8	6	(5) <mark>受注者</mark> は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管 の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構 造等を熟知したものを配置しなければならない。	
4 3 5 6 8 7 (6) <u>請負者</u> は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。	ば 4	4 3	3 5	5 6	8	7	(6) <mark>受注者</mark> は、接合の結果をチェックシートに記録しなければ ならない。	

					現行条文					<u>▤ 챙∏ы,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	改訂理由等	
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	重 節 急	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 3					請負者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鋳鉄管を塗装しなければならない。						受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鋳鉄管を塗装しなければならない。	
4 3	5	6 8	3 9	(8)	請負者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に 傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃 し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければ ならない。	4 3	5 5	8	9		受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に 傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃 し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければ ならない。	
4 3	5	6 8	3 10	(9)	請負者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。	4 3	5 5 6	6 8	10	(9)	受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。	
			0 1		翼壁工 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とする。		5 7			3 - 5 - 7	翼壁工 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とする。	表現を整備局と整合
4 3	5	7 2	2 1	2 .	請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4 3	5 5 7	7 2	1	2 .	受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	
4 3	5	7 3	3 1	3 .	請負者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	4 3	5 5 7	7 3	1	3 .	受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	
			1 2	3 - 5 - 8	水叩工 請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継 手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよ うに施工しなければならない。		5 5 8			3 - 5 - 8	水叩工 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。	
			0 1		護床工		6 6			第6節 3 - 6 - 1	護床工	
4 3				3 - 6 - 1	一般事項 本節は、護床工として作業土工、根固めプロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。		6 6				一般事項 本節は、護床工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、根固 めブロックエ、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他こ れらに類する工種について定める。	
4 3	6	2 () 1	3 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の		6 2			3 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工	
				2 6 2	規定による。					2 6 2	<u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
			1 2	3 - 6 - 3	根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めブロック工の規定による。		6 3				根固めプロック工 根固めプロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めプロック工の規定による。	
) 1		間詰工		6 4			3 - 6 - 4		
			1 1		間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定による。						間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定による。	
4 3					請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。						受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。	
4 3	6	5 1	1 2	3 - 6 - 5	沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	4 3		5 1	2	3 - 6 - 5	沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	
			1 2	3 - 6 - 6			6 6			3 - 6 - 6	捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	

現行条文		<u>`</u>	争力	<u> </u>	改訂理由等				
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構	成	扁章	節	条項	頁 I	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 3 6 7 0 1 3 - 6 - 7 かご工 4 3 6 7 1 1 1 . かご工の施工については、第3編による。	2 - 14 - 7 かご工の規定 4	4 3		7 1	1	1		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	
4 3 7 0 0 1 第7節 水路工 4 3 7 1 0 1 3 - 7 - 1 一般事項	4	4 3	7	1 (0 '	1	第7節 3 - 7 - 1	水路工一般事項	
4 3 7 1 1 2 本節は、水路工として作業土工、イ工、樋門接続暗渠工その他これらめる。		4 3	7	1 1	1 2	2		本節は、水路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、集水桝工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。	
4 3 7 2 0 1 3 - 7 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 4 3 7 2 1 2 作業土工の施工については、第3年	4 92 2 2 <i>1</i> 大米上工の 4		7				3 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
規定による。			7					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 3 7 3 0 1 3 7 3 0 目 4 3 7 3 1 2 側溝工の施工については、第3編			7				3 - 7 - 3	側溝工	
による。								による。	
4 3 7 4 0 1 3 - 7 - 4 集水桝工 4 3 7 4 1 2 集水桝工の施工については、第3			7				3 - 7 - 4	集水桝工 集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の	
規定による。								規定による。	
4 3 7 5 0 1 3 - 7 - 5 暗渠工 4 3 7 5 1 1 1 . 暗渠工の施工については、第4編			7				3 - 7 - 5	暗渠工 暗渠工の施工については、第4編3-5-6函渠工の規定	
4 3 / 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 - 5 - 6 图集工の規定 4	4 3		5 1	1	1	1.	「日条工の他工にプリング」では、第4編3-5-6图条工の規定 による。	
4 3 7 5 2 1 2 . iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	管及び集水用のフィル	4 3	7	5 2	2	1	2 .	受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	
4 3 7 5 2 2 透水管及び集水用のフィルター材のは、設計図書による。	D種類、規格について 4	4 3	7	5 2	2 2	2		透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書による。	
4 3 7 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は、フィルター材の施工の いようにしなければならない。	祭に、粘性土が混入しな 4	4 3	7	5 3	3	1	3 .	受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。	
4 3 7 6 0 1 3 - 7 - 6 樋門接続暗渠工			7				3 - 7 - 6	樋門接続暗渠工	
4 3 7 6 1 2 値門接続暗渠工の施工については、 工の規定による。	第4編3-5-6函渠 4	4 3	7	6 1	1 2	2		樋門接続暗渠工の施工については、第4編3-5-6函渠 工の規定による。	
4 3 8 0 0 1 第8節 付属物設置工	4	4 3	8	0 0	0 .	1	第8節	付属物設置工	
4 3 8 1 0 1 3 - 8 - 1 一般事項 4 3 8 1 1 2 本節は、付属物設置工として作業工、銘板工、点検施設工、階段工、ホール工その他これらに類する工作	上工、防止柵工、境界 4 観測施設工、グラウト		8 8				3 - 8 - 1	一般事項本節は、付属物設置工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、 観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種 について定める。	
4 3 8 2 0 1 3 - 8 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 4 3 8 2 1 2 作業土工の施工については、第3条規定による。			8				3 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 3 8 3 0 1 3 - 8 - 3 防止柵工			8				3 - 8 - 3		
4 3 8 3 1 2 防止柵工の施工については、第3条規定による。	扁2-3-7防止柵上の 4 	4 3	8	3 1	1 2	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	
4 3 8 4 0 1 3 - 8 - 4 境界工	4	4 3	8	4 (0 '	1	3 - 8 - 4	境界工	

							<u>/\.</u>	<u> </u>	芦之	大四	<u>! 1 </u>	化工	<u> </u>	改訂条文	
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 l	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 3	8	4	1	1	1 .	請負者は、境界杭(鋲)の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	4	3	8	4 1	1	1	1 .	受注者は、境界杭(鋲)の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	
4 3	8	4	2	1	2 .	請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	4 2	2	1	2 .	受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 3	8	4	3	1	3 .	請負者は、杭(鋲)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	4	3	8	4 3	3	1	3 .	受注者は、杭(鋲)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	
4 3	8	4	4	1	4 .	請負者は、境界プロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充 <u>てん</u> しなければならない。	4	3	8	4 4	4	1	4 .	受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充 <mark>填</mark> しなければならない。	
4 3	8	4	5	1	5 .	請負者は、境界プロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	4	3	8	4 5	5	1	5 .	受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	
4 3				1	3 - 8 - 5		4	3	8	5 0)	1	3 - 8 - 5	銘板工	
4 3	8	5	1	2		請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	4	3	8	5 1	1	2		受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
4 3	8	6	0	1	3 - 8 - 6	点検施設工	4	3	8	6 0)	1	3 - 8 - 6	点検施設工	
4 3	8	6	1	2		請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	6 1	1	2		受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 3				1 2	3 - 8 - 7		4	3	8	7 C)	1	3 - 8 - 7		
4 3	8	1	1	2		請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	7 1	I	2		受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 3 4 3				1 2	3 - 8 - 8	観測施設工 請負者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				8 0			3 - 8 - 8	観測施設工 受注者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 3					3 - 8 - 9	グラウトホール工				9 (3 - 8 - 9	グラウトホールエ	
4 3	8	9	1	2		請負者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	9 1	1	2		受注者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 4				1	第4章	水門				0 0				水門	
4 4	1	0	0	1	第1節	適用	4	4	1	0 0)	1	第1節	適用	

	現行条文				~			改訂条文	改訂理由等
項	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4 1 0 1 1 1 1 1	. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、ペコンクリート管理橋上部工(PC橋)、コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	4	4	1 (0 1	1	1	・本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、ペコンクリート管理橋上部工(PC橋)、コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4 4 1 0 2 1 2	. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	4	4	1 (0 2	1	2	. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
4 4 1 0 3 1 3	. 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	4	4	1 (0 3	1	3	. 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	
4 4 2 0 0 1 第2節	適用すべき諸基準	4	4	2 (0 0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4 4 2 0 1 2	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4	4	2 (0 1	2	210 - 141	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4 4 2 0 2 3	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	4	4	2 (0 2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	
4 4 2 0 3 4	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成21年6月)	4	4	2 (0 3	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成 <u>23</u> 年 <u>7</u> 月)	
4 4 2 0 4 5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) (平成14年3月)	4	4	2 (0 4	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 鋼橋編) (平成 <mark>24</mark> 年3月)	
4 4 2 0 5 6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋編) (平成14年3月)	4	4	2 (0 5	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋編) (平成 <mark>24</mark> 年3月)	
4 4 2 0 7 8	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部 構造編) (平成14年3月)	4	4	2 (0 7	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部 構造編) (平成14年3月)	
4 4 2 0 9 10	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	4	4	2 (0 9	10		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	
4 4 2 0 10 11	国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(平成22年4月)	4	4	2 (0 10	11		国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(平成22年4月)	
4 4 2 0 11 12	国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成13年9月)	4	4	2 (0 11	12		国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成13年9月)	
4 4 2 0 12 13	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)					13		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
4 4 3 0 0 1 第3節 4 4 3 1 0 1 4 - 3 - 1	工場製作工 一般事項					1	第3節 4 - 3 - 1	工場製作工 一般事項	
	川以ず以	1 4	4	J	1 0		4-3-1	以才识	

					改訂条文								改訂理由等
編章	節条	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	見して	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4	3 1	1 2		本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	4	4	3	1 1	2	2		本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
4 4	3 2	0 1	4 - 3 - 2	材料	4	4	3	2 0	1	1	4 - 3 - 2	材料	
4 4	3 2	1 1		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	4	4	3	2 1	1	1		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
		0 1	4 - 3 - 3					3 0			4 - 3 - 3		
4 4	3 3	1 2		桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の 規定による。	4	4	3	3 1	2	2		桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の 規定による。	
		0 1	4 - 3 - 4	鋼製伸縮継手製作工	4	4	3	4 0	1	1	4 - 3 - 4	鋼製伸縮継手製作工	
		1 1		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工の規定による。								鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
4 4	3 5	0 1 1 1	4 - 3 - 5	落橋防止装置製作工				5 0 5 1			4 - 3 - 5	落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6	
				落橋防止装置製作工の規定による。								落橋防止装置製作工の規定による。	
		0 1 1 1		鋼製排水管製作工 製作加工				6 0 6 1				鋼製排水管製作工 製作加工	
4 4	3 6	1 2	(1)	請負者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書によらなければならない。	4	4	3	6 1	2	2		受注者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書 によらなければならない。	
4 4	3 6	1 3	(2)	i請負者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。	4	4	3	6 1	3	3	(2)	受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。	
4 4	3 6	1 4	(3)	↑ <u>請負者</u> は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。	4	4	3	6 1	4	1	(3)	受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認 を行わなければならない。	
4 4	3 6	2 1	2 .	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	4	4	3	6 2	1	1	2 .	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
4 4	3 7	0 1	4 - 3 - 7	橋梁用防護柵製作工	4	4	3	7 0	1	1	4 - 3 - 7	橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工	
4 4	3 7	1 1		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工の規定による。	4	4	3	7 1	1	1		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工の規定による。	
4 4	3 8	0 1 1 2	4 - 3 - 8					8 0			4 - 3 - 8		
4 4	3 8	1 2		請負者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)によらなければならない。	4	4	3	8 1	2	2		受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202 (鋳物用 銅合金地金)によらなければならない。	
		0 1	4 - 3 - 9	仮設材製作工 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				9 0			4 - 3 - 9	仮設材製作工 一般的表現 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
4 4	3 9	1 2		請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、 工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有する ことを確認しなければならない。	4	4	3	9 1	2	2		受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、 工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有する ことを確認しなければならない。	
4 4	3 10	0 1	4 - 3 - 10	工場塗装工	4	4	3	10 0	1	1	4 - 3 - 10	工場塗装工	

					現行条文				7,100			改訂理由等		
遍 章	節急	八	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4	3 1	0 1	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	4	4	3	10 1	1	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	
4 4				第4節	工場製品輸送工			4				第4節	工場製品輸送工	
4 4 4 4				4 - 4 - 1	一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類			4				4 - 4 - 1	一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類	
, ,					する工種について定める。		,	,			_		する工種について定める。	
4 4 4				4 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。			4				4 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。	
4 4				第5節	軽量盛土工			5					軽量盛土工	
4 4 4 4				4 - 5 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、輸送工その他これらに類する			5				4 - 5 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、輸送工その他これらに類する	
4 4	5		2		本即は、軽量盤工工として、輸送工での他とれらに類する 工種について定める。	4	4	5		'	2		本即は、軽量盛工工として、	
4 4				4 - 5 - 2				5				4 - 5 - 2		
4 4	5 2	! 1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	4	4	5	2 1	1	2		軽量盛士工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
4 4				第6節	水門本体工			6					水門本体工	
4 4 4 4					一般事項 本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打抗			6				4 - 6 - 1	一般事項 本節は、水門本体工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、	
4 4			1	1.	工、矢板工(遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	4	4	0		•	1	1.	塚村工、が、日本体工として作業工工、 塚柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工 工その他これらに類する工種について定める。	
4 4	6	2	1	2 .	請負者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	4	6	1 2	2	1	2 .	受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を 必要に応じて実施しなければならない。	
4 4	6	3	1	3 .	請負者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、 仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書 に基づき施工しなければならない。	4	4	6	1 3	3	1	3 .	受注者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、 仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書 に基づき施工しなければならない。	
4 4	6	4	1	4 .	請負者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。	4	4	6	1 4	1	1	4 .	受注者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。	
4 4	6	5	1	5 .	請負者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	4	4	6	1 5	5	1	5 .	受注者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	
4 4	6 2	2 0	1	4 - 6 - 2	材料	4	4	6	2 ()	1	4 - 6 - 2	材料	
4 4				· -	水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督職員と協議しなければならない。		4	6	2 1	1	2	· -	水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督職員と協議しなければならない。	
4 4				4 - 6 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	4		6				4 - 6 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 4	6 3	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4	4	6	3 1	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
	6 4	0	1	4 - 6 - 4	既製杭工	4	4	6	4 ()	1	4 - 6 - 4	既製杭工	

						現行条文	工术工事共通任禄音利旧比較衣 改訂条文							改訂理由等	
編章	節	条 I		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条」	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4			1	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。						2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
4 4					4 - 6 - 5	場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭 工の規定による。				5			4 - 6 - 5	場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭 工の規定による。	
4 4 4					4 - 6 - 6	矢板工(遮水矢板) 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	4	4	6	6	0	1 2	4 - 6 - 6	矢板工(遮水矢板) 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
4 4	6	7 (0	1	4 - 6 - 7	床版丁	4	4	6	7	0	1	4 - 6 - 7	床版丁	
4 4						請負者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	4			7			1 .	受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	
4 4						請負者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1プロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。				7				受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。	
4 4	6	7 3	3	1	3 .	請負者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。		4	6	7	3	1		受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。	
4 4	6	7 3	3	2		なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、本体(一次)コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。		4	6	7	3	2		なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、本体(一次)コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。	
4 4	6	7 4	4	1	4 .	請負者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。		4	6	7	4	1	4 .	受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。	
4 4	6	8 (0	1	4 - 6 - 8					8			4 - 6 - 8		
4 4						請負者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との 水密性を確保しなければならない。							1 .	受注者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との 水密性を確保しなければならない。	
4 4	6	8 2	2	1		請負者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱エ1プロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。								受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱エ1プロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	
4 4	6	8 3	3	1	3 .	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第4編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。		4	6	8	3	1	3 .	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについ 表現 ては、第4編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定に よる。	を整備局と整合

		<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以上	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4 6 9 0 1 4 - 6 - 9		4	4	6 9	9 0	1	4 - 6 - 9	門柱工	
4 4 6 9 1 2	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第4編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。				9 1		4 0 3	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第4編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。	表現を整備局と整合
	ゲート操作台工	4	4	6 1	0 0	1		ゲート操作台工	
4 4 6 10 1 1 1	. <u>請負者</u> は、コンクリート打設にあたっては、操作台 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	4	4	6 1	0 1	1	1 .	受注者は、コンクリート打設にあたっては、操作台 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	
4 4 6 10 2 1 2	・ 請負者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。	4	4	6 1	0 2	1	2 .	・。 受注者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。	
4 4 6 11 0 1 4 - 6 - 11		4	4	6 1	1 0	1	4 - 6 - 11	胸壁工	
4 4 6 11 1 2	胸壁工は、水門本体と一体とした構造とするものとする。				1 1			胸壁工は、水門本体と一体とした構造とするものとする。	
4 4 6 12 0 1 4 - 6 - 12 4 4 6 12 1 1	翼壁工 . 翼壁工は、水門及び水門本体と分離させた構造とするもの とする。				2 0		4 - 6 - 12	翼壁工 翼壁工は、水門及び水門本体と分離させた構造とするものとする。	
4 4 6 12 2 1 2	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4	4	6 1	2 2	1	2 .	受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	
4 4 6 12 3 1 3	. <u>請負者</u> は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	4	4	6 1	2 3	1	3 .	受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	
4 4 6 13 0 1 4 - 6 - 13 4 4 6 13 1 2	水叩工 請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。				3 0 3 1		4 - 6 - 13	水叩工 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。	
4 4 7 0 0 1 第7節	護床工	4	4	7 (0 0	1	第7節	護床工	
4 4 7 1 0 1 4 7 1 1 4 4 7 1 1 2		4	4	7	1 0	1	4 - 7 - 1	一般事項 本節は、護床工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、根固 めプロックエ、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他こ れらに類する工種について定める。	
4 4 7 2 0 1 4 - 7 - 2 4 4 7 2 1 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4			2 0		4 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
4 4 7 3 1 2	根固めプロック工 根固めプロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めプロック工の規定による。	4	4	7 :		2		根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めブロック工の規定による。	
4 4 7 4 0 1 4 - 7 - 4 4 4 7 4 1 1	間詰工				4 0		4 - 7 - 4		
1 4 4 7 4 1 1 1 1 1 1	. 間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定による。	4	4		4 1	1	1.	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定による。	
4 4 7 4 2 1 2	. <u>請負者</u> は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。	4	4	7	4 2	1	2 .	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。	
4 4 7 5 0 1 4 - 7 - 5	沈床工	4	4	7 !	5 0	1	4 - 7 - 5	沈床工	

	現行条文							<u> </u>	J' /	\ <u>\ </u>	1	17K <u>=</u>		改訂条文	改訂理由等
			頂									頂			NH, TH A
編章	節	条]	項 以 下	編章節条	<u> </u>	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4						沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定 による。						2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定 による。	
4 4 4	7	6	0 1 1 2		- 6	捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。				6 (4 - 7 - 6	捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
			0 1							7 (4 - 7 - 7		
4 4	7	7	1 1			かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	4	4	7	7 1	l	1	1 .	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	
4 4				715 O 121		付属物設置工				0 0			第8節	付属物設置工	
4 4						一般事項				1 (4 - 8 - 1		
4 4	8	1	1 2			本節は、付属物設置工として作業士工、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。		4	8	1 1	l	2		本節は、付属物設置工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。	
			0 1			作業土工(床掘り・埋戻し)				2 (4 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 4	8	2	1 2			作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4	4	8	2 1	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 4			0 1 1 2	4 - 8	- 3	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。				3 (4 - 8 - 3	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。	
4 4	8	4	0 1	4 - 8	- 4	境界工	4	4	8	4 ()	1	4 - 8 - 4	境界丁	
4 4						境界工の施工については、第4編3-8-4境界工の規定 による。						2		境界工の施工については、第4編3-8-4境界工の規定 による。	
4 4 4			0 1 1 2			管理橋受台工 請負者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				5 (4 - 8 - 5	管理橋受台工 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 4	8	6	0 1	4 - 8	- 6	銘板工	4	4	8	6 ()	1	4 - 8 - 6	銘板工	
4 4	8	6	1 2			銘板工の施工については、第4編3-8-5銘板工の規定 による。	4	4	8	6 1	1	2		銘板工の施工については、第4編3-8-5銘板工の規定 による。	
			0 1			点検施設工				7 (4 - 8 - 7	点検施設工	
4 4	8	7	1 2			点検施設工の施工については、第4編3-8-6点検施設 工の規定による。	4	4	8	7 1	1	2		点検施設工の施工については、第4編3-8-6点検施設 工の規定による。	
			0 1			階段工				8 (4 - 8 - 8		
4 4	8	8	1 2			階段工の施工については、第4編3-8-7階段工の規定による。	4	4	8	8 1	1	2		階段工の施工については、第4編3-8-7階段工の規定による。	
			0 1			観測施設工				9 (4 - 8 - 9	観測施設工	
4 4	8	9	1 2			観測施設工の施工については、第4編3-8-8観測施設 工の規定による。	4	4	8	9 1	1	2		観測施設工の施工については、第4編3-8-8観測施設 工の規定による。	
			0 1			鋼管理橋上部工				0 0			第9節	鋼管理橋上部工	
4 4	9	1	0 1	4 - 9	- 1	一般事項	4	4	9	1 ()	1	4 - 9 - 1	一般事項	

									=	- 7		ᅶᄁ	音机旧比較衣	改訂条文 改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条:	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節為	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4	4	9	1	1	1		本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。		4	9 1	1 1	1	1 .	本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	9	1	2	1		請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。		4	9 1	1 2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
4	4	9	1	3	1		請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	4	4	9 1	1 3	1	3 .	受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	
4	4	9	1	4	1		請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	4	4	9 1	1 4	1	4 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
				5			請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。							受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
				1			材料 請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあ たっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能 を確認しなければならない。	4				1		材料 受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	
				1		(1)	仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)					2		仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)	
				1		(3)	関係法令 部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態 等)					3 4		関係法令 部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態 等)	
4	4	9	2	2	1	2 .	請負者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	4	4	9 2	2 2	1	2 .	受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	
				3			舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書による。					1		舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書による。	
				3			表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合 物の種類							表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類	
4	4	9	2	3	3	(2)	石粉以外のフィラーの品質	4				3		石粉以外のフィラーの品質	
4	4	9	2	4	1		請負者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、請負者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。	4	4	9 2	4	1	4.	受注者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員 <u>の</u> 承諾 <u>を得て</u> 、試験結果の提出を省略する事ができる。	
1	1	0	2	4	2	(1)	基層及び表層に使用する骨材	1	1	0 0) 1	2	(1)	基層及び表層に使用する骨材	
4	4	ð	_	4	_	(1)	空信以い 衣眉に 区用り る 百例	4	4	3 2	4		(1)		

1					-/ \			ᆿᅒᄓᄓᅜᅜᅕᅩᄾᄿ	改訂条文	改訂理由等
使用する形に、外科の高質を延伸する資料を監督報点に現	編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章(節条	兵 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 9 2 5 3 3 (2) プライムコート及グタックコートに使用する避朽料		使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に提	4	4	9 2	2 5	1	5 .	使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に提	
4 4 9 2 0 1			4	4	9 2	5	2			
日本	4 4 9 2 5 4	なお <u>承諾を得た</u> 瀝青材料であっても、製造60日を経過し	4	4	9 2	5 5	4	(2)	なお、 <u>品質の証明を監督職員に承諾された</u> 瀝青材料であっ	
4 4 9 2 7 1 7 現場登送の材料については、第3編2 - 12 - 2材料の規定による。 4 4 9 3 0 1 4 - 9 - 3 地配工の施工については、第3編2 - 13 - 2地配工の規定による。 4 4 9 3 1 1 地配工の施工については、第3編2 - 13 - 2地配工の規定による。 4 4 9 4 4 9 3 1 1 地配工の施工については、第3編2 - 13 - 2地配工の規定による。 4 4 9 4 4 9 3 1 1 地配工の施工については、第3編2 - 13 - 2地配工の規定による。 4 4 9 4 1 1 4 9 4 4 9 4 1 2 2 2 4 4 9 4 1 4 9 4 1 4 4 9 4 1 1 4 9 4 1 1 4 9 4 1 1 4 4 9 5 1 1 4 9		らず、これまでの実績または定期試験による試験結果の提 出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を	4	4	9 2	? 6	1	6 .	らず、これまでの実績または定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を	
4 4 9 3 1 1 地組工の施工については、第3編2 - 13 - 2 地組工の規定 による。	4 4 9 2 7 1 7.3	現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定	4	4	9 2	2 6	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定	
による。 にはる。 による。 にはる。 による。 にはる。 による。 にはる。 にはる。 にはる。 にはる。 にはる。 による。 にはる。 にとる。 にとる。 にとる。 にとる。 にとる。 にとる。 にとはる。 にとる。 にとなる。 にとなる。 にとなる。 にとな。 にとなる。 にとな。 にとな。 にとな。 にとな。 にとな。	4 4 9 3 0 1 4 - 9 - 3 I	地組工	4	4	9 3	3 0	1	4 - 9 - 3	地組工	
4 4 9 4 1 1 架設工 (クレーン架設) の施工については、第3 線2 - 13 4 4 9 4 1 1 架設工 (クレーン架設) の施工については、第3 線2 - 13 - 3 架設工 (ケーブルクレーン架設) の施工については、第3 線2 - 13 - 4 架設工 (ケーブルクレーン架設) の規定による。 - 4 4 9 5 0 1 1 - 4 - 9 - 5 架設工 (ケーブルクレーン架設) の規定による。 - 4 4 9 5 0 1 1 - 3 ※設工 (ケーブルエレクション架設) の規定による。 - 4 4 9 5 0 1 1 - 4 - 9 - 6 - 2 ※設工 (ケーブルエレクション架設) の規定による。 - 4 4 9 5 0 1 1 - 4 - 9 - 6 - 2 ※設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、第3 線2 - 13 - 5 架設工 (ケーブルエレクション架設) の機定による。 - 4 4 9 7 0 1 1 - 4 - 9 - 7 平設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 6 架設工 (ケーブルエレクション架設) の機定による。 - 4 4 9 7 0 1 1 - 4 - 9 - 7 平設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 6 架設工 (ケーブルエレクション架設) の機定による。 - 4 4 9 7 0 1 1 - 4 - 9 - 7 平設工 (外別行架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 6 架設工 (米設所深設) の施工については、第3 編2 - 13 - 6 架設工 (米設所深設) の機定による。 - 4 4 9 7 1 1 1 - 9 - 8 架設工 (米設所深設) の施工については、第3 編2 - 13 - 7 架設工 (送出し架設) の機定による。 - 4 4 9 8 0 1 1 - 4 - 9 - 8 架設工 (大田小架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 7 架設工 (送出し架設) の規定による。 - 4 4 9 8 0 1 1 - 4 - 9 - 8 架設工 (大田小架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 7 架設工 (大田小架設) の規定による。 - 4 4 9 9 1 1 1 - 4 - 9 - 8 架設工 (大田小平公			4	4	9 3	3 1	1			
4 4 9 5 0 1 4 - 9 - 5 架設工(クレーン架設) の規定による。								4 - 9 - 4		
4 4 9 5 1 1 架設工 (ケーブルクレーン架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 4 架設工 (ケーブルクレーン架設) の規定による。 4 4 9 5 1 1 架設工 (ケーブルクレーン架設) の規定による。 4 4 9 6 0 1 4 - 9 - 6 架設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 5 架設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、第3 編2 - 13 - 5 架設工 (ケーブルエレクション架設) の機定による。 4 4 9 6 1 1 4 4 9 6 1 1 4 4 9 6 1 1 4 4 9 6 1 1 4 4 9 6 1 1 2 <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> <td>9 4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td>			4	4	9 4	1	1			
4 4 9 6 1 1 1 架設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、第3編2 - 13 - 5架設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、第3編2 - 13 - 5架設工 (ケーブルエレクション架設) の規定による。 4 4 9 7 0 1 4 - 9 - 7 架設工 (架設桁架設) の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工 (架設桁架設) の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工 (架設桁架設) の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工 (架設桁架設) の規定による。 4 4 9 8 0 1 4 - 9 - 8 架設工 (架設桁架設) の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工 (架設桁架設) の規定による。 4 4 9 8 1 1 1 架設工 (送出し架設) の施工については、第3編2 - 13 - 7 架設工 (送出し架設) の機定による。 4 4 9 9 1 1 1 平設工 (送出し架設) の規定による。 4 4 9 9 1 1 1 平設工 (送出し架設) の規定による。	4 4 9 5 1 1	架設工(ケーブルクレーン架設)の施工については、第3 編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定によ						4 - 9 - 5	架設工 (ケーブルクレーン架設)の施工については、第3編2-13-4架設工 (ケーブルクレーン架設)の規定によ	
第3編2 - 13 - 5 架設工(ケーブルエレクション架設)の規定による。 4 4 9 7 0 1 4 - 9 - 7 架設工(架設桁架設) 4 4 9 7 0 1 4 - 9 - 7 架設工(架設桁架設) 4 4 9 7 1 1 9 8 0 1 4 - 9 - 8 架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2 - 13 - 7 架設工(建設桁架設)の施工については、第3編2 - 13 - 7 架設工(送出し架設)の施工については、第3編2 - 13 - 7 架設工(送出し架設)の規定による。	4 4 9 6 0 1 4 - 9 - 6	架設工(ケーブルエレクション架設)						4 - 9 - 6		
4 4 9 7 1 1 架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2-13-6架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2-13-6架設工(架設桁架設)の規定による。 4 4 9 8 0 1 4-9-8		第 3 編 2 - 13 - 5 架設工 (ケーブルエレクション架設)の	4	4	9 6	5 1	1		第3編2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)の	
4 4 9 8 0 1 4 - 9 - 8 架設工(架設桁架設)の規定による。 4 4 9 8 0 1 4 - 9 - 8 架設工(送出し架設) 4 4 9 8 1 1 架設工(送出し架設)の施工については、第3編2 - 13 - 7 架設工(送出し架設)の規定による。 2 4 4 9 8 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								4 - 9 - 7		
4 4 9 8 1 1 架設工(送出し架設)の施工については、第3編2 - 13 - 7架設工(送出し架設)の規定による。 4 4 9 8 1 1 架設工(送出し架設)の施工については、第3編2 - 13 - 7架設工(送出し架設)の規定による。 4 4 9 9 0 1 4 - 9 - 9 架設工(トラベラークレーン架設) 4 4 9 9 0 1 4 - 9 - 9 架設工(トラベラークレーン架設) 4 4 9 9 1 1 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第3編2 - 13 - 8架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第3編2 - 13 - 8架設工(トラベラークレーン架設)の規定			4	4	9 7	1	1			
4 4 9 9 0 1 4 - 9 - 9 架設工(送出し架設)の規定による。 4 4 9 9 1 1 架設工(トラベラークレーン架設) 4 4 9 9 1 1 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 3 編2 - 13 - 8 架設工(トラベラークレーン架設)の規定								4 - 9 - 8		
4 4 9 9 1 1 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 4 4 9 9 1 1 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 3 編 2 - 13 - 8 架設工(トラベラークレーン架設)の規定		7架設工(送出し架設)の規定による。							7架設工(送出し架設)の規定による。	
	4 4 9 9 1 1	架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 3編2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)の規定						4 - 9 - 9	架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 3編2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)の規定	
4 4 9 10 0 1 4 - 9 - 10 支承工 4 4 9 10 0 1 4 - 9 - 10 支承工	4 4 9 10 0 1 4 - 9 - 10 3		4	4	9 10	0 0	1	4 - 9 - 10	支承工	

	<u>-/ _</u>	Т3	FZ	7100	<u> ()</u>	<u> 返首 </u>	JŦX1		改訂理由等
現行宗 乂					T	- -		改訂条文	以引建田寺
	編	章	節	条 項	耳 [以 下	頁 以 編章節 	条	新・条文構成	改定理由
4 4 9 10 1 2 <u>請負者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) によらなければならない。	4	4	9 1	10 1	2	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) によらなければならない。	
4 4 9 11 0 1 4 9 - 11 現場継手工 4 4 9 11 1 1 1				11 0 11 1			9 - 11	現場継手工 現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手 工の規定による。	
4 4 10 0 0 1 第10節 橋梁現場塗装工	4	4	10 (0 0	1			橋梁現場塗装工	
4 4 10 1 0 1 0 1				1 0			0 - 1	一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに 類する工種について定める。	
4 4 10 2 0 1 4 - 10 - 2 現場塗装工	4	4	10 2	2 0	1	1 4 - 1	0 - 2	現場塗装工	
4 4 10 2 1 1 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	4	4	10 2	2 1	1			現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	
4 4 11 0 0 1 第11節 床版工				0 0				床版工	
4 4 11 1 0 1 4 - 11 - 1 一般事項				1 0			1 - 1	一般事項	
4 4 11 1 1 2 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。								本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種 について定める。	
4 4 11 2 0 1 4 - 11 - 2 床版工				2 0			1 - 2	床版工	
4 4 11 2 1 1 1 1	4	4	11 2	2 1	1			床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定による。	
4 4 12 0 0 1 第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋) 4 4 12 1 0 1 4 - 12 - 1 一般事項	4	4	12 ′	0 0	1	1 4 - 1		橋梁付属物工(鋼管理橋) 一般事項	
4 4 12 1 1 2 本節は、橋梁付属物工(鋼管理橋)として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	4	4	12	1 1	2	2		本節は、橋梁付属物工(鋼管理橋)として伸縮装置工、排 水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査 路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
4 4 12 2 0 1 4 - 12 - 2 伸縮装置工 4 4 12 2 1 1 1				2 0 1				伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24 <u>伸縮装置</u> 工の規定によるものとする。	
4 4 12 3 0 1 4 - 12 - 3 排水装置工	4	4	12 1	3 0	1	<u> </u>	2 - 3	排水装置工	
4 4 12 3 1 2	4			3 1				受注者は、排水桝の設置にあたっては、路面(高さ、勾配)及び排水桝水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	
4 4 12 4 0 1 4 - 12 - 4 地覆工	4	4	12 4	4 0	1	1 4 - 1	2 - 4	地覆工	
4 4 12 4 1 2 iiala iiala <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td>4 1</td><td></td><td></td><td></td><td>受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。</td><td></td></td<>				4 1				受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	
4 4 12 5 0 1 4 - 12 - 5 橋梁用防護柵工				5 0			2 - 5	橋梁用防護柵工	
4 4 12 5 1 2請負者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に 従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	4	4	12 5	5 1	2	2		受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に 従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければなら ない。	
4 4 12 6 0 1 4 - 12 - 6 橋梁用高欄工	4	4	12 6	6 0	1	1 4 - 1	2 - 6	橋梁用高欄工	

					尸乙	7.00	<u> </u>	<u> </u>		71. b. T. T. M. 1. 665
	_	現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章節条項	項	旧・条文構成	編	章	節	条項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4 12 6 1	2	請負者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。	4	4	12	6 1	2		受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、 正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた 後でなければ施工を行ってはならない。	
4 4 12 7 0 4 4 12 7 1		検査路工 <u>請負者</u> は、検査路工の施工については、設計図書に従い、 正しい位置に設置しなければならない。				7 0 7 1	1 2	4 - 12 - 7	検査路工 受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、 正しい位置に設置しなければならない。	
4 4 12 8 0	1 4 - 12 - 8		4	4	12	8 0	1	4 - 12 - 8		
4 4 12 8 1		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。						-	銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	
4 4 13 0 0		橋梁足場等設置工(鋼管理橋)	4	4	13	0 0	1	第13節	橋梁足場等設置工(鋼管理橋)	
4 4 13 1 0 4 4 13 1 1	1 4 - 13 - 1	一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)として橋梁足場 工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種 について定める。				1 0		4 - 13 - 1	一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)として橋梁足場 工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種 について定める。	
4 4 13 2 0		橋梁足場工				2 0		4 - 13 - 2	橋梁足場工	
4 4 13 2 1	2	請負者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	4	4	13	2 1	2		受注者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	
4 4 13 3 0		橋梁防護工					1	4 - 13 - 3	橋梁防護工	
4 4 13 3 1	2	請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、 板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	4	4	13	3 1	2		受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	
4 4 13 4 0	_	昇降用設備工	+	++		_	1	4 - 13 - 4	昇降用設備工	
4 4 13 4 1	2	請負者は、登り桟橋、工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。		4	13	4 1	2		受注者は、登り桟橋、工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	
4 4 14 0 0 4 4 14 1 0		コンクリート管理橋上部工(PC橋) 一般事項				0 0	1	第14節 4 - 14 - 1	コンクリート管理橋上部工(PC橋) 一般事項	
4 4 14 1 1		本節は、コンクリート管理橋上部工(PC橋)としてプレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工(購入工)、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	4			1 1			・本節は、コンクリート管理橋上部工(PC橋)としてプレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工(購入工)、プレキャストセグメント製作工(購入工)、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
4 4 14 1 2	1 2.	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、 <u>次</u> の 事項を施工計画書に記載しなければならない。	4	4	14	1 2	1	2 .	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、 <u>以下</u> の事項を施工計画書に記載しなければならない。	
4 4 14 1 2	2 (1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	4	4	14	1 2	2	(1))使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	

					現行条文				~		自初日に扱む	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4	14 1	2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	4	4	14 1	1 2	3	(2))施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
4 4	14 1	2	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	4	4	14 1	1 2	4	(3)) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
4 4	14 1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	4	4	14 1	1 2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
4 4	14 1	3	1	3 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4	4	14 1	1 3	1	3 .	. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
4 4	14 1	4	1	4 .	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4	4	14 1	1 4	1	4 .	. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4 4	14 1	5	1	5 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	4	14 1	1 5	1	5 .	. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
4 4	14 2	0	1	4 - 14 - 2	プレテンション桁製作工(購入工)					1	4 - 14 - 2	プレテンション桁製作工(購入工)	
4 4	14 2	1	1		プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	4	4	14 2	2 1	1		プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第 3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定 による。	
		0		4 - 14 - 3	ポストテンション桁製作工					1		ポストテンション桁製作工	
4 4	14 3	1	1		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2- 3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	4	4	14 3	3 1	1		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2- 3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
		0		4 - 14 - 4	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	4	4	14 4	4 0	1	4 - 14 - 4	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	
4 4	14 4	1	2		プレキャストプロック購入については、第3編2-3-1 2プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	4	4	14 4	4 1	2		プレキャストブロック購入については、第3編2-3-1 2プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
		0		4 - 14 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工					1	4 - 14 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工	
4 4	14 5	1	1		プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2 - 3 - 14プレキャストセグメント主桁組立工の規定によ る。	4	4	14 5	5 1	1		プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2 - 3 - 14プレキャストセグメント主桁組立工の規定によ る。	
		0		4 - 14 - 6						1	4 - 14 - 6		
4 4	14 6	4	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支 承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) の規定によ るものとする。	4	4	14 6	6 4	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支 承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) の規定によ るものとする。	
4 4	14 7	0 1	1		架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)については、第3編2-13-3架 設工(クレーン架設)の規定による。	4	4	14 7	7 1			架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)については、第3編2-13-3架 設工(クレーン架設)の規定による。	
		0		4 - 14 - 8	架設工(架設桁架設)					1		架設工(架設桁架設)	
4 4	14 8	2	2		桁架設については、第3編2-13-3架設工(クレーン架 設)の規定による。	4	4	14 8	5 2	2		桁架設については、第3編2-13-3架設工(クレーン架 設)の規定による。	
4 4	14 9	0	1	4 - 14 - 9	床版・横組工	4	4	14 9	9 0	1	4 - 14 - 9	床版·横組工	

		<u> </u>	ᆫᆿ	F / \	<u>, 100</u>	111	<u> 12K E</u>		改訂条文	改訂理由等
						Т	T百		以可求文	区的在田台
					条 項	-	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4 14 9 2 2 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	製作						2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
4 4 14 10 0 1 4 - 14 - 10 落橋防止装置工 4 4 14 10 2 2 if a fill a fil	よけ・	4	4 1	14 1 14 1	0 0	2	2	4 - 14 - 10	落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
4 4 15 0 0 1 第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)					0 0			第15節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	
4 4 15 1 0 1 4 - 15 - 1 一般事項 4 4 15 1 2 2 本節は、コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ)		4	4 1	15 <i>1</i>	1 0 1 2)	2	4 - 15 - 1	一般事項 本節は、コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ	
橋)として架設支保工(固定)、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。	鬒								橋)として架設支保工(固定)、支承工、落橋防止装置 工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種に ついて定める。	
4 4 15 2 0 1 4 - 15 - 2 架設支保工(固定)		4	4 1	15 2	2 0)	1	4 - 15 - 2	架設支保工(固定)	
4 4 15 2 2 2 2	第8	4	4 1	15 2	2 2	2	2	, ,,,	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編3章第8 節型枠・支保の規定による。	
4 4 15 3 0 1 4 - 15 - 3 支承工		4	4 1	15 3	3 0)	1	4 - 15 - 3		
4 4 15 3 2 2 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承工の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	よ				3 2				支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支 承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定によ る。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければ ならない。	
4 4 15 4 0 1 4 - 15 - 4 落橋防止装置工 4 4 15 4 2 2 請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。					4 0			4 - 15 - 4	落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
4 4 15 5 0 1 4 - 15 - 5 P C ホロースラブ製作工					5 0			4 - 15 - 5	PCホロースラブ製作工	
4 4 15 5 1 1 P C ホロースラブ製作工については、第3編2-3-15P C ホロースラブ製作工の規定による。									P C ホロースラブ製作工については、第 3 編 2 - 3 - 15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	
4 4 16 0 0 1 第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)					0 0			第16節	橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	
4 4 16 1 0 1 0 1 4 - 16 - 1 一般事項 本節は、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	申縮 月高				1 0			4 - 16 - 1	一般事項 本節は、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)として伸縮 装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高 欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種につい て定める。	
4 4 16 2 0 1 4 - 16 - 2 伸縮装置工					2 0			4 - 16 - 2	伸縮装置工	
4 4 16 2 6 2 伸縮装置工の施工については、 第4編4-12-2 伸縮装置工の規定による。	置	4	4 1	16 2	2 6	5	2		伸縮装置工の施工については、 <u>第3編2-3-24</u> 伸縮装置 工の規定による。	
4 4 16 3 0 1 4 - 16 - 3 排水装置工					3 0			4 - 16 - 3	排水装置工	
4 4 16 3 6 2 排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置工の規定による。									排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置 工の規定による。	
4 4 16 4 0 1 4 - 16 - 4 地覆工					4 0			4 - 16 - 4		
4 4 16 4 6 2 地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定による。									地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定 による。	
4 4 16 5 0 1 4 - 16 - 5 橋梁用防護柵工 4 4 16 5 6 2 橋梁用防護柵工の施工については、第4編4 - 12 - 5 橋梁用防護柵工の規定による。					5 0			4 - 16 - 5	橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第4編4‐12‐5橋梁 用防護柵工の規定による。	
4 4 16 6 0 1 4 - 16 - 6 橋梁用高欄工		4	4 1	16	6 0)	1	4 - 16 - 6	橋梁用高欄工	

								J' /	<u> </u>	. 1	171		改訂条文	改訂理由等
			T	a	701370						頂		PART 7874	MINTHU
編章	節	条	項	人 編章節条 「	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4					橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用 高欄工の規定による。	4	4	16	6 6	ô	2		橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用 高欄工の規定による。	
4 4					検査路工検査路工の施工については、第4編4 - 12 - 7検査路工の 規定による。				7 C			4 - 16 - 7	検査路工 検査路工の施工については、第4編4-12-7検査路工の 規定による。	
4 4	16	8	0	4 - 16 -	がたによる。 銘板工	4	4	16	8 0	0	1	4 - 16 - 8		
4 4	16	8	6	2	銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。							7 7 7	銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	
4 4	17	0	0	第17節	橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)	4	4	17	0 0)	1	第17節	橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)	
4 4	17	1	0	4 - 17 -	一般事項				1 0			4 - 17 - 1		
4 4	17	1	6	2	本節は、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)として 橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類 する工種について定める。	4	4	17	1 6	6	2		本節は、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)として 橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類 する工種について定める。	
4 4				4 - 17 -	橋梁足場工	4	4	17	2 0)	1	4 - 17 - 2	橋梁足場工	
4 4	17	2	6	2	橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場 工の規定による。	4	4	17	2 6	6	2		橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場 工の規定による。	
4 4				1 4 - 17 -	橋梁防護工	4	4	17	3 0)	1	4 - 17 - 3	橋梁防護工	
4 4	17	3	6	2	橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護工の規定による。	4	4	17	3 6	5	2		橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護 工の規定による。	
4 4					昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用 設備工の規定による。				4 6			4 - 17 - 4	昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用 設備工の規定による。	
4 4					舗装工				0 0			第18節	舗装工	
4 4 4					- 般事項 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。	4			1 0			<u>4 - 18 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、プロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。	
4 4	18	1	2		. <u>請負者</u> は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。		4	18	1 2	2	1	2 .	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	
4 4	18	1	3		. <u>請負者</u> は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	4	18	1 3	3	1	3 .	受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 4	18	1	4		. <u>請負者</u> は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	4	4	18	1 4	4	1	4 .	受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	
4 4	18	2	0	4 - 18 -	材料	4	4	18	2 0	0	1	4 - 18 - 2	材料	

							·=	7	一	<u> </u>	<u>L (12K)</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条		類 編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条』	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4	18	2	1		材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	4	4	18	2	1	1		材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	
4 4					3 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備 工の規定による。				3			4 - 18 - 3	舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備 工の規定による。	
4 4	18	4 4	0 1	4 - 18 -	4 橋面防水工 橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水 工の規定による。				4			4 - 18 - 4	橋面防水工 橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水 工の規定による。	
4 4	18	5 5	5 2	4 - 18 -	5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。				5			4 - 18 - 5	アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。	
4 4					6 半たわみ性舗装工 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半 たわみ性舗装工の規定による。	4	4	18 18	6	0	1	4 - 18 - 6	半たわみ性舗装工 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半 たわみ性舗装工の規定による。	
4 4				4 - 18 -	7 排水性舗装工 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性 舗装工の規定による。	4	4	18 18	7	0	1	4 - 18 - 7	排水性舗装工 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性 舗装工の規定による。	
6 4					8 透水性舗装工 透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性 舗装工の規定による。				8			4 - 18 - 8	透水性舗装工 透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性 舗装工の規定による。	
4 4	18	9 9	0 1	4 - 18 -	9 グースアスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2- 6-11グースアスファルト舗装工の規定による。		4	18 18	9	0	1	4 - 18 - 9	グースアスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2- 6-11グースアスファルト舗装工の規定による。	
4 4					10 コンクリート舗装工 1 . コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。				10				コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。	
4 4	18	10	2	I	2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を 行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得 <u>なければなら</u> ない。	4	4	18	10	2	1	2 .	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を 行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得 <u>るものとす</u> <u>る</u> 。	
4 4					3. 粗面仕上げは、フロート及び <u>ハケ、ホーキ</u> 等で行うものと する。								粗面仕上げは、フロート及び <u>ほうき</u> 等で行うものとする。	
4 4	18	10	4 '		4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。		4	18	10	4	1	4 .	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行う <u>ものとする</u> 。	
4 4					5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ(路肩側低弾性タイプ)を使用するものとする。								目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ(路肩側低弾性タイプ)を使用するものとする。	
4 4					6. 横収縮目地及び縦目地は、カッタ目地とし、横収縮目地は 30mに1箇所程度打込み目地とする。								横収縮目地及び縦目地は、カッタ目地とし、横収縮目地は 30mに1箇所程度打込み目地とする。	
4 4					11 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。				11			4 - 18 - 11	薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。	
4 4	18	12	0 ′	4 - 18 -	12 ブロック舗装工	4	4	18	12	0	1	4 - 18 - 12	ブロック舗装工	

現行条文					·~	<u> </u>	自初日日七秋心	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下		編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 4 18 12 7 2 ブロック舗装工の施工については、第3編2- ロック舗装工の規定によるものとする。	6 - 14ブ	4	4	18 1	12 7	2		プロック舗装工の施工については、第3編2-6-14プロック舗装工の規定によるものとする。	
4 5 0 0 0 1 第5章 堰 4 5 1 0 0 1 第1節 適 用						1		適 用	
本章は、河川工事における工場製作工、工場製 本章は、河川工事における工場製作工、工場製 河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰 道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現 床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場 (鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(P ンクリート管理橋上部工(PC 布田ースラブ橋 リート管理橋上部工(PC 箱桁橋)、橋梁付属 クリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンク 橋)、付属物設置工、仮設工その他これらに類 ついて適用する。	本体工、魚 場場塗装工 と り と は り い に い に い に い に り い に り い に り に り に り					1		本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 新ロースラブ橋)、コンクリ・ト管理橋上部工(PC 箱桁橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4 5 1 0 2 1 2 . 河川土工、仮設工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工、砂防土工、第 3 編第 2 章第10節仮設工のる。	土工、海岸 ⁾ 規定によ	4	5	1	0 2	1	2 .	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工、海岸 土工、砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によ る。	
4 5 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項については、第 1 編 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定によ		4	5	1	0 3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4 5 1 0 4 1 4 . <u>請負者</u> は、河川工事において、水位、潮位の観応じて実施しなければならない。	測を必要に	4	5	1	0 4	1	4 .	受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に 応じて実施しなければならない。	
4 5 1 0 5 1 5 . <u>請負者</u> は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、 械工事共通仕様書(案)の規定による。	据付けは機	4	5	1	0 5	1	5 .	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)の規定による。	
4 5 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 5 2 0 5 2 請負者は、設計図書において特に定めのない事は、下記の基準類による。これにより難い場合員の承諾を得なければならない。なお、基準類に相違がある場合は、原則として設計図書の規のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなない。	は、監督職 ほと設計図書 限定に従うも					1 2		適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4 5 2 0 5 3 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 解説) (平成21年6月)	(案)(同	4	5	2	0 5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成 <u>24</u> 年 <u>7</u> 月)	
4 5 2 0 5 4 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰 (案) (平成12年10月)	技術基準	4	5	2	0 5	4		国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準 (案) (平成12年10月)	
4 5 2 0 5 5 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成2 部改正)	22年6月—	4	5	2	0 5	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	
4 5 2 0 5 6 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成14年3月)	ᆁ編 鋼橋	4	5	2	0 5	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 編) (平成 <mark>24</mark> 年3月)	
4 5 2 0 5 7 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通 クリート橋編) (平成14年3月)	通編 コン	4	5	2	0 5	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋編) (平成 <u>24</u> 年3月)	

現行条文	<u>_</u>	<u> </u>		<u> </u>	لـــر ي	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条 旧・	条文構成	編	章節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 5 2 0 5 9 日本道路協会 道路橋示方記	書・同解説(共通編 下部 4年3月)	4	5 2	0	5	9		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部 構造編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
4 5 2 0 5 11 日本道路協会 鋼道路橋施 月)	L便覧 (昭和60年2	4	5 2	0	5	11		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	
4 5 2 0 5 12 日本道路協会 道路橋支承信月)	更覧 (平成16年4	4	5 2	0	5	12		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4 月)	
4 5 2 0 5 13 土木学会 プレストレストコ (平成3年3月)	コンクリート工法設計施工指針	4	5 2	0	5	13		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	
4 5 3 0 0 1 第3節 工場製作工 4 5 3 1 0 1 5 - 3 - 1 一般事項			5 3 5 3				第3節 5 - 3 - 1	工場製作工	
4 5 3 1 1 1 1	刃口金物製作工、桁製作工、 手製作工、落橋防止装置製作 レビーム用桁製作工、橋梁用防 カーフレーム製作工、仮設材製 これらに類する工種について定		5 3					本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、 検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作 工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防 護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製 作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定 める。	
	接 <mark>および</mark> 仮組立に関する事項を ばならない。なお、設計図書に 汁図書に関して監督職員の承諾 全部または一部を省略すること	4	5 3	1	2	1	2 .	受注者は、原寸、工作、溶接及び仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
4 5 3 1 3 1 3 . 請負者は、溶接作業に従事する 督職員の請求があった場合にない。	する溶接工の名簿を整備し、監は速やかに提示しなければなら	4	5 3	1	3	1	3 .	受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監 督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければなら ない。	
	品の使用にあたって、設計図書 む力上問題のあるキズまたは著 ないものを使用しなければなら	4	5 3	1	4	1	4 .	受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	
4 5 3 1 5 1 5 . 主要部材とは、主構造と床約 外の二次的な機能を持つ部材	且、二次部材とは、主要部材以 材をいうものとする。	4	5 3	1	5	1	5 .	主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	
4 5 3 2 0 1 5 - 3 - 2 材料		4	5 3	2	0	1	5 - 3 - 2		
4 5 3 2 1 1 塩の材料については、第3% る。	扁2-12-2材料の規定によ	4	5 3	2	1	1		堰の材料については、第3編2-12-2材料の規定によ る。	
4 5 3 3 0 1 5 - 3 - 3 刃口金物製作工 4 5 3 3 5 2 刃口金物製作工の施工につい作工の規定による。	1ては、第3編2-12-3桁製		5 3 5 3				5 - 3 - 3	刃口金物製作工 刃口金物製作工の施工については、第3編2-12-3桁製 作工の規定による。	
4 5 3 4 0 1 5 - 3 - 4 桁製作工 4 5 3 4 5 2 桁製作工の施工については、規定による。	第3編2-12-3桁製作工の		5 3 5 3				5 - 3 - 4	桁製作工 桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の 規定による。	
4 5 3 5 0 1 5 - 3 - 5 検査路製作工 4 5 3 5 1 1 検査路製作工の施工についる製作工の規定による。	ては、第3編2-12-4検査路		5 3 5 3				5 - 3 - 5	検査路製作工 検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路 製作工の規定による。	

	- <u>小工事六」</u> 	四工	1水 巨	新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
がけぶる			百			以即在開台
編章節条項以編章節条 旧・条文構成	編章節条		下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 5 3 6 0 1 5 - 3 - 6 鋼製伸縮継手製作工 4 5 3 6 1 1 鋼製伸縮継手製作工については、第3編2 - 12 - 5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	4 5 3 6 4 5 3 6	0 1	1	5 - 3 - 6	鋼製伸縮継手製作工 鋼製伸縮継手製作工については、第3編2-12-5鋼製伸 縮継手製作工の規定による。	
4 5 3 7 0 1 5 - 3 - 7 落橋防止装置製作工 4 5 3 7 1 1 落橋防止装置製作工については、第3編2 - 12 - 6落橋防止装置製作工の規定による。	4 5 3 7 4 5 3 7	0	1	5 - 3 - 7	落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工については、第3編2-12-6落橋防 止装置製作工の規定による。	
4 5 3 8 0 1 5 - 3 - 8 鋼製排水管製作工 4 5 3 8 1 1 鋼製排水管製作工については、第3編2 - 12 - 10鋼製排水	4 5 3 8 4 5 3 8	0 1	1 1	5 - 3 - 8	鋼製排水管製作工 鋼製排水管製作工については、第3編2-12-10鋼製排水	
4 5 3 9 0 1 5 - 3 - 9 プレビーム用桁製作工 4 5 3 9 1 1 プレビーム用桁製作工については、第3編2 - 12 - 9プレ	4 5 3 9	0	1	5 - 3 - 9	管製作工の規定による。 プレビーム用桁製作工 プレビーム用桁製作工については、第3編2-12-9プレ	
4 5 3 10 0 1 5 - 3 - 10 橋梁用防護柵製作工	4 5 3 10			5 - 3 - 10	ビーム用桁製作工に切りては、第3編2-12-9プレビーム用桁製作工の規定による。 橋梁用防護柵製作工	
4 5 3 10 1 1	4 5 3 10	1	1		橋梁用防護柵製作工については、第3編2-12-7橋梁用 防護柵製作工の規定による。	
4 5 3 11 0 1 5 - 3 - 11 鋳造費 4 5 3 11 3 2 鋳造費については、第4編4-3-8鋳造費の規定による。	4 5 3 11 4 5 3 11			5 - 3 - 11	鋳造費 鋳造費については、第4編4-3-8鋳造費の規定によ る。	
4 5 3 12 0 1 5 - 3 - 12 アンカーフレーム製作工 4 5 3 12 1 1 アンカーフレーム製作工については、第3編2 - 12 - 8アンカーフレーム製作工の規定による。	4 5 3 12 4 5 3 12	0	1	5 - 3 - 12	アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工については、第3編2-12-8ア ンカーフレーム製作工の規定による。	
4 5 3 13 0 1 5 - 3 - 13 仮設材製作工 4 5 3 13 2 2 仮設材製作工については、第4編4-3-9仮設材製作工の規定による。	4 5 3 13 4 5 3 13			5 - 3 - 13	仮設材製作工 仮設材製作工については、第4編4-3-9仮設材製作工 の規定による。	
4 5 3 14 0 1 5 - 3 - 14 工場塗装工 4 5 3 14 2 2 工場塗装工の施工については、第3編2 - 12 - 11工場塗装工の規定による。	4 5 3 14 4 5 3 14	0 2	1 2	5 - 3 - 14	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	
4 5 4 0 0 1 第4節 工場製品輸送工 4 5 4 1 0 1 5 4 1	4 5 4 0 4 5 4 1			第4節 5 - 4 - 1	工場製品輸送工一般事項	
4 5 4 1 1 2 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。					本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類 する工種について定める。	
4 5 4 2 0 1 5 4 2 1 2 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	4 5 4 2 4 5 4 2			5 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。	
4 5 5 0 0 1 第5節 軽量盛土工	4 5 5 0			第5節	軽量盛土工	
4 5 5 1 0 1 0 1 5 - 5 - 1 一般事項 4 5 5 1 1 2 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	4 5 5 1 4 5 5 1			5 - 5 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	
4 5 5 2 0 1 5 - 5 - 2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2 - 11 - 2軽量盛土 工の規定による。	4 5 5 2 4 5 5 2			5 - 5 - 2	軽量盛士工 軽量盛士工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
4 5 6 0 0 1 第6節 可動堰本体工 4 5 6 1 0 1 5 - 6 - 1 一般事項	4 5 6 0 4 5 6 1	0	1	第 6 節 5 - 6 - 1	可動堰本体工 一般事項	

	<u> </u>		75年中 <i>年</i>
現行条文		改訂条文	改訂理由等
	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
4 5 6 1 1 1 1 1 1 1 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打 杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン 基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台 工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これら に類する工種について定める。	,	1. 本節は、可動堰本体工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	
4 5 6 1 2 1 2 . 請負者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰旅設技術基準(案) 第6章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3 4 5 6 1 2 1	2. <mark>受注者</mark> は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) 第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
4 5 6 2 0 1 5 -6 -2 作業土工(床掘り・埋戻し) 4 5 6 2 2 2 2 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 4 4 5 4 4 5 4	4 5 6 2 0 1 0 4 5 6 2 2 2	5 - 6 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 5 6 3 0 1 5 6 3 0 1 5 6 3 0 1 4 5 6 3 2 2 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	4 5 6 3 0 1 0 4 5 6 3 2 2	5-6-3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
4 5 6 4 0 1 5 - 6 - 4 場所打杭工 4 5 6 4 2 2 場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	4 5 6 4 0 1 ; 4 5 6 4 2 2	5 - 6 - 4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭 工の規定による。	
4 5 6 5 0 1 5 6 5 0 1 5 6 5 0 オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工の規定による。	4 5 6 5 0 1 4 5 6 5 2 2	5 - 6 - 5 オープンケーソン基礎工 オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	
4 5 6 6 0 1 5 - 6 - 6 ニューマチックケーソン基礎工	4 5 6 6 0 1	5 - 6 - 6 ニューマチックケーソン基礎工	
4 5 6 6 2 2 コーマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2・4・8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	4 5 6 6 2 2	ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編 2 - 4 - 8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	
4 5 6 7 0 1 5 - 6 - 7 矢板工 4 5 6 7 2 2 矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4 矢板工の規定による。	4 5 6 7 0 1 2 4 5 6 7 2 2	5 - 6 - 7 矢板工 矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定 による。	
4 5 6 8 0 1 5 - 6 - 8 床版工	4 5 6 8 0 1	5 - 6 - 8 床版工	
4 5 6 8 1 1 1 床版工の施工については、第4編4-6-7床版工の規定による。	[4 5 6 8 1 1	床版工の施工については、第4編4-6-7床版工の規定 による。	
4 5 6 9 0 1 5 - 6 - 9 堰柱工	4 5 6 9 0 1	5 - 6 - 9 堰柱工	
4 5 6 9 1 1 1 塩柱工については、第4編4-6-8堰柱工の規定による。	4 5 6 9 1 1	堰柱工については、第4編4-6-8堰柱工の規定による。	
4 5 6 10 0 1 5 - 6 - 10 門柱工 4 5 6 10 3 2 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第 4編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。		5 - 6 - 10 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第 4編4 - 6 - 7床版工第3項及び第4項の規定による。	
4 5 6 11 0 1 5 6 - 11 ゲート操作台工 4 5 6 11 1 1 1 ゲート操作台工については、第4編4-6-10ゲート操作台工の規定による。	4 5 6 11 0 1 E 4 5 6 11 1 1	5 - 6 - 11 ゲート操作台工 ゲート操作台工については、第 4 編 4 - 6 - 10ゲート操作 台工の規定による。	
4 5 6 12 0 1 5 - 6 - 12 水叩工	4 5 6 12 0 1	5 - 6 - 12 水叩工	

		エバエ事共世江塚青州口に牧衣 改訂条文 改訂条文 ひ記録								
	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由	
4 5 6 12 1 1 1	. 請負者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。		5	6 1	12 1	1	1 .	受注者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。		
	. <u>請負者</u> は、コンクリート打設にあたっては、水叩工1プロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。				12 2			受注者は、コンクリート打設にあたっては、水叩エ 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。		
4 5 6 13 0 1 5 -6 -13 4 5 6 13 2 2	3 閘門工 閘門工の施工については、第4編4-6-8堰柱工の規定 による。	4	5	6 1	13 0	2	5 - 6 - 13	開門工 開門工の施工については、第4編4-6-8堰柱工の規定 による。		
	4 土砂吐工	4	5	6 1	14 0	1	5 - 6 - 14	土砂吐工	_	
4 5 6 14 2 2	土砂吐工の施工については、第4編5-7-8堰本体工の 規定による。							土砂吐工の施工については、第4編5-7-8堰本体工の 規定による。		
4 5 6 15 2 2	5 取付擁壁工 請負者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。					2		取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。		
4 5 7 0 0 1 第7節	固定堰本体工					1		固定堰本体工		
4 5 7 1 0 1 5 7 1 4 5 7 1 1 1	一般事項 ・本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打 杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン 基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁 工その他これらに類する工種について定める。	4				1		一般事項 本節は、固定堰本体工として作業土工 <u>(床掘り・埋房し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。		
4 5 7 1 2 1	. <u>請負者</u> は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) 第 <u>6</u> 章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	7	1 2	1	2 .	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) <u>(基準解説編・マニュアル編)</u> 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		
4 5 7 2 0 1 5 7 2 4 5 7 2 2 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。					1 2	5 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。		
4 5 7 3 0 1 5 -7 -3 4 5 7 3 2 2	既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。				3 0		5 - 7 - 3	既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。		
4 5 7 4 0 1 5 - 7 - 4	場所打杭工	4	5	7	4 0	1	5 - 7 - 4	場所打杭工		
4 5 7 4 2 2	場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	4	5	7	4 2	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。		
	オープンケーソン基礎工	4	5	7	5 0	1	5 - 7 - 5	オープンケーソン基礎工		
4 5 7 5 2 2	オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4 -7オープンケーソン基礎工の規定による。	4	5	7	5 2	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。		
4 5 7 6 0 1 5 - 7 - 6	ニューマチックケーソン基礎工					1	5 - 7 - 6	ニューマチックケーソン基礎工		
4 5 7 6 2 2	ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	4	5	7	6 2	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編 2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。		
4 5 7 7 0 1 5 - 7 - 7	·	4	5	7	7 0	1	5 - 7 - 7	大板工		

					之下工事六							改訂理由等
編章	節条	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	7 7			矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。							矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
4 5	7 8 7 8	0 1	<u>5 - 7 - 8</u> 1 .	堰本体工	4			1	1	<u>5 - 7 - 8</u> 1 .	堰本体工 <mark>受注者</mark> は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均し コンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を 確保しなければならない。	
4 5	7 8	2 1	2 .	仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ場合の施工については、第1編3-6-7打継目の規定による。	4	5	7 8	2	1	2 .	仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ 場合の施工については、第1編3-6-7打継目の規定に よる。	
	7 9 7 9		5 - 7 - 9	水叩工 水叩工の施工については、第4編5-6-12水叩工の規定					1 2	5 - 7 - 9	水叩工 水叩工の施工については、第4編5-6-12水叩工の規定	
				による。							による。	
4 5 4 5	7 10 7 10	0 1 2	5 - 7 - 10	土砂吐工 土砂吐工の施工については、第4編5-7-8堰本体工の				0 2	1 2	5 - 7 - 10	土砂吐工 土砂吐工の施工については、第4編5-7-8堰本体工の	
				規定による。							規定による。	
	7 11 7 11		5 - 7 - 11	取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第4編5-6-15取付擁壁	4	5	7 1 [°]	0	1 2	5 - 7 - 11	取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第4編5-6-15取付擁壁	
				工の規定による。							工の規定による。	
	8 0		第8節 5 - 8 - 1	魚道工 一般事項					1	第8節 5 - 8 - 1	魚道工 一般東頂	
4 5	8 1	1 1		本節は、魚道工として作業土工、魚道本体工その他これら に類する工種について定める。				1			本節は、魚道工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、魚道 本体工その他これらに類する工種について定める。	
4 5	8 1	2 1	2 .	請負者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第6章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	8 1	2	1	2 .	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) <u>(基準解説編・マニュアル編)</u> 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
	8 2		5 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	5	8 2	0	1	5 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
	8 2			作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
	8 3		5 - 8 - 3	魚道本体上 請負者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。					2	5 - 8 - 3	無道本体上 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均し コンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を 確保しなければならない。	
	9 0		第9節	管理橋下部工					1	第9節	管理橋下部工	
4 5	9 1 9 1	2 2	5 - 9 - 1	一般事項 本節は、管理橋下部工として管理橋橋台工その他これらに 類する工種について定める。				2	2	5 - 9 - 1	一般事項 本節は、管理橋下部工として管理橋橋台工その他これらに 類する工種について定める。	
4 5	9 2	0 1	5 - 9 - 2	管理橋橋台工	4	5	9 2	0	1	5 - 9 - 2	管理橋橋台工	
4 5	9 2	2 2		請負者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	5	9 2	2	2		受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	10 0 10 1		第10節 5 - 10 - 1	鋼管理橋上部工 一般事項	4	5 1 5 1	10 0 10 1	0	1	第10節 5 - 10 - 1	鋼管理橋上部工 一般事項	

						現行条文	改訂条文								改訂理由等
編章	節節	条』	頃以下	i · 編	章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 5	10	1	1 1		1 .	本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。		5	10	1	1	1	1 .	本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	
4 5	10	1	2 1		2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	4	5	10	1	2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
4 5	10	1	3 1		3 .	請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	4	5	10	1	3	1	3 .	受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	
4 5	10	1	4 1		4 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。		5	10	1	4	1	4 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
4 5	10	1	5 1		5 .	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	4	5	10	1	5	1	5 .	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
4 5 4 5					5 - 10 - 2	材 料 鋼管理橋上部工材料については、第4編4-9-2材料の 規定による。				2			5 - 10 - 2	材 料 鋼管理橋上部工材料については、第4編4-9-2材料の 規定による。	
4 5 4 5	10	3	0 1 5 2	5	5 - 10 - 3	地組工 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定 による。				3			5 - 10 - 3	地組工 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定 による。	
4 5 4 5	10	4 4	0 1 5 2	5	5 - 10 - 4	架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。	4	5	10	4	5	2	5 - 10 - 4	架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。	
4 5 4 5					5 - 10 - 5	架設工(ケーブルクレーン架設) 架設工(ケーブルクレーン架設)の施工については、第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定による。				5			5 - 10 - 5	架設工 (ケーブルクレーン架設) 架設工 (ケーブルクレーン架設) の施工については、第3編2-13-4架設工 (ケーブルクレーン架設) の規定による。	
4 5					5 - 10 - 6	架設工 (ケーブルエレクション架設)	4	5	10	6	0	1	5 - 10 - 6	架設工 (ケーブルエレクション架設)	
4 5	10	6	5 2			架設工(ケーブルエレクション架設)の施工については、 第3編2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)の 規定による。		5	10	6	5	2		架設工 (ケーブルエレクション架設) の施工については、 第3編2-13-5架設工 (ケーブルエレクション架設)の 規定による。	
4 5	10	7	0 1	5	5 - 10 - 7	架設工(架設桁架設)				7			5 - 10 - 7	架設工(架設桁架設)	
4 5	10	1	5 2			架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2-13- 6架設工(架設桁架設)の規定による。	4	5	10	7	5	2		架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2-13- 6架設工(架設桁架設)の規定による。	
4 5	10	8	0 1	5	5 - 10 - 8	架設工(送出し架設)	4	5	10	8	0	1	5 - 10 - 8	架設工(送出し架設)	

	現行条文									,,~		1/2/	<u>╕扔∷⊔╻┎₹Ҳ</u> ╻х	改訂条文	改訂理由等
編	章	節	系 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条 I	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
				2		架設工(送出し架設)の施工については、第3編2-13- 7架設工(送出し架設)の規定による。	4	5	10	8 !	5	2		架設工(送出し架設)の施工については、第3編2-13- 7架設工(送出し架設)の規定による。	
4	5	10 9	9 0	1 2	5 - 10 - 9	架設工(トラベラークレーン架設) 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第3編2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)の規定による。			10				5 - 10 - 9	架設工(トラベラークレーン架設) 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 3編2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)の規定 による。	
4	5	10 1	0 0	1	5 - 10 - 10	支承工	4	5	10 1	10	0	1	5 - 10 - 10	支承工	
				2		請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工 によらなければならない。			10 1					受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工 によらなければならない。	
				1	5 - 10 - 11				10 1				5 - 10 - 11	現場継手工	
				2		現場継手工の施工については、第 <u>4</u> 編 <u>4</u> - <u>9</u> - <u>11</u> 現場継手工の規定による。			10 1					現場継手工の施工については、第 <u>3</u> 編 <u>2</u> - <u>3</u> - <u>23</u> 現場継手工の規定による。	
4	5	11 (0	1	第11節	橋梁現場塗装工			11				第11節	橋梁現場塗装工	
				1 2	5 - 11 - 1	一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに 類する工種について定める。			11				5 - 11 - 1	一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに 類する工種について定める。	
4	5	11 2	2 0	1	5 - 11 - 2	現場塗装工	4	5	11	2 (0	1	5 - 11 - 2	現場塗装工	
4	5	11 2	2 5	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	4	5	11	2	5	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	
				1	第12節	床版工			12			1	第12節	床版工	
4	5	12 ′	0	1	5 - 12 - 1				12			1	5 - 12 - 1		
				2		本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。								本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種 について定める。	
4	5	12 2	2 0	1	5 - 12 - 2				12				5 - 12 - 2		
4	5	12 2	2 5	2		床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定 による。	4	5	12	2 5	5	2		床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定 による。	
				1	第13節	橋梁付属物工(鋼管理橋)	4	5	13	0 (0	1	第13節	橋梁付属物工(鋼管理橋)	
				1	5 - 13 - 1	一般事項			13				5 - 13 - 1		
4	5	13	5	2		本節は、橋梁付属物工(鋼管理橋)として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	4	5	13	1 3	5	2		本節は、橋梁付属物工(鋼管理橋)として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
			2 0 2 5	1 2	5 - 13 - 2	伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置 工の規定による。			13				5 - 13 - 2	伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置 工の規定による。	
1	5	12 '	2 0	1	5 - 13 - 3	世水 华罢丁	1	5	13	3 ,	0	1	5 - 13 - 3		
				2	J - IJ - J	排水装置工 排水装置工の施工については、第4編4‐12‐3排水装置 工の規定による。	4		13				J - IJ - J	排水装置工 排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置 工の規定による。	
4	5	13 4	1 0	1	5 - 13 - 4	地覆工	4	5	13	4	0	1	5 - 13 - 4	地覆工	
4	5	13 4	1 5	2		地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定 による。			13				2 1	地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定による。	
4	5	13	5 0	1	5 - 13 - 5	橋梁用防護柵工			13				5 - 13 - 5	橋梁用防護柵工	
4	5	13 5	5 5	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁 用防護柵工の規定による。	4	5	13	5	5	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁 用防護柵工の規定による。	

現行条文									7 7	マルロ	<u> </u>	<u> 12K E</u>	まかけに牧衣	改訂条文	改訂理由等
編章	節節	条]	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 5	13	6	0	1	5 - 13 - 6	橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用 高欄工の規定による。				6 6			5 - 13 - 6	橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用 高欄工の規定による。	
4 5					5 - 13 - 7	検査路工 検査路工の施工については、第4編4-12-7検査路工の 規定による。				7 (5 - 13 - 7	検査路工 検査路工の施工については、第4編4-12-7検査路工の 規定による。	
4 5	13	8	5	1 2	5 - 13 - 8	銘板工 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	4	5	13	8 (5	1 2	5 - 13 - 8	銘板工 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	
4 5 4 5 4 5	14	1	0	1	第14節 5 - 14 - 1	橋梁足場等設置工(鋼管理橋) 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)として橋梁足場 工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種 について定める。	4	5	14	0 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1)	1	第14節 5 - 14 - 1	橋梁足場等設置工(鋼管理橋) 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)として橋梁足場 工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種 について定める。	
4 5 4 5	14	2 2	0 5	1 2	5 - 14 - 2	橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場 工の規定による。				2 (2 5			5 - 14 - 2	橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場 工の規定による。	
4 5				1 2	5 - 14 - 3	橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護 工の規定による。				3 (5 - 14 - 3	橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護 工の規定による。	
4 5	14	4	5	2	5 - 14 - 4	昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用 設備工の規定による。	4	5	14	4 (5	2	5 - 14 - 4	昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用 設備工の規定による。	
4 5 4 5 4 5	15	1	0	1	第15節 5 - 15 - 1 1 .	コンクリート管理橋上部工(PC橋) 一般事項 本節は、コンクリート管理橋上部工(PC橋)としてプレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工(購入工)、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工(クレ・ン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	4	5	15	0 (1 1 1 1)	1	第15節 5 - 15 - 1 1 .	コンクリート管理橋上部工(PC橋) 一般事項 本節は、コンクリート管理橋上部工(PC橋)としてプレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工(購入工)、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工(クレ・ン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
4 5	15	1	2	1	2 .	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	4	5	15	1 2	2	1	2 .	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工 計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
4 5						使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)								使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
4 5						施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)				1 2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
4 5						試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)				1 2					
					(.)	The state of the s	1								

							改訂条文							改訂理由等
編	章(包	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4	5 1	5 1	3	1	3 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4	5	15	1 3	1	3 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
4	5 1	5 1	4	1	4 .	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4	5	15	1 4	1	4 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4	5 1	5 1	5	1	5 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合するを使用しなければならない。		5	15	1 5	1	5 .	受注者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合するを使用しなければならない。	
			0		5 - 15 - 2	プレテンション桁製作工(購入工)				2 0		5 - 15 - 2	プレテンション桁製作工(購入工)	
			5			プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。							プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
			5			ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2- 3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	4	5	15	3 0 3 5	2	5 - 15 - 3	ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2- 3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
			5		5 - 15 - 4	プレキャストセグメント製作工(購入工) プレキャストプロック購入については、第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	4	5	15 15	4 0 4 5	1 2	5 - 15 - 4	プレキャストセグメント製作工(購入工) プレキャストブロック購入については、第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
			5		5 - 15 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2 - 3 - 14プレキャストセグメント主桁組立工の規定によ る。	4	5	15 15	5 0 5	1 2	5 - 15 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2 -3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定によ る。	
4	5 1	5 6	0	1	5 - 15 - 6	支承工	4	5	15	6 0	1	5 - 15 - 6	支承工	
4	5 1	5 6	5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。	4	5	15	6 5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。	
			5		5 - 15 - 7	架設工(クレーン架設) プレキャスト桁の運搬については、第3編第2章第8節工 場製品輸送工の規定による。	4			7 0 7 5		5 - 15 - 7	架設工(クレーン架設) プレキャスト桁の運搬については、第3編第2章第8節工 場製品輸送工の規定による。	
			0		5 - 15 - 8	架設工(架設桁架設)	4	5	15	8 0	1	5 - 15 - 8	架設工 (架設桁架設)	
4	5 1	5 8	5	2		桁架設については、第3編2-13-6架設工(架設桁架 設)の規定による。	4	5	15	8 5	2		桁架設については、第3編2-13-6架設工(架設桁架 設)の規定による。	
			5		5 - 15 - 9	床版・横組工 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施 工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作 工の規定による。	4			9 0		5 - 15 - 9	床版・横組工 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施 工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作 工の規定による。	
			0		5 - 15 - 10	落橋防止装置工				10 0		5 - 15 - 10	落橋防止装置工	
4	5 1	5 10	5	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4-14-10落橋 防止装置工の規定による。	4	5	15	10 5	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4-14-10落橋 防止装置工の規定による。	

現行条文	7.7.21	<u> </u>	改訂理由等	
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項	項 以 編章節条 下	新・条文構成	改定理由
4 5 16 0 0 1 第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4 5 16 0 0	1 第16節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	
4 5 16 1 0 1 5 - 16 - 1 一般事項 4 5 16 1 1 1 1 1	4 5 16 1 0 4 5 16 1 1		1 一般事項 1 本節は、コンクリート管理橋上部丁(PCホロースラブ橋)として架設支保丁(固定)、支承丁、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。	
4 5 16 1 2 1 2 . 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	4 5 16 1 2	1	2. <mark>受注者</mark> は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
4 5 16 1 2 2 (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)			1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
4 5 16 1 2 3 (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	4 5 16 1 2	3 (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、РС工、コンクリート工等)	
4 5 16 1 2 4 (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	4 5 16 1 2	4 (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
4 5 16 1 2 5 (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	4 5 16 1 2	5 (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
4 5 16 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4 5 16 1 3	1	3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
4 5 16 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4 5 16 1 4	1	4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4 5 16 1 5 1 5 . <u>請負者</u> は、PC鋼材両端のねじの使用については、JISB 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4 5 16 1 5	1	5. <mark>受注者</mark> は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
4 5 16 2 0 1 5 - 16 - 2 架設支保工(固定) 4 5 16 2 5 2 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4 5 16 2 0 4 5 16 2 5		2 架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。これにより難い場合は、監 督職員の承諾を得なければならない。	
4 5 16 3 0 1 5 - 16 - 3 支承工 4 5 16 3 5 2 支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。	4 5 16 3 0 4 5 16 3 5		3 支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。	
4 5 16 4 0 1 5 - 16 - 4 落橋防止装置工 4 5 16 4 5 2 落橋防止装置工の施工については、第4編4 - 14 - 10落橋防止装置工の規定による。	4 5 16 4 0 4 5 16 4 5		4 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第4編4-14-10落橋 防止装置工の規定による。	
4 5 16 5 0 1 5 - 16 - 5 P C ホロースラブ製作工 4 5 16 5 5 2 P C ホロースラブ製作工の施工については、第3編2 - 3 - 15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	4 5 16 5 0 4 5 16 5 5	1 5 - 16 -	5 P C ホロースラブ製作工 P C ホロースラブ製作工の施工については、第3編2-3 -15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	
4 5 17 0 0 1 第17節 コンクリ・ト管理橋上部工(PC箱桁橋) 4 5 17 1 0 1 5 - 17 - 1 一般事項	4 5 17 0 0 4 5 17 1 0	1 第17節 1 5 - 17 -	コンクリ - ト管理橋上部工(PC箱桁橋) 1 一般事項	

						<u> </u>		F / \	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u></u>	音利11日比較な	改訂理由等	
編章	節系	条 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 5	17	1 1	1	1.	本節は、コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)として 架設支保工(固定)、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止 装置工、その他これらに類する工種について定める。	4	5	17 1	1 1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)として 架設支保工(固定)、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止 装置工、その他これらに類する工種について定める。	
4 5	17	1 2	1	2 .	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	4	5	17 1	1 2	1	2 .	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
4 5	17	1 2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	4	5	17 1	1 2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数 量)	
4 5	17	1 2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	4	5	17 1	1 2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
4 5					主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)					4		主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
4 5	17	1 2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	4	5	17 1	1 2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
4 5	17	1 3	1	3 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4	5	17 1	3	1	3 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの 漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強 度を有するものを使用しなければならない。	
4 5	17	1 4	1	4 .	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4	5	17 1	1 4	1	4 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4 5	17	1 5	1	5 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	17 1	5	1	5 .	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
4 5 4 5	17 2	2 0	1	5 - 17 - 2	架設支保工(固定)	4	5	17 2	2 0	1	5 - 17 - 2	架設支保工(固定)	
4 5	17 4	2 5	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	4	5	17 2	2 5	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。	
4 5 4 5				5 - 17 - 3	支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協				3 0	1 2	5 - 17 - 3	支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協	
			_		会)第5章 支承部の施工の規定による。	7	5	.,				会)第5章 支承部の施工の規定による。	
4 5 4 5				5 - 17 - 4	P C 箱桁製作工 P C 箱桁製作工については、第3編2-3-16P C 箱桁製作工の規定による。					1	5 - 17 - 4	P C 箱桁製作工 P C 箱桁製作工については、第3編2-3-16P C 箱桁製 作工の規定による。	
4 5				5 - 17 - 5	落橋防止装置工					1	5 - 17 - 5	落橋防止装置工	
4 5	1/ {	5 4	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4-14-10落橋 防止装置工の規定による。	4	5	1/ 5	4	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4-14-10落橋 防止装置工の規定による。	
4 5 4 5				第18節 5 - 18 - 1	橋梁付属物工(コンクリート管理橋) 一般事項					1	第18節 5 - 18 - 1	橋梁付属物工(コンクリート管理橋) 一般事項	
4 5	18	1 4	2	2 .0 1	本節は、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)として伸縮 装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高 欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種につい て定める。						2 10 1	本節は、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)として伸縮 装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高 欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種につい て定める。	

						工作工事共通任稼音利旧比較农 改訂条文 改訂条文 改訂集文 改訂集立								ひきて 理力学	
				7.E.		况1J示义 								以前连由守	
編章				下	編章節条	旧・条文構成			節			下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 5					5 - 18 - 2				18				5 - 18 - 2	伸縮装置工	
4 5						伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置 工の規定による。	4	5	18	2 4	4	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置 工の規定による。	
4 5					5 - 18 - 3				18				5 - 18 - 3	排水装置工	
4 5						排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置 工の規定による。								排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置 工の規定による。	
4 5					5 - 18 - 4	地覆工 地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定 による。			18				5 - 18 - 4	地覆工 地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定 による。	
4 5	18	5	0	1	5 - 18 - 5	橋梁用防護柵工			18				5 - 18 - 5	橋梁用防護柵工	
4 5						橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁 用防護柵工の規定による。								橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁 用防護柵工の規定による。	
4 5					5 - 18 - 6	橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用 高欄工の規定による。			18				5 - 18 - 6	橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用 高欄工の規定による。	
4 5					5 - 18 - 7			5	18	7 (0	1	5 - 18 - 7		
4 5	5 18	7	4	2		検査路工の施工については、第4編4-12-7検査路工の 規定による。	4	5	18	7 4	4	2		検査路工の施工については、第4編4-12-7検査路工の 規定による。	
4 5	5 18	8	0	1	5 - 18 - 8				18				5 - 18 - 8		
4 !	5 18	8	4	2		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	4	5	18	8 4	4	2		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	
4 5					第19節	橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)			19				第19節	橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)	
4 5	5 19	1	4	2	5 - 19 - 1	一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)として 橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類 する工種について定める。	4	5	19	1 (4	2	5 - 19 - 1	一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)として 橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類 する工種について定める。	
4 5	5 19	2	0	1	5 - 19 - 2	橋梁足場工	4	5	19	2 (0	1	5 - 19 - 2	橋梁足場工	
4 5						橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場 工の規定による。								橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場 工の規定による。	
4 5					5 - 19 - 3				19				5 - 19 - 3	橋梁防護工	
4 !	5 19	3	4	2		橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護 工の規定による。	4	5	19	3 4	4	2		橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護 工の規定による。	
4 5	5 19	4	0 4	2	5 - 19 - 4	昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用 設備工の規定による。			19 19				5 - 19 - 4	昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用 設備工の規定による。	
4 5					第20節	付属物設置工			20				第20節	付属物設置工	
4 5	5 20	1	4	2	5 - 20 - 1	一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界 工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウト ホール工その他これらに類する工種について定める。	4	5	20	1 0	0 4	2	5 - 20 - 1	一般事項本節は、付属物設置工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	
4 5	5 20	2	0	1	5 - 20 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	5	20	2 (0	1	5 - 20 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 5						作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。			20					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	

現行条文			7 7	一人儿	<u> </u>	L 17K	青新旧比較表	改訂条文	
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 5 20 3 0 1 5 - 20 - 3 防止柵工 4 5 20 3 4 2 防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。			20 20				5 - 20 - 3	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。	
4 5 20 4 0 1 5 - 20 - 4 境界工 4 5 20 4 4 2 境界工の施工については、第4編3 - 8 - 4境界工の規定による。						1 2	5 - 20 - 4	境界工 境界工の施工については、第4編3-8-4境界工の規定 による。	
4 5 20 5 0 1 5 - 20 - 5 銘板工 4 5 20 5 4 2 銘板工の施工については、第4編3 - 8 - 5銘板工の規定による。						2	5 - 20 - 5	銘板工 銘板工の施工については、第4編3-8-5銘板工の規定 による。	
4 5 20 6 0 1 5 - 20 - 6 点検施設工 4 5 20 6 4 2 点検施設工の施工については、第4編3 - 8 - 6点検施設工の規定による。	4	5	20	6	4		5 - 20 - 6	点検施設工 点検施設工の施工については、第4編3-8-6点検施設 工の規定による。	
4 5 20 7 0 1 5 - 20 - 7 階段工 4 5 20 7 4 2 階段工の施工については、第4編3 - 8 - 7階段工の規定による。	4	5	20	7	4			階段工 階段工の施工については、第4編3-8-7階段工の規定 による。	
4 5 20 8 0 1 5 - 20 - 8 観測施設工 4 5 20 8 4 2 観測施設工の施工については、第4編3 - 8 - 8観測施設工の規定による。	4	5	20	8	0 4	2	5 - 20 - 8	観測施設工 観測施設工の施工については、第4編3-8-8観測施設 工の規定による。	
4 5 20 9 0 1 5 - 20 - 9 グラウトホール工 4 5 20 9 4 2 グラウトホール工の施工については、第4編3 - 8 - 9グラウトホール工の規定による。	4	5	20	9	0 4	2	5 - 20 - 9	グラウトホール工 グラウトホール工の施工については、第4編3-8-9グ ラウトホール工の規定による。	
4 6 0 0 0 1 第6章 排水機場 4 6 1 0 0 1 第1節 適用						1	第6章 第1節	排水機場	
4 6 1 0 0 1 第1節 適 用 4 6 1 0 1 1 1 1 1 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用する。								西	
4 6 1 0 2 1 2 . 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸 土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によ る。	4	6	1	0	2	1	2 .	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸 土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によ る。	
4 6 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。							3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4 6 1 0 4 1 4 . 請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。								受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4 6 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準	4	6	2	0	4		第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4 6 2 0 4 3 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) 解説) (平成21年6月)	4	6	2	0	4	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) <u>(基</u> <u>準解説編・マニュアル編)</u> (平成 <u>23</u> 年 <u>7</u> 月)	

		<u>./\.</u>	<u> </u>	 	一	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	
	坑 口赤久					T百		以山示文	以即在田台
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 6 2 0 4 4	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)	4	6	2 (0 4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)	
4 6 2 0 4 5	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案)同解説 (平成13年)	4	6	2 (0 4	5		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案)同解説 (平成13年)	
4 6 2 0 4 7	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針 (案)同解説 (平成13年)	4	6	2 (0 4	7		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針 (案)同解説 (平成13年)	
4 6 3 0 0 1 第3節	軽量盛土工					1		軽量盛土工	
4 6 3 1 0 1 6 - 3 - 1 4 6 3 1 1 2	一般事項	4	6	3 ′	1 0	1	6 - 3 - 1		
	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	4	6	3	1 1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
4 6 3 2 0 1 6 - 3 - 2 4 6 3 2 1 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。					2		軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
4 6 4 0 0 1 第4節	機場本体工					1		機場本体工	
4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1						1			
4 6 4 1 1 1 1 1 .	本節は、機場本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。	4	6	4	1 1	1	1	. 本節は、機場本体工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し</u>)、 既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工そ の他これらに類する工種について定める。	
4 6 4 1 2 1 2.	請負者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、 仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、 設計図書による。	4	6	4	1 2	1	2	. 受注者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、 仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、 設計図書による。	
4 6 4 1 3 1 3.	請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	4	6	4	1 3	1	3	. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	
4 6 4 1 4 1 4 .	請負者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	4	6	4	1 4	1	4	・受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	
	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	4	6	4 2	2 0	1	6 - 4 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) . 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 6 4 2 2 1 2 .	請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	6	4 2	2 2	1	2	. 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 6 4 2 3 1 3.	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	4	6	4 2	2 3	1	3	. 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	
4 6 4 3 0 1 6 - 4 - 3		4	6	4 3	3 0	1	6 - 4 - 3	既製杭丁	
	1		-		<u> </u>	1 -		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

							<u> </u>		- -	<u> </u>	<u> 1 </u>		改訂条文	改訂理由等
				頂		7.11.X					頂		LXII) A.A.	COLUMN TO THE PROPERTY OF THE
編章	1	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項		編章節条	新・条文構成	改定理由
4 6	i 4	1 3	3	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	4	6	4	3 3	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
4 6					6 - 4 - 4	場所打杭工				4 0			場所打杭工	
4 6	i 4	1 4	3	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	4	6	4	4 3	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
4 6					6 - 4 - 5					5 0				
4 6						矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。							矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
4 6					6 - 4 - 6	本体工 請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均				6 0			本体工 ・ <mark>受注者</mark> は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均	
	,		'	'	1.	等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	7	O	7				等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければなら ない。	
4 6	i 4	1 6	2	1		請負者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	4	6	4	6 2	1	2 .	. <mark>受注者</mark> は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	
4 6	i 4	1 6	3	1	3 .	請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート 下面の土砂の流出を防止しなければならない。	4	6	4	6 3	1	3 .	. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート 下面の土砂の流出を防止しなければならない。	
4 6	6 4	1 6	4	1	4 .	請負者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。	4	6	4	6 4	1	4 .	. 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。	
4 6	i 4	1 6	5	1	5 .	請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。		6	4	6 5	1	5 .	. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。	
4 6	i 4	1 6	6	1	6 .	請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。		6	4	6 6	1	6 .	. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。	
4 6	i 4	1 6	7	1		請負者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	4	6	4	6 7	1	7 .	. 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	
4 6	i 4	1 6	8	1	8 .	請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4	6	4	6 8	1	8 .	· 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	
4 6						燃料貯油槽工 請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均 等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければなら ない。				7 0			燃料貯油槽工 . 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	

									J' /	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u>: </u>	IN	改訂条文	改訂理由等
編	章	節条	項	頂以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
4	6	4 7	2	1	2	. <u>請負者</u> は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	4	6	4	7 2	2	1	2 . <u>受注者</u> は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	
4	6	4 7	3	1	3	. <u>請負者</u> は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート 下面の土砂の流出を防止しなければならない。	4	6	4	7 3	3	1	3. <mark>受注者</mark> は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート 下面の土砂の流出を防止しなければならない。	
4	6	4 7	4	1	4	. <u>請負者</u> は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。		6	4	7	4	1	4. <mark>受注者</mark> は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。	
4	6	4 7	5	1	5	. <u>請負者</u> は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。		6	4	7 5	5	1	5. <mark>受注者</mark> は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。	
4	6	4 7	6	1	6	. <u>請負者</u> は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。		6	4	7 6	6	1	6. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備 能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損な わないような、打設順序、締固め方法で施工しなければな らない。	
4	6	4 7	7	1	7	. <u>請負者</u> は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。	4	6	4	7 7	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に 基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工 しなければならない。	
4	6	4 7	8	1	8	. 請負者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。		6	4	7 8	8	1	8. 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。	
4	6	4 7	9	1	9	. <u>請負者</u> は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないよう設置しなければならない。	4	6	4	7 9	9	1	9. <u>受注者</u> は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないよう設置しなければならない。	
4	6	4 7	10	1	10	. <u>請負者</u> は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	4	6	4	7 1	0	1	10. <mark>受注者</mark> は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	
				1		沈砂池工				0 (第5節 沈砂池工	
				1			4	6	5	1 (0	1	6 - 5 - 1 一般事項	
4	0	ວ 1	1	1		. 本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、プロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。	4	ь	5		I	I	1. 本節は、沈砂池工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し</u>)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、プロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。	

		<u>`</u>	#:	/	四]_	<u>L (17K)</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 6 5 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮 締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設 計図書によらなければならない。	4	6	5	1	2	1	2 .	受注者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮 締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設 計図書によらなければならない。	
4 6 5 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮約切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	; ,	6	5	1	3	1	3 .	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	
4 6 5 1 4 1 4 .									

							<u> </u>		F7	7,100	<u>. ′</u>	<u> 17K E</u>	吉那旧比較衣	改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条耳	項則下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 I	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4	6	5	8 3	3 1	3	. <u>請負者</u> は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	4	6	5	8 3	3	1	3 .	受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	
4	6	5	8 4	1	4	. <u>請負者</u> は、根固めプロック、場所打プロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	4	6	5	8 4	1	1	4 .	受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	
4	6	5	8 5	5 1		. <u>請負者</u> は、場所打プロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。							5 .	受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	
4	6	5	8 6	5 1	6	. 間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定によるものとする。	4	6	5	8 6	6	1	6 .	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定によるものとする。	
4	6	5	8 7	7 1	7	. <u>請負者</u> は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	4	6	5	8 7	7	1	7 .	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	
) 1		場所打水路工	4	6	5	9 0)	1	6 - 5 - 9	場所打水路工	
4	6	5	9 1	1	1	. <u>請負者</u> は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	4	6	5	9 1	1	1	1 .	受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	
4	6	5	9 2	2 1	2	. <u>請負者</u> は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	4	6	5	9 2	2	1	2 .	受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	
4	6	5	9 3	3 1	3	. <u>請負者</u> は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート 下面の土砂の流出を防止しなければならない。	4	6	5	9 3	3	1	3 .	受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート 下面の土砂の流出を防止しなければならない。	
4	6	5	9 4	1	4	. <u>請負者</u> は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	4	6	5	9 4	1	1	4 .	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	
4	6	5	9 5	5 1	5	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4	6	5	9 5	5	1	5 .	受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	
) 1		吐出水槽工				0 0			第6節	吐出水槽工	
4	6	6	1 1) 1	1	. 本節は、吐出水槽工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。	4	6	6		1	1		本節は、吐出水槽工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類 する工種について定める。	
				2 1		. <u>請負者</u> は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、 仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設 計図書によらなければならない。				1 2				受注者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、 仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設 計図書によらなければならない。	
4	6	6	1 3	3 1	3	. <u>請負者</u> は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	4	6	6	1 3	3	1	3 .	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	

			<u> </u>	`~=	<u>: 1-1-</u>	IAN E	ョ が川口 レしチメ、イン	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編	章	節	条耳	頁 [項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 6 6 1 4 1 2 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 8 1 3 2 1 3		6	6	1 4	4	1	4 .	受注者は、吐出水槽工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	
4 6 6 2 0 1 6 - 6 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し)	_			2 (_			作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 6 6 2 1 1 1 1 1 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	4	6	6	2 1	1	1	1 .	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 6 6 2 2 12 . 請負者i請負者 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	6	6	2 2	2	1	2 .	受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 6 6 2 3 1 3 . <u>請負者</u> は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		6	6	2 3	3	1		受注者は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 6 6 3 0 1 6 - 6 - 3 既製杭工 4 6 6 3 3 3 2 既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。				3 (3			6 - 6 - 3	既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
4 6 6 4 0 1 6 6 4 0 1 6 6 4 3 2 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。				4 (4 3			6 - 6 - 4	場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭 工の規定による。	
4 6 6 5 0 1 6 6 5 5 0 1 6 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5				5 (6 - 6 - 5	矢板工 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
4 6 6 6 0 1 6 - 6 - 6 本体工 4 6 6 6 3 2 本体工の施工については、第6編6 - 4 - 6本体工の規定				6 0			6 - 6 - 6		
による。								本体工の施工については、第6編6-4-6本体工の規定による。	
4 7 0 0 0 1 第7章 床止め・床固め 4 7 1 0 0 1 第1節 適 用				0 0			第7章 第1節	床止め・床固め 適 用	
4 7 1 0 0 1 第 1	4			0 1	_			地 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め 工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する 工種について適用する。	
4 7 1 0 2 1 2 . 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸 土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によ る。	4	7	1	0 2	2	1	2 .	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸 土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によ る。	
4 7 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	4	7	1	0 3	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4 7 1 0 4 1 4 . <u>請負者</u> は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に 応じて実施しなければならない。								受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に 応じて実施しなければならない。	
4 7 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準	4	7	2	0 0	0	1	第 2 節	適用すべき諸基準	

現行条文	工作工事六個任何	改訂条文	改訂理由等
項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
4 2 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項には、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難い場合は、 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなけれ ない。	監督職	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4 3 国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6,改正)	一部 4 7 2 0 4 3	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)	
0 1 第3節 軽量盛土工	4 7 3 0 0 1	第3節 軽量盛土工	
0 1 7-3-1 一般事項 1 2 本節は、軽量盛十丁として、軽量盛十丁その他これ	4 7 3 1 0 1		
する工種について定める。		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
0 1 7 - 3 - 2 軽量盛土工	4 7 3 2 0 1	7 - 3 - 2 軽量盛土工	
1 2 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽工の規定による。		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
0 1 第4節 床止め工	4 7 4 0 0 1	第4節 床止め工	
0 1 7-4-1 一般事項 1 1 1 本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢	坂丁、 4 7 4 1 0 1	7 - 4 - 1 一般事項 1 . 本節は、床止め工として、作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、	
本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類すについて定める。		既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他 これらに類する工種について定める。	
2 1 2 . 請負者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切場準(案)及び各々の条・項の規定による。	设置基 4 7 4 1 2 1	2. 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定による。	
3 1 3 . <u>請負者</u> は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避ける施工をしなければならない。	管理施	3. <mark>受注者</mark> は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
4 1 4 . <u>請負者</u> は、床止め工の施工にあたって、自然浸透し 排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う 現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し の変化に対処しうるようにしなければならない。	場合、	4. 受注者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の 排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、 現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件 の変化に対処しうるようにしなければならない。	
5 · <u>請負者</u> は、床止め工の施工にあたって、予期しないなる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処ければならない。	こ連絡 📗 📗 📗 📗	5. <mark>受注者</mark> は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	
6 1 6. <u>請負者</u> は、本体工または、取付擁壁工の施工に際し 水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面 に仕上げてから布設しなければならない。	て、遮 4 7 4 1 6 1 を平滑	6. <mark>受注者</mark> は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。	
6 2 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、 のないように施工しなければならない。	剥離等 4 7 4 1 6 2	また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等 のないように施工しなければならない。	
0 1 7 - 4 - 2 材 料	4 7 4 2 0 1	7 - 4 - 2 材料	

									- - /	\ <u> </u>		1//	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				項								頂			NAIL CEMIN
編	章(節条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4	7	4 2	0	2		床止め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定による。	4	7	4	2 0)	2		床止め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定による。	
4	7	4 3	0	1 2		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4	7	4	3 0)	2	7 - 4 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
			0			既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。				4 C				既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
			0		7 - 4 - 5					5 0			7 - 4 - 5		
4	7	4 5	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	4	7	4	5 0)	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
			0		7 - 4 - 6	本体工 本体工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	4	7	4	6 0	1	1	7 - 4 - 6 1 .	本体工 本体工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4	7	4 6	1	2		また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。	4	7	4	6 1	1	2		また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然 環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本体工 の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければな らない。	
4	7	4 6	2	1		請負者は、本体工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。		7	4	6 2	2	1	2 .	受注者は、本体工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4	7	4 6	3	1	3 .	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	4	7	4	6 3	3	1	3 .	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	
4	7	4 6	4	1	4 .	請負者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	4	7	4	6 4	1	1	4 .	受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	
4	7	4 6	5	1	5 .	請負者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計 強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しな ければならない。	4	7	4	6 5	5	1	5 .	受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計 強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しな ければならない。	
4	7	4 6	6	1		請負者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	4	7	4	6 6	6	1	6.	受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを 連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつ ぶさなければならない。	
4	7	4 6	7	1		間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	4	7	4	6 7	7	1	7 .	間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
4	7	4 6	8	1	8 .	請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	4	7	4	6 8	3	1	8 .	受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	

									<u> </u>	\ <u>\ </u>	<u> </u>	音机旧比較不	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 7	4	6	9		9 .	請負者は、ふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが偏平にならないように留意しなければならない。	4	7	4	6 9	1	9 .	受注者は、ふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが偏平にならないように留意しなければならない。	
4 7	4	6	10	1	10 .	請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、15~20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	4	7	4	6 10	1	10 .	受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、15~ 20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
4 7					7 - 4 - 7	取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第4編5 - 6 - 15取付擁壁 工の規定によるものとする。	4	7	4	7 0 7 10	1 2	7 - 4 - 7	取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第4編5 - 6 - 15取付擁壁 工の規定によるものとする。	
4 7					7 - 4 - 8	水叩工	4	7	4	8 0	1	7 - 4 - 8	水叩工	
4 7	4	8	1	1	1.	請負者は、水叩工の施工については、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4	7	4	8 1	1	1 .	受注者は、水叩工の施工については、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	
4 7	4	8	2	1	2 .	水叩工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	4	7	4	8 2	1	2 .	水叩工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4 7	4	8	3	1		請負者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。				8 3			受注者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4 7	4	8	4	1	4 .	請負者は、巨石張りの施工については、第3編2-5-5 石積(張)工の規定による。これにより難い場合は、監督 職員の承諾を得なければならない。	4	7	4	8 4	1	4 .	受注者は、巨石張りの施工については、第3編2-5-5 石積(張)工の規定による。これにより難い場合は、監督 職員の承諾を得なければならない。	
4 7	4	8	5	1	5 .	請負者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	4	7	4	8 5	1	5 .	受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	
4 7	4	8	6	1	6 .	請負者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計 強度を確認後、プロックに損傷を与えないように施工しな ければならない。	4	7	4	8 6	1	6 .	受注者は、プロックの運搬及び据付けにあたっては、設計 強度を確認後、プロックに損傷を与えないように施工しな ければならない。	
4 7	4	8	7	1	7 .	請負者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	4	7	4	8 7	1	7 .	受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを 連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつ ぶさなければならない。	
4 7	4	8	8	1	8 .	間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	4	7	4	8 8	1	8 .	問詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工 の規定による。	
4 7	4	8	9	1	9 .	請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	4	7	4	8 9	1	9 .	受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	
4 7	5	0	0	1	第 5 節	床固め工	4	7	5	0 0	1	第5節	床固め工	
4 7					7 - 5 - 1	一般事項	4	7	5	1 0	1	7 - 5 - 1	一般事項	

					現行条文			<u> </u>	~~	<u> </u>	1/2/ 6	<u>⊒ ਔ∏ਹ ≀ਹ ₹Χ 1×</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 7	5 1	1	1	1 .	本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、 側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定め る。		7	5	1 1	1	1	1 .	本節は、床固め工として、作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類す る工種について定める。	
4 7	5 1	2	1	2 .	請負者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定によらなければならない。	4	7	5	1 2	2	1	2 .	受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定によらなければならない。	
4 7	5 1	3	1	3 .	請負者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。		7	5	1 3	3	1	3 .	受注者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
4 7	5 1	4	1	4 .	請負者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。		7	5	1 4	4	1	4 .	受注者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。	
4 7	5 1	5	1	5 .	請負者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。		7	5	1 5	5	1	5 .	受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	
4 7	5 1	6	1	6 .	請負者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。	4	7	5	1 6	6	1	6 .	受注者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。	
4 7	5 1	6	2		また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等 のないように施工しなければならない。	4	7	5	1 6	6	2		また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等 のないように施工しなければならない。	
4 7	5 2	2 0	1 2	7 - 5 - 2	材 料 床固め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定 による。				2 6			7 - 5 - 2	材 料 床固め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定による。	
4 7	5 3	0	1	7 - 5 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	4			3 (7 - 5 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 7					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。				3 6				作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
4 7 4 7				7 - 5 - 4	本堤工 本堤工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク	_			4 (7 - 5 - 4		
4 1	3 4		1	Ι,	本 足上の 他上に	4	'	5	4 1	1	ı	1.	本堤工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4 7	5 4	2	1	2 .	請負者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。		7	5	4 2	2	1	2 .	受注者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4 7	5 4	3	1	3 .	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	4	7	5	4 3	3	1	3 .	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	

							Ť.		<u>+' /</u>	<u> </u>	1-1-1	京音 初口 し 野ぐて	改訂条文	改訂理由等
				項							I	頁		
編章				下	編章節条	旧・条文構成				条項		F	新・条文構成	改定理由
4 7	5	4	4	1	4 .	請負者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	4	7	5	4 4		1 4	. <mark>受注者</mark> は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	
4 7	5	4	5	1	5 .	請負者は、プロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、プロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	4	7	5	4 5	;	5	. 受注者は、プロックの運搬及び据付けにあたっては、設計 強度を確認後、プロックに損傷を与えないように施工しな ければならない。	
4 7	5	4	6	1	6 .	請負者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。		7	5	4 6	3	6	. <mark>受注者</mark> は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを 連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつ ぶさなければならない。	
4 7	5	4	7	1	7 .	間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	4	7	5	4 7	, ,	7	. 間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工 の規定による。	
4 7	5	4	8	1	8 .	請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	4	7	5	4 8	3	8	. <mark>受注者</mark> は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	
4 7					7 - 5 - 5 1 .	垂直壁工 垂直壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。				5 0			垂直壁工 ・ 垂直壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4 7	5	5	2	1	2 .	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	4	7	5	5 2	?	2	. 植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	
4 7	5	5	3	1	3 .	請負者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。		7	5	5 3	}	3	. 受注者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4 7					7 - 5 - 6					6 0				
4 7	5	6	1	1	1 .	側壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	4	7	5	6 1		1	. 側壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4 7	5	6	2	1	2 .	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	4	7	5	6 2	2	2	. 植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	
4 7	5	6	3	1	3 .	請負者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。	4	7	5	6 3	3	3	. <mark>受注者</mark> は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置に ついては、設計図書に従って施工しなければならない。	
4 7	5	6	4	1	4 .	請負者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締め固めを行わなければならない。	4	7	5	6 4	,	4	. <mark>受注者</mark> は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締め固めを行わなければならない。	
4 7	5	6	5	1	5 .	請負者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。		7	5	6 5	; ·	5	. <mark>受注者</mark> は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4 7					7 - 5 - 7					7 0				
4 7	5	7	5	2		水叩工の施工については、第4編7-4-8水叩工の規定による。	4	7	5	7 5		2	水叩工の施工については、第4編7-4-8水叩工の規定による。	
4 7					第6節	山留擁壁工				0 0			山留擁壁工	
4 7	6	1	0	1	7 - 6 - 1	一般事項	4	7	6	1 0) ′	7 - 6 - 1	一般事項	

									F 7	マルロ	<u> 1 1 1 2 </u>	音新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
				頂							頂			N.13-Z-14 (3
編	章(包	第 条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4	7 (6 1	1	1	1 .	本節は、山留擁壁工として作業土工、コンクリート擁壁 工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その 他これらに類する工種について定める。	4	7	6	1 1	1	1 .	本節は、山留擁壁工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山 留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。	
4	7 6	6 1	2	1	2 .	請負者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	4	7	6	1 2	1	2 .	受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	
4	7 (3 2	0	1	7 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	7	6	2 0	1	7 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	7 (6 2	2	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4	7	6	2 2	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し</u>)の規定による。	
4						コンクリート擁壁工				3 0			コンクリート擁壁工	
4		5 3	1	1	1.	請負者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシャランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	4	7	6	3 1	1	1.	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシャランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	
4	7 6	6 3	2	1	2 .	コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・ 鉄筋コンクリートの規定による。	4	7	6	3 2	1	2 .	コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・ 鉄筋コンクリートの規定による。	
4					3 .	請負者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、 空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工 しなければならない。	4	7	6	3 3	1	3 .	受注者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、 空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工 しなければならない。	
4					7 - 6 - 4	プロック積擁壁工	4	7	6	4 0	1	7 - 6 - 4	プロック積擁壁工	
4						プロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートプロック工の規定による。							ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
4					7 - 6 - 5					5 0				
4						石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。				5 3			石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	
4	7 (6 6	3	2		山留擁壁基礎工 山留擁壁基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎 工(護岸)の規定による。	4	7	6		2		山留擁壁基礎工 山留擁壁基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎 工(護岸)の規定による。	
4					第8章	河川維持				0 0			河川維持	
4 8						適 用 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養 生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物 設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処 理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種に ついて適用する。				0 0		1 .	適 用 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4	3 ′	1 0	2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	4	8	1	0 2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
4	3	1 0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編、及び本編第1章~7章の規定による。	4	8	1	0 3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編、及び本編第1章~7 章の規定による。	

									<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	`~_	<u></u>	IZIV E	<u>ᆿᅒᇚᇅᇉᆤᄎᄾ</u> ᆇ	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į .	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 8	1	0	4	1	4 .	請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	8	1	0 4	1	1	4 .	受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4 8 4 8	2 2	0	0 4	1 2	第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。				0 0 0 4			第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について は、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として 設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職 員と協議しなければならない。	
4 8						日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)				0 4				日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	
4 8 4 8					第3節8-3-1	巡視・巡回工 一般事項	4	8	3	0 0 1 0)	1	第3節8-3-1	巡視・巡回工 一般事項	
4 8	3	1	4	2		本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定める。	4	8	3	1 4		2		本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定める。	
4 8						河川巡視工				2 0				河川巡視工 受注者は、巡視にあたり、設計図書に示す巡視に必要な物	
4 8	3	2	1	1	Ι.	請負者は、巡視にあたり、設計図書に示す巡視に必要な物 品及び書類等を所持しなければならない。	4	8	3	2 1		1	1.	マンスを 最及び書類等を所持しなければならない。	
4 8	3	2	2	1	2 .	請負者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	8	3	2 2	2	1	2 .	受注者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 8	3	2	3	1	3 .	請負者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	4	8	3	2 3	3	1	3 .	受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	
4 8	3	2	4	1	4 .	請負者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通報を受けた場合は、直ちに監督職員にその内容を連絡しなければならない。	4	8	3	2 4	+	1	4 .	受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通報を受けた場合は、直ちに監督職員にその内容を連絡しなければならない。	
4 8	3	2	5	1	5 .	請負者は、巡視結果について別に定めた様式により監督職員に提出しなければならない。	4	8	3	2 5	j	1	5 .	受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督職員に提出しなければならない。	
4 8	3	2	6	1	6 .	請負者は、設計図書で定めた資格を有する者を、河川巡視 員に定めなければならない。	4	8	3	2 6	i	1	6 .	受注者は、設計図書で定めた資格を有する者を、河川巡視 員に定めなければならない。	
4 8					第4節8-4-1	除草工 一般事項				0 0			第4節8-4-1	除草工	
4 8					0 - 4 - 1	本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種について定める。							0 - 4 - 1	一版事項 本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種 について定める。	
4 8	4	2	0	1	8 - 4 - 2					2 0			8 - 4 - 2	堤防除草工	
4 8	4	2	1	1	1.	請負者は、兼用道路区間について、肩及びのり先(小段が 兼用道路)より1mは草刈りをしないものとする。	4	8	4	2 1		1	1.	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先(小段が 兼用道路)より 1 mは草刈りをしないものとする。	
4 8	4	2	2	1		請負者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。							2 .	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	
4 8	4	2	3	1	3 .	請負者は、草の刈取り高については、10cm以下として施工しなければならない。	4	8	4	2 3	3	1	3 .	受注者は、草の刈取り高については、10cm以下として施工 しなければならない。	

							<u> </u>		」 /	<u> </u>	<u>: </u>	- 12K E	<u> </u>		71.47777.1.55
						現行条文								改訂条文	改訂理由等
編章	重飢	第	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 8	4	2	3	2	3 .	ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の 刈取り高10cm以下で施工できない場合は、設計図書に関し て監督職員と協議しなければならない。	4	8	4	2 3	3	2	3 .	ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の 刈取り高10cm以下で施工できない場合は、設計図書に関し て監督職員と協議しなければならない。	
4 8	4	2	4	1	4 .	請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	4	8	4	2 4	4	1	4 .	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	
4 8						請負者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。				2 5				受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。	
4 8					第5節	堤防養生工				0 0			第5節	堤防養生工	
4 8 4 8	5	1	0	1	8 - 5 - 1					1 0			8 - 5 - 1	一般事項 本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他こ	
						本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について定める。							0 5 5	れらに類する工種について定める。	
4 8 4 8					8 - 5 - 2	│芝養生工 │ <u>請負者</u> は、抜き取りした草等をすべて処理しなければなら				2 1			8 - 5 - 2	芝養生工 <mark>受注者</mark> は、抜き取りした草等をすべて処理しなければなら	
						ない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。								ない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	
4 8	5	5 2	2	1	2 .	請負者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。	4	8	5	2 2	2	1	2 .	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。	
4 8	5	5 2	2	2		なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所 に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しな ければならない。	4	8	5	2 2	2	2		なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所 に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しな ければならない。	
4 8						<u>請負者</u> は、人力により雑草の抜き取りを施工 <u>するものとす</u> る。								受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工 <u>しなければならない。</u>	
4 8 4 8					8 - 5 - 3	伐木除根工				3 (8 - 5 - 3		
4 8	5) 3	1	1	1.	請負者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	4	8	5	3 1	1	1	Ι.	受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	
4 8						請負者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。								受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。	
4 8 4 8					第6節8-6-1	構造物補修工	4	8	6	0 0	0	1	第6節 8-6-1	構造物補修工	
4 8					0-0-1	一般事項 本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリング グラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種につい て定める。	4	8	6	1 2	2	2	0 - 0 - 1	一般事項 本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリング グラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種につい て定める。	
4 8	6	2	0	1	8 - 6 - 2	材 料	4	8	6	2 (0	1	8 - 6 - 2		
4 8	6	5 2	2	2		グラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に 使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計 図書によらなければならない。	4	8	6	2 2	2	2		グラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に 使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計 図書によらなければならない。	
4 8	6	3	0	1	8 - 6 - 3	クラック補修工	4	8	6	3 (0	1	8 - 6 - 3	クラック補修工	

								``	<u>, , </u>	水百列川口に採る	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į Į Į	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 8	6 3	1 1	1	. <u>請負者</u> は、クラック補修の施工については、水中施工を 行っては <u>いけ</u> ない。	4	8	6	3 1	1	1	. <mark>受注者</mark> は、クラック補修の施工については、水中施工を 行っては <u>なら</u> ない。	
4 8	6 3	2 1	2	. <u>請負者</u> は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。	4	8	6	3 2	: 1	2	. <mark>受注者</mark> は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。	
4 8	6 3	3 1	3	. <u>請負者</u> は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填 しなければならない。	4	8	6	3 3	1	3	. <mark>受注者</mark> は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填 しなければならない。	
4 8	6 3	4 1	4	. <u>請負者</u> は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督職員の指示によらなければならない。	4	8	6	3 4	. 1	4	. <mark>受注者</mark> は、使用材料及び施工方法については、設計図書及 び監督職員の指示によらなければならない。	
		0 1		ボーリンググラウトエ	4	8	6	4 0	1	8 - 6 - 4	ボーリンググラウトエ	
		1 1		. 請負者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。							. 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。	
		2 1	2	. <u>請負者</u> は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。	4	8	6	4 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。	
4 8	6 4	3 1	3	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。	4	8	6	4 3	1	3	. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。	
4 8	6 4	4 1	4	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。	4	8	6	4 4	. 1	4	. <u>受注者</u> は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。	
4 8	6 4	5 1	5	. <u>請負者</u> は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、 せん孔機械を移動してはならない。	4	8	6	4 5	1	5	. <mark>受注者</mark> は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、 せん孔機械を移動してはならない。	
4 8	6 4	6 1	6	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後には、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。	4	8	6	4 6	1	6	. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後には、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。	
4 8	6 4	7 1	7	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。	4	8	6	4 7	1	7	. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。	
4 8	6 4	8 1	8	. <u>請負者</u> は、グラウチング用配管の配管方式について、設計 図書によらなければならない。	4	8	6	4 8	1	8	. <u>受注者</u> は、グラウチング用配管の配管方式について、設計 図書によらなければならない。	
4 8	6 4	9 1	9	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを 製造し、輸送しなければならない。	4	8	6	4 9	1	9	. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを 製造し、輸送しなければならない。	
4 8	6 4	10 1	10	. <u>請負者</u> は、水及びセメントの計量にあたっては、監督職員 の承諾を得た計量方法によらなければならない。ただし、 これに以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を 得なければならない。	4	8	6	4 10	0 1	10	. 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督職員の承諾を得た計量方法によらなければならない。ただし、これに以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
4 8	6 4	11 1	11	. <u>請負者</u> は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に 従い管理しなければならない。	4	8	6	4 11	1 1	11	. <mark>受注者</mark> は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に 従い管理しなければならない。	
4 8	6 4	12 1	12	. <u>請負者</u> は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に 関して監督職員の承諾を得なければならない。	4	8	6	4 12	2 1	12	. <mark>受注者</mark> は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に 関して監督職員の承諾を得なければならない。	
4 8	6 4	13 1	13	. <u>請負者</u> は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	4	8	6	4 13	3 1	13	. <mark>受注者</mark> は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	

現行条文	改訂条文	改訂理由等
項 項	項 項 編章節条 新・条文構成 下 1	改定理由
4 8 6 4 14 1 1 14. <u>請負者</u> は、注入中、堤体等にミルクの漏えいを認めたとるには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。	には糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなけれ ぱならない。	
4 8 6 4 15 1 15. <u>請負者</u> は、監督職員から指示された場合には、追加グラッチングを行わなければならない。	4 8 6 4 15 1 15 15 15 15 15	
4 8 6 4 15 2 なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督職員の指示しよらなければならない。	4 8 6 4 15 2 なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督職員の指示によらなければならない。	
4 8 6 5 0 1 8 - 6 - 5 欠損部補修工	4 8 6 5 0 1 8 - 6 - 5 欠損部補修工	
4 8 6 5 1 1 1 . 請負者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施力法による場合は、設計図書に関して監督職員と協議したければならない。	4 8 6 5 1 1 1	
4 8 6 5 2 1 2 . iiaaa iiaaaa iiaaaaa iiaaaaaa iiaaaaaaaaaaaaaaaaa iiaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa	ばならない。	
4 8 7 0 0 1 第7節 路面補修工	4 8 7 0 0 1 第7節 路面補修工	
4 8 7 1 0 1 8 - 7 - 1 一般事項 4 8 7 1 2 2 本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗導	4 8 7 1 0 1 8 - 7 - 1 一般事項 4 8 7 1 2 2 本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗装	
本間は、好面補修工として不陸登正工、コングリード語。 補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する 種について定める。	補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	
4 8 7 2 0 1 8 7 - 2 材 料 4 8 7 2 1 1	4 8 7 2 0 1 8-7-2 材料 4 8 7 2 1 1 1 1 Ba面補修工で使用する材料については、第3編2-3-2 材料、2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	
4 8 7 2 2 1 2 . アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207(石油アスファルト)の規格I適合する。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計を書によらなければならない。	適合する。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	
4 8 7 2 3 1 3 . <u>請負者</u> は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得ないればならない。	4 8 7 2 3 1 3. <mark>受注者</mark> は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
4 8 7 2 4 1 4 . 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用3 3 ものとする。	<u>なければならない</u> 。	
4 8 7 3 0 1 8 - 7 - 3 不陸整正工	4 8 7 3 0 1 8 - 7 - 3 不陸整正工	
4 8 7 3 1 1 1 . 請負者は、補修面を平坦に整正した後、補修材を均等に関切し締固めなければならない。	均し締固めなければならない。	
4 8 7 3 2 1 2 <u>請負者</u> は、補修面の凹部については、堤体と同等品質の材料を補充しなければならない。	4 8 7 3 2 1 2 . <u>受注者</u> は、補修面の凹部については、堤体と同等品質の材料を補充しなければならない。	
4 8 7 4 0 1 8 - 7 - 4 コンクリート舗装補修工	4 8 7 4 0 1 8 - 7 - 4 コンクリート舗装補修工	

						現行条文					<u>,— .</u>		改訂条文	
編章	節	条 I	項 以 下	:	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項 以 T	類 人 編章節条	新・条文構成 改定理由	
4 8	7	4	1 1			コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。	4	8	7	4 1	1		コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6 -19コンクリート舗装補修工の規定による。	
			0 1			アスファルト舗装補修工 アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定による。				5 0 5 1			アスファルト舗装補修工 アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6 -18アスファルト舗装補修工の規定による。	
4 8 4 8	8	1 (0 1 0 1 2 2		8 - 8 - 1	本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに 類する工種について定める。	4	8	8	0 0 1 0 1 12	2 2	8 - 8 - 1	本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。	
4 8	8	2 (0 1		8 - 8 - 2	付属物復旧工	4	8	8	2 0) 1	8 - 8 - 2	付属物復旧工	
						請負者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。							. <mark>受注者</mark> は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方 法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後 速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならな い。	
4 8	8	2 2	2 1			請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	4	8	8	2 2	2 1	2	. 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合 <mark>受注者</mark> は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	
4 8	8	2 3	3 1			請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	4	8	8	2 3	3 1	3	. <mark>受注者</mark> は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す 方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下し ないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	
4 8	8	2 4	4 1			請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		8	8	2 4	1	4	. 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4 8	8	2 5	5 1			請負者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	4	8	8	2 5	5 1	5	. <mark>受注者</mark> は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	
			0 1			付属物設置工				0 0			付属物設置工	
4 8			0 1		8 - 9 - 1	一般事項				1 0		8 - 9 - 1	一般事項	
4 8	9	1 1	0 2			本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。	4	8	9	5	2	2	本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土 工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、付属物設置工その他これらに類す る工種について定める。	
4 8 4 8	9	2 (0 1 5 2			作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。				2 0 2 5			作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
			0 1 5 2		8 - 9 - 3	防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵	4	8	9	3 0) 1	8 - 9 - 3	防護柵工 防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵 工の規定による。	
4 8	9	3 ;	J 2			防護情工の施工にプロでは、第3編2-3-8路側防護情工の規定による。	4	0	9	3 5	2		防護柵上の施工に J いては、第3編2-3-8路側防護柵 工の規定による。	

		<u> </u>	<u> </u>	FZS	اس	<u> </u>	<u>看新旧比較</u> 表	改訂条文	改訂理由等
	7.13.					項			[XI]
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章	節	孫 項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 8 9 4 0 1 8 - 9 - 4					4 0			境界杭工	
4 8 9 4 5 2	境界杭工の施工については、第4編3-8-4境界工の規 定による。							境界杭工の施工については、第4編3-8-4境界工の規 定による。	
	付属物設置工				5 0			付属物設置工	
4 8 9 5 5 2	付属物設置工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。							付属物設置工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。	
4 8 10 0 0 1 第10節	光ケーブル配管工	4	8	10 (0 0	1	第10節	光ケーブル配管工	
4 8 10 1 0 1 8 -10 1 4 8 10 1 5 2	一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	4	8	10 1	1 0	2	8 - 10 - 1	一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	
4 8 10 2 0 1 8 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	8	10 2	2 0	1	8 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4 8 10 2 5 2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。				2 5			作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 8 10 3 0 1 8 - 10 - 3					3 0				
4 8 10 3 5 2	配管の設置については、第4編1 - 13 - 3配管工の規定に よる。							配管の設置については、第4編1 - 13 - 3配管工の規定に よる。	
	ハンドホールエ				4 0			ハンドホールエ	
4 8 10 4 5 2	バンドホール工の施工については、第3編2-3-21バンドホール工の規定による。	4	8	10 4	4 5	2		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	
4 8 11 0 0 1 第11節 4 8 11 1 0 1 8 - 11 - 1	清掃工 一般事項				0 0			清掃工	
4 8 11 1 5 2	本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定める。							本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これ らに類する工種について定める。	
4 8 11 2 0 1 8 - 11 - 2					2 0				
4 8 11 2 5 2	塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。	4	8	11 2	2 5	2		塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。	
	塵芥処理工				3 0			塵芥処理工	
4 8 11 3 5 2	請負者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	8	11 3	3 5	2		受注者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す 以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職 員と協議しなければならない。	
4 8 11 4 0 1 8 - 11 - 4 4 8 11 4 5 2	水面清掃工 請負者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す 以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職 員と協議しなければならない。				4 0 4 5		8 - 11 - 4	水面清掃工 受注者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す 以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職 員と協議しなければならない。	
4 8 12 0 0 1 第12節	植栽維持工				0 0			植栽維持工	
4 8 12 1 0 1 8 - 12 - 1	一般事項				1 0				
4 8 12 1 5 2	本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。				1 5			本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	
4 8 12 2 0 1 8 - 12 - 2					2 0				
4 8 12 2 1 1	材料の規定については、第3編2-17-2材料の規定による。	4	8	12 2	2 1	1		材料の規定については、第3編2-17-2材料の規定による。	
4 8 12 3 0 1 8 - 12 - 3	樹木・芝生管理工	4	8	12 3	3 0	1	8 - 12 - 3	樹木・芝生管理工	

									!' / \		<u> </u>	音が口に収る	改訂条文	改訂理由等
				1百							頂			Muzida
編章	節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節為	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 8	12	3	1	1		樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。	4	8	12 3	3 1	1		樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。	
4 8					第13節	応急処理工 					1		応急処理工 	
4 8					8 - 13 - 1	一般事項 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに					2	8 - 13 - 1	一般事項 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに	
						類する工種について定める。							類する工種について定める。	
4 8					8 - 13 - 2	応急処理作業工 請負者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督職員に報					1 2	8 - 13 - 2	応急処理作業工 受注者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督職員に報	
						告しなければならない。							告しなければならない。	
4 8					第14節 8 - 14 - 1	撤去物処理工一般事項					1		撤去物処理工 一般事項	
4 8					8 - 14 - 1	本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類す					2	0 - 14 - 1	本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類す	
						る工種について定める。							る工種について定める。	
4 8					8 - 14 - 2	運搬処理工					1		運搬処理工	
4 0	14	. !	1	1	1.	請負者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う <u>場合は</u> 、運搬物が飛散しないよう <u>しなければならない</u> 。	4	0	14		'		1 <mark>受注者</mark> は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う <mark>にあたって</mark> <mark>は</mark> 、運搬物が飛散しないように、 <u>適正な処置を</u> 行わなけれ ばならない。	
4 8	14	1	2	1	2 .	請負者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、 設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	4	8	14 1	1 2	1	2 .	受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、 設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	
4 9	0	0	0	1	第 9 章	」 河川修繕	4	9	0 (0 0	1	第9章	河川修繕	
4 9					第1節	適 用					1		適用	
4 8		U	1	'	Ι.	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	4	ิ		J 1	'	١.	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4 9	1	0	2	1	2 .	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸 土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によ る。	4	9	1 (0 2	1	2 .	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸 土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によ る。	
4 9	1	0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章~7章の規定による。	4	9	1 (0 3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章~7章の規定による。	
4 9	1	0	4	1	4 .	請負者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。	4	9	1 (0 4	1	4 .	受注者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。	
4 9						請負者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に 応じて実施しなければならない。							受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4 9					第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の関係基準類による。これにより難い場合は、監 督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計 図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従 うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければ ならない。					1 2	第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の関係基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

						現行条文					改訂条文		改訂理由等
編	章節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	章 節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4	9 2	0	5	3		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	4 9) 2	0 5	3	日本道路協会 17年12月)	一鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成	
4	9 2	0	5	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	4 9	9 2	0 5	4	日本道路協会月)	道路維持修繕要綱 (昭和53年7	
4	9 2	0	5	5		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成 <u>21</u> 年 <u>6</u> 月)	4 9) 2	0 5	5	ダム・堰施設技 解説)	支術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同 (平成 <mark>23</mark> 年 <u>7</u> 月)	
4	9 2	0	5	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案)同解説 (平成13年)	4 9	9 2	0 5	6	河川ポンプ施 (案)同解説	設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (平成13年)	
	9 3				第3節 9 - 3 - 1	軽量盛土工			0 0		第3節 軽量 <u>盛土工</u> 9-3-1 一般事項		
4	9 3	1	1	2	9 - 3 - 1	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。			1 1		本節は、軽量する工種につ	盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 いて定める。	
	9 3				9 - 3 - 2				2 0		9 - 3 - 2 軽量盛土工	**TIPOLITE	
	9 3					軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。					工の規定によ	施工については、第3編2-11-2軽量盛土る。	
4	9 4 9 4	0	0	1	第4節 9-4-1	腹付工 一般事項			0 0		第4節 腹付工 9-4-1 一般事項		
	9 4					本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定める。			1 5			工として覆土工、植生工その他これらに類す て定める。	
4	9 4	2	0	1	9 - 4 - 2	覆土工 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の			2 0		9 - 4 - 2 覆土工		
4	9 4	2	5	2		現定による。	4 8	9 4	2 5	2		工については、第3編2-3-3作業土工 <u>戻し)</u> の規定による。	
	9 4 9 4				9 - 4 - 3	植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定	4 9) 4	3 0	1	9-4-3 植生工	については、第3編2-14-2植生工の規定	
						恒主工の加工にプロでは、第3編2-14-2恒主工の規定による。					による。	にプいては、第3編2-14-2恒生工の規定	
	9 5 9 5				<u>第5節</u> 9-5-1	側帯工 一般事項			0 0		第 5 節 側帯工 9 - 5 - 1 一般事項		
4	9 5	1	5	2	<u> </u>	本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する 工種について定める。			1 5			エとして縁切工、植生工その他これに類する 定める。	
	9 5 9 5				9 - 5 - <u>2</u> 1 .	縁切工 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書 によらなければならない。	4 9	5 5	2 0 2 1	1	9 - 5 - 2 縁切工 1 . 縁切工のうち によらなけれ	、吸出し防止材の敷設については、設計図書 ばならない。	
4	9 5	2	2	1	2 .	縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編2-3-27羽口工の規定による。	4 9	5	2 2	1		、じゃかごの施工については、第3編2-3 規定による。	
4	9 5	2	3	1	3 .	縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	4 9	5	2 3	1		、連節ブロック張り、コンクリートブロック ついては、第3編2-5-3コンクリートブ 定による。	
4	9 5	2	4	1	4 .	縁切工のうち、石張りの施工については、第3編2-5- 5石積(張)工の規定による。	4 9	5	2 4	1		、石張りの施工については、第3編2-5- 工の規定による。	
4	9 5	2	5	1	5 .	請負者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。	4 9	5	2 5	1	5 . <mark>受注者</mark> は、縁 置しなければ	切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設 ならない。	

									<u> </u>	ت. ۸		- 1/3/1	ᆿᅒᆡᆸレᇈ℻ᄾ	改訂条文	改訂理由等
編章	節節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頂	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 9					9 - 5 - 3	植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定			5				9 - 5 - 3	植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定	
						による。								による。	
4 9					第6節 9 - 6 - 1	堤脚保護工 一般事項	4	9	6	0 (0	1	第6節 9 - 6 - 1	上脚保護工 一般車頂	
4 9	6	1	5	2	J 0 1	本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロックエその他これに類する工種について定める。			6				3 0 1	本節は、堤脚保護工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 石積工、コンクリートブロックエその他これに類する工種 について定める。	
4 9	6	2	5	2		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4	9	6	2 !	5			作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 9					9 - 6 - 3	石積工 石積工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工			6				9 - 6 - 3	石積工 石積工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工	
						の規定による。								口慎工の心工にプロでは、第3編2-3-3石積(成7工 の規定による。	
4 9					9 - 6 - 4	コンクリートプロック工 コンクリートプロック工の施工については、第3編2-5	4	9	6	4 (0	1	9 - 6 - 4	コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5	
						- 3 コンクリートブロック工の規定による。								- 3 コンクリートブロック工の規定による。	
4 9					第7節 9 - 7 - 1	管理用通路工 一般事項			7				第7節 9-7-1	管理用通路工 一般事項	
4 9				2		本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。			7					本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。	
4 9	7	2	0	1	9 - 7 - 2	防護柵工 防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵	4	9	7	2	0	1	9 - 7 - 2	防護柵工 防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵	
						については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。								については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
4 9	7	2	2	1	2 .	防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。	4	9	7	2 2	2	1	2 .	防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法について は、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。	
4 9	7	2	3	1	3 .	請負者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>いけな</u> い。	4	9	7	2	3	1	3 .	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>ならな</u>	
4 9	7	3	0	1	9 - 7 - 3	一・ 作業土工(床掘り・埋戻し)		9	7	3	0	1	9 - 7 - 3	たままでは、	
4 9	7	3	3	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	4	9	7	3	3	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
4 9					9 - 7 - 4				7				9 - 7 - 4		
4 9	7	4	3	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	4	9	7	4 3	3	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工 の規定による。	
4 9					9 - 7 - 5	舗装打換え工 舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打			7				9 - 7 - 5	舗装打換え工 舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打	
+ 8		3	1			神表打換え工の施工については、第3編2 - 6 - 10舗表打換え工の規定による。	-	J		5	'	1		換え工の規定による。	
4 9	7	6	0	1	9 - 7 - 6	オーバーレイエ	4	9	7	6	0	1	9 - 7 - 6	オーバーレイエ	

			<u> </u>		7/	<u> </u>	<u> </u>	宣却11日16年文本	改訂条文	改訂理由等
	TA	坑1]ホ ス					ΤĒ		以引水ス	以訂连由寺
編章節条項	^垻 以 編章節条 下	旧・条文構成	編	章(節条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4 9 7 6 1	1	オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。							オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オー バーレイ工の規定による。	
4 9 7 7 0 4 9 7 7 1		排水構造物工 排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管 渠の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定によ る。	4	9	7 7	0 1	1 1		排水構造物工 排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管 渠の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定によ る。	
4 9 7 7 2	1 2.	排水構造物工のうち、集水桝工、人孔、蓋の施工については、第3編2-3-30集水桝工の規定による。	4	9	7 7	2	1	2 .	排水構造物工のうち、集水桝工、人孔、蓋の施工については、第3編2-3-30集水桝工の規定による。	
4 9 7 8 0 4 9 7 8 1	1 9 - 7 - 8 1 .	道路付属物工 道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック 等の付属物については、第3編2-3-5縁石工の規定に よる。	4	9	7 8	3 0	1		道路付属物工 道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック 等の付属物については、第3編2-3-5縁石工の規定に よる。	
4 9 7 8 2	1 2.	道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。	4	9	7 8	3 2	1	2 .	道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。	
4 9 7 8 3		請負者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>いけない。</u>					1		受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>ならない。</u>	
4 9 8 0 0 4 9 8 1 0	1 第8節 9 - 8 - 1	現場塗装工	4	9	8 0 8 1	0	1	第8節9-8-1	現場塗装工	
4 9 8 1 1		本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定める。							本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面 塗装工、その他これに類する工種について定める。	
4 9 8 1 2	1 2.	請負者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。	4	9	8 1	2	1	2 .	受注者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。	
4 9 8 1 3	1 3.	請負者は、塗装仕様については、設計図書によらなければ ならない。	4	9	8 1	3	1	3 .	受注者は、塗装仕様については、設計図書によらなければ ならない。	
4 9 8 1 4	1 4.	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	4	9	8 1	4	1	4 .	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
4 9 8 2 0		材料	4	9	8 2	0	1	9 - 8 - 2		
4 9 8 2 4	2	現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定 による。	4	9	8 2	2 4	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定 による。	
4 9 8 3 0		付属物塗装工					1	9 - 8 - 3	付属物塗装工	
4 9 8 3 1	1.	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。	4	9	8 3	1	1	1 .	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。	
4 9 8 3 1		表9-1 素地調整程度と作業内容					2		表 9 - 1 素地調整程度と作業内容	
4 9 8 3 2	1 2.	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。		9	8 3	3 2	1	2 .	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以上の時は水洗いしなければならない。	

						<u> </u>	_==	尹方	一	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
			-	1百	7,11,7,2					百		Mul	MUZEUG
		第 条	•	以編章節条下	旧・条文構成				条項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
			3		. 素地調整程度1種の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。							. 素地調整程度1種の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。	
4	9 8	8 3	4	1 4	. <u>請負者</u> は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	4	9	8	3 4	1	4 .	. 受注者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	
			5		. 素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工について は、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。				3 5			. 素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工について は、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	
4	9 8	3	6	1 6	. 中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31現場 塗装工の規定による。	4	9	8	3 6	1	6 .	. 中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31現場 塗装工の規定による。	
			7		. 施工管理の記録については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。							. 施工管理の記録については、第3編2-3-31現場塗装工 の規定による。	
			0		コンクリート面塗装工				4 0			コンクリート面塗装工	
			7		コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3- 11コンクリート面塗装工の規定による。				4 7			コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3- 11コンクリート面塗装工の規定による。	
				1 第5編	河川海岸編	5	0	0	0 0	1	第 5 編	河川海岸編	
			0		堤防・護岸 適 用	5	1	0	0 0	1	第1章 第1節	堤防・護岸	
5	1	1 0	1	1 1	. 本章は、海岸工事における海岸士工、軽量盛士工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	5	1	1	0 1	1	1.	. 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
5	1	1 0	2	1 2	. 海岸土工は第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防 土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	5	1	1	0 2	1	2 .	. 海岸土工は第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防 土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
5	1	1 0	3	1 3	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	5	1	1	0 3	1	3 .	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
5	1	1 0	4	1 4	. <u>請負者</u> は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	5	1	1	0 4	1	4 .	. 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	
			5		. <u>請負者</u> は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所 の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。							. 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
r - 1	1	1 0	6	1 6	. <u>請負者</u> は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮 締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対す る局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければ	5	1	1	0 6	1	6 .	. 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければ	
5					る同品的な版像、流掘等を避けるような肥上をしなければならない。							ならない。	

						<u></u>	<u>⊥∃</u>	+ 7.	吧	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章 [節	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1	2	0 0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	5	1	2 (0 0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
5 1	2	0 0) 3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)	5	1	2 (0 0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)	
5 1	2	0 0	0 4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)	5	1	2 (0 0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)	
5 1	2	0 0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準に ついて (平成16年3月)	5	1	2 (0 0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準に ついて (平成16年3月)	
5 1	3	0 0) 1	第3節	軽量盛土工	5	1	3 (0 0	1	第3節	軽量盛土工	
) 1	1 - 3 - 1	一般事項					1	1 - 3 - 1		
5 1	3	1 1	1 2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	5	1	3	1 1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
) 1	1 - 3 - 2	軽量盛土工					1	1 - 3 - 2	軽量盛土工	
5 1	3	2 1	1 2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	5	1	3 2	2 1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
			1	第4節	地盤改良工	5	1	4 (0 0	1	第4節	地盤改良工	
			1 2	1 - 4 - 1	一般事項 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	5	1	4	1 0	2	1 - 4 - 1	一般事項 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
5 1	4	2 0	1 2	1 - 4 - 2	表層安定処理工 表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層 安定処理工の規定による。	5	1	4 2	2 0	1 2	1 - 4 - 2	表層安定処理工 表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層 安定処理工の規定による。	
			1 2	1 - 4 - 3	パイルネット工 パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイ ルネット工の規定による。					1 2	1 - 4 - 3	パイルネット工 パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイ ルネット工の規定による。	
) 1	1 - 4 - 4	バーチカルドレーンエ				4 0		1 - 4 - 4	バーチカルドレーンエ	
5 1	4	4 1	1 2		バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7- 7バーチカルドレーン工の規定による。	5	1	4	4 1	2		バーチカルドレーン工の施工については、第3編2 - 7 - 7パーチカルドレーン工の規定による。	
) 1	1 - 4 - 5	締固め改良工	5	1	4	5 0	1	1 - 4 - 5	締固め改良工	
5 1	4	5 1	1 2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め 改良工の規定による。	5	1	4 !	5 1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め 改良工の規定による。	
) 1	1 - 4 - 6					6 0		1 - 4 - 6		
5 1	4	6 1	1 2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	5	1	4	6 1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	
) 1	第 5 節	護岸基礎工					1		護岸基礎工	
5 1	5	1 0) 1	1 - 5 - 1	一般事項	5	1	5	1 0	1	1 - 5 - 1	一般事項	

						田仁久立							功·丁冬 立]/-÷TI用 击 竺
			-	5		現行条文					TI		改訂条文	改訂理由等
編章	節	条耳	リリ 頃 り 下			旧・条文構成				項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1	5	1	1 1		1 .	本節は、護岸基礎工として作業士工、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	5	1	5 1	1	1		本節は、護岸基礎工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートプロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに 類する工種について定める。	
5 1	5	1 :	2 1		2 .	請負者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原 則として水中打込みを行ってはならない。	5	1	5 1	2	1		受注者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原 則として水中打込みを行ってはならない。	
5 1	5	1	3 1		3 .	<u>請負者</u> は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って 施工しなければならない。	5	1	5 1	3	1		受注者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って 施工しなければならない。	
5 1	5	1	4 1		4 .	<u>請負者</u> は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確 実に定着させなければならない。	5	1 :	5 1	4	1		受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確 実に定着させなければならない。	
5 1	5	1	5 1		5 .	請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との 継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保す るよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水 シート等を使用する場合は設計図書によらなければならな い。	5	1	5 1	5	1		受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との 継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保す るよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水 シート等を使用する場合は設計図書によらなければならな い。	
5 1	5	1	6 1		6 .	請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	5	1	5 1	6	1		受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固 め機械を用いて施工しなければならない。	
5 1						材料				0		1 - 5 - 2		
5 1	5	2	1 1		1 .	護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、 設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	5	1	5 2	1	1		護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、 設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
5 1	5	2	2 1		2 .	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	5 2	2	1		護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	
5 1	5	2	3 1		3 .	護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれのないものとする。	5	1	5 2	3	1		護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれのないものとする。	
5 1						作業土工(床掘り・埋戻し)				0			作業土工(床掘り・埋戻し)	
5 1						作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
5 1					- 4					0		1 - 5 - 4		
						捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。							捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
5 1						場所打コンクリート工 請負者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第 1				0			場所打コンクリート工 受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第 1	
ט ו	3	υ			1.	<u>請負者</u> は、場所打コングリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定に <u>よる</u> 。	5	1	J 5	I	ı		支注を は、場所打コングリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定に <u>よらなければならない</u> 。	
5 1	5	5	2 1		2 .	請負者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、 基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。	5	1	5 5	2	1		受注者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、 基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。	

							<u>/_</u>	<u>⊥₹</u>	尹之	大世	上 亿	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章 í	節条	項	項以下	編章節条		編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5	1	5 5	3	1	3 .	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書に <u>よるものとする</u> 。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	5	5 3	1	3 .	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	5 5	4	1		請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				5 4		4 .	受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	5 5	5	1	5 .	<u>請負者</u> は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1	5	5 5	1	5 .	受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	
5	1	5 5	6	1	6 .	コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	5	1	5	5 6	1	6 .	コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはな らない。	
5	1	5 5	7	1		請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。						7 .	受注者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。	
5	1	5 5	8	1	8 .	請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手 部の施工は鍵型としなければならない。	5	1	5	5 8	1	8 .	受注者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手 部の施工は鍵型としなければならない。	
		5 6 5 6			1 - 5 - 6 1 .	海岸コンクリートブロック工 <u>請負者</u> は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形している ものを使用してはならない。	5	1	5	6 0	1		海岸コンクリートプロック工 <mark>受注者</mark> は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形している ものを使用してはならない。	
5	1	5 6	2	1	2 .	請負者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。	5	1	5	6 2	1	2 .	受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布 し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存し ないようにしなければならない。	
5	1	5 6	3	1	3 .	請負者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	5	1	5	6 3	1	3 .	受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	
5	1	5 6	4	1	4 .	<u>請負者</u> は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を 設けてはならない。	5	1	5	6 4	1	4 .	受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を 設けてはならない。	
5	1	5 6	5	1	5 .	請負者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠 自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するま で行ってはならない。	5	1	5	6 5	1	5 .	受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠 自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するま で行ってはならない。	
5	1	5 6	6	1	6 .	コンクリート打設後の施工については、第1編3 - 6 - 9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	5	1	5	6 6	1	6 .	コンクリート打設後の施工については、第1編3‐6‐9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	
5	1	5 6	7	1	7.	請負者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。	5	1	5	6 7	1	7 .	受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。	
5	1	5 6	8	1	8 .	請負者は、コンクリートプロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	5	1	5	6 8	1	8 .	受注者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	
5	1	5 6	9	1	9 .	<u>請負者</u> は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。	5	1	5	6 9	1	9 .	受注者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。	

								_=	! 7	7.匹	111	表	改訂条文	改訂理由等
]	頁			/+	_			Į	į ,,,,,,,,		
編章	節	条 I	項 !	以 下	編章節条	旧・条文構成	編	草	節	条項	以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1	5	6 1	10	1	10 .	請負者は、コンクリートプロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	5	1	5	6 10) 1	10	. <mark>受注者</mark> は、コンクリートプロックの運搬にあたっては、部 材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならな い。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護し なければならない。	
5 1	5	6 1	11	1	11 .	請負者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、 コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じな いように施工しなければならない。	5	1	5	6 11	1 1	11	. <mark>受注者</mark> は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、 コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じな いように施工しなければならない。	
5 1	5	6 1	12	1	12 .	<u>請負者</u> は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。	5	1	5	6 12	2 1	12	. <mark>受注者</mark> は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。	
5 1	5	6 1	13	1	13 .	請負者は、据付けにあたって、基礎面とプロックの間または、プロックとプロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。	5	1	5	6 13	3 1	13	. <mark>受注者</mark> は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、プロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。	
5 1	5	6 1	14	1	14 .	請負者は、コンクリートプロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海草等の異物を取り除き施工しなければならない。	5	1	5	6 14	1 1	14	. <mark>受注者</mark> は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海草等の異物を取り除き施工しなければならない。	
5 1					1 - 5 - 7	笠コンクリートエ				7 0			笠コンクリートエ	
5 1	5	7	1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。	5	1	5	7 1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。	
5 1					1 - 5 - 8		5	1	5	8 0	1			
5 1	5	8	1	1	1 .	基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸) の規定による。	5	1	5	8 1	1	1	. 基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸) の規定による。	
5 1	5	8	2	1	2 .	請負者は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に 損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワ イヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければな らない。	5	1	5	8 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に 損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワ イヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければな らない。	
5 1	5	9	0	1	1 - 5 - 9					9 0				
5 1	5	9	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	5	1	5	9 0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
5 1					第6節	護岸工	5	1	6	0 0	1		護岸工	
5 1 5 1					1 - 6 - 1					1 0 1 1			│一般事項 ・本節は、護岸工として石積(張)工、海岸コンクリートプ	
3 I	0	1	1		Ι.	本即は、護岸工として石積(張)工、海岸コングリートプロック工、コンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。	3	ı	0		'		・本即は、護岸工として石槙(張)工、海岸コングリートノーロック工、コンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。	
5 1	6	1	2	1	2 .	請負者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工 しなければならない。	5	1	6	1 2	1	2	. 受注者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工 しなければならない。	
5 1	6	1	3	1	3 .	請負者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第5編1 - 5 - 5場所打コンクリート工の規定によらなければならない。	5	1	6	1 3	1	3	. 受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第5編1-5-5場所打コンクリート工の規定によらなければならない。	
5 1	6	1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1	6	1 4	1	4	. <mark>受注者</mark> は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	

										~	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節身	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1	6	1	5	1	5 .	請負者は、表法被覆の基層(裏込め)の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	5	1	6 1	1 5	1	5 .	受注者は、表法被覆の基層(裏込め)の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
5 1	6	1	6	1	6 .	請負者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によるものとする。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	5	1	6 1	1 6	1	6 .	受注者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によらなければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	
5 1	6	2	0	1	1 - 6 - 2	 材 料	5	1	6 2	2 0	1	1 - 6 - 2	材料	
5 1	6	2	1	1	1 .	吸出し防止材として使用する材料は、 <u>次</u> に掲げるものとする。	5	1	6 2	2 1	1	1 .	吸出し防止材として使用する材料は、 <mark>以下</mark> に掲げるものと する。	
5 1						アスファルトマット	5	1	6 2	2 1	2	(1)	アスファルトマット	
5 1						合成繊維マット	5	1	6 2	2 1	3		合成繊維マット	
5 1 5 1				5		合成樹脂系マット 帆 布	5	1	6 2	∠ 1 2 1	5		合成樹脂系マット 帆 布	
5 1				1	2 .	アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	5	1	6 2	2 2	1		アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
5 1	6	2	3	1	3 .	アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径6~12mmで脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。	5	1	6 2	2 3	1	3 .	アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径6~12mmで脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。	
5 1	6	2	4	1	4 .	アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の 承諾を得なければならない。	5	1	6 2	2 4	1	4 .	アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の 承諾を得なければならない。	
5 1	6	2	5	1	5 .	合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	6 2	2 5	1	5 .	合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5 1	6	2	6	1	6 .	合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	6 2	2 6	1	6 .	合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5 1	6	2	7	1	7 .	請負者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	5	1	6 2	2 7	1	7 .	受注者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	
5 1	6	2	8	1	8 .	護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	5	1	6 2	2 8	1	8 .	護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。	
5 1					1 - 6 - 3	石積(張)工				3 0		1 - 6 - 3	石積(張)工	
5 1	6	3	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	5	1	6 3	3 0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	
5 1	6	4	0	1	1 - 6 - 4	海岸コンクリートプロック工	5	1	6 4	4 0	1	1 - 6 - 4	海岸コンクリートブロック工	

									<u> </u>	\	- 1—		<u> </u>	改訂条文	 改訂理由等
編章	節	条:	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1	6	4	0			海岸コンクリートブロック工の施工については、第 5 編 1 - 5 - 6 海岸コンクリートブロック工の規定による。	5	1	6	4 (0	2		海岸コンクリートプロック工の施工については、第5編1 -5-6海岸コンクリートプロック工の規定による。	
5 1 5 1						コンクリート被覆工				5 (1 - 6 - 5	コンクリート被覆工 <u>受注者</u> は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げ	
5 1	0	5	'	1	1.	請負者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	5	I	0	5	1	ı	Ι,	支注者 は、正水板を施工するにのだっては、めくれ、曲口が生じないよう <mark>設置しなければならない</mark> 。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
5 1	6	5	2	1	2 .	請負者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	5	1	6	5 2	2	1	2 .	<u>受注者</u> は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	
5 1	6	5	3	1	3 .	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	6	5	3	1	3 .	受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5 1	6	5	4	1	4 .	請負者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	5	1	6	5 4	4	1	4 .	受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	
5 1	6	5	5	1	5 .	請負者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	5	1	6	5 !	5	1	5 .	受注者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	
5 1	6	5	6	1	6 .	請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。							6 .	受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	
5 1 5 1					第7節 1 - 7 - 1	接壁工				0 (第7節 1 - 7 - 1	接壁工	
5 1	7	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。								本節は、擁壁工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、場所 打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	
5 1 5 1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	5	1	7	2 (0	1	1 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
5 1	/	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	5	1	/	2 (U	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
5 1 5 1						場所打擁壁工 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋 コンクリートの規定による。				3 (場所打擁壁工 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋 コンクリートの規定による。	
5 1	7	3	2	1	2 .	請負者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	5	1	7	3 2	2	1	2 .	受注者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体 としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならな い。	
5 1	7	3	3	1	3 .	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、 第5編1-6-5コンクリート被覆工の規定による。	5	1	7	3 ;	3	1	3 .	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、 第5編1-6-5コンクリート被覆工の規定による。	
5 1						請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。								受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	
5 1 5 1					第8節 1 - 8 - 1	天端被覆工 一般事項				0 (第8節 1 - 8 - 1	天端被覆工	
5 1					1 - 6 - 1	一般争項 本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これ らに類する工種について定める。								一般事項 本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これ らに類する工種について定める。	

								<u> </u>	7/	, (년)	<u> </u>	吉利旧几較衣	改訂条文	改訂理由等
編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	導 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5	1	8 1	2	1	2 .	請負者は、基礎材(路盤)及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面(路盤面)に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	8 1	2	1	2 .	受注者は、基礎材(路盤)及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面(路盤面)に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
			0			コンクリート被覆工 コンクリート被覆を車道として供用する場合については、 第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	5	1	8 2	2 0	1		コンクリート被覆工 コンクリート被覆を車道として供用する場合については、 第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	
5	1	8 2	2	1	2 .	請負者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3~5mに1ヶ所とし、1つおきに表法被覆の目地と一致させなければならない。	5	1	8 2	2 2	1	2 .	受注者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3~5mに 1ヶ所とし、1つおきに表法被覆の目地と一致させなければならない。	
			0		第 9 節	波返工					1	第9節	波返工	
			0		1 - 9 - 1	一般事項 本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種 について定める。					2	1 - 9 - 1	一般事項 本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種 について定める。	
			0		1 - 9 - 2						1	1 - 9 - 2		
5	1	9 2	0	2		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	5	1	9 2	2 0	2		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
			0		1 - 9 - 3					3 0 3 1	1	1 - 9 - 3		
5	'	9 3	'	'	Ι.	請負者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体(表法被覆)との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。	5	'	9 3) I	1		受注者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体(表法被覆)との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。	
5	1	9 3	2	1	2 .	請負者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	5	1	9 3	3 2	1	2 .	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう <u>設置しなければならない。</u> また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
5	1	9 3	3	1	3 .	請負者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	5	1	9 3	3 3	1	3 .	受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	
5	1	9 3	4	1	4 .	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	9 3	3 4	1	4 .	受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	9 3	5	1	5 .	請負者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。	5	1	9 3	3 5	1	5 .	受注者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。	
			0		第10節	裏法被覆工					1	第10節	裏法被覆工	
			1		1 - 10 - <u>1</u> 1 .	一般事項 本節は、裏法被覆工として石積(張)工、コンクリートプロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。					1		一般事項 本節は、裏法被覆工として石積(張)工、コンクリートプロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。	

						<u>-/ \.</u>		7/\	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
			項							頂			DAIL) - III (3
編章			以下	編章節条	旧・条文構成				孫 項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1	10	1 2	1	2 .	請負者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させ <u>なければならない</u> 。		1	10 1	1 2	1	2 .	受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させるものとする。	
5 1	10	1 3	1	3 .	<u>請負者</u> は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1	10 1	1 3	1	3 .	受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	
5 1	10	1 4	1	4 .	請負者は、裏法被覆の基層(裏込め)の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。		1	10 1	1 4	1	4 .	受注者は、裏法被覆の基層(裏込め)の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
5 1	10	1 5	1	5 .	請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	10 1	1 5	1	5 .	受注者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5 1 5 1				1 - 10 - 2	石積(張)工 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。				2 0		1 - 10 - 2	石積(張)工 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	
5 1 5 1				1 - 10 - 3	コンクリートプロック工 コンクリートプロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートプロック工の規定による。	5	1	10 3	3 0	1 2	1 - 10 - 3	コンクリートブロックエ コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。	
5 1				1 - 10 - 4	コンクリート被覆工				4 0		1 - 10 - 4	コンクリート被覆工	
5 1	10	4 0	2		請負者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	5	1	10 4	4 0	2		受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	
5 1				1 - 10 - 5						1	1 - 10 - 5		
5 1					法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。							法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	
5 1				第11節	カルバートエ	5	1	11 0	0 0	1	第11節	カルバートエ	
5 1	11	1 0	1		本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。	5	1	11 1	1 1	1	1 - 11 - 1 1 .	一般事項 本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工そ の他これらに類する工種について定める。	
5 1	11	1 2	1		請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 7 - 1 基本方針、道路土工要綱 2 - 7排水施設の施工の規定に <u>よる</u> 。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。						2 .	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工・カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会。平成22年3月)の規定によらなければならない。ま日本道路協会。平成22年3月)の規定によりなければならない。1日本道路協会。1日本道路協会。1日本道路協会。1日本道路協会。1日本道路協会。1日本道路協会。1日本道路協会。1日本道路協会。1日本道路1日本1日本1日本1日本1	
5 1	11	1 3	1	3 .	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。		1	11 1	1 3	1	3 .	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	
5 1	11	2 0	1	1 - 11 - 2	材 料	5	1	11 2	2 0	1	1 - 11 - 2	材料	
					*								

		\ ~ <u>~~</u> 1_		<u> </u>		北京四九 次
現行条文					改訂条文	改訂理由等
環 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 下 に	編章節		下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 11 2 0 2 <u>請負者</u> は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工・カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度の規定に <u>よる</u> 。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5 1 11	2 0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工・カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
1 11 3 0 1 1 - 11 - 3 プレキャストカルバート工	5 1 11 3	3 0	1	1 - 11 - 3	プレキャストカルバートエ	
1 11 3 1 1 プレキャストカルバート工の施工については、第3編2- 3-28プレキャストカルバート工の規定による。	5 1 11 3				プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
1 12 0 0 1 第12節 排水構造物工 1 12 1 0 1	5 1 12 0 5 1 12	1 0	1	第12節 1 - 12 - 1		
1 12 1 0 2 本節は、排水構造物工として作業士工、側溝工、集水桝工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。	5 1 12				本節は、排水構造物工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、側溝工、集水桝工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
1 12 2 0 1 1 - 12 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 1 12 2 0 2 0 2 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	5 1 12 2 5 1 12 2			1 - 12 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
1 12 3 0 1 1 - 12 - 3 側溝工	5 1 12 3	3 0	1	1 - 12 - 3		
1 12 3 0 2 <u>請負者</u> は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に 損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワ イヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければな らない。	5 1 12 3	3 0	2		受注者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に 損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワ イヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければな らない。	
1 12 4 0 1 1 - 12 - 4 集水桝工	5 1 12			1 - 12 - 4		
1 12 4 0 2 集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の規定による。					集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の 規定による。	
1 12 5 0 1 1 - 12 - 5 管渠工	5 1 12			1 - 12 - 5		
1 12 5 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設 形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにす るとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸 が生じないよう施工しなければならない。	5 1 12 3	5 1	1	1.	受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。	
1 12 5 2 1 2 . <u>請負者</u> は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	5 1 12	5 2	1	2 .	受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	
1 12 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。	5 1 12			3 .	受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。	
1 12 5 4 1 4 . <u>請負者</u> は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	5 1 12	5 4	1	4 .	受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側また は高い側にソケットを向けなければならない。	

	-//		于人	7,100	111/12	を自力して以る		71.4-7-771.1.66
現行条文							改訂条文	改訂理由等
	編	章	節	条項	項 以 下	i . 編章節条 ·	新・条文構成	改定理由
5 1 12 5 5 1 5 . <u>請負者</u> は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、 管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練り モルタルを充 <u>てん</u> し、空隙あるいは漏水が生じないように 施工しなければならない。		1	12	5 5	5 1	5 .	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、 管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練り モルタルを充 <mark>填</mark> し、空隙あるいは漏水が生じないように施 工しなければならない。	
5 1 12 5 6 1 6 . <u>請負者</u> は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。	5	1	12	5 6	3 1	6 .	受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。	
5 1 12 5 7 1 7 . 請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり次の事項により施工しなければならない。	. 5	1	12	5 7	7 1	7 .	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり <mark>以下</mark> の事項に より施工しなければならない。	
5 1 12 5 7 2 (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。							布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とす る。	
5 1 12 5 7 3 (2) コルゲートパイプの組立て <u>は</u> 、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。		1	12	5 7	7 3	(2)	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
5 1 12 5 7 4 (3) <u>請負者</u> は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあってあげこしが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	;	1	12	5 7	7 4	(3)	受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあってあげこしが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5 1 12 5 8 1 8 . <u>請負者</u> は、ダクタイル鋳鉄管の布設について <u>次</u> の事項により施工しなければならない。	. 5	1	12	5 8	3 1	8 .	受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について <u>以下</u> の事項に より施工しなければならない。	
5 1 12 5 8 2 (1) 請負者は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄置)及びJIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。		1	12	5 8	3 2	(1)	受注者は、JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管)及びJIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。	
5 1 12 5 8 3 (2) <u>請負者</u> は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。		1	12	5 8	3 3	(2)	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。	
5 1 12 5 8 4 (3) 請負者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。	5	1	12	5 8	3 4	(3)	受注者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、 設計図書と照合しなければならない。	
5 1 12 5 8 5 (4) <u>請負者</u> は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。		1	12	5 8	3 5	(4)	受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。	
5 1 12 5 8 6 (5) <u>請負者</u> は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。	5	1	12	5 8	3 6	(5)	受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。	

					現行条文							改訂条文	改訂理由等
編 草 [節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	4 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1	12 5	8	7		<u>請負者</u> は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。	5	1 1	12 5	5 8	7	(6)	受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。	
5 1	12 5	8	8		請負者は、鋳鉄管の塗装にあたって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。		1 1	12 5	5 8	8	(7)	受注者は、鋳鉄管の塗装にあたって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。	
5 1	12 5	8	9		請負者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。	5	1 1	12 5	5 8	9	(8)	受注者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。	
5 1					請負者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鋳鉄管を移動させてはならない。							受注者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鋳鉄管を移動 させてはならない。	
5 1 1				1 - 12 - 6	場所打水路工	5	1 1	12 6	0	1		場所打水路工	=TB+ 初供□ L 和人
5 1					場所打水路工の施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋 コンクリートの規定による。							場所打水路工の施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	欠現を登禰向 ⊂ 登百
5 1					請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						2 .	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5 1	12 6	3	1		請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1 1	12 6	3	1	3 .	受注者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5 1	12 6	4	1		請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1 1	12 6	6 4	1	4 .	受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で 指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	
5 1 1	12 6	5	1		請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。						5 .	受注者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水 の流動を防がなければならない。	
5 1	12 6	6	1		請負者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	5	1 1	12 6	6 6	1	6 .	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう <u>設置しなければならない。</u> また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
5 1 °				第13節 1 - 13 - 1	付属物設置工	5	1 1	13 0	0 0	1	第13節 1 - 13 - 1	付属物設置工	
5 1					一版事項 本節は、付属物設置工として作業士工、防止柵工、境界 工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定 める。	5			0		1 - 13 - 1	本節は、付属物設置工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。	
5 1 1					作業土工(床掘り・埋戻し)				2 0		1 - 13 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
5 1					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
5 1 1				1 - 13 - 3					3 0		1 - 13 - 3		
5 1	13 3	U	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。	5	1 1	13 3	3 0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。	

							-/\	,~=1	<u> </u>	<u>、自初川口に採む</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項 項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	13 4							4 0 4 1		1 - 13 - 4	境界工 受注者は、境界杭の設置位置については、監督職員の指示 によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者 と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなけれ ばならない。	
5 1	13 4	2 1	2	. <u>請負者</u> は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	13	4 2	1	2 .	受注者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5 1	13 4	3 1	3	. <u>請負者</u> は、杭(鋲)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	5	1	13	4 3	1	3 .	受注者は、杭(鋲)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	
	13 5 13 5			銘板工 銘板工の施工については、第6編3-8-5銘板工の規定 による。				5 0		1 - 13 - 5	銘板工 銘板工の施工については、第6編3-8-5銘板工の規定 による。	
	13 6 13 6			階段工 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定 による。				6 0		1 - 13 - 6	階段工 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定 による。	
	14 0			付带道路工	5	1	14 (0 0	1		付带道路工	
	14 1			一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装 準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層 カラー舗装工、側溝工、集水桝工、縁石工、区画線工その 他これらに類する工種について定める。				1 0			一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンク リート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水桝工、縁 石工、区画線工その他これらに類する工種について定め る。	
	14 2			作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	5	1	14 :	2 0 2 0	1 2	1 - 14 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
	14 3 14 3			路側防護柵工 防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵 工の規定による。				3 0			路側防護柵工 防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵 工の規定による。	
	14 4			舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備 工の規定による。				4 0 4 0			舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備 工の規定による。	
	14 5			アスファルト舗装工				5 0			アスファルト舗装工	
5 1	14 5	0 2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。	5	1	14	5 0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。	
	14 6			コンクリート舗装工				6 0			コンクリート舗装工	
5 1	14 6	0 2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 12 コンクリート舗装工の規定による。	5	1	14	6 0	2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。	
	14 7			薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。	5	1	14	7 0 7 0	1 2	1 - 14 - 7	薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。	

								-/\	ا ت	<u> </u>	<u>《日初川니니刊》</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条 I	頂以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 1 5 1					側溝工 側溝工の施工については、第5編1-12-3側溝工の規定 による。				8 0			側溝工 側溝工の施工については、第5編1-12-3側溝工の規定 による。	
5 1 5 1					集水桝工 集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の 規定による。				9 0			集水桝工 集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の 規定による。	
5 1 5 1					縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定 による。				0 0			縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定 による。	
5 1 5 1					区画線工 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の 規定による。				1 0			区画線工 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の 規定による。	
5 1					付帯道路施設工				0 0			付帯道路施設工	
5 1					一般事項 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。				1 0			一般事項 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小 型標識工その他これらに類する工種について定める。	
5 1 5 1					境界工 境界工の施工については、第5編1-13-4境界工の規定 による。				2 0 2 0			境界工 境界工の施工については、第5編1-13-4境界工の規定 による。	
5 1 5 1					道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。				3 0			道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。	
5 1 5 1	15 15	4 (0 1	1 - 15 - 4	小型標識工 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識 工の規定による。				4 0 4 0			小型標識工 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識 工の規定による。	
5 2	0	0 (0 1	第2章		5	2	0 (0 0	1	第2章	突堤・人工岬	
5 2 5 2				713 i IXI3	適 用 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基 礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これ らに類する工種について適用する。				0 0			適 用 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基 礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これ らに類する工種について適用する。	
5 2	1	0 2	2 1		海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。						2 .	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
5 2	1	0 3	3 1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	5	2	1 (0 3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
5 2					請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。							受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	
5 2	1	0 5	5 1	5 .	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所 の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	2	1 (0 5	1	5 .	受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所 の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	

									.~			改訂条文	改訂理由等
編章	節急	八	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 2	1 (6	1	6 .	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	5	2	1 (0 6	1	6 .	受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
5 2 5 2				第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。	5	2 2	2 (2	0 0	1 2	第 2 節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
5 2	2 (0 0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)	5	2	2 (0 0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)	
5 2	2 (0 0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)	5	2	2 (0 0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)	
5 2	2 (0 0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準に ついて(平成16年4月)	5	2	2 (0 0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準に ついて(平成16年4月)	
5 2 5 2				第3節 2 - 3 - 1	軽量盛土工	5	2	3 (0 0	1	第3節 2 - 3 - 1	軽量盛土工	
5 2					本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。				1 1		2 - 3 - 1	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	
5 2 5 2				2 - 3 - 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	5	2	3 2	2 0 1	1 2	2 - 3 - 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
5 2 5 2				第4節 2-4-1	突堤基礎工 一般事項				0 0	1	第4節 2 - 4 - 1	突堤基礎工 一般事項	
5 2					本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。							本節は、突堤基礎工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について 定める。	
5 2	4	1 2	1	2 .	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	5	2	4	1 2	1	2 .	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	
5 2	4	1 3	1	3 .	請負者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	5	2	4	1 3	1	3 .	受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	
5 2 5 2				2 - 4 - 2	材 料					1	2 - 4 - 2	材 料 突堤基礎工に使用する捨石は、第5編1-5-2材料の規	
					定による。							定による。	
5 2	4 2	2 2	1	2 .	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、 おおむね15~25cmのもので、網目より大きな天然石または 割ぐり石を使用する。	5	2	4	2 2	1	2 .	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、 おおむね15~25cmのもので、網目より大きな天然石または 割ぐり石を使用する。	
5 2	4 2	2 3	1	3 .	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第5編1-6-2材料の規定による。	5	2	4	2 3	1	3 .	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第5編1-6-2材料の規定による。	
5 2	4 3	3 0	1	2 - 4 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	5	2	4	3 0	1	2 - 4 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	

# 章 節 索 垣 項 以	改訂理由等
現実による。	改定理由
5 2 4 4 0 0 2 接右工の施工については、第3編2・3・19接右工の規定による。 5 2 4 4 0 0 2 担右工の施工については、第3編2・3・19接右工の規定による。 1 括右工の施工については、第3編2・3・19接右工の規定による。 1 括右工の施工については、第3編2・3・19接右工の規定による。 1 は 5 2 4 5 0 1 1 1 2・4・5 9 2 1 1 2 4 5 0 1 1 2 2・4・5 9 2 1 1 2 4 5 0 1 1 2 2・4・5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1 2 2・4 5 9 2 1 1<	
5 2 4 5 1 1 請負者は、組分次床工にあたって、連案は構を一方に向け 径行50を標準とし、緊結は長さ約800の毎日に運業締金を用い て締付け、亜鉛引鉄線または、採留なわ等にて結束し、こ の間2ヶ所を二才なわ等をもって結束するものとし、連業 の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すよう にしなければならない。 1 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 2 4 5 3 1 3. 議員者は、粗朶沈床の上下部の連樂を上格子組立て完了後、完全に結束しなければならない。 5 2 4 5 3 1 3. 受注者は、粗朶沈床の上下部の連樂を上格子組立て完了後、完全に結束しなければならない。 5 2 4 5 4 1 4. 請負者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 5 2 4 5 4 1 4. 受注者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 5 2 4 5 5 1 5. 請負者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 5 2 4 5 6 1 5. 資注者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 5 2 4 5 6 1 6. 請負者は、独究沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 6. 受注者は、祖朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 5 2 4 5 7 1 7. 請負者は、ふとんかごの請石にあたっては、ふとんかごの 発流がら逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 5 2 4 5 7 1 7. 受注者は、ふとんかごの請石にあたっては、ふとんかごの発流がら逐次結込み、空隙を少なくしなければならない。 5 2 4 5 8 1 8. 請負者は、ふとんかごの連絡にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊絡しなければならない。	
6 完全に結束しなければならない。 後、完全に結束しなければならない。 5 2 4 5 4 1 4 議員者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 5 2 4 5 5 1 5 2 4 5 5 1 4 ・受注者は、粗朶沈床の設置にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 5 2 4 5 5 1 5 ・受注者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 ように投下し、当日中に完了しなければならない。 5 2 4 5 6 1 6 ・受注者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければよ層沈設を行ってはならない。 6 ・受注者は、和朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 5 2 4 5 7 1 7 ・受注者は、ふとんかごの結石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 5 2 4 5 7 1 7 ・受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で繋結しなければならない。 5 2 4 5 8 1 8 ・受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかごの課	
5 2 4 5 6 1 5 . 請負者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下する ように投下し、当日中に完了しなければならない。 5 2 4 5 6 1 5 . 請負者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下する ように投下し、当日中に完了しなければならない。 5 2 4 5 6 1 6 . 請負者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 5 2 4 5 7 1 6 . 責負者は、ふとんかごの語石にあたっては、ふとんかごの たない。 5 2 4 5 7 1 7 . 請負者は、ふとんかごの話石にあたっては、ふとんかごの た端から逐次話込み、空隙を少なくしなければならない。 5 2 4 5 8 1 8 . 請負者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	
ように投下し、当日中に完了しなければならない。 5 2 4 5 6 1	
5 2 4 5 8 1 8 . if 自者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用 鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 5 2 4 5 8 1 8 . if 自者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用 鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 5 2 4 5 8 1 8 . if 自者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用 鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	
鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	
5 2 4 5 9 1 9 . 請負者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成する 5 2 4 5 9 1 9 . 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成する	
ものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならな ものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならな い。	
5 2 4 5 10 1 10 請負者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。 5 2 4 5 10 1 10 . 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	
5 2 5 0 0 1 第5節 突堤本体工 5 2 5 0 0 1 第5節 突堤本体工	
5 2 5 1 0 1 0 1 2 - 5 - 1 一般事項 5 2 5 1 0 1 0 1 2 - 5 - 1 一般事項 5 2 5 1 1 1 1 1 1	

											<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	章(節	介 条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 2	2 5	5 1	2	1	2 .	請負者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第 1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	2	5	1 2	1	2 .	受注者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第 1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
5 2	2 5	5 1	3	1	3 .	請負者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	5	2	5	1 3	1	3 .	受注者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	
5 2	2 5	5 1	4	1		請負者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	5	2	5	1 4	1	4 .	受注者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠 は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	
5 2	2 5	5 1	5	1	5 .	請負者は、中詰について、本体施工後すみやかに施工しなければならない。	5	2	5	1 5	1	5 .	受注者は、中詰について、本体施工後すみやかに施工しなければならない。	
5 2	2 5	5 1	6	1	6.	請負者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。	5	2	5	1 6	1	6 .	受注者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。	
5 2	2 5	5 2	0	1	2 - 5 - 2	捨石工	5	2	5 2	2 0	1	2 - 5 - 2	捨石工	
5 2	2 5	5 2	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。							捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
5 2					2 - 5 - 3	被覆石工	5	2	5 3	3 0	1	2 - 5 - 3		
5 2						請負者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。							受注者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。	
5 2						被覆ブロック工				4 0			被覆ブロック工	
5 2					1 .	請負者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。	5	2	5 4	4 1	1	1 .	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。	
5 2	2 5	5 4	2	1		請負者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。						2 .	受注者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
5 2	2 5	5 4	3	1		請負者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。	5	2	5 4	4 3	1	3 .	受注者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。	
5 2						海岸コンクリートプロックエ	5	2	5	5 0	1	2 - 5 - 5	海岸コンクリートプロックエ	
5 2						- 5 - 6 海岸コンクリートブロック工の規定による。				5 0			海岸コンクリートブロック工の施工については、第 5 編 1 - 5 - 6 海岸コンクリートブロック工の規定による。	
5 2	2 5	5 6	0	1	2 - 5 - 6	既製杭工	5	2	5 (6 0	1	2 - 5 - 6		
5 2	2 5	5 6	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	5	2	5 (6 0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
5 2	2 5	5 7	0	1	2 - 5 - 7	詰杭工	5	2	5	7 0	1	2 - 5 - 7		
5 2	2 5	5 7	1	1		コンクリート杭の施工については、第3編2-4-4既製 杭工の規定による。	5	2	5	7 1	1	1 .	コンクリート杭の施工については、第3編2-4-4既製 杭工の規定による。	

							<u>//\.</u>	<u> </u>	P7	てに	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章(食	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5	2 .	5 7	2	1	2 .	請負者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。	5	2	5	7 2	1		受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。	
5	2 5	5 7	3	1	3 .	請負者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。	5	2	5	7 3	1	3 .	受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間 に、かみ合せ石等をしてはならない。	
5	2 5	5 7	4	1	4 .	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	5	2	5	7 4	1	4 .	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	
			0		2 - 5 - 8	矢板工	5	2	5	8 0	1			
			0			矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。							矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
			0		2 - 5 - 9	石枠工	5	2	5	9 0	1	2 - 5 - 9		
5	2 3	5 9	1	1	1.	請負者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。	5	2	5	9 1	1		受注者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。	
5	2 5	5 9	2	1	2 .	請負者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	5	2	5	9 2	1	2 .	受注者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	
5	2 5	5 9	3	1	3 .	コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。	5	2	5	9 3	1	3 .	コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。	
5	2 5	5 9	4	1	4 .	請負者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。	5	2	5	9 4	1		受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。	
5	2 !	5 9	5	1	5 .	請負者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。	5	2	5	9 5	1	5 .	受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。	
5	2 !	5 9	6	1	6 .	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	5	2	5	9 6	1	6 .	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	
			0			場所打コンクリート工				10 0		2 - 5 - 10	場所打コンクリート工	
5	2 5	5 10	0	2		請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	2	5	10 0	2		受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
			0		2 - 5 - 11		5	2	5	11 0 11 1	1	2 - 5 - 11		
			2			ケーソンと函台は、絶縁する。 請負者は、海上コンクリート打設については、打継面が、	5	2	5	11 1	1		ケーソンと函台は、絶縁する <mark>ものとする</mark> 。 <mark>受注者</mark> は、海上コンクリート打設については、打継面が、	
						海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。							海水に洗われることのない状態において施工しなければな らない。	
5	2 5	5 11	3	1	3 .	請負者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。	5	2	5	11 3	1		受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。	
5	2 5	5 11	4	1	4 .	請負者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち 水平かつ平担になるよう調整しなければならない。	5	2	5	11 4	1	4 .	受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち 水平かつ平担になるよう調整しなければならない。	

	N工争共进任恢查机口比较农	ル江田中が
現行条文	改訂条文	改訂理由等
	編章節祭 「中では、「中では、「中では、「中では、」では、「中では、「中では、」では、「中では、」では、「中では、「中では、」では、「中では、「中では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」は、「は、は、」は、は、は、は、	改定理由
5 2 5 11 5 1 5 . <u>請負者</u> は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛 等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置 及び内容は、監督職員の指示によらなければならない。	等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置 及び内容は、監督職員の指示によらなければならない。	
5 2 5 11 6 1 6 . <u>請負者</u> は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のない ことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督職員に連絡しなければならない。	5 2 5 11 6 1 6 . <mark>受注者</mark> は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のない ことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督職員に連絡しなければな らない。	
5 2 5 11 7 1 7 . <u>請負者</u> は、進水方法及び進水時期については、設計図書によらなければならない。これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5 2 5 11 7 1 7 . <u>受注者</u> は、進水方法及び進水時期については、設計図書によらなければならない。これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5 2 5 11 8 1 8 . <u>請負者</u> は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。	8 . <mark>受注者</mark> は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。	
5 2 5 11 9 1 9 . <u>請負者</u> は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、ケーソンの保全に努めなければならない。	5 2 5 11 9 1 9 . <mark>受注者</mark> は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、ケーソンの保全に努めなければならない。	
5 2 5 11 10 1 10 . <u>請負者</u> は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、 進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び 進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならな い。	5 2 5 11 10 1 10 . <mark>受注者</mark> は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、 進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び 進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならな い。	
5 2 5 11 11 11 1 1	5 2 5 11 11 1 11 11 12 11 1	
5 2 5 11 12 1 12 . 請負者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。	5 2 5 11 12 1 12 1 22 1 12 1 12 1 12 1	
5 2 5 11 13 1 13 . <u>請負者</u> は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。	5 2 5 11 13 1 13 1 13 13. <mark>受注者</mark> は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。	
5 2 5 11 14 1 14 1 14 . <u>請負者</u> は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に努めなければならない。	5 2 5 11 14 1 14. 1 14. 1 14. 1 14. 1 14. 1 14. 1 14. 1 14. 14.	
5 2 5 11 15 1 15 . 吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議する。	5 2 5 11 15 1 15 . 吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議する。	
5 2 5 11 16 1 16. ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。	ものとする。	
5 2 5 11 17 1 17 . iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	5 2 5 11 17 1 17 1 17 1 17 1 17 1 17 1 1	

						<u> </u>		F /	\	<u> </u>	音別旧ル牧衣	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項 I	真 人 編	章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 2	5 11	18	1		請負者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	5	2	5	11 18	1		<u>受注者</u> は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	
5 2	5 11	19	1		請負者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	2	5	11 19	1		受注者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、 寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設 計図書によるものとし、これにより難い場合は設計図書に 関して監督職員と協議しなければならない。	
5 2	5 11	20	1		請負者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1m以内としなければならない。	5	2	5	11 20	1		受注者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1m以内としなければならない。	
5 2	5 11	21	1	21 .	請負者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。	5	2	5	11 21	1	21 .	受注者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。	
5 2	5 11	22	1		請負者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分 注意し管理しなければならない。	5	2	5	11 22	1		受注者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分 注意し管理しなければならない。	
5 2	5 11	23	1		請負者は、曳航、回航に先立ち監督職員に報告しなければならない。	5	2	5	11 23	1		受注者は、曳航、回航に先立ち監督職員に報告しなければならない。	
5 2	5 11	24	1		請負者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	5	2	5	11 24	1		受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	
5 2	5 11	25	1	25 .	請負者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定 に留意しなければならない。	5	2	5	11 25	1		受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定 に留意しなければならない。	
	5 11				また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが 振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。	5	2	5	11 25	2		また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが 振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。	
	5 11				請負者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。							受注者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	
5 2	5 11	27	1		請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。		2	5	11 27	1		受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。	
5 2	5 11	28	1	28 .	アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とする。	5	2	5	11 28	1		アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合 は突合せ目地とする。	
5 2	5 11	29	1	29 .	請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらか じめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付を しなければならない。	5	2	5	11 29	1		受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらか じめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付を しなければならない。	
5 2	5 11	30	1		請負者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	5	2	5	11 30	1		受注者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	

								-	\ <u>\ </u>	<u> </u>	<u> 古利川口に収む</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節為	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 2	5 1	1 31	1		請負者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	5	2	5 ′	11 31	1	31 .	受注者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	
5 2				2 - 5 - 12					12 0			セルラーエ	
5 2	5 1	2 1	1		請負者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。	5	2	5 ′	12 1	1	1 .	受注者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。	
5 2	5 1	2 2	1		セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。	5	2	5 ′	12 2	1	2 .	セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。	
5 2	5 1	2 3	1	3 .	請負者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	5	2	5	12 3	1	3 .	受注者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	
5 2					根固め工				0 0			根固め工	
5 2				2 - 6 - 1					1 0			一般事項 本節は、根固め工として捨石工、根固めブロック工その他 これらに類する工種について定める。	
5 2	6 1	2	1		<u>請負者</u> は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	5	2	6	1 2	1	2 .	受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	
5 2	6 2	2 0	1	2 - 6 - 2					2 0		2 - 6 - 2		
5 2	6 2	2 0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	5	2	6	2 0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
5 2				2 - 6 - 3	根固めプロックエ	5	2	6	3 0	1	2 - 6 - 3	根固めブロックエ	
5 2	6 3	3 0	2		根固めブロック工の施工については、第 5 編 1 - 5 - 6 海 岸コンクリートブロック工の規定による。	5	2	6	3 0	2		根固めブロック工の施工については、第5編1-5-6海 岸コンクリートブロック工の規定による。	
5 2					消波工	5	2	7	0 0 1 0	1		消波工	
5 2 5 2	7 1	1	1	<u>2 - 7 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、消波工として捨石工、消波プロック工その他これ らに類する工種について定める。	5	2	7	1 1	1	2 - 7 - 1	一般事項 本節は、消波工として捨石工、消波プロック工その他これ らに類する工種について定める。	
5 2	7 1	2	1		<u>請負者</u> は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	5	2	7	1 2	1	2 .	受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	
5 2				2 - 7 - 2					2 0		2 - 7 - 2		
5 2		2 0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	5	2	/	2 0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
5 2				2 - 7 - 3	消波プロックエ				3 0		2 - 7 - 3	消波ブロックエ	
5 2	7 3	3 0	2		消波ブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸 コンクリートブロック工の規定による。	5	2	7	3 0	2		消波ブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸	
5 3					海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	5	3	0	0 0	1	第3章	海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	
5 3 5 3					適 用 本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、 仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	5	3	1	0 0	1	第1節 1.	適 用 本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、 仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	

							<u>-</u> 个		<u>#7</u>	マル	<u> </u>	17K E	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条 耳	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 3	1	0	2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	5	3	1	0 2	2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
5 3	1	0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	5	3	1	0 3	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
5 3	1	0	4	1	4 .	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	5	3	1	0 4	4	1	4 .	受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	
5 3	1	0	5	1		請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。							5 .	受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
5 3						請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。								受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
5 3 5 3					第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。	5			0 0			第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
5 3	2	0	0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)	5	3	2	0 (0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)	
5 3	2	0	0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)	5	3	2	0 (0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)	
5 3	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準に ついて(平成16年4月)	5	3	2	0 (0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準に ついて(平成16年4月)	
5 3 5 3					第3節 3 - 3 - 1	海域堤基礎工	5	3	3	0 (0	1	第3節 3 - 3 - 1	海域堤基礎工	
5 3					1.	一版事項	5	3	3	1	1	1		本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定める。	
5 3	3	1	2	1	2 .	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	5	3	3	1 2	2	1	2 .	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	
5 3						請負者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。								受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	
5 3					<u>3 - 3 - 2</u> 1 .	材 料 海域堤基礎工に使用する捨石は、第5編1-5-2材料の 規定によるものとする。	5	3	3	2 (0	1	3 - 3 - 2 1 .	材 料 海域堤基礎工に使用する捨石は、第5編1-5-2材料の 規定によるものとする。	
5 3	3	2	2	1	2 .	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15~25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	5	3	3	2 2	2	1	2 .	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15~25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	

現行条文		<u>/_</u>	上手	· 大、	<u> </u>	上作下百	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
が17示文						頂		PAH) WA	MUZHO
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成				項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
成樹脂系マッ 2 材料の規定	こアスファルトマット、合成繊維マット、合ト、帆布を使用する場合は、第 5 編 1 - 6 - こよる。							吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第5編1-6-2材料の規定による。	
5 3 3 3 0 1 3-3-3 捨石工 5 3 3 3 0 2 捨石工の施工 による。	こついては、第3編2-3-19捨石工の規定	5	3 3	3 3	0	2	3 - 3 - 3	捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
5 3 3 4 0 1 3-3-4 吸出し防止工					0			吸出し防止工	
	とんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの 詰込み、空隙を少なくしなければならない。	5	3 3	3 4	1	1	1 .	受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの 先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	
鉄線と同一の決	とんかごの連結にあたっては、ふとんかご用 現格の鉄線で緊結しなければならない。							受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用 鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	
ものと同一の演し、	とんかごの開口部を詰石後、かごを形成する 規格の鉄線をもって緊結しなければならな						3 .	受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。	
し、重ね合わり	スファルトマットの目地処理は重ね合わせと せ幅は50cm以上としなければならない。							受注者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	
5 3 4 0 0 1 第4節 海域堤本体工 5 3 4 1 0 1 3 - 4 - 1 一般事項		5	3 4	4 0	0	1	第4節 3 - 4 - 1	海域堤本体工	
5 3 4 1 1 1 1	是本体工として捨石工、海岸コンクリートブーソン工、セルラー工、場所打コンクリートらに類する工種について定める。				1			一般事項 本節は、海域堤本体工として捨石工、海岸コンクリートプロック工、ケーソン工、セルラー工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。	
5 3 4 1 2 1 2 . 海域堤本体工項の規定によ	の施工については、第5編2-5-1一般事 る。	5	3 4	4 1	2	1	2 .	海域堤本体工の施工については、第5編2-5-1一般事 項の規定による。	
5 3 4 2 0 1 3 - 4 - 2 捨石工		5	3 4	4 2	0	1	3 - 4 - 2		
5 3 4 2 0 2 捨石工の施工による。	こついては、第3編2-3-19捨石工の規定	5	3 4	4 2	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
5 3 4 3 0 1 3 - 4 - 3 海岸コンクリ	ートブロックエ	5	3 4	4 3	0	1	3 - 4 - 3	海岸コンクリートプロックエ	
	- トブロックエの施工については、第 5 編 1 コンクリートブロックエの規定による。	5	3 4	4 3	0	2		海岸コンクリートブロック工の施工については、第 5 編 1 - 5 - 6 海岸コンクリートブロック工の規定による。	
5 3 4 4 0 1 3 - 4 - 4 τ	*TLOUZH ** 5 / 2	5	3 4	4 4	0	1	3 - 4 - 4	ケーソンエ	
5 3 4 4 0 2 ケーソン工の 工の規定によ	施工については、第5編2-5-11ケーソン る。	5	3 2	4 4	0	2		ケーソン工の施工については、第5編2-5-11ケーソン 工の規定による。	
5 3 4 5 0 1 3 - 4 - 5 セルラーエ 5 3 4 5 0 2 セルラーエの	ケー・カー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー・ケー	5	3 4	4 5	0	1	3 - 4 - 5		
5 3 4 5 0 2	施工については、第5編2-5-12セルラー る。	5	3 4	4 5	0	2		セルラー工の施工については、第5編2-5-12セルラー 工の規定による。	
編3章無筋・領	リート工 所打コンクリート工の施工については、第 1 鉄筋コンクリートの規定による。	5	3 4	4 6	0			場所打コンクリート工 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第 1 編 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
5 4 0 0 0 1 第4章 浚渫(海岸)		5	4 (0	0	1		浚渫 (海岸)	
5 4 1 0 0 1 第1節 適用		5	4 ′	1 0	U	1	第1節	適用	

							//\ <u>-</u>		<u> </u>	, , , , ,	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	章 飢	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 4	1 1	0	1		1.	本章は、海岸工事における浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫 工(グラブ船)、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに 類する工種について適用する。	5	4	1 (0 1	1		本章は、海岸工事における浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫 工(グラブ船)、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに 類する工種について適用する。	
5 4	1 1	0	2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	5	4	1 (0 2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
5 4	4 1	0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	5	4	1 (0 3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
5 4	1 1	0	4	1	4 .	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	5	4	1 (0 4	1	4 .	受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	
5 4 5 4	1 2	2 1	0	1	第2節 4 - 2 - 1 1 .	浚渫工(ポンプ浚渫船) 一般事項 本節は、浚渫工(ポンプ浚渫船)として浚渫船運転工、作 業船及び機械運転工、配土工、その他これらに類する工種 について定める。	5	4	2	0 0 1 0 1 1	1 1 1	4 - 2 - 1		
5 4	1 2	? 1	2	1	2 .	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	5	4	2	1 2	1	2 .	受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	
5 4	4 2	2 1	3	1	3 .	請負者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	4	2	1 3	1	3 .	受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
5 4	1 2	2 1	4	1	4 .	請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	5	4	2	1 4	1	4 .	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
5 4	1 2	2 1	5	1	5 .	請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	5	4	2	1 5	1	5 .	受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	
5 4	4 2	2 1	6	1	6 .	請負者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風 浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しな ければならない。	5	4	2	1 6	1	6 .	受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風 浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しな ければならない。	
5 4	4 2	2 1	7	1	7 .	請負者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。	5	4	2	1 7	1	7 .	受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。	
5 4					4 - 2 - 2	浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船 運転工の規定による。	5	4	2 2	2 0	1	4 - 2 - 2	浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船 運転工の規定による。	
5 4					4 - 2 - 3	作業船及び機械運転工 請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業 する場合は、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規 定による。				3 0	1 2	4 - 2 - 3	作業船及び機械運転工 作業船及び機械運転工の施工については、第 <u>4</u> 編2 - 2 - 3作業船及び機械運転工の規定による。	
5 4	1 2	2 4	0	1	4 - 2 - 4	配土工	5	4	2 4	4 0	1	4 - 2 - 4	配土工	

										`~_	1 1/3		改訂条文	改訂理由等
編章	章 節	系	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
5 4	1 2	4	0	2	1 .	配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。	5	4	2	4 0	2	1 .	. 配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定 による。	
5 4	1 2	4	3	1	2 .	請負者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響 <u>および</u> 付近への汚染が生じないようにしなければならない。	5	4	2	4 3	1	2 .	. <mark>受注者</mark> は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響 <u>及び</u> 付近への汚染が生じないようにしなければならない。	
5 4					第3節	浚渫工(グラブ船)	5	4	3	0 0	1		浚渫工(グラブ船)	
5 4					4 - 3 - 1	一般事項 本節は、浚渫工(グラブ船)として浚渫船運転工、作業船 運転工、配土工、その他これらに類する工種について定め る。					1 1		一般事項 . 本節は、浚渫工(グラブ船)として浚渫船運転工、作業船 運転工、配土工、その他これらに類する工種について定め る。	
5 4	1 3	1	2	1	2 .	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	5	4	3	1 2	1	2 .	. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	
5 4	3	1	3	1	3 .	請負者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	4	3	1 3	1	3 .	. 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
5 4	1 3	1	4	1	4 .	請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	5	4	3	1 4	1	4 .	. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
5 4	1 3	1	5	1	5 .	請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	5	4	3	1 5	1	5 .	. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び 量水標を設置しなければならない。	
5 4	1 3	1	6	1	6 .	請負者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風 浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しな ければならない。	5	4	3	1 6	1	6 .	. 受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風 浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しな ければならない。	
5 4	1 3	1	7	1	7.	請負者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。	5	4	3	1 7	1	7 .	. 受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。	
5 4	1 3	2	0	1	4 - 3 - 2	浚渫船運転工					1	4 - 3 - 2		
5 4						浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船 運転工の規定による。							浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船 運転工の規定による。	
5 4					4 - 3 - 3	作業船運転工 請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業 する場合は、台数、設置位置等を施工計画に記載しなけれ ばならない。					2		作業船運転工 作業船運転工の施工については、第4編2-3-3作業船 運転工の規定による。	
5 4	1 3	4	0	1	4 - 3 - 4						1	4 - 3 - 4	配土工	
5 4	3	4	1	1		配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。	5	4	3	4 1	1		配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。	
5 4					第4節	<u> </u>	5	4	4	0 0	1		浚渫土 <u>処</u> 理工	
5 4						一般事項 本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これら に類する工種について定める。					2	4 - 4 - 1	一般事項 本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これら に類する工種について定める。	
5 4	4	2	0	1	4 - 4 - 2	浚渫土処理工	5	4	4	2 0	1	4 - 4 - 2	浚渫土処理工	

						<u> </u>		PZ	一	<u> 1 1 7 </u>	香新旧区	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条:		類 人 編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節	条	新・条文構成	改定理由
5 4			1		請負者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2-5-2 浚渫土処理工の規定による。								受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2-5-2 浚渫土処理工の規定による。	
5 5 5 5	1	0	0	第1節	養 浜 適 用	5	5	1	0 0 0 0	1	第1節		養 浜 適 用	
5 5	1	0	1	1.	・本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	5	5	1	0 1	1		1.	本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止 工、仮設工、その他これらに類する工種について適用す る。	
5 5	1	0	2	2 .	. 海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	5	5	1	0 2	1		2 .	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
5 5	1	0	3	3 .	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	5	5	1	0 3	1		3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
5 5	1	0	4	4 .	. <u>請負者</u> は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	5	5	1	0 4	1		4 .	受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	
5 5	1	0	5	5 .	. <u>請負者</u> は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所 の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	5	1	0 5	1		5 .	受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
5 5	1	0	6	6 .	. <u>請負者</u> は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	5	5	1	0 6	1		6.	受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
5 5	1	0	7	7 .	. <u>請負者</u> は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。	5	5	1	0 7	1		7 .	受注者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果 によらなければならない。	
5 5	1	0	8	8 .	. <u>請負者</u> は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督職員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。	5	5	1	8 0	1		8 .	受注者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督職員 の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならな い。	
5 5 5 5					軽量盛土工 一般事項				0 0				軽量盛土工 一般事項	
5 5	2	1	1		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。							· ·	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	
5 5 5 5					軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	5	5	2	2 0	1 2	5 - 2	2 - 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
5 5 5 5 5 5	3	1	0	5 - 3 - 1	砂止工 一般事項 . 本節は、砂止工として根固めプロック工その他これらに類 する工種について定める。	5	5	3	0 0 1 0 1 1	1	第3節 5 - 3	3 - 1	砂止工 一般事項 本節は、砂止工として根固めプロック工その他これらに類 する工種について定める。	
5 5	3	1	2	2 .	. <u>請負者</u> は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	5	5	3	1 2	1		2 .	受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	
5 5					根固めブロックエ	5	5	3	2 0	1	5 - 3	3 - 2	根固めブロックエ	
5 5					根固めブロック工の施工については、第5編1-5-6海 岸コンクリートブロック工の規定による。								根固めブロック工の施工については、第5編1-5-6海 岸コンクリートブロック工の規定による。	
6 0	0	0	0	第6編	砂防編	6	0	0	0 0	1	第6編		砂防編	

展										=	FZ	7.001	<u> </u>	K	新旧比較衣	改訂条文	改訂理由等
6 1 0 0 1 第4 部 週 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1	編章	節	条	項		編章節条	<u>د</u>		編	章	節系	条項	項以下	į	編章節条		改定理由
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					1				6	1	0 (0 0	1		第1章	砂防堰堤	
砂砂土工、諸音楽士工、法百工、改成的工、コンクリート 報生、研修理は、「練工、 法商工、公成的工、コンクリート 報生、 特別を担任、 法に、 保護上で付金額 設工、 付金額的工、 保護上で付金額 を担任し、 は、 保護上で付金額のでは、 保護上で付金額 を対しての成本による。					-	第1節											
勝土工の規定による。	6 1	1	0	1	1			砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート 堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物 設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これ		1	1	0 1	1			砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート 堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物 設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これ	
6 1 1 0 4 1 4 本室に特に定めのない事項については、第1録共通編、第 6 1 1 0 4 1 4 本室に特に定めのない事項については、第1録共通編、第 2 路材料線、第3線土木工事共通編の規定による。 6 1 1 0 5 1 5 議員書は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 6 1 1 0 5 1 5 議員書は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 6 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 議員書は、設計図書において特に定めのない事項については、工程を書類はよる。これにより難は音句、素質を表現しません。これにより難は音句、素質を表現しません。これにより難は音句、素質を表現しません。これにより難は音句、素質を表現しません。これにより難は音句、素質を表現しません。これにより難は音句、素質を表現しません。これにより難は場合している。	6 1	1	0	2	1				6	1	1 (0 2	1				
6 1 1 0 5 1 5 . 請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じ 6 1 1 0 5 1 5 . 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じ で実施しなければならない。 6 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、正記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の派罪を得なければならない。なお、基準報と認計図書において特に定めのない事項については、以上の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の派罪を得なければならない。なお、基準報と認計図書において特に定めのない事項については、以上の基準関による。これにより難い場合は、監督職員の派罪を得なければならない。なお、基準報と認計図書におけるない。なお、基準報と認計図書の提出ではうものとし、頻繁がある場合は監督職員と協議しなければならない。なお、基準報と設計図書の担定に従うものとし、頻繁がある場合は監督職員と協議しなければならない。なか、基準報と設計図書の担定に従うものとし、頻繁がある場合は監督職員と協議しなければならない。なか、基準報と設計図書の担定に従うものとし、頻繁がある場合は監督職員と協議しなければならない。 6 1 2 0 0 3	6 1	1	0	3	1		3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	1	1 (0 3	1		3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
 で実施しなければならない。 で実施しなければならない。 で実施しなければならない。 で実施しなければならない。 で実施しなければならない。 で実施しなければならない。 のよびを存むければならない。 のよび、下型のを発揮しているでは、いから基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は「無則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と認識しなければならない。なお、基準類と記書では、所述の承担を定して、設備を持ている。ない、基準類と記書では、所述の表別では、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と認計図書に相違がある場合は、無則として設計図書に相違がある場合は、無則として設計図書に相違がある場合は、無則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。なお、基準類と認力の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。ない、基準類とはのは、無理を示すとは、無理を示すとは、無理を示すといるのでは、無理を示すとは、には、ないのでは、には、ないのでは、無理を示すといるのでは、無理を示すといるのでは、には、ないのでは、無理を示すといるのでは、またいのでは、無理を示すといるのでは、またいの	6 1	1	0	4	1		4 .		6	1	1	0 4	1		4 .		
6 1 2 0 0 2 調査者は、設計図書において特に定めのない事項については、正記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6 1	1	0	5	1		5 .		6	1	1 (0 5	1		5 .		
編) (平成20年3月) 編) (平成25年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 (平成25年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 (平成24年3月) 日本道路協会 通路橋塗装・防食便覧 (平成14年3月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月) 日本道路協会 (平成17年12月) 日本道路協会 (平成17年12月) 日本道路は (平成17年12月) 日本道路協会 (平成17年12月) 日本道路は (平成17年12月) 日本道路会 (平成17年12月) 日本道路会会 (平成17年12月) 日本道路会会 (平成17年12月) 日本 (平成17						第2節		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら								受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職	
6 1 2 0 0 5 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 編) (平成14年3月) 6 1 2 0 0 5 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 編) (平成24年3月) 6 1 2 0 0 6 日本道路協会 調道路橋塗装・防食便覧 (17年12月) 日本道路協会 調道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月) 日本道路協会 調道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月) 日本道路協会 調道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	6 1	2	0	0	3				6	1	2	0 0	3				
6 1 2 0 0 1 年3月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月) 6 1 3 0 0 1 第3節 工場製作工 (平成 17年12月) 6 1 3 0 0 1 第3節 工場製作工 (平成 17年12月)	6 1	2	0	0	4				6	1	2	0 0	4				
6 1 3 0 0 1 第3節 工場製作工 6 1 3 1 0 1 1 - 3 - 1 一般事項	6 1	2	0	0	5			日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 編) (平成 <u>14</u> 年3月)	6	1	2	0 0	5			日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 編) (平成 <mark>24</mark> 年3月)	
6 1 3 1 0 1 1 - 3 - 1 一般事項 6 1 3 1 0 1 1 - 3 - 1 一般事項	6 1	2	0	0	6				6	1	2 (0 0	6				
									6	1	3 (0 0	1				
6 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1						1 - 3 -	1.	本節は、工場製作工として鋼製堰堤製作工、鋼製堰堤仮設 材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について							1 .	本節は、工場製作工として鋼製堰堤製作工、鋼製堰堤仮設 材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について	

							<u> </u>		- / \	, JUL	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文
				項							項		DANJ-EPH C
編章	節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節為	孫 項	以下	編章節条	新・条文構成 改定理由
6 1	3	1	2	1	2 .	請負者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ 記載しなければならない。なお、設計図書に示されている 場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合 は、上記項目の全部または一部を省略することができるも のとする。	6	1	3	1 2	1	2	. 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ 記載しなければならない。なお、設計図書に示されている 場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合 は、上記項目の全部または一部を省略することができるも のとする。
6 1	3	1	3	1	3 .	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	6	1 :	3	1 3	1	3	. <u>受注者</u> は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書 に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみ がないものを使用しなければならない。
6 1	3	2	0	1	1 - 3 - 2					2 0		1 - 3 - 2	
6 1				2		工場製作工の材料については、第3編2-12-2材料の規 定による。							工場製作工の材料については、第3編2-12-2材料の規 定による。
6 1					1 - 3 - 3	鋼製堰堤製作工	6	1 :	3 3	3 0	1	1 - 3 - 3	鋼製堰堤製作工
6 1	3	3	0	2		鋼製堰堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	6	1 ;	3 3	3 0	2		鋼製堰堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。
6 1				2	1 - 3 - 4	鋼製堰堤仮設材製作工 製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的 物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確 認しなければならない。				4 0		1 - 3 - 4	鋼製堰堤仮設材製作工 製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的 物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確 認しなければならない。
6 1	3	5	0	1 2	1 - 3 - 5	工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。				5 0		1 - 3 - 5	工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。
6 1	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	6	1 4	4 (0 0	1	第4節	工場製品輸送工
6 1	4	1	0	1	1 - 4 - 1	一般事項	6	1 4	4 ′	1 0	1	1 - 4 - 1	一般事項
6 1						本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。							本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。
6 1 6 1					1 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定	6	1 4	4 2	2 0	1	1 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定
6 1	4	2	1	2		制送工の他工にプロでは、第3編2-8-2制送工の規定による。	0	1 .	4 4	2 1	2		脚送上の施工に ブバでは、弟 3 編 2 - 8 - 2 軸送上の規定 による。
6 1						軽量盛土工				0 0			軽量盛土工
6 1 6 1				1 2	1 - 5 - 1					1 0		1 - 5 - 1	│一般事項 │本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類│
						する工種について定める。							する工種について定める。
6 1					1 - 5 - 2					2 0		1 - 5 - 2	軽量盛土工
6 1	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	б	T 3	5 2	∠ 1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。
6 1 6 1	6	1	0	1	第6節 1 - 6 - 1	法面工 一般事項	6	1 (6 ′	0 0	1		
6 1	6	1	1	1	1.	本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	6	1	6 /	1 1	1	1	. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面 施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種に ついて定める。

						<u> </u>		- / \	, JUL	<u> </u>	首机口儿牧农	改訂条文	改訂理由等
			75		坑1J赤又 					15		以前」亦又	以訂连田寺
編章			下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節	英 項	以以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 1	6	1 2	1	2 .	請負者は、法面の施工にあたって、「道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		1	6 1	1 2	1	2 .	受注者は、法面の施工にあたって、「道路士工 のり面 工・斜面安定工指針3設計と施工」(日本道路協会、平成 21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成18年3月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6 1		2 0	4	1 ()	 *± 4- T		1		2 0	4	1 6 2	林	
6 1				1 - 6 - 2	恒生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。						1 - 6 - 2	恒生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。	
6 1				1 - 6 - 3	法面吹付工 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。				3 0		1 - 6 - 3	法面吹付工 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。	
6 1	6	4 0	1	1 - 6 - 4					4 0		1 - 6 - 4	法枠工	
6 1	6	4 0	1		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	6	1	6 4	4 0	1		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	
6 1				1 - 6 - 5	法面施肥工 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥 工の規定による。				5 0		1 - 6 - 5	法面施肥工 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥 工の規定による。	
6 1	6	6 0	1	1 - 6 - 6	アンカーエ	6	1	6 6	6 0	1	1 - 6 - 6	アンカーエ	
6 1					アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。							アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。	
6 1				1 - 6 - 7	かご工 かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	6	1	6 7	7 0 7 0	1 2	1 - 6 - 7	かご工 かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	
6 1				第7節	仮締切工				0 0			仮締切工	
6 1				1 - 7 - 1	一般事項				1 0		1 - 7 - 1	一般事項 本節は、仮締切工として土砂・土のう締切工、コンクリート締切工その他これらに類する工種について定める。	
6 1	7	2 0	1	1 - 7 - 2	土砂・土のう締切工	6	1	7 2	2 0	1	1 - 7 - 2	土砂・土のう締切工	
6 1					土砂・土のう締切工の施工については、第3編2-10-6 砂防仮締切工の規定による。	6	1	7 2	2 0	2	. , 2	土砂・土のう締切工の施工については、第3編2-10-6 砂防仮締切工の規定による。	
6 1				1 - 7 - 3	コンクリート締切工				3 0		1 - 7 - 3	コンクリート締切工	
6 1	7	3 0	2		コンクリート締切工の施工については、第3編2-10-6 砂防仮締切工の規定による。	6	1	7 3	3 0	2		コンクリート締切工の施工については、第3編2-10-6 砂防仮締切工の規定による。	
6 1				第8節	コンクリート堰堤工	6	1	8 0	0 0	1	第8節	コンクリート堰堤工	
6 1	8	1 0	1	1 - 8 - 1	一般事具	6	1	8 1	1 0	1	1 - 8 - 1	一般事垻	

					現行条文				· ~= 1.	2\	改訂条文	改訂理由等
編章	章 節	条 I	頁 I	編章節条	旧・条文構成	編	章(節為	条 項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
6	1 8	1	1	1	・本節は、コンクリート堰堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	6	1	8	1 1	1	1. 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	
6	1 8	1 2	2	2	. <u>請負者</u> は、破砕帯、断層及び局部的な不良岩の処理について、監督職員に報告し、指示によらなければならない。	6	1	8	1 2	1	2. <u>受注者</u> は、破砕帯、断層及び局部的な不良岩の処理について、監督職員に報告し、指示によらなければならない。	
6	1 8	1 :	3	3	. <u>請負者</u> は、基礎面における湧水の処理について、コンク リートの施工前までに設計図書に関して監督職員と協議し なければならない。	6	1	8	1 3	1	3. <mark>受注者</mark> は、基礎面における湧水の処理について、コンク リートの施工前までに設計図書に関して監督職員と協議し なければならない。	
6	1 8	1 4	4	4	. <u>請負者</u> は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	1 4	1	4. 受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1 8	1 4	5	5	・ <u>請負者</u> は、旧コンクリートの材令が0.75m以上~1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上~1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	1 5	1	5. 受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上~1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上~1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1 8	1 (6		. <u>請負者</u> は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4を超え25 以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。						6. 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4を超え25 以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	8 1	1 (6 2	(1) コンクリート打設現場の日平均気温が4 以下になるおそれのある場合。	6	1	8	1 6	2	(1) コンクリート打設現場の日平均気温が4 以下になるおそれのある場合。	
6	1 8	1 (6 ;	3 (2) 打込むコンクリートの温度が25 以上になるおそれのある 場合。	6	1	8	1 6	3	(2) 打込むコンクリートの温度が25 以上になるおそれのある 場合。	
	1 8									4	(3)降雨・降雪の場合。	
6	1 8	1 (6	(4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった 場合。	6	1	8	1 6	5	(4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった 場合。	
6	1 8	1	7	7	. <u>請負者</u> は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	1 7	1	7. <mark>受注者</mark> は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
	1 8								2 0		1 - 8 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 1 . 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	

			_	· \ JU	2 1	- 12K E	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
がり は						ΤĒ		以山东久	以即在田台
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成	編	章	節	条』	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 1 8 2 2 1 2 <u>請負者</u> は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。	6	1	8	2	2	1	2 .	受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。	
6 1 8 2 3 1 3 . <u>請負者</u> は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。							3 .	受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。	
6 1 8 2 4 1 4 <u>請負者</u> は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。	, 6	1	8	2	4	1	4 .	受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。	
6 1 8 2 5 1 5 . <u>請負者</u> は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。								受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設 発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。	
6 1 8 3 0 1 1 - 8 - 3 埋戻し工 C 4 8 3 4 4 4 またまは、野塚映号の子供を得わいる場所した場所にある。				3			1 - 8 - 3		
6 1 8 3 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、監督職員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の 増加分は処理しなければならない。								受注者は、監督職員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の 増加分は処理しなければならない。	
6 1 8 3 2 1 2 <u>請負者</u> は、本条1項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。	, 6	1	8	3	2	1	2 .	受注者は、本条 1 項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。	
6 1 8 4 0 1 1 - 8 - 4 コンクリート堰堤本体工 6 1 8 4 1 1 1 3	j 6			4 4				コンクリート堰堤本体工 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面 の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水 等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	
6 1 8 4 2 1 2 . 請負者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。	<u> </u>	1	8	4	2	1	2 .	受注者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。	
6 1 8 4 3 1 3 . モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。)	1	8	4	3	1	3 .	モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。	
6 1 8 4 4 1 4 . <u>請負者</u> は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。		1	8	4	4	1	4 .	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。	
6 1 8 4 5 1 5 . <u>請負者</u> は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が 打込み面上 1 m以下に達するまで降ろし、打込み箇所ので きるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならな い。		1	8	4	5	1	5 .	受注者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。	
6 1 8 4 6 1 6 . <u>請負者</u> は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。	6	1	8	4	6	1	6 .	受注者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただち に振動機で締固めなければならない。	
6 1 8 4 7 1 7 . <u>請負者</u> は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40~50cm以下を標準となるように打込まなければならない。		1	8	4	7	1	7 .	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40~50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	

							/ <u> </u>		J 7	一一	! <u> 1</u>	<u> 17K E</u>	<u> </u>	改訂理由等
編	章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 l	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
6	1	8 4	8	1		1 リフトの高さは0.75m以上2.0m以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。				4 8			8 . 1リフトの高さは0.75m以上2.0m以下とし、同一区画内 は、連続して打込むものとする。	
6	1	8 4	9	1		請負者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	6	1	8	4 9	9	1	9. <mark>受注者</mark> は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	
6	1	8 4	10	1	10 .	請負者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。	6	1	8	4 1	0	1	10. <mark>受注者</mark> は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。	
6	1	8 4	11	1	11 .	請負者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	6	1	8	4 1	1	1	11. <mark>受注者</mark> は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	
			12			請負者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。							12. <mark>受注者</mark> は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	
			0 0		1 - 8 - 5	コンクリート副堰堤工 コンクリート副堰堤工の施工については、第8編1-8- 4コンクリート堰堤本体工の規定による。				5 (1 - 8 - 5 コンクリート副堰堤工 コンクリート副堰堤工の施工については、第 8 編 1 - 8 - 4 コンクリート堰堤本体工の規定による。	
			0			コンクリート側壁工				6 (1 - 8 - 6 コンクリート側壁工	
			5 2			均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				6 1			1. 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
						請負者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。							2 . <mark>受注者</mark> は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。	
			3			請負者は、植石を、その長手を流水方向に平行におかなければならない。							3 . <mark>受注者</mark> は、植石を、その長手を流水方向に平行におかなければならない。	
6	1	8 6	6 4	1	4 .	請負者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。	6	1	8	6 2	4	1	4. <u>受注者</u> は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。	
			0 0		1 - 8 - 7	間詰工 間詰工の施工については、第6編1 - 8 - 4コンクリート 堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する ものとする。なお、これにより難い場合は設計図書に関し て監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8 8	7 (0	2	1 - 8 - 7 間詰工 間詰工の施工については、第 6 編 1 - 8 - 4 コンクリート 堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する ものとする。なお、これにより難い場合は設計図書に関し て監督職員の承諾を得なければならない。	
			3 0		1 - 8 - 8					8 (1 - 8 - 8 水叩工	

						現行条文	<u> </u>		+ 7 .		<u> 1 1 7 7 </u>	<u>表表新旧比較表</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条]		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 1	8	8	2	1	2	. コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8 8	8 2	1	2 .	. コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6 1				1	第9節					0 0			鋼製堰堤工	
6 1						・本節は、鋼製堰堤工として作業土工、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。							・本節は、鋼製堰堤工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側 壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する 工種について定める。	
6 1	9	1	2	1	2	. <u>請負者</u> は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	6	1	9	1 2	1	2 .	. 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
6 1					1 - 9 - 2	材料				2 0				
6 1						現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定 による。	6	1	9 2	2 0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定 による。	
6 1				1 2	1 - 9 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の				3 0		1 - 9 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工	
						規定による。							<u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
6 1					1 - 9 - 4	埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。				4 0 4 0			埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。	
6 1						鋼製堰堤本体工 . 請負者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷 を与えないようにしなければならない。				5 0			鋼製堰堤本体工 . 受注者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷 を与えないようにしなければならない。	
6 1	9	5	2	1	2	. 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1 - 8 - 4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	1	9 !	5 2	1	2 .	. 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	
6 1	9	5	3	1	5	. <u>請負者</u> は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長 方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。	6	1	9 !	5 3	1	3 .	. <mark>受注者</mark> は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長 方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。	
6 1	9	5	4	1	2	. <u>請負者</u> は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、 建設機械等が衝突しないようにしなければならない。	6	1	9 !	5 4	1	4 .	. 受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、 建設機械等が衝突しないようにしなければならない。	
6 1	9	5	5	1	5	. <u>請負者</u> は、作業土工(埋戻し)の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。	6	1	9 !	5 5	1		. 受注者は、作業土工(埋戻し)の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。	
6 1					1 - 9 - 6	鋼製側壁工 鋼製側壁工の施工については、第6編1-9-5鋼製堰堤 本体工の規定による。	6	1	9 (6 0	2	1 - 9 - 6	鋼製側壁工 鋼製側壁工の施工については、第6編1-9-5鋼製堰堤 本体工の規定による。	
6 1	9	7	0	1	1 - 9 - 7	コンクリート側壁工	6	1	9	7 0	1	1 - 9 - 7	コンクリート側壁工	

								=	F7.	7.00	<u> </u>	音加口に致る		—————————————————————————————————————
						現行条文						1	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項 リ 下		編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
			0 2			コンクリート側壁工の施工については、第6編1-8-6 コンクリート側壁工の規定による。							コンクリート側壁工の施工については、第6編1-8-6 コンクリート側壁工の規定による。	
			0 1		1 - 9 - 8	間詰工 間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定 による。	6	1	9	8 0	2	1 - 9 - 8	間詰工 間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定 による。	
			0 1		1 - 9 - 9	水叩工 水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定 による。	6	1	9	9 0	1 2	1 - 9 - 9	水叩工 水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定 による。	
			0 1		1 - 9 - 10	現場塗装工	6	1	9 1	10 0	1	1 - 9 - 10	現場塗装工	
6 1	9	10	0 2	?		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	6	1	9 1	10 0	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	
			0 1			護床工・根固め工	6	1	10	0 0	1	第10節	護床工・根固め工	
			0 1 0 2		1 - 10 - 1	一般事項 本節は、護床工・根固め工として作業土工、埋戻し工、根 固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他 これらに類する工種について定める。				1 0		1 - 10 - 1	一般事項 本節は、護床工・根固め工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> し)、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	
			0 1 0 2			作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の 規定による。				2 0 2 0		1 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
			0 1		1 - 10 - 3						1	1 - 10 - 3		
6 1	10	3	0 2	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。	6	1	10	3 0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。	
			0 1		1 - 10 - 4	根固めブロック工	6	1	10	4 0	1	1 - 10 - 4	根固めブロック工	
			0 2	2		根固めプロック工の施工については、第3編2 - 3 - 17根 固めプロック工の規定による。	6	1	10	4 0	2		根固めプロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めプロック工の規定による。	
6 1			0 1		1 - 10 - 5	間詰工 間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定 による。				5 0		1 - 10 - 5	間詰工 間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定 による。	
			0 1		1 - 10 - 6	沈床工				6 0		1 - 10 - 6		
			0 2			沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。							沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定 による。	
			0 1		1 - 10 - 7					7 0		1 - 10 - 7	かご工	
6 1						かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。							かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
			0 1		1 - 10 - 8		6	1	10	8 0	1	1 - 10 - 8		
6 1	10	8 0	0 2			元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	6	1	10	8 0	2		元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
			0 1			砂防堰堤付属物設置工	6	1	11	0 0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工	
6 1	11	1	0 1		1 - 11 - 1	一般事項	6	1	11	1 0	1	1 - 11 - 1	一般事項	

						<u> </u>		-/\	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節:	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	八	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 1	11	1 0	2		本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	6	1	11 1	0	2		本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工 <u>(床掘り・</u> <mark>埋戻し)</mark> 、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その 他これらに類する工種について定める。	
6 1				1 - 11 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					1	1 - 11 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6 1	11	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	6	1 1	11 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
6 1				1 - 11 - 3					3 0		1 - 11 - 3		
6 1	11	3 0) 2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。							防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	
6 1				1 - 11 - 4					0		1 - 11 - 4		
6 1	11	4 1	1	1.	請負者は、境界杭(鋲)の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	6	1 1	11 4	1	1	1.	受注者は、境界杭(鋲)の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	
6 1	11	4 2	1	2 .	請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	1 '	11 4	2	1	2 .	受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
6 1	11	4 3	1	3 .	請負者は、杭(鋲)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	6	1 '	11 4	3	1	3 .	受注者は、杭(鋲)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	
6 1	11	4 4	1	4 .	請負者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	6	1 ′	11 4	4	1	4 .	受注者は、境界プロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	
6 1	11	4 5	1	5 .	請負者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	6	1 '	11 4	5	1	5 .	受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	
6 1				1 - 11 - 5					5 0		1 - 11 - 5		
6 1	11	5 0	2		銘板工の施工については、第4編3-8-5銘板工の規定 による。	6	1 1	11 5	5 0	2		銘板工の施工については、第4編3-8-5銘板工の規定 による。	
6 1				1 - 11 - 6	点検施設工				0		1 - 11 - 6		
6 1	11	6 0	2		請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	б	1 /	11 6	6 0	2		受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
6 1				第12節	付带道路工				0		第12節	付带道路工	
6 1				1 - 12 - 1	一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装 準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層 カラー舗装工、側溝工、集水桝工、縁石工、区画線工その 他これらに類する工種について定める。				0		1 - 12 - 1	一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンク リート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水桝工、縁 石工、区画線工その他これらに類する工種について定め る。	
6 1	12	2 0) 1	1 - 12 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	1 '	12 2	2 0	1	1 - 12 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
- 1						1 -	- 1			•		THE STATE OF THE S	

								-/\	<u>ا ت</u>	- 1/3/1	ョ 孙川山 レレモメイン	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	4 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 1	12 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	6	1	12 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
6 1				1 - 12 - 3	路側防護柵工	6	1	12 3	3 0	1	1 - 12 - 3	路側防護柵工	
6 1	12 3	0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。	6	1	12 3	3 0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。	
6 1				1 - 12 - 4	舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備					1	1 - 12 - 4	舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備	
6 1	12 4	. 0	2			0	'	12 4	1 0	2		開表学権工の他工にプロでは、第3編2-6-5開表学権 工の規定による。	
6 1	12 5	0	1	1 - 12 - 5	アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7	6	1	12 5	0	1	1 - 12 - 5	アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7	
			2		アスファルト舗装工の規定による。		'	12				アスファルト舗装工の規定による。	
6 1				1 - 12 - 6	コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12					1 2	1 - 12 - 6	コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12	
	12		_		コンクリート舗装工の規定による。				, 0			コンクリート舗装工の規定による。	
6 1				1 - 12 - 7	薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。	6	1	12 7 12 7	7 0	2	1 - 12 - 7	薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。	
6 1				1 - 12 - 8						1	1 - 12 - 8		
6 1	12 8	0	2		側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定 による。	6	1	12 8	3 0	2		側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定 による。	
6 1 6 1	12 9	0	1 2	1 - 12 - 9	集水桝工 集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の					1 2	1 - 12 - 9	集水桝工 集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の	
	12 3		2		規定による。							規定による。	
6 1	12 1 12 1	0 0	1 2	1 - 12 - 10	縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定	6	1	12 1	0 0	1 2	1 - 12 - 10	縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定	
					による。							による。	
6 1				1 - 12 - 11	区画線工 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の				1 0	1 2	1 - 12 - 11	区画線工 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の	
					規定による。							規定による。	
6 1 6 1				第13節 1 - 13 - 1	付帯道路施設工 一般事項				0	1	第13節 1 - 13 - 1	付带道路施設工	
6 1	13 1	0	2	1 - 10 - 1	本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小				0		1 - 10 - 1	本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小	
					型標識工その他これらに類する工種について定める。							型標識工その他これらに類する工種について定める。	
6 1				1 - 13 - 2	境界工 境界工の施工については、第6編1-11-4境界工の規定 による。				2 0		1 - 13 - 2	境界工 境界工の施工については、第6編1-11-4境界工の規定 による。	
6 1				1 - 13 - 3	道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。				3 0		1 - 13 - 3	道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。	

								-/\		<u> </u>	百列川山北秋水	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 1 6 1		0	1 2	1 - 13 - 4	小型標識工 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識 工の規定による。	6	1	13 4		2	1 - 13 - 4	小型標識工 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識 工の規定による。	
6 2				第2章	流路						第2章	流路	
6 2 6 2					適 用本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。				0 0	1	第1節 1.	適 用 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護 岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮 設工その他これらに類する工種について適用する。	
6 2	1 0	2	1	2 .	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂 防土工の規定による。	6	2	1 0) 2	1	2 .	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂 防土工の規定による。	
6 2	1 0	4	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	2	1 0) 4	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
6 2	1 0	5	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	6	2	1 0) 5	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
6 2	1 0	6	1	5 .	請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	6	2	1 0) 6	1	5 .	受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
6 2	2 0	0	1	第 2 節	適用すべき諸基準	6	2	2 0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6 2	2 0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	2	2 0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6 2					日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成11年3月)					3		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>24</u> 年 3 月)	
6 2					日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針(平成22年3月)							日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針(平成22年3月)	
6 2				70 - 70 -	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針(平成11年3月)						W - W	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
6 2					軽量盛土工 一般事項	6	2	3 (0	1	第3節 2 - 3 - 1	軽量盛土工 一般事項	
6 2				<u> </u>					1 1			本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
6 2				2 - 3 - 2						1	2 - 3 - 2		
6 2	3 2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	6	2	3 2	2 1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
6 2				第4節	流路護岸工	6	2	4 0	0	1	第4節	流路護岸工	
6 2 6 2				2 - 4 - 1	一般事項 本節は、流路護岸工として作業土工、埋戻し工、基礎工 (護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積 擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種 について定める。	6	2	4 1	0 0	1 2	2 - 4 - 1	一般事項 本節は、流路護岸工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 埋戻し工、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロッ ク積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他こ れらに類する工種について定める。	
6 2	4 2	0	1	2 - 4 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	2	4 2	2 0	1	2 - 4 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	

			<u>-/\`.</u>		H / ·	\ \(\text{ULL}\)	<u> </u>	<u> 吉利川口に戦る</u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 2 4 2 0 2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の 規定による。							作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
6 2 4 3 0 1 6 2 4 3 0 2	2 - 4 - 3	埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。					2	2 - 4 - 3	埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。	
6 2 4 4 0 1 6 2 4 4 0 2	2 - 4 - 4	基礎工(護岸) 基礎工(護岸)の施工については、第3編2-4-3基礎	6	2 2	4 4	4 0 4 0	1 2	2 - 4 - 4	基礎工(護岸) 基礎工(護岸)の施工については、第3編2-4-3基礎	
6 2 4 5 0 1	2 - 4 - 5	工(護岸)の規定による。 コンクリート擁壁工	6	2	4	5 0	1	2 - 1 - 5	工(護岸)の規定による。	
6 2 4 5 0 2	2 - 4 - 3	コンクリート擁壁工の施工については、第6編1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定による。						2 - 4 - 3	コンクリート擁壁工の施工については、第6編1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定による。	
6 2 4 6 0 1 6 2 4 6 0 2	2 - 4 - 6	ブロック積擁壁工 ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コ					1 2	2 - 4 - 6	プロック積擁壁工 プロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コ	
		ンクリートブロック工の規定による。							ンクリートプロック工の規定による。	
6 2 4 7 0 1 6 2 4 7 0 2	2 - 4 - 7	石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積	6	2	4	7 0 7 0	1 2	2 - 4 - 7	石積擁壁工 石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積	
		(張)工の規定による。							(張)工の規定による。	
6 2 4 8 0 1	2 - 4 - 8	護岸付属物工	6	2	4	8 0	1	2 - 4 - 8	護岸付属物工	
6 2 4 8 1 1	1.	横帯コンクリートの施工については、第3編2-14-4法 枠工の規定による。	6	2	4	8 1	1	1 .	. 横帯コンクリートの施工については、第3編2-14-4法 枠工の規定による。	
6 2 4 8 2 1	2 .	プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎と の密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなけ ればならない。	6	2	4	8 2	1	2 .	. プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎と の密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなけ ればならない。	
6 2 4 9 0 1 6 2 4 9 0 2	2 - 4 - 9	植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。					1 2	2 - 4 - 9	植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。	
6 2 5 0 0 1 6 2 5 1 0 1	第5節 2-5-1	床固め工 一般事項					1	第5節 2 - 5 - 1	床固め工	
6 2 5 1 0 2	2 - 3 - 1	本節は、床固め工として作業土工、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。	6					2 - 3 - 1	本節は、床固め工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。	
6 2 5 2 0 1 6 2 5 2 0 2	2 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の	6	2	5	2 0	1	2 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工	
		規定による。	J O			_ 0			「	
6 2 5 3 0 1 6 2 5 3 0 2	2 - 5 - 3	埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。	6	2	5 5	3 0	1 2	2 - 5 - 3	埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。	
6 2 5 4 0 1	2 - 5 - 4	床固め本体工				4 0		2 - 5 - 4	床固め本体工	
6 2 5 4 0 2		床固め本体工の施工については、第6編1-8-4コンク リート堰堤本体工の規定による。	6	2	5	4 0	2		床固め本体工の施工については、第6編1-8-4コンク リート堰堤本体工の規定による。	

		<u>-/ _</u>	ᆂᆿ	芦六	一	工化	<u> 青新旧比較和</u>		-/ 1
	現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 2 5 5 0 1 2 - 5 - 5 6 2 5 5 0 2	垂直壁工 垂直壁工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	2	5 5	5 0 5 0	1 2	2 - 5 - 5	垂直壁工 垂直壁工の施工については、第6編1-8-4コンクリー ト堰堤本体工の規定による。	
6 2 5 6 0 1 2 - 5 - 6 6 2 5 6 0 2	側壁工 側壁工の施工については、第6編1-8-6コンクリート 側壁工の規定による。	6	2	5 (6 0 6 0	2	2 - 5 - 6	側壁工 側壁工の施工については、第6編1-8-6コンクリート 側壁工の規定による。	
6 2 5 7 0 1 2 -5 -7 6 2 5 7 0 2	水叩工 水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定 による。					2	2 - 5 - 7	水叩工 水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定 による。	
6 2 5 8 0 1 2 - 5 - 8 6 2 5 8 0 2	魚道工 魚道工の施工については、第6編1-8-4コンクリート 堰堤本体工の規定による。	6	2	5 5	8 0	2	2 - 5 - 8	魚道工 魚道工の施工については、第6編1-8-4コンクリート 堰堤本体工の規定による。	
6 2 6 0 0 1 第6節	根固め・水制工	6	2	6 (0 0	1		根固め・水制工	
6 2 6 1 0 1 2 - 6 - 1 6 2 6 1 0 2	一般事項 本節は、根固め・水制工として作業土工、埋戻し工、根固 めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他こ れらに類する工種について定める。					1 2	2 - 6 - 1	一般事項 本節は、根固め・水制工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	
6 2 6 2 0 1 2 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					1	2 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6 2 6 2 0 2	作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の 規定による。	6	2	6	2 0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
6 2 6 3 0 1 2 - 6 - 3 6 2 6 3 0 2	埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。					2	2 - 6 - 3	埋戻し工 埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の 規定による。	
	根固めブロック工	6	2	6	4 0	1	2 - 6 - 4	根固めブロックエ	
6 2 6 4 0 2	根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めブロック工の規定による。	6	2	6	4 0	2		根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根 固めブロック工の規定による。	
6 2 6 5 0 1 2 - 6 - 5						1	2 - 6 - 5		
6 2 6 5 0 2	間詰コンクリートの施工については、第6編1-8-7間 詰工の規定による。	6	2	6	5 0	2		間詰コンクリートの施工については、第6編1-8-7間 詰工の規定による。	
6 2 6 6 0 1 2 - 6 - 6						1	2 - 6 - 6		
6 2 6 6 0 2	捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	6	2	6	6 0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定 による。	
6 2 6 7 0 1 2 - 6 - 7	かごエ	6	2	6	7 0	1	2 - 6 - 7	かごエ	
6 2 6 7 0 2	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	6	2	6	7 0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	
6 2 6 8 0 1 2 - 6 - 8						1	2 - 6 - 8		
6 2 6 8 0 2	元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	6	2	6	8 0	2		元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
6 2 7 0 0 1 第7節	流路付属物設置工				0 0		第7節	流路付属物設置工	
6 2 7 1 0 1 2 - 7 - 1 6 2 7 1 0 2	一般事項 本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界					1	2 - 7 - 1	一般事項	
	本即は、流路竹属物設直工として階段工、防止備工、境界工その他これらに類する工種について定める。	0	2	1				本即は、流路的属物設直工として階段工、防止備工、境界 工その他これらに類する工種について定める。	

							<u>/\.</u>	=	F7	てに	<u> </u>	音新旧比較不	改訂条文	改訂理由等
編章	重食	第 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 2					2 - 7 - 2	階段工 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定 による。				2 0		2 - 7 - 2	階段工 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定 による。	
6 2						防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。				3 0		2 - 7 - 3	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。	
6 2					2 - 7 - 4	境界工 境界工の施工については、第6編1-11-4境界工の規定 による。				4 0		2 - 7 - 4	境界工 境界工の施工については、第6編1-11-4境界工の規定 による。	
6 3					第3章 第1節	斜面対策 適 用				0 0		第3章 第1節	斜面対策	
6 3					1 .	本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面対策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。				0 1			本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面対策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
6 3	3 1	0	2	1		砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	6	3	1	0 2	1	2 .	. 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	
6 3	3 1	0	3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	3	1	0 3	1	3 .	. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
6 3	3 1	1 0	4	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	6	3	1	0 4	1	4 .	・本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
6 3	3 2	2 0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				0 0		第2節	適用すべき諸基準	
0 3	3 2	2 0	U	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0 0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6 3	3 2	2 0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	6	3	2	0 0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	
6 3	3 2	2 0	0	4		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	6	3	2	0 0	4		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	
6 3	3 2	2 0	0	5		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>11</u> 年 3 月)	6	3	2	0 0	5		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>24</u> 年 3 月)	
6 3	3 2	2 0	0	6		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	6	3	2	0 0	6		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
6 3	3 2	2 0	0	7		日本道路協会 道路土工指針 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	6	3	2	0 0	7		日本道路協会 道路土工指針 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	

	現行条文						ᆿᅒᄓᄓᅜᅜᅕᅩᅩᄾ	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 3 2 0 0 8	土木研究センター 補強土 (テールアルメ)壁工法設計・ 施工マニュアル (平成15年11月)	6	3	2 0	0	8		土木研究センター 補強土 (テールアルメ)壁工法設計・ 施工マニュアル (平成15年11月)	
6 3 2 0 0 10	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成 <u>12</u> 年 <u>3</u> 月)	6	3	2 0	0	10		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成 <u>26</u> 年 <u>6</u> 月)	
6 3 2 0 0 11	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)	6	3	2 0	0	11		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)	
6 3 2 0 0 13	斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)	6	3	2 0	0	13		斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)	
6 3 2 0 0 14	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)	6	3	2 0	0	14		斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)	
	軽量盛土工					1	第 3 節	軽量盛土工	
						1	3 - 3 - 1		
6 3 3 1 1 2	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。							本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
6 3 3 2 0 1 3 - 3 - 2 6 3 3 2 1 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。					2	3 - 3 - 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
6 3 4 0 0 1 第4節	法面工				0		第4節	法面工	
6 3 4 1 0 1 3 - 4 - 1 6 3 4 1 0 2	一般事項本節は、法面工として植生工、吹付工、法枠工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。	6	3	4 1	0	2	3 - 4 - 1	一般事項 本節は、法面工として植生工、吹付工、法枠工、かご工、 アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種に ついて定める。	
6 3 4 2 0 1 3 - 4 - 2	植生工	6	3	4 2	0	1	3 - 4 - 2		
6 3 4 2 0 2	植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	6	3	4 2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。	
6 3 4 3 0 1 3 - 4 - 3					0		3 - 4 - 3	吹付工	
6 3 4 3 0 2	吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	6	3	4 3	0	2		吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定 による。	
6 3 4 4 0 1 3 - 4 - 4					. 0		3 - 4 - 4		
6 3 4 4 0 2	法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	6	3	4 4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	
6 3 4 5 0 1 3 - 4 - 5	かごエ	6	3	4 5	0	1	3 - 4 - 5	かごエ	
6 3 4 5 0 2	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	6	3	4 5	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	
6 3 4 6 0 1 3 - 4 - 6	アンカーエ(プレキャストコンクリート板)	6	3	4 6	0	1		アンカーエ(プレキャストコンクリート板)	
6 3 4 6 1 1 1 1 .	請負者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	6	3	4 6	1	1		. 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-4 施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	

						現行条文	/\=	_		<u> ' 7K</u>	音利11日比較な	改訂条文	改訂理由等
編	章(節身	4 項	項以	編章節条	旧・条文構成	編章	節条	導項	項以	編章節条	新・条文構成	改定理由
6	3	4 6	5 2	1		請負者は、PC法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	6 3	4 6	2	1	2 .	受注者は、PC法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	
6	3	4 6	3	1		請負者は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ 転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除 去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合 には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならな い。	6 3	4 6	3	1	3 .	受注者は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ 転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除 去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合 には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならな い。	
6	3	4 6	6 4	1	4 .	請負者は、基面とPC法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、PC法枠にがたつきがないように施工しなければならない。	6 3	4 6	4	1	4 .	受注者は、基面とPC法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、PC法枠にがたつきがないように施工しなければならない。	
6	3	4 6	5 5	1		アンカーの施工については、第6編3-4-7抑止アンカー 工の規定による。	6 3	4 6	5	1	5 .	アンカーの施工については、第6編3-4-7抑止アンカー 工の規定による。	
6	3	4 6	6 6	1		請負者は、PCフレーム板の中に納まるアンカー頭部は、 錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。	6 3	4 6	6	1	6 .	受注者は、 P C フレーム板の中に納まるアンカー頭部は、 錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。	
6	3	4 6	5 7	1		請負者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。	6 3	4 6	7	1	7 .	受注者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。	
6	3	4 6	8	1		請負者は、PC法枠のジョイント部の接続または目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。	6 3	4 6	8	1	8 .	受注者は、P C 法枠のジョイント部の接続または目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。	
6	3	4 6	3 9	1	9 .	請負者は、PC法枠工の施工にあたっては、PCフレーム 工法設計・施工の手引き4章施工の規定による。	6 3	4 6	9	1	9 .	受注者は、PC法枠工の施工にあたっては、PCフレーム 工法設計・施工の手引き4章施工の規定による。	
				1	3 - 4 - 7		6 3					抑止アンカーエ	
6	3	4 7	1	1		請負者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	6 3	4 7	1	1	1.	受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	
6	3	4 7	2	1	2 .	請負者は、アンカーの削孔に際しては、周囲の地盤を乱すことのないように十分注意して施工しなければならない。	6 3	4 7	2	1	2 .	受注者は、アンカーの削孔に際しては、周囲の地盤を乱すことのないように十分注意して施工しなければならない。	
6	3	4 7	3	1		請負者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含まないものを使用しなければならない。また、周辺地盤、アンカー定着地盤に影響を及ぼす恐れのある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6 3	4 7	3	1	3 .	受注者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含まないものを使用しなければならない。また、周辺地盤、アンカー定着地盤に影響を及ぼす恐れのある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

						現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成				孫 項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6 3	3 4	7	4	1	4 .	請負者は、設計図書に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	6	3	4 7	7 4	1	Í	受注者は、設計図書に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	
6 3	3 4	7	5	1	5 .	請負者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。	6	3	4 7	7 5	1		受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。	
6 3	3 4	7	6	1	6 .	請負者は、削孔が終了した場合は、原則として孔内を清水により十分洗浄し、スライム等を除去しなければならな	6	3 '	4 7	7 6	1		受注者は、削孔が終了した場合は、原則として孔内を清水により十分洗浄し、スライム等を除去しなければならない。	
6 3	3 4	7	7	1		請負者は、テンドンにグラウトとの付着を害するさび、油、泥等が付着しないよう注意して取扱うものとし、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。	6	3	4 7	7 7	1) 	Vio 受注者は、テンドンにグラウトとの付着を害するさび、 油、泥等が付着しないよう注意して取扱うものとし、万一 付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わ なければならない。	
6 3	3 4	7	8	1		請負者は、グラウト注入にあたり、削孔内の排水、排気を円滑に行うため、アンカーの最低部より開始する。なお、グラウトが孔口から排出されるまで注入作業を中断してはならない。	6	3	4 7	7 8	1	l l	受注者は、グラウト注入にあたり、削孔内の排水、排気を 円滑に行うため、アンカーの最低部より開始する。なお、 グラウトが孔口から排出されるまで注入作業を中断しては ならない。	
6 3	3 4	7	9	1		請負者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。	6	3	4 7	7 9	1	1	受注者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。	
6 3						請負者は、注入されたグラウトが設計図書に示された強度に達した後、設計図書に示された残存引張り力が得られるよう初期緊張力を与えなければならない。							受注者は、注入されたグラウトが設計図書に示された強度に達した後、設計図書に示された残存引張り力が得られるよう初期緊張力を与えなければならない。	
6 3						<u>擁壁工</u> 一般事項	6	3	5 1		1	第5節	擁壁工	
6 3						本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁 工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、 落石防護工、その他これらに類する工種について定める。				1 0		1 1	本節は、擁壁工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	
6 3					3 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の					1		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工	
						TF乗工工の施工にプロでは、第3編2-3-3TF乗工工の 規定による。	0	5		<u> </u>	'		#F兼工工の施工に J い C は、 第 3 編 2 - 3 - 3 #F 兼工工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
6 3	5	2	2	1		請負者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべり等を誘発させないよう施工しなければならない。	6	3	5 2	2 2	1	5	受注者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に 注意し、地すべり等を誘発させないよう施工しなければな らない。	
6 3	5	3	0	1	3 - 5 - 3	既製杭工	6	3	5 3	3 0	1	3 - 5 - 3	既製杭工	

										<u> </u>	\~ <u>_</u>	<u> </u>	<u>- 1405 E</u>	<u>⊒ ਔ∏ਹ ≀ਹ ₹Χ 1</u> ∨	改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条〕	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6	3	5	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	6	3	5	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
				0		3 - 5 - 4	場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。			5					場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コ ンクリートの規定による。	
				0		3 - 5 - 5	プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。						2	3 - 5 - 5	プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。	
				0		3 - 5 - 6				5				3 - 5 - 6		
				0			補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁 工の規定による。								補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁 工の規定による。	
6	3	5	7	0	1		井桁ブロックエ			5				3 - 5 - 7	井桁ブロックエ	
							井桁プロック工の施工については、第3編2-15-4井桁 プロック工の規定による。								井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁 ブロック工の規定による。	
				1		3 - 5 - 8	落石防護工 請負者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺 の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着さ せなければならない。	6					1	<u>3 - 5 - 8</u> 1 .	落石防護工 受注者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着させなければならない。	
6	3	5	8	2	1	2 .	請負者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。		3	5	8	2	1	2 .	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	
6	3	5	8	3	1	3 .	請負者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による 衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければ ならない。		3	5	8	3	1	3 .	受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。	
				0		第6節 3 - 6 - 1	山腹水路工			6				第6節 3 - 6 - 1	山腹水路工	
				1			本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路 工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水桝工、現場打水路工 その他これらに類する工種について定める。	6					1	1 .	本節は、山腹水路工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水桝工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	
6	3	6	1	2	1	2 .	請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。		3	6	1	2	1	2 .	受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	
				0		3 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。			6				3 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	

	个上事共进位恢音机位比较较 改訂条文	改訂理由等
		NH1 XIII ()
編章節条項以編章節条 旧・条文構成	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下 に	改定理由
6 3 6 3 0 1 3 - 6 - 3 山腹集水路・排水路工 6 3 6 3 1 1 1 . 請負者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらな。	6 3 6 3 0 1 3 - 6 - 3 山腹集水路・排水路工 6 3 6 3 1 1 1 . 受注者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらな	
いよう施工しなければならない。	いよう施工しなければならない。	
6 3 6 3 2 1 2 <u>請負者</u> は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。	に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければなら ない。	
6 3 6 3 3 1 3 . iii負者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	6 3 6 3 3 1 3 . 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
6 3 6 4 0 1 3 - 6 - 4 山腹明暗渠工	6 3 6 4 0 1 3 - 6 - 4 山腹明暗渠工	
6 3 6 4 1 1 1 1 . 山腹明暗渠工の施工については、第6編3-6-3山腹集 水路・排水路工の規定による。	水路・排水路工の規定による。	
6 3 6 4 2 1 2 . ii負者は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に 損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むよ うにしなければならない。	6 3 6 4 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に 損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むよ うにしなければならない。	
6 3 6 4 3 1 3 . <u>請負者</u> は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。	6 3 6 4 3 1 3 . <mark>受注者</mark> は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。	
6 3 6 4 4 1 4 . 請負者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、 基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設 しなければならない。	6 3 6 4 4 1 4 . <mark>受注者</mark> は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、 基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設 しなければならない。	
6 3 6 5 0 1 3 - 6 - 5 山腹暗渠工 6 3 6 5 0 2 請負者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	6 3 6 5 0 1 3 - 6 - 5 山腹暗渠工 受注者 は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	
6 3 6 6 0 1 3 - 6 - 6 現場打水路工 6 3 6 6 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	6 3 6 6 0 1 3 - 6 - 6 現場打水路工 6 3 6 6 1 1 1 1 2 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
6 3 6 6 2 1 2 . <u>請負者</u> は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。	6 3 6 6 2 1 2 . <u>受注者</u> は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。	
6 3 6 7 0 1 3 - 6 - 7 集水桝工	6 3 6 7 0 1 3 - 6 - 7 集水桝工	

							現行条文	-/ _	<u> </u>	- / \	<u> </u>	. 1-1-17		改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節身	系 項	項りて	i 、 編章節条	新・条文構成	改定理由
6	3	6	7	0	2		集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の 規定による。	6	3	6 7	7 0) 2		集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の 規定による。	
					1	第7節 3 - 7 - 1	地下水排除工 一般事項	6	3	7 1	1 0) 1	3 - 7 - 1	地下水排除工一般事項	
6	3	7	1	1	1		本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。	6	3	7 1	1 1	1		本節は、地下水排除工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。	
6	3	7	1	2	1	2 .	請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。		3	7 1	1 2	2 1	2 .	受注者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。	
6	3	7	1	3	1	3 .	請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	6	3	7 1	1 3	3 1	3 .	受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を 認めた場合、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	
6	3	7	1	4	1	4 .	請負者は、検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、請負者に指示した場合にはこの限りではない。		3	7 1	1 4	1 1	4 .	受注者は、検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。	
6	3	7	1	5	1	5 .	請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。		3	7 1	1 5	5 1	5 .	受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。	
6	3	7	1	6	1	6 .	請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに監督職員に報告しなければならない。		3	7 1	1 6	5 1	6 .	受注者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	
6	3	7	2	0	1	3 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)) 1		作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	3	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	6	3	7 2	2 0) 2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
6	3	7	3	0	1	3 - 7 - 3	井戸中詰工	6	3	7 3	3 0) 1	3 - 7 - 3	井戸中詰工	
6	3	7	3	0	2		井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。) 2		井戸中語工の施工については、第1編第2章第3節河川土 工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	
				0	1 1		集排水ボーリング工 請負者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形 し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならな い。	6) 1		集排水ボーリング工 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形 し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならな い。	
6	3	7	4	2	1	2 .	保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニール管とするものとする。	6	3	7 4	4 2	2 1	2 .	保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニール管とするものとする。	

		-/1\-	<u></u>	<u> </u>	, JUL	<u> ' 7K </u>	音利11日に戦る	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。	6	3	7 4	4 3	1	3 .	保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。	
6 3 7 4 4 1 4 .	請負者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	6	3	7	4 4	1	4 .	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	
6 3 7 5 0 1 3 - 7 - 5 6 3 7 5 0 2	集水井工 <u>請負者</u> は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状	6	3	7 !	5 0	1	3 - 7 - 5	集水井工 受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状	
	記して、 現では、 現では、 現では、 現では、 現では、 現では、 現でする。 場合は、 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		5	,		2		況により設計図書に定めた設置位置及び深度に支障のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
6 3 8 0 0 1 第8節	地下水遮断工				0 0		第8節	地下水遮断工	
6 3 8 1 0 1 3 - 8 - 1 6 3 8 1 0 2	一般事項 本節は、地下水遮断工として作業土工、場所打擁壁工、固 結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。				1 0		3 - 8 - 1	一般事項 本節は、地下水遮断工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類す る工種について定める。	
	作業土工(床掘り・埋戻し)					1	3 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6 3 8 2 0 2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	6	3	8 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
6 3 8 3 0 1 3 - 8 - 3 6 3 8 3 0 2	場所打擁壁工				3 0 3 0	1	3 - 8 - 3	場所打擁壁工	
6 3 8 3 0 2	現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	0	3	8 ,	3 0	2		現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
6 3 8 4 0 1 3 - 8 - 4						1	3 - 8 - 4		
6 3 8 4 0 2	固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	0	3	8 4	4 0	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	
6 3 8 5 0 1 3 - 8 - 5 6 3 8 5 0 2	矢板工 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。					1 2	3 - 8 - 5	矢板工 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
6 3 9 0 0 1 第9節	抑止杭工	6	3	9 (0 0	1	第 9 節	抑止杭工	
6 3 9 1 0 1 3 - 9 - 1 6 3 9 1 1 1 1 .	一般事項 本節は、抑止杭工として作業土工、既製杭工、場所打杭 工、シャフトエ(深礎工)、合成杭工、その他これらに類 する工種について定める。				1 0	1	3 - 9 - 1	一般事項 本節は、抑止杭工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し</u>)、既 製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、 その他これらに類する工種について定める。	
6 3 9 1 2 1 2 .	請負者は、杭の施工については第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	6	3	9	1 2	1	2 .	受注者は、杭の施工については第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	
6 3 9 1 3 1 3.	請負者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	_	3	9	1 3	1	3 .	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	

						現行条文		<u> </u>	~		百列川山北秋水	改訂条文	改訂理由等
編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
6	3	9 1	4	1	4 .	請負者は、杭建で込みのための削孔作業においては、排出 土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固 定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。	6 3	9 1	4	1	4 .	受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出 土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固 定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。	
			0		3 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6 3	9 2	0	1	3 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	3	9 2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	6 3	9 2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
6	3	9 3	0	1	3 - 9 - 3		6 3				3 - 9 - 3		
6	3	9 3	1	1	1 .	既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	6 3	9 3	1	1	1 .	既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	表現を整備局と整合
6	3	9 3	2	1	2 .	請負者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。	6 3	9 3	2	1	2 .	受注者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。	
6	3	9 3	3	1	3 .	請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水 路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならな い。	6 3	9 3	3	1	3 .	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水 路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならな い。	
6	3	9 3	4	1	4 .	請負者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。	6 3	9 3	4	1	4 .	受注者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。	
6	3	9 3	5	1	5 .	<u>請負者</u> は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。	6 3	9 3	5	1	5 .	受注者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。	
6	3	9 3	6	1	6 .	請負者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。	6 3	9 3	6	1	6 .	受注者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡 孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応で きるよう配慮しておかなければならない。	
6	3	9 4	. 0	1	3 - 9 - 4	 場所打杭丁	6 3	9 4	0	1	3 - 9 - 4	場所打杭工	
6	3	9 4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭 工の規定による。	6 3	9 4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
6	3	9 5	0	1	3 - 9 - 5	シャフト工(深礎工)	6 3				3 - 9 - 5	シャフトエ(深礎工)	
6	3	9 5	0	2		シャフトエ(深礎工)の施工については、第3編2-4- 6深礎工の規定による。	6 3	9 5	0	2		シャフトエ(深礎工)の施工については、第3編2-4- 6深礎工の規定による。	
6	3	9 6	0 0	2	3 - 9 - 6	合成杭工 合成杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	6 3				3 - 9 - 6	合成杭工 合成杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
				1		斜面対策付属物設置工	6 3				第10節	斜面対策付属物設置工	
			0	2		一般事項 本節は、斜面対策付属物設置工として点検施設工その他これらに類する工種について定める。	6 3				3 - 10 - 1	一般事項 本節は、斜面対策付属物設置工として点検施設工その他これらに類する工種について定める。	
				1	3 - 10 - 2	点検施設工	6 3				3 - 10 - 2	点検施設工	
6	3 1	10 2	0	2		点検施設工の施工については、第6編1-11-6点検施設 工の規定による。	6 3	10 2	0	2		点検施設工の施工については、第6編1-11-6点検施設 工の規定による。	
					第7編 第1章	ダ ム 編 コンクリートダム					第7編 第1章	ダ <u>ム</u> 編 コンクリートダム	

		<u> </u>		-/\	. ~	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
項						頂		PART 372	NH1-TH ()
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章(節	孫 項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 1 1 0 0 1 第1節 適		7	1	1 (0 0	1	第1節	適用	
型 工、 リー	章は、ダム工事における掘削工、ダムコンクリート工、 幸工、表面仕上げ工、埋設物設置工、パイプクーリング プレクーリング工、継目グラウチング工、閉塞コンク ト工、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工 こついて適用する。	7	1	1 (0 1	1	1 .	. 本章は、ダム工事における掘削工、ダムコンクリート工、型枠工、表面仕上げ工、埋設物設置工、パイプクーリング工、プレクーリング工、継目グラウチング工、閉塞コンクリート工、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工種について適用する。	
	章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	7	1	1 (0 2	1	2 .	・ 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
7 1 2 0 0 1 第2節 適月 7 1 2 0 0 2 請負	用すべき諸基準 <mark>急者</mark> は、設計図書において特に定めのない事項について	7	1	2 (0 0	1	第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について	
	下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも とし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら	7	1	2 (2		文注 は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
7 1 2 0 0 3 土 流編)	木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート)	7	1	2 (0 0	3		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)	
7 1 3 0 0 1 第3節 掘肖	削工	7	1	3 (0 0	1		掘削工	
7 1 3 1 0 2 本質 岩盤 盤 <i>Q</i>	股事項 節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、 盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩 の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種 ついて定める。				1 0		1 - 3 - 1	一般事項 本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、 岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩 盤の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種 について定める。	
7 1 3 2 0 1 1 3 2 掘肖	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7	1	3 2	2 0	1	1 - 3 - 2	掘削分類	
7 1 3 2 0 2 掘肖	割は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行う のとする。	7	1	3 2	2 0	2		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行う ものとする。	
7 1 3 2 0 3 (1) 土石 7 1 3 2 0 4 (2) 岩石		7	1	3 2	2 0	3	(1)	土石掘削	
7 1 3 2 0 5 たた	コ掘的 だし、第9編1-3-5岩盤面処理の3項に示す仕上げ 削は、岩石掘削に含むものとする。	7	1	3 2	2 0	5	(2)	ただし、第9編1-3-5岩盤面処理の3項に示す仕上げ 掘削は、岩石掘削に含むものとする。	
7 1 3 3 0 1 1 - 3 - 3 過振	屈の処理				3 0			過掘の処理	
7 1 3 3 1 1 1 1 . 請負 7 1 3 3 2 1 2 . 請負	<u>負者</u> は、過掘のない様に施工しなければならない。 <u>負者</u> は、本条1項の埋戻しはコンクリートで埋戻さなけ	7	1	3 3	3 1	1		. <mark>受注者</mark> は、過掘のない様に施工しなければならない。 . <mark>受注者</mark> は、本条1項の埋戻しはコンクリートで埋戻さなけ	
	ばならない。 							ればならない。	
7 1 3 4 0 1 1 - 3 - 4 発破					4 0		1 - 3 - 4		
	急者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然 基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用 る火薬類の種類及び使用量を制限しなければならない。	/	1	3 2	4 0	2		受注者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然 の基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用 する火薬類の種類及び使用量を制限しなければならない。	
7 1 3 5 0 1 1 - 3 - 5 岩盤	盤面処理	7	1	3 5	5 0	1	1 - 3 - 5	岩盤面処理	
7 1 3 5 1 1 1 1 基础	出るとは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、 ンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。				5 1			・基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、 コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。	

							<u> </u>		<u> </u>	てに	<u> 上 1水</u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7	1	3 5	1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監 督職員が変更する場合があるものとする。	7	1	3	5 1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監 督職員が変更する場合があるものとする。	
7	1	3 5	2	1	2 .	請負者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督職員 の確認を受けなければならない。	7	1	3	5 2	1	2 .	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督職員の確認を受けなければならない。	
		3 5				仕上げ掘削					1		仕上げ掘削	
7	1	3 5	3	2	(1)	仕上げ掘削とは、コンクリート打設前に掘削作業により弛んだ岩盤を火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。	7	1	3	5 3	2	(1)	仕上げ掘削とは、コンクリート打設前に掘削作業により弛 んだ岩盤を火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面 を仕上げる作業をいうものとする。	
7	1	3 5	3	3	(2)	請負者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び 手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じない ように仕上げなければならない。	7	1	3	5 3	3	(2)	受注者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び 手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じない ように仕上げなければならない。	
		3 5			4 .	岩盤清掃	7	1	3	5 4	1	4 .	岩盤清掃	
7	1	3 5	4	2		請負者は、コンクリート打設直前に基礎岩盤面上の浮石、 堆積物、油及び岩片等を除去したうえで圧力水、圧縮空 気、ワイヤーブラシ等により清掃し、溜水、砂等を除去し なければならない。	7	1	3	5 4	2		受注者は、コンクリート打設直前に基礎岩盤面上の浮石、 堆積物、油及び岩片等を除去したうえで圧力水、圧縮空 気、ワイヤーブラシ等により清掃し、溜水、砂等を除去し なければならない。	
		3 6 3 6			1 - 3 - 6 1 .	不良岩等の処理 請負者は、局部的不良岩及び破砕帯、断層の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				6 0 6 1	1 1	1 - 3 - 6	不良岩等の処理 受注者は、局部的不良岩及び破砕帯、断層の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7	1	3 6	2	1	2 .	請負者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		1	3	6 2	1	2 .	受注者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7	1 :	3 7	0 1	1		建設発生土の処理 請負者は、建設発生土を設計図書に示す建設発生土受入れ 地に運搬し、処理しなければならない。		1	3	7 0 7 1	1		建設発生土の処理 受注者は、建設発生土を設計図書に示す建設発生土受入れ 地に運搬し、処理しなければならない。	
7	1	3 7	2	1	2 .	請負者は、建設発生土を処理するときは、降雨等による崩壊及び土砂や雨水の流出による災害を起こすことがないよう施工しなければならない。	7	1	3	7 2	1	2 .	受注者は、建設発生土を処理するときは、降雨等による崩壊及び土砂や雨水の流出による災害を起こすことがないよう施工しなければならない。	
		3 7			3 .	請負者は、建設発生土を再生資源として利用する場合には、その利用先について設計図書によらなければならない。				7 3		3 .	受注者は、建設発生土を再生資源として利用する場合には、その利用先について設計図書によらなければならない。	
		3 8 8				基礎岩盤の確認 請負者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤として の適否について、監督職員の確認を受けなければならな い。				8 0	1		基礎岩盤の確認 受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤として の適否について、監督職員の確認を受けなければならな い。	

	<u> </u>	<u> </u>	-₹	7/\	吧	<u> </u>	首机旧比较农		_,
現行条文								改訂条文	改訂理由等
項	i	編	章()	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 1 3 8 2 1 2 . iii 負者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。								受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。	
7 1 3 9 0 1 1 - 3 - 9 岩盤確認後の再処理						1	1 - 3 - 9	岩盤確認後の再処理	
7 1 3 9 0 2 請負者 は、次の場合には、監督職員の指示に従い第9編1 - 3 - 5 岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	1 	7	1 ;	3 9	0	2		受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第9編1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	
7 1 3 9 0 3 (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。		7	1 :	3 9	0	3	(1)	基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。	
7 1 3 9 0 4 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。		7	1 3	3 9	0	4	(2)	基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。	
7 1 4 0 0 1 第4節 ダムコンクリート工						1		ダムコンクリートエ	
7 1 4 1 0 1 1 - 4 - 1 一般事項						1	1 - 4 - 1		
7 1 4 1 1 1 1 1 本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、練りまぜ、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	込	7	1 4	4 1	1	1	1.	本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、練りまぜ、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	
7 1 4 1 2 1 2 . 本節は、有スランプコンクリートを用いて施工するプロック工法及びレヤー工法の場合に適用する。	ツ	7	1 4	4 1	2	1	2 .	本節は、有スランプコンクリートを用いて施工するブロック工法及びレヤー工法の場合に適用する。	
7 1 4 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を使用しなければならない。	を	7	1 4	4 1	3	1	3 .	受注者は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を 使用しなければならない。	
7 1 4 1 4 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、監督職員の指示または承諾なしに、骨材をダム 本体コンクリート工事以外に使用してはならない。	ل م	7	1 4	4 1	4	1	4 .	受注者は、監督職員の指示または承諾なしに、骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用してはならない。	
7 1 4 2 0 1 1 - 4 - 2 原石骨材		7	1 4	4 2	2 0	1			
7 1 4 2 1 1 1 1 表土処理						1		表土処理	
7 1 4 2 1 2 <u>請負者</u> は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。		7	1 4	4 2	2 1	2		受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7 1 4 2 2 1 2 原石採取		7	1 4	4 2	2 2	1		原石採取	
7 1 4 2 2 2 (1) <u>請負者</u> は、原石の採取にあたっては、草木、泥土、その他 有害物が混入しないようにしなければならない。	他	7	1 4	4 2	2 2	2	(1)	受注者は、原石の採取にあたっては、草木、泥土、その他 有害物が混入しないようにしなければならない。	
7 1 4 2 2 3 (2) <u>請負者</u> は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員と協議しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不適当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。	質	7	1 4	4 2	2 2	3	(2)	受注者は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員と協議しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不適当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。	
7 1 4 2 2 4 (3) <u>請負者</u> は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	に	7	1 4	4 2	2 2	4	(3)	受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7 1 4 3 0 1 1 - 4 - 3 天然骨材	-+	7	1 /	4 3	3 0	1	1 - 4 - 3	于然骨材	
		1	' '	→ 3	, 0	1	1 - 4 - 3	八瓜月初	

							<u> </u>		#7	大匹	1117	香新旧匹蚁	改訂条文	改訂理由等
編章	重節	介 条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7	4	4 3	0	2		請負者は、骨材を採取する場合には、治水、利水及び河川 工作物等に悪影響をおよぼさないように、設計図書に従い 採取しなければならない。	7	1	4	3 0	2		受注者は、骨材を採取する場合には、治水、利水及び河川 工作物等に悪影響をおよぼさないように、設計図書に従い 採取しなければならない。	
7					1 - 4 - 4					4 0				
7	4	1 4	1	1		請負者は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料により監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	4 1	1	1	. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料により監督職員の承諾を得なければならない。	
7	4	1 4	2	1		請負者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料を提示し監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	4 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料を提示し監督職員の承諾を得なければならない。	
7						材料の計量 請負者は、骨材の表面水量の試験及び骨材が乾燥している 場合の有効吸水量の試験にあたっては、設計図書に示す方 法によらなければならない。				5 0			材料の計量 . 受注者は、骨材の表面水量の試験及び骨材が乾燥している場合の有効吸水量の試験にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。	
7	4	1 5	2	1	2 .	請負者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。	7	1	4	5 2	1	2	. 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。	
7	4	1 5	3	1	3 .	混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤を薄めるのに用いた水は、単位水量の一部とするものとする。	7	1	4	5 3	1	3	. 混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤を薄めるのに用いた水は、単位水量の一部とするものとする。	
7	4	1 5	4	1		請負者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告する。	7	1	4	5 4	1	4	. 受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
7	4	4 6	0	1	1 - 4 - 6					6 0		1 - 4 - 6	練りまぜ	
7	4	1 6	1	1		請負者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練りまぜなければならない。	7	1	4	6 1	1	1	. <mark>受注者</mark> は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に 練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練りまぜ なければならない。	
7	4	4 6	2	1		請負者は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	7	1	4	6 2	1	2	・ 受注者は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
7	4	1 6	3	1	3 .	<u>請負者</u> は、コンクリートの練りまぜにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	7	1	4	6 3	1	3	. <mark>受注者</mark> は、コンクリートの練りまぜにあたっては、バッチ ミキサを用いなければならない。	

	現行条文									7112	<u> </u>	音机旧比较衣	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 1				1	4 .	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさないものとする。	7	1	4 (6 4	1	4 .	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさないものとする。	
7 1	4	6	5	1	5 .	請負者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び 粗骨材量の差の試験方法)により試験を行ったうえで決定 しなければならない。		1	4 (6 5	1	5 .	受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び 粗骨材量の差の試験方法)により試験を行ったうえで決定 しなければならない。	
7 1					(1)	可傾式ミキサの練りまぜ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。		1	4 (6 5	2	(1)	可傾式ミキサの練りまぜ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。	表現を整備局と整合
7 1					(2)	表1・1 ミキサの標準最小練りまぜ時間					3	(2)	表1-1 ミキサの標準最小練りまぜ時間	园 林 白 李 丰 阳 泰 王
7 1	4	6	5	4	(2)	請負者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び 粗骨材量の差の試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。		1	4 (6 5	4	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び 粗骨材量の差の試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	県独自で表現変更
7 1	4	6	6	1	6 .	練りまぜ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とするものとする。	7	1	4 (6 6	1	6 .	練りまぜ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とするものとする。	
7 1	4	6	7	1	7 .	請負者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	7	1	4 (6 7	1	7 .	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	
7 1	4	6	8	1	8 .	請負者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	7	1	4 (6 8	1	8 .	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	
7 1	4	6	9	1	9 .	請負者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	7	1	4 (6 9	1	9 .	受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	
7 1	4	6	9	2	(1)	第 9 編 1 - 4 - 4 配合に示すコンクリートの配合	7	1	4 (6 9	2	(1)	第 9 編 1 - 4 - 4 配合に示すコンクリートの配合	
7 1	4	6	9	3	(2)	第9編1-4-8打込み開始の5項に示すモルタルの配合	7	1	4 (6 9	3	(2)	第9編1-4-8打込み開始の5項に示すモルタルの配合	
7 1						コンクリートの運搬					1		コンクリートの運搬	
7 1						請負者は、練上りコンクリートを材料の分離が生じないよう、すみやかに打込み場所に運搬しなければならない。				7 1		1.	受注者は、練上りコンクリートを材料の分離が生じないよう、すみやかに打込み場所に運搬しなければならない。	
7 1	4	7	2	1	2 .	請負者は、コンクリートの運搬を始める前に、運搬装置の内部に付着しているコンクリート及び雑物を取り除かなければならない。	7	1	4	7 2	1	2 .	受注者は、コンクリートの運搬を始める前に、運搬装置の内部に付着しているコンクリート及び雑物を取り除かなければならない。	

								ᅩᆍ	· <u> </u>	교 그	<u>L 12K i</u>	<u>計劃日に戦</u> 衣 改訂条文	改訂理由等
編	章〔	作 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	第 条	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
7	1 4	1 7	3	1	3	. <u>請負者</u> は、コンクリートの運搬にあたっては、バケットによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1 4	4 7	3	1	3. 受注者は、コンクリートの運搬にあたっては、バケットによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1 4	1 7	4	1	4	. バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、すみやかなものとする。	7	1 4	4 7	4	1	4 . バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、すみやかなものとする。	
				1		打込み開始			4 8			1 - 4 - 8 打込み開始	
7	1 4	1 8	1	1	1	. <u>請負者</u> は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打 込みブロックの工程計画を作成し、施工計画書へ記載す る。	7	1 4	4 8	1	1	1. <mark>受注者</mark> は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打 込みブロックの工程計画を作成し、施工計画書へ記載す る。	
7	1 4	1 8	2	1	2	. <u>請負者</u> は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理 及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督 職員の確認を受けなければならない。	7	1 4	4 8	2	1	2. <mark>受注者</mark> は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理 及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督 職員の確認を受けなければならない。	
				1	3	. <u>請負者</u> は、コンクリートの打込み時には、設計図書に示す 資格と経験を有する技術者を現場に常駐させなければなら ない。	7	1 4	4 8	3	1	3. <mark>受注者</mark> は、コンクリートの打込み時には、設計図書に示す 資格と経験を有する技術者を現場に常駐させなければなら ない。	
7	1 4	1 8	4	1	4	. 請負者は、コンクリートの打込み前に、コンクリートを打 込む基礎岩盤面及び水平打継目のコンクリート面を、湿潤 にして吸水させたうえで表面の水を除いた後、モルタルを 塗込み、ただちにコンクリートの打込みを開始しなければ ならない。	7	1 4	4 8	4	1	4. <mark>受注者</mark> は、コンクリートの打込み前に、コンクリートを打 込む基礎岩盤面及び水平打継目のコンクリート面を、湿潤 にして吸水させたうえで表面の水を除いた後、モルタルを 塗込み、ただちにコンクリートの打込みを開始しなければ ならない。	
7	1 4	4 8	5	1	5	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す配合のモルタルをコンクリート 打込み面に均等に塗り込まなければならない。	7	1 4	4 8	5	1	5. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す配合のモルタルをコンクリート 打込み面に均等に塗り込まなければならない。	
7	1 4	4 8	6	1	6	. <u>請負者</u> は、基礎岩盤面にコンクリートを打込む場合、モルタルのつきにくい部分には、セメントペーストを塗り込まなければならない。	7	1 4	4 8	6	1	6. <mark>受注者</mark> は、基礎岩盤面にコンクリートを打込む場合、モルタルのつきにくい部分には、セメントペーストを塗り込まなければならない。	
7	1 4	4 8	7	1	7	. モルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とする。	7	1 4	4 8	7	1	7. モルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とする。	
				1		コンクリートの打込み			4 9			1 - 4 - 9 コンクリートの打込み	
				1					4 9			1 . <mark>受注者</mark> は、コンクリートを運搬後、ただちに打込むとともに、一区画内のコンクリートは、打込みが完了するまで連続して打込まなければならない。	
7	1 4	1 9	2	1	2	. <u>請負者</u> は、第9編1 - 4 - 10締固め5項に示す状態が確保されないコンクリートを用いてはならない。	7	1 4	4 9	2	1	2. <mark>受注者</mark> は、第9編1-4-10締固め5項に示す状態が確保 されないコンクリートを用いてはならない。	

							<u>//\.</u>	_=	F 7	一、匹	!	12K E	<u>計計日に戦表</u> 改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
7 1	4	9	3	1	3 .	請負者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m程度に達するまでおろし、打込み場所にコンクリートを排出し、コンクリートを移動させる必要がないようにしなければならない。	7	1	4	9 3	3	1	3. 受注者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が 打込み面上 1 m程度に達するまでおろし、打込み場所にコ ンクリートを排出し、コンクリートを移動させる必要がな いようにしなければならない。	
7 1	4	9	4	1	4 .	1リフトの高さは、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	7	1	4	9 4	4	1	4 . 1リフトの高さは、設計図書に <u>よる</u> 。	
7 1	4	9	5	1	5 .	<u>請負者</u> は、次の場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。	7	1	4	9 5	5	1	5. <mark>受注者</mark> は、次の場合には、ハーフリフト高さとしなければ ならない。	
7 1						基礎岩盤面より打ち上がるとき 長期間打止めしたリフト面より打継ぐとき	7	1	4	9 5	5	3	(1) 基礎岩盤面より打ち上がるとき (2) 長期間打止めしたリフト面より打継ぐとき	
7 1 7 1	4	9	5	1	(3)	その他監督職員が指示するとき <u>請負者</u> は、コンクリートの打ち上がり速度については、 <u>次</u> によらなければならない。				9 ((3) その他監督職員が指示するとき 6. <mark>受注者</mark> は、コンクリートの打ち上がり速度 <mark>等</mark> については、 <u>以下</u> によらなければならない。	
7 1	4	9	6	2		請負者は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について施工計画書へ記載する。	7	1	4	9 6	6	2	(1) <mark>受注者</mark> は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの 露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について 施工計画書へ記載する。	
7 1	4	9	6	3	(2)	旧コンクリートが0.75m以上~1.0m未満のリフトの場合は材金3日、1.0m以上~1.5m未満のリフトの場合は材金4日、1.5m以上~2.0m以下のリフトの場合は材金5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	7	1	4	9 6	6	3	(2) 旧コンクリートが0.75m以上~1.0m未満のリフトの場合 は材 <mark>齢</mark> 3日、1.0m以上~1.5m未満のリフトの場合は材 4日、1.5m以上~2.0m以下 のリフトの場合は材 <mark>齢</mark> 5日 に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	
7 1	4	9	6	4	(3)	隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、ダム軸 方向で8リフト以内とする。	7	1	4	9 (6	4	(3) 隣接プロックの高低差は、上下流方向で4リフト、ダム軸 方向で8リフト以内とする。	
7 1	4	9	7	1		<u>請負者</u> は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40~50cmになるように打込まなければならない。	7	1	4	9	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40~50cmになるように打込まなければならない。	
7 1	4	9	8	1		請負者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。	7	1	4	9 8	8	1	8. <mark>受注者</mark> は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その 移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込ま なければならない。	
7 1	4	9	9	1	9 .	請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区画内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て施工面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならない。	7	1	4	9 9	9	1	9. 受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを 得ず一区画内にコールドジョイントを設けなければならな い場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て施工 面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならな い。	
7 1						<u>請負者</u> は、水中コンクリートを打ってはならない。				9 1			10. 受注者は、水中コンクリートを打ってはならない。	
7 1	4	9	11	1	11 .	請負者は、暑中のコンクリート打込みにあたっては、打継面が乾燥しないよう常に湿潤状態に保たなければならない。	7	1	4	9 1	1	1	11. <mark>受注者</mark> は、暑中のコンクリート打込みにあたっては、打継 面が乾燥しないよう常に湿潤状態に保たなければならな い。	

							-/ \.		- /	\ <u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				項							項			
編章	節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 1	4	9	12	1	12 .	請負者は、 <u>次</u> の事項に該当する場合には、コンクリートの 打込みについて、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	9 12	1		受注者は、 <u>以下</u> の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督職員の承諾を得なければならない。	
7 1						コンクリート打設現場の平均日気温が4 以下になるおそれのある場合							コンクリート打設現場の平均日気温が4 以下になるおそれのある場合	
7 1	4	9	12	3	(2)	コンクリートの打込み温度が25 以上になるおそれのある 場合	7	1	4	9 12	3		コンクリートの打込み温度が25 以上になるおそれのある 場合	
7 1					(3)	降雨、降雪の場合	7	1	4	9 12	4	(3)	降雨、降雪の場合	
7 1	4	9	12	5	(4)	その他コンクリートの品質に悪影響を及ぼすおそれがある 事象がある場合	7	1	4	9 12	5		その他コンクリートの品質に悪影響を及ぼすおそれがある 事象がある場合	
7 1	4	9	13	1	13 .	請負者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		1	4	9 13	1		受注者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7 1	4	9	14	1	14 .	請負者は、内部コンクリートと外部コンクリートの接合、コールドジョイントの処理を考慮して打込み途中のコンクリートの露出面積が小さくなるようなコンクリートの打込み順序としなければならない。		1	4	9 14	1		受注者は、内部コンクリートと外部コンクリートの接合、コールドジョイントの処理を考慮して打込み途中のコンクリートの露出面積が小さくなるようなコンクリートの打込み順序としなければならない。	
7 1					1 - 4 - 10	締固め	7	1	4	10 0	1	1 - 4 - 10		
7 1	4	10	1	1	1 .	請負者は、バケットから排出後のコンクリートをただちに 締固めなければならない。	7	1	4	10 1	1		受注者は、バケットから排出後のコンクリートをただちに 締固めなければならない。	
7 1	4	10	2	1	2 .	請負者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式 内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機 を用いなければならない。		1	4	10 2	1		受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式 内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機 を用いなければならない。	
7 1	4	10	3	1	3 .	請負者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。	7	1	4	10 3	1		受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。	
7 1	4	10	4	1	4 .	請負者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。		1	4	10 4	1		受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。	
7 1	4	10	4	2		また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させては ならない。	7	1	4	10 4	2		また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させては ならない。	
7 1	4	10	5	1	5 .	請負者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわが出ず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったようにみえるまで、内部振動を行わなければならない。		1	4	10 5	1		受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわが出ず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったようにみえるまで、内部振動を行わなければならない。	
7 1	4	10	5	2		また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、 穴が残らないようにしなければならない。	7	1	4	10 5	2		また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、 穴が残らないようにしなければならない。	
7 1	4	10	6	1	6 .	請負者は、各層の締固め面に上昇してくる水を取り除かなければならない。	7	1	4	10 6	1		受注者は、各層の締固め面に上昇してくる水を取り除かなければならない。	

						現行条文	11-	<u> </u>	`~	<u>, —</u>		<u>▗₩∏⊔₽₽₹Х₹</u> ₹	· 改訂条文	改訂理由等
	章節			下	編章節条		編章				項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	1 4				<u>1 - 4 - 11</u> 1 .	継目 請負者は、ダムの安定性、水密性等を害しないように継目 を施工しなければならない。	7 1				1		継目 受注者は、ダムの安定性、水密性等を害しないように継目 を施工しなければならない。	
7	1 4	11	2	1	2 .	請負者は、設計図書に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7 1	4 1	11 2	2	1		受注者は、設計図書に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1 4	11	3	1	3 .	請負者は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、この部分のコンクリートを取り除かなければならない。	7 1	4 1	11 3	3	1		受注者は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、この部分のコンクリートを取り除かなければならない。	
7	1 4	11	4	1	4 .	請負者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と協議しなければならない。	7 1	4 1	11 4	ļ	1		受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と協議しなければならない。	
	1 4					やむを得ずチッピングを行わなければならない場合には、 設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7 1	4 1	11 4	1	2		やむを得ずチッピングを行わなければならない場合には、 設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1 4	11	5	1	5 .	請負者は、横継目及び縦継目等の収縮継目の処理にあたっては、突起、モルタル等の付着物、その他の汚れ、雑物を取除き、圧力水等により清掃しなければならない。	7 1	4 1	11 5	5	1		受注者は、横継目及び縦継目等の収縮継目の処理にあたっては、突起、モルタル等の付着物、その他の汚れ、雑物を取除き、圧力水等により清掃しなければならない。	
7	1 4	11	6	1	6 .	請負者は、長期間打止めした水平打継目の処理にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7 1	4 1	11 6	;	1	6 .	受注者は、長期間打止めした水平打継目の処理にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7 7	1 4	12	0	1	1 - 4 - 12 1 .	養生 <u>請負者</u> は、コンクリートの打込み後、凍害や乾燥等の有害 な作用の影響を受けないように、連続して養生しなければ ならない。	7 1 7 1						養生 受注者は、コンクリートの打込み後、凍害や乾燥等の有害な作用の影響を受けないように、連続して養生しなければならない。	
7	1 4	12	2	1	2 .	請負者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は 湛水または表面をシート等で覆わなければならない。ま た、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に 硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、 期間については設計図書によらなければならない。	7 1	4 1	12 2	2	1		受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は 湛水または表面をシート等で覆わなければならない。ま た、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に 硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、 期間については設計図書によらなければならない。	
7	1 4	12	3	1	3 .	請負者は、通廊、堤内仮排水路等の開口部において、その両端部をシート等で完全に覆い、開口部周囲のコンクリートの温度が急変しないようにしなければならない。	7 1	4 1	12 3	3	1		受注者は、通廊、堤内仮排水路等の開口部において、その両端部をシート等で完全に覆い、開口部周囲のコンクリートの温度が急変しないようにしなければならない。	
7	1 4	12	4	1	4 .	請負者は、打継面を長期間放置する場合には、油脂類の付着防止や表面の保護等について、監督職員の承諾を得なければならない。	7 1	4 1	12 4	ļ	1		受注者は、打継面を長期間放置する場合には、油脂類の付着防止や表面の保護等について、監督職員の承諾を得なければならない。	

		<u> </u>	<u> </u>		少 红理点签
現行条文		TI		改訂条文	改訂理由等
	編章節条項	ト	編章節条	新・条文構成	改定理由
1 5 0 0 1 第5節 型枠工 1 5 1 0 1 1 - 5 - 1 一般事項	7 1 5 0 0 7 1 5 1 0		第5節 1 - 5 - 1	型枠工	
1 5 1 0 1 1 1 1 1 本節は、型枠工としてせき板、型枠の組立て取りはずし移動、型枠の取りはずし後の処理その他これらに類する工種について定める。	7 1 5 1 0		1 .	一般事項 本節は、型枠工としてせき板、型枠の組立て取りはずし移 動、型枠の取りはずし後の処理その他これらに類する工種 について定める。	
1 5 1 2 1 2 . 型枠は、鋼製型枠とするものとする。 <u>ただし、これ以外の</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	7 1 5 1 2	1	2 .	型枠は、鋼製型枠とするものとする。 受注者は、これにより発い場合は、監督職員と協議しなければならない。	
1 5 1 3 1 3 . 請負者は、型枠の構造及び使用方法については、設計図書によるものとし、製作前に構造図について監督職員と協議しなければならない。	7 1 5 1 3	1		受注者は、型枠の構造及び使用方法については、設計図書によるものとし、製作前に構造図について監督職員と協議しなければならない。	
1 5 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、モルタルが漏れない構造の型枠を使用しなければならない。	7 1 5 1 4	1		受注者は、モルタルが漏れない構造の型枠を使用しなけれ ばならない。	
1 5 2 0 1 1 - 5 - 2 せき板	7 1 5 2 0		1 - 5 - 2		
1 5 2 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、支保工によって堅固に支持される構造のせき板を使用しなければならない。	7 1 5 2 1			受注者は、支保工によって堅固に支持される構造のせき板を使用しなければならない。	
1 5 2 2 1 2 <u>請負者</u> は、せき板を使用する前に、破損箇所を修理し、コンクリート面に接するモルタル、その他の付着物を取り除き清掃のうえはく離材を塗布しなければならない。	7 1 5 2 2	1		受注者は、せき板を使用する前に、破損箇所を修理し、コンクリート面に接するモルタル、その他の付着物を取り除き清掃のうえはく離材を塗布しなければならない。	
1 5 2 3 1 3 . せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないもの <u>でなければならない</u> 。	7 1 5 2 3	1		せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響 を与えず、また、汚色を残さないもの <u>とする</u> 。	
1 5 3 0 1 1 - 5 - 3 型枠の組立て取りはずし移動	7 1 5 3 0			型枠の組立て取りはずし移動	
1 5 3 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、型枠の組立てにあたっては、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。	7 1 5 3 1	1		受注者は、型枠の組立てにあたっては、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。	
1 5 3 1 2 ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員 の承諾を得なければならない。	7 1 5 3 1	2		ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員 の承諾を得なければならない。	
1 5 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、型枠の取りはずしにあたっては、コンクリート 面が損傷しないように行わなければならない。	7 1 5 3 2	1		<u>受注者</u> は、型枠の取りはずしにあたっては、コンクリート 面が損傷しないように行わなければならない。	
1 5 3 3 1 3 . <u>請負者</u> は、型枠の取りはずし時期及び順序については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7 1 5 3 3	1		受注者は、型枠の取りはずし時期及び順序については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
1 5 4 0 1 1 - 5 - 4 型枠の取りはずし後の処理	7 1 5 4 0			型枠の取りはずし後の処理	
1 5 4 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。	7 1 5 4 1			受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。	
1 5 4 2 1 2 . <u>請負者</u> は、ボルト、棒鋼、パイプ等をコンクリート表面から 2.5cm以内に残してはならない。	7 1 5 4 2			<u>受注者</u> は、ボルト、棒鋼、パイプ等をコンクリート表面から 2.5cm以内に残してはならない。	
1 6 0 0 1 第6節 表面仕上げ工 1 6 1 0 1 1 6 1 0 1 1 6 1 0 1	7 1 6 0 0 7 1 6 1 0		第6節 1 - 6 - 1	表面仕上げ工 一般事項	

							<u>/_</u>	┸⋾	} /:	大地工	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 1	6	1	0	2		本節は、表面仕上げ工として表面仕上げその他これらに類 する工種について定める。	7	1	6	1 0	2		本節は、表面仕上げ工として表面仕上げその他これらに類 する工種について定める。	
7 1 7 1					1 - 6 - 2 1 .	表面仕上げ 請負者は、せき板に接して露出面となるコンクリート仕上 げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるよう に、打込み及び締固めを行わなければならない。				2 0 2 1		1 - 6 - 2	表面仕上げ 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリート仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように、打込み及び締固めを行わなければならない。	
7 1	6	2	2	1	2 .	請負者は、コンクリートの上面のしみ出た水を取り除いて、こてで平らに仕上げなければならない。ただし、こて仕上げは材料分離が生じないように行わなければならない。	7	1	6	2 2	1	2 .	受注者は、コンクリートの上面のしみ出た水を取り除いて、こてで平らに仕上げなければならない。ただし、こて仕上げは材料分離が生じないように行わなければならない。	
7 1	6	2	3	1	3 .	請負者は、ダムの越流部、導流部及び減勢部のコンクリートの表面は、平滑で不陸のない表面に仕上げなければならない。またダムの越流部で、型枠に接しない部分の表面仕上げにあたっては、かなこてを用い平滑に仕上げなければならない。	7	1	6	2 3	1	3 .	受注者は、ダムの越流部、導流部及び減勢部のコンクリートの表面は、平滑で不陸のない表面に仕上げなければならない。またダムの越流部で、型枠に接しない部分の表面仕上げにあたっては、かなこてを用い平滑に仕上げなければならない。	
7 1 7 1				1	第7節	埋設物設置工	7	1	7	0 0	1	第7節	埋設物設置工	
7 1				1		一般事項 本節は、埋設物設置工として冷却管設置、継目グラウチン グ設備設置、止水板、観測計器埋設その他これらに類する 工種について定める。				1 1		1 - 7 - 1	一般事項 本節は、埋設物設置工として冷却管設置、継目グラウチン グ設備設置、止水板、観測計器埋設その他これらに類する 工種について定める。	
7 1	7	1	2	1	2 .	請負者は、設計図書に示す埋設物を設置しなければならない。	7	1	7	1 2	1		受注者は、設計図書に示す埋設物を設置しなければならない。	
7 1					1 - 7 - 2	冷却管設置				2 0		1 - 7 - 2		
7 1	7	2	1	1	1.	請負者は、設計図書に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	7	1	7	2 1	1	1.	受注者は、設計図書に示す冷却管を使用しなければならない。 ただし、これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	
7 1						請負者は、冷却管の設置に先立ち、設置計画図により、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						2 .	受注者は、冷却管の設置に先立ち、設置計画図により、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7 1	7	2	3	1	3 .	請負者は、コンクリートの打込み中に冷却管が移動、変形 のないように固定しなければならない。	7	1	7	2 3	1	3 .	受注者は、コンクリートの打込み中に冷却管が移動、変形 のないように固定しなければならない。	
7 1	7	2	4	1	4 .	請負者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければ、コ ンクリートの打込みを行ってはならない。	7	1	7	2 4	1	4 .	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければ、コ ンクリートの打込みを行ってはならない。	
7 1	7	2	5	1	5 .	請負者は、コンクリート打込み中に冷却管の故障が発生した場合には直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。	7	1	7	2 5	1	5 .	受注者は、コンクリート打込み中に冷却管の故障が発生した場合には直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。	
7 1	7	3	0	1	1 - 7 - 3	継目グラウチング設備設置	7	1	7	3 0	1	1 - 7 - 3	継目グラウチング設備設置	_

									! / `	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	66	夕	百	項以	編章節条	旧・条文構成	火户	辛	66 4	条 項	項	編章節条	新・条文構成	改定理由
編 早	即	余.	垻	以下							下			以 定理田
7 1	7	3	1	1	1 .	請負者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	7	3 1	1	1 .	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときに は、監督職員の確認を受けなければならない。	
7 1	7	3	2	1	2 .	請負者は、サプライ、リターン等に標識板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	7	1	7	3 2	1	2 .	受 <u>注者</u> は、サプライ、リターン等に標識板を取付け、パイ プづまりのないようにしなければならない。	
7 1						請負者は、コンクリートの打込み完了後には、通気または 通水試験を行い、パイプづまり等がないようにしなければ ならない。						3 .	受注者は、コンクリートの打込み完了後には、通気または 通水試験を行い、パイプづまり等がないようにしなければ ならない。	
7 1					1 - 7 - 4	止水板 請負者は、次に示す方法により止水板の接合を行わなけれ				4 0 4 1		1 - 7 - 4	止水板 受注者は、次に示す方法により止水板の接合を行わなけれ	
						ばならない。	'	1		4 1	I	1.	<u>▼注名</u> は、次に示り方法により正水板の接音を行わなければならない。	
7 1	7	4	1	2	(1)	鋼製止水板を使用する場合は、両面溶接とする。	7	1	7	4 1	2	(1)	鋼製止水板を使用する場合は、両面溶接とする。	
7 1	7	4	1	3	(2)	銅製止水板を使用する場合は、両面をろう付けする。	7	1	7	4 1	3	(2)	銅製止水板を使用する場合は、両面をろう付けする。	
7 1	7	4	1	4	(3)	合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突き合せ接合とす る。	7	1	7	4 1	4	(3)	合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突き合せ接合とする。	
7 1	7	4	2	1	2 .	請負者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	7	4 2	1	2 .	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7 1					1 - 7 - 5	観測計器埋設	7			5 0			観測計器埋設	
7 1	7	5	1	1		請負者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督職員に報告するとともに、観測計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		1	7	5 1	1	1.	受注者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督職員に報告するとともに、観測計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
7 1	7	5	2	1	2 .	請負者は、観測計器の設置にあたっては、計器の精度を損なわないように設置しなければならない。	7	1	7	5 2	1	2 .	受注者は、観測計器の設置にあたっては、計器の精度を損なわないように設置しなければならない。	
7 1					第8節	パイプクーリングエ				0 0			パイプクーリングエ	
7 1					1 - 8 - 1	│一般事項 │本節は、パイプクーリングエとしてクーリングの種類、冷	7	1	8	1 0	1	1 - 8 - 1	一般事項 本節は、パイプクーリング工としてクーリングの種類、冷	
	0	ı		2		本前は、バイブグーリングエとしてグーリングの程類、RA 却用設備、冷却工その他これらに類する工種について定める。	7	'	0		2		本前は、バイブグーリング工としてグーリングの権類、冷却用設備、冷却工その他これらに類する工種について定める。	
7 1					1 - 8 - 2	クーリングの種類				2 0		1 - 8 - 2	クーリングの種類	
7 1	8	2	0	2		クーリングは、打込んだコンクリートの温度上昇を抑制する一次クーリングと、コンクリートを所定の温度まで冷却する二次クーリングの2種類とするものとする。		1	8 2	2 0	2		クーリングは、打込んだコンクリートの温度上昇を抑制する一次クーリングと、コンクリートを所定の温度まで冷却する二次クーリングの2種類とするものとする。	
7 1 7 1					1 - 8 - 3 1 .	冷却用設備 請負者は、冷却用設備の設置にあたっては、次の事項に基づき設置計画図を提示し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7			3 0 3 1		1 - 8 - <u>3</u> 1 .	冷却用設備 受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、 <u>以下</u> の事項に 基づき設置計画図を提示し、設計図書に関して監督職員の 承諾を得なければならない。	

	- 小工事六四任位	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
7 1 8 3 1 2 (1) 冷却設備は、一次クーリング及び二次クーリングの冷却作業が行えるように管類を配置するものとする。	7 1 8 3 1 2	(1) 冷却設備は、一次クーリング及び二次クーリングの冷却作 業が行えるように管類を配置するものとする。	
7 1 8 3 1 3 (2) 堤外管と堤内管との接続にあたっては、各コイルを通る冷却水の流れが、他のコイルの流れに影響されることなく、常に調整できるようにするものとする。	7 1 8 3 1 3	(2) 堤外管と堤内管との接続にあたっては、各コイルを通る冷却水の流れが、他のコイルの流れに影響されることなく、常に調整できるようにするものとする。	
7 1 8 3 1 4 (3) 堤外管には、冷却水の方向を切替えることができる水流切替装置を設けるものとする。	7 1 8 3 1 4	(3) 堤外管には、冷却水の方向を切替えることができる水流切替装置を設けるものとする。	
7 1 8 3 1 5 (4) 堤外管は、断熱材を用いて被覆し、冷却水の温度上昇及び 凍結を防止するものとする。	7 1 8 3 1 5	(4) 堤外管は、断熱材を用いて被覆し、冷却水の温度上昇及び 凍結を防止するものとする。	
7 1 8 3 1 6 (5) 堤外管系統には、排水装置を設けるものとする。	7 1 8 3 1 6	(5) 堤外管系統には、排水装置を設けるものとする。	
7 1 8 3 1 7 (6) 堤内管の出入口及び堤外管沿いには、クーリング設備を管理するための作業用の歩廊階段を設けるものとする。	7 1 8 3 1 7	(6) 堤内管の出入口及び堤外管沿いには、クーリング設備を管理するための作業用の歩廊階段を設けるものとする。	
7 1 8 3 1 8 (7) 堤外管には、設計図書に示す冷却作業の管理に必要な計器 を取付けるものとする。	7 1 8 3 1 8	(7) 堤外管には、設計図書に示す冷却作業の管理に必要な計器 を取付けるものとする。	
7 1 8 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、冷却用設備を連続して使用できるように設置し、常時その機能が発揮できる状態に維持しなければならない。	7 1 8 3 2 1	し、常時その機能が発揮できる状態に維持しなければならない。	
7 1 8 4 0 1 1 8 4 0 1 1 8 4 0 1 1 8 8 4 0 1 1 8 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 1 8 4 0 1 7 1 8 4 1 1		
7 1 8 4 1 2 <u>請負者</u> は、設計図書に示す方法により、コイル内の流量を 調整しなければならない。			
7 1 8 4 2 1 2 . 一次クーリング 7 1 8 4 2 2 iightale a language a			
7 1 8 4 3 1 3 . 二次クーリング	7 1 8 4 3 1		
7 1 8 4 3 2		受注者は、継目グラウチングに先立ち、二次クーリングの 通水を開始するものとし、ダムコンクリートの温度が、設 計図書に示す温度に達するまで連続してクーリングを行わ なければならない。	
7 1 8 4 4 1 4 . 冷却完了後の処置 7 1 8 4 4 2 (1) 請負者は、冷却完了後には、施工計画に基づき外部配管等を撤去しなければならない。	7 1 8 4 4 1 7 1 8 4 4 2		
7 1 8 4 4 3 (2) 請負者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充 <u>てん</u> しなければならない。		(2) <u>受注者</u> は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会 いのもとに冷却管内にセメントミルクを充 <u>填</u> しなければな らない。	
7 1 8 4 4 4 (3) <u>請負者</u> は、セメントミルクの充 <u>てん</u> に先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。		(3) <mark>受注者</mark> は、セメントミルクの充 <u>填</u> に先立ち冷却管に圧さく 空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならな い。	

									尹万	7.匹1	1117	表表 新旧比較 表	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条耳		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	り、下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 1	8	4 4	4	5		<u>請負者</u> は、冷却管充 <u>てん</u> 後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	7	1	8	4 4	5	(4)) <u>受注者</u> は、冷却管充 <u>填</u> 後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	
7 1						プレクーリングエ	7	1	9	0 0	1	第9節	プレクーリングエ	
7 1 7 1						一般事項 本節は、プレクーリング工としてプレクーリングその他これらに類する工種について定める。	7	1	9	1 0	2	1 - 9 - 1	一般事項 本節は、プレクーリング工としてプレクーリングその他これらに類する工種について定める。	
7 1						プレクーリング	7	1	9	2 0	1		プレクーリング	
7 1						請負者は、設計図書に示す練上りコンクリートの温度になるよう、冷却する材料を均等に冷却しなければならない。				2 1			. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す練上りコンクリートの温度になるよう、冷却する材料を均等に冷却しなければならない。	
7 1						請負者は、練りまぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。	7	1	9	2 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、練りまぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。	
7 1 7 1						継目グラウチング工 一般事項				0 0 1 0			継目グラウチングエ	
7 1	10	1 (0	2		本節は、継目グラウチング工として施工方法、施工設備 等、施工その他これらに類する工種について定める。				1 0			本節は、継目グラウチング工として施工方法、施工設備 等、施工その他これらに類する工種について定める。	
7 1					1 - 10 - 2	施工方法				2 0			施工方法	
7 1	10	2	1	1		請負者は、設計図書に示す順序で注入を行わなければならない。	7	1	10	2 1	1	1	. <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す順序で注入を行わなければならない。	
7 1	10	2 2	2	1		注入時における継目の動きの限度は、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	7	1	10	2 2	1	2	. 注入時における継目の動きの限度は、設計図書に <mark>よる</mark> 。	
7 1	10	2 :	3	1		請負者は、設計図書に示す時期にグラウチングを行わなければならない。	7	1	10	2 3	1	3	. <u>受注者</u> は、設計図書に示す時期にグラウチングを行わなければならない。	
7 1	10	2 4	4	1	4 .	請負者は、次に示す順序でグラウチングを行わなければならない。	7	1	10	2 4	1	4	. <mark>受注者</mark> は、 <mark>以下</mark> に示す順序でグラウチングを行わなければ ならない。	
7 1						洗浄及び水押しテスト	7	1	10	2 4	2) 洗浄及び水押しテスト	
7 1 7 1						コーキング				2424) コーキング	
7 1	10	2 4	4	5	(4)	<u> 充水 </u>	7	1	10	2 4	5	(4)) 充水) 注入	
7 1	10	3 (0	1	1 - 10 - 3	施工設備等	7	1	10	3 0	1	1 - 10 - 3	施工設備等	
7 1						グラウトポンプ <u>請負者</u> は、設計図書に示す仕様のグラウトポンプを使用しなければならない。				3 1			. グラウトポンプ <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す仕様のグラウトポンプを使用しなければならない。	
7 1					2 .	圧力計				3 2			. 圧力計	
7 1	10	3 2	2	2		請負者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の確認を得なければならない。	7	1	10	3 2	2		受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の確認を得なければならない。	
7 1						また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。							また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。	
7 1	10	3 3	3	1	3 .	充水用水槽	7	1	10	3 3	1	3	. 充水用水槽	

	<u>- 小工争共进证的</u> 		74 t 1 t
現行条文		改訂条文	改訂理由等
	編章節条項以	編章節条 新・条文構成	改定理由
7 1 10 3 3 2 <u>請負者</u> は、充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設け なければならない。	7 1 10 3 3 2	受注者は、充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設け なければならない。	
7 1 10 3 3 3 ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の 承諾を得なければならない。	7 1 10 3 3 3	ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の 承諾を得なければならない。	
7 1 10 3 4 1 4 . 水及びセメント等の計量 7 1 10 3 4 2 請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員に協議しなければならない。			
7 1 10 4 0 1 1 - 10 - 4 施工 7 1 10 4 1 1 1 1	7 1 10 4 0 1 7 1 10 4 1 1 7 1 10 4 1 2	1. 洗浄及び水押しテスト	
7 1 10 4 1 3 (1) <u>請負者</u> は、設計図書に示す圧力で水が清水になるまで洗浄 しなければならない。	7 1 10 4 1 3	(1) <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す圧力で水が清水になるまで洗浄 しなければならない。	
7 1 10 4 1 4 (2) <u>請負者</u> は、パイプ内及び継目の洗浄が完了した後は、設計図書に示す規定圧力で水押しテストを行い、漏水の有無について点検しなければならない。	7 1 10 4 1 4	(2) <mark>受注者</mark> は、パイプ内及び継目の洗浄が完了した後は、設計 図書に示す規定圧力で水押しテストを行い、漏水の有無に ついて点検しなければならない。	
7 1 10 4 1 5 (3) <u>請負者</u> は、水押しテストにあたっては、監督職員の承諾を得た染料を使用し、圧力の測定は、本条5項によらなければならない。	7 1 10 4 1 5	(3) <mark>受注者</mark> は、水押しテストにあたっては、監督職員の承諾を得た染料を使用し、圧力の測定は、本条5項によらなければならない。	
7 1 10 4 1 6 (4) <u>請負者</u> は、水押しテストの作業が完了したときには、継目 及びパイプ内の水を抜かなければならない。	7 1 10 4 1 6	(4) <mark>受注者</mark> は、水押しテストの作業が完了したときには、継目 及びパイプ内の水を抜かなければならない。	
7 1 10 4 2 1 2 コーキング 7 1 10 4 2 2 (1) <u>請負者</u> は、水押しテストの結果、漏えい箇所が検出されたときには糸鉛、綿糸、モルタル急硬剤によりコーキングを行わなければならない。			
7 1 10 4 2 3 ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して 監督職員の承諾を得なければならない。	7 1 10 4 2 3	ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して 監督職員の承諾を得なければならない。	
7 1 10 4 2 4 (2) <u>請負者</u> は、注入中においても漏えい箇所が検出されたときは、本条 2 項 (1) によりコーキングを行わなければならない。		は、本条 2 項 (1) によりコーキングを行わなければならない。	
7 1 10 4 3 1 3 . 充水	7 1 10 4 3 1		
7 1 10 4 3 2 (1) 注入前の充水 7 1 10 4 3 3 請負者は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かなければならない。	7 1 10 4 3 2 7 1 10 4 3 3		
7 1 10 4 3 4 (2) 注入中の充水	7 1 10 4 3 4	(2)注入中の充水	
		-	

		<u>- 小工争共进1</u> 	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
175	坑门示义		7.5	以即	以印在田子
編章節条項以下	編章節条 旧・条文構成	編章節条項	下	編章節条 新・条文構成	改定理由
7 1 10 4 3 5	請負者は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、規定圧で充水しなければならない。	7 1 10 4 3	5	受注者は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リト及び隣接の各継目に、規定圧で充水しなければならない。	
7 1 10 4 3 6	また、注入完了後、水を抜かなければならない。	7 1 10 4 3	6	また、注入完了後、水を抜かなければならない。	
7 1 10 4 4 1 7 1 10 4 4 2	4. 注入 (1) <u>請負者</u> は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受け た後、注入を開始しなければならない。	7 1 10 4 4 7 1 10 4 4		4. 注入 (1) <mark>受注者</mark> は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受 た後、注入を開始しなければならない。	ŽIJ
7 1 10 4 4 3	(2) <u>請負者</u> は、規定の注入圧で、注入を行わなければならな い。	7 1 10 4 4	3	(2) <mark>受注者</mark> は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。	
7 1 10 4 4 4	(3) <u>請負者</u> は、セメントミルクの配合及び切替えについては、 設計図書によらなければならない。	7 1 10 4 4	4	(3) <mark>受注者</mark> は、セメントミルクの配合及び切替えについては 設計図書によらなければならない。	t.
7 1 10 4 4 5	(4) <u>請負者</u> は、 <u>次</u> の手順を経て注入を完了する。	7 1 10 4 4	5	(4) <mark>受注者</mark> は、 <u>以下</u> の手順を経て注入を完了する。	
7 1 10 4 4 6	ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合の 比重と同じになるまで注入を行う。	7 1 10 4 4	6	ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合 比重と同じになるまで注入を行う。	केंग्र
7 1 10 4 4 7	上記 の状態が30分以上変らないことを確かめる。	7 1 10 4 4	7	上記 の状態が30分以上変らないことを確かめる。	
7 1 10 4 4 8 7 1 10 4 4 9	各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。 注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注入 完了とする。	7 1 10 4 4 7 1 10 4 4		各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。 注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注 完了とする。	ĒΛ
7 1 10 4 4 10	(5) <u>請負者</u> は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完了後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄しなければならない。	7 1 10 4 4	10	(5) <mark>受注者</mark> は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄なければならない。	
7 1 10 4 4 11	(6) <u>請負者</u> は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によらなければならない。	7 1 10 4 4	11	(6) <mark>受注者</mark> は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲジ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によなければならない。	
7 1 10 4 5 1 7 1 10 4 5 2	5 . 測定 <u>請負者</u> は、注入水開始と同時に、 <u>次</u> の各項の測定を行わな ければならない。	7 1 10 4 5 7 1 10 4 5		5. 測定 <u>受注者</u> は、注入水開始と同時に、 <u>以下</u> の各項の測定を行 なければならない。	売わ
7 1 10 4 5 3	(1) 注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、測定結果を記録しなければならない。	7 1 10 4 5	3	(1)注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、測定結果を 録しなければならない。	記
7 1 10 4 5 4	(2) 継目の動きの測定は、堤体内に埋設された継目計またはダイヤルゲージで行い、動きの状況は、自動計測記録装置を使用し記録しなければならない。	7 1 10 4 5	4	(2) 継目の動きの測定は、堤体内に埋設された継目計または イヤルゲージで行い、動きの状況は、自動計測記録装置 使用し記録しなければならない。	
7 1 10 4 5 5	また、これらの型式、規格、設置場所等については監督職員の承諾を得なければならない。	7 1 10 4 5	5	また、これらの型式、規格、設置場所等については監督 員の承諾を得なければならない。	肾 暗

							<u> </u>	ᅩᆿ	7/\	<u> </u>	<u> </u>	音利旧比較な		
						現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章	章節	条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 1	1 10	0 4	5	6		セメントミルクの比重は、監督職員の指示する時期に、ア ジテータ及びベントにおいて比重計により測定し、監督職 員に報告しなければならない。	7	1 ′	10 4	4 5	6	(3)	セメントミルクの比重は、監督職員の指示する時期に、ア ジテータ及びベントにおいて比重計により測定し、監督職 員に報告しなければならない。	
7 1				1		閉塞コンクリート工 一般事項				0 0		第11節 1 - 11 - 1	閉塞コンクリートエ	
7 1				•	1.	本節は、閉塞コンクリート工としてコンクリートの施工その他これらに類する工種について定める。				1 1			本節は、閉塞コンクリート工としてコンクリートの施工その他これらに類する工種について定める。	
7 1	1 11	1 1	2	1	2 .	請負者は、堤内仮排水路部、その他工事の便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートで完全に <u>詰めるものとする</u> 。	7	1 '	11 1	1 2	1	2 .	受注者は、堤内仮排水路部、その他工事で便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリート <u>により</u> 完全に <u>閉塞するものとする</u> 。	
7 1	1 11	1 2	0	1	1 - 11 - 2	コンクリートの施工	7	1 '	11 2	2 0	1	1 - 11 - 2	コンクリートの施工	
7 1						請負者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法については、施工計画書に記載しなければならない。	7	1 '	11 2	2 1	1		受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法については、施工計画書に記載しなければならない。	
7 1						閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書による。				2 2			受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載しなければならない。	
7 1	1 11	1 2	2	2		なお、示方配合を現場配合に直す場合は、第9編1-4- 4配合による。	7	1 /	11 2	2 2	2	3 .	<u>閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書による。</u>	
7 1	1 11	1 2	3	1	3 .	請負者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。	7	1	11 2	2 3	1		なお、示方配合を現場配合に直す場合は、第7編1-4- 4配合による。	
7 1	1 11	1 2	4	1	4 .	請負者は、閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置 については、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	7	1 '	11 2	2 4	1	4 .	閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、設計図書による。	
7 1 7 1					第12節 1 - 12 - 1	排水及び雨水等の処理				0 0		第12節 1 - 12 - 1	排水及び雨水等の処理	
7 1						本節は、排水及び雨水等の処理として、工事用水の排水、 雨水等の処理その他これらに類する工種について定める。	7	1 /	12 1	1 0	2	1 - 12 - 1	本節は、排水及び雨水等の処理として、工事用水の排水、 雨水等の処理その他これらに類する工種について定める。	
7 1						工事用水の排水				2 0		1 - 12 - 2	工事用水の排水	
7 1						請負者は、工事及び骨材の洗浄に使用した排水は、設計図書に従い処理して流さなければならない。							受注者は、工事及び骨材の洗浄に使用した排水は、設計図書に従い処理して流さなければならない。	
7 1	1 12	2 3	0	2		雨水等の処理 請負者は、工事区域内に流入した雨水等の処理方法について施工計画書に記載する。	7	1 ′	12 3		2		雨水等の処理 受注者は、工事区域内に流入した雨水等の処理方法について施工計画書に記載する。	
7 2					第2章	フィルダム				0 0			フィルダム	
7 2	2 1	0	1	1	1.	適 用本章は、ダム工事における掘削工、盛立工、洪水吐き、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工種に適用する。	7	2	1 0	0 0	1	第1節 1 .	適 用 本章は、ダム工事における掘削工、盛立工、洪水吐き、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工種に適用する。	

							<u> </u>		H / \	100	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				T百		坑 1 示文					陌			以前未入	な明存田会
編章	領	条		以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条 項	以下	編章節条		新・条文構成	改定理由
7 2	2 1	0	2	1	2 .	洪水吐きは、第9編第1章コンクリートダムの規定による。	7	2	1 (0 2	1			洪水吐きは、第9編第1章コンクリートダムの規定によ る。	
7 2	2 1	0	3	1	3 .	排水及び雨水等の処理は、第9編第1章第12節排水及び雨水等の処理の規定による。	7	2	1 (0 3	1			排水及び雨水等の処理は、第9編第1章第12節排水及び雨 水等の処理の規定による。	
7 2	2 1	0	4	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	7	2	1 (0 4	1			本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
7 2					第2節	掘削工	7	2	2 (0 0	1	第2節		掘削工	
7 2				1	2 - 2 - 1	一般事項	7	2	2 '	1 0	1	2 - 2 -			
7 2	2 2	1	0	2		本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発 生土の処理、基礎地盤及び基礎岩盤確認、基礎地盤及び基 礎岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について 定める。	7	2	2	1 0	2			本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発 生土の処理、基礎地盤及び基礎岩盤確認、基礎地盤及び基 礎岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について 定める。	
7 2	2 2	2	0	2		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行う ものとする。	7	2	2 2	2 0	2	2 - 2 -		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行う ものとする。	
7 2	2 2	2	0	3		土石掘削	7	2	2 2	2 0	3	(1)	土石掘削	
7 2 7 2					(2)	岩石掘削 ただし、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理 の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。				2 0 2 0			Í	岩石掘削 ただし、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理 の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	
7 2					2 - 2 - 3					3 0				過掘の処理	
7 2	2 2	3	1	1	1.	<u>請負者</u> は、過掘のない様に施工しなければならない。				3 1			1.	<u>受注者</u> は、過掘のない様に施工しなければならない。	
7 2					2 .	請負者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。								受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。	
7 2					2 - 2 - 4					4 0		2 - 2 -		発破制限 ※基本制限	
7 2	2 2	4	U	2		発破制限については、第9編1-3-4発破制限の規定による。	7	2	2 4	4 0	2			発破制限については、第9編1-3-4発破制限の規定による。	
7 2						基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	7	2	2 !	5 0	1			基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	
7 2	2 2	5	1	1	1.	基礎地盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の土石で、フィルダムの基礎となる土石部をいうものとする。				5 1				基礎地盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の土石で、フィルダムの基礎となる土石部をいうものとする。	
7 2					2 .	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、フィルダムの基礎となる岩盤部をいうものとする。				5 2				基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、フィルダムの基礎となる岩盤部をいうものとする。	
7 2	2 2	5	2	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は岩質の状況により監督 職員が変更する場合があるものとする。	7	2	2 5	5 2	2			なお、設計図書に示す予定掘削線は岩質の状況により監督 職員が変更する場合があるものとする。	
7 2	2 2	5	3	1	3 .	請負者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形については、監督職員の立会を受けなければならない。	7	2	2 !	5 3	1			受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形 <u>状況</u> については、 監督職員の立会を受けなければならない。	
7 2	2 2	5	4	1	4 .	仕上げ掘削	7	2	2 !	5 4	1		4 .	仕上げ掘削	

										, - ,	`~	<u> </u>	水自水 口に大	改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	Į Į	頁 以 編章節条 下	新・条文構成	改定理由
7	2	2	5	4	2		仕上げ掘削とは、掘削作業により弛んだ岩盤を、火薬類を 使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をい うものとする。	7	2	2	5 4	1 2	2 (1) 仕上げ掘削とは、掘削作業により弛んだ岩盤を、火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。	
7	2	2	5	4	3		請負者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び 手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じない ように仕上げなければならない。	7	2	2	5 4	1 3	3 (2) <mark>受注者</mark> は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び 手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じない ように仕上げなければならない。	
7	2	2	5	4	4	(3)	仕上げ掘削の厚さは、設計図書による。	7	2	2	5 4	1 4	4 (3) 仕上げ掘削の厚さは、設計図書による。	
				5		5 .	基礎地盤清掃 請負者は、基礎地盤面上の草木等の有害物を除去しなければならない。					5 2		. 基礎地盤清掃 <mark>受注者</mark> は、基礎地盤面上の草木等の有害物を除去しなけれ ばならない。	
				6			基礎岩盤清掃 請負者は、コアの盛立直前に基礎岩盤面上の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで圧力水、圧縮空気、ワイヤーブラシ等により清掃し溜水、砂等を除去しなければならない。					6 2	_	. 基礎岩盤清掃 <u>受注者</u> は、コアの盛立直前に基礎岩盤面上の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで圧力水、圧縮空気、ワイヤーブラシ等により清掃し溜水、砂等を除去しなければならない。	
				0			不良岩等の処理 不良岩等の処理については、第9編1-3-6不良岩等の 処理の規定による。) 2		不良岩等の処理 不良岩等の処理については、第9編1-3-6不良岩等の 処理の規定による。	
		2		0	2		建設発生土の処理 建設発生土の処理については、第9編1-3-7建設発生 土の処理の規定による。) 2		建設発生土の処理 建設発生土の処理については、第9編1-3-7建設発生 土の処理の規定による。	
				0 1		1 .	基礎地盤及び基礎岩盤確認 請負者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基 礎地盤としての適否について、監督職員の確認を受けなけ ればならない。	7) .		基礎地盤及び基礎岩盤確認 . 受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	2	2	8	2	1		請負者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	7	2	2	8 2	2	1 2	. <mark>受注者</mark> は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	2	2	8	3	1		請負者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。	7	2	2	8 3	3	1 3	. <mark>受注者</mark> は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。	
7	2 2	2 2	9	0	1 2		基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 請負者は、次の場合には監督職員の指示に従い、第9編2 - 2 - 5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。) 2		基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編2・2・5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	
7	2	2	9	0	3		基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合	7	2	2	9 0) ;	3 (1) 基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合	
				0			基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合) 4	,) 基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合	
7	2	3	1	0	1		盛立工 一般事項	7	2	3 (0 C) .	1 第3節 1 2 - 3 - 1	盛立工 一般事項	

									, - ,	`~_			改訂条文	改訂理由等
編	章(節	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7	2	3 1	1	1	1 .	本節は、盛立工として材料採取、着岩材の盛立、中間材の 盛立、コアの盛立、フィルターの盛立、ロックの盛立、堤 体法面保護工その他これらに類する工種について定める。		2	3	1 1	1	1 .	本節は、盛立工として材料採取、着岩材の盛立、中間材の 盛立、コアの盛立、フィルターの盛立、ロックの盛立、堤 体法面保護工その他これらに類する工種について定める。	
7	2	3 1	2	1	2 .	盛立工とは、フィルダムの構成部分であるロック、フィルター、コア盛立及び堤体法面保護の諸工種をいうものとする。	7	2	3	1 2	1	2 .	盛立工とは、フィルダムの構成部分であるロック、フィルター、コア盛立及び堤体法面保護の諸工種をいうものとする。	
		3 1 3 1				隣接ゾーンとの盛立 請負者は、フィル堤体部のコアゾーンとフィルターゾーン をほぼ同標高で盛立てるものとし、その許容高低差は設計 図書によらなければならない。				1 3			隣接ゾーンとの盛立 受注者は、フィル堤体部のコアゾーンとフィルターゾーン をほぼ同標高で盛立てるものとし、その許容高低差は設計 図書によらなければならない。	
7	2	3 1	3	3	(2)	請負者は、フィル堤体部のロックゾーンの一部を先行して 盛立てる場合は、ゾーン境界側ののり面の傾斜は、1:2.0 より急勾配にしてはならない。	7	2	3	1 3	3	(2)	受注者は、フィル堤体部のロックゾーンの一部を先行して 盛立てる場合は、ゾーン境界側ののり面の傾斜は、1:2.0 より急勾配にしてはならない。	
		3 1				運搬路等				1 4			運搬路等	
7	2 3	3 1	4	2	(1)	請負者は、コアゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、及び位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		2	3	1 4	2	(1)	受注者は、コアゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、及び位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	2	3 1	4	3	(2)	<u>請負者</u> は、運搬路の跡地等で過転圧となっている部分は、かき起こして、再転圧をしなければならない。	7	2	3	1 4	3	(2)	受注者は、運搬路の跡地等で過転圧となっている部分は、 かき起こして、再転圧をしなければならない。	
7	2	3 1	5	1	5 .	請負者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を 再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立 材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立 面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。		2	3	1 5	1	5 .	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	2	3 1	6	1	6 .	請負者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオー バーサイズ等は、除去しなければならない。	7	2	3	1 6	1	6 .	受注者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオー バーサイズ等は、除去しなければならない。	
7	2	3 1	7	1	7 .	請負者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、監督職員と協議した方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。		2	3	1 7	1	7 .	受注者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、監督職員と協議した方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。	
		3 2 3 2			2 - 3 - 2	材料採取 <u>請負者</u> は、設計図書に示す場所より材料を採取するととも に、 <u>次</u> の事項を満足するものでなければならない。		2 2	3	2 0 2 1	1 1		材料採取 受注者は、設計図書に示す場所より材料を採取するととも に、 <u>以下</u> の事項を満足するものでなければならない。	
7	2	3 2	1	2	(1)	ダム盛立面に搬入した材料が、設計図書に示す粒度、含水 比であること。	7	2	3	2 1	2	(1)	ダム盛立面に搬入した材料が、設計図書に示す粒度、含水 比であること。	
7	2	3 2	1	3	(2)	材料の品質は、施工期間を通じて設計図書に示す規格値以 内であること。	7	2	3	2 1	3	(2)	材料の品質は、施工期間を通じて設計図書に示す規格値以 内であること。	

						現行条文				1 1/2	ᅝᆖᅑᄓᄓᇈᅑᄭ	改訂条文	改訂理由等
編	章(包	節 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7	2 3	3 2	2	1		<u>請負者</u> は、監督職員の設計図書に関する指示または承諾な しに、材料を本工事以外の工事に使用してはならない。	7 2	3 2	2 2	1	2 .	受注者は、監督職員の設計図書に関する指示または承諾な しに、材料を本工事以外の工事に使用してはならない。	
7	2 3	3 2	3	1	3 .	表土処理	7 2	3 2	2 3	1	3 .	表土処理	
7	2 3	3 2	3	2		請負者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	7 2	3 2	2 3	2		受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	2 3	3 2	4	1 2		<u>請負者</u> は、材料の採取にあたっては、草木、泥土、その他 有害物が混入しないようにしなければならない。						. 採取 受注者は、材料の採取にあたっては、草木、泥土、その他 有害物が混入しないようにしなければならない。	
7	2 3	3 2	4	3		請負者は、材料採取中に監督職員が材料として品質試験の結果から不適当と認めた場合は、監督職員の指示に従わなければならない。	7 2	3 2	2 4	3	(2)) 受注者は、材料採取中に監督職員が材料として品質試験の 結果から不適当と認めた場合は、監督職員の指示に従わな ければならない。	
7	2 3	3 2	4	4		請負者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	7 2	3 2	2 4	4	(3)	受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7	2 3	3 3	0	1	2 - 3 - 3	着岩材の盛立	7 2	3 :	3 0	1	2 - 3 - 3	着岩材の盛立	
7	2 3	3 3	1	1	1 .	請負者は、コアの施工に先立ち、コンクリート及び岩盤の 接着面には、設計図書に示す細粒の材料(以下、「着岩 材」という)を使用しなければならない。						. 受注者は、コアの施工に先立ち、コンクリート及び岩盤の接着面には、設計図書に示す細粒の材料(以下、「着岩材」という)を使用しなければならない。	
7	2 3	3 3	2	1		請負者は、着岩材の盛立にあたっては、接着面を湿らせ、 さらに監督職員が必要と認めた場合には、クレイスラリー を塗布しなければならない。	7 2	3 3	3 2	1	2 .	受注者は、着岩材の盛立にあたっては、接着面を湿らせ、 さらに監督職員が必要と認めた場合には、クレイスラリー を塗布しなければならない。	
7	2 3	3 3	3	1		<u>請負者</u> は、設計図書に示す方法により着岩材を施工しなければならない。	7 2	3 3	3 3	1	3 .	受注者は、設計図書に示す方法により着岩材を施工しなければならない。	
				1		<u>請負者</u> は、着岩材の施工にあたっては、施工後表面が乾燥 しないように処置しなければならない。						受注者は、着岩材の施工にあたっては、施工後表面が乾燥しないように処置しなければならない。	
				1 2		中間材の盛立	7 2 7 2					中間材の盛立	
						請負者は、コア盛立前に、着岩材より粗粒の中間材を施工する場合は、設計図書に示す方法で締固めなければならない。						受注者は、コア盛立前に、着岩材より粗粒の中間材を施工する場合は、設計図書に示す方法で締固めなければならない。	
7	2 3	3 5	1	1		コアの盛立 請負者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	7 2 7 2					コアの盛立 受 <u>注者</u> は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	
7	2 3	3 5	2	1	2 .	<u>請負者</u> は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	7 2	3 !	5 2	1	2 .	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	
7	2 3	3 5	3	1		<u>請負者</u> は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数について は、設計図書によらなければならない。	7 2	3 !	5 3	1	3 .	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	

						現行条文			<u>,- /</u>	`~~	<u> </u>	IVINE	<u>╛╜║╽╏┖╀Х</u> ┸ [╲]	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条 I	頁り	真	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 2	3	5	4 1	1	4 .	請負者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	7	2	3	5 4	4	1	4 .	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	
7 2	3	5	5 1	1	5 .	請負者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督職員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。		2	3	5 5	5	1	5 .	受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督職員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。	
7 2	3	5	6 1	1	6 .	請負者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させるものとし、締固め面を乱すことのないようにしなければならない。	7	2	3	5 6	6	1	6 .	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させるものとし、締固め面を乱すことのないようにしなければならない。	
7 2	3	5	7 1	1	7 .	請負者は、締固め中に降雨等で作業を中断する場合には、 既に締固められた面及び締固められていない面について、 設計図書に関して監督職員の承諾を得た方法で雨水の浸透 を防ぐ措置を講じなければならない。		2	3	5 7	7	1	7 .	受注者は、締固め中に降雨等で作業を中断する場合には、 既に締固められた面及び締固められていない面について、 設計図書に関して監督職員の承諾を得た方法で雨水の浸透 を防ぐ措置を講じなければならない。	
7 2 7 2	3	6	0 1	1	2 - 3 - 6 1 .	フィルターの盛立 <u>請負者</u> は、盛立にあたっては、水平に施工しなければなら ない。	7	2	3	6 0	0	1		フィルターの盛立 <mark>受注者</mark> は、盛立にあたっては、水平に施工しなければなら ない。	
7 2	3	6	1 2	2		ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	7	2	3	6 1	1	2		ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	
7 2	3	6	2 1	1	2 .	請負者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	7	2	3	6 2	2	1	2 .	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平ら な面となるように施工しなければならない。	
7 2	3	6 :	3 1	1	3 .	請負者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	7	2	3	6 3	3	1	3 .	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	
7 2	3	6	4 1	1	4 .	請負者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	7	2	3	6 4	4	1	4 .	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	
7 2	3	6	5 1	I	5 .	請負者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。	7	2	3	6 5	5	1	5 .	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平 行に走行させなければならない。	
7 2	3	6	5 2	2		ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる <u>ものとする</u> 。	7	2	3	6 5	5	2		ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直 角方向に走行させる <u>ことができるものとする</u> 。	
7 2						ロックの盛立				7 (ロックの盛立	
7 2						請負者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。				7 1			1 .	受注者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。	
7 2	3	7	2 1	1	2 .	<u>請負者</u> は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	7	2	3	7 2	2	1	2 .	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	

										.~			改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 2	3	7	3	1	3 .	<u>請負者</u> は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	7	2	3	7 3	1	3 .	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数について は、設計図書によらなければならない。	
7 2	3	7	4	1	4 .	請負者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。	7	2	3	7 4	1	4 .	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。	
7 2	3	7	5	1	5 .	請負者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平 行に走行させなければならない。	7	2	3	7 5	1	5 .	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平 行に走行させなければならない。	
7 2	3	7	5	2		ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる <u>ものとする</u> 。	7	2	3	7 5	2		ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直 角方向に走行させる <u>ことができるものとする</u> 。	
7 2					2 - 3 - 8	堤体法面保護工	7	2	3	8 0	1		堤体法面保護工	
7 2	3	8	1	1	1 .	請負者は、設計図書に示す種類及び品質の材料を使用しなければならない。	7	2	3	8 1	1	1.	受注者は、設計図書に示す種類及び品質の材料を使用しなければならない。	
7 2	3	8	2	1		請負者は、堤体法面保護材が移動しないように、相互にかみ合わせを良くし、大塊の隙間には小塊が充填されるよう積上げなければならない。	7	2	3	8 2	1	2 .	受注者は、堤体法面保護材が移動しないように、相互にかみ合わせを良くし、大塊の隙間には小塊が充填されるよう積上げなければならない。	
7 2	3	8	3	1	3 .	請負者は、設計図書に示す法面に沿って、堤体法面保護の表面に凹凸が生じないように施工しなければならない。							受注者は、設計図書に示す法面に沿って、堤体法面保護の表面に凹凸が生じないように施工しなければならない。	
7 3					第3章	基礎グラウチング					1		基礎グラウチング	
7 3				1	第 1 節 1 .	適 用本章は、ダム工事におけるボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工種に適用する。				0 0		第1節 1.	適 用 本章は、ダム工事におけるボーリング工、グラウチング工 その他これらに類する工種に適用する。	
7 3	1	0	2	1	2 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	7	3	1	0 2	1	2 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
7 3						<u>請負者</u> は、 <u>次</u> の順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。							受注者は、 <mark>以下</mark> の順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。	
7 3 7 3						世ん孔 水性					3		世ん孔	
7 3				4		水洗 ルジオンテストまたは水押しテスト					4	. ,	水洗 ルジオンテストまたは水押しテスト	
7 3	1	0	3	5	(4)	注入	7	3	1	0 3	5	(4)	注入	
7 3					第2節	適用すべき諸基準					1	第 2 節	適用すべき諸基準	
7 3	2	U	U	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類等による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。		3	2	0 0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類等による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
7 3						国土技術研究センター グラウチング技術指針・同解説 (平成15年7月)				0 0			国土技術研究センター グラウチング技術指針・同解説 (平成15年7月)	
7 3						ボーリングエ	7	3	3	0 0	1	第3節	ボーリングエ	
7 3	3	1	U	1	3 - 3 - 1	一般事項	7	3	3	1 0	1	3 - 3 - 1	一般事具	

							<u> </u>	<u> </u>	\~ <u>~</u>	<u> </u> 2	<u>₭⋿₩∷□₺₺₹Х₹Ა</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条項	項則	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	i i i v	編章節条	新・条文構成	改定理由
7 3	3	1 0) 2		本節は、ボーリング工としてせん孔機械、せん孔、コア採取及び保管その他これらに類する工種について定める。	7	3	3	1 0	2		本節は、ボーリング工としてせん孔機械、せん孔、コア採取及び保管その他これらに類する工種について定める。	
7 3					せん孔機械				2 0			せん孔機械	
7 3	3	2 0) 2		請負者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。	7	3	3	2 0	2		受注者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。	
7 3 7 3				3 - 3 - 3	せん孔 . <u>請負者</u> は、設計図書に示す順序、せん孔径でせん孔しなければならない。				3 0			せん孔 <mark>受注者</mark> は、設計図書に示す順序、せん孔径でせん孔しなければならない。	
7 3	3	3 2	2 1	2	. <u>請負者</u> は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、 せん孔機械を移動してはならない。	7	3	3	3 2	1	2 .	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、 せん孔機械を移動してはならない。	
7 3	3	3 3	3 1	3	. <u>請負者</u> は、コンクリートを通してせん孔する場合には、堤体内に埋設されたクーリングパイプ、各種観測計器、リード線等の埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。		3	3	3 3	1	3 .	受注者は、コンクリートを通してせん孔する場合には、堤体内に埋設されたクーリングパイプ、各種観測計器、リード線等の埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。	
7 3	3	3 4	1	4	. <u>請負者</u> は、せん孔中は常にその岩質の変化、断層や破砕帯の状況、湧水、漏水の有無等に注意をはらい、これらに変化が認められた場合には、記録するとともに監督職員の指示を受けなければならない。		3	3	3 4	1	4 .	受注者は、せん孔中は常にその岩質の変化、断層や破砕帯の状況、湧水、漏水の有無等に注意をはらい、これらに変化が認められた場合には、記録するとともに監督職員の指示を受けなければならない。	
7 3	3	3 5	5 1	5	. <u>請負者</u> は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後には、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。		3	3	3 5	1	5 .	受注者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後には、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。	
7 3	3	3 6	3 1	6	. <u>請負者</u> は、ボーリングの完了後には、孔口維持のために、 孔番号を書いた木杭等で孔口をふさがなければならない。	7	3	3	3 6	1	6 .	受注者は、ボーリングの完了後には、孔口維持のために、 孔番号を書いた木杭等で孔口をふさがなければならない。	
7 3 7 3	3	4 0) 1	3 - 3 - 4	コア採取及び保管 . <u>請負者</u> は、設計図書に示す孔について、コアを採取しなければならない。	7	3	3	4 0 4 1	1	3 - 3 - 4	コア採取及び保管 <u>受注者</u> は、設計図書に示す孔について、コアを採取しなければならない。	
7 3	3	4 2	2 1	2	. <u>請負者</u> は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が <u>指示</u> する場所に <u>納入</u> しなければならない。	7	3	3	4 2	1	2 .	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が連絡する場所に納品しなければならない。	
7 3					水押しテスト				5 0			水押しテスト	
7 3	3	5 0	2		請負者は、注入に先立ち設計図書に基づきルジオンテスト、または水押しテストを行い、その結果を記録しなければならない。		3	3	5 0	2		受注者は、注入に先立ち設計図書に基づきルジオンテスト、または水押しテストを行い、その結果を記録しなければならない。	
7 3					グラウチングエ				0 0			グラウチングエ	
7 3					一般事項				1 0				
7 3	4	1 0	2		本節は、グラウチング工として注入機械、グラウチング用配管、セメントミルクの製造及び輸送、注入管理、配合及びその切替え、水押しテスト、注入、注入効果の判定その他これらに類する工種について定める。		3	4	1 0	2		本節は、グラウチング工として注入機械、グラウチング用配管、セメントミルクの製造及び輸送、注入管理、配合及びその切替え、水押しテスト、注入、注入効果の判定その他これらに類する工種について定める。	
7 3	4	2 () 1	3 - 4 - 2	注入機械	7	3	4	2 0	1	3 - 4 - 2	 注入機械	
	-	(, 1	J 7 - Z	/_/ \\\X\\\		J	т	_ 0	<u> </u>	J 7 - Z	/_/ \ \r\x\1/\\	

							<u> </u>		F7	7,00	141	1715 =	新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
				頂							I	頂			PAH - TH (J
編				下		旧・条文構成				条項		下	編章節条	新・条文構成	改定理由
7	3 4	4 2	0	2		請負者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。	7	3	4	2 0)] :	2		受注者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなけれ ばならない。	
				1		グラウチング用配管	7	3	4	3 0)	1	3 - 4 - 3	グラウチング用配管	
7	3 2	4 3	0	2		グラウチング用配管の配管方式は、設計図書によらなけれ ばならない。	7	3	4	3 0) :	2		グラウチング用配管の配管方式は、設計図書によらなけれ ばならない。	
				1		セメントミルクの製造及び輸送 <u>請負者</u> は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを 製造及び輸送しなければならない。				4 0				セメントミルクの製造及び輸送 受注者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを 製造及び輸送しなければならない。	
7	3 4	4 4	2	1	2 .	請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	3	4	4 2		1	2 .	受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
				2		なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。								なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
7	3 4	4 4	3	1	3 .	請負者は、製造されたセメントミルクの比重を設計図書に 従い管理しなければならない。	7	3	4	4 3	3	1	3 .	受注者は、製造されたセメントミルクの比重を設計図書に 従い管理しなければならない。	
				1 2		注入管理 請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書 に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければな らない。	7			5 0			3 - 4 - 5	注入管理 <u>受注者</u> は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書 に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3 4	4 5	0	3		また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督 職員へ提出しなければならない。	7	3	4	5 0) ;	3		また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督 職員へ提出しなければならない。	
7	3 4	4 6	0	1	3 - 4 - 6	配合及びその切替え	7	3	4	6 0)	1	3 - 4 - 6	配合及びその切替え	
7						請負者は、セメントミルクの配合及びその切替えについては、設計図書によらなければならない。								受注者は、セメントミルクの配合及びその切替えについては、設計図書によらなければならない。	
7				1		注入 注入方法及びステージ長は設計図書による。	7	3	4	7 0 7 1) :	1	3 - 4 - 7		
				1	2 .	注入方法及びステージ長は設計図書による。 <u>請負者</u> は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に 関して監督職員の承諾を得なければならない。							2 .	注入方法及びステージ長は設計図書による。 受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に 関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3 4	4 7	3	1	3 .	請負者は、注入圧力、注入速度、完了基準及び注入中断基準については設計図書によらなければならない。	7	3	4	7 3	3	1	3 .	受注者は、注入圧力、注入速度、完了基準及び注入中断基準については設計図書によらなければならない。	
				1		請負者は、注入中に設計図書に示す観測方法により堤体コンクリート及び基礎岩盤の変位を観測しなければならない。								受注者は、注入中に設計図書に示す観測方法により堤体コンクリート及び基礎岩盤の変位を観測しなければならない。	
				1		請負者は、注入中のステージが完了するまで、連続して注入しなければならない。								<u>受注者</u> は、注入中のステージが完了するまで、連続して注入しなければならない。	
7	3 2	4 7	6	1	6.	請負者は、注入中に注入圧、注入量、注入速度について常に設計図書の規定に合致するよう管理しなければならない。	7	3	4	7 6	·	1	6 .	受注者は、注入中に注入圧、注入量、注入速度について常に設計図書の規定に合致するよう管理しなければならない。	

	<u> </u>		_	\ <u> </u>	14-12	を		少 红理中等
現行条文							改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 コード 日・		章	節	条項	項 以 下		新・条文構成	改定理由
7 3 4 7 7 1 7 . <u>請負者</u> は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一 <u>次</u> 中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	3	4	7 7	1	7 .	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7 3 4 7 8 1 8 . <u>請負者</u> は、注入中に設計図書に示す許容変位量を超える場合は、注入の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		3	4	7 8	3 1	8 .	受注者は、注入中に設計図書に示す許容変位量を超える堤体コンクリート及び基礎岩磐の変位を認めた場合には、注入を中断し監督職員の指示を受けなければならない。	
7 3 4 7 9 1 9 . <u>請負者</u> は、同一のステージ長の場合において、隣接する孔の同時注入を行ってはならない。	, 7	3	4	7 9	1	9 .	受注者は、同一のステージ長の場合において、隣接する孔の同時注入を行ってはならない。	
7 3 4 7 9 2 ただし、これ以外の場合は、監督職員の指示によらなければならない。	7	3	4	7 9	2		ただし、これ以外の場合は、監督職員の指示によらなけれ ばならない。	
7 3 4 7 10 1 10. <u>請負者</u> は、注入中、岩盤表面等へのミルクの漏えい等に注意をはらい、ミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、結糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。		3	4	7 10	0 1	10 .	受注者は、注入中、岩盤表面等へのミルクの漏えい等に注意をはらい、ミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。	
7 3 4 7 10 2 ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して 監督職員の承諾を得なければならない。	7	3	4	7 10	0 2		ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して 監督職員の承諾を得なければならない。	
7 3 4 8 0 1 3 - 4 - 8 注入効果の判定) 1		注入効果の判定	
7 3 4 8 1 1 1 . チェック孔 7 3 4 8 1 2 請負者は、グラウチングにおいて、グラウチングの効果を確認するため設計図書に基づいてチェック孔をせん孔し、コア採取、透水試験を行わなければならない。					2		チェック孔 受注者は、グラウチングにおいて、グラウチングの効果を確認するため設計図書に基づいてチェック孔をせん孔し、コア採取、透水試験を行わなければならない。	
7 3 4 8 1 3 なお、チェック孔の位置、方向、深度及びそのチェック孔 の処理方法等は、設計図書によらなければならない。	, 7	3	4	8 1	3		なお、チェック孔の位置、方向、深度及びそのチェック孔 の処理方法等は、設計図書によらなければならない。	
7 3 4 8 2 1 2 . 追加グラウチング					! 1		追加グラウチング	
7 3 4 8 2 2 <u>請負者</u> は、グラウチングの施工によって所要の改良効果か得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行なわなければならない。		3	4	8 2	2		受注者は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行なわなければならない。	
7 3 4 8 2 3 なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。					2 3		なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等について は、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。	
8 0 0 0 0 1 第8編 道路 8 1 0 0 0 1 第1章 道路改良	8	0	0	0 0	1 1	第 8 編 第 1 章	道路編	
8 1 1 0 0 1 第1節 適 用	8	1	1	0 0) 1	第1節	道路改良 適 用	
8 1 1 0 1 1 1 1 本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・プロック積(張)工、カルバート工、排水構造物工(小型水路工)、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8				1		本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・プロック積(張)工、カルバート工、排水構造物工(小型水路工)、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8 1 1 0 2 1 2 . 道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節 道路土工、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設 工の規定による。		1	1	0 2	! 1	2 .	道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節 道路土工、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設 工の規定による。	

	<u>水上争共进门</u> 		改訂理由等	
A	編章節条項	項 編	章節条 新・条文構成	改定理由
8 1 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。	8 1 1 0 3	1	3 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 8 1 2 0 0 2 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8 1 2 0 0 8 1 2 0 0		2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8 1 2 0 0 3 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成12年3月)	8 1 2 0 0	3	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 <u>24</u> 年 <u>5</u> 月)	
8 1 2 0 0 4 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	8 1 2 0 0	4	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
8 1 2 0 0 5 日本道路協会 道路土工 切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	8 1 2 0 0	5	日本道路協会 道路土工 切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	
8 1 2 0 0 6 日本道路協会 道路土工 盛土工指針(平成22年6月)	8 1 2 0 0	6	日本道路協会 道路土工 盛土工指針(平成22年6月)	
8 1 2 0 0 7 日本道路協会 道路土工 擁壁工指針 (平成11年3月)	8 1 2 0 0	7	日本道路協会 道路土工 擁壁工指針 (平成 <u>24</u> 年 <u>7</u> 月)	
8 1 2 0 0 8 日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	8 1 2 0 0	8	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
8 1 2 0 0 9 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	8 1 2 0 0	9	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
8 1 2 0 0 10 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻 (平成12年 9 月)	8 1 2 0 0	10	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)	
8 1 2 0 0 11 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	8 1 2 0 0		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	
8 1 2 0 0 12 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	8 1 2 0 0	12	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	
8 1 2 0 0 13 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	8 1 2 0 0	13	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	
8 1 2 0 0 14 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)	8 1 2 0 0	14	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)	
8 1 2 0 0 15 土木研究センター 補強土 (テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)	8 1 2 0 0	15	土木研究センター 補強土 (テールアルメ)壁工法設計・ 施工マニュアル (平成15年11月)	
8 1 2 0 0 17 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成14年10月)	8 1 2 0 0	17	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施 エマニュアル (平成14年10月)	
8 1 2 0 0 18 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	8 1 2 0 0	18	日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
8 1 2 0 0 19 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)	8 1 2 0 0	19	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)	
8 1 2 0 0 20 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)	8 1 2 0 0	20	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)	

	工作工事共进任恢青机口比較衣 物訂多文 の対象文 の対象文 の対象文 の対象文 の対象文 の対象文 の対象文 の対象									
現行条文		改訂条文								改訂理由等
項 項 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文構成 日・条文権 日・名本 日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1 3 0 0 1 第3節 工場製作工						0		第3節	工場製作工	
8 1 3 1 0 1 1 3 - 3 - 1 一般事項 8 1 3 1 1 1 1	ins.					0		1 - 3 - 1 1 .	一般事項 本節は、工場製作工として遮音壁支柱製作工その他これら に類する工種について定める。	
8 1 3 1 2 1 2 . 工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工通)の規定による。	(共								. 工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工(共通)の規定による。	
8 1 3 2 0 1 1 - 3 - 2 遮音壁支柱製作工							1	1 - 3 - 2	遮音壁支柱製作工	
8 1 3 2 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、支柱の製作加工にあたっては、設計図書に、ものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は、 職員の承諾を得なければならない。		8	1	3	2	1	1	1 .	. 受注者は、支柱の製作加工にあたっては、設計図書によるものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 1 3 2 2 1 2 . <u>請負者</u> は、部材の切断をガス切断により行うものとすが、これ以外の切断の場合は、設計図書に関して監督の承諾を得なければならない。	「る 賢職員	8	1	3	2	2	1	2 .	. <mark>受注者</mark> は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 1 3 2 3 1 3 . <u>請負者</u> は、孔あけについては、設計図書に示す径にドまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければない。		8	1	3	2	3	1	3 .	. 受注者は、孔あけについては、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。	
8 1 3 2 3 2 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削らなければならない。	り取	8	1	3	2	3	2		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取 らなければならない。	
8 1 3 2 4 1 4 . 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場登工の規定による。	湯塗装	8	1	3	2	4	1	4 .	. 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	
8 1 4 0 0 1 第4節 地盤改良工						0		第4節	地盤改良工	
8 1 4 1 0 1 1 - 4 - 1 一般事項		8	1	4	1	0	1	1 - 4 - 1	一般事項	
8 1 4 1 1 2 本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、 ンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、 結工その他これらに類する工種について定める。	-、サ -、固	8	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
8 1 4 2 0 1 1 - 4 - 2 路床安定処理工							1	1 - 4 - 2	路床安定処理工	
8 1 4 2 1 2 BRR安定処理工の施工については、第3編2-7-25 安定処理工の規定による。	路床	8	1	4	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床 安定処理工の規定による。	
8 1 4 3 0 1 1 - 4 - 3 置換工		8	1	4	3	0	1	1 - 4 - 3		
8 1 4 3 1 2 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の記しよる。)規定								置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定 による。	
8 1 4 4 0 1 1 - 4 - 4 サンドマットエ 8 1 4 4 1 2 サンドマット工の施工については、第3編2 - 7 - 6 1	: ++ > ,					0		1 - 4 - 4	│サンドマット工 │サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サン │	
ドマット工の規定による。	ッソン								ドマット工の規定による。	
8 1 4 5 0 1 1 - 4 - 5 バーチカルドレーンエ		8	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5	バーチカルドレーン工	
8 1 4 5 1 2 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7バーチカルドレーン工の規定による。	7 -					1			バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7- 7バーチカルドレーン工の規定による。	
8 1 4 6 0 1 1 - 4 - 6 締固め改良工	· ·	8	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6	締固め改良工	
8 1 4 6 1 2 締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締 改良工の規定による。	が固め	8	1	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め 改良工の規定による。	
8 1 4 7 0 1 1 - 4 - 7 固結工						0		1 - 4 - 7	固結工	
8 1 4 7 1 2 固結工の施工については、第3編2-7-9固結工のによる。)規定								固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。	

							工水工事共通任依置初旧比較农 改訂条文							가는TTP + જ	
						現行条文	(又記) 示义							改訂条文	改訂理由等
編章	節	条〕		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	孫 項	り 以 下		編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1 8 1				1	第5節 1 - 5 - 1	法面工	8	1	5 (0 0	1	1	第5節 1 - 5 - 1	法面工	
8 1	5	1	1			本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカーエ、かご工その他これらに類する工種について定める。								・本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	
8 1	5	1	2	1	2 .	請負者は法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工・盛土工指針 5・6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月」 <u>および</u> 「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	5	1 2	1	1	2 .	- 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工 - 盛土工指針 5 - 6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月」及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 1	5	2	0	1	1 - 5 - 2		8	1	5 2	2 0	1	1	1 - 5 - 2	植生工	
8 1						植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。								植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。	
8 1					1 - 5 - 3					3 0			1 - 5 - 3		
8 1	5	3	0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。	8	1	5 3	3 0	2	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。	
8 1					1 - 5 - 4					4 0			1 - 5 - 4		
8 1	5	4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	8	1	5 4	4 0	2	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	
8 1	5	5	1	1	1 - 5 - 5	法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	8	1	5 5		1	1	1 - 5 - 5	法面施肥工 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥 工の規定による。	
8 1	5	6	0	2	1 - 5 - 6	アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。	8	1	5 6		2	2		アンカーエ アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。	
8 1	5	7	0	1	1 - 5 - 7		8	1	5	7 0	1	1	1 - 5 - 7		
						かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。								かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	
8 1					第6節	軽量盛土工				0 0			第6節	軽量盛土工	
8 1					1 - 6 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。				1 0			1 - 6 - 1	一般事項	
8 1					1 - 6 - 2	軽量盛土工				2 0			1 - 6 - 2	軽量盛土工	
8 1				2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。								軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
8 1					<u>第7節</u> 1 - 7 - 1	按壁工 一	8	1	7 (0 0	1	1	第7節 1 - 7 - 1	擁壁工	
8 1						本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、 現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	8	1	7	1 1	1	1		・本節は、擁壁工として作業士工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、既製 杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、 補強土壁工、井桁ブロックエその他これらに類する工種に ついて定める。	

		工不上事共進任禄書新旧比較表 改訂条文 改訂条文 改訂理由等 改訂理由等										
	現行条文							改訂条文	改訂理由等			
	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由			
8 1 7 1 2 1 2	. <u>請負者</u> は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工 擁壁 工指針 <u>2 - 5 ・ 3 - 4</u> 施工一般」(日本道路協会、平成 11年3月) <u>および</u> 「土木構造物標準設計 第 2 巻解説書 4 . 3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9 月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承 諾を得なければならない。	8	1	7 1	2	1	2 .	. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工 擁壁 工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成 24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9 月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承 諾を得なければならない。				
8 1 7 2 0 1 1 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	1	7 2	2 0	1	1 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)				
8 1 7 2 0 2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	1	7 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。				
8 1 7 3 0 1 1 - 7 - 3	既製杭工				3 0		1 - 7 - 3					
8 1 7 3 0 2	既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。							既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。				
8 1 7 4 0 1 1 - 7 - 4 8 1 7 4 0 2	場所打杭工					1	1 - 7 - 4					
8 1 7 4 0 2	場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	1	7 4	. 0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。				
	場所打擁壁工	8	1	7 5	0	1	1 - 7 - 5	場所打擁壁工				
8 1 7 5 0 2	場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	1	7 5	5 0	2		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。				
	プレキャスト擁壁工					1	1 - 7 - 6	プレキャスト擁壁工				
8 1 7 6 1 1	プレキャスト擁壁工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。	8	1	7 6	3 1	1		プレキャスト擁壁工については、第3編2-15-2プレ キャスト擁壁工の規定による。				
	補強土壁工	8	1	7 7	0	1	1 - 7 - 7					
8 1 7 7 1 1	補強土壁工については、第3編2-15-3補強土壁工の規 定による。	8	1	7 7	1	1		補強土壁工については、第3編2-15-3補強土壁工の規 定による。				
10 1 7 8 0 1 1 - 7 - 8	井桁プロックエ	10	1	7 8	3 0	1	1 - 7 - 8	井桁プロックエ				
10 1 7 8 1 1	井桁ブロックエについては、第3編2-15-4井桁ブロックエの規定による。	10	1	7 8	3 1	1		井桁ブロック工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。				
8 1 8 0 0 1 第8節	石・ブロック積(張)工	8	1	8 0	0	1	第8節	石・プロック積(張)工				
8 1 8 1 0 1 1 - 8 - 1 8 1 8 1 1 1			1	8 1	0	1		一般事項 ・ 本節は、石・ブロック積(張)エとして作業土工 <u>(床掘</u>				
	・本即は、石・ブロッグ槓(張)エとして作業エエ、コブグリートプロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	0		0 1		'	1.	本則は、石・ブロッグ槓(張)工として作業工工 <u>(水畑</u> <u>リ・埋戻し)</u> 、コンクリートブロック工、石積(張)工そ の他これらに類する工種について定める。				
8 1 8 1 2 1 2	. 一般事項については、第3編2-5-1一般事項による。	8	1	8 1	2	1	2 .	. 一般事項については、第3編2-5-1一般事項による。				
8 1 8 2 0 1 1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)				2 0		1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)				
8 1 8 2 0 2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	1	8 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。				
	コンクリートブロックエ				3 0		1 - 8 - 3	コンクリートブロックエ				
8 1 8 3 0 2	- 3 コンクリートプロック工の規定による。				3 0			コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。				
8 1 8 4 0 1 1 - 8 - 4	石積(張)工				0		1 - 8 - 4	石積(張)工				
8 1 8 4 0 2	石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。				0			石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。				
8 1 9 0 0 1 第9節	カルバートエ	8	1	9 0	0	1	第9節	カルバートエ				
8 1 9 1 0 1 1 - 9 - 1	一般事項	8	1	9 1	0	1	1 - 9 - 1	一般事項				

								_	<u>- / </u>	`~=	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条		項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1					1 .	本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打 杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工 その他これらに類する工種について定める。	8	1	9	1 1	1	1 .	本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	
8 1	9	1	2	1	2 .	請負者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工・カルバート工指針7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)	8	1	9	1 2	1	2 .	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工 - カルバート工指針 7 - 1 基本方針」(日本道路協会、平 成22年3月)及び「道路土工要綱 2 - 7排水施設の施工」 (日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これによ り難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 1	9	1	3	1	3 .	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	8	1	9	1 3	1	3 .	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	
8 1					1 - 9 - 2	材 料 請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路 土工・カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					1 2	1 - 9 - 2	材 料 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路 土工・カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 1					1 - 9 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	1 1	9	3 0	2	1 - 9 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 1					1 - 9 - 4	既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。					2	1 - 9 - 4	既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
8 1 8 1					1 - 9 - 5					5 0 5 0		1 - 9 - 5	場所打杭工場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭	
						工の規定による。							工の規定による。	
8 1					1 - 9 - 6 1 .	場所打函渠工 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	1	9	6 0 6 1	1	1 - 9 - 6	場所打函渠工 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	
8 1	9	6	2	1	2 .	請負者は、1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、 <u>請負者</u> は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。		1	9	6 2	1		受注者は、1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	
8 1	9	6	3	1	3 .	請負者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項により施工しなければならない。	8	1	9	6 3	1	3 .	受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第 1編第 3章第 2節適用すべき諸基準第 3項により施工しなければならない。	
8 1	9	6	4	1	4 .	請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水 密性を保つよう施工しなければならない。	8	1	9	6 4	1	4 .	受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水 密性を保つよう施工しなければならない。	
8 1	9	7	0	1	1 - 9 - 7	プレキャストカルバート工	8	1	9	7 0	1	1 - 9 - 7	プレキャストカルバート工	

						<u>-/ \.</u>		// / `	, ,,,,,,,	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条耳	項り下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1					プレキャストカルバート工については、第3編2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。							プレキャストカルバート工については、第3編2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。	
8 1				1 - 9 - 8	防水工 請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。				8 0		<u>1 - 9 - 8</u> 1 .	防水工 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	
8 1	9	8 2	2 1	2 .	請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	1	9	8 2	1	2 .	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	
8 1					排水構造物工(小型水路工)				0 0		第10節	排水構造物工(小型水路工)	
8 1	10	1 0	0 1		一般事頃 本節は排水構造物工(小型水路工)として、作業土工、側 溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所 打水路工、排水工(小段排水・縦排水)その他これらに類 する工種について定める。	8	1	10	1 0	1	1 - 10 - 1 1 .	一般事頃 本節は排水構造物工(小型水路工)として、作業土工 <u>(床</u> <u>掘り・埋戻し)</u> 、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール 工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排 水)その他これらに類する工種について定める。	
8 1	10	1 :	2 1	2 .	請負者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、「道路土工要綱 2 - 7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	10	1 2	1	2 .	受注者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、「道路土工要綱 2 - 7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 1	10	1 :	3 1	3 .	請負者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。		1	10	1 3	1	3 .	受注者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。	
8 1 8 1				1 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の				2 0		1 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工	
					規定による。							<u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 1					側溝工 請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8			3 0		<u>1 - 10 - 3</u> 1 .	側溝工 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
8 1	10	3	2 1	2 .	請負者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。		1	10	3 2	1	2 .	受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。	
8 1				3 .	請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		1	10	3 3	1	3 .	受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 1	10	3	4 1	4 .	請負者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、 上流側または高い側のセクションを下流側または低い側の セクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の 接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び 頂部で行ってはならない。		1	10	3 4	1	4 .	受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、 上流側または高い側のセクションを下流側または低い側の セクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の 接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び 頂部で行ってはならない。	

旧・条文構成 また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 5. 請負者は、コルゲートフリュームの布設条件(地盤条件出来形等)については設計図書によるものとし、上げ越いが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 5. 請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより	:し1 : : : :	8	1	10 3		下	編章節条	新・条文構成 また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでい るものがあれば締直しを行わなければならない。	改定理由
るものがあれば締直しを行わなければならない。 5. <u>請負者</u> は、コルゲートフリュームの布設条件(地盤条件 出来形等)については設計図書によるものとし、上げ越し が必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議した ければならない。 5. <u>請負者</u> は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設についる は、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより	=・ むし					2			
出来形等)については設計図書によるものとし、上げ越りが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議したければならない。 5. <u>請負者</u> は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより	<u></u> し	8	1	10 3	E				
は、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより類					5	1	5 .	受注者は、コルゲートフリュームの布設条件(地盤条件・出来形等)については設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	難	8	1	10 3	6	1	6 .	受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7. <u>請負者</u> は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面。 段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	i٤	8	1	10 3	7	1	7 .	受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と 段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	
4 管渠工						1			
請負者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾置により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、原面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	る底	8	1	10 4	1	1	1 .	受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
2. 管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャス カルバート工の規定による。	. ト	8	1	10 4	2	1	2 .	管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
3. <u>請負者</u> は、継目部の施工については、付着、水密性を保ま ように施工しなければならない。	} つ	8	1	10 4	3	1	3 .	受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	
5 集水桝・マンホール工						1		集水桝・マンホール工	
1. <u>請負者</u>は、集水桝及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じたいようにしなければならない。	基 な 	8	1	10 5	1	1	1.	受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
2. <u>請負者</u> は、集水桝及びマンホール工の施工については、火型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。		8	1	10 5	2	1	2 .	受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。	
3. <u>請負者</u> は、集水桝及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		8	1	10 5	3	1	3 .	受注者は、集水桝及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
4 . <u>請負者</u> は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が多	(生	8	1	10 5	4	1	4 .	受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生 じないよう平担に施工しなければならない。	
しないよつ半担に施工しなければならない。 									
5 地下排水工	さ	8	1	10 6	1	1	1 .	受注者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水	
1	の承諾を得なければならない。 . <u>請負者</u> は、蓋の設置については、本体及び路面と段差がじないよう平担に施工しなければならない。 地下排水工	の承諾を得なければならない。 . <u>請負者</u> は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平担に施工しなければならない。 地下排水工 . <u>請負者</u> は、地下排水工の施工については、設計図書で示さ	の承諾を得なければならない。 ・ <u>請負者</u> は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生 8 じないよう平担に施工しなければならない。 ・ 地下排水工 8 8 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	の承諾を得なければならない。8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の承諾を得なければならない。.請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生 じないよう平担に施工しなければならない。8 1 10 5地下排水工8 1 10 6.請負者は、地下排水工の施工については、設計図書で示さ 8 1 10 6	の承諾を得なければならない。8 1 10 5 4・ 	の承諾を得なければならない。8110541・ 請負者 は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生 じないよう平担に施工しなければならない。8110541地下排水工8110601・ 請負者 は、地下排水工の施工については、設計図書で示さ 8110611	の承諾を得なければならない。 . <u>請負者</u> は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生 8 1 10 5 4 1 4 . じないよう平担に施工しなければならない。 地下排水工 8 1 10 6 0 1 1 - 10 - 6	の承諾を得なければならない。の承諾を得なければならない。の承諾を得なければならない。・ image: im

									, . ,	`~_	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編	章節	条:	項 !	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	1 10	6	2	1	2 .	請負者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	8	1	10	6 2	1	2 .	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	
8						場所打水路工				7 0		1 - 10 - 7	場所打水路工	
8	1 10	7	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8	1	10	7 1	1	1.	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
8	1 10	7	2	1	2 .	請負者は、側溝蓋の設置については、路面または水路との 段差が生じないよう施工しなければならない。	8	1	10	7 2	1	2 .	受注者は、側溝蓋の設置については、路面または水路との 段差が生じないよう施工しなければならない。	
8	1 10	7	3	1	3 .	請負者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。	8	1	10	7 3	1	3 .	受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。	
8						排水工(小段排水・縦排水)				8 0			排水工(小段排水・縦排水)	
8	1 10	8	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8	1	10	8 1	1	1 .	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
8						請負者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保 ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。							受注者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保 ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。	
8				1	第11節 1 - 11 - 1	落石雪害防止工				0 0		第11節 1 - 11 - 1	落石雪害防止工	
8				-		本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、 落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類 する工種について定める。				1 1			本節は、落石雪害防止工として作業土工 <u>(床掘り・埋房し)</u> 、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	
8	1 11	1	2	1	2 .	請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。		1	11	1 2	1	2 .	受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	
8	1 11	1	3	1	3 .	請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員の指示を受けなければならない。		1	11	1 3	1	3 .	受注者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員の指示を受けなければならない。	
8					1 - 11 - 2	材 料 請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計 図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督 職員の承諾を得なければならない。	8	1	11	2 0	1 2	1 - 11 - 2	材 料 受注者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計 図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督 職員の承諾を得なければならない。	
8					1 - 11 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)				3 0		1 - 11 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	1 11	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	1	11	3 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	

							工术工事共通任禄晋初旧比較农 改訂条文								改訂理由等
編章	節	条 〕			編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 .	項以	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1	11	4		下 1	1 - 11 - 1	落石防止網工	8	1	11	4 0)	1	1 - 11 - 1	落石防止網工	
8 1						請負者は、落石防止網工の施工については、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8			4 1				受注者は、落石防止網工の施工については、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 1	11	4	2	1	2 .	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	11	4 2	2	1	2 .	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 1					1 - 11 - 5	落石防護柵工	8	1	11	5 0)	1		落石防護柵工	
8 1	11	5	1	1	1.	請負者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。	8	1	11	5 1	1	1	1.	受注者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。	
8 1	11	5	2	1	2 .	請負者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	8	1	11	5 2	2	1	2 .	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	
8 1	11	5	3	1	3 .	請負者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、設計図書に基づき設置しなければならない。	8	1	11	5 3	3	1	3 .	受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、設計図書に 基づき設置しなければならない。	
8 1	11	6	0	1	1 - 11 - 6	防雪柵工				6 0			1 - 11 - 6	防雪柵工	
8 1	11	6	1	1		請負者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	8	1	11	6 1	1	1		受注者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工について は、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよ う固定しなければならない。	
8 1	11	6	2	1	2 .	請負者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵(仮設式)の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。		1	11	6 2	2	1	2 .	受注者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵(仮設式)の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。	
8 1	11	6	3	1	3 .	請負者は、吹払式防雪柵(固定式)の施工については、コンクリート基礎と支柱及び控柱は転倒しないよう固定しなければならない。	8	1	11	6 3	3	1		受注者は、吹払式防雪柵(固定式)の施工については、コンクリート基礎と支柱及び控柱は転倒しないよう固定しなければならない。	
8 1						<u>請負者</u> は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。								受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの 間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければな らない。	
8 1					1 - 11 - 7	雪崩予防柵工 <u>請負者</u> は、雪崩予防柵の固定アンカー及びコンクリート基				7 0				雪崩予防柵工	
8 1	11	/	'	1	Ι.	語見名は、当朋予的情の固定アノガー及びコノケリート基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	8	1	11	' '		'	1.	受注者は、雪崩予防柵の固定アンカー及びコンクリート基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	
8 1						請負者は、雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定は、雪崩による衝撃に耐えるよう堅固にしなければならない。								受注者は、雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定は、雪崩による衝撃に耐えるよう堅固にしなければならない。	
8 1	11	7	3	1	3 .	請負者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を 行う場合は、雪崩による変形を生じないよう緊張し施工し なければならない。		1	11	7 3	3	1	3 .	受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を 行う場合は、雪崩による変形を生じないよう緊張し施工し なければならない。	
8 1						請負者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの 間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければな らない。								受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの 間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければな らない。	
8 1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工	8	1	12	0 0)	1	第12節	遮音壁工	

							//\-		F/\	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> 上亿水</u>	改訂理由等		
				T百							T百		改訂条文	(XII)在田台
		節条		下	編章節条						項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
		2 1			1 - 12 - 1					1 0		1 - 12 - 1		
		2 1				本節は、遮音壁工として作業土工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。							本節は、遮音壁工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、遮 音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種につ いて定める。	
8	1 1	2 1	2	1	2 .	請負者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。	8	1	12	1 2	1	2 .	受注者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。	
		2 2			1 - 12 - 2	材料	8	1	12 2	2 0	1			
		2 2				遮音壁に使用する吸音パネルは、設計図書に明示したもの を除き、本条によるものとする。						1 .	遮音壁に使用する吸音パネルは、設計図書に明示したもの を除き、本条によるものとする。	
8	1 1	2 2	2	1		前面板(音源側)の材料は、JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。	8	1	12	2 2	1	2 .	前面板(音源側)の材料は、JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。	
8	1 1	2 2	3	1		背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	8	1	12 2	2 3	1	3 .	背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき 鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S ま たは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
8	1 1	2 2	4	1		吸音材の材料は、JIS A 6301(吸音材料)に規定するグラスウール吸音ボード2号32Kまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	8	1	12 2	2 4	1	4 .	吸音材の材料は、JIS A 6301(吸音材料)に規定するグラスウール吸音ボード2号32Kまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
8	1 1	2 2	5	1		請負者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	12 2	2 5	1	5 .	受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
		2 3			1 - 12 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	1	12 3	3 0	1	1 - 12 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
		2 3				作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
		2 4			1 - 12 - 4	遮音壁基礎工	8	1	12 4	4 0	1	1 - 12 - 4	遮音壁基礎工	
		2 4				請負者は、支柱アンカーボルトの設置について、設計図書によるものとし、これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、支柱アンカーボルトの設置について、設計図書によるものとし、これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
		2 5				適音壁本体工 海音壁本体のませの施工については、ませ即原について	8	1	12 !	5 0 5 1	1	1 - 12 - 5	遮音壁本体工	
ŏ	1 1	2 5	1	ı		遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、 設計図書によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不 揃いがないように設置しなければならない。	δ	I	12 \$	υ Ί		1.	遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、 設計図書によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不 揃いがないように設置しなければならない。	
8	1 1	2 5	2	1		請負者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止策、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないよう注意して施工しなければならない。	8	1	12 !	5 2	1	2 .	受注者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止策、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないよう注意して施工しなければならない。	
		0 0			第 2 章 第 1 節	舗装 適 用	8	2	0 (0 0	1	第 2 章 第 1 節	舗装 適 用	

									,,	12.	自初川口に採む	改訂理由等	
編	章(食	介 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	2 1	1 0	1	1	エ、 エ、 エ、 る。	は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物仮設工、その他これらに類する工種について適用す	8 2				1 .	本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	
8	2 1	1 0	2	1	路土	3土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第2章第4節道 □工、第3編第2章第7節地盤改良工及び第10節仮設工 記定による。	8 2	1	0 2	1	2 .	道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定による。	
8	2 1	1 0	3	1		5に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 6材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8 2	1	0 3	1	3 .	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
	2 2				第2節 適用	すべき諸基準			0 0		第2節	適用すべき諸基準	
8	2 2	2 0	0	2	は、 員 <i>の</i> に相	者は、設計図書において特に定めのない事項について下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書記述がある場合は、原則として設計図書の規定に従うもとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならい。	8 2	2	0 0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	2 2	2 0	0	3		ぶ道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 ² 成4年12月)	8 2	2	0 0	3		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)	
8	2 2	2 0	0	4	日本	道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	8 2	2	0 0	4		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
8	2 2	2 0	0	5		ぶ道路協会 道路緑化技術基準・同解説 ₹和63年12月)	8 2	2	0 0	5		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	
8	2 2	2 0	0	6	日本	道路協会 舗装再生便覧 (平成22年 <u>12</u> 月)	8 2	2	0 0	6		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	
8	2 2	2 0	0	7		s道路協会 舗装調査・試験法便覧 ^Z 成19年6月)	8 2	2	0 0	7		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	
8	2 2	2 0	0	8		s道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 死成19年10月)	8 2	2	0 0	8		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	
8	2 2	2 0	0	9		≍道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 閏和59年10月)	8 2	2	0 0	9		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)	
8	2 2	2 0	0	10		這路協会 道路反射鏡設置指針 日和55年12月)	8 2	2	0 0	10		日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)	
8	2 2	2 0	0	11		□交通省 防護柵の設置基準の改定について ☑成16年3月)	8 2	2	0 0	11		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)	
8	2 2	2 0	0	12		s道路協会 防護柵の設置基準・同解説 ^z 成20年1月)	8 2	2	0 0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	
8	2 2	2 0	0	13		ぶ道路協会 道路標識設置基準・同解説 ₹和62年1月)	8 2	2	0 0	13		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	
8	2 2	2 0	0	14	日本説	道路協会 視覚障害者誘導用プロック設置指針・同解 (昭和60年9月)	8 2	2	0 0	14		日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解 説 (昭和60年9月)	

	上水上事共週11位11000000000000000000000000000000000	改訂理由等
	以即示人	以印本田寺
	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成	改定理由
2 0 0 15 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成1 3月)	F 8 2 2 0 0 15 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年 3月)	
2 0 0 16 建設省 道路附属物の基礎について (昭和5 7月)	E 8 2 2 0 0 16 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年 7月)	
2 0 0 17 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版 (平成8年10月)	8 2 2 0 0 17 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月)	
2 0 0 19 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
2 0 0 20 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	8 2 2 0 0 0 20 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
2 0 0 21 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年月)	2 8 2 2 0 0 21 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	
2 0 0 22 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	
2 0 0 23 土木学会 舗装標準示方書(平成19年3月)	8 2 2 0 0 23	
3 0 0 1 第3節 地盤改良工	8 2 3 0 0 1 第 3 節 地盤改良工	
3 1 0 1 2 - 3 - 1 一般事項	8 2 3 1 0 1 2 - 3 - 1 一般事項	
3 1 1 2 本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工を他これらに類する工種について定める。	D 8 2 3 1 1 2 本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工その他これらに類する工種について定める。	
3 2 0 1 2 3 - 2 路床安定処理工	8 2 3 2 0 1 2 3 2 0 1 2 3 2 路床安定処理工	
3 2 1 2 路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2 安定処理工の規定による。	8 2 3 2 1 2	
3 3 0 1 2 - 3 - 3 置換工 3 3 1 2 置換工の施工については、第3編2 - 7 - 3置換工の施工による。	8 2 3 3 0 1 2 - 3 - 3 置換工の施工については、第3編2 - 7 - 3置換工の規定による。	
4 0 0 1 第4節 舗装工 4 1 0 1 2 - 4 - 1 一般事項	8 2 4 0 0 1 第4節 舗装工 8 2 4 1 0 1 2 4 1 0 1 2 4 1 0 1	
4 1 1 1 1 1	7 8 2 4 1 1 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗 ボールト舗装工、学たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、	
4 1 2 1 2 . iile を	9 │	
4 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、路盤の施工において、路床面または下層路 に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、 図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
4 1 5 1 4 . <u>請負者</u> は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、そのの有害物を除去しなければならない。	也 8 2 4 1 5 1 4 . 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	
4 2 0 1 2 - 4 - 2 材料	8 2 4 2 0 1 2 - 4 - 2 材料	

十木丁事共诵什様書新旧比較表

							現行条文	<u> </u>		<u> </u>	\ \.	<u> </u>	<u>:青新旧比較表</u>	改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条:		項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	2	4	2	1	1		舗装工で使用する材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	8	2	4	2 1	1		舗装工で使用する材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	
8	2	4	3	0	1	2 - 4 - 3	舗装準備工	8	2	4	3 0	1	2 - 4 - 3	舗装準備工	
8	2	4	3	0	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	8	2	4	3 0	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	
8	2	4	4	0	1	2 - 4 - 4	橋面防水工	8	2	4	4 0	1	2 - 4 - 4	橋面防水工	
8	2	4	4	1	1		橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水工の規定による。	8	2	4	4 1	1		橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水 工の規定による。	
				0		2 - 4 - 5	アスファルト舗装工					1		アスファルト舗装工	
8	2	4	5	0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。	8	2	4	5 0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。	
8	2	4	6	0	1	2 - 4 - 6	半たわみ性舗装工	8	2	4	6 0	1	2 - 4 - 6	半たわみ性舗装工	
8	2	4	6	1	1		半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。	8	2	4	6 1	1		半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。	
				0		2 - 4 - 7	排水性舗装工 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性 舗装工の規定による。	8	2	4	7 0	1	2 - 4 - 7	排水性舗装工 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性 舗装工の規定による。	
8	2	4	8	0	1	2 - 4 - 8	透水性舗装工	8	2	4	8 0	1	2 - 4 - 8	透水性舗装工	
8	2	4	8	1	1		透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性 舗装工の規定による。	8	2	4	8 1	1		透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性 舗装工の規定による。	
				0		2 - 4 - 9	グースアスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2- 6-11グースアスファルト舗装工の規定による。					1	2 - 4 - 9	グースアスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2- 6-11グースアスファルト舗装工の規定による。	
8	2	4	10	0	1	2 - 4 - 10	コンクリート舗装工	8	2	4 1	0 0	1	2 - 4 - 10	コンクリート舗装工	
				1		1.	コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。	8	2	4 1	10 1	1		コンクリート舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 12 コンクリート舗装工の規定による。	
8	2	4	10	2	1	2 .	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を 行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければなら ない。	8	2	4 1	10 2	1	2 .	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	4	10	3	1	3 .	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものと する。	8	2	4 1	10 3	1	3 .	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものと する。	
8	2	4	10	4	1	4 .	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	8	2	4 1	10 4	1	4 .	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	
8	2	4	10	5	1	5 .	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ (路肩側低弾性タイプ)を使用するものとする。	8	2	4 1	10 5	1	5 .	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ(路肩側低弾性タイプ)を使用するものとする。	

	-/ \-		<u> </u>	<u> </u>	1_1_1;	水目		改訂条文	改訂理由等
					Iļ	頁	14		
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成	編	章	節	条 項		以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 2 4 10 6 1 6 . 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2 - 1を標準とする。縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。		2	4 1	10 6	1	1		横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2・1を標準とする。縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイパーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	
8 2 4 10 6 2 表 2 - 1 横収縮目地間隔	8	2	4 1	10 6	5 2	2		表 2 - 1 横収縮目地間隔	
8 2 4 11 0 1 2 - 4 - 11 薄層カラー舗装工 8 2 4 11 0 2 薄層カラー舗装工の施工については、第 3 編 2 - 6 - 13 薄層カラー舗装工の規定による。				11 0 11 0				薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄 層カラー舗装工の規定による。	
8 2 4 12 0 1 2 - 4 - 12 ブロック舗装工	8	2	4 1	12 0) 1	1	2 - 4 - 12	ブロック舗装工	
8 2 4 12 0 2				12 0				ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定による。	
8 2 5 0 0 1 第5節 排水構造物工(路面排水工) 8 2 5 1 0 1 2 - 5 - 1 一般事項				0 0			第5節 2-5-1	排水構造物工(路面排水工)	
8 2 5 1 1 1 1 1 . 本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝(街渠桝)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	8	2	5	1 1	1	1	1 .	本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工 (床掘り・埋戻し)、側溝工、管渠工、集水桝(街渠 桝)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工 (小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他こ れらに類する工種について定める。	
8 2 5 1 2 1 2 . 排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		2	5	1 2	! 1	1	2 .	排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 2 5 2 0 1 2 - 5 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し)	8	2	5	2 0) 1	1	2 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 2 5 2 0 2 6 件業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	8	2	5	2 0) 2	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 2 5 3 0 1 2 - 5 - 3 側溝工 8 2 5 3 1 1 1 . if	8			3 0 3 1			2 - 5 - 3 1 .	側溝工 受注者は、L型側溝またはLO型側溝、プレキャストU型 側溝の設置については、設計図書に示す勾配で下流側また は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な 勾配になるように施工しなければならない。	
8 2 5 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、L型側溝及びLO型側溝、プレキャストU型側 溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に 指定しない限り、セメントと砂の比が1:3の配合のモル タル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければな らない。		2	5	3 2	? 1	1		受注者は、L型側溝及びLO型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1:3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。	
8 2 5 3 3 1 3 . <u>請負者</u> は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう 丁寧に施工しなければならない。	8	2	5	3 3	3 1	1	3 .	受注者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう 丁寧に施工しなければならない。	

現行条文 項							改訂理由等
				頂		改訂条文	WHITHU
			項	下		新・条文構成	改定理由
8 2 5 4 0 1 2 - 5 - 4 管渠工 8 2 5 4 1 1 1 . 管渠の設置については、第8編2 - 5 - 3側溝工の規定に 8 :			1 0		2 - 5 - 4		
よる。						管渠の設置については、第8編2-5-3側溝工の規定に よる。	
8 2 5 4 2 1 2 . 請負者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第8編2-5-3側溝工の規定による。 8 :	2	5 4	1 2	1		受注者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、 第8編2-5-3側溝工の規定による。	
8 2 5 4 3 1 3	2	5 4	4 3	1	3 .	受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	
8 2 5 5 0 1 2 - 5 - 5 集水桝(街渠桝)・マンホール工 8 :	2	5 5	5 0	1		集水桝(街渠桝)・マンホール工	
8 2 5 5 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、街渠桝の施工にあたっては、基礎について支持 8 ガが均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	2	5 5	5 1	1	1.	受注者は、街渠桝の施工にあたっては、基礎について支持 力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
8 2 5 5 2 1 2 . <u>請負者</u> は、街渠桝及びマンホール工の施工にあたっては、 管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメント と砂の比が 1 : 3 の配合のモルタル等を用いて漏水の生じ ないように施工しなければならない。	2	5 5	5 2	1	2 .	受注者は、街渠桝及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1:3の配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。	
8 2 5 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は、マンホール工の施工にあたっては、基礎につい で支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	2	5 5	5 3	1	3 .	受注者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
8 2 5 5 4 1 4 . <u>請負者</u> は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。	2	5 5	5 4	1	4 .	受注者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。	
			0				
8 2 5 6 0 2 地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水 8 I 工の規定による。	2	5 6	5 0	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水 工の規定による。	
8 2 5 7 0 1 2 - 5 - 7 場所打水路工 8 :	2	5 7	7 0	1	2 - 5 - 7	場所打水路工	
8 2 5 7 0 2 場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打 8 水路工の規定による。						場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打 水路工の規定による。	
			3 0		2 - 5 - 8	排水工(小段排水・縦排水)	
8 2 5 8 0 2	2	5 8	3 0	2		排水工(小段排水・縦排水)の施工については、第8編1-10-8排水工(小段排水・縦排水)の規定による。	
8 2 5 9 0 1 2 - 5 - 9 排水性舗装用路肩排水工 8 :	2	5 9	0	1		排水性舗装用路肩排水工	
8 2 5 9 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面 8 は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。	2	5 9) 1	1	1 .	受注者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面 は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。	
8 2 5 9 2 1 2 . iiaaa iiaaaa iiaaaaaa iiaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa	2	5 9	9 2	1	2 .	受注者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあ たっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。	
8 2 6 0 0 1 第6節 縁石工 8 3	2	6 0	0	1	第6節	緣石工 	
8 2 6 1 0 1 2 - 6 - 1 一般事項 8 2 6 1 1 1 1 1 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類 8 まする工種について定める。	2 (6 1	0	1		一般事項 本節は、縁石工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、縁石 工その他これらに類する工種について定める。	

						_/ _	<u></u>	<u> </u>	100	<u> — ' 2</u>	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章	節	条項	項以下	節条	旧・条文構成	編	章	節系	条項	項以下	人	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 2	6	1 2		2	請負者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		2	6	1 2	1	ı	2 .	受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 2	6	1 3	3 1	3	請負者は、縁石工の施工にあたって、「道路土工 - 盛土工 指針」(日本道路協会、平成22年4月)の施工の規定によ る。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければ ならない。		2	6	1 3	1		3 .	受注者は、縁石工の施工にあたって、「道路土工 - 盛土工 指針」(日本道路協会、平成22年4月)の施工の規定によ る。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければ ならない。	
8 2				- 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	2	6	2 0	1		2 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 2					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。								作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 2				- 6 - 3	縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定 による。				3 0			2 - 6 - 3	縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定 による。	
8 2 8 2					踏掛版工 一般事項				0 0				踏掛版工	
8 2					一版争項 本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これら に類する工種について定める。				1 1			2 - 7 - 1	本節は、踏掛版工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、踏 掛版工その他これらに類する工種について定める。	
8 2	7	1 2	2 1	2	請負者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	7	1 2	1	I	2 .	受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 2	7	1 3	3 1	3	請負者は、踏掛版工の施工については、「道路土工 - 盛土 工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の踏掛版及び施 工の規定、第8編2-7-4踏掛版工の規定による。これ により難い場合は、監督職員の承諾を得なければならな い。		2	7	1 3	1	I	3 .	受注者は、踏掛版工の施工については、「道路土工 - 盛土 工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の踏掛版及び施 工の規定、第8編2-7-4踏掛版工の規定による。これ により難い場合は、監督職員の承諾を得なければならな い。	
8 2					材 料 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編 2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。				2 0 2 1			2 - 7 - <u>2</u> 1 .	材 料 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編 2 - 6 - 3アスファルト舗装の材料の規定による。	
8 2	7	2 2	2 1	2	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、 設計図書によらなければならない。	8	2	7	2 2	1	I	2 .	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、 設計図書によらなければならない。	
8 2				- 7 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。				3 0 3 0				作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 2				- 7 - 4 1	踏掛版工 床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工 の規定による。	8	2	7 4	4 0 4 1	1		2 - 7 - 4	踏掛版工 床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 2	7	4 2	2 1	2	踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。		2	7	4 2	1	I	2 .	踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	
8 2	7	4 3	3 1	3	<u>請負者</u> は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。	8	2	7	4 3	1		3 .	受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。	

							<u> </u>		ナフ	一	<u> 1 1 1 2 </u>	<u> </u>	改訂条文
編	章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成 改定理由
8	2	7 4	4	1	4 .	請負者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。	8	2	7	4 4	1	4	. <u>受注者</u> は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
			0		第8節	防護柵工	8	2	8	0 0	1	第8節	防護柵工
			0 1		<u>2 - 8 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。					1		- 股事項 . 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工 <u>(床掘り・埋戻し</u>)、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。
8	2	8 1	2	1	2 .	請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	8	1 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	2	8 1	3	1	3 .	請負者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	8	1 3	1	3	. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	8 2	0	1	2 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	2	8	2 0	1	2 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)
8	2	8 2	0	2		作業士工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	2	8	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。
			0			路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。					1		路側防護柵工 . 路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。
8	2	8 3	2	1	2 .	請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和59年10月)により取付ける。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。防護柵の規格は、設計図書によらなければならない。	8	2	8	3 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和59年10月)により取付ける。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。防護柵の規格は、設計図書によらなければならない。
8	2	8 4	. 0	1	2 - 8 - 4	防止柵工	8	2	8	4 0	1	2 - 8 - 4	防止柵工
8	2	8 4	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。	8	2	8	4 0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の 規定による。
			0			ボックスビーム工					1		ボックスビーム工
8	2	8 5	1	1	1.	請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合 <u>請負者</u> は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	8	2	8	5 1	1	1	. 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合 <mark>受注者</mark> は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
8	2	8 5	2	1	2 .	請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	8	2	8	5 2	1	2	. <mark>受注者</mark> は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す 方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下し ないよう穴の底部を締固めておかなければならない。

現行条文		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	1		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
がIJ水又							r a		以前,不久	以即连田县
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					条項	-	^惧 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 2 8 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠なコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置示されていない場合、速やかに監督職員に連絡し、設書に関して監督職員と協議して定めなければならない。	設計 が明 計図	8	2	8	5 3	3	1	3 .	受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。	
8 2 8 5 4 1 4 . <u>請負者</u> は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合せ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	進行 わ	8	2	8	5 4	1	1	4 .	受注者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行 方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わ せ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	
8 2 8 6 0 1 2 - 8 - 6 車止めポストエ		8	2	8	6 0)	1		車止めポストエ	
8 2 8 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1	いな	8	2	8	6 1	I	1	1.	受注者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 2 8 6 2 1 2 . <u>請負者</u> は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設:破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗:悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。	物に 装に	8	2	8	6 2	2	1	2 .	受注者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。	
8 2 8 7 0 1 2 - 8 - 7 防護柵基礎工					7 0				防護柵基礎工	
8 2 8 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1									防護柵基礎工の施工については、第1編3章の無筋・鉄筋 コンクリートの規定による。	
8 2 8 7 2 1 2 . <u>請負者</u> は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力 等となるように、かつ不陸を生じないようにしなけれ らない。		8	2	8	7 2	2	1	2 .	受注者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
8 2 9 0 0 1 第9節 標識工					0 0			第9節	標識工	
8 2 9 1 0 1 2 - 9 - 1 一般事項 8 2 9 1 1 1 1 1 . 本節は、標識丁として小型標識丁、大型標識丁その他	_ + <u>_</u>				1 0			2 - 9 - 1		
8 2 9 1 1 1 1 1	これ	8	2	9	1 1		1	1.	本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	
8 2 9 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、設計図書により標識を設置しなければならが、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連じし、設計図書に関して、監督職員と協議しなければない。	絡	8	2	9	1 2	2	1	2 .	受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	
8 2 9 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置:準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6型標識工の規定、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻の規定2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標ンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成16年6月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾なければならない。	和62 (日 6小 し) 識 (調 8	8	2	9	1 3	3	1	3 .	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工の規定、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成16年8月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 2 9 2 0 1 2 - 9 - 2 材 料 8 2 9 2 1 1 1 . 標識工で使用する標識の品質規格については、第 2 編12 - 1 道路標識の規定による。	12 -				2 0			2 - 9 - 2	材 料 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2‐ 12‐1道路標識の規定による。	

									J - /	`~	<u> </u>		ョ 孙川山 レレレテメ <u>ィ</u> シ	改訂条文	
編章	節	条	項	項 以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁	項以下	編章節条	新・条文構成 改定理由	
8 2	9	2	2	1	2 .	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。	8	2	9	2 2	2	1	2 .	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用 さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさ び止めペイント)に適合するものを用いるものとする。	
8 2	9	2	3	1	3 .	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素 鋼鋼管)STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合する。	8	2	9	2 3	3	1	3 .	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素 鋼鋼管)STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合する。	
8 2	9	2	4	1	4 .	請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	8	2	9	2 4	4	1	4 .	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	
8 2	9	2	5	1	5 .	請負者は、標識板の下地処理にあったては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	8	2	9	2 5	5	1	5 .	受注者は、標識板の下地処理にあったては脱脂処理を行 い、必ず洗浄を行わなければならない。	
8 2	9	2	6	1	6 .	請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	9	2 6	6	1	6 .	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及 び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基 準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難 い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 2					2 - 9 - 3	小型標識工 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識				3 (2 - 9 - 3	小型標識工 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識	
8 2	. 9	3	0	2		小型標識工の他工にプロでは、第3編2-3-6小型標識 工の規定による。	ŏ	2	9	3 (2		小型標識上の他上にプロでは、第3編2-3-6小型標識 工の規定による。	
8 2					2 - 9 - 4	大型標識工 <u>請負者</u> は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角				4 (2 - 9 - 4	大型標識工 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角	
0 2	. 9	4		2		度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。	0	2	9	4		2		文任者は、文任達で込みについては、標が板の向さ、用度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの 有無に注意して施工しなければならない。	
8 2 8 2				1	第10節 2 - 10 - 1	区画線工				0 (第10節 2 - 10 - 1	区画線工	
8 2	10	1	1	- 1		本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定める。								本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する 工種について定める。	
8 2	! 10	1	2	1	2 .	請負者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	10	1 2	2	1	2 .	受注者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 2	10	1	3	1	3 .	請負者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線 及び道路表示に関する命令、「道路土工要綱 第5章施工 計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、および第 3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場 合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	10	1 3	3	1	3 .	受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線 及び道路表示に関する命令、「道路土工要綱 第5章施工 計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、および第 3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場 合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 2					2 - 10 - 2					2 (2 - 10 - 2		
8 2	10	2	1	1	1 .	区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の 規定による。	8	2	10	2 1	1	1	1 .	区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の 規定による。	
8 2	! 10	2	2	1	2 .	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項 は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により 施工する。	8	2	10	2 2	2	1	2 .	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項 は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により 施工する。	

十木丁事共诵什樣書新旧比較表

									<u>#</u> 7	· //	上 1	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編				下	編章節条	旧・条文構成				条項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8						. 路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。							. 路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で 塗りつぶす工法を取ってはならない。	
				1		. ペイント式(常温式)に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。							. ペイント式(常温式)に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。	
				1	第11節	道路植栽工	8	2	11	0 0	1		道路植栽工	
				1	2 - 11 - 1	一般事具				1 0			一般事項	
8						・本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。							. 本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
8						. <u>請負者</u> は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							. <mark>受注者</mark> は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8					3	. <u>請負者</u> は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」(日本道路協会、昭和63年12月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定 <u>および</u> 本編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							. 受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」(日本道路協会、昭和63年12月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8				1	<u>2 - 11 - 2</u> 1	材料 . 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。				2 0			材料 . 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。	
8	2 1	1 2	2	1	2	. 道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらか じめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整 い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状 寸法を有するものとする。	8	2	11	2 2	1	2	. 道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらか じめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整 い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状 寸法を有するものとする。	
8	2 1	1 2	4	1	3	. <u>請負者</u> は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。	8	2	11	2 4	1	3	. 受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。	
				2		また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。		2	11	2 4	2		また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	
8	2 1	1 2	5	1	4	. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。	8	2	11	2 5	1	4	. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。	

現行条文				/ / /			<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章(凯	節 条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
法により幅に長 あって、一部の は、樹木の幹の を測定するもの は、その上部を の樹木の場合に もった場合は、	大の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方 短がある場合は、最長と最短の平均値で つ突き出し枝は含まないものとする。周長 の居とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置 いとし、この部分に枝が分岐しているとき 測定するものとする。また、幹が2本以上 おいては、おのおのの幹周の総和の70%を る。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上 個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定 070%の値を幹長とする。	8	2 1	1 2	6	1	5 .	枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。	
	更用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量 こよらなければならない。	8	2 1	1 2	7	1	6 .	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量 は、設計図書によらなければならない。	
8 2 11 2 7 2 なお、施工前に ばならない。	監督職員に品質証明等の確認を受けなけれ	8	2 1	1 2	7	2		なお、施工前に監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。	
	付名板を使用する場合、樹名板の規格は、設 ければならない。	8	2 1	1 2	8	1	7 .	道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によらなければならない。	
	ての運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ -分に保護養生を行わなければならない。				0		2 - 11 - 3	道路植栽工 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ 等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。	
8 2 11 3 1 2 また、樹木の掘 考慮し、じん速	取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を をかつ入念に行わなければならない。	8	2 1	1 3	1	2		また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を 考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。	
	が、その他植物材料であって、やむを得ないに植栽出来ない分は、仮植えするかまたでするとともに、樹木全体をシ・ト等で被覆結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければ	8	2 1	1 3	1	3		なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部に覆土するとともに、樹木全体をシ・ト等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。	
はローラ等で転	就帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工 所圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植 日程度に締固め、所定の断面に仕上げなけれ	8	2 1	1 3	2	1	2 .	受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	
	推工にあたり、設計図書及び監督職員の指 対木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫など 雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付 ない。	8	2 1	1 3	3	1	3 .	受注者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。	
速やかに連絡し 使用する場合は	は地の土壌に問題があった場合は監督職員に 、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直 れないようにし均等に行うものとする。	8	2 1	1 3	4	1	4 .	受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速やかに連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	

									<u> </u>	\~=	<u>- 1 </u>	IV	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条』	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条耳	頁	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
8 2	11	3	4	2		また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。		2	11	3 4	4	2	また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方 法について、設計図書に関して監督職員の承諾を得るもの とする。	
8 2	11	3	5	1	5 .	請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	8	2	11	3 5	5	1	5. <mark>受注者</mark> は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合 は、直ちに監督職員に連絡し指示を受けなければならな い。	
8 2	11	3	6	1	6 .	請負者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。	8	2	11	3 6	6	1	6. <u>受注者</u> は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。	
8 2	11	3	6	2	(1)	請負者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、 <u>請負者</u> の負担で行わなければならない。		2	11	3 6	6	2	(1) 受注者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。	
8 2	11	3	6	3	(2)	植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、 植穴底部は耕して植付けなければならない。	8	2	11	3 6	6	3	(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、 植穴底部は耕して植付けなければならない。	
8 2	11	3	6	4	(3)	樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。		2	11	3 6	6	4	(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。	
8 2	11	3	6	5	(4)	寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。	8	2	11	3 6	6	5	(4) 寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過 不足のないよう配植しなければならない。	
8 2	11	3	6	5	(5)	請負者は、植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。	8	2	11	3 6	6	5	(5) <u>受注者</u> は、植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。	
8 2	11	3	7	1	7 .	請負者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。	8	2	11	3 7	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。	
8 2	11	3	8	1	8 .	請負者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。		2	11	3 8	8	1	8. <mark>受注者</mark> は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。	
8 2	11	3	9	1	9 .	請負者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。	8	2	11	3 9	9	1	9. <mark>受注者</mark> は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な 手入れを行わなければならない。	
8 2	11	3 1	10	1	10 .	請負者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。		2	11	3 1	10	1	10. <mark>受注者</mark> は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	
8 2	11	3 1	11	1	11 .	請負者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認 しやすい場所に据え付けなければならない。	8	2	11	3 1	11	1	11. <mark>受注者</mark> は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認 しやすい場所に据え付けなければならない。	

	エハエョ	尹六四江	水亩 初口 に 野 衣	_ ,	
現行条文				条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構 下	成 章 [節条項	見 人 編章節条 	新・条文構成	改定理由
8 2 11 3 12 1 12 . 底部が粘土を主体とした滞水性の均 書に関して監督職員と協議しなけれ	いばならない。		書に関して	土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図 て監督職員と協議しなければならない。	
8 2 11 3 13 1 13 13 13	で巻き上げるものとし、 繊維材を重ねながら巻き	11 3 13	る場合、 大然繊維林	幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用すりら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き幹に緊結しなければならない。	
8 2 11 3 14 1 14. <u>請負者</u> は、支柱の設置については、 置しなければならない。また、樹草 は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて のとする。	全と支柱との取付け部	11 3 14	置しなけれ	_ 支柱の設置については、ぐらつきのないよう設 ればならない。また、樹幹と支柱との取付け部 等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するも	
8 2 11 3 15 1 15. <u>請負者</u> は、施肥、灌水の施工にあたの状況を調査するとともに、設計図類、使用量等が施工箇所に適さない職員に連絡し、設計図書に関して監ばならない。	図書に示す使用材料の種 1場合は、速やかに監督	11 3 15	の状況を記 類、使用	施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督路し、設計図書に関して監督職員と協議しなけれい。	表現を整備局と整合
8 2 11 3 16 1 16. <u>請負者</u> は、施肥の施工については、 辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を 除草しなければならない。		11 3 16	辺に散乱す	施肥の施工については、施工前に樹木の根元周 する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに ければならない。	
8 2 11 3 17 1 17. <u>請負者</u> は、施肥の施工については、 鉢の周りに過不足なく施用すること やかに覆土しなければならない。 た り、覆土については、樹幹、樹根に しなければならない。	ことし、肥料施用後は速 なお、肥料のための溝堀	11 3 17	鉢の周りに やかに覆 <u>-</u> り、覆土に	施肥の施工については、所定の種類の肥料を根 こ過不足なく施用することとし、肥料施用後は速 土しなければならない。なお、肥料のための溝堀 こついては、樹幹、樹根に損傷を与えないように ばならない。	
8 2 11 3 18 1 18. 植栽植樹の植替え		11 3 18		の植替え	
8 2 11 3 18 2 (1) <u>請負者</u> は、植栽樹木等が工事完成3 死または形姿不足となった場合には と同等または、それ以上の規格のも いて植替えなければならない。	は、当初植栽した樹木等	11 3 18	死または邪と同等また	植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯 形姿不足となった場合には、当初植栽した樹木等 たは、それ以上の規格のものに <mark>受注者</mark> の負担にお えなければならない。	
8 2 11 3 18 3 (2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹気もの、及び通直な主幹をもつ樹木にむね1/3以上の主幹が枯れたものと判定については、確実に前記同様のされるものも含むものとする。	こついては、樹高のおお する。この場合枯枝の	11 3 18	もの、及び むね1/3以 判定につい	形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となった び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおお (上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の いては、確実に前記同様の状態となることが想定 のも含むものとする。	
8 2 11 3 18 4 (3) 枯死または、形姿不良の判定は、チ上行うものとし、植替えの時期にするものとする。		11 3 18	上行うものと	-	
8 2 11 3 18 5 (4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地 火災、騒乱、暴動等の天災により流 合にはこの限りではない。	たた、折損、倒木した場	11 3 18	火災、騒乱 合にはこの	雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場 の限りではない。	
8 2 12 0 0 1 第12節 道路付属施設工 8 2 12 1 0 1 2 - 12 - 1 一般事項		12 0 0 12 1 0			
1~ - :- : ~ · ~ ~ · / / / / / / / / / / / / / / / / /	V Z		2 12 1 以学识		

										\~ <u>~</u> 1	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章	節	条:	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 2	12	1	1	1	1 .	本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、 ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種につい て定める。		2	12	1 1	1	1 .	. 本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。	
8 2	12	1	2	1	2 .	請負者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	12	1 2	1	2 .	. 受注者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 2	12	1	3	1	3 .	請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第 5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定および第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3・10道路付属物工の規定、本編2-12-3境界工、2-12-5ケーブル配管工および2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		2	12	1 3	1	3 .	. 受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第 5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路工工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定および第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 2	12	2	0	1	2 - 12 - 2	材料	8	2	12	2 0	1	2 - 12 - 2	材料	
8 2	12	2	1	1		境界工で使用する境界杭の材質は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。	8	2	12	2 1	1		境界工で使用する境界杭の材質は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。	
8 2					2 - 12 - 3						1			
8 2	12	3	1	1	1.	請負者は、境界杭及び境界鋲の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。		2	12 3	3 1	1	1 .	. <mark>受注者</mark> は、境界杭及び境界鋲の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	
8 2	12	3	2	1	2 .	請負者は、境界杭及び境界鋲の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。	8	2	12	3 2	1	2 .	. 受注者は、境界杭及び境界鋲の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。	
8 2	12	3	3	1	3 .	請負者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の 立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員 に報告しなければならない。	8	2	12	3 3	1	3 .	. 受注者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に報告しなければならない。	
8 2	12	3	4	1	4 .	請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、 速やかに監督職員に連絡し、その処置について協議しなけ ればならない。		2	12	3 4	1	4 .	. 受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、 速やかに監督職員に連絡し、その処置について協議しなけ ればならない。	
8 2					2 - 12 - 4	道路付属物工				4 0		2 - 12 - 4	道路付属物工	
8 2						道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。							道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	
8 2					2 - 12 - 5	ケーブル配管工	8	2	12	5 0	1	2 - 12 - 5	ケーブル配管工	
8 2	12	5	0	2		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。	8	2	12	5 0	2		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2・5・3側溝工、2・5・5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。	
8 2	12	6	0	1	2 - 12 - 6	照明工	8	2	12	6 0	1	2 - 12 - 6	照明工	

						±0/−×π							改訂条文	改訂理由等
				7.5		现行条文 ————————————————————————————————————					7.5		以訂示又	(以訂连田寺
編章	章 食	節 条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 2	2 1	2 6	1	1	1	. <u>請負者</u> は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより 掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘 削を行わなければならない。	8	2	12 6	5 1	1	1.	受注者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより 掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘 削を行わなければならない。	
8 2	2 1	2 6	2	1	2	. 請負者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を <u>行なう</u> とともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	8	2	12 6	5 2	1		受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	
8 2	2 1	2 6	3	1	3	. <u>請負者</u> は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。	8	2	12 6	3	1	3 .	受注者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無 に注意して施工しなければならない。	
8 2					第13節	橋梁付属物工 一般事項	8	2	13 0	0 0	1	第13節 2 - 13 - 1	橋梁付属物工	
8 2					2 - 13 - 1	一般争頃 本節は、橋梁付属物工として、伸縮装置工その他これらに 類する工種について定める。							一般事項 本節は、橋梁付属物工として、伸縮装置工その他これらに 類する工種について定める。	
8 2						伸縮装置工				2 0		2 - 13 - 2		
8 2						. 伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。							伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装 置工の規定による。	
8 3					第3章 第1節	│ 橋梁下部 │ 適 用				0 0	1		橋梁下部 適 用	
8 3						本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、 道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚 工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、 仮設工その他これらに類する工種について適用する。) 1		1 .	本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、 道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚 工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、 仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8 3	3	1 0	2	1	2	. 道路土工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	3	1 0) 2	1		道路土工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8 3	3	1 0	3	1	3	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	3	1 0) 3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 3	3	1 0	4	1	4	. コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、 <u>次</u> によるものとする。	8	3	1 0) 4	1		コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、 <u>以下</u> によるものとする。	
8 3	3	1 0	4	2	(1) <mark>請負者</mark> は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、 非破壊試験により、配筋状態及びかぶり 測定を実施しなければならない。	8	3	1 0) 4	2		受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、 非破壊試験により、配筋状態及びかぶり 測定を実施しなければならない。	
8 3	3	1 0	4	3	(2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 <u>(案)</u> (以下、「要領 <u>(案)</u> 」という。)」に従い行うものとする。	8	3	1 0	4	3		非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行うものとする。	

					\~=	- 1-	<u>ᄷᆸᅒᆡᆸᄓᆤᄎᄾ</u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 l	人 編章節条	新・条文構成	改定理由
8 3 1 0 4 4 (3)本試験に関する資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、 <u>遅滞なく</u> 提示するとともに検査時までに 監督職員へ提出しなければならない。	8	3	1	0 4	4	4 (3)	本試験に関する資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求が あった場合は、 <u>速やかに</u> 提示するとともに検査時までに監 督職員へ提出しなければならない。	
8 3 1 0 4 5 (4) 要領 <u>(案)</u> により難い場合は、監督職員と協議 <u>するものとす</u> <u>る</u> 。	8	3	1	0 4	4	5 (4)	要領により難い場合は、監督職員と協議 <u>しなければならな</u> <u>い</u> 。	
8 3 2 0 0 1 第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。	8	3	2 2	0 (0 0	第 2 節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について は、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。	
8 3 2 0 0 3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) (平成 <u>14</u> 年3月)	8	3	2	0 (0	3	日本道路協会 道路橋示方書·同解説(共通編 鋼橋編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 3 2 0 0 4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部 構造編)(平成 <u>14</u> 年3月)	8	3	2	0 (0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部 構造編)(平成 <mark>24</mark> 年3月)	
8 3 2 0 0 5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <u>14</u> 年3月)	8	3	2	0 0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 3 2 0 0 6	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	8	3	2	0 (0	5	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	
8 3 2 0 0 7	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4	8	3	2	0 0	0	7	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4	
8 3 2 0 0 8	月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	8	3	2	0 (0	3	月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年12月)	
8 3 2 0 0 9	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	8	3	2	0 (0)	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	
8 3 2 0 0 10	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	8	3	2	0 0	0	0	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	
8 3 2 0 0 11	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	8	3	2	0 0	0 '	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	
8 3 2 0 0 12	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	8	3	2	0 (0 ′	2	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	
8 3 2 0 0 13 8 3 2 0 0 14	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>11</u> 年 <u>3</u> 月)				0 0			日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成24年7月)	
8 3 2 0 0 15	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	8	3	2	0 (0 ′	5	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
8 3 2 0 0 16	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	8	3	2	0 0	0 '	6	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
8 3 3 0 0 1 第3節	工場製作工	8	3	3	0 0	0	第3節	工場製作工	
8 3 3 1 0 1 3 - 3 - 1	一般事項	8	3	3	1 (0	3 - 3 - 1	一般事項	

	个 <u>工事</u> 共进让惊音机口比较农	
現行条文	改訂条文	改訂理由等
	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下 、	改定理由
8 3 3 1 1 1 1 1 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	8 3 3 1 1 1 1 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8 3 3 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載なければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	8 3 3 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 2 1 3 3 1 2 1 3 3 1 2 1 3 3 3 1 2 1 3 3 3 3	
8 3 1 3 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8 3 3 1 3 1 3 . 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
8 3 3 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ <u>および</u> 著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。	8 3 3 1 4 1 4 . <mark>受注者</mark> は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ <u>及び</u> 著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。	
8 3 3 1 5 1 5 主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	8 3 3 1 5 1 5 主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	
8 3 3 2 0 1 3 - 3 - 2 刃口金物製作工 8 3 3 2 0 2 刀口金物製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	8 3 3 2 0 1 3 - 3 - 2 刃口金物製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	
8 3 3 3 0 1 3 - 3 - 3 鋼製橋脚製作工	8 3 3 0 1 3 3 3 0 1 3 3 3 3 6 3 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
8 3 3 1 1 1 1 1 鋼製橋脚製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	8 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
8 3 3 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、アンカーフレームと本体部(ベースプレート) との接合部の製作にあたっては、両者の関連を確認して行 わなければならない。	8 3 3 3 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、アンカーフレームと本体部(ベースプレート) との接合部の製作にあたっては、両者の関連を確認して行わなければならない。	
8 3 3 3 1 3 . 製品として購入するボルト・ナットについては、第2編2 - 5 - 6ボルト用鋼材の規定によるものとする。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、設計図書によらなければならない。	8 3 3 3 1 3 . 製品として購入するボルト・ナットについては、第2編2 - 5 - 6ボルト用鋼材の規定によるものとする。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、設計図書によらなければならない。	
8 3 3 4 0 1 3 - 3 - 4 アンカーフレーム製作工	8 3 3 4 0 1 3 - 3 - 4 アンカーフレーム製作工	
8 3 3 4 1 1 アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12 - 8アンカーフレーム製作工の規定による。	8 3 3 4 1 1 アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12 - 8アンカーフレーム製作工の規定による。	
8 3 3 5 0 1 3 - 3 - 5 工場塗装工 8 3 3 5 0 2 工場塗装工の施工については、第3編2 - 12 - 11工場塗装工の規定による。	工の規定による。	
8 3 4 0 0 1 第4節 工場製品輸送工	8 3 4 0 0 1 第4節 工場製品輸送工	
8 3 4 1 0 1 3 - 4 - 1 一般事項 8 3 4 1 1 2 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8 3 4 1 0 1 0 1 3 - 4 - 1 一般事項 8 3 4 1 1 2 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	

									· ~ -		自初ロロル形の	改訂条文	改訂理由等
編章	節条	4 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	導 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	4 2		1 2	3 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。				2 0		3 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。	
	5 0				軽量盛土工					1	第5節	軽量盛土工	
	5 1		2	3 - 5 - 1	一般事項					2	3 - 5 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	
8 3	5 2	. 0	1	3 - 5 - 2	軽量盛土工	8	3	5 2	2 0	1	3 - 5 - 2	軽量盛土工	
8 3	5 2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	8	3	5 2	2 1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
	6 0			第6節	橋台工	8	3	6 0	0	1	第6節	橋台工	
	6 1		1	3 - 6 - 1					0		3 - 6 - 1		
8 3	6 1	0	2		本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	8	3	6 1	0	2		本節は、橋台工として、作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	
8 3	6 2	0	1	3 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	3	6 2	2 0	1	3 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
	6 2			3 0 2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。						3 0 2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
	6 3		1	3 - 6 - 3						1	3 - 6 - 3		
	6 3		2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。							既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
8 3	6 4	0	1	3 - 6 - 4	場所打杭工	8	3	6 4	1 0	1	3 - 6 - 4	場所打杭工	
8 3	6 4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	3	6 4	1 0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
	6 5			3 - 6 - 5	深礎工	8	3	6 5	5 0	1	3 - 6 - 5		
8 3	6 5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	8	3	6 5	5 0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	
	6 6			3 - 6 - 6	オープンケーソン基礎工					1	3 - 6 - 6	オープンケーソン基礎工	
8 3	6 6	0	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	8	3	6 6	6 0	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	
	6 7			3 - 6 - 7	ニューマチックケーソン基礎工	8	3	6 7	7 0	1	3 - 6 - 7	ニューマチックケーソン基礎工	
8 3	6 7	0	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	8	3	6 7	0	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	
8 3	6 8	0	1	3 - 6 - 8		8	3	6 8	3 0	1	3 - 6 - 8	橋台躯体工	
	6 8				請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、 床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石など の間隙充填材を加え)締固めなければならない。				3 1			10日派件上 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、 床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石など の間隙充填材を加え)締固めなければならない。	
8 3	6 8	3 2	1	2 .	請負者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	3	6 8	3 2	1	2 .	受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	

						上小上事共進江恢青初口比較农 改訂条文							改訂理由等
編章	節剣	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 3	6	8 3	1	3 .	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	6 8	8 3	1		受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 3	6	8 4	1	4 .	請負者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	6 8	8 4	1		受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 3	6	8 5	1	5 .	請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分 注意して施工しなければならない。	8	3	6 8	8 5	1		受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分 注意して施工しなければならない。	
8 3	6	8 6	1	6 .	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	3	6 8	8 6	1		受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 3	6	8 7	1	7 .	請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	8	3	6 8	8 7	1	7 .	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	
8 3	6	8 8	1	8 .	請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	8	3	6 8	8 8	1	8 .	受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	
8 3	6	8 9	1	9 .	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。	8	3	6 8	8 9	1		受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。	
8 3	6	8 10	1	10 .	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	8	3	6 8	8 10	1	10 .	受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	
8 3				3 - 6 - 9	地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下 水位低下工の規定による。					2		地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下 水位低下工の規定による。	
8 3	7	0 0	1	第7節	RC橋脚工	8	3	7 (0 0	1	第7節	RC橋脚工	
8 3 8 3				3 - 7 - 1	一般事項 本節は、R C 橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打 杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチック ケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位 低下工その他これらに類する工種について定める。					1 2		一般事項 本節は、R C 橋脚工として、作業土工(<u>床掘り・埋戻</u> <u>し</u>)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	

			<u></u>	<u> </u>	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> </u>	古が旧し牧る	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	编	音	節為	系 項	項以	編章節条	新・条文構成	改定理由
						下			以足柱山
	作業土工(床掘り・埋戻し)				2 0		3 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	3	1 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 3 7 3 0 1 3 - 7 - 3	既製杭工	8	3	7 3	3 0	1	3 - 7 - 3		
8 3 7 3 0 2	既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	8	3	7 (3 0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
8 3 7 4 0 1 3 - 7 - 4	場所打杭工	8	3	7 4	4 0	1	3 - 7 - 4		
	場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭 工の規定による。							場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
8 3 7 5 0 1 3 - 7 - 5	深礎工	8	3	7 5	5 0	1	3 - 7 - 5		
	深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定 による。	8	3	/ :	5 0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	
8 3 7 6 0 1 3 - 7 - 6	オープンケーソン基礎工	8	3	7 (6 0	1	3 - 7 - 6	オープンケーソン基礎工	
	オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	8	3	7 6	6 0	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	
	ニューマチックケーソン基礎工				7 0		3 - 7 - 7	ニューマチックケーソン基礎工	
	ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編 2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	8	3	7 7	7 0	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編 2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	
8 3 7 8 0 1 3 - 7 - 8	鋼管矢板基礎工	8	3	7 8	8 0	1	3 - 7 - 8	鋼管矢板基礎工	
8 3 7 8 0 2	鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管 矢板基礎工の規定による。	8	3	7 8	8 0	2		鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管 矢板基礎工の規定による。	
8 3 7 9 0 1 3 - 7 - 9	橋脚躯体工	8	3	7 9	9 0	1	3 - 7 - 9	橋脚躯体工	
	R C 躯体工の施工については、第8編3-6-8橋台躯体 工の規定による。							R C 躯体工の施工については、第 8 編 3 - 6 - 8 橋台躯体 工の規定による。	
	地下水位低下工					1	3 - 7 - 10	地下水位低下工	
	地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下 水位低下工の規定による。	8	3	7	1 0	2		地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下 水位低下工の規定による。	
	鋼製橋脚工	8	3	8 (0	1		鋼製橋脚工	
	本節は、鋼製橋脚工として作業士工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	8	3	8	1 1		3 - 8 - 1	一般事項 本節は、鋼製橋脚工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎 工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋 脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、 地下水位低下工その他これらに類する工種について定め る。	
	本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、海 上での施工については、設計図書の規定による。	8	3	8	1 2	1	2 .	. 本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、海上での施工については、設計図書の規定による。	
8 3 8 2 0 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。				2 0		3 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 3 8 3 0 1 3 - 8 - 3	既製杭工	8	3	8 3	3 0	1	3 - 8 - 3	既製杭工	
• • • • · · · · · · · · · · · · · · · ·		•							

							<u>/ _</u>		F7	7.001	<u> </u>	吉利旧几較衣	改訂条文	改訂理由等
				頂		2013					頂		LXRIXX	MUZERO
編	章	節条	項	以下	編章節条	旧・条文構成				条項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
				2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。							既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
				1	3 - 8 - 4	場所打杭工	8	3	8	4 0	1	3 - 8 - 4		
8	3	8 4	1 0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	3	8	4 0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
				2	3 - 8 - 5	深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	8	3	8	5 0	1 2	3 - 8 - 5	深礎工 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定 による。	
				1	3 - 8 - 6	オープンケーソン基礎工	8	3	8	6 0	1	3 - 8 - 6	オープンケーソン基礎工	
				2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。							オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4 -7オープンケーソン基礎工の規定による。	
				1 2	3 - 8 - 7	ニューマチックケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編 2 - 4 - 8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	8	3	8	7 0 7 0	1 2	3 - 8 - 7	ニューマチックケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編 2 - 4 - 8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	
				1	3 - 8 - 8	鋼管矢板基礎工	8	3	8	8 0	1	3 - 8 - 8	鋼管矢板基礎工	
8	3	8 8	3 0	2		鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管 矢板基礎工の規定による。	8	3	8	8 0	2		鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管 矢板基礎工の規定による。	
				1		橋脚フーチング工					1		橋脚フーチング工	
8	3	8 9	1	1		請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、 床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石など の間隙充填材を加え)締固めなければならない。	8	3	8	9 1	1	1 .	受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、 床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石など の間隙充填材を加え)締固めなければならない。	
				1		請負者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。							受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	
				1		請負者は、アンカーフレームの架設方法を施工計画書に記載しなければならない。							受注者は、アンカーフレームの架設方法を施工計画書に記載しなければならない。	
8	3	8 9	4	1	4 .	請負者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 架設編第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年2月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	8	3	8	9 4	1	4.	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 架設編第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年2月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	
8	3	8 9	9 4	2		また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	8	3	8	9 4	2		また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	
8	3	8 9	5	1	5 .	請負者は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。	8	3	8	9 5	1	5 .	受注者は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。	

							2.						改訂理由等
編	章()	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
				2		中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル 材を使用するものとし、品質は、設計図書によるものとす る。						中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル 材を使用するものとし、品質は、設計図書によるものとす る。	
8	3 8	8 9	6	1		. <u>請負者</u> は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						6. <mark>受注者</mark> は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	3 8	8 9	7	1	7 .	. <u>請負者</u> は、海岸部での施工については、塩害に対して十分 注意して施工しなければならない。	8	3	8 9	7	1	7. <mark>受注者</mark> は、海岸部での施工については、塩害に対して十分 注意して施工しなければならない。	
				1		橋脚架設工			8 10			3 - 8 - 10 橋脚架設工	
8	3 8	8 10	0 1	1	1 .	. <u>請負者</u> は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)第 <u>17</u> 章施工」(日本道路協会、平成 <u>14</u> 年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	8 10	1	1	1. <mark>受注者</mark> は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13- 3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)第 <mark>18</mark> 章施工」(日本道路協会、平成 <mark>24</mark> 年3月)の 規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書 に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	3 8	8 10	0 2	1	2 .	. <u>請負者</u> は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。	8	3	8 10	2	1	2. 受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所の連結ボルト数の1/2以上とし、 架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。	
8	3 8	8 10	0 3	1	3 .	. <u>請負者</u> は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。	8	3	8 10	3	1	3. <mark>受注者</mark> は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督 職員に連絡した後、取換えまたは補修等の処置を講じなけ ればならない。	
8	3 8	8 10	0 4	1	4 .	. <u>請負者</u> は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	8	3	8 10	4	1	4. <mark>受注者</mark> は、ベント設備・ベント基礎については、架設前に ベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならな い。	
8	3 8	8 10	5	1	5 .	. <u>請負者</u> は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。	8	3	8 10	5	1	5. <mark>受注者</mark> は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。	
8	3 8	8 10	0 6	1	6 .	. <u>請負者</u> は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	8	3	8 10	6	1	6. <mark>受注者</mark> は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	
	3 8					. <u>請負者</u> は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は設計図書によるものとする。						7. <mark>受注者</mark> は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはブレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は設計図書によるものとする。	
	3 8			1	3 - 8 - 11	現場継手工 . 現場継手工の施工については、第8編4-5-11現場継手 工の規定による。			8 11			3 - 8 - 11 現場継手工 1 . 現場継手工の施工については、第 8 編 4 - 5 - 11現場継手 工の規定による。	

						改訂条文							改訂理由等
編章	節:	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	章節	3 条 項	項以下	Į	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 3	8	11 2	1	2 .	請負者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)17章施工」(日本道路協会、平成14年3月)、「鋼道路橋施工便覧 架設編第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3 8	11 2	2 1			受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧 架設編第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 3	8	11 3	1	3 .	請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	3 8	11 3	3 1			受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
8 3				3 - 8 - 12	現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。			12 (現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	
8 3				3 - 8 - 13	地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下 水位低下工の規定による。	8	3 8	13 (0 1	?		地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下 水位低下工の規定による。	
8 3	9	0 0	1	第9節	護岸基礎工	8	3 9	0 0) 1		第9節	護岸基礎工	
8 3 8 3				3 - 9 - 1 1 .				1 1			3 - 9 - 1	一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、 基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種に ついて定める。	
8 3	9	1 2	1	2 .	請負者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	8	3 9	1 2	2 1			受注者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観 測を必要に応じて実施しなければならない。	
8 3	9	2 0	1	3 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)			2 (作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 3					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	3 9	2 0) 2	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 3				3 - 9 - 3				3 (3 - 9 - 3		
8 3	9	3 0	2		基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	8	3 9	3 () 2	2		基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護 岸)の規定による。	
8 3	9	4 0	1	3 - 9 - 4				4 (3 - 9 - 4		
8 3					矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	8	3 9	4 () 2	!		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
8 3 8 3				3 - 9 - 5	土台基礎工			5 (3 - 9 - 5		
8 3	9	5 0	2		土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎 工の規定による。	8	3 9	5 () 2	4		土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎 工の規定による。	
8 3				第10節	矢板護岸工			0 0				矢板護岸工	
8 3				3 - 10 - 1 1 .	│一般事項 │本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリートエ、) 1 () 1 1			3 - 10 - 1	一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、	
					矢板工その他これらに類する工種について定める。							笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	
8 3					請負者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。							受注者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
8 3	10	2 0	2	3 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	3 10) 2 () 1	?		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 3	10	3 0	1	3 - 10 - 3	笠コンクリート工	8	3 10	3 () 1		3 - 10 - 3	笠コンクリート工	

			-/ \-		-/\	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂理由等	
編章節条項以	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 3 10 3 1 1		笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。	8	3	10 3	1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。	
8 3 10 4 0 1 8 3 10 4 0 2		矢板工 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。					2	3 - 10 - 4	矢板工 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定 による。	
	第11節 3 - 11 - 1	法覆護岸工 — 如東陌				0	1	第11節 3 - 11 - 1	法覆護岸工	
8 3 11 1 1 1	1 .	本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積(張)工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。	8	3	11 1	1	1		本節は、法覆護岸工としてコンクリートプロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積(張)工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。	
8 3 11 1 2 1	2 .	請負者は、法覆護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	8	3	11 1	2	1	2 .	受注者は、法覆護岸工の施工においては、水位、潮位の観 測を必要に応じて実施しなければならない。	
8 3 11 2 0 1 8 3 11 2 0 2		コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5 - 3コンクリートブロック工の規定による。				0 0		3 - 11 - 2	コンクリートプロック工 コンクリートプロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートプロック工の規定による。	
	3 - 11 - 3	護岸付属物工	8	3	11 3	0	1		護岸付属物工	
8 3 11 3 1 1		横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	3	11 3	1	1	1 .	横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8 3 11 3 2 1		小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の 規定による。	8	3	11 3	2	1	2 .	小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の 規定による。	
8 3 11 3 3 1		プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。		3	11 3	3	1	3 .	プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	
8 3 11 4 0 1	3 - 11 - 4	 緑化プロックエ	8	3	11 4	. 0	1	3 - 11 - 4	緑化プロックエ	
8 3 11 4 0 2		緑化プロック工の施工については、第3編2-5-4緑化 プロック工の規定による。						<u> </u>	緑化プロック工の施工については、第3編2-5-4緑化 ブロック工の規定による。	
8 3 11 5 0 1 8 3 11 5 0 2		環境護岸ブロック工 環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3 コンクリートブロック工の規定による。				0 0		3 - 11 - 5	環境護岸ブロック工 環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3 コンクリートブロック工の規定による。	
		石積(張)工				0		3 - 11 - 6	石積(張)工	
8 3 11 6 0 2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	8	3	11 6	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	
8 3 11 7 0 1 8 3 11 7 0 2		法枠工 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	8	3	11 7 11 7	0	2	3 - 11 - 7	法枠工 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。	
8 3 11 8 0 1 8 3 11 8 1 1		多自然型護岸工 多自然型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自				0		3 - 11 - 8	多自然型護岸工 多自然型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自	
		多自然型護岸工の施工にプロでは、第3編2・3・20多自然型護岸工の規定による。	O	3	11 0	' '	1		多自然型護岸工の加工にプリングは、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。	
8 3 11 9 0 1	3 - 11 - 9	吹付工	8	3	11 9	0	1	3 - 11 - 9	吹付工	

								~			改訂条文	改訂理由等
編章	節条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節急	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 3	11 9 0	2		吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定 による。	8	3	11 9	9 0	2		吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定 による。	
	11 10 0 11 10 0		3 - 11 - 10	植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。	8	3 .	11 1 11 1	0 0	1 2	3 - 11 - 10	植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。	
8 3	11 11 0 11 11 0	2		覆土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規 定による。	8	3	11 1	1 0		3 - 11 - 11	覆土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床 掘り・埋戻し)の規定による。	
	11 12 0 11 12 1			羽口工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定 による。	8	3	11 1 11 1	2 0	1		羽口工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定による。	
	12 0 0			<u>擁壁護岸工</u>					1	第12節	<u> </u>	
8 3	12 1 0 12 1 1	1		本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	8	3	12	1 0	1		本節は、擁壁護岸工として作業土工 <mark>(床掘り・埋戻し)</mark> 、 場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する 工種について定める。	
	12 1 2			請負者は、擁壁護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。							受注者は、擁壁護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
	12 2 0		3 - 12 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					1	3 - 12 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 3	12 2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	3	12 2	2 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
	12 3 0		3 - 12 - 3	場所打擁壁工					1	3 - 12 - 3	場所打擁壁工	
8 3	12 3 1	1		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	3	12 3	3 1	1		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
	12 4 0		3 - 12 - 4	プレキャスト擁壁工	8	3 '	12 4	4 0	1	3 - 12 - 4	プレキャスト擁壁工	
8 3	12 4 1	1		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2 - 15 - 2 プレキャスト擁壁工の施工による。	8	3	12 4	4 1	1		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の施工による。	
	0 0 0		第4章	鋼橋上部	8	4	0 (0 0	1	第4章	鋼橋上部	
8 4	1 0 0	1	1.	適 用 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、 鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩 道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工その他これらに類 する工種について適用する。	8	4	1 (0 0	1		適 用 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、 鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩 道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工その他これらに類 する工種について適用する。	
8 4	1 0 2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	4	1 (0 2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
	1 0 3			本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。							本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
	2 0 0			適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。				0 0	1 2	第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

	-//\-		<u> </u>	\ <u>\ </u>	. 11	171	<u> </u>	改訂条文
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編	章	節	条項	頁 I	項以下	編章節条	新・条文構成 改定理由
8 4 2 0 0 3 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 鋼橋編) (平成14年3月)	8	4	2	0 0	О :	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋 編) (平成 <u>24</u> 年3月)
8 4 2 0 0 4 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成14年3月)	8	4	2	0 0) ,	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <u>24</u> 年3月)
8 4 2 0 0 5 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	8	4	2	0 0	0 :	5		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)
8 4 2 0 0 6 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	8	4	2	0 0) (6		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)
8 4 2 0 0 7 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	8	4	2	0 0)	7		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)
8 4 2 0 0 8 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	8	4	2	0 0	0 1	8		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12 月)
8 4 2 0 0 9 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	8	4	2	0 0) !	9		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)
8 4 2 0 0 10 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	8	4	2	0 0	0 1	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)
8 4 2 0 0 11 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	8	4	2	0 0	0 1	11		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)
8 4 2 0 0 12 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	8	4	2	0 0	0 1	12		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)
8 4 2 0 0 13 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)	8	4	2	0 0	0 1	13		日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)
8 4 2 0 0 15 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)				0 0				日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3 月)
8 4 3 0 0 1 第3節 工場製作工 8 4 3 1 0 1 4 - 3 - 1 一般事項	8	4	3	0 0)	1		工場製作工 一般事項
8 4 3 1 1 1 1 1 1 1 . 本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	4	3	1 1	1	1	1 .	本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製 伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作 工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋 製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工そ の他これらに類する工種について定める。
8 4 3 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。		4	3	1 2	2	1		受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
8 4 3 1 3 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	4	3	1 3	3	1		受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

			J. 7	7.00	<u> </u>	<u>- 17K I</u>	<u> </u>	改訂条文	
						百		で	
項 項 以 編章節条 旧・条文構成 下				条〕		以下	編章節条	新・条文構成 改定理由	
8 4 3 1 4 1 4 1		4	3	1	4	1	4 .	受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	
8 4 3 1 5 1 5 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	8	4	3	1	5	1	5 .	主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	
8 4 3 2 0 1 4 3 - 2 材 料 8 4 3 2 0 2 材料については、第3編2 - 12 - 2材料の規定による。	8	4	3	2	0	1 2	4 - 3 - 2	材 料 材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8 4 3 3 0 1 4 - 3 - 3 桁製作工				3			4 - 3 - 3		
8 4 3 3 0 2 桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。								桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の 規定による。	
8 4 3 4 0 1 4 - 3 - 4 検査路製作工 8 4 3 4 0 2 検査路製作工の施工については、第3編2 - 12 - 4検査路	8	4	3	4	0	1	4 - 3 - 4	検査路製作工 検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路	
								製作工の規定による。	
8 4 3 5 0 1 4 3 5 9 4 3 5 9 3 5 9 4 3 5 9 3 5 9 4 3				5			4 - 3 - 5	鋼製伸縮継手製作工	
鋼製伸縮継手製作工の規定による。								鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
8 4 3 6 0 1 4 - 3 - 6 落橋防止装置製作工 8 4 3 6 0 2 落橋防止装置製作工の施工については、第3編2 - 12 - 6 落橋防止装置製作工の規定による。	8	4	3	6	0			落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6 落橋防止装置製作工の規定による。	
8 4 3 7 0 1 4 - 3 - 7 鋼製排水管製作工	8	4	3	7	0	1	4 - 3 - 7	鋼製排水管製作工	
8 4 3 7 0 2 鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。								鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼 製排水管製作工の規定による。	
8 4 3 8 0 1 4 3 8 0 2 4 - 3 - 8 橋梁用防護柵製作工 8 4 3 8 0 2 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2 - 12 - 7				8			4 - 3 - 8	橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7	
橋梁用防護柵製作工の規定による。								橋梁用防護柵製作工の規定による。	
8 4 3 9 0 1 4 3 9 0 を 4				9			4 - 3 - 9	橋梁用高欄製作工 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工の規定による。	
8 4 3 10 0 1 4 - 3 - 10 横断步道橋製作工	8	4	3	10	0	1	4 - 3 - 10	横断步道橋製作工	
8 4 3 10 0 2 横断歩道橋製作工の施工については、第3編2-12-3桁 製作工の規定による。								横断歩道橋製作工の施工については、第3編2-12-3桁 製作工の規定による。	
8 4 3 11 0 1 4 - 3 - 11 鋳造費 8 4 3 11 0 2 橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120				11			4 - 3 - 11	鋳造費 橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120	
(銅及び銅合金鋳物)の規定による。								(銅及び銅合金鋳物)の規定による。	
8 4 3 12 0 1 4 - 3 - 12 アンカーフレーム製作工 8 4 3 12 0 2 アンカーフレーム製作工の施工については、第 3 編 2 - 12 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁 - 3 桁	8	4	3		0	2		アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12 - 8アンカーフレーム製作工の規定による。	
8 4 3 13 0 1 4 - 3 - 13 工場塗装工 8 4 3 13 0 2 工場塗装工の施工については、第3編2 - 12 - 11工場塗装	8	4	3	13	0	1	4 - 3 - 13	工場塗装工	
工の規定による。								工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	
8 4 4 0 0 1 第4節 工場製品輸送工	8	4	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8 4 4 1 0 1 4 4 1 一般事項	8	4	4	1	0	1	4 - 4 - 1	一般事項	

							<u>/\-</u>	上于	7	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	5 66	冬	III II	頂 以	編章節条	旧・条文構成	编	音音	新名	系 項	項	—————————————————————————————————————	新・条文構成	改定理由
				下		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。					下	Min 士 以 パ	本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類 する工種について定める。	DVT-Z-H
			0		4 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。	8	4	4 2	2 0 2 1	1 2	4 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。	
8 4	5	1	0	1	第 5 節 4 - 5 - 1	鋼橋架設工 一般事項	8	4	5 1	1 0	1	第 5 節 4 - 5 - 1	鋼橋架設工 一般事項	
8 4	5	1	1	1		本節は鋼橋架設工として地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	8	4	5 1	1 1	1	1.	本節は鋼橋架設工として地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルフレーン架設)、架設工(大学設方架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	
8	5	1	2	1	2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	4	5 1	1 2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8 4	5	1	3	1	3 .	請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	8	4	5 1	1 3	1	3 .	受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	
8 4	5	1	4	1	4 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	4	5 1	1 4	1	4 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
			0		4 - 5 - 2					2 0		4 - 5 - 2		
8 4	5	2	1	1	1.	請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	8	4	5 2	2 1	1	1 .	受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	
			1			仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)	8	4	5 2	2 1	2		仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)	
			1 1		(3)	関係法令 部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態 等)					3 4	(2)	関係法令 部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態 等)	
8	5	2	2	1	2 .	請負者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	8	4	5 2	2 2	1	2 .	受注者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変 位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	
			0		4 - 5 - 3	地組工 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定 による。				3 0		4 - 5 - 3	地組工 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定 による。	
			0		4 - 5 - 4	架設工(クレーン架設)	8	4	5 4	4 0	1	4 - 5 - 4	架設工(クレーン架設)	
8 4	5	4	0	2		架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。	8	4	5 4	4 0	2		架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13 -3架設工(クレーン架設)の規定による。	
8 4	5	5	0	1	4 - 5 - 5	架設工 (ケーブルクレーン架設)	8	4	5 5	5 0	1	4 - 5 - 5	架設工 (ケーブルクレーン架設)	

						<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			改訂条文	改訂理由等
編章	節条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 I	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 4	5 5	0	2		架設工(ケーブルクレーン架設)の施工については、第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定による。	8	4	5	5 0)	2		架設工(ケーブルクレーン架設)の施工については、第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定による。	
8 4 8 4				4 - 5 - 6	架設工(ケーブルエレクション架設) 架設工(ケーブルエレクション架設)の施工については、 第3編2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)の 規定による。	8	4	5	6 0	0	2		架設工(ケーブルエレクション架設) 架設工(ケーブルエレクション架設)の施工については、 第3編2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)の 規定による。	
8 4				4 - 5 - 7	架設工(架設桁架設) 架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2-13- 6架設工(架設桁架設)の規定による。	8	4	5	7 0	0	1 2	4 - 5 - 7	架設工(架設桁架設) 架設工(架設桁架設)の施工については、第3編2-13- 6架設工(架設桁架設)の規定による。	
8 4				4 - 5 - 8	架設工(送出し架設) 架設工(送出し架設)の施工については、第3編2-13- 7架設工(送出し架設)の規定による。	8	4	5	8 0)	2		架設工(送出し架設) 架設工(送出し架設)の施工については、第3編2-13- 7架設工(送出し架設)の規定による。	
8 4				4 - 5 - 9	架設工(トラベラークレーン架設) 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 3編2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)の規定 による。	8	4	5	9 0	0	2	4 - 5 - 9	架設工(トラベラークレーン架設) 架設工(トラベラークレーン架設)の施工については、第 3編2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)の規定 による。	
8 4				4 - 5 - 10	支承工 請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				10 0			4 - 5 - 10	支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 4				4 - 5 - 11	現場継手工 現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手 工の規定による。				11 C			4 - 5 - 11	現場継手工 現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手 工の規定による。	
8 4	6 0	0	1	第6節	橋梁現場塗装工				0 0			第6節	橋梁現場塗装工	
8 4				4 - 6 - 1 1 .	一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに 類する工種について定める。				1 0			4 - 6 - 1	一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに 類する工種について定める。	
8 4					請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。								受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
8 4					請負者は、作業中に鉄道・道路・河川等に塗料等が落下しないようにしなければならない。								受注者は、作業中に鉄道・道路・河川等に塗料等が落下しないようにしなければならない。	
8 4 8 4				4 - 6 - 2	材 料				2 0			4 - 6 - 2	材 料	
8 4 8 4				4 - 6 - 3	現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。				3 0			4 - 6 - 3	現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	
8 4 8 4				第7節 4 - 7 - 1	床版工 一般事項				0 0			第7節4-7-1	床版工 一般事項	
8 4				4 - / -					1 0			4 - / -	一般事項 本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種に ついて定める。	

								<u> </u>	`~	1 12	<u>は自初日はしまなん</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	章 節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	4 7 4 7			4 - 7 - 2	床版工 床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定 による。				2 0 2 0			床版工 床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定 による。	
	4 8			第8節	橋梁付属物工	8	4	8	0 0	1		橋梁付属物工	
	4 8 4 8			4 - 8 - 1	一般事項 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置 工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄 工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について 定める。				1 0			一般事項 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置 工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄 工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について 定める。	
8 4	4 8	2 0	1	4 - 8 - 2	伸縮装置工	8	4	8	2 0	1	4 - 8 - 2	伸縮装置工	
8 4	4 8	2 1	1		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装 置工の規定による。	8	4	8	2 1	1		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装 置工の規定による。	
	4 8			4 - 8 - 3	落橋防止装置工				3 0			落橋防止装置工	
	4 8				請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。				3 1			受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
	4 8 4 8			4 - 8 - 4	排水装置工 <u>請負者</u> は、排水桝の設置にあたっては、路面(高さ、勾	8	4	8	4 0 4 0	1	4 - 8 - 4	排水装置工 受注者は、排水桝の設置にあたっては、路面(高さ、勾	
		4 0	2		配)及び排水桝が放置にめたりでは、路面(高さ、3 配)及び排水桝水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。		7			2		配)及び排水桝水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、 鉛直性を確保して据付けなければならない。	
	4 8			4 - 8 - 5					5 0				
8 4	4 8	5 0	2		請負者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	8	4	8	5 0	2		受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	
			1	4 - 8 - 6	橋梁用防護柵工				6 0			橋梁用防護柵工	
	4 8				従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。				6 0			受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に 従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければなら ない。	
8 4	4 8 4 8	7 0 7 0	2	4 - 8 - 7	橋梁用高欄工 請負者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、 正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた 後でなければ施工を行ってはならない。				7 0 7 0			橋梁用高欄工 受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。	
8 4	4 8	8 0	1	4 - 8 - 8		8	4	8	8 0	1	4 - 8 - 8	检查 路丁	
	4 8			- U - U	請負者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、 正しい位置に設置しなければならない。				8 0			受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、 正しい位置に設置しなければならない。	
8 4	4 8	9 0	1	4 - 8 - 9	銘板工	8	4	8	9 0	1	4 - 8 - 9	銘板工	
	4 8				銘板工の施工は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	8	4	8	9 0	2		<u>銘板工の施工は、第3編2-3-25銘板工の規定による。</u>	
	4 9			第9節	歩道橋本体工				0 0			步道橋本体工	
8 4	4 9	1 0	1	4 - 9 - 1	一般事項	8	4	9	1 0	1	4 - 9 - 1	一般事項	

						現行条文							ᆿᅒᆡᆸレᇈキхᄾ	<mark>改訂条文</mark> 改訂理由等
編章	章 節	系	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Ę	項以下	編章節条	新・条文構成 改定理由
8 4	1 9	1	0	2		本節は、歩道橋本体工として作業土工、既製杭工、場所打 杭工、橋脚フーチング工、歩道橋(側道橋)架設工、現場 塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	4	9	1 0)	2		本節は、歩道橋本体工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋 (側道橋)架設工、現場塗装工その他これらに類する工種 について定める。
8 4					4 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	4	9	2 0)	1	4 - 9 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)
8 4	1 9	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	4	9	2 0)	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。
8 4					4 - 9 - 3	既製杭工	8	4	9	3 0)	1	4 - 9 - 3	
8 4	1 9	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。								既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。
8 4					4 - 9 - 4	場所打杭工				4 0			4 - 9 - 4	場所打杭工
8 4	1 9	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	4	9	4 0)	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭 工の規定による。
8 4					4 - 9 - 5	橋脚フーチングエ	8	4	9	5 0)	1	4 - 9 - 5	橋脚フーチングエ
8 4						橋脚フーチング工の施工については、第8編3-8-9橋脚フーチング工の規定による。								橋脚フーチング工の施工については、第8編3-8-9橋 脚フーチング工の規定による。
8 4						歩道橋(側道橋)架設工 . 請負者は、歩道橋の架設にあたって、現地架設条件を踏まえ、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、歩道橋本体に悪影響がないことを確認しておかなければならない。				6 0				歩道橋 (側道橋) 架設工 受注者は、歩道橋の架設にあたって、現地架設条件を踏まえ、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、歩道橋本体に悪影響がないことを確認しておかなければならない。
8 4	1 9	6	2	1	2	. <u>請負者</u> は、部材の組立ては組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行わなければならない。	8	4	9	6 2	2	1	2 .	受注者は、部材の組立ては組立て記号、所定の組立て順序 に従って正確に行わなければならない。
8 4	1 9	6	3	1	3	. <u>請負者</u> は、組立て中の部材については、入念に取扱って損傷のないように注意しなければならない。	8	4	9	6 3	3	1	3 .	受注者は、組立て中の部材については、入念に取扱って損傷のないように注意しなければならない。
8 4	1 9	6	4	1	4	. <u>請負者</u> は、部材の接触面については、組立てに先立って清掃しなければならない。	8	4	9	6 4	1	1	4 .	受注者は、部材の接触面については、組立てに先立って清掃しなければならない。
8 4	1 9	6	5	1	5	. <u>請負者</u> は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンについては、その架設応力に十分耐えるだけの組合わせ及び数量を用いなければならない。	8	4	9	6 5	5	1	5 .	受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンについては、その架設応力に十分耐えるだけの組合わせ及び数量を用いなければならない。
8 4	1 9	6	6	1	6	. <u>請負者</u> は、仮締めボルトが終了したときは、本締めに先立って橋の形状が設計に適合するかどうか確認しなければならない。	8	4	9	6 6	6	1	6 .	受注者は、仮締めボルトが終了したときは、本締めに先立って橋の形状が設計に適合するかどうか確認しなければならない。
8 4	1 9	6	7	1	7	. 側道橋の架設については、第8編第4章第5節鋼橋架設工 の規定による。	8	4	9	6 7	7	1	7 .	側道橋の架設については、第8編第4章第5節鋼橋架設工 の規定による。
8 4					4 - 9 - 7	現場塗装工				7 0			4 - 9 - 7	現場塗装工
8 4	9	7	0	2		請負者は現場塗装工の施工については、第3編2-3-31 現場塗装工の規定による。	8	4	9	7 0)	2		受注者は現場塗装工の施工については、第3編2-3-31 現場塗装工の規定による。
8 4					第10節	鋼橋足場等設置工				0 0			第10節	鋼橋足場等設置工
8 4 8 4					4 - 10 - 1					1 C			4 - 10 - 1	
δ 4	10	ז ע	U	2		本節は、鋼橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	8	4	10	1 0	<i>y</i>	2		本節は、鋼橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護 工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定め る。

							-/ \-		<u> </u>	<u> </u>	1-1-1	<u> 活動川口に戦る</u>	改訂条文	改訂理由等
				項							Ij	į		
編章	節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁 以 コ	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 4					4 - 10 - 2					2 0			橋梁足場工	
8 4	10	2	0	2		請負者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	8	4	10	2 0) 2		受注者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	
8 4					4 - 10 - 3					3 0			橋梁防護工	
8 4	10) 3	0	2		請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	8	4	10	3 0) 2		受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	
8 4					4 - 10 - 4	昇降用設備工	8	4	10	4 0) ′	4 - 10 - 4	昇降用設備工	
8 4	10) 4	0	2		請負者は、登り桟橋、工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	_	4	10	4 0) 2		受注者は、登り桟橋、工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	
8 5					第5章	コンクリート橋上部	8	5	0	0 0) ′	第5章	コンクリート橋上部	
8 5					第1節	適 用 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、				0 0			適 用 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、	
						PC橋工、プレビーム桁橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版桁橋工、PC箱桁橋工、PC 片持箱桁橋工、PC押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。							P C 橋工、プレビーム桁橋工、P C ホロースラブ橋工、R C ホロースラブ橋工、P C 版桁橋工、P C 箱桁橋工、P C 片持箱桁橋工、P C 押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8 5	1	0	2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	5	1	0 2	2 '	2	. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8 5	1	0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	5	1	0 3	3 '	3	・本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 5	1	0	4	1	4 .	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、 <u>次</u> による。	8	5	1	0 4	1 '	4	. コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	
8 5	1	0	5	2	(1)	請負者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、 非破壊試験により、配筋状態及びかぶり 測定を実施しなければならない。	8	5	1	0 5	5 2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、 非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	
8 5	1	0	5	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行 <u>うものとする</u> 。		5	1	0 5	5 3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の 配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」とい う。)」に従い行 <mark>わなければならない</mark> 。	
8 5	1	0	5	4	(3)	本試験に関する資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	8	5	1	0 5	5 4	(3)	本試験に関する資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求が あった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時まで に監督職員へ提出しなければならない。	

					-/ _		-/\	165	<u> — ' 2</u>	(音が)口に致る	改訂条文	改訂理由等
編章節	兵 項 l	以	編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5 1				<u>a</u> .				0 5			要領により難い場合は、監督職員と協議 <u>しなければならな</u> <u>い</u> 。	
8 5 2 6			第2節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。				0 0			適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8 5 2	0 0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 コンクリート橋編) (平成 <u>14</u> 年3月)	8	5	2 (0 0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 5 2	0 0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <u>14</u> 年3月)	8	5	2 (0 0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <mark>24</mark> 年3月)	
8 5 2	0 0	6		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	8	5	2 (0 0	6		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
8 5 2				土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	8	5	2 (0 0	7		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	
8 5 2	0 0	8		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)	8	5	2 (0 0	8		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)	
8 5 2				日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)	8	5	2 (0 0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)	
8 5 2	0 0 1	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	8	5	2 (0 0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	
8 5 2	0 0 1	1		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)				0 0			日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	
8 5 2	0 0 1	2		建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)	8	5	2 (0 0	12		建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)	
8 5 2	0 0 1	3		国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施 工指針 (平成9年7月)	8	5	2 (0 0	13		国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施 工指針 (平成9年7月)	
8 5 3			第3節	工場製作工				0 0			工場製作工	
8 5 3			<u>5 - 3 - 1</u> 1 .		8			1 0			一般事項本節は、工場製作工としてプレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、鋳造費その他これらに類する工種について定めるものとする。	
8 5 3	1 2	1	2 .	請負者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。第1項の施工計画書への記載内容に加えて、それぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、または設計図書について監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができる。		5	3 1	1 2	1	2 .	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。第1項の施工計画書への記載内容に加えて、それぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、または設計図書について監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができる。	

		- <u>/ \-</u>		-/\	<u> </u>		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
	2013/2					T百		LXR1 XX	Muzua
編章節条項以編章節条	旧・条文構成				項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5 3 1 3 1 3	. <u>請負者</u> は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書について監督職員の承諾を得るものとする。	8	5	3 1	3	1	3 .	受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書について監督職員の承諾を得るものとする。	
8 5 3 1 4 1 4	. <u>請負者</u> は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度 補正を行わなければならない。	8	5	3 1	4	1	4 .	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度 補正を行わなければならない。	
8 5 3 2 0 1 5 - 3 - 2	プレビーム用桁製作工	8	5	3 2	. 0	1	5 - 3 - 2	プレビーム用桁製作工	
8 5 3 2 0 2	プレビーム用桁製作工については、第3編2-12-9プレビーム用桁製作工の規定による。							プレビーム用桁製作工については、第3編2-12-9プレビーム用桁製作工の規定による。	
8 5 3 3 0 2	橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工の規定による。	8	5 3	3 3	0 0	2	5 - 3 - 3	橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工の規定による。	
8 5 3 4 0 2	鋼製伸縮継手製作工 鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工の規定による。	8	5	3 4		2		鋼製伸縮継手製作工 鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
8 5 3 5 0 1 5 - 3 - 5 8 5 3 5 0 2	検査路製作工 検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路 製作工の規定による。	8	5 3	3 5	0 0	1 2	5 - 3 - 5	検査路製作工 検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路 製作工の規定による。	
8 5 3 6 0 1 5 -3 6 8 5 3 6 0 2	工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	8	5 3	3 6	0 0	1 2	5 - 3 - 6	工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	
8 5 3 7 0 1 5 - 3 - 7	鋳造費				0		5 - 3 - 7		
8 5 3 7 0 2	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)の規定による。	8	5	3 7	0	2		橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)の規定による。	
8 5 4 0 0 1 第4節	工場製品輸送工	8	5	4 0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8 5 4 1 0 1 5 - 4 - 1		8	5 4	4 1	0	1	5 - 4 - 1		
8 5 4 1 1 2	本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8	5 4	4 1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8 5 4 2 0 1 5 - 4 - 2	輸送工	8	5	4 2	0	1	5 - 4 - 2		
8 5 4 2 1 2	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。							輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8 5 5 0 0 1 第5節	PC橋工	8	5	5 0	0	1	第5節	PC橋工	
8 5 5 1 0 1 5 -5 1 8 5 5 1 1 1	一般事項 本節は、P C 橋工としてプレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工(購入工)、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	8	5 5	5 1 5 1	0 1	1	5 - 5 - 1 1 .	一般事項本節は、P C 橋工としてプレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工(購入工)、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
8 5 5 1 2 1 2	. <u>請負者</u> は、コンクリート管理橋の製作工について、施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	8	5	5 1	2	1	2 .	受注者は、コンクリート管理橋の製作工について、施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	

							<u> </u>	=	FZ	7.001	<u> </u>	<u>青新旧比</u> 較表	改訂条文	改訂理由等
編章	章節	第	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	5 5	5 1	2	11	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	5	1 2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8	5 5	5 1	2	3	(2)		8	5	5	1 2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8 :				4 5	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	8	5	5	1 2 1 2	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
8	5) 1	3	1	3.	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	5	1 3	1	3.	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5 5	5 1	4	1	4 .	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	5	1 4	1	4 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8	5 5	i 1	5	1	5 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	5	1 5	1	5 .	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8	5 5	5 1	6	1	6 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	5	1 6	1	6 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	5 5	5 1	7	1	7.	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	5	1 7	1	7 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8 9					5 - 5 - 2	プレテンション桁製作工(購入工) プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。				2 0 2 0		5 - 5 - 2	プレテンション桁製作工(購入工) プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第 3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定 による。	
8					5 - 5 - 3	ポストテンション桁製作工	8	5	5	3 0	1	5 - 5 - 3	ポストテンション桁製作工	
8	5	3	U	2		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2- 3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	5	3 0	2		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2- 3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8 :					5 - 5 - 4	プレキャストセグメント製作工 (購入工)				4 0		5 - 5 - 4	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	
8						プレキャスト <u>プロック購入</u> については、第3編2 - 3 - 12 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。							プレキャストセグメント製作工(購入工)については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
8 8					5 - 5 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工の施工については、第 3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定 による。		5	5	5 0	1 2	5 - 5 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工の施工については、第 3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定 による。	
8	5 5	6	0	1	5 - 5 - 6	支承工	8	5	5	6 0	1	5 - 5 - 6	支承工	

	上小	<u>`</u> :	尹 7	<u> </u>	ᅋᅵ	<u> 니기</u> 시	古が旧し敗る		
現行条文								改訂条文	改訂理由等
項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5 5 6 0 2 <u>請負者</u> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。)	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 5 5 7 0 1 5 - 5 - 7 架設工(クレーン架設) 8 5 5 7 0 2 架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2 - 13 - 3 架設工(クレーン架設)の規定による。	3 8	5	5	7	0			架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13 -3架設工(クレーン架設)の規定による。	
8 5 5 8 0 1 5 5 8 架設工(架設桁架設)	8	5	5	8	0	1	5 - 5 - 8	架設工 (架設桁架設)	
8 5 5 8 0 2 桁架設については、第3編2-13-6架設工(架設桁架 設)の規定による。		5						桁架設については、第3編2-13-6架設工(架設桁架 設)の規定による。	
8 5 5 9 0 1 5 - 5 - 9 床版・横組工						1	5 - 5 - 9	床版・横組工	
8 5 5 9 0 2 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の旅工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。		5	5	9	0	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8 5 5 1 0 1 5 - 5 - 10 落橋防止装置工	8	5	5	1	0	1	5 - 5 - 10	落橋防止装置工	
8 5 5 1 0 2 <u>請負者</u> は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	ナ 8	5	5	1	0	2		受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
【8 5 6 0 0 1 第6節 プレビーム桁橋工	8	5	6	0	0	1		プレビーム桁橋工	
8 5 6 1 0 1 5 - 6 - 1 一般事項						1	5 - 6 - 1		
8 5 6 1 1 1 1 1 1 1 1 本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工(現場)、支承工、架設工(ルーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。		5	6	1	1	1	1 .	本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工(現場)、支承工、架設工(外-)架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
8 5 6 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	に 異	5	6	1	2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8 5 6 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。		5	6	1	3	1	3 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8 5 6 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書 へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。								受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
8 5 6 1 4 2 (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)							(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8 5 6 1 4 3 (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	6	1	4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8 5 6 1 4 4 (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	8	5	6	1	4	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
8 5 6 1 4 5 (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)						5		試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	

							<u>-/ \-</u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	音机口儿蚁衣		
						現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章	章 食	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5						請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。							受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8 5	5 6	5 1	6	1		請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。		5	6	1 6	1	6 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8 5	5 6	5 1	7	1	7.	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。		5	6	1 7	1	7 .	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8 5	5 6	3 2	0	1	5 - 6 - 2	プレビーム桁製作工(現場)	8	5	6	2 0	1	5 - 6 - 2	プレビーム桁製作工(現場)	
8 5					1 .	プレフレクション (応力導入)の施工については、下記の規定による。						1 .	プレフレクション (応力導入)の施工については、下記の 規定による。	
8 5						鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測 定の上、ねじれが生じないようにする。							鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測 定の上、ねじれが生じないようにする。	
8 5	5 6	8 2	1	3	(2)	鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表5-1の値とするものとする。		5	6	2 1	3	(2)	鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表5-1の値とするものとする。	
8 5	5 6	3 2	1	4		表 5 - 1	8	5	6	2 1	4		表 5 - 1	
8 5	5 6	5 2	1	5	(3)	請負者は、プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリプレーションを実施しなければならない。	8	5	6	2 1	5	(3)	受注者は、プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施しなければならない。	
8 5	5 6	3 2	2	1	2 .	リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。	8	5	6	2 2	1	2 .	リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。	
8 5	5 6	5 2	2	2	(1)	リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。		5	6	2 2	2	(1)	リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	
8 5	5 6	5 2	2	3	(2)	リリース時のコンクリートの材全は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、 <u>請負者</u> は、その養生方法等を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。	8	5	6	2 2	3	(2)	リリース時のコンクリートの材 <mark>齢</mark> は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、 <mark>受注者</mark> は、その養生方法等を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。	
8 5	5 6	3 2	2	4	(3)	請負者は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。		5	6	2 2	4	(3)	受注者は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。	

							現行条文			- /	<u> </u>	14		<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編章	章 食	介 条	項		頁 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項] 頁 l	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5	5 (3 2	3	3 1	1	3	. <u>請負者</u> は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、 適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければなら ない。	8	5	6	2 3	3	1		受注者は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、 適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければなら ない。	
8 5	5 (3 2	4	1 1	1	4	. 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定によるものとする。	8	5	6	2 4	1	1	4 .	地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定によるものとする。	
8 5	5 (5 2	5	5 1	1	5	. 横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	8	5	6	2 5	5	1	5 .	横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第3編 2 - 3 - 23現場継手工の規定による。	
8 5	5 (5 2	6	6 1	1	6	. <u>請負者</u> は、主桁製作設備の施工については、下記の規定に よる。	8	5	6	2 6	6	1		受注者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定による。	
8 5	5 (5 2	6	5 2	2	(1)	主桁製作設備ついては、設計図書に示された固定点間距離 に従って設けるものとする。	8	5	6	2 6	6	2	(1)	主桁製作設備ついては、設計図書に示された固定点間距離 に従って設けるものとする。	
8 5	5 (5 2	6	6 3	3		支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等に より有害な変形、沈下などが生じないようにするものとす る。								支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等に より有害な変形、沈下などが生じないようにするものとす る。	
8 5						5 - 6 - 3	支承工	8	5	6	3 0)	1	5 - 6 - 3		
							請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。								受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 5						5 - 6 - 4	架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13 -3架設工(クレーン架設)の規定による。	8	5	6	4 C)	2	5 - 6 - 4	架設工(クレーン架設)	
8 5						5 - 6 - 5	架設工(架設桁架設)	8	5	6	5 0)	1	5 - 6 - 5	架設工(架設桁架設)	
8 5							桁架設については、第3編2-13-6架設工(架設桁架 設)の規定による。				5 0				桁架設については、第3編2-13-6架設工(架設桁架 設)の規定による。	
8 5						5 - 6 - 6	床版・横組工 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	6	6 0)	2			
8 5	5 6	6 7	0) 1	1	5 - 6 - 7	局部(部分)プレストレスエ	8	5	6	7 0)	1	5 - 6 - 7	局部(部分)プレストレス工	
8 5	5 (5 7	0) 2	2		部分プレストレスの施工については、下記の規定による。	8	5	6	7 0)	2		部分プレストレスの施工については、下記の規定による。	
8 5	5 (6 7	0) 3	3	(1)	プロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督職員の指示による。		5	6	7 0)	3		ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督職員の指示による。	
8 5	5 (6 7	0) 2	4	(2)	プロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張 コンクリートを使用しなければならない。また、コンク リート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して 有害なものを取り除き施工するものとする。	8	5	6	7 0)	4		ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張 コンクリートを使用しなければならない。また、コンク リート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して 有害なものを取り除き施工するものとする。	
8 5							床版・横桁工 . <u>請負者</u> は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルト を使用することとし、第3編2-3-23現場継手工の規定 による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職 員と協議しなければならない。				8 0				床版・横桁工 受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルト を使用することとし、第3編2-3-23現場継手工の規定 による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職 員と協議しなければならない。	

							<u> </u>		<u> / `</u>	<u> </u>	<u> </u>	音が旧し致衣	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条〕		項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5	6	8			2 .	請負者は、床版 <u>および</u> 横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。	8	5	6	8 2	1	2 .	受注者は、床版 <u>及び</u> 横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。	
8 5 8 5					5 - 6 - 9	落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落 橋防止装置工の規定による。	8	5	6	9 0	1 2	5 - 6 - 9	落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落 橋防止装置工の規定による。	
8 5					第7節	PCホロースラプ橋工					1	第7節	PCホロースラプ橋工	
8 5 8 5					5 - 7 - 1 1 .	一般事項 本節は、PCホロースラブ橋工として架設支保工(固定)、支承工、PCホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	8	5	7	1 0 1 1	1	5 - 7 - <u>1</u> 1 .	一般事項 本節は、PCホロースラブ橋工として架設支保工(固定)、支承工、PCホロースラブ製作工、落橋防止装置工 その他これらに類する工種について定める。	
8 5	7	1	2	1	2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	7	1 2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8 5	7	1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	7	1 3	1	3 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8 5	7	1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	8	5	7	1 4	1	4 .	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書 へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
8 5	7	1	4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	7	1 4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8 5	7	1	4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	7	1 4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8 5						主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)				1 4			主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
8 5	7	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	8	5	7	1 4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
8 5	7	1	5	1	5 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	7	1 5	1	5 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8 5	7	1	6	1	6 .	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	7	1 6	1	6 .	受注者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8 5	7	1	7	1	7 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	7	1 7	1	7 .	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8 5					5 - 7 - 2	架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。	8	5	7 :	2 0	1 2	5 - 7 - 2	架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。	
8 5	7	3	0	1	5 - 7 - 3	支承工	8	5	7	3 0	1	5 - 7 - 3	支承工	

							<u> </u>		-/\	, <u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
				7.5		現1]宗义					75		以訂示又	以訂连田寺
編章	首節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5	5 7	3	0	2		請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	7 3	3 0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 5					5 - 7 - 4	PCホロースラブ製作工	8	5	7 4	0	1	5 - 7 - 4	PCホロースラブ製作工	
8 5						P C ホロースラブ製作工の施工については、第3編2-3-15P C ホロースラブ製作工の規定による。							P C ホロースラブ製作工の施工については、第 3 編 2 - 3 - 15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	
8 5					5 - 7 - 5	落橋防止装置工					1	5 - 7 - 5	落橋防止装置工	
8 5	5 7	5	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋 防止装置製作工の規定による。	8	5	7 5	5 0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋 防止装置製作工の規定による。	
8 5					第8節	RCホロースラブ橋工	8	5	8 0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	
8 5					5 - 8 - 1		8	5	8 1	0	1	5 - 8 - 1		
8 5	5 8	1	1	1	1.	本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工(固定)、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	8	5	8 1	1	1	1.	本節は、R C ホロースラブ橋工として架設支保工(固定)、支承工、R C 場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
8 5	5 8	1	2	1	2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	8 1	2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8 5	5 8	1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	8 1	3	1	3 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8 5	5 8	1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	8	5	8 1	4	1	4 .	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書 へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
8 5	5 8	1	4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	8 1	4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8 5	5 8	1	4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	8 1	4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8 5	. 0	1	1	4	(2)	<u> </u>	0	5	0 4	1	4	(2)	→ 佐郎 佐 / 株孫 - 株 - 株 - 株 - 株 - 株 - 株 - 株 - 株 - 株	
8 5					(4)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)					5	(4)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
8 5	8 8	1	5	1	5 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	ช 1	5	1	5 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの 漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強 度を有するものを使用しなければならない。	
8 5	5 8	1	6	1	6 .	請負者は、定着具及び接続具 <u>伸しよう</u> については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	8 1	6	1	6 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	

		<u> </u>		<u> </u>	\ <u> </u>	<u> </u>	(音が)口に致る	改訂条文	改訂理由等
	坑1]示义					百		以如水	以即在田寺
	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。				1 7			受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8 5 8 2 0 2	架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。	8	5	8	2 0	2	5 - 8 - 2	架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。	
8 5 8 3 0 1 5 - 8 - 3		8	5	8	3 0	1	5 - 8 - 3		
	請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	8	3 0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
	RC場所打ホロースラブ製作工				4 0			RC場所打ホロースラブ製作工	
	円筒型枠の施工については、第3編2-3-15PCホロースラプ製作工の規定による。	8	5	8	4 0	2		円筒型枠の施工については、第3編2-3-15PCホロースラプ製作工の規定による。	
8 5 8 5 0 1 5 - 8 - 5	落橋防止装置工				5 0			落橋防止装置工	
	落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋 防止装置製作工の規定による。							落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋 防止装置製作工の規定による。	
	PC版桁橋工	8	5	9	0 0	1	第9節	PC版桁橋工	
8 5 9 1 1 1 1 1 .	一般事項 本節は、PC版桁橋工としてPC版桁製作工その他これら に類する工種について定める。	8			1 0			一般事項 ・本節は、PC版桁橋工としてPC版桁製作工その他これら に類する工種について定める。	
8 5 9 1 2 1 2 .	<u>請負者</u> は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	8	5	9	1 2	1	2 .	. <mark>受注者</mark> は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書 へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
	 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	9	1 2	2	(1)	 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数 量)	
8 5 9 1 2 3 (2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	9	1 2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	8	5	9	1 2	5		 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	9	1 3	1	3 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。		5	9	1 4	1	4 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	9	1 5	1	5 .	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	

							/ <u> \</u> -	<u> </u>	FZS	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> </u>	<u>青新旧比牧衣</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5			0	1	5 - 9 - 2	PC版桁製作工	8	5	9 2	2 0	1	5 - 9 - 2	PC版桁製作工	
8 5						PC版桁製作工の施工については、第3編2-3-16PC 箱桁製作工の規定による。							PC版桁製作工の施工については、第3編2-3-16PC 箱桁製作工の規定による。	
8 5					第10節	PC箱桁橋工	8	5	10 0	0 0	1	第10節	PC箱桁橋工	
8 5 8 5						一般事項 本節は、PC箱桁橋工として架設支保工(固定)、支承				1 1		5 - 10 - 1 1	一般事項 本節は、PC箱桁橋工として架設支保工(固定)、支承	
						工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。					·		工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
8 5	10	1	2	1	2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	10 1	1 2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離 の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生 じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を 受けなければならない。	
8 5	10	1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	10 1	1 3	1	3 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8 5	10	1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	8	5	10 1	1 4	1	4 .	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
8 5	10	1	4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	10 1	1 4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8 5	10	1	4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	10 1	1 4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8 5					(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	8	5	10 1 10 1	1 4	4 5		主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
8 5	10	1	5	1	5 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	10 1	1 5	1	5 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8 5	10	1	6	1	6 .	請負者は、定着具及び接続具 <u>伸しよう</u> については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	10 1	1 6	1	6 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8 5	10	1	7	1	7 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	10 1	1 7	1	7 .	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8 5					5 - 10 - 2	架設支保工(固定)	8	5	10 2	2 0	1	5 - 10 - 2	架設支保工(固定)	
8 5	10	2	0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。	8	5	10 2	2 0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第 8節型枠・支保の規定による。	
8 5	10	3	0	1	5 - 10 - 3	支承工	8	5	10 3	3 0	1	5 - 10 - 3	支承工	

									F7	7.匹	111	<u> </u>	新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
編	章	系	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	耳 り T	頁 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	5 10	3	0	2		請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	10	3 0) 2	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 8					5 - 10 - 4	P C 箱桁製作工 P C 箱桁製作工の施工については、第3編2-3-16P C 箱桁製作工の規定による。				4 0 4 0			5 - 10 - 4	P C 箱桁製作工 P C 箱桁製作工の施工については、第3編2-3-16P C 箱桁製作工の規定による。	
8 8					5 - 10 - 5	落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋 防止装置製作工の規定による。				5 0 5 0			5 - 10 - 5	落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋 防止装置製作工の規定による。	
8					第11節	PC片持箱桁橋工	8	5	11	0 0) 1	1	第11節	PC片持箱桁橋工	
8 8					5 - 11 - 1		8	5	11	1 0 1 1) 1	1	5 - 11 - 1	一般事項 本節は、PC片持箱桁橋工としてPC版桁製作工、支承	
8	0 1		'	1	1.	本節は、PC片持箱桁橋工としてPC版桁製作工、支承工、架設工(片持架設)その他これらに類する工種について定める。	δ	5	11	1 1		'	1.	本即は、PC万持相桁橋工としてPC級桁製作工、文承工、架設工(片持架設)その他これらに類する工種について定める。	
8	5 1	1 1	2	1	2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	11	1 2	1	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 い。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	5 1	1 1	3	1		請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	11	1 3	3 1	1	3 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8	5 1	1 1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	8	5	11	1 4	1	1	4 .	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書 へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
8					(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	11	1 4	2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8	5 1	1 1	4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	11	1 4	1 3	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8	5 1 ²	1 1	4	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	8	5	11	1 4	. 4	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
8						試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	8	5	11	1 4	. 5	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
8	5 1 ⁻	1 1	5	1	5 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	11	1 5	j 1	1	5 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの 漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強 度を有するものを使用しなければならない。	
8	5 1	1 1	6	1	6 .	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	11	1 6	1	1	6 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	

									FZ	一	<u> </u>	香新旧比較和	改訂条文	改訂理由等
				項							項			
編	章 〔	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	i 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5	5 1	1 1	7	1		. <u>請負者</u> は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	11	1 7	1	7 .	. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B J 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	IS規格との整合
8 5				1		PC片持箱桁製作工 . コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第 3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。		5	11	2 0 2 1	1 1	5 - 11 - 2	PC片持箱桁製作工 . コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第 3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8 5	5 1	1 2	2	1	2	P C ケーブルの P C 固定・ P C 継手の施工については、第3編2-3-15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	8	5	11	2 2	1	2 .	P C ケーブルの P C 固定・ P C 継手の施工については、第 3編2-3-15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	
8 5	5 1	1 2	3	1	3	. <u>請負者</u> は、PC鋼棒のPC固定及びPC継手(普通継手・緊張端継手)がある場合は「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	8	5	11	2 3	1	3 .	. 受注者は、PC鋼棒のPC固定及びPC継手(普通継手・緊張端継手)がある場合は「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	
8 5	5 1	1 2	4	1	4	. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	11	2 4	1	4 .	. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・ グラウト等がある場合の施工については、第3編2-3- 13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8 5					5 - 11 - 3	支承工 請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	11	3 0	1 2	5 - 11 - 3	支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 5					5 - 11 - 4 1	架設工(片持架設) . 作業車の移動については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。	8	5	11	4 0 4 1	1	5 - 11 - 4	架設工(片持架設) . 作業車の移動については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。	
8 5	5 1	1 4	2	1	2	. <u>請負者</u> は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じない ものを使用しなければならない。	8	5	11	4 2	1	2 .	. 受注者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じない ものを使用しなければならない。	
8 5	5 1	1 4	3	1	3	. 支保工基礎の施工については、第1編3-8-2構造の規 定による。	8	5	11	4 3	1	3 .	. 支保工基礎の施工については、第1編3-8-2構造の規 定による。	
8 5					第12節	PC押出し箱桁橋工	8	5	12	0 0	1		PC押出し箱桁橋工	
8 5					<u>5 - 12 - 1</u> 1	一般事項 ・本節は、PC押出し箱桁橋工としてPC押出し箱桁製作工、架設工(押出し架設)その他これらに類する工種について定める。				1 0 1 1			一般事項 ・本節は、PC押出し箱桁橋工としてPC押出し箱桁製作工、架設工(押出し架設)その他これらに類する工種について定める。	
8 5	5 1	2 1	2	1	2	. <u>請負者</u> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。		5	12	1 2	1	2 .	. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	

						現行条文				`~	<u> </u>	<u>₭⋿₩Ⅱ₽₽⊌₹Х</u> ₡	改訂条文	改訂理由等
編章	章 食	分条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5	5 1:	2 1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	12	1 3	1	3 .	. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8 5	5 1:	2 1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ <u>次</u> の事項を記載しなければならない。	8	5	12	1 4	1	4 .	. <mark>受注者</mark> は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ <u>以下</u> の事項を記載しなければならない。	
8 5	5 1:	2 1	4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	12	1 4	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8 5	5 1:	2 1	4	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	12	1 4	3	(2)	上) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8 5	5 1:	2 1	4	5	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	8	5	12 12	1 4 1 4	5) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
8 5	5 1:	2 1	5	1	5 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	12	1 5	1	5 .	. <mark>受注者</mark> は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8 5	5 1	2 1	6	1	6 .	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	12	1 6	1	6 .	. 受注者は、定着具及び接続具 <u>の使用</u> については、定着また は接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された 引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損する ことのないような構造及び強さを有するものを使用しなけ ればならない。	
8 5	5 1	2 1	7	1	7 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	12	1 7	1	7 .	. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8 5						PC押出し箱桁製作工 コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。				2 0			P C 押出し箱桁製作工 . コンクリート・P C 鋼材・P C 緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8 5	5 1:	2 2	2	1	2 .	P C ケーブルの P C 固定・ P C 継手の施工については、第3編2-3-15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	8	5	12	2 2	1	2 .	. P C ケーブルの P C 固定・P C 継手の施工については、第 3編2-3-15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	
8 5	5 1:	2 2	3	1	3 .	P C 鋼棒の P C 固定及び P C 継手 (普通継手・緊張端継手)の施工については、第8編5-11-2 P C 片持箱桁製作工の規定による。	8	5	12	2 3	1	3 .	. P C 鋼棒の P C 固定及び P C 継手 (普通継手・緊張端継手)の施工については、第 8 編 5 - 11 - 2 P C 片持箱桁製作工の規定による。	
8 5	5 1	2 2	4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・ グラウトがある場合施工については、第3編2-3-13ポ ストテンション桁製作工の規定による。	8	5	12	2 4	1	4 .	. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・ グラウトがある場合施工については、第3編2-3-13ポ ストテンション桁製作工の規定による。	
8 5	5 1:	2 2	5	1	5 .	主桁製作設備の施工については、下記の規定による。	8	5	12	2 5	1	5 .	. 主桁製作設備の施工については、下記の規定による。	
8 5	5 1:	2 2	5	2	(1)	主桁製作台の製作については、円滑な主桁の押出しができるような構造とする。	8	5	12	2 5	2	(1)) 主桁製作台の製作については、円滑な主桁の押出しができ るような構造とする。	

								, - , -	~= 1		<u>╡╸╬║┧┖┖╪╳┸</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 5	12	2 5	3	(2)	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとする。主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、設計図書によるが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	5	12 2	2 5	3	(2)	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとする。主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、設計図書によるが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 5 8 5					架設工(押出し架設) 請負者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、 有害な変形等が生じないことを確認しなければならない。				3 0	1		架設工(押出し架設) 受注者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、 有害な変形等が生じないことを確認しなければならない。	
8 5	12	3 2	1	2 .	請負者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平 反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないも のを使用しなければならない。	8	5	12 3	3 2	1	2 .	受注者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平 反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないも のを使用しなければならない。	
8 5	12	3 3	1	3 .	請負者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	8	5	12 3	3 3	1	3 .	受注者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	
8 5				第13節	橋梁付属物工	8	5	13 (0 0	1		橋梁付属物工	
8 5 8 5				5 - 13 - 1						2		一般事項本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地 覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工 その他これらに類する工種ついて定める。	
8 5	13	2 0	1	5 - 13 - 2	伸縮装置工	8	5	13 2	2 0	1	5 - 13 - 2	伸縮装置工	
8 5	13	2 0	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装 置工の規定による。	8	5	13 2	2 0	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装 置工の規定による。	
8 5 8 5	13	3 0	2	5 - 13 - 3	排水装置工 排水装置工の施工については、第8編4-8-4排水装置 工の規定による。					2		排水装置工 排水装置工の施工については、第8編4-8-4排水装置 工の規定による。	
8 5				5 - 13 - 4						1	5 - 13 - 4		
8 5					地覆工の施工については、第8編4-8-5地覆工の規定 による。							地覆工の施工については、第8編4-8-5地覆工の規定 による。	
8 5				5 - 13 - 5	橋梁用防護柵工					1		橋梁用防護柵工	
8 5	13	5 0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁 用防護柵工の規定による。	8	5	13 (5 0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁 用防護柵工の規定による。	
8 5 8 5					橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用 高欄工の規定による。	8	5	13 6	6 0 6 0	1 2	5 - 13 - 6	橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用 高欄工の規定による。	
8 5 8 5	13	7 0	2	5 - 13 - 7	検査路工 検査路工の施工については、第10編4-8-8検査路工の 規定による。					2	5 - 13 - 7	検査路工 検査路工の施工については、第10編4-8-8検査路工の 規定による。	
8 5 8 5				5 - 13 - 8	銘板工 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	8	5	13 8	8 0	1 2	5 - 13 - 8	銘板工 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定 による。	
8 5				第14節	コンクリート橋足場等設置工	8	5	14 (0 0	1		コンクリート橋足場等設置工	
8 5	14	1 0	1	5 - 14 - 1	一般事項	8	5	14	1 0	1	5 - 14 - 1	一般事項	

									<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	音机旧几蚁衣	改訂条文	改訂理由等
編	章	節剣	条項	項列下		旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	5	14	1 0) 2		本節は、コンクリート橋足場等設置工として橋梁足場工、 橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種につ いて定める。	8	5	14	1 0	2		本節は、コンクリート橋足場等設置工として橋梁足場工、 橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種につ いて定める。	
) 1		橋梁足場工					1			
8	5	14	2 0) 2		橋梁足場工の施工については、第8編4-10-2橋梁足場 工の規定による。	8	5	14	2 0	2		橋梁足場工の施工については、第8編4-10-2橋梁足場 工の規定による。	
) 1		橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第8編4-10-3橋梁防護 工の規定による。					1 2		橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第8編4-10-3橋梁防護 工の規定による。	
) 1		昇降用設備工					1		昇降用設備工	
) 2		昇降用設備工の施工については、第8編4-10-4昇降用 設備工の規定による。							昇降用設備工の施工については、第8編4-10-4昇降用 設備工の規定による。	_
) 1		トンネル(NATM)	8	6	0	0 0	1	第6章	トンネル(NATM)	
				1		適用 ・本章は、道路工事における道路士工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インバート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	6	1	0 0	1	第1節 1 .	適 用 本章は、道路工事における道路土工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インバート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	6	1 (0 2	2 1	2 .	. 道路士工は、第1編第2章第4節道路士工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	6	1	0 2	1	2 .	道路士工は、第1編第2章第4節道路士工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	6	1 (0 3	3 1	3	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	6	1	0 3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8	6	1 (0 4	1	4	. <u>請負者</u> は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。	8	6	1	0 4	1	4 .	受注者は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。	
8	6	1 (0 5	5 1	5	. <u>請負者</u> は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう坑内に測点を設置しなければならない。	8	6	1	0 5	1	5 .	受注者は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう坑内に測点を設置しなければならない。	
8	6	1	0 6	5 1	6	. <u>請負者</u> は、坑内に設置された測点のうち、 <u>請負者</u> があらか じめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点か ら検測を行わなければならない。	8	6	1	0 6	1	6 .	受注者は、坑内に設置された測点のうち、 <mark>受注者</mark> があらか じめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点か ら検測を行わなければならない。	
8	6	1	0 7	1	7 .	. <u>請負者</u> は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		6	1	0 7	1	7 .	受注者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	

上恢音机旧比蚁衣	
改訂条文	改訂理由等
下	改定理由
1 8. <mark>受注者</mark> は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その 他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	表現を整備局と整合
1 9. 受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	
10. <mark>受注者</mark> は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督職員に提示しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守なければならない。	
3 建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)	
4 日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月)	
5 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月)	
6 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月)	
7 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月)	
8 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	
9 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月)	
20 建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様 (昭和43年12月)	
	## 1

							<u>/ \.</u>		F/	<u> </u>	<u> </u>	YZK E	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章 É	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条項	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	6	2 0	0	12		建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)	8	6	2	0 0)	12		建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)	
8	6	2 0	0	13		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>11</u> 年 <u>3</u> 月)	8	6	2	0 0)	13		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>24</u> 年 <mark>7</mark> 月)	
				14		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針(平成22年3月)								日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針(平成22年3 月)	
				15		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)				0 0				日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
				16		建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技 術指針 (設計及び粉じん等の測定) (平成 <u>17</u> 年 <u>6</u> 月)								建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気 技術指針 (<mark>換気技術の</mark> 設計及び粉じん等の測定) (平成 <mark>24年3</mark> 月)	
				17		日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)				0 0				日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)	
8	6	2 0	0	18		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)	8	6	2	0 0)	18		<mark>厚生</mark> 労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 <mark>23</mark> 年3月)	
				1	第3節	トンネル掘削工	8	6	3	0 0)	1	第3節	トンネル掘削工	
				1	6 - 3 - 1					1 0			6 - 3 - 1		
				2		本節は、トンネル掘削として掘削工その他これらに類する 工種について定める。								本節は、トンネル掘削として掘削工その他これらに類する 工種について定める。	
				1	6 - 3 - <u>2</u> 1 .	掘削工 請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。				2 1			6 - 3 - 2	掘削工 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	
8	6	3 2	! 1	2		また、余掘が生じた場合は、 <u>請負者</u> はこれに対する適切な 処理を行うものとする。	8	6	3	2 1	1	2		また、余掘が生じた場合は、 <mark>受注者</mark> はこれに対する適切な 処理を行うものとする。	
8	6	3 2	2	1	2 .	請負者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。	8	6	3	2 2	2	1	2 .	受注者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。	
8	6	3 2	2 3	1	3 .	請負者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。	8	6	3	2 3	3	1	3 .	受注者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。	
8	6	3 2	2 4	1	4 .	請負者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。	8	6	3	2 4	1	1	4 .	受注者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。	
8	6	3 2	5	1	5 .	請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限る。)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。	8	6	3	2 5	5	1	5 .	受注者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限る。)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。	

十木丁事共诵什樣書新旧比較表

] 7	大匹		<u>. 17K E</u>	<u> </u>	改訂条文	
編	章(節身	子 I	頁	項 編章館	節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	6	3 2	2 6	6	1	6.	請負者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書または監督職員の指示に従い処理しなければならない。	8	6	3	2 6	6	1	6 .	受注者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書または監督職員の指示に従い処理しなければならない。	
8	6	3 2	2 7	7	1	7.	請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	8	6	3	2 7	7	1	7 .	受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	
				0			支保工				0 0			第4節	支保工	
	6			1		<u>4 - 1</u> 1 .	□一般事項 本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保工、金網工、その他これらに類する工種について定める。				1 0			<u>6 - 4 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保 工、金網工、その他これらに類する工種について定める。	
8	6	4 1	1 2	2	1	2 .	請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	8	6	4	1 2	2	1	2 .	受注者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	
8	6	4 1	1 3	3	1	3 .	請負者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	4	1 3	3	1	3.	受注者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
				0			材料				2 0			6 - 4 - 2		
				1			吹付コンクリートの配合は、設計図書によらなければならない。				2 1				吹付コンクリートの配合は、設計図書によらなければなら ない。	
8	6	4 2	2 2	2	1	2 .	ロックボルトの種別、規格は、設計図書によらなければならない。	8	6	4	2 2	2	1	2 .	ロックボルトの種別、規格は、設計図書によらなければな らない。	
8	6	4 2	2 3	3	1	3 .	. 鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、SS400材相当品以上のものとする。なお、鋼材の材質は、JISG3101(一般構造用圧延鋼材)または、JISG3106(溶接構造用圧延鋼材)の規格による。	8	6	4	2 3	3	1	3 .	鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、SS400材相当品以上のものとする。なお、鋼材の材質は、JISG3101(一般構造用圧延鋼材)または、JISG3106(溶接構造用圧延鋼材)の規格による。	
8	6	4 2	2 4	4	1	4 .	金網工に使用する材料は、JIS G 3551(溶接金網)で 150mm×150mm×径5mmの規格による。	8	6	4	2 4	4	1	4 .	金網工に使用する材料は、JIS G 3551 (溶接金網)で 150mm×150mm×径 5 mmの規格による。	
8	6	4 3	3 (0	1 6 -	4 - 3	吹付工	8	6	4	3 0)	1	6 - 4 - 3		
8	6	4 3	3 1	1	1	1 .	請負者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式 としなければならない。	8	6	4	3 1	1	1	1 .	受注者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式 としなければならない。	

	現行条文									1/\	<u> </u>	<u> </u>	音別口に収入	改訂理由等	
				頂								百		改訂条文	がいて出る
編章				下	編章節条						条 項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 6	4	3	2	1	2		請負者は、吹付けコンクリートを浮石等を取り除いた後に、吹付けコンクリートと地山が密着するようにすみやかに一層の厚さが15cm以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組合わせ以外の支保構造においてはこの限りでないものとする。	8	6	4 :	3 2	1	2 .	受注者は、吹付けコンクリートを浮石等を取り除いた後に、吹付けコンクリートと地山が密着するようにすみやかに一層の厚さが15cm以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組合わせ以外の支保構造においてはこの限りでないものとする。	
8 6	4	3	3	1	5	,	請負者は、吹付けコンクリートの施工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付けノズルを吹付け面に直角に保ち、ノズルと吹付け面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないよう行わなければならない。	8	6	4 :	3 3	1	3 .	受注者は、吹付けコンクリートの施工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付けノズルを吹付け面に直角に保ち、ノズルと吹付け面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないよう行わなければならない。	
8 6	4	3	4	1	2		請負者は、吹付けコンクリートの施工については、仕上がり面が平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付けコンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付けるものとする。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けるものとする。	8	6	4 :	3 4	1	4 .	受注者は、吹付けコンクリートの施工については、仕上が り面が平滑になるように行わなければならない。鋼製支保 工がある場合には、吹付けコンクリートと鋼製支保工とが 一体になるように吹付けるものとする。また、鋼製支保工 の背面に空隙が残らないように吹付けるものとする。	
8 6	4	3	5	1	į	5 .	<u>請負者</u> は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。	8	6	4 :	3 5	1	5 .	受注者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃 した上、湿潤にして施工しなければならない。	
8 6						1 .	ロックボルト工 請負者は、吹付けコンクリート完了後、すみやかに掘進サイクル毎に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。				4 0 4 1		6 - 4 - 4	ロックボルト工 受注者は、吹付けコンクリート完了後、すみやかに掘進サイクル毎に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。	
8 6	4	4	2	1	2	,	請負者は、設計図書に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	4	4 2	1	2 .	受注者は、設計図書に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 6	4	4	3	1	3		請負者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	8	6	4 4	4 3	1	3 .	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが 掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで 緊結しなければならない。	
8 6	4	4	3	2			プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が 導入できるように施工するものとする。	8	6	4	4 3	2		プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が 導入できるように施工するものとする。	
8 6	4	4	4	1	4		請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・窄孔の状態等からこれにより難い場合は、定着方式・定着材について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	4	4 4	1		受注者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・窄孔の状態等からこれにより難い場合は、定着方式・定着材について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

							現行条文	工作工事共進任禄首利旧比較农 改訂条文							⊒⊬≑TI⊞ dh ₾⊄
												<u>-</u> -		(以訂余又	改訂理由等
編章	章 食	作 条	译項	耳 り 下	-						八	下		新・条文構成	改定理由
8							請負者は、ロックボルトの使用前に、有害な錆、油その他の異物が残らないように清掃してから使用しなければならない。							. <u>受注者</u> は、ロックボルトの使用前に、有害な錆、油その他の異物が残らないように清掃してから使用しなければならない。	
8 (1.	鋼製支保工 請負者は、鋼製支保工を使用する場合は、施工前に加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督職員の承諾を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。				5 0			鋼製支保工 受注者は、鋼製支保工を使用する場合は、施工前に加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督職員の承諾を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。	
8 (6 4	1 5	5 2	1			請負者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。	8	6	4 !	5 2	1	2 .	. <mark>受注者</mark> は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。	
8	6 4	4 5	3	1			<u>請負者</u> は、鋼製支保工を切羽近くにトンネル掘削後すみやかに建て込まなければならない。	8	6	4 !	5 3	1	3 .	· 受注者は、鋼製支保工を切羽近くにトンネル掘削後すみやかに建て込まなければならない。	
8	6 4	4 5	5 4	. 1			<u>請負者</u> は、鋼製支保工の転倒を防止するために、設計図書 に示されたつなぎ材を設け、締付けなければならない。	8	6	4 !	5 4	1	4 .	· 受注者は、鋼製支保工の転倒を防止するために、設計図書に示されたつなぎ材を設け、締付けなければならない。	
8 (6 0		6 - 4 - 6	金網工 受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm(一目以上)以上重ね合わせなければならない。	
8							覆工				0 0			覆工	
8 (1 .	一般事項 本節は、覆工として覆エコンクリート工、側壁コンクリート工、床版コンクリート工、トンネル防水工その他これらに類する工種について定める。	8	6	5	1 0	1		一般事項 ・本節は、覆工として覆エコンクリート工、側壁コンクリート工、床版コンクリート工、トンネル防水工その他これらに類する工種について定める。	
8	6 5	5 1	2	1			請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	6	5	1 2	1	2 .	. 受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
8 (6 5	5 1	3	1			請負者は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、覆工厚が設計図書に示されていない場合は監督職員の指示により設置しなければならない。刻示方法は、図6-1を標準とする。	8	6	5	1 3	1	3 .	. 受注者は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、覆工厚が設計図書に示されていない場合は監督職員の指示により設置しなければならない。刻示方法は、図 6 - 1 を標準とする。	

現行条文				<u> </u>		<u> 上亿水</u> ī	改訂条文	改訂理由等	
項 項 旧・条文構成 下 下		編	章	節系	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 6 5 1 4 1 4 . 請負者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点なければならない。	点に刻示し	8	6	5	1 4	1	4 .	受注者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。	
8 6 5 1 4 2 <u>図</u> 6 - 1		8	6	5	1 4	2		図 6 - 1	
8 6 5 2 0 1 6 -5 -2 材料 8 6 5 2 1 1 1 . 防水工に使用する防水シートは、設計図書による	らなければ					1	6 - 5 - 2 1 .	材 料	
ならない。								ならない。	
8 6 5 2 2 1 2 防水工に使用する透水性緩衝材は、設計図書によばならない。	よらなけれ	8	6	5 2	2 2	1	2 .	防水工に使用する透水性緩衝材は、設計図書によらなければならない。	
8 6 5 2 3 1 3 . 覆エコンクリートに使用するコンクリートの規模図書によらなければならない。	各は、設計	8	6	5 2	2 3	1	3 .	覆工コンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計 図書によらなければならない。	
8 6 5 3 0 1 6 - 5 - 3 覆エコンクリートエ						1		覆エコンクリートエ	
8 6 5 3 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、トラックミキサーまたはアジテーター機を用いてコンクリートを運搬するものとする。の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分割い方法としなければならない。	これ以外		6	5 3	3 1	1	1 .	受注者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。	
8 6 5 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、コンクリートの打込みにあたり、コンが分離を起こさないように施工するものとし、な水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしたらない。	日右対称に		6	5	3 2	1	2 .	受注者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に 水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。	
8 6 5 3 3 1 3 . 請負者は、コンクリートの締固めにあたっては、機を用い、打込み後すみやかに締め固めなければい。		8	6	5	3 3	1	3 .	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。	
8 6 5 3 4 1 4 . <u>請負者</u> は、レイタンス等を取り除くために覆工コトの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密なければならない。			6	5 ;	3 4	1	4 .	受注者は、レイタンス等を取り除くために覆エコンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。	
8 6 5 3 5 1 5 . <u>請負者</u> は、妻型枠の施工にあたり、コンクリート耐えられる構造とし、モルタル漏れのないようはなければならない。			6	5	3 5	1	5 .	受注者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	
8 6 5 3 6 1 6 . <u>請負者</u> は、覆エコンクリートの施工にあたっては 必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の ないように、養生しなければならない。	は、硬化に 影響を受け	8	6	5 3	3 6	1	6 .	受注者は、覆エコンクリートの施工にあたっては、硬化に 必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受け ないように、養生しなければならない。	
8 6 5 3 7 1 7 . <u>請負者</u> は、打込んだコンクリートが必要な強度に で型枠を取りはずしてはならない。	こ達するま	8	6	5 3	3 7	1	7 .	受注者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	
8 6 5 3 8 1 8 . <u>請負者</u> は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に じないように仕上げなければならない。			6	5 ;	3 8	1	8 .	受注者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆エコンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	

			ᅩᆿ	+ 7 \	(四)	工仿	改訂理由等		
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	請負者は、覆エコンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。	8	6	5 ;	3 9	1	9 .	受注者は、覆エコンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。	
	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	8	6	5 3	3 10	1	10.	受注者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	
	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測(A)の 結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなけれ ばならない。	8	6	5 3	3 11	1	11.	受注者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測(A)の 結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなけれ ばならない。	
8 6 5 4 0 1 6 - 5 - 4	側壁コンクリートエ	8	6	5 4	4 0	1	6 - 5 - 4	側壁コンクリートエ	
8 6 5 4 0 2	逆巻の場合において、側壁コンクリートの打継目とアーチ コンクリートの打継目は同一線上に設けてはならない。							逆巻の場合において、側壁コンクリートの打継目とアーチ コンクリートの打継目は同一線上に設けてはならない。	
	床版コンクリート工					1	6 - 5 - 5	床版コンクリート工	
	請負者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。	0	0	5 ;	5 0	2		受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。	
8 6 5 6 0 1 6 - 5 - 6	トンネル防水工	8	6	5 (6 0	1	6 - 5 - 6	トンネル防水工	
	防水工の材料・規格等については、設計図書の規定によ る。				6 1			防水工の材料・規格等については、設計図書の規定による。	
	請負者は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。		6	5 (6 2	1	2 .	受注者は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。	
	インバートエ	8	6	6 (0 0	1	第 6 節	インバートエ	
	一般事項					1	6 - 6 - 1		
	ト本体工その他これらに類する工種について定める。					2		本節は、インバート工としてインバート掘削工、インバート本体工その他これらに類する工種について定める。	
8 6 6 2 0 1 6 - 6 - 2		8	6	6 2	2 0	1	6 - 6 - 2		
	インバートコンクリートに使用するコンクリートの規格 は、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	8	6	6 2	2 0	2		インバートコンクリートに使用するコンクリートの規格 は、設計図書に <mark>よる</mark> 。	
8 6 6 3 0 1 6 - 6 - 3	インバート掘削工	8	6	6	3 0	1	6 - 6 - 3	インバート掘削工	

							<u> </u>	改訂理由等						
				頂							頂		改訂条文	NII) ZEM ()
編章	简章	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 6	6 6	3	1	1	1 .	請負者は、インバートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで充 <u>てん</u> しなければならない。	8	6	6	3 1	1	1 .	- <mark>受注者</mark> は、インバートの施工にあたり設計図書に示す掘削 線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合に は、インバートと同質のコンクリートで充 <mark>填</mark> しなければな らない。	
8 (6 6	3	2	1	2 .	請負者は、インバート掘削の施工時期について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	6	3 2	1	2 .	. 受注者は、インバート掘削の施工時期について設計図書に 関して監督職員と協議しなければならない。	
8 (インバート本体工				4 0			インバート本体工	
8 6	6 6	4	1	1	1.	請負者は、インバート部を掘削した後、すみやかにインバートコンクリートを打込まなければならない。	8	6	6	4 1	1	1 .	. <mark>受注者</mark> は、インバート部を掘削した後、すみやかにイン バートコンクリートを打込まなければならない。	
8 6	6 6	4	2	1	2 .	請負者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充 <u>てん</u> されるよう施工するものとする。	8	6	6	4 2	1	2 .	. 受注者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充填されるよう施工するものとする。	
8 (6 6	4	3	1	3 .	請負者は、レイタンス等を取り除くためにコンクリートの 打継目を清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければ ならない。	8	6	6	4 3	1	3 .	. 受注者は、レイタンス等を取り除くためにコンクリートの 打継目を清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければ ならない。	
8 6	6	4	4	1	4 .	請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に1ヵ所としなければならない。	8	6	6	4 4	1	4 .	. 受注者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に1ヵ所としなければならない。	
8 (6	4	4	1	5 .	インバート盛土の締固め度については、第1編1 - 1 - 23 施工管理第8項の規定による。	8	6	6	4 4	1	5 .	. インバート盛土の締固め度については、第1編1 - 1 - 23 施工管理第8項の規定による。	
8 (第7節	坑内付帯工	8	6	7	0 0	1	第7節	坑内付帯工	
8 6	5 7	1	0	2	6 - 7 - 1	本節は、坑内付帯工として、箱抜工、裏面排水工、地下排水工その他これらに類する工種について定める。	8	6	7		2		本節は、坑内付帯工として、箱抜工、裏面排水工、地下排水工その他これらに類する工種について定める。	
8 6	3 7	2	0	1	6 - 7 - 2		8	6	7	2 0	1	6 - 7 - 2		
		2	U	2		地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)及びJIS K 6922-1(プラスチック-ポリエチレン(PE)成形用及び押出用材料-第1部:呼び方のシステム及び仕様表記の基礎)に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	0	0		2 0	2		地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)及びJIS K 6922-1(プラスチック-ポリエチレン(PE)成形用及び押出用材料-第1部:呼び方のシステム及び仕様表記の基礎)に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	
8 (3 7	3	0	1	6 - 7 - 3					3 0				
8 (ö 7	3	0	2		請負者は、箱抜工の施工に際して、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	7	3 0	2		受注者は、箱抜工の施工に際して、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 (3 7	4	0	1	6 - 7 - 4	裏面排水工	8	6	7	4 0	1	6 - 7 - 4	裏面排水工	

現行条文	<u> </u>		<u>_</u>	- / \	<u> </u>	上你	改訂理由等		
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章()	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 6 7 4 1 1 1 1 . <u>請負者</u> は、裏E	面排水工の施工については、覆工背面にフィ 排水管を、土砂等により目詰まりしないよう ればならない。	8	6	7 4	1	1	1.	受注者は、裏面排水工の施工については、覆工背面にフィルター材及び排水管を、土砂等により目詰まりしないように施工しなければならない。	
	面排水工の湧水処理については、湧水をトン は排水口に導き、湧水をコンクリートにより Dないように処理しなければならない。	8	6	7 4	2	1	2 .	受注者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部または排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。	
8 6 7 5 0 1 6 - 7 - 5 地下排水工		8	6	7 5	0	1	6 - 7 - 5	地下排水工	
は、設計図書	F排水工における横断排水の施工について こより難い場合は、設計図書に関して監督職 ければならない。	8	6	7 5	0	2		受注者は、地下排水工における横断排水の施工については、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 6 8 0 0 1 第8節 坑門工		8	6	8 0	0	1	第8節	坑門工	
8 6 8 1 0 1 6 - 8 - 1 一般事項 8 6 8 1 0 2 本節は、坑門」 明り巻工、銘材	∐として坑口付工、作業土工、坑門本体工、 反工その他これらに類する工種について定め				0	1 2	6 - 8 - 1	一般事項本節は、坑門工として坑口付工、作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
8 6 8 2 0 1 6 - 8 - 2 坑口付工 8 6 8 2 0 2 1 6 - 8 - 2 坑口付工 第 1編1 - 1 ければならなし	□周辺工事の施工前及び施工途中において、 - 3設計図書の照査等に関する処置を行わな ∖。				2 0		6 - 8 - 2	坑口付工 <mark>受注者</mark> は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、 第1編1‐1‐3設計図書の照査等に関する処置を行わな ければならない。	
8 6 8 3 0 1 6 - 8 - 3 作業土工(床)	屈り・埋戻し)				3 0		6 - 8 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
規定による。	Eについては、第3編2-3-3作業土工の							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 6 8 4 0 1 6 - 8 - 4 坑門本体工 8 6 8 4 1 1 1 1 . 請負者は、坑門	 と覆工が一体となるように施工しなければ	8	6 8	8 4	0	1		坑門本体工 受注者は、坑門と覆工が一体となるように施工しなければ	
ならない。								ならない。	
8 6 8 4 2 1 2 . <u>請負者</u> は、坑F し、できあが 意しなければ7	門の盛土を施工するにあたって、排水をよくった構造物に過大な圧力が作用しないよう注 ならない。	8	6 8	8 4	2	1	2 .	受注者は、坑門の盛土を施工するにあたって、排水をよくし、できあがった構造物に過大な圧力が作用しないよう注意しなければならない。	
8 6 8 5 0 1 6 - 8 - 5 明り巻工 8 6 8 5 0 2 請負者は、明り)巻工の施工については、特に温度変化の激				0 0		6 - 8 - 5	明り巻工 受注者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激	
	アミエの加工については、特に温度変化の放射については、施工方法について施工前に設て監督職員と協議しなければならない。			0 3		2		しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	仮をトンネル両坑門正面に、設計図書に示さ 合は、監督職員の指示する位置及び仕様によ ればならない。				5 0	1	6 - 8 - 6	銘板工 受注者は、銘板をトンネル両坑門正面に、設計図書に示されていない場合は、監督職員の指示する位置及び仕様により設置しなければならない。	
8 6 8 6 2 1 <u>請負者</u> は、標注金)とし、両 ^は ばならない。	示板の材質はJIS H 2202(鋳物用黄銅合金地 亢口に図 6 - 2 を標準として取付けしなけれ	8	6 8	8 6	5 2	1		受注者は、標示板の材質はJIS H 2202 (鋳物用黄銅合金地金)とし、両坑口に図6 - 2を標準として取付けしなければならない。	

							エ									
				τă		坑1J赤又 					T百		以前,亦文	以引连田寺		
編章				以下	編章節条	旧・条文構成					下	編章節条	新・条文構成	改定理由		
8 6						請負者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。							受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。			
8 6						図 6 - 2					2		図 6 - 2			
8 6					第9節 6 - 9 - 1	掘削補助工	8	6	9 (0 0	1		掘削補助工			
8 6					0 - 9 - 1	一般事項本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他これらに類する工種について定める。					2	6 - 9 - 1	本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他これらに類する工種について定める。			
8 6	6 9) 2	0	1	6 - 9 - 2	材料	8	6	9 :	2 0	1	6 - 9 - 2	材料			
8 6	6 9	2	0	2		請負者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。	8	6	9 :	2 0	2		受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連 法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督職員と協 議するものとする。なお、協議の結果については、施工計 画書に記載しなければならない。			
8 6					6 - 9 - 3	掘削補助工A					1	6 - 9 - 3	掘削補助工A			
8 6						請負者は、掘削補助工Aの施工については、設計図書に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。							受注者は、掘削補助工Aの施工については、設計図書に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。			
8 6						掘削補助工B					1		掘削補助工B	田を動併中に動会		
8 6	5 9	, 4	1	1	1.	請負者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。	8	6	9	4 1	1	1.	受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。	·現を整備向と整音		
8 6	6 9	4	2	1	2 .	請負者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、すみやかに中止し、設計図書に関して監督職員と協議 しなければならない。	8	6	9 .	4 2	1	2 .	受注者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、すみやかに中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			
8 7					第7章	コンクリートシェッド					1		コンクリートシェッド			
8 7	1	U	U	1	第1節	適用	ğ	1	1 (U U	1	第1節	適 用			

	上小上事共世江 恢								改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 7 1 0 1 1 1 1 本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。		7	1	0	1	1	1 .	本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8 7 1 0 2 1 2 . 道路土工は、第1編第2章第4節道路土工の規定による。	8	7	1	0	2	1	2 .	道路土工は、第1編第2章第4節道路土工の規定による。	
8 7 1 0 3 1 3. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	7	1	0	3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8 7 1 0 4 1 4 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	7	1	0	4	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 7 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 8 7 2 0 0 2 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8				0		第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8 7 2 0 0 3 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 フンクリート橋編) (平成14年3月)	8	7	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 コンクリート橋編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 7 2 0 0 4 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部 構造編) (平成 <u>14</u> 年3月)	8	7	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部 構造編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 7 2 0 0 5 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成 <u>14</u> 年 3 月)	8	7	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 7 2 0 0 6 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	8	7	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
8 7 2 0 0 7 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>11</u> 年 <u>3</u> 月)	8	7	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成24年7月)	
8 7 2 0 0 8 日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	8	7	2	0	0	8		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年 3月)	
8 7 2 0 0 9 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	8	7	2	0	0	9		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
8 7 2 0 0 10 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	8	7	2	0	0	10		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年 <u>4</u> 月)	
8 7 2 0 0 11 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	8	7	2	0	0	11		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	
8 7 2 0 0 12 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	8	7	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	
8 7 2 0 0 13 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年 <u>3</u> 月)	8	7	2	0	0	13		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年 <u>2</u> 月)	

	L水工争共进位依置机构心取农	
現行条文	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
8 7 2 0 0 14 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成 <u>20</u> 年3月)	8 7 2 0 0 14 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)	
8 7 2 0 0 15 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成 <u>20</u> 年3月)	8 7 2 0 0 15 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)	
8 7 2 0 0 16 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	8 7 2 0 0 16 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	
8 7 2 0 0 17 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編 (平成16年12月)	8 7 2 0 0 17 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)	
8 7 2 0 0 18 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	8 7 2 0 0 18 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
8 7 2 0 0 19 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	8 7 2 0 0 19 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
8 7 3 0 0 1 第3節 プレキャストシェッド下部工 8 7 3 1 0 1 7 - 3 - 1 一般事項	8 7 3 0 0 1 第3節 プレキャストシェッド下部工 8 7 3 1 0 1 7 - 3 - 1 一般事項	
8 7 3 1 0 2 本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカーエそのこれらに類する工種について定める。	本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	
8 7 3 2 0 1 7 - 3 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 8 7 3 2 0 2 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工規定による。	8 7 3 2 0 1 7 - 3 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し) 0 8 7 3 2 0 2 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工 (床掘り・埋戻し)	
8 7 3 3 0 1 7 - 3 - 3 既製杭工	8 7 3 3 0 1 7 - 3 - 3 既製杭工	
8 7 3 3 0 2 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工規定による。		
8 7 3 4 0 1 7 - 3 - 4 場所打杭工	8 7 3 4 0 1 7 - 3 - 4 場所打杭工	
8 7 3 4 0 2 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打 工の規定による。	工の規定による。	Ī
8 7 3 5 0 1 7 - 3 - 5 深礎工 8 7 3 5 0 2 深礎工の施工については、第3編2 - 4 - 6 深礎工の規	8 7 3 5 0 1 7 - 3 - 5 深礎工	
による。		
8 7 3 6 0 1 7 - 3 - 6 受台工 8 7 3 6 1 1 1 1 請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って	8 7 3 6 0 1 7 - 3 - 6 受台工 8 7 3 6 1 1	
8 7 3 6 1 1 請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って 床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石な の間隙充填材を加え)締固めなければならない。		2-
8 7 3 6 2 1 2 . <u>請負者</u> は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8 7 3 6 2 1 2 . <u>受注者</u> は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	
8 7 3 6 3 1 3 . <u>請負者</u> は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなけれならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関て監督職員の承諾を得 <u>るものとする</u> 。		
8 7 3 6 4 1 4 . <u>請負者</u> は目地材の施工については、設計図書によらなけばならない。	4 . <mark>受注者</mark> は目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	

現行条文		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	϶ϪͿͿϤͺϲϹ ϯ Ϫͺϲϒ	改訂理由等	
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編章節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	イプの施工については、設計図書に従 、コンクリート打設後、水抜孔の有効 ならない。	8 7 3	6 5	1	5 .	受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	
8 7 3 6 6 1 6 . 請負者は、吸出し防」 から受台背面の土が ない。	止材の施工については、水抜きパイプ 流出しないように施工しなければなら	8 7 3	6 6	1	6 .	受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	
	施工については、溝の底を突き固めた 用のフィルター材を埋設しなければな	8 7 3	6 7	1	7 .	受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	
8 7 3 6 7 2 有孔管及びフィルター書によらなければなき	ー材の種類、規格については、設計図 らない。	8 7 3	6 7	2		有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図 書によらなければならない。	
8 7 3 7 0 1 7 - 3 - 7 アンカーエの施工にている。 8 7 3 7 0 2 アンカーエの施工にている。	ついては、第3編2-14-6アンカー	8 7 3 8 7 3			7 - 3 - 7	アンカー工 アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。	
8 7 4 0 0 1 第4節 プレキャストシェッ	ド上部工	8 7 4	0 0	1		プレキャストシェッド上部工	
8 7 4 1 0 1 7 - 4 - 1 一般事項 8 7 4 1 0 2 本節は、プレキャス工、架設工、横締めこについて定める。	トシェッド上部工としてシェッド購入 工、防水工その他これらに類する工種	8 7 4 8 7 4	1 0	2		一般事項 本節は、プレキャストシェッド上部工としてシェッド購入 工、架設工、横締め工、防水工その他これらに類する工種 について定める。	
8 7 4 2 0 1 7 - 4 - 2 シェッド購入工		8 7 4	2 0	1	7 - 4 - 2	シェッド購入工	
8 7 4 2 0 2 図書に示された品質、ならない。	ストシェッドを購入する場合は、設計 、規格を満足したものを用いなければ	8 7 4	2 0	2		受注者は、プレキャストシェッドを購入する場合は、設計 図書に示された品質、規格を満足したものを用いなければ ならない。	
- 3 架設工 (クレー)	設)の施工については、第3編2-13 ン架設)の規定による。		3 1	1	7 - 4 - 3 1 .	架設工 架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13 -3架設工(クレーン架設)の規定による。	
本道路協会)第5章	施工については、道路橋支承便覧(日 支承部の施工の規定による。これに 督職員の承諾を得なければならない。					受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 7 4 4 0 1 7 - 4 - 4 土砂囲工 +砂用工のコンクリー		8 7 4 8 7 4			7 - 4 - 4	土砂囲工 土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、	
	筋コンクリートの規定による。		4 0	2		第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8 7 4 5 0 1 7 - 4 - 5 柱脚コンクリート工 8 7 4 5 0 2 柱脚コンクリートのが		8 7 4				柱脚コンクリート工	
筋コンクリートの規模	•					柱脚コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄 筋コンクリートの規定による。	
8 7 4 6 0 1 7 - 4 - 6 横締め工 8 7 4 6 0 2 PC緊張の施工につい		8 7 4 8 7 4			7 - 4 - 6	横締め工 PC緊張の施工については、 <mark>以下</mark> の規定による。	
		8 7 4			4		
	に先立ち、 <u>次</u> の調整及び試験を行う。 	0 / 4	0 1	'	Ι.	プレストレッシングに先立ち、 <mark>以下</mark> の調整及び試験を行 う。	
8 7 4 6 1 2 引張装置のキャリブ	レーション	8 7 4	6 1	2		引張装置のキャリブレーション	

							<u> </u>							改訂理由等
編	章	節	条 I	頁して	類 人 編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	4 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	7	4	6	1 3	3	PC鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。	8	7	4 6	1	3		P C 鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及び P C 鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。	
8	7	4	6 2	2 1	2 .	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。	8	7	4 6	3 2	1	2 .	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。	
				3 1		緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。						3 .	緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。	
8	7	4	6	4 1	4 .	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	8	7	4 6	3 4	1	4 .	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	
8	7	4	6	5 1	5 .	プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	7	4 6	5	1	5 .	プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
8	7	4	6	6 1	6.	プレストレッシング終了後、PC鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないように <u>するものとする</u> 。	8	7	4 6	6 6	1	6 .	プレストレッシング終了後、PC鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないように <u>しなければならない</u> 。	
8	7	4	6	7 1	7 .	緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。	8	7	4 6	5 7	1	7 .	緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。	
8	7	4	6 8	8 1	8 .	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張り順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。	8	7	4 6	8	1	8 .	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張り順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。	
8	7	4	7 (0 1		防水工	8	7	4 7	0	1	7 - 4 - 7	防水工	
8	7	4	7	1 1	1.	請負者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、 設計図書による。	8	7	4 7	1	1	1 .	受注者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、 設計図書による。	
8	7	4	7 2	2 1	2 .	請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。	8	7	4 7	2	1	2 .	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。	
				0 1		RCシェッドエ	8	7	5 0	0	1		RCシェッド工	
				0 1		一般事項 本節は、RCシェッド工として作業土工、既製杭工、場所 打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。					1 2	7 - 5 - 1	一般事項 本節は、RCシェッド工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー 工その他これらに類する工種について定める。	
				0 1		作業土工(床掘り・埋戻し)	8	7	5 2	2 0	1	7 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	7	5	2 (0 2	2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	7	5 2	? 0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
				0 1		既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。					2	7 - 5 - 3	既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
8	7	5	4 (0 1	7 - 5 - 4	場所打杭工	8	7	5 4	0	1	7 - 5 - 4	場所打杭工	

				現行条文	工术工事共進任								改訂理由等	
編章	節	条 I	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条」	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 7	5	4 (0 2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	7	5	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
8 7 8 7					深礎工 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定 による。				5			7 - 5 - 5	深礎工 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定 による。	
8 7	5	6 (0 1 0 2	7 - 5 - 6	躯体工 躯体工の施工については、第8編7-3-6受台工の規定 による。				6			7 - 5 - 6	躯体工 躯体工の施工については、第8編7-3-6受台工の規定 による。	
8 7					アンカーエ アンカーエの施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。				7			7 - 5 - 7	アンカー工 アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。	
8 7 8 7 8 7	6	1 (0 1	7 - 6 - 1	本節はジェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、 排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について	8	7	6	0 1 1	0	1	第 6 節 7 - 6 - 1	本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、 排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について	
8 7 8 7					定める。 <u>緩衝工</u> 緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上 げを標準とするがこれにより難い場合は、設計図書に関し て監督職員の承諾を得るものとする。				2 2			7 - 6 - 2	定める。 <u>緩衝工</u> 緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上 げを標準とするがこれにより難い場合は、設計図書に関し て監督職員の承諾を得るものとする。	
8 7 8 7					落橋防止装置工 <u>請負者</u> は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなけ	8 8			3 3			7 - 6 - 3	落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなけ	
8 7	6	4 (0 1		ればならない。 排水装置工				4			7 - 6 - 4	ればならない。 排水装置工	
8 7	6	4 (0 2		請負者は、排水桝の設置にあたっては、路面(高さ、勾配)及び排水桝水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。		7	6	4	0	2		受注者は、排水桝の設置にあたっては、路面(高さ、勾配)及び排水桝水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	
8 7					銘板工 ・ 請負者は、標示板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。				5 5			7 - 6 - 5 1 .	銘板工 受注者は、 <mark>銘板</mark> の施工にあたって、大きさ、取付け場所、 並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工 しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合 は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならな い。	
8 7	6	5 2	2 1	2	. 銘板の材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)とする。	8	7	6	5	2	1	2 .	銘板の材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)とする。	
8 7	6	5 2	2 2		請負者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	8	7	6	5	2	2		受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	
8 8 8 8					鋼製シェッド				0			第 8 章 第 1 節	鋼製シェッド 適 用	

	小工争共进位恢告机口比较农	
現行条文	改訂条文	改訂理由等
編章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成	A	改定理由
8 8 1 0 1 1 1 本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8 8 1 0 1 1 1 本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8 8 1 0 2 1 2 . 道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8 8 1 0 2 1 2 . 道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8 8 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8 8 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2 編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 8 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準	8 8 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準	
8 8 2 0 0 2 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。		
8 8 2 0 0 3 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 鋼橋編) (平成 <u>14</u> 年3月)	8 8 2 0 0 3 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 鋼橋編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 8 2 0 0 4 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部 構造編)(平成 <u>14</u> 年3月)	8 8 2 0 0 4 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部 構造編)(平成 <u>24</u> 年3月)	
8 8 2 0 0 5 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <u>14</u> 年3月)	8 8 2 0 0 5 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成 <u>24</u> 年3月)	
8 8 2 0 0 6 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	8 8 2 0 0 6 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	
8 8 2 0 0 7 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)	8 8 2 0 0 7 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)	
8 8 2 0 0 8 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年 4 月)	8 8 2 0 0 8 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
8 8 2 0 0 9 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	8 8 2 0 0 9 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12 月)	
8 8 2 0 0 10 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	8 2 0 0 10 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
8 8 2 0 0 11 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	8 8 2 0 0 11 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	
8 8 2 0 0 12 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	8 8 2 0 0 12 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	
8 8 2 0 0 13 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	8 8 2 0 0 13 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	

								-/-		<u> </u>	改訂理由等		
編章	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 8	2 0	0	14		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)	8	8	2 0	0	14		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)	
8 8	2 0	0	15		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	8	8	2 0	0	15		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
8 8	2 0	0	16		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>22</u> 年 <u>3</u> 月)	8	8	2 0	0	16		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 <u>24</u> 年 <u>7</u> 月)	
8 8	2 0	0	17		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年 3月)	8	8	2 0	0	17		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年 3月)	
8 8	2 0	0	18		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	8	8	2 0	0	18		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
												<u>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧</u> <u>(平成24年4月)</u>	
8 8	2 0	0	19		日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	8	8	2 0	0	19		日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	
8 8	2 0	0	20		日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	8	8	2 0	0	20		日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
8 8				第3節	工場製作工	8	8	3 0	0	1		工場製作工	
8 8	3 1	0	1	8 - 3 - 1	一般事項	8	8 :	3 1	0	1	8 - 3 - 1	一般事項	
8 8	3 1	1	1	1.	本節は、工場製作工として、梁(柱)製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	8 :	3 1	1	1	1.	本節は、工場製作工として、梁(柱)製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8 8	3 1	2	1	2 .	請負者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	8	8	3 1	2	1	2 .	受注者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
8 8	3 1	3	1	3 .	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書 に示すものを使用しなければならない。	8	8	3 1	3	1	3 .	受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書 に示すものを使用しなければならない。	
8 8	3 2	0	1	8 - 3 - 2	材料	8	8	3 2	2 0	1	8 - 3 - 2	材料	
8 8	3 2	0	2		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	8	8	3 2	2 0	2		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8 8				8 - 3 - 3	梁(柱)製作工					1	8 - 3 - 3	梁(柱)製作工	
8 8	3 3	0	2			8	8	3 3	3 0	2		梁(柱)製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。	
8 8 8				8 - 3 - 4	屋根製作工 屋根製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工 の規定による。				0 0	1 2	8 - 3 - 4	屋根製作工 屋根製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工 の規定による。	
8 8				8 - 3 - 5	鋼製排水管製作工				5 0		8 - 3 - 5	鋼製排水管製作工	
8 8	3 5	0	2		鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。	8	8	3 5	5 0	2		鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。	
	2 0	0	1	8 - 3 - 6	<u></u>	8	8	3 6	0	1	8 - 3 - 6	鋳 冶費	

	現行条文									`		化水百	改訂理由等		
編	章(食	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Ę	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	8 3	3 6	0	2		鋳造費については、第10編4 - 3 - 11鋳造費の規定による。	8	8	3	6 0)	2		鋳造費については、第10編4-3-11鋳造費の規定による。	
8					8 - 3 - 7	工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	8	8	3	7 0)	2	8 - 3 - 7	工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	
8					第4節	工場製品輸送工	8	8	4	0 0)	1	第4節	工場製品輸送工	
8					8 - 4 - 1	一般事項				1 0			8 - 4 - 1		
8						本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。								本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8					8 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。				2 0			8 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。	
8					第5節	鋼製シェッド下部工	8	8	5	0 0)	1	第5節	鋼製シェッド下部工	
8					8 - 5 - 1	一般事項 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭	8	8	5	1 0	1	2	8 - 5 - 1	一般事項 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工 <u>(床掘り・</u>	
				2		工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	0	0	3			2		世戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他 これらに類する工種について定める。	
8					8 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。				2 0			8 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	8 5	5 3	0	1	8 - 5 - 3	既製杭丁	8	8	5	3 0)	1	8 - 5 - 3	既製杭丁	
8	8 5	5 3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。								既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の 規定による。	
8					8 - 5 - 4					4 0			8 - 5 - 4		
8	8 5	5 4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	8	5	4 0)	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
8					8 - 5 - 5					5 0			8 - 5 - 5		
8						深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。				5 0				深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	
8					8 - 5 - 6 1 .	受台工 請負者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、 第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。				6 0 6 1			8 - 5 - 6 1 .	受台工 受注者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、 第 1 編 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8	8 5	5 6	2	1	2 .	請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、 床掘完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの 間隙充填材を加え)締固めなければならない。	8	8	5	6 2	?	1	2 .	受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、 床掘完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの 間隙充填材を加え)締固めなければならない。	
8	8 5	5 6	3	1	3 .	請負者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	8	5	6 3	3	1	3 .	受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	

現行条文						<u>╕扱Ⅱ⊔╻┎₹Ҳ</u> ጚጷ	改訂理由等	
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下	編	章〔	第	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 8 5 6 4 1 4 . <u>請負者</u> は、鉄筋を露出した状態で工事 は、防錆のため鉄筋にモルタルペース ならない。これ以外の施工方法による 関して監督職員の承諾を得なければな	ストを塗布しなければ 5場合は、設計図書に	8 5	6	4	1		受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 8 5 6 5 1 5 . <u>請負者</u> は、支承部の箱抜きの施工につ 便覧第5章支承部の施工の規定による 法による場合は、設計図書に関して監 ければならない。	ら。これ以外の施工方 📗	8 5	5 6	5	1	5 .	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 8 5 6 6 1 6 . <u>請負者</u> は、支承部を箱抜きにした状態合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄なければならない。ただし、継続してがある場合やこれ以外による場合は、督職員と協議しなければならない。	算くモルタル仕上げし 工上部工事を行う予定	8 5	5 6	6	1	6 .	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 8 5 6 7 1 7. <u>請負者</u> は、海岸部での施工については 注意して施工しなければならない。	は、塩害に対して十分 8	8 5	5 6	7	1	7 .	受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分 注意して施工しなければならない。	
8 8 5 6 8 1 8 . <u>請負者</u> は、目地材の施工については、ればならない。	設計図書によらなけ 8	8 5	5 6	8	1	8 .	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	
8 8 5 6 9 1 9 . <u>請負者</u> は、止水板の施工については、ればならない。	設計図書によらなけ 8	8 5	5 6	9	1	9 .	受注者は、止水板の施工については、設計図書によらなければならない。	
8 8 5 6 10 1 10. <u>請負者</u> は、水抜きパイプの施工についい施工するものとし、コンクリート打性を確認しなければならない。		8 5	5 6	10	1	10 .	受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	
8 8 5 6 11 1 1 11. <u>請負者</u> は、吸出し防止材の施工についから受台背面の土が流出しないようにない。		8 5	5 6	11	1		受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	
8 8 5 6 12 1 12. <u>請負者</u> は、有孔管の施工については、 後、有孔管及び集水用のフィルター材 らない。		8 5	5 6	12	1	12 .	受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	
8 8 5 6 12 2 有孔管及びフィルター材の種類、規格書によらなければならない。	各については、設計図 8	8 5	6	12	2		有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図 書によらなければならない。	
8 8 6 0 0 1 第6節 鋼製シェッド上部工	8	8 6	6 0	0	1	第 6 節	鋼製シェッド上部工	
8 8 6 1 0 1 8 - 6 - 1 一般事項	8	8 6	3 1	0	1	8 - 6 - 1	一般事項	
8 8 6 1 0 2 本節は、鋼製シェッド上部工として架現場塗装工、屋根コンクリート工、防に類する工種について定める。		8 6	5 1	0	2		本節は、鋼製シェッド上部工として架設工、現場継手工、 現場塗装工、屋根コンクリート工、防水工、その他これら に類する工種について定める。	
8 8 6 2 0 1 8 - 6 - 2 材料		8 6				8 - 6 - 2		
8 8 6 2 0 2		8 6	5 2	0	2		材料については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、 第2編材料編及び第3編2-12-2材料の規定による。	
8 8 6 3 0 1 8 - 6 - 3 架設工	8	8 6	3	0	1	8 - 6 - 3	架設工	

	現行条文								<u> </u>		INVE	改訂条文	改訂理由等
編	章(凯	5 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	章節	3 条 3	項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
8	8 6	3	1	1	1.	請負者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8 8	8 6	3	1	1	1. <mark>受注者</mark> は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	8 6	3	2	1	2 .	仮設構造物の設計施工については、第8編4-5-2材料の規定による。	8 8	8 6	3	2	1	2. 仮設構造物の設計施工については、第8編4-5-2材料の規定による。	
8	8 6	3	3	1		地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定 による。						3. 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。	
	8 6					鋼製シェッドの架設については、第3編2-13-3架設工 (クレーン架設)の規定による。						4. 鋼製シェッドの架設については、第3編2-13-3架設工 (クレーン架設)の規定による。	
8	8 6	4	0	2	8 - 6 - 4	現場継手工 現場継手の施工については、第3編2-3-23現場継手工 の規定による。	8 8	8 6		0	2	8-6-4 現場継手工 現場継手の施工については、第3編2-3-23現場継手工 の規定による。	
8	8 6	5	0	1 2	8 - 6 - 5	現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	8 8	8 6 8 6	5 5	0	2	8-6-5 現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装 工の規定による。	
8	8 6	6	0	1	8 - 6 - 6	屋根コンクリート工 <u>請負者</u> は、溶接金網の施工にあたっては、 <u>下記</u> に留意する	8 8	8 6	6	0	1	8 - 6 - 6 屋根コンクリート工 1 . <mark>受注者</mark> は、溶接金網の施工にあたっては、 <u>以下</u> に留意する	
			'	'	١.	<u> </u>					'	ものとする。	
8	8 6	6	1	2	(1)	コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させ たりしてはならない。	8 8	8 6	6	1	2	(1) コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させ たりしてはならない。	
8	8 6	6	1	3	(2)	金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせ <u>るものとする</u> 。	8 8	8 6	6	1	3	(2) 金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせ <u>なければならな</u>	
8	8 6	6	1	4	(3)	金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。	8 8	8 6	6	1	4	(3) 金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。	
8	8 6	6	2	1	2 .	コンクリート・型枠の施工については、第1編3章無筋・ 鉄筋コンクリートの規定による。	8 8	8 6	6	2	1	2. コンクリート・型枠の施工については、第1編3章無筋・ 鉄筋コンクリートの規定による。	
	8 6					請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。						3. <mark>受注者</mark> は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	
	8 6				8 - 6 - 7	防水工 請負者は、防水工の施工については、設計図書によらなけ			7			8 - 6 - 7 防水工 受注者は、防水工の施工については、設計図書によらなけ	
						ればならない。						ればならない。	
8	8 7	0	0	1		シェッド付属物工	8 8	8 7	0	0	1	第7節 シェッド付属物工	
	8 7				8 - 7 - 1	一般事項 本節は、シェッド付属物工として、落橋防止装置工、排水 装置工、銘板工その他これらに類する工種について定め る。						8-7-1 一般事項 本節は、シェッド付属物工として、落橋防止装置工、排水 装置工、銘板工その他これらに類する工種について定め る。	
	8 7					材 料 材料については、第2編材料編、第3編2-12-2材料の 規定による。			2 2			8 - 7 - 2 材 料 材料については、第 2 編材料編、第 3 編 2 - 12 - 2 材料の 規定による。	
8	8 7	3	0	1	8 - 7 - 3	排水装置工	8 8	8 7	3	0	1	8 - 7 - 3 排水装置工	

							現行条文	. <u>/ \-</u>		ア ノヽ	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	2	12K E	<u> </u>	改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 耳	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	8	7	3	0	2		請負者は、排水装置の設置にあたっては、水抜き孔と屋根上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	8	8	7 ;	3 (0	2		受注者は、排水装置の設置にあたっては、水抜き孔と屋根上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	
8	8	7	4	0	1	8 - 7 - 4	落橋防止装置工			7 4				8 - 7 - 4	落橋防止装置工	
8	8	/	4	0	2		請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	8	8		4 (0	2		受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
8	8	7	5	0	1	8 - 7 - 5	銘板工			7 !				8 - 7 - 5		
8	8		5	1	1	Ι.	請負者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は図9-1によらなければならない。	8	8	7 ;	5	1	1		受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は図9 - 1によらなければならない。	
8	8	7	5	2	1	2 .	請負者は、銘板の取付位置については、監督職員の指示によらなければならない。	8	8	7 !	5 2	2	1	2 .	受注者は、銘板の取付位置については、監督職員の指示によらなければならない。	
8	8	7	5	3	1	3 .	請負者は、 <u>標示</u> 板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	8	8	7	5 3	3	1		受注者は、 <mark>銘</mark> 板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	
8	8	7	5	4	1	4 .	請負者は、銘板に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。	8	8	7	5 4	4	1		受注者は、銘板に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。	
					1	第9章	地下横断步道			0 (1		地下横断步道	
8	9	1	0	1	1	第1節	適 用 本章は、地下横断歩道工事における仮設工、開削土工、地			1 (1		適 用 本章は、地下横断歩道工事における仮設工、開削土工、地	
			0		'	1.	盤改良工、現場打構築工、その他これらに類する工種について適用する。		3						盤改良工、現場打構築工、その他これらに類する工種について適用する。	
				2		2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。			1 (仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
				2			なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う 覆工板開閉作業も含むものとする。								なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う 覆工板開閉作業も含むものとする。	
8	9	1	0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	9	1 (0 3	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
				0		第2節	適用すべき諸基準			2 (適用すべき諸基準	
8	9	2	O	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	9	2 (U	U	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	9	2	0	0	3		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	8	9	2 (0 (0	3		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
8	9	2	0	0	4		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	8	9	2 (0 (0	4		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	
8	9	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	8	9	2 (0 (0	5		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	

現行条文 現行条文 投訂条文 投订条文 上文 投订条文 投订条文 投订条文 投订条文 投订 上文 投订 投订 投订 投订 上文 投订 上文 投订 上文 上文 投订 上文 上文 上文 上文 上文 上文 上文 上	改定理由
8 9 3 0 0 1 第3節 開削土工 8 9 3 0 0 1 第3節 開削土工 8 9 3 1 0 1 9 - 3 - 1 - 般事項 8 9 3 1 0 1 9 - 3 - 1 - 般事項 8 9 3 1 1 1 1 1 2	改定理由
8 9 3 1 0 1 9 - 3 - 1	
8 9 3 1 1 1 1 1	
 管の位置を明確にするものとする。 8 9 3 1 3 1 1 3 . <u>請負者</u>は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防 3 . 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防 	
8 9 3 1 3 1 3 . <u>請負者</u> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がな 8 9 3 1 3 1 3 . <u>受注者</u> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がな いことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防 いことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防 いことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防 いことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防	
ならない。なお、埋設物の存在が確かめられたときは、布 掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の 保安維持に努めなければならない。 保安維持に努めなければならない。	
8 9 3 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により 8 9 3 1 4 1 位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して 監督職員と協議するものとする。 4 . <u>受注者</u> は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により 位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して 監督職員と協議するものとする。	
8 9 3 2 0 1 9-3-2 掘削工 8 9 3 2 1 1 1 . if a contains a contain a	
8 9 3 2 2 1 2 : 請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	
8 9 3 3 0 1 9 3 3 残土処理工 8 9 3 3 0 1 9 3 3 残土処理工	
8 9 3 3 0 2 残土処理工の施工については、第1編2 - 3 - 7残土処理 8 9 3 3 0 2 残土処理工の施工については、第1編2 - 3 - 7残土処理 工の規定による。 工の規定による。	
8 9 4 0 0 1 第4節 地盤改良工 8 9 4 0 0 1 第4節 地盤改良工	
8 9 4 1 0 1 9 4 - 1	
8 9 4 2 0 1 9 - 4 - 2 路床安定処理工 8 9 4 2 0 1 9 - 4 - 2 路床安定処理工 8 9 4 2 1 2 1 2 路床安定処理工の施工については、第3編2 - 7 - 2路床安定処理工の規定による。 8 9 4 2 1 2 1 2 路床安定処理工の施工については、第3編2 - 7 - 2路床安定処理工の規定による。	
8 9 4 3 0 1 9 - 4 - 3 置換工 8 9 4 3 0 1 9 - 4 - 3 置換工	
8 9 4 3 1 2 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定 による。 8 9 4 3 1 2 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定 による。	
8 9 4 4 0 1 9 - 4 - 4 サンドマット工 8 9 4 4 0 1 9 - 4 - 4 サンドマット工の施工については、第3編2 - 7 - 6 サンドマット工の施工については、第3編2 - 7 - 6 サンドマット工の規定による。	
8 9 4 5 0 1 9 - 4 - 5 バーチカルドレーン工 8 9 4 5 0 1 9 - 4 - 5 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2 - 7 - 7バーチカルドレーン工の規定による。 8 9 4 5 1 2 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2 - 7 - 7バーチカルドレーン工の規定による。	

	田仁名立								上小上事共理工協者がIIIに収収。									
						現行条文						改訂理由等						
編二章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章(餌	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由				
8 9					9 - 4 - 6	締固め改良工			6			9 - 4 - 6	締固め改良工					
8 9						締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め 改良工の規定による。							締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め 改良工の規定による。					
8 9					9 - 4 - 7	固結工			7			9 - 4 - 7						
						による。			7				固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定 による。					
8 9					第5節	現場打構築工	8	9 5	5 0	0	1	第5節	現場打構築工					
8 9					9 - 5 - 1	一般事頃			5 1			9 - 5 - 1	一般事項 本節は、現場打構築工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その 他これらに類する工種について定める。					
8 9	5	2	0	1	9 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	9 5	5 2	0	1	9 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					
8 9						作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	9 5	5 2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。					
8 9						現場打躯体工			5 3				現場打躯体工					
8 9						. 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。						1 .	受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。					
8 9	5	3	2	1	2 .	. 請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	8	9 5	5 3	2	1	2 .	受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。					
8 9	5	4	0	1	9 - 5 - 4				5 4			9 - 5 - 4						
8 9	5	4	0	2		請負者は、設計図書に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようにしなければならない。	8	9 5	5 4	0	2		受注者は、設計図書に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようにしなければならない。					
8 9					9 - 5 - 5	カラー継手工			5 5			9 - 5 - 5	カラー継手工					
8 9	5	5	0	2		請負者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	9 5	5 5	0	2		受注者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					
8 9					9 - 5 - 6				6			9 - 5 - 6						
8 9	5	6	1	1	1 .	. <u>請負者</u> は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	8	9 5	5 6	1	1	1 .	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。					
8 9	5	6	2	1	2 .	. <u>請負者</u> は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	9 5	6	2	1	2 .	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。					
8 1					第10章	地下駐車場			0				地下駐車場					
8 1					第1節	適 用 本音は 地工財車提工車における工程制作工 工程制모絵			0			第1節	適用 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **					
8 10	1 ע	U	1	1	1 .	. 本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。	8	10 1	U	1	1	1 .	本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。					
8 1) 1	0	2	1	2 .	. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	10 1	0	2	1	2 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。					

現行条文		<u>工作工事共興工隊首都旧口比較农</u> <u>改訂条文</u> 改訂集由等									
- 「11 「11 「11 「11 「11 「11 「11 「11 「11 「1						T百		いので	以即任田守		
編章節条項以上編章節条 旧・条文					項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由		
8 10 1 0 2 2 なお、当該作業のうち覆工板の設置工板の設置工板開閉作業も含むものとする。		8 1	10 1	1 0	2	2		なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う 覆工板開閉作業も含むものとする。			
8 10 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特は、下記の基準類による。これ 員の承諾を得なければならない。 に相違がある場合は、原則としてのとし、疑義がある場合は監督にない。	に定めのない事項について により難い場合は、監督職 、なお、基準類と設計図書 て設計図書の規定に従うも				0		第 2 節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
8 10 2 0 0 3 日本道路協会 駐車場設計・施 月)	工指針 (平成4年11	8 1	10 2	2 0	0	3		日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月)			
8 10 2 0 0 4 駐車場整備推進機構 大規模機 資料 (平成10年6月	械式駐車場設計・施工技術)	8 1	10 2	2 0	0	4		駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術 資料 (平成10年6月)			
8 10 2 0 0 6 日本道路協会 道路構造令の解 月)					0			日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成16年2 月)			
8 10 3 0 0 1 第3節 工場製作工		8 1	10 3	3 0	0	1	第3節	工場製作工			
8 10 3 1 0 1 10 - 3 - 1 一般事項					0		10 - 3 - 1				
8 10 3 1 1 1 1 本節は、工場製作工として設備 その他これらに類する工種につし		8 1	10 3	3 1	1	1	١.	・本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工 その他これらに類する工種について定める。			
8 10 3 1 2 1 2 . <u>請負者</u> は、工場製作工において、 工管理計画等について、 <u>特に指</u> う 記載しなければならない。	使用材料、施工方法、施 <u>定のない限り</u> 施工計画書に	8 1	10 3	3 1	2	1	2 .	. 受注者は、工場製作工において、 <mark>設計図書で特に指定のない限り、</mark> 使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。			
8 10 3 2 0 1 10-3-2 設備・金物製作工 8 10 3 2 0 2 設備・金物製作工の施工につい 工場製作工の規定による。					0		10 - 3 - 2	設備・金物製作工 設備・金物製作工の施工については、第10編第4章第3節 工場製作工の規定による。			
8 10 3 3 0 1 10 - 3 - 3 工場塗装工 8 10 3 3 0 2 エ場塗装工の施工については、第工の規定による。						1 2	10 - 3 - 3	工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。			
8 10 4 0 0 1 第4節 工場製品輸送工					0		第4節	工場製品輸送工			
8 10 4 1 0 1 10-4-1 一般事項 8 10 4 1 1 2 本節は、工場製品輸送工として、する工種について定める。					0		10 - 4 - 1	一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類 する工種について定める。			
8 10 4 2 0 1 10-4-2 輸送工 輸送工の施工については、第3名 による。					0		10 - 4 - 2	輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。			
8 10 5 0 0 1 第5節 開削土工		8 1	10 5	5 0	0	1	第5節	開削土工			
8 10 5 1 0 1 10 5 1 一般事項		8 1	10 5	5 1	0	1	10 - 5 - 1	一般事項			
8 10 5 1 1 1 1 1 本節は、開削土工として掘削工、 の他これらに類する工種につい	. 埋戻し工、残土処理工そ							・本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。			
8 10 5 1 2 1 2 . 請負者は、道路管理台帳及び占り管の位置を明確にするものとする		8 1	10 5	5 1	2	1	2 .	受注者は、道路管理台帳等及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。			

					, - ,	~			改訂理由等	
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 10 5 1 3 1	3 .	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	8	10	5	1 3	1	3 .	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	
8 10 5 1 4 1	4 .	請負者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により 位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して 監督職員と協議 <u>するものとする</u> 。	8	10	5	1 4	1	4 .	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により 位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して 監督職員と協議 <u>しなければならない</u> 。	
8 10 5 2 0 1	10 - 5 - 2	掘削工	8	10	5 :	2 0	1	10 - 5 - 2	掘削工	
8 10 5 2 1 1		請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				2 1			受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 10 5 2 2 1	2 .	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	8	10	5	2 2	1	2 .	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	
8 10 5 3 0 1 8 10 5 3 1 1	10 - 5 - 3	理戻し工 <u>請負者</u> は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻し には、砂または砂質土を用いて水締めにより締固めなけれ ばならない。				3 0		10 - 5 - 3	埋戻し工 受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻し には、砂または砂質土を用いて水締めにより締固めなけれ ばならない。	
8 10 5 3 2 1	2 .	請負者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、 防水層に影響がでないように締め固めなければならない。	8	10	5 :	3 2	1	2 .	受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、 防水層に影響がでないように締め固めなければならない。	
8 10 5 4 0 1 8 10 5 4 0 2	10 - 5 - 4					4 0 4 0		10 - 5 - 4	残土処理工 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理 工の規定による。	
8 10 6 0 0 1	第6節	構築工				0 0		第 6 節	構築工	
8 10 6 1 0 1 8 10 6 1 0 2	10 - 6 - 1	一般事項 本節は、構築工として躯体工、防水工その他これらに類す る工種について定める。				1 0		10 - 6 - 1	一般事項 本節は、構築工として躯体工、防水工その他これらに類す る工種について定める。	
8 10 6 2 0 1	10 - 6 - 2					2 0		10 - 6 - 2		
8 10 6 2 1 1		請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。							受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	
8 10 6 2 2 1		請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。							受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	
8 10 6 3 0 1	10 - 6 - 3					3 0		10 - 6 - 3		
8 10 6 3 1 1		請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。				3 1			受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	
8 10 6 3 2 1		請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。							受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	
8 10 7 0 0 1	第7節	付属設備工				0 0		第7節	付属設備工	
8 10 7 1 0 1	10 - 7 - 1	一般事項	8	10	7	1 0	1	10 - 7 - 1	一般事項	

		木 <u>上</u> 事共通仕禄書新旧比較表	少 红珊市空
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	现行条文 ————————————————————————————————————	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以下	編章節条 旧・条文構成	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下 、	改定理由
8 10 7 1 0 2	本節は、付属設備工として設備工、付属金物工、情報案内施設工その他これらに類する工種について定める。	施設工その他これらに類する工種について定める。	
8 10 7 2 0 1 8 10 7 2 0 2	10-7-2 設備工 請負者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合 には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならな い。	8 10 7 2 0 1 10 7 2 0 3 8 10 7 2 0 2 2 0 2 B 10 7 2 0 2 2 0 2 B 2 2 2 2 2 B 3 10 7 2 0 2 2 3 B 2 2 2 2 3 B 3 10 7 2 0 2 2 3 B 3 10 7 2 0 2 2 3 B 3 10 7 2 0 3 2 4 B 3 10 7 2 0 3 2 5 B 4 10 7 2 0 3 3 6 B 5 10 7 2 0 3 3 7 B 5 10 7 2 0 3 3 7 B 5 10 7 2 0 3 3 7 B 5 10 7 2 0 3 3 7 B 5 10 7 2 0 3 3 7 B 6 10 7 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 B 7 10 7 2 0 3 3 7 <t< td=""><td></td></t<>	
8 10 7 3 0 1	10 - 7 - 3 付属金物工	8 10 7 3 0 1 10-7-3 付属金物工	
8 10 7 3 0 2	付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の 規定による。	8 10 7 3 0 2	
8 10 7 4 0 1	10 - 7 - 4 情報案内施設工	8 10 7 4 0 1 10 7 - 4 情報案内施設工	
8 10 7 4 1 1	1. <u>請負者</u> は、情報案内施設の施工にあたっては、交通の安全 及び他の構造物への影響に留意するものとする。	及び他の構造物への影響に留意するものとする。	
8 10 7 4 2 1	2. <u>請負者</u> は、支柱建て込みについては、標示板の向き、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。	8 10 7 4 2 1 2 <u>受注者</u> は、支柱建て込みについては、標示板の向き、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。	
8 10 7 4 3 1	3. 請負者は、情報案内施設を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8 10 7 4 3 1 3 . 受注者は、情報案内施設を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 11 0 0 0 1 第 8 11 1 0 0 1	11章 共同溝 第 1 節 適 用	8 11 0 0 0 1 第11章 共同溝 8 11 1 0 0 1 第1節 適 用	
8 11 1 0 1 1	1. 本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。	8 11 1 0 1 1 1 本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。	
8 11 1 0 2 1	2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8 11 1 0 2 1 2 . 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8 11 1 0 2 2	なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う 覆工板開閉作業も含むものとする。	8 11 1 0 2 2 なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う 覆工板開閉作業も含むものとする。	
8 11 1 0 3 1	3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8 11 1 0 3 1 3 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 11 2 0 0 1	第2節 適用すべき諸基準	8 11 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準	
8 11 2 0 0 2	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8 11 2 0 0 2	
8 11 2 0 0 3	日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)	8 11 2 0 0 3 日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)	
8 11 2 0 0 4	道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月)	8 11 2 0 0 4 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月)	

				• / \			<u> </u>	改訂理由等	
						5,43,424,5			
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章()	第 条	項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 11 2 0 0 5	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	8	11 2	2 0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	
8 11 3 0 0 1 第3節	工場製作工					1	第 3 節	工場製作工	
8 11 3 1 0 1 11 - 3 - 1 8 11 3 1 1 1	│一般事項 │本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工				0	1	11 - 3 - 1	一般事項 本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工	
	その他これらに類する工種について定める。							その他これらに類する工種について定める。	
8 11 3 1 2 1 2 .	請負者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	8	11 3	3 1	2	1	2 .	受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	
8 11 3 2 0 1 11 - 3 - 2	設備・金物製作工	8	11 3	3 2	0	1	11 - 3 - 2	設備・金物製作工	
8 11 3 2 0 2	設備・金物製作工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。							設備・金物製作工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。	
	工場塗装工				0		11 - 3 - 3		
8 11 3 3 0 2	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。							工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。	
8 11 4 0 0 1 第4節	工場製品輸送工	8	11 4	4 0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8 11 4 1 0 1 11 - 4 - 1 8 11 4 1 1 2	一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類 する工種について定める。					1 2	11 - 4 - 1	一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類 する工種について定める。	
8 11 4 2 0 1 11 - 4 - 2						1	11 - 4 - 2		
8 11 4 2 1 2	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	8	11 4	4 2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8 11 5 0 0 1 第5節 8 11 5 1 0 1 11 - 5 - 1	開削土工	8	11 5	5 0	0	1	第5節	開削土工	
	一般事項 ・本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。						11 - 5 - 1 1 .	一般事項 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工そ の他これらに類する工種について定める。	
8 11 5 1 2 1 2 .	請負者は、道路管理台帳及び占用者との現地確認にて埋設 管の位置を明確に <u>するものとする</u> 。	8	11 5	5 1	2	1	2 .	受注者は、道路管理台帳等及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。	
8 11 5 1 3 1 3 .	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	8	11 !	5 1	3	1	3 .	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	
8 11 5 2 0 1 11 - 5 - 2 8 11 5 2 1 1 1	掘削工 : 請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計 図書に定められていない場合は設計図書に関して監督職員 と協議しなければならない。				0	1	11 - 5 - 2 1 .	掘削工 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計 図書に定められていない場合は設計図書に関して監督職員 と協議しなければならない。	
8 11 5 2 2 1 2 .	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議 <u>するものとする</u> 。	8	11 5	5 2	2	1	2 .	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議 <u>しなければならない</u> 。	
8 11 5 3 0 1 11 - 5 - 3	埋戻し工	8	11 !	5 3	0	1	11 - 5 - 3	埋戻し工	

			<u> </u>	<u> </u>	7/	<u> </u>	<u> </u>	宣却11日に取る		76-17 T - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
		現行条文							改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 11 5 3 1 1	1 .	請負者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻し には砂または砂質土を用いて水締めにより締固めなければ ならない。	8	11	5 3	3 1	1	1 .	受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻し には砂または砂質土を用いて水締めにより締固めなければ ならない。	
8 11 5 3 2 1		請負者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。				3 2			受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。	
8 11 5 4 0 1 8 11 5 4 0 2	11 - 5 - 4	残土処理工 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理 工の規定による。				1 0 1 0		11 - 5 - 4	残土処理工 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理 工の規定による。	
8 11 6 0 0 1	第6節	現場打構築工				0		第6節	現場打構築工	
8 11 6 1 0 1	11 - 6 - 1					0		11 - 6 - 1	一般事項	
8 11 6 1 0 2		本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。				0			本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	
8 11 6 2 0 1		現場打躯体工				2 0			現場打躯体工	
8 11 6 2 1 1		動、不陸などが生じないようにしなければならない。				2 1			受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	
8 11 6 2 2 1	2 .	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	8	11	6 2	2 2	1	2 .	受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	
8 11 6 3 0 1	11 - 6 - 3	歩床工	8	11	6 3	3 0	1	11 - 6 - 3	步床工	
8 11 6 3 1 1	1 .	請負者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。	8	11	6 3	3 1	1		受注者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。	
8 11 6 3 2 1		<u>請負者</u> は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかになるように仕上げなければならない。							受注者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかに なるように仕上げなければならない。	
8 11 6 4 0 1	11 - 6 - 4	カラー継手工	8	11	6 4	1 0	1	11 - 6 - 4	カラー継手工	
8 11 6 4 0 2		請負者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	11	6 4	1 0	2		受注者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 11 6 5 0 1 8 11 6 5 1 1	11 - 6 - 5 1 .	防水工 請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。				5 0		11 - 6 - 5 1 .	防水工 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	
8 11 6 5 2 1		請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	11	6 5	5 2	1	2 .	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	
8 11 7 0 0 1	第7節	プレキャスト構築工				0		第7節	プレキャスト構築工	
8 11 7 1 0 1 8 11 7 1 0 2		一般事項本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦締工、横締工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定める。	8	11	7 1	0	1	11 - 7 - 1		
	44 7 2			4.4	7 -			44 7 0		
8 11 7 2 0 1	11 - / - 2	プレキャスト躯体工	ğ	11	1 2	2 0	1	11 - / - 2	プレキャスト躯体工	

							<u> </u>		-	7.00	<u> </u>	音が口に収る	改訂条文	改訂理由等
			I	Ę							項			
編章	節	条 I	項 以 下		編章節条	旧・条文構成				条項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 11						プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。							プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。	
8 11					11 - 7 - 3					3 0		11 - 7 - 3		
8 11	/	3 (0 2	2		縦締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定による。	8	11	/	3 0	2		縦締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定による。	
8 11 8 11						横締工 現場で行う横締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定による。				4 0 4 0		11 - 7 - 4	横締工 現場で行う横締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定による。	
8 11	7	5 (0 1			可とう継手工				5 0		11 - 7 - 5	可とう継手工	
8 11	7	5 (0 2	2		請負者は、可とう継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	11	7	5 0	2		受注者は、可とう継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 11					11 - 7 - 6		8	11	7	6 0	1	11 - 7 - 6		
8 11	7	6 (0 2	2		請負者は、目地の施工にあたって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	8	11	7	6 0	2		受注者は、目地の施工にあたって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	
8 11 8 11					第8節11-8-1	付属設備工 一般事項	8	11 11	8	0 0	1	第8節 11 - 8 - 1	付属設備工 一般事項	
8 11						本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定める。							本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定める。	
8 11					11 - 8 - 2					2 0		11 - 8 - 2		
8 11	8	2 (0 2	2		請負者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	11	8	2 0	2		受注者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 11					11 - 8 - 3					3 0				
8 11						付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の 規定による。							付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の 規定による。	
8 12						電線共同溝				0 0			電線共同溝	
8 12					1 .	適 用本章は、道路工事における仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工、その他これらに類する工種について適用する。				0 0			適 用 本章は、道路工事における仮設工、舗装版撤去工、開削土 工、電線共同溝工、付帯設備工、その他これらに類する工 種について適用する。	
8 12	1	0 2	2 1	I	2 .	開削土工は、第10編第12章第4節開削土工の規定による。	8	12	1	0 2	1	2 .	開削土工は、第10編第12章第4節開削土工の規定による。	
8 12	1	0 3	3 1	I	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	12	1	0 3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8 12	1	0 4	4 1	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	12	1	0 4	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 12	2	0 (0 1		第2節	適用すべき諸基準	8	12	2	0 0	1	第 2 節	適用すべき諸基準	

		<u> </u>		7/\	<u> </u>	<u> </u>	音利11口に取る		
	現行条文							改訂条文	改訂理由等
	旧・条文構成	編	章(節身	孫 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
は、 員に の	負者は、設計図書において特に定めのない事項について、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うもとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならい。	8	12	2 (0 0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
	路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年 月)	8	12	2 0	0 0	3		道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年 11月)	
	装版撤去工				0 0			舗装版撤去工	
	般事項				1 0				
類	する工種について定める。				1 0			本節は、舗装版撤去工として舗装版破砕工その他これらに類する工種について定める。	
	装版破砕工 装版破砕工の施工については、第3編2-9-3構造物 壊し工の規定による。	8	12	3 2		2		舗装版破砕工 舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3構造物 取壊し工の規定による。	
8 12 4 0 0 1 第4節 開	削土工				0 0			開削土工	
	般事項				1 0		12 - 4 - 1		
	節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工そ 他これらに類する工種について定める。	8	12	4 1	1 0	2		本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	
8 12 4 2 0 1 12-4-2 掘	削工				2 0		12 - 4 - 2		
	削工の施工については、第1編2-4-2掘削工の規定 よる。	8	12	4 2	2 0	2		掘削工の施工については、第1編2-4-2掘削工の規定による。	
8 12 4 3 0 1 12 4 3 埋					3 0		12 - 4 - 3	埋戻し工	
	戻し工の施工については、第8編11‐5‐3埋戻し工の 定による。	8	12	4 3	3 0	2		埋戻し工の施工については、第8編11 - 5 - 3埋戻し工の 規定による。	
	土処理工 土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理 の規定による。				4 0			残土処理工 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理 工の規定による。	
8 12 5 0 0 1 第5節 電	線共同溝工	a	12	5 (0 0	1	第5節	電線共同溝工	
8 12 5 1 0 1 12 - 5 - 1 —					1 0				
	節は、電線共同溝工として管路工(管路部)、プレキャトボックス工(特殊部)、現場打ボックス工(特殊部) の他これらに類する工種について定める。	8	12	5 1	1 1	1	1 .	. 本節は、電線共同溝工として管路工(管路部)、プレキャストボックス工(特殊部)、現場打ボックス工(特殊部) その他これらに類する工種について定める。	
	負者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査をい、変更の必要が生じた場合は、設計図書に関して、監職員と協議しなければならない。	8	12	5 1	1 2	1	2 .	. 受注者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	
	負者は、電線共同溝の施工にあたっては、占用企業者の 岐洞道等に十分配慮し施工しなければならない。	8	12	5 1	1 3	1	3 .	. 受注者は、電線共同溝の施工にあたっては、占用企業者の 分岐洞道等に十分配慮し施工しなければならない。	
8 12 5 2 0 1 12-5-2 管	路工(管路部)	8	12	5 2	2 0	1	12 - 5 - 2	管路工(管路部)	

現行条文	<u> </u>		ᅩᆍ	77	吧」	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
						陌		以山水文	以山土田寺
編章節条項以編章節条	旧・条文構成				項	下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	路工(管路部)に使用する材料について、監 を得 <u>るものとする</u> 。また、多孔陶管を用いる 音テストを行うものとする。	8	12 !	5 2	! 1	1	1 .	受注者は、管路工(管路部)に使用する材料について、監督職員の承諾を得なければならない。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。	
	ストとは、ひび割れの有無を調査するもの いて行うものをいう。	8	12	5 2	1	2		なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、 <u>テストハンマー</u> を用いて行うものをいう。	
8 12 5 2 2 1 2 . <u>請負者</u> は、単行 設間隔が均一の	管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷 となるよう施工しなければならない。	8	12	5 2	2 2	1	2 .	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	
	孔管を用いる場合には、隣接する各プロック じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑に しなければならない。	8	12	5 2	2 3	1	3 .	受注者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各プロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。	
ては、管路材料面になるよう!	株部及び断面変化部等への管路材取付につい 相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直 取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み つけないよう平滑に仕上げなければならな	8	12 !	5 2	2 4	1		受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	
おいては防護 露出、添加配領 に接続されてい	路工(管路部)の施工にあたり、埋設管路にコンクリート打設後または埋戻し後に、また管においてはケーブル入線前に、管路が完全いるか否かを通過試験により全ての管またはかめなければならない。	8	12 !	5 2	2 5	1	5 .	受注者は、管路工(管路部)の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。	
掃用品を取付I ついてはマン	験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管に ド <u>リル</u> またはテストケーブル、電力管につい ビン等の導通試験機を用いて行う試験をい	8	12 !	5 2	2 5	2		なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管については <mark>マンドレル</mark> またはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	
8 12 5 3 0 1 12 - 5 - 3 プレキャスト7	ボックス工(特殊部)	8	12 :	5 3	0	1	12 - 5 - 3	プレキャストボックス工(特殊部)	
たっては、基礎	レキャストボックス(特殊部)の施工にあ 歴について支持力が均等になるように、かつ いようにしなければならない。	8	12	5 3	1	1	1.	受注者は、プレキャストボックス(特殊部)の施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
	レキャストボックス(特殊部)の施工にあ 妾する各ブロックに目違いによる段差、蛇行 う敷設しなければならない。	8	12	5 3	3 2	1	2 .	受注者は、プレキャストボックス(特殊部)の施工にあたっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないよう敷設しなければならない。	
8 12 5 3 3 1 3 . <u>請負者</u> は、蓋(と段差が生じた	の設置については、ボックス本体及び歩道面 ないように施工しなければならない。	8	12	5 3	3	1	3 .	受注者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面 と段差が生じないように施工しなければならない。	
8 12 5 4 0 1 12 - 5 - 4 現場打ボック					0		12 - 5 - 4	現場打ボックス工(特殊部)	
	スエ(特殊部)の施工については、第8編11 汀躯体工の1項及び2項の規定による。	8	12 {	5 4	0	2		現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第8編11 - 6 - 2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	
8 12 6 0 0 1 第6節 付帯設備工		8	12 (6 0	0	1	第6節	付帯設備工	

						現行条文				`~	<u>- 1</u>	IANE	<u>╕╢║┧╏</u> ┖┋Ӽ┸ѷ	改訂条文	改訂理由等
			条項	下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条 I	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
			1 0 1 0			一般事項			6			1	12 - 6 - 1		
						本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工(継壁)その他これらに類する工種について定める。								本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工(継壁)その他これらに類する工種について定める。	
8	12	6	2 0 2 1	1	1 .	ハンドホール工 ハンドホールの施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。			6 3					ハンドホール工 ハンドホールの施工については、第3編2-3-21ハンド ホール工の規定による。	
8	12	6	3 0 3 0	1 2		土留壁工(継壁) 請負者は、土留壁の施工にあたっては、保護管(多孔管) の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。			6			1 2	12 - 6 - 3	土留壁工(継壁) 受注者は、土留壁の施工にあたっては、保護管(多孔管) の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。	
			0 0			情報ボックス工			0 (1	第13章	情報ボックスエ	
			0 0		1.	適 用本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。			1 (1	第1節 1 .	適 用 本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	13	1	0 2	1	2 .	開削土工は、第10編第12章第4節開削土工の規定による。	8	13	1 (0	2	1	2 .	開削土工は、第10編第12章第4節開削土工の規定による。	
8	13	1	0 3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	13	1 (0	3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	13	1	0 4	1		本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	13	1	0	4	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
			0 0			適用すべき諸基準			2				第2節	適用すべき諸基準	
8	13	2	0 0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と確認しなければならない。	8	13	2 (0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と確認しなければならない。	
8	13	2	0 0	3		道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)	8	13	2	0	0	3		道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)	
				1	第 3 節	情報ボックス工	8	13	3 (0	0	1	第3節	情報ボックス工	
			1 0			一般事項 本節は、情報ボックス工として作業土工、管路工(管路 部)その他これらに類する工種について定める。			3				13 - 3 - 1	一般事項本節は、情報ボックス工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。	
			2 0			舗装版破砕工 舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3構造物 取壊し工の規定による。			3 :				13 - 3 - 2	舗装版破砕工 舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3構造物 取壊し工の規定による。	
8	13	3	3 0	1 2		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。			3 3				13 - 3 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8	13	3	4 0	1	13 - 3 - 4	管路工 (管路部)	8	13	3	4	0	1	13 - 3 - 4	管路工(管路部)	

						現行条文								改訂条文	改訂理由等
編章	重節	第 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	耳 耳 二	項人下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1	3 3	3 4	0	2		管路工(管路部)の施工については、第8編12-5-2管路工(管路部)の規定による。	8	13	3	4 0) :	2		管路工(管路部)の施工については、第8編12-5-2管路工(管路部)の規定による。	
8 1					第4節	付帯設備工				0 0				付帯設備工	
8 1					13 - 4 - 1	一般事項 本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに 類する工種について定める。				1 0				一般事項	
8 1					13 - 4 - 2	ハンドホール工 ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハン				2 0			13 - 4 - 2	ハンドホール工 ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハン	
						ドホール工の規定による。		13	7	2 0		2		ドホール工の規定による。	
8 1 8 1					第14章 第 1 節	道路維持適用				0 0				道路維持 適 用	
8 1						・本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路士工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・プロック積(張)工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8						1.	本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8 1	4 1	0	2	1	2	. 道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は 第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章 第10節仮設工の規定による。	8	14	1	0 2	2	1	2 .	道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は 第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章 第10節仮設工の規定による。	
8 1	4 1	0	3	1	3	. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章~11章の規定による。		14	1	0 3	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章~11章 の規定による。	
8 1	4 1	0	4	1	4	. <u>請負者</u> は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な 交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなけ ればならない。		14	1	0 4	1	1	4 .	受注者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な 交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。	
8 1	4 1	0	5	1	5	. <u>請負者</u> は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を <u>行なう</u> 必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置する。	8	14	1	0 5	5	1	5 .	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置する。	
8 1 8 1					第 2 節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。	8			0 0			第2節	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8 1	4 2	2 0	0	3		日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	8	14	2	0 0) ;	3		日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	

現行条文		改訂条文	改訂理由等
章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成	編章節条項以	編章節条 新・条文構成	改定理由
14 2 0 0 4 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 <u>16</u> 年 <u>2</u> 月)	8 14 2 0 0 4	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	
14 2 0 0 5 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	8 14 2 0 0 5	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	
14 2 0 0 6 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	8 14 2 0 0 6	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	
14 2 0 0 7 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)	8 14 2 0 0 7	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)	
14 2 0 0 8 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	8 14 2 0 0 8	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	
14 2 0 0 9 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	8 14 2 0 0 9	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
14 2 0 0 10 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	8 14 2 0 0 10	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
14 2 0 0 11 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年 2月)	8 14 2 0 0 11	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2 月)	
14 2 0 0 12 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	8 14 2 0 0 12	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	
14 2 0 0 13 国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)	8 14 2 0 0 13	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)	
14 3 0 0 1 第3節 巡視·巡回工	8 14 3 0 0 1	第3節 巡視・巡回工	
14 3 1 0 1 14 3 1 0 2 14 3 1 0 2 本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類する工種について定める。	8 14 3 1 0 1 8 14 3 1 0 2	14 - 3 - 1 一般事項 本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類 する工種について定める。	
14 3 2 0 1 14 - 3 - 2 道路巡回工 14 3 2 1 1 1 通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。	8 14 3 2 0 1 8 14 3 2 1 1	14 - 3 - 2 道路巡回工 1 . 通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。	
14 3 2 1 2 (1) 道路及び道路の付属物の状況 14 3 2 1 3 路面、路肩、路側、法面及び斜面	8 14 3 2 1 2 8 14 3 2 1 3	(1) 道路及び道路の付属物の状況 路面、路肩、路側、法面及び斜面	
14 3 2 1 4 排水施設 14 3 2 1 5 構造物	8 14 3 2 1 4 8 14 3 2 1 5	排水施設構造物	
14 3 2 1 6 交通安全施設	8 14 3 2 1 6	交通安全施設	
14 3 2 1 7 街路樹 14 3 2 1 8 地点標及び境界杭	8 14 3 2 1 7 8 14 3 2 1 8	街路樹 地点標及び境界杭 地点標及び境界杭	
14 3 2 1 9		(2) 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設 の設置状況、及び交通処理状況	
14 3 2 1 10 (3) 道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、及び樹木等の道路構造への支障状況	8 14 3 2 1 10	(3) 道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、 及び樹木等の道路構造への支障状況	
14 3 2 1 11 (4) 道路の占用の状況等 14 3 2 1 12 (5) 降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況	8 14 3 2 1 11 8 14 3 2 1 12	(4) 道路の占用の状況等 (5) 降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況	
14 3 2 2 1 12 (3) 降積当状が及び当期地域固が守めれが 14 3 2 2 1 2 通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。		2. 通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	

						現行条文				.~			改訂条文	改訂理由等
編章	節	条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14	3	2	3	1	3 .	請負者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	8	14	3	2 3	1	3 .	受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	表現を整備局と整合
8 14	3	2	4	1	4 .	請負者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければならない。	8	14	3	2 4	1	4 .	受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければならない。	
8 14	3	2	5	1	5 .	緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇所について、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。	8	14	3	2 5	1	5 .	緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇所について、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。	
8 14	3	2	6	1	6 .	通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主 任技術者または同等以上の者でなければならない。	8	14	3	2 6	1	6 .	通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主 任技術者または同等以上の者でなければならない。	
8 14	3	2	6	2		なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、 巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとす る。				2 6			なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、 巡回員は巡回車の運転手を兼ね <u>てはならない</u> 。	
8 14					第4節	舗装工				0 0			舗装工	
8 14 8 14					14 - 4 - <u>1</u> 1 .	一般事項 本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。				1 0 1		14 - 4 - 1	一般事項本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	
8 14	4	1	2	1	2 .	請負者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	4	1 2	1	2 .	受注者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8 14	4	1	3	1	3 .	舗装工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	8	14	4	1 3	1	3 .	舗装工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による <u>ものとする</u> 。	
8 14					14 - 4 - 2					2 0				
8 14	4	2	1	1	1 .	アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207 (石油アスファルト)の規格に適合する。	8	14	4	2 1	1	1.	アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207 (石油アスファルト)の規格に適合する。	
8 14	4	2	1	2		なお、プローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	8	14	4	2 1	2		なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	
8 14						請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督職員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。							受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督職員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。	
8 14 8 14					14 - 4 - 3	路面切削工 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。				3 0		14 - 4 - 3	路面切削工 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。	
8 14	4	4	0	1	14 - 4 - 4	舗装打換え工	8	14	4	4 0	1	14 - 4 - 4	舗装打換え工	

十木丁事共诵什様書新旧比較表

T									上 5	尹方	大地	1上 12	<u> </u>	改訂条文	
換えての検索による。	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条		編	章	節:	条項	項以下	編章節条		改定理由
1	8	14	4	4 0	2			8	14	4	4 0	2			
8 4 4 5 2 2 (1) 設置を設し、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 8 14 4 5 2 2 (1) 認定をは、施工面に異常を発見した時は、百ちに監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 2 3 (2) 諸島費は、施工商に異常を発見した時は、百ちに監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 1 1 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 1 2 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 2 2 3 1 3 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 2 2 3 1 3 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に対して監督職員と保証しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に対して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 2 2 3 1 3 4 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1						14 - 4 - 5 1 .	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削	8	14	4	5 0	1	14 - 4 - 5	. 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削	
8 4 4 5 2 2 (1) 設置を設し、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 8 14 4 5 2 2 (1) 認定をは、施工面に異常を発見した時は、百ちに監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 2 3 (2) 諸島費は、施工商に異常を発見した時は、百ちに監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 1 1 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 1 2 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 2 2 3 1 3 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 2 2 3 1 3 3 補政 記述の書に関して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に対して監督職員と保証しなければならない。 8 14 4 5 3 3 1 2 3 補政 記述の書に対して監督職員と帰属しなければならない。 8 14 4 5 3 2 2 3 1 3 4 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	8	14	4	5 2	1	2 .	切削面の整備	8	14	4	5 2	! 1	2	・切削雨の整備	
「連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければな Salida Salida						(1)	<u>請負者</u> は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除	8	14	4	5 2	2	(1)) <mark>受注者</mark> は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除	
6 14 4 5 3 2 14 4 5 3 2 2 調査全は、施工面を整備した後、第 34第2 章第 6節一般 舗装工のうち終する項目の規定に従って各層の舗設を行なわなければならない。ただし交通閉放時の舗設を行なわなければならない。ただし交通閉放時の舗設を行なわなければならない。ただし交通閉放時の舗装表面温度は、監督報員の指示による場合を除き50 以下としなければならない。 8 14 4 6 0 1 1 14 4 - 4 - 6 オーバーレイエオーバーレイ工の施工については、第 3 編2 - 6 - 17オー パーレイエの規定による。 6 14 4 7 0 1 1 14 - 4 - 7 路上再生工 3 14 4 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8	14	4	5 2	3	(2)	に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければな	8	14	4	5 2	3	(2)	に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければな	
議業工のうち接当する項目の規定に従って各層の結談を行なわなければならない。ただと必適勝数時の過級表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50以下としなければならない。 8						3 .							3		
8 14 4 6 0 2 オーパーレイ工の施工については、第3編2 - 6 - 17オーパーレイ工の規定による。 お 14 4 6 0 0 2 オーパーレイ工の規定による。 8 14 4 7 0 1 1 1 14 - 4 - 7 路上再生工 8 14 4 7 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8	14	4	5 3	2		舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行なわなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50 以下としなけれ	8	14	4	5 3	2		舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行なわなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50 以下としなけれ	
8 14 4 6 0 2 オーパーレイ工の施工については、第3編2 - 6 - 17オーパーレイ工の規定による。 オーパーレイ工の規定による。 オーパーレイ工の規定による。 オーパーレイ工の規定による。 オーパーレイ工の規定による。 オーパーレイ工の規定による。 オーパーレイ工の規定による。 第3編2 - 6 - 17オーパーレイ工の規定による。 第14 4 7 0 1 1 14 - 4 - 7 路上再生工 第14 4 7 1 1 1 1 14 - 4 - 7 路上再生工 第14 4 7 1 1 1 1 1 14 - 4 - 7 路上再生工 第14 4 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8	14	4	6 0	1	14 - 4 - 6	オーバーレイエ	8	14	4	6 0	1	14 - 4 - 6	オーバーレイエ	
8 14 4 7 1							オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オー							オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オー	
8 14 4 7 1 2 (1) 施工面の整備 8 14 4 7 1 3 調査者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。 8 14 4 7 1 3 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。 8 14 4 7 1 5 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。 8 14 4 7 1 5 議員者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 8 14 4 7 1 6 (2) 添加材料の使用量															
8 14 4 7 1 3 iiialatick image image. 8 14 4 7 1 3 Umage image image image image image. 8 14 4 7 1 3 Umage image image. 0 <td>8</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>7 1</td> <td>1</td> <td>1 .</td> <td>路上再生路盤工については、以下の規定による。</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>7 1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>. 路上再生路盤工については、以下の規定による。</td> <td></td>	8	14	4	7 1	1	1 .	路上再生路盤工については、以下の規定による。	8	14	4	7 1	1	1	. 路上再生路盤工については、以下の規定による。	
8 14 4 7 1 5 競技者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員と協議しなければならない。 8 14 4 7 1 6 5 20 要注者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員と協議しなければならない。 8 14 4 7 1 6 2 3 3 4 4 7 1 6 4 7 1 6 2 3 3 3 3 4 4 7 1 6 4 7 1 6 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				_		(1)									
8 14 4 7 1 5 調査 直負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督 職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 8 14 4 7 1 5 受注者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督 職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 8 14 4 7 1 6 (2)添加材料の使用量 8 14 4 7 1 6 (2)添加材料の使用量	8	14	4	7 1	3			8	14	4	7 1	3			
8 14 4 7 1 6 (2) 添加材料の使用量 職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 8 14 4 7 1 6 (2) 添加材料の使用量	8	14	4	7 1	4			8	14	4	7 1	4			
	8	14	4	7 1	5		職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなけれ	8	14	4	7 1	5		職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなけれ	
Ⅰ8│14│4│7│1│7│						(2)									
図書によらなければならない。 図書によりなければならない。	8	14	4	7 1	7		セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計 図書によらなければならない。	8	14	4	7 1	7		セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計 図書によらなければならない。	

						現行条文			\~_ -	_ /3/	改訂条文	改訂理由等
編	章節	5 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	節	条項	項以下	編章節条 新・条文構成	改定理由
8	14 4	7	1	8		請負者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	8 14	4	7 1	8	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	
8	14 4	7	1	9		セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表15 - 1に示す値とするものとする。	8 14	4	7 1	9	セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計 図書に示す場合を除き表15 - 1 に示す値とするものとす る。	
	14 4 14 4					表14 - 1 一軸圧縮試験基準値(養生日数7日) 施工前に監督職員が承諾したセメント量と設計図書に示す セメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を 行わないものとする。	8 14 8 14				表14 - 1 一軸圧縮試験基準値(養生日数7日) 施工前に監督職員が承諾したセメント量と設計図書に示す セメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を 行わないものとする。	
	14 4 14 4					最大乾燥密度 請負者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年 6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測 定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	8 14 8 14				(3) 最大乾燥密度 <u>受注者</u> は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	
	14 4 14 4				(4)	気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工によ る。	8 14 8 14				(4) 気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工 <u>の規定</u> による。	
	14 4					 材料の準備及び破砕混合	8 14				(5) 材料の準備及び破砕混合	
8	14 4	7	1	17		請負者は、路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破砕混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤材等を破砕すると同時に均一に混合しなければならない。また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整するため、破砕混合の際に必要に応じ水を加えなければならない。	8 14	4	7 1	17	受注者 は、路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破 砕混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤 材等を破砕すると同時に均一に混合しなければならない。 また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整する ため、破砕混合の際に必要に応じ水を加えなければならな い。	
8	14 4	7	1	18		路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、 路上破砕混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均 一に混合しなければならない。	8 14	4	7 1	18	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、 路上破砕混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均 一に混合しなければならない。	
8	14 4	7	1	19		請負者は、施工中に異常を発見した場合には、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8 14	4	7 1	19	受注者は、施工中に異常を発見した場合には、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	14 4 14 4					整形及び締固め 請負者は、破砕混合した路上再生路盤材を整形した後、締 固めなければならない。	8 14 8 14				(6)整形及び締固め 受注者は、破砕混合した路上再生路盤材を整形した後、締 固めなければならない。	

				現行条文				\ \ <u>\</u>	<u> </u>		改訂条文	改訂理由等
編章節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14 4				請負者は、路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。							受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。	
8 14 4 8 14 4			(7)	養生 養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工 <u>により施工する</u> 。				7 1		(7)	養生 養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工 <u>の</u> 規定による。	
8 14 4	7 2	1	2 .	路上表層再生工については、以下の規定による。	8	14	4	7 2	1	2 .	路上表層再生工については、以下の規定による。	
8 14 4 8 14 4	7 2 7 2	3	(1)	施工面の整備 請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				7 2 7 2		(1)	施工面の整備 受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 14 4	7 2	4		縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。	8	14	4	7 2	4		縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。	
8 14 4	7 2	5		請負者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	8	14	4	7 2	5		受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければ ならない。	
8 14 4	7 2	6		既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書による。	8	14	4	7 2	6		既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書による。	
8 14 4	7 2	7		請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	7 2	7		受注者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 14 4	7 2	8	(2)	室内配合				7 2		(2)	室内配合	
8 14 4	7 2	9		請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。		14	4	7 2	9		受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	
8 14 4	7 2	10		請負者は、リペープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編2・6・1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		14	4	7 2	10		受注者は、リペープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編2-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 14 4	7 2	11	(3)	現場配合	8	14	4	7 2	11	(3)	現場配合	

			<u>/ \-</u>		- / \	<u> </u>	<u> </u>	<u>青新旧比</u> 較表	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章(節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14 4 7 2 12		請負者は、リペープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	8	14	4 7	2	12		受注者は、リペープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2・6・3アスファルト舗装の材料、表2・22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2・6・3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	
8 14 4 7 2 13	(4)	基準密度	8	14	4 7	2	13	(4)	基準密度	
8 14 4 7 2 14		正 日本 請負者は、「路上表層再生工法技術指針(案)の7-3- 2品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される 方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工 前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならな い	8	14	4 7	2	14		受注者は、「路上表層再生工法技術指針(案)の7-3- 2 品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される 方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工 前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならな い	
8 14 4 7 2 15		気象条件	8	14	4 7	2	15	(5)	気象条件	
8 14 4 7 2 16		気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。	8	14	4 7	2	16		気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工 <u>の規定</u> による。	
8 14 4 7 2 17 8 14 4 7 2 18		路上再生 請負者は、再生用路面ヒータにより再生表層混合物の初転 圧温度が110 以上となるように路面を加熱し、路上表層 再生機により既設表層混合物を設計図書に示された深さで かきほぐさなければならない。ただし、既設アスファルト の品質に影響を及ぼすような加熱を行ってはならない。				2 2		(6)	路上再生 受注者は、再生用路面ヒータにより再生表層混合物の初転 圧温度が110 以上となるように路面を加熱し、路上表層 再生機により既設表層混合物を設計図書に示された深さで かきほぐさなければならない。ただし、既設アスファルト の品質に影響を及ぼすような加熱を行ってはならない。	
8 14 4 7 2 19		請負者は、リミックス方式の場合は、新設アスファルト混合物などとかきほぐした既設表層混合物とを均一に混合し、敷均さなければならない。	8	14	4 7	2	19		受注者は、リミックス方式の場合は、新設アスファルト混合物などとかきほぐした既設表層混合物とを均一に混合し、敷均さなければならない。	
8 14 4 7 2 20		リペープ方式の場合は、かきほぐした既設表層混合物を敷 均した直後に、新設アスファルト混合物を設計図書に示さ れた厚さとなるように敷均さなければならない。	8	14	4 7	2	20		リペープ方式の場合は、かきほぐした既設表層混合物を敷均した直後に、新設アスファルト混合物を設計図書に示された厚さとなるように敷均さなければならない。	
8 14 4 7 2 21		締固め					21	(7)	締固め	
8 14 4 7 2 22		<u>請負者</u> は、敷均した再生表層混合物を、初転圧温度110 以上で、締固めなければならない。	8	14	4 7	2	22		受注者は、敷均した再生表層混合物を、初転圧温度110以上で、締固めなければならない。	
8 14 4 7 2 23		交通解放温度				2		(8)	交通解放温度	
8 14 4 7 2 24		交通解放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合 を除き50 以下としなければならない。	8	14	4 7	2	24		交通解放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50 以下としなければならない。	
8 14 4 8 0 1	14 - 4 - 8	薄層カラー舗装工	8	14	4 8	0	1	14 - 4 - 8	薄層カラー舗装工	

		<u>./\.</u>		FZ	7.001	<u> </u>	青新旧比較表	改訂条文	改訂理由等
	元 日本人					ॉ百			以即在田立
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。							薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	
8 14 4 9 0 1 14 - 4 - 9	コンクリート舗装補修工				9 0		14 - 4 - 9	コンクリート舗装補修工	
	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6 - 19コンクリート舗装補修工の規定による。	8	14	4	9 0	2		コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2 - 6 - 19コンクリート舗装補修工の規定による。	
8 14 4 10 0 1 14 - 4 - 10	アスファルト舗装補修工				10 0		14 - 4 - 10	アスファルト舗装補修工	
	アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6 - 18アスファルト舗装補修工の規定による。							アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2 - 6 - 18アスファルト舗装補修工の規定による。	
	グルービングエ ************************************	8	14	4 '	11 0 11 1	1		グルービングエ	
	請負者は、グルービングの施工については、施工前にグルービング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議 <u>することとする</u> 。	8	14	4	11 1	1	1.	受注者は、グルービングの施工については、施工前にグルービング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	<u>請負者</u> は、グルービングの施工に先立って施工面の有害物	8	14	4	11 2	1	2 .	受注者は、グルービングの施工に先立って施工面の有害物	
	を除去しなければならない。							を除去しなければならない。	
	グルービング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	8	14	4	11 3	1	3 .	グルービング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の 修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	
	請負者は、グルービングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	11 4	1	4 .	受注者は、グルービングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。	
	請負者は、グルービングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		14	4	11 5	1	5 .	受注者は、グルービングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	排水構造物工	8	14	5	0 0	1	第5節	排水構造物工	
	一般事項				1 0		14 - 5 - 1	一般事項	
	本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、管渠工、 集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水 工その他これらに類する工種について定める。	ð	14	5	1 0	2		本節は、排水構造物工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。	
8 14 5 2 0 1 14 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)				2 0		14 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 14 5 3 0 1 14 - 5 - 3					3 0		14 - 5 - 3		
	側溝工の施工については、第8編1‐10‐3側溝工の規定 による。	8	14	5	3 0	2		側溝工の施工については、第8編1 - 10 - 3側溝工の規定 による。	
8 14 5 4 0 1 14-5-4	管渠工	8	14	5	4 0	1	14 - 5 - 4	管渠工	

			改訂条文								改訂理由等			
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条 []	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14	5	4 0) 2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定 による。	8	14	5	4 (0	2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定 による。	
8 14 8 14				14 - 5 - 5	集水桝・マンホール工 集水桝・マンホール工の施工については、第8編1 - 10 - 5集水桝・マンホール工の規定による。	8	14	5	5 (0	2	14 - 5 - 5	集水桝・マンホール工 集水桝・マンホール工の施工については、第8編1 - 10 - 5集水桝・マンホール工の規定による。	
8 14				14 - 5 - 6	地下排水工				6 (14 - 5 - 6	地下排水工	
8 14	5	6 0) 2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水 工の規定による。	8	14	5	6 (0	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水 工の規定による。	
8 14				14 - 5 - 7	場所打水路工				7 (14 - 5 - 7	場所打水路工	
8 14	5	7 0) 2		場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打 水路工の規定による。	8	14	5	7 (0	2		場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打 水路工の規定による。	
8 14				14 - 5 - 8					8 (14 - 5 - 8		
8 14	5	8 0) 2		排水工の施工については、第8編1-10-8排水工(小段 排水・縦排水)の規定による。	8	14	5	8 (0	2		排水工の施工については、第8編1-10-8排水工(小段 排水・縦排水)の規定による。	
8 14					防護柵工				0 (第6節	防護柵工	
8 14				14 - 6 - 1	一般事項 本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵 工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工そ の他これらに類する工種について定めるものとする。				1 (14 - 6 - 1	一般事項本節は、防護柵工として <u>作業土工(床掘り・埋戻し)</u> 、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
8 14				14 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)				2 (14 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 14					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。								作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 14 8 14				14 - 6 - 3	B 路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。	8	14	6	3 (0	2	14 - 6 - 3	路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。	
8 14 8 14				14 - 6 - 4	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規 定による。	8	14	6	4 (0	1 2	14 - 6 - 4	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規 定による。	
8 14				14 - 6 - 5	ボックスビームエ	8	14	6	5 (5 (0	1	14 - 6 - 5	ボックスビームエ	
8 14	б	5 0) 2		ボックスビーム工の施工については、第10編 2 - 8 - 5 ボックスビーム工の規定による。	8	14	ь	5 (U	2		ボックスビーム工の施工については、第10編2 - 8 - 5 ボックスビーム工の規定による。	
8 14				14 - 6 - 6	車止めポストエ	8	14	6	6 (0	1	14 - 6 - 6	車止めポストエ	
8 14					車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。								車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。	
8 14 8 14	6	7 0) 1	14 - 6 - 7	/ 防護柵基礎工 防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。				7 (14 - 6 - 7	防護柵基礎工 防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。	
8 14					標識工	8	14	7	0 (0	1	第7節	標識工	
8 14	7	1 0) 1	14 - 7 - 1	一般事項	8	14	7	1 (0	1	14 - 7 - 1	一般事項	

							ハエョ	P/\/	<u>, 12 j.</u>	<u> </u>	<u> 音利旧に取る</u>	改訂条文	改訂理由等
編	章()	節条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	14	7 1	0	2		本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	8 14	7 1	0	2		本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	
				1	14 - 7 - 2	材料	8 14						
8	14	7 2	1	1		標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2- 12-1道路標識の規定による。	8 14	7 2	1	1	1 .	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2 - 12 - 1道路標識の規定による。	
8	14	7 2	2	1		標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するもの <u>を用いる</u> 。	8 14	7 2	2	1	2 .	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するもの <u>とする</u> 。	
8	14	7 2	3	1		標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素 鋼鋼管)STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合する。	8 14	7 2	3	1	3 .	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素 鋼鋼管)STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合する。	
8	14	7 2	4	1		請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	8 14	7 2	4	1	4 .	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	
8	14	7 2	5	1		請負者は、標識板の下地処理にあったては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	8 14	7 2	5	1	5 .	受注者は、標識板の下地処理にあったては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	
8	14	7 2	6	1		請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8 14	7 2	6	1	6 .	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	14	7 3	0	1	14 - 7 - 3		8 14	7 3	0	1	14 - 7 - 3	小型標譜工	
				2		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。						小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	
8	14	7 4	. 0	1	14 - 7 - 4	 大型標識丁	8 14	7 4	0	1	14 - 7 - 4	大型標識工	
			0			大型標識工の施工については、第8編2-9-4大型標識 工の規定による。						大型標識工の施工については、第8編2-9-4大型標識 工の規定による。	
				1		道路付属施設工	8 14	8 0	0	1	第8節	道路付属施設工	
			0	1	14 - 8 - 1	一般事項 本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、	8 14 8 14				14 - 8 - 1	一般事項 本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、	
	17 (U			本即は、追崎竹属施設工として境界工、追崎竹属物工、 ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種につい て定める。	14		U			本即は、連絡的属施設工として境界工、連絡的属物工、 ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。	
				1	14 - 8 - 2		8 14				14 - 8 - 2		
8	14 8	8 2	1	1		境界工で使用する材料については、第8編2-12-2材料の 規定による。	8 14	8 2	1	1	1 .	境界工で使用する材料については、第8編2-12-2材料の 規定による。	
8	14	8 2	2	1	2 .	踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2 -6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	8 14	8 2	2	1	2 .	踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2 - 6 - 3アスファルト舗装の材料の規定による。	

						<u>./ \.</u>		<u> </u>	7100	<u> — </u>	水 古 州 口 ル 戦	18	
					現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章	節	4 項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	耳 ! 以 下	類 編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14			1	3 .	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設 計図書によらなければならない。				2 3			. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。	
8 14	8 2	2 4	1	4 .	組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定 <u>および</u> 設計図書による。	8	14	8	2 4	1	2	. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第2編2- 7-2セメントコンクリート製品の規定及び設計図書によ る。	
8 14	8 3	3 0	1	14 - 8 - 3	肯 界丁	8	14	8	3 0	1	14 - 8 - 3	境 界下	
8 14			2	5 5	境界工の施工については、第8編2-12-3境界工の規定 による。							境界工の施工については、第8編2-12-3境界工の規定 による。	
8 14 8 14		0 4 0	2	14 - 8 - 4	道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。	8	14	8	4 0 4 0	2	14 - 8 - 4	道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。	
		5 0	1	14 - 8 - 5	ケーブル配管工				5 0		14 - 8 - 5	ケーブル配管工	
8 14	8 5	5 0	2		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。	8	14	8	5 0	2	2	ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。	
8 14	8 6	6 0	1	14 - 8 - 6	昭明丁	8	14	8	6 0	1	14 - 8 - 6	昭明丁	
		6 0		0	照明工の施工については、第8編2-12-6照明工の規定 による。							照明工の施工については、第8編2-12-6照明工の規定 による。	
8 14	9 (0	1	第9節	軽量盛土工	8	14	9	0 0	1	第9節	軽量盛土工	
8 14 8 14			1 2	14 - 9 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	8	14	9	1 0	1	14 - 9 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	
8 14	9 2	2 0	1	14 - 9 - 2	軽量盛土工	8	14	9	2 0	1	14 - 9 - 2	軽量盛土工	
	9 2		2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	8	14	9	2 1	2	2	軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
8 14	10 0	0	1	第10節	擁壁工	8	14	10	0 0	1	第10節	擁壁工	
8 14	10 1	0	2	14 - 10 - 1	一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。				1 0			本節は、擁壁工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、場所 打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種 について定める。	
		2 0		14 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)				2 0			作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 14					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。				2 0			作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
		3 0 3 0		14 - 10 - 3	場所打擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・ 鉄筋コンクリートの規定による。	8	14	10	3 0	2	14 - 10 - 3	場所打擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・ 鉄筋コンクリートの規定による。	
8 14	10 4	1 0	1	14 - 10 - 4	プレキャスト擁壁工				4 0			プレキャスト擁壁工	
8 14					プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。							プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。	
J	1 1			75 4 4 75 To	T	1_	l l		_ _				
8 14	11 (0	1	第11節	石・ブロック積(張)工	8	14	11	0 0	1	第11節	石・ブロック積(張)工	

						-/ \ <u>-</u>		P / \		<u> </u>	首机旧比较农	改訂条文	改訂理由等
編章	節条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14 1	1 1				本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロックエ、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	8	14	11 1	1 0	2		本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工 <u>(床掘</u> <u>1)・埋戻し)</u> 、コンクリートブロックエ、石積(張)エそ の他これらに類する工種について定める。	
8 14 1					作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。					1 2	14 - 11 - 2	作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 14 1				14 - 11 - 3	コンクリートプロック工 コンクリートプロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。	8	14	11 3 11 3	3 0	1 2	14 - 11 - 3	コンクリートプロックエ コンクリートプロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートプロック工の規定による。	
8 14 1				14 - 11 - 4	石積(張)工					1	14 - 11 - 4	石積(張)工	
8 14 1					石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。					2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	
8 14 1					カルバートエ	8	14	12 (0 0	1		カルバート工	
8 14 1					一般事項 本節は、カルバート工として作業士工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。						14 - 12 - 1 1 .	一般争項 本節は、カルバート工として作業土工 <u>(床掘り・埋房</u> <u>し)</u> 、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工 その他これらに類する工種について定める。	
8 14 1	12 1	2	1		カルバートの施工については、「道路土工 - カルバート工 指針 7 - 1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月) および「道路土工要綱 2 - 6 構造物の排水施設の設計、 2 - 7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6 月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承 諾を得なければならない。		14	12 1	1 2	1	2 .	カルバートの施工については、「道路土工 - カルバート工 指針 7 - 1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月) 及び「道路土工要綱 2 - 6 構造物の排水施設の設計、2 - 7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月) の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を 得なければならない。	
8 14 1	12 1	3	1		本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。		14	12 1	1 3	1	3 .	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	
8 14 1	12 2	0	1	14 - 12 - 2	材料	8	14	12 2	2 0	1	14 - 12 - 2	材料	
8 14 1	2 2	0	2		請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工・カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		14	12 2	2 0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工・カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 14 1	2 3	0	1	14 - 12 - 3	 作業土工(床掘り・埋戻し)	8	14	12 3	3 0	1	14 - 12 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 14 1					作業土工(旅掘り、住民し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。				3 0		., 12 3	作業土工(麻掘り 住民し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 14 1					場所打函渠工					1	14 - 12 - 4	場所打函渠工	
8 14 1	12 4	0	2		場所打函渠工の施工については、第8編1-9-6場所打 函渠工の規定による。	8	14	12 4	4 0	2		場所打函渠工の施工については、第8編1-9-6場所打 函渠工の規定による。	
8 14 1	12 5	0	1	14 - 12 - 5	プレキャストカルバートエ	8	14	12 5	5 0	1	14 - 12 - 5	プレキャストカルバート工	

	エハエザベル	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
現行条文			改訂杀又	改訂埋田等				
項	条文構成 編章節条	項 項 編章節条 下 下	新・条文構成	改定理由				
8 14 12 5 0 2 プレキャストカルバート工C 3 - 28プレキャストカルバー	の施工については、第3編2- 8 14 12 5 ート工の規定による。	5 0 2	プレキャストカルバート工の施工については、第3編2- 3-28プレキャストカルバート工の規定による。					
8 14 12 6 0 1 14 - 12 - 6 防水工 8 14 12 6 0 2 防水工の施工については、算による。	第8編1-9-8防水工の規定 8 14 12 6 第8編1-9-8防水工の規定 8 14 12 6		防水工 防水工 防水工の施工については、第8編1-9-8防水工の規定 による。					
	8 14 13 0 8 14 13 1 I、法面吹付工、法枠工、法面 8 14 13 1 Iその他これらに類する工種に 8 14 13 1	0 1 14 - 13 -	法面工 - 一般事項 - 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。					
8 14 13 2 0 1 14-13-2 植生工 8 14 13 2 0 2 値生工の施工については、第	第3編2-14-2植生工の規定 8 14 13 2		2 植生工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。					
8 14 13 3 0 1 14 - 13 - 3 法面吹付工 8 14 13 3 0 2 法面吹付工の施工についてI 規定による。	ま、第3編2-14-3吹付工の 8 14 13 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		法面吹付工 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。					
8 14 13 4 0 1 14 - 13 - 4 法枠工 8 14 13 4 0 2 法枠工の施工については、算による。	第3編2-14-4法枠工の規定 8 14 13 4		法枠工 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定 による。					
8 14 13 5 0 1 14 - 13 - 5 法面施肥工 8 14 13 5 0 2 法面施肥工の施工についてI 工の規定による。	8 14 13 5 は、第3編2-14-5法面施肥 8 14 13 5		法面施肥工 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥 工の規定による。					
8 14 13 6 0 1 14-13-6 アンカー工 8 14 13 6 0 2 アンカー工の施工について 工の規定による。	は、第3編2-14-6アンカー 8 14 13 6 8 14 13 6		アンカーエ アンカーエの施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。					
8 14 13 7 0 1 14-13-7 かご工 8 14 13 7 0 2 かご工の施工については、第 による。	第3編2-14-7かご工の規定 8 14 13 7 第3編2-14-7かご工の規定 8 14 13 7	7 0 1 14 - 13 - 7 0 2	7 かご工 かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。					
8 14 14 0 0 1 第14節 橋梁床版工 8 14 14 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 14 14 0 8 14 14 1 1 末版補強工(鋼板接着工法)、 8 14 14 1 1)	0 1 14 - 14 -	橋梁床版工					
書に関して監督職員と協議			2. <mark>受注者</mark> は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					
8 14 14 2 0 1 14-14-2 材料 8 14 14 2 0 2 床版防水膜、伸縮継手、支えは、設計図書によらなければ	8 14 14 2 承、高欄・手摺に使用する材料 8 14 14 2 ぱならない。		2 材 料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書によらなければならない。					
8 14 14 3 0 1 14-14-3 床版補強工(鋼板接着工法) 8 14 14 3	3 0 1 14 - 14 - 1	3 床版補強工(鋼板接着工法)					

	現行条文								 	\ \\(\text{\text{LE}}\)	<u> </u>	音机旧比較衣		□₩≐∓∓⊞ ♣ જ
				_			改訂条文 項						改訂理由等	
編章	節	条		項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14	14	3	1	1	1 .	請負者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	14	3 1	1	1.	受注者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 14	14	3	2	1	2 .	請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	8	14	14	3 2	1	2 .	受注者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	
8 14	14	3	3	1	3 .	請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。		14	14	3 3	1	3 .	受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	
8 14	14	3	4	1	4 .	床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングをするものとする。	8	14	14	3 4	1	4 .	床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングをするものとする。	
8 14	14	3	5	1	5 .	<u>請負者</u> は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	8	14	14	3 5	1	5 .	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	
8 14	14	3	6	1	6 .	請負者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐えられるまで養生しなければならない。	8	14	14	3 6	1	6 .	受注者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐 えられるまで養生しなければならない。	
8 14	14	3	7	1	7 .	請負者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。	8	14	14	3 7	1	7 .	受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。	
8 14					14 - 14 - 4	床版補強工(増桁架設工法)	8	14	14	4 0	1		床版補強工(増桁架設工法)	
8 14	14	4	1	1	1 .	請負者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。	8	14	14	4 1	1	1.	受注者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。	
8 14	14	4	2	1	2 .	増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規 定による。	8	14	14	4 2	1	2 .	増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規 定による。	
8 14	14	4	3	1	3 .	既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地 調整を行なうものとする。	8	14	14	4 3	1	3 .	既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地 調整を行なうものとする。	
8 14	14	4	4	1	4 .	請負者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。		14	14	4 4	1	4 .	受注者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。	
8 14	14	4	5	1	5 .	請負者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなけらばならない。	8	14	14	4 5	1	5 .	受注者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなけらばならない。	
8 14						請負者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。							受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	
8 14						請負者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。							受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。	
8 14	14	4	8	1	8 .	請負者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	8	14	14	4 8	1	8 .	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	

										<u> </u>	\ <u>~</u>	<u>- 1 -</u>			改訂条文	改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	14	14	4	9	1	9 .	クラック処理の施工については、第6編8-6-3クラック補修工の規定による。	8	14	14	4	9	1	9 .	クラック処理の施工については、第6編8-6-3クラック補修工の規定による。	
8	14	14	4	10	1		請負者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール 材はエポキシ系樹脂とする。	8	14	14	4	10	1		受注者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール 材はエポキシ系樹脂とする。	
8	14	14	4	11	1	11 .	請負者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議 <u>するものとする</u> 。	8	14	14	4	11	1	11 .	受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議 <u>しなければならない</u> 。	
8	14 14	14 14	5	0	1		床版増厚補強工 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。						1		床版増厚補強工 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。	
8	14	14	5	2	1	2 .	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	8	14	14	5	2	1	2 .	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	
8	14	14	5	3	1		請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	8	14	14	5	3	1	3 .	受注者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	
8	14	14	5	4	1		請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	8	14	14	5	4	1		受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	
8	14	14	6	0	1	14 - 14 - 6	床 版 取 恭 丁	8	14	14	6	0	1	14 - 14 - 6	床 临即基丁	
				1		1.	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。							1 .	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。	
8	14	14	6	2	1	2 .	増桁架設の施工については、第8編14-14-4床版補強工 (増桁架設工法)の規定による。	8	14	14	6	2	1	2 .	増桁架設の施工については、第8編14-14-4床版補強工 (増桁架設工法)の規定による。	
8	14	14	6	3	1		請負者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。								受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	14	6	4	1	4 .	請負者は、プレキャスト床版の設置において、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。	8	14	14	6	4	1	4 .	受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。	
8	14	14	6	5	1	5 .	鋼製伸縮装置の製作については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	8	14	14	6	5	1		鋼製伸縮装置の製作については、第3編2-12-5鋼製伸 縮継手製作工の規定による。	
8	14	14	6	6	1		伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工 の規定による。	8	14	14	6	6	1		伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工 の規定による。	
8	14	14	6	7	1		橋梁用高欄付けについては第8編4-8-7橋梁用高欄工 の規定による。	8	14	14	6	7	1		橋梁用高欄付けについては第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	
8	14	14	6	8	1	8 .	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	8	14	14	6	8	1	8 .	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	

	小工事六週日		TIE POTA IX	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 ・	編章節条項	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14 14 7 0 1 14 - 14 - 7 旧橋撤去工 8 14 14 7 1 1 1 1	8 14 14 7 0 8 14 14 7 1		1 .	旧橋撤去工 受注者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水 等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければ ならない。	
8 14 14 7 2 1 2 . <u>請負者</u> は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	8 14 14 7 2	1		受注者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	
8 14 14 7 3 1 3 . <u>請負者</u> は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。	8 14 14 7 3	1		受注者は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。	
8 14 14 7 4 1 4 . <u>請負者</u> は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	8 14 14 7 4	1		受注者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、設計図書に よる処分方法によらなければならない。	
8 14 14 7 5 1 5 . <u>請負者</u> は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。	8 14 14 7 5	1		受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート 殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。	
8 14 15 0 0 1 第15節 橋梁付属物工	8 14 15 0 0			橋梁付属物工	
8 14 15 1 0 1 14 - 15 - 1 一般事項 8 14 15 1 0 2 本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工その他これらに類する工種について定める。	8 14 15 1 0 8 14 15 1 0			一般事項 本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、排水施設工、地 覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工その他こ れらに類する工種について定める。	
8 14 15 2 0 1 14-15-2 伸縮継手工	8 14 15 2 0		14 - 15 - 2		
8 14 15 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 14 15 2 1	1		受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8 14 15 2 2 1 2 . 伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	8 14 15 2 2	1		伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工 の規定による。	
8 14 15 2 3 1 3 . <u>請負者</u> は、交通解放の時期について、監督職員の承諾を得なければならない。	8 14 15 2 3	1		受注者は、交通解放の時期について、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 14 15 3 0 1 14 - 15 - 3 排水施設工	8 14 15 3 0	1	14 - 15 - 3	排水施設工	
	8 14 15 3 1		1 .	受注者は、既設排水施設撤去の作業にあたって、他の部分 に損傷を与えないように行わなければならない。	
8 14 15 3 2 1 2 . 排水管の設置については、第8編4-8-4排水装置工の規定による。	8 14 15 3 2	1		排水管の設置については、第8編4-8-4排水装置工の規定による。	
8 14 15 4 0 1 14 - 15 - 4 地覆工 8 14 15 4 0 2 請負者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	8 14 15 4 0 8 14 15 4 0	2		受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	
8 14 15 5 0 1 14 - 15 - 5 橋梁用防護柵工の施工については、第8編4 - 8 - 6橋梁用防護柵工の規定による。	8 14 15 5 0 8 14 15 5 0	1 2		橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁 用防護柵工の規定による。	
8 14 15 6 0 1 14 - 15 - 6 橋梁用高欄工	8 14 15 6 0	1	14 - 15 - 6	橋梁用高欄工	

		124		改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編章節条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14 15 6 0 2	8 14 15 6 0	2		橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用 高欄工の規定による。	
8 14 15 7 0 1 14 - 15 - 7 検査路工 8 14 15 7 1 1 1 . 既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8 14 15 7 0 . 8 14 15 7 1		14 - 15 - 7 1 .	検査路工 受注者は、 既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に 損傷を与えないように行わなければならない。	
8 14 15 7 2 1 2 . 検査路の施工については、第8編4-8-8検査路工の規定による。	8 14 15 7 2	1	2 .	検査路の施工については、第8編4-8-8検査路工の規 定による。	
8 14 16 0 0 1 第16節 横断歩道橋工 8 14 16 1 0 1 14 - 16 - 1 一般事項	8 14 16 0 0 8 14 16 1 0		第16節 14 - 16 - 1	横断步道橋工 一般事項	
8 14 16 1 0 2 本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。			14 - 10 - 1	本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに 類する工種について定める。	
8 14 16 2 0 1 14 - 16 - 2 材料	8 14 16 2 0		14 - 16 - 2		
8 14 16 2 0 2				床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書によらなければならない。	
8 14 16 3 0 1 14 - 16 - 3 横断歩道橋工 8 14 16 3 1 1 1 請負者は、既設高欄・手摺・側板の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8 14 16 3 0 8 14 16 3 1		14 - 16 - 3	横断歩道橋工 受注者は、既設高欄・手摺・側板の撤去作業にあたって、 他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8 14 16 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えになって同一規格のものが入手できない場合は、製品及び機格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	<u> </u>	1	2 .	受注者は、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えにあたって同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	
8 14 16 3 3 1 3 . 高欄・手摺の施工については、第8編4-8-7橋梁用語 欄工の規定による。	8 14 16 3 3	1	3 .	高欄・手摺の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	
8 14 16 3 4 1 4 . <u>請負者</u> は、側板の施工については、ずれが生じないようにしなければならない。	8 14 16 3 4	1	4 .	受注者は、側板の施工については、ずれが生じないように しなければならない。	
8 14 17 0 0 1 第17節 現場塗装工 8 14 17 1 0 1 14-17-1 一般事項	8 14 17 0 0 8 14 17 1 0		第17節 14 - 17 - 1	現場塗装工 一般事項	
8 14 17 1 1 1 1 1 1 1 1	8 14 17 1 1			本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8 14 17 1 2 1 2 1 2 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3	8 14 17 1 2	1	2 .	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
8 14 17 2 0 1 14 - 17 - 2 材料	8 14 17 2 0		14 - 17 - 2		
8 14 17 2 0 2 現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。				現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定 による。	
8 14 17 3 0 1 14 - 17 - 3 橋梁塗装工 1 1 1 1 1 1 1 1 1			14 - 17 - 3 1 .	橋梁塗装工 受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	
8 14 17 3 1 2 表14 - 2 素地調整程度と作業内容	8 14 17 3 1	2		表14 - 2 素地調整程度と作業内容	

	上个上事共進任恢音机口 比較 校 改訂条文							改訂理由等
					項			
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下 、					以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 14 17 3 2 1 2 . <u>請負者</u> は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以上の時は水洗いする。	1	14	17	3 2	1	2 .	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以上の時は水洗いする。	
8 14 17 3 3 1 3 3 . <u>請負者</u> は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	8	14	17	3 3	1	3 .	受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	
8 14 17 3 4 1 4 中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31現場 塗装工の規定による。	8	14	17	3 4	. 1	4 .	中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31現場 塗装工の規定による。	
8 14 17 3 5 1 5 . 施工管理の記録については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	8	14	17	3 5	1	5 .	施工管理の記録については、第3編2-3-31現場塗装工 の規定による。	
8 14 17 4 0 1 14 - 17 - 4 道路付属構造物塗装工	8	14	17	4 0	1	14 - 17 - 4	道路付属構造物塗装工	
8 14 17 4 0 2 付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。	8	14	17	4 0	2		付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗 装工の規定による。	
8 14 17 5 0 1 14 - 17 - 5 張紙防止塗装工 8 14 17 5 1 1 1 1 . 素地調整については、第8編14 - 17 - 3橋梁塗装工の規定による。					1		張紙防止塗装工 素地調整については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定 による。	
8 14 17 5 2 1 2 . <u>請負者</u> は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計図書によらなければならない。	- 8	14	17	5 2	1	2 .	受注者は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計 図書によらなければならない。	
8 14 17 5 3 1 3 . <u>請負者</u> は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。							受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書 によらなければならない。	
8 14 17 6 0 1 14 - 17 - 6 コンクリート面塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 11コンクリート面塗装工の規定による。	8	14	17	6 0	1 2	14 - 17 - 6	コンクリート面塗装工 コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3- 11コンクリート面塗装工の規定による。	
8 14 18 0 0 1 第18節 トンネル工					1	第18節	トンネルエ	
8 14 18 1 0 1 14 - 18 - 1 一般事項 8 14 18 1 0 2 本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。					1 2	14 - 18 - 1	一般事項 本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対 策工その他これらに類する工種について定める。	
8 14 18 2 0 1 14 - 18 - 2 内装板工					1			
8 14 18 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8	14	18	2 1	1	1.	受注者は、既設内装板撤去については、他の部分に損傷を与えないよう行わなければならない。	
8 14 18 2 2 1 2 2 1 2 3 1 2 3 1 1 3 3 3 4 18 2 2 1 3 3 4 4 18 2 2 1 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4		14	18	2 2	1	2 .	受注者は、コンクリートアンカーのせん孔にあたっては、 せん孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工 しなければならない。	
8 14 18 2 3 1 3 3 <u>請負者</u> は、施工に際し既設トンネル施設を破損しないように注意し施工しなければならない。							受注者は、施工に際し既設トンネル施設を破損しないよう に注意し施工しなければならない。	
8 14 18 2 4 1 4 . <u>請負者</u> は、内装板の設置については、所定の位置に確実に固定しなければならない。					. 1		受注者は、内装板の設置については、所定の位置に確実に 固定しなければならない。	
8 14 18 3 0 1 14 - 18 - 3 裏込注入工	8	14	18	3 0	1	14 - 18 - 3	裏込注入工	

								<u>, 1</u>	<u> </u>	<u> </u>	改訂条文	改訂理由等
編	章()	第 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編章節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	14 1	8 3	1		1 .	請負者は、裏込注入を覆エコンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得 <u>るものと</u> する。	8 14 18 3	1	1	1 .	受注者は、裏込注入を覆エコンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	14 1	8 3	2	1	2 .	請負者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、遂次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	8 14 18 3	2	1	2 .	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、遂次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	
8	14 1	8 3	2	2		なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔 の栓をあけて空気を排出するものとする。	8 14 18 3	2	2		なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔 の栓をあけて空気を排出するものとする。	
8	14 1	8 3	3	1	3 .	請負者は、注入孔を硬練りモルタルにより充 <u>てん</u> し、丁寧に仕上げなければならない。	8 14 18 3	3	1	3 .	受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充 <mark>填</mark> し、丁寧に 仕上げなければならない。	
8	14 1	8 3	4	1	4 .	請負者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に 関して監督職員の承諾を受ける。	8 14 18 3	4	1	4 .	受注者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督職員の承諾を受ける。	
8	14 1	8 3	5	1	5 .	請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。	8 14 18 3	5	1	5 .	受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。	
	14 1 14 1				14 - 18 - 4 1 .	漏水対策工 請負者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8 14 18 4 8 14 18 4			14 - 18 - 4 1 .	漏水対策工 受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	14 1	8 4	2	1	2 .	請負者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。	8 14 18 4	2	1	2 .	受注者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。	
8	14 1	8 4	3	1	3 .	請負者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。	8 14 18 4	3	1	3 .	受注者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。	
8	14 1	9 0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	8 14 19 0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	
8	14 1 14 1	9 1	0	1	14 - 19 - 1		8 14 19 1	0	1	14 - 19 - 1	一般事項 本節は、道路付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。	
8	14 1	9 1	2	1	2 .	請負者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8 14 19 1	2	1	2 .	受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14 1	9 1	3	1	3 .	道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、第3編2 - 9 - 15運搬処理工の規定による。	8 14 19 1	3	1	3 .	道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、第3編2 - 9 - 15運搬処理工の規定による。	

1									<u>▤◍▮▮▮▮▮₹Х~Х</u>	改訂条文	改訂理由等
# 6 1 0 2 0 2 0 2	編章節条項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
計画報子に放射機の対象に対し、対象のものが入すでき	8 14 19 2 0 1	14 - 19 - 2							14 - 19 - 2		
6 1 1 2 2 1 1 2 1 2 1 2 2	8 14 19 2 0 2		計図書または監督職員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の	8	14	19 2	2 0	2		計図書または監督職員の指示と同一規格のものが入手でき	
6 1 1 2 2 1 1 2 1 2 1 2 2	8 14 19 3 0 1	14 - 19 - 3	付居物有旧丁	8	14	19 :	3 0	1	14 - 19 - 3	付居物復旧工	
旧の底工については、第3歳2・3・8漁制助設用工の規定による。			請負者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、 方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了 後は速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければなら						1 .	受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、 方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了 後は速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければなら	
- 7防止離工の規定による。 - 7 抗止性の利益のを用するを担けなにはいれるにはいいにはないにはないにはないはないにはないにないにはないはないないにはないにないに対しないにはないはないにないにはないはないにないにはないはないにないにはないはないにないにはないはないにないにはないはないにないにはないはないにないにはないはないないにないにはないはないないにないにはないはないにないはないないにないにはないはないないにないにないにないはないないにないはないないにないはないないにないはないないにないはないないにないはないないにないはないないにないはないないにないはないないにないないにないはないないないにないないないない	8 14 19 3 2 1	2 .	旧の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規	8	14	19 3	3 2	1	2 .	旧の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規	
据工の規定による。 講工の規定による。 講工の規定による。 講工の規定による。 講工の規定による。 講工の規定による。 講工の規定による。 講正の規定による。 講正の規定による。 講正の規定による。 講正の規定による。 講正の規定による。 講正の規定による。 講正の規定による。 は 19 3 5 1	8 14 19 3 3 1	3 .		8	14	19 3	3 3	1	3 .		
道路交通に特に注意し、支際にならないようにしなければならない。 14	8 14 19 3 4 1	4 .		8	14	19 :	3 4	1	4 .		
8 14 20 0 0 1 第20億 通路清掃工 8 14 20 0 0 1 第20億 通路清掃工 8 14 20 0 0 1 1 14 20 1 0 1 14 20 1 0 1 14 20 1 0 1 14 20 1 0 1 14 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 14 19 3 5 1	5 .	道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければ	8	14	19 3	3 5	1	5 .	道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければ	
8 14 20 1 0 1 1 14 - 20 - 1 20 1 0 1 14 - 20 - 1 4 20 1 1 1	8 14 19 3 6 1	6 .		8	14	19 3	3 6	1	6 .		
8 14 20 1 1 1 1 . 本節は、道路清掃工として路面清掃工、路角整正工、排水施設清掃工、道路付属物清掃工、横梁清掃工、道路付属物清掃工、横梁清掃工、道路付属物清掃工、横梁清掃工、道路付属物清掃工、横梁清掃工、道路付属物清掃工、横梁清掃工、道路付属物清掃工、横梁清掃工、通路付属物清掃工、横邊物清掃工、横邊物清掃工、横邊物清掃工、横邊物清掃工、横邊物清掃工の施工作の他これらに類する工種について定める。 8 14 20 1 2 1 2 1 2 . 謹負者は、道路清掃工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。 8 14 20 1 3 1 3 1 3 . 道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2‐9‐ 15連搬処理工の規定による。 8 14 20 1 3 1 3 1 3 . 道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2‐9‐ 15連搬処理工の規定による。 8 14 20 2 0 1 3 1 3 2 3 . 道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2‐9‐ 15連搬処理工の規定による。 8 14 20 2 0 1 1 14‐20‐2 材料											
8 14 20 1 3 1 3 道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15連搬処理工の規定による。 8 14 20 1 3 1 3 道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15連搬処理工の規定による。 8 14 20 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 4 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0	8 14 20 1 0 1 8 14 20 1 1 1		本節は、道路清掃工として路面清掃工、路肩整正工、排水 施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃							本節は、道路清掃工として路面清掃工、路肩整正工、排水 施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃	
15運搬処理工の規定による。	8 14 20 1 2 1	2 .		8	14	20	1 2	1	2 .		
8 14 20 2 0 2 0 2	8 14 20 1 3 1	3 .		8	14	20	1 3	1	3 .		
	8 14 20 2 0 1 8 14 20 2 0 2	14 - 20 - 2	請負者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければなら							受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければなら	
	8 14 20 3 0 1	14 - 20 - 3	路面清掃丁	8	14	20 :	3 0	1	14 - 20 - 3	路面清掃丁	

								, - ,	~			改訂条文	改訂理由等
編章	章 節 剣	系 項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1	4 20	3 1	1	1 .	請負者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督職員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	20 :	3 1	1	1.	受注者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督職員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8 1	4 20	3 2	1	2 .	請負者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行なわなければならない。		14	20 :	3 2	1		受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行なわなければならない。	
8 1	4 20	3 2	2		ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。	8	14	20 :	3 2	2		ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。	
8 1	4 20	3 2	3		また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければ ならない。	8	14	20 :	3 2	3		また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければ ならない。	
8 1	4 20	3 3	1	3 .	請負者は、路面清掃にあたっては、塵埃が桝及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。	8	14	20	3 3	1	3 .	受注者は、路面清掃にあたっては、塵埃が桝及び側溝等に 入り込まないように収集しなければならない。	
8 1	4 20	3 4	1	4 .	請負者は、横断歩道橋の、路面・階段上の塵、高欄手摺りの汚れ及び貼紙、落書き等の清掃にあたっては、歩道橋を傷つけないように施工しなければならない。	8	14	20	3 4	1		受注者は、横断歩道橋の、路面・階段上の塵、高欄手摺りの汚れ及び貼紙、落書き等の清掃にあたっては、歩道橋を傷つけないように施工しなければならない。	
	4 20 4			14 - 20 - 4	路肩整正工 請負者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好に するため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給し て整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げな ければならない。				4 0 4 0			路肩整正工 受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好に するため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給し て整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げな ければならない。	
	4 20				排水施設清掃工				5 0			排水施設清掃工	
8 1	4 20	5 1	1	1 .	請負者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。		14	20	5 1	1		受注者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8 1	4 20	5 2	1	2 .	請負者は、排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び 泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。	8	14	20	5 2	1		受注者は、排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び 泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。	
8 1	4 20	5 3	1	3 .	請負者は、排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外ずした場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。	8	14	20	5 3	1		受注者は、排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外ずした場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。	
	4 20			14 - 20 - 6					6 0		14 - 20 - 6		
8 1	4 20	0 1	1	1 .	請負者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	20	6 1	1		受注者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8 1	4 20	6 2	1	2 .	請負者は、橋梁清掃工の施工により発生した土砂等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。	8	14	20	6 2	1		受注者は、橋梁清掃工の施工により発生した土砂等は、車 道や歩道上に飛散させてはならない。	
8 1	4 20	7 0	1	14 - 20 - 7	道路付属物清掃工	8	14	20	7 0	1	14 - 20 - 7	道路付属物清掃工	

								1		_	\ <u>~</u>	<u>~ 1 ~ </u>		ᆿᅒᆡᄓᅜᅜᆂᄎᄾᄿ	改 訂条文	改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節:	条〕	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	14	20	7	1	1		請負者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。		14	20	7	1	1	1 .	受注者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	20	7	2	1		<u>請負者</u> は、道路付属物清掃工の施工については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。	8	14	20	7	2	1	2 .	受注者は、道路付属物清掃工の施工については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。	
8	14	20	7	3	1		請負者は、標識の表示板、照明器具の灯具のガラス及び反射体、視線誘導標の反射体の清掃については、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。	8	14	20	7	3	1	3 .	受注者は、標識の表示板、照明器具の灯具のガラス及び反射体、視線誘導標の反射体の清掃については、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。	
8	14	20	7	3	2		なお、標識の表示板の清掃については、洗剤を用いず水洗 により行わなければならない。	8	14	20	7	3	2		なお、標識の表示板の清掃については、洗剤を用いず水洗により行わなければならない。	
8	14	20	7	4	1		<u>請負者</u> は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。		14	20	7	4	1	4 .	受注者は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。	
				0		1 .	構造物清掃工 請負者は、構造物清掃工の施工ついては、時期、箇所、方 法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後 は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14					14 - 20 - 8 1 .	構造物清掃工 受注者は、構造物清掃工の施工ついては、時期、箇所、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	20	8	2	1	2 .	請負者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常 用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させない ように行なわなければならない。	8	14	20	8	2	1	2 .	受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように行なわなければならない。	
				3			請負者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。								受注者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。	
				0		第21節 14 - 21 - 1	植栽維持工 一般東西						1	第21節 14 - 21 - 1	植栽維持工 一般事項	
8	14	21	1	1	1	1.	本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	8	14	21	1	1	1	1 .	本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これら に類する工種について定める。	
				2			請負者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。								受注者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	
8	14	21	1	3	1		請負者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の 樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。ま た、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損 傷を与えないように施工しなければならない。		14	21	1	3	1	3.	受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。	
8	14	21	1	4	1	4 .	植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2-9- 15運搬処理工の規定による。	8	14	21	1	4	1	4 .	植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2-9- 15運搬処理工の規定による。	
8	14	21	2	0	1	14 - 21 - 2	材 料	8	14	21	2	0	1	14 - 21 - 2	材料	

										<u> </u>	\ <u> </u>	<u> </u> /	小巨		改訂条文	改訂理由等
				項								IÌ	Į I			
編	章	節条	項	以下	編章節条		旧・条文構成	編	章	節	条項	i l 下	7	編章節条	新・条文構成	改定理由
		21 2				3	直栽維持工の材料は、第3編2-17-2材料の規定による。 る。				2 0				植栽維持工の材料は、第3編2-17-2材料の規定による。	
				1 2	14 - 21 -		<u> 尌木・芝生管理工</u> 尌木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹				3 0			14 - 21 - 3	樹木・芝生管理工	
						7	木・芝生管理工の規定による。								樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹 木・芝生管理工の規定による。	
		22 0 22 1		1	第22節		余草工				0 0			第22節 14 - 22 - 1	除草工	
		22 1				1 . Z	本節は、除草工として道路除草工その他これらに類する工 重について定める。	8	14	22	1 1	1	1	1 .	本節は、除草工として道路除草工その他これらに類する工種について定める。	
				1		ħ	<u>請負者</u> は、除草工の施工後の出来高確認の方法について、 施工前に監督職員の指示を受けなければならない。				1 2				受注者は、除草工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	
				1		Ħ	余草工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運 般処理工の規定による。								除草工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運 搬処理工の規定による。	
				1			道路除草工				2 0			14 - 22 - 2	道路除草工	
8	14 2	22 2	1	1		l	請負者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかこ監督職員に報告しなければならない	8	14	22	2 1	1		1.	受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない	
8	14 2	22 2	2	1		昔	請負者は、道路除草工の施工にあたり、路面への草等の飛 放防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障の ないように、速やかに処理しなければならない。	8	14	22	2 2	1	1	2 .	受注者は、道路除草工の施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	
		23 0			第23節		N 期対策施設工				0 0			第23節	冬期対策施設工	
		23 1 23 1			14 - 23 -		−般事項 本節は、冬期対策施設工として冬期安全施設工その他これ				1 0			14 - 23 - 1	一般事項 本節は、冬期対策施設工として冬期安全施設工その他これ	
						į	らに類する工種について定める。								らに類する工種について定める。	
		23 1				5	請負者は、冬期対策施設工の施工については、施工箇所以 外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。								受注者は、冬期対策施設工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14 2	23 1	3	1			冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編2 - 9 - 15運搬処理工の規定による。	8	14	23	1 3	1	1	3.	冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編2- 9-15運搬処理工の規定による。	
				1		1 . <u>i</u>	を期安全施設工 請負者 は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所 こついて監督職員より指示を <u>うける</u> ものとし、完了後は速 やかに監督職員に報告しなければならない。				2 0			14 - 23 - 2 1 .	冬期安全施設工 受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所 について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速 やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14 2	23 2	2	1		J	情負者は、スノーポールの設置については、立て込み角度 及び方向が交通に支障なく、十分な誘導効果が得られるようにしなければならない。	8	14	23	2 2	1	I	2 .	受注者は、スノーポールの設置については、立て込み角度 及び方向が交通に支障なく、十分な誘導効果が得られるよ うにしなければならない。	

							現行条文				`~_			<u>ᆿᇴᆔᄓᆛᅜᅷΧᅺᄿ</u>	改訂条文	改訂理由等
編章	章 食	節条	項	Į Į Į	人	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	Į L	頁 人	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 1	4 2	23 2	3		1	3	. <u>請負者</u> は、看板の設置については、設置位置及び方向が交通に支障なく、十分に確認できるようにしなければならない。		14	23	2 3	3	1	3 .	受注者は、看板の設置については、設置位置及び方向が交通に支障なく、十分に確認できるようにしなければならない。	
8 1	4 2	23 2	4		1	4	. 防雪柵の施工については、第8編1-11-6防雪柵工の規 定による。	8	14	23	2 4	1	1		防雪柵の施工については、第8編1 - 11 - 6防雪柵工の規 定による。	
8 1						第24節	応急処理工				0 0				応急処理工	
8 1							ー般事項 ・本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに				1 0 1 1	_		14 - 24 - 1	一般事項 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに	
							類する工種について定める。								類する工種について定める。	
8 1	4 2	24 1	2		1	2	. <u>請負者</u> は、応急処理工の施工については、施工箇所以外の 部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	24	1 2	2	1	2 .	受注者は、応急処理工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8 1	4 2	24 1	3		1	3	. 応急処理工の施工による発生材の処理は、第3編2-9- 15運搬処理工の規定による。	8	14	24	1 3	3	1	3 .	応急処理工の施工による発生材の処理は、第3編2-9- 15運搬処理工の規定による。	
8 1					1	14 - 24 - 2	応急処理作業工				2 0				応急処理作業工	
8 1	4 2	24 2	0	2			応急処理作業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び 監督職員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督職 員に報告しなければならない。				2 0				応急処理作業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び 監督職員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督職 員に報告しなければならない。	
8 1						第15章	雪寒	8	15	0	0 0) .	1		雪 寒	
8 1						<u>第1節</u> 1	適 用 . 本章は、道路工事における除雪工、仮設工その他これらに 類する工種について適用する。				0 0			1.	適 用 本章は、道路工事における除雪工、仮設工その他これらに 類する工種について適用する。	
8 1	5 1	1 0	2		1	2	. 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	15	1	0 2	2	1	2 .	仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8 1	5 1	1 0	3		1		. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。								本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第 2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8 1	5 1	1 0	4		1		. <u>請負者</u> は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通 を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなけれ ばならない。							4 .	受注者は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通 を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなけれ ばならない。	
8 1	5 1	1 0	5		1	5	. 請負者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、 請負者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。		15	1	0 5	5	1		受注者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、 受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	
8 1 8 1						第 2 節	適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項について は、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書 に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うも のとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければなら ない。	8			0 0 0				適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

現行条文				-	7111	<u> </u>	<u> 吉利川口に戦る</u>	改訂条文	改訂理由等
編章節条項以編章節条 旧・条文構成 下		編	章	節剣	条項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 15 2 0 0 3 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック((平成16年12月)	余雪編)	8	15	2 (0 0	3		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)	
8 15 2 0 0 4 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53	₹7月)	8	15	2	0 0	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	
8 15 2 0 0 5 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (平成16年12月)	方雪編)	8	15	2 (0 0	5		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)	
8 15 2 0 0 6 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	8	15	2 (0 0	6		日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
8 15 2 0 0 7 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年	2月)	8	15	2	0 0	7		日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	
8 15 2 0 0 8 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同 (平成13年9月)	解説	8	15	2	0 0	8		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
8 15 2 0 0 9 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18	₹2月)	8	15	2	0 0	9		日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
8 15 3 0 0 1 第3節 除融雪工 8 15 3 1 0 1 15 3 1 一般事項						1	第3節 15-3-1	除融雪工	
8 15 3 1 1 1 1 本節は、除融雪工として一般除雪工、運搬除雪工 止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待 費、保険費、除融雪機械修理工その他これらに類 について定める。	幾補償	j 8			1 1			本節は、除融雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除融雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	
8 15 3 1 2 1 2 . 除融雪工においては、施工計画書へ以下に示す事しなければならない。なお、第1編1-1-4施第1項において規定している計画工程表についてしなくてよいものとする。	L計画書	t i	15	3	1 2	1	2 .	除融雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編1‐1‐4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	
8 15 3 1 2 2 (1)情報連絡体制(氏名、職名及び連絡方法)		8	15	3	1 2	2		情報連絡体制(氏名、職名及び連絡方法)	
8 15 3 1 2 3 (2) 機械配置計画 8 15 3 1 3 1 iiaa 3 iiaa iiaa		8	15	3	1 2 1 3	3 1		機械配置計画 受注者は、除融雪工において、工事区間の通行規制を行う 必要がある場合は、通行規制を行う前に設計図書に関して 監督職員と協議しなければならない。	
8 15 3 1 4 1 4 . 除融雪工における作業時間帯による作業区分は、のとおりとする。	支 15 - 1	8	15	3	1 4	1	4 .	除融雪工における作業時間帯による作業区分は、表15 - 1 のとおりとする。	
8 15 3 1 4 2 表15 - 1 作業区分 8 15 3 1 5 1 5 . if 負者は、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅	马女顶归	8	15	3	1 4	2		表15 - 1 作業区分	
8 15 3 1 5 1	見で帷怀	; ⁸	15	3	1 5	'	5 .	受注者は、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。	
8 15 3 1 5 2 なお、異常降雪時においての目標は、監督職員のるものとする。	指示によ	8	15	3	1 5	2		なお、異常降雪時においての目標は、監督職員の指示によ るものとする。	
8 15 3 1 6 1 6 . <u>請負者</u> は、除融雪工の各作業の開始時期について 職員の指示によるものとし、作業終了後は速やか 員に報告しなければならない。			15	3	1 6	1	6 .	受注者は、除融雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	

									<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>₭⋿₩Ⅱ□₺₺₹Х</u> ₺	改訂条文	改訂理由等
編章	節	条〕	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	耳りて	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 15	3	1	6	2		ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やか に作業を開始し、速やかに監督職員に報告しなければなら ない。	8	15	3	1 6	3 2		ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やか に作業を開始し、速やかに監督職員に報告しなければなら ない。	
8 15	3	1	7	1	7	. <u>請負者</u> は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除融雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。		15	3	1 7	' 1	7 .	. 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除融雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	
8 15	3	1	7	2		また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除融雪月報を監督職員に提出しなければならない。	8	15	3	1 7	7 2		また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除融雪月報を監督職員に提出しなければならない。	
8 15	3	1	8	1	8	. <u>請負者</u> は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督職員に報告しなければならない。なお、 観測及び報告時間、報告方法は設計図書によらなければならない。		15	3	1 8	3 1	8 .	. 受注者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督職員に報告しなければならない。なお、観測及び報告時間、報告方法は設計図書によらなければならない。	
8 15	3	1	9	1	9	. <u>請負者</u> は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。	8	15	3	1 9) 1	9 .	・受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。	
8 15	3	1 1	10	1	10	. <u>請負者</u> は、除融雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	8	15	3	1 10	0 1	10 .	. 受注者は、除融雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	
8 15						. <u>請負者</u> は、除融雪工の施工については、一般交通、歩行者 等の安全に十分注意しなければならない。							. <mark>受注者</mark> は、除融雪工の施工については、一般交通、歩行者 等の安全に十分注意しなければならない。	
8 15 8 15					15 - 3 - 2	<u>材 料</u> <u>請負者</u> は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍				2 0			材 料 受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍	
						結防止工に使用する凍結防止剤ついては、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。							結防止工に使用する凍結防止剤ついては、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	
8 15 8 15					15 - 3 - 3	一般除雪工 一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法 <u>は</u> 、監督職員 の指示 <u>によるものとする</u> 。				3 0			一般除雪工 受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法 <u>について</u> 、監督職員の指示 <u>を受けなければならない</u> 。	
8 15 8 15						運搬除雪工 ・運搬除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員 の指示によるものとする。				4 0			運搬除雪工 ・運搬除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員 の指示によるものとする。	
8 15	3	4	2	1	2	. <u>請負者</u> は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		15	3	4 2	2 1	2 .	. 受注者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 15	3	5	0	1	15 - 3 - 5	凍結防止工	8	15	3	5 0) 1	15 - 3 - 5	凍結防止工	

	个工事共进任惊音机但比较农	
現行条文	改訂条文	改訂理由等
	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 新・条文構成	改定理由
15 3 5 1 1 1 1 1 <u>請負者</u> は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、 箇所、方法散布量について、監督職員の指示を受けなけれ ばならない。	8 15 3 5 1 1 1 . 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、 箇所、方法散布量について、監督職員の指示を受けなければならない。	
15 3 5 2 1 2 . <u>請負者</u> は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等 へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。	8 15 3 5 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等 へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。	
3. <u>請負者</u> は、散布車両により固形式の凍結防止剤を散布した場合は、作業終了時にホッパ内に固形剤を残さないようにするものとし、防錆のため水洗い乾燥をしなければならない。	8 15 3 5 3 1 3 . <mark>受注者</mark> は、散布車両により固形式の凍結防止剤を散布した場合は、作業終了時にホッパ内に固形剤を残さないようにするものとし、防錆のため水洗い乾燥をしなければならない。	
15 3 5 4 1 4 . <u>請負者</u> は、凍結防止剤の保管等については、除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込みの規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8 15 3 5 4 1 4 . 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
15 3 5 5 1 5 . 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	8 15 3 5 5 1 5 . 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	
15 3 6 0 1 15 3 - 6 歩道除雪工	8 15 3 6 0 1 15-3-6 歩道除雪工	
15 3 6 1 1 5 5 5 5 5 5 6 5 5 6 5 6 5 6 6 7 6 7 6 7	8 15 3 6 1 1 . 受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督職員の指示を受けなければならない。	
15 3 6 2 1 2 . <u>請負者</u> は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。	8 15 3 6 2 1 2 . <mark>受注者</mark> は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。	
15 3 7 0 1 15 - 3 - 7 安全処理工	8 15 3 7 0 1 15 - 3 - 7 安全処理工	
15 3 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 15 3 7 1 1 1 . 受注者は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督職員の指示を受けなければならない。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。	
15 3 7 2 1 2 . 人工雪崩の施工については、除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5雪崩の処理の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8 15 3 7 2 1 2 . 人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック (防雪編)6.2.5雪崩の処理」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
15 3 8 0 1 15-3-8 雪道巡回工	8 15 3 8 0 1 15-3-8 雪道巡回工	
15 3 8 1 1 1 1 雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として <u>下記</u> 事項について情報収集を行うものとする。	8 15 3 8 1 1 雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。	
15 3 8 1 2 (1)路面状況	8 15 3 8 1 2 (1)路面状況	
15 3 8 1 3 (2) 降雪及び積雪状況	8 15 3 8 1 3 (2) 降雪及び積雪状況	
15 3 8 1 4 (3) 雪崩危険箇所等の状況	8 15 3 8 1 4 (3) 雪崩危険箇所等の状況	
15 3 8 1 5	8 15 3 8 1 5 (4) 雪庇状況	
15 3 8 1 6	8 15 3 8 1 6 (5) 交通状況	
15 3 8 1 7 (6) その他、防雪施設等の状況	8 15 3 8 1 7 (6) その他、防雪施設等の状況	

現行条文				, ,,			改訂条文	改訂理由等
道 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	4	編章	章(節	第 条	項	項以下	編章節条新・条文構成	改定理由
15 3 8 2 1 2 . 雪道通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員示による。)指	8 1	15 3	3 8	2	1	2. 雪道通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員示による。	の指
15 3 8 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	 野職	8 1	15 3	8 8	3	1	3. <mark>受注者</mark> は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じて 場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監 員へ連絡し、その処置について指示を受けなければな い。	督職
15 3 8 4 1 4 . <u>請負者</u> は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に る様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければな い。	Eめ らな	8 1	15 3	8 8	4	1	4. 受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書にる様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければない。	に たらな
15 3 8 5 1 5 . 雪道緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇ついて、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡うものとする。		8 1	15 3	8 8	5	1	5. 雪道緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び匿ついて、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡うものとする。	
15 3 8 6 1 6 . 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況 通した主任技術者または同等以上の者でなければならい。	_精	8 1	15 3	8 8	6	1	6. 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況 通した主任技術者または同等以上の者でなければなら い。	
15 3 8 6 2 なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除 巡回員は巡回車の運転手を兼ね <u>ることができないもの</u> <u>る</u> 。	- \	8 1	15 3	8 8	6	2	なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除 巡回員は巡回車の運転手を兼ね <u>てはならない</u> 。	き、
15 3 9 0 1 15-3-9 待機補償費 15 3 9 1 1 1 . 待機補償とは、設計図書または監督職員の指示によりさせた情報連絡員、巡回車及び除融雪機械の運転要員係わる費用について、除雪機械が不稼働の場合等に対請負者の損失分を補償するものであり、この損失分のについては、設計図書に定めるところによる。	持機 学に 「る				0 1		15 - 3 - 9 特機補償費 1 . 待機補償とは、設計図書または監督職員の指示によりさせた情報連絡員、巡回車及び除融雪機械の運転要員係わる費用について、除雪機械が不稼働の場合等に対受注者の損失分を補償するものであり、この損失分のについては、設計図書に定めるところによる。	1等に する
15 3 9 2 1 2 . 待機補償における待機の期間及び内容は、設計図書ま監督職員の指示によるものとする。	は	8 1	15 3	3 9	2	1	2. 待機補償における待機の期間及び内容は、設計図書ま監督職員の指示によるものとする。	たは
15 3 9 3 1 3 . <u>請負者</u> は、待機対象期間中、情報連絡員を除雪基地にさせ、降雪及び交通情報の収集整理をするとともに、雪作業が必要となる場合に備え、常時、現場代理人と絡がとれる状態にしておかなければならない。	除融	8 1	15 3	9	3	1	3. 受注者は、待機対象期間中、情報連絡員を除雪基地にさせ、降雪及び交通情報の収集整理をするとともに、雪作業が必要となる場合に備え、常時、現場代理人と絡がとれる状態にしておかなければならない。	除融
15 3 9 4 1 4 . <u>請負者</u> は、待機対象期間中、待機対象の巡回車及び除機械の運転要員等を除雪基地で常に出動できる状態できせなければならない。		8 1	15 3	3 9	4	1	4. <mark>受注者</mark> は、待機対象期間中、待機対象の巡回車及び除機械の運転要員等を除雪基地で常に出動できる状態でさせなければならない。	
15 3 10 0 1 15 - 3 - 10 保険費 15 3 10 0 2 請負者は、除融雪機械について自動車損害保険に加入ものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があ場合は、速やかに提示しなければならない。	る				0		15 - 3 - 10 保険費 受注者は、除融雪機械について自動車損害保険に加入 ものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があ 場合は、速やかに提示しなければならない。	
15 3 11 0 1 15 - 3 - 11 除融雪機械修理工		8 1	15 3	3 11	0	1	15 - 3 - 11 除融雪機械修理工	

											- / \	, ,,,,,,	<u>, 1—'</u>	IV E	<u> </u>	· 改訂条文	改訂理由等
紙	計章	節	条	項	項以下	編章節	条	旧・条文構成	編	章	節	条 項	頁 L	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	15	5 3	11	1	1			請負者は、除融雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはその恐れがある場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。	8	15	3 1	1 1	1	1		受注者は、除融雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはその恐れがある場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。	
8	15	5 3	11	2	1			除融雪機械の修理内容は、設計図書または監督職員の指示 によるものとする。	8	15	3 1	1 2	2	1	2 .	除融雪機械の修理内容は、設計図書または監督職員の指示 によるものとする。	
8	16	3 0	0	0	1	第16章		道路修繕		16						道路修繕	
8	16	5 1	0	0 1	1	第 1 節	1 .	適 用 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、 道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、標 識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土 工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法 面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承 工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、現場塗 装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これら に類する工種について適用する。		16				1	1 ,	適 用本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	
8	16	5 1	0	2	1			道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	16	1 (0 2	2	1		道路士工は第1編第2章第4節道路士工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	16	5 1	0	3	1			本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編 材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章~11章の規 定による。		16	1 (0 3	3	1		本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編 材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章~11章の規 定による。	
8	16	5 1	0	4	1			請負者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。		16	1 (0 4	4	1		受注者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な 交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなけ ればならない。	
				5				請負者は、丁事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を <u>行なう</u> 必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。								受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	
				0		第2節		適用すべき諸基準 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項について		16 16						適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について	
								は、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。								は、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	16	3 2	0	0	3			日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	8	16	2 (0 0)	3		日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	
8	16	3 2	0	0	4			日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	8	16	2 (0 0)	4		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	

TE		<u> </u>		- / \	<u> </u>		<u> </u>		沙江田中 签
坊	見行条文 							改訂条文	改訂理由等
	旧・条文構成	編	章	節条	項	項 以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 2 0 0 5 日本道	道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	8	16	2 0	0	5		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	
8 16 2 0 0 7 日本道	道路協会 舗装再生便覧 (平成 <u>16</u> 年 <u>2</u> 月)	8	16	2 0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	
	道路協会 道路橋補修便覧 和54年2月)	8	16	2 0	0	8		日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	
8 16 2 0 0 10 日本道	直路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	8	16	2 0	0	10		日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
	道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 成13年9月)	8	16	2 0	0	11		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
8 16 2 0 0 12 日本道月)	道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2	8	16	2 0	0	12		日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2 月)	
	道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	8	16	2 0	0	13		日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	
8 16 3 0 0 1 第3節 工場製					0		第3節	工場製作工	
					1		<u>16 - 3 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。	
	≝は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工 書へ記載しなければならない。	8	16	3 1	2	1	2 .	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工 計画書へ記載しなければならない。	
	★は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって、設計図書す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみいものを使用しなければならない。		16	3 1	3	1	3 .	受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に <mark>あ</mark> たって <mark>は</mark> 、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	
8 16 3 2 0 1 16-3-2 材 料		8	16	3 2	0	1	16 - 3 - 2	材料	
8 16 3 2 0 2 材料に	こついては、第3編2‐12‐2材料の規定による。	8	16	3 2	0	2		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8 16 3 3 0 1 16-3-3 床版補					0		16 - 3 - 3	床版補強材製作工	
	補強材製作工の施工については、第3編2‐12‐3桁 工の規定による。	8	16	3 3	0	2		床版補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁 製作工の規定による。	
8 16 3 4 0 1 16-3-4 桁補強	鱼材製作工	8	16	3 4	0	1	16 - 3 - 4	桁補強材製作工	
作工の	歯材製作工の施工については、第3編2−12−3桁製 Ω規定による。							桁補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
8 16 3 5 0 1 16 - 3 - 5 落橋防落橋防	防止装置製作工 防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6 防止装置製作工の規定による。	8 8	16	3 5	0	1 2	16 - 3 - 5	落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6 落橋防止装置製作工の規定による。	
8 16 3 6 0 1 16-3-6 R C 標	喬脚巻立て鋼板製作工	8	16	3 6	0	1	16 - 3 - 6	RC橋脚巻立て鋼板製作工	
8 16 3 6 0 1 16-3-6 R C 標	喬脚巻立て鋼板製作工	8	16	3 6	0	1	16 - 3 - 6	RC橋脚巻立て鋼板製作工	

						現行条文							改訂条文	改訂理由等
編章	重節	5 条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16	6 3	6	1	1		R C 橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、第3編2- 12-3桁製作工の規定による。	8	16	3 (6 1	1	1 .	R C橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、第3編2- 12-3桁製作工の規定による。	
8 16						鋼板製作					1		鋼板製作	
8 16	6 3	6	2	2		請負者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>受けなければ</u> ならない。	8	16	3	6 2	2	(1)	受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得なければ</u> ならない。	
8 16	6 3	6	2	3	(2)	鋼板の加工は、工場で行うものとする。	8	16	3	6 2	3	(2)	鋼板の加工は、工場で行うものとする。	
8 16	6 3	6	2	4		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によらなければならない。	8	16	3	6 2	4	(3)	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図 書に <u>よるものとする</u> 。	
8 16	6 3	6 6	2	5		請負者は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に 行わなければならない。	8	16	3 (6 2	5	(4)	受注者は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に 行わなければならない。	
8 16	6 3	6	3	1	3 .	型鋼製作					1	3 .	型鋼製作	
8 16	6 3	6	3	2		請負者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を受けなければならない。	8	16	3	6 3	2	(1)	受注者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得な</u> ければならない。	
8 16					(3)	型鋼の加工は、工場で行うものとする。 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図 書によらなければならない。					3 4		型鋼の加工は、工場で行うものとする。 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装 工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図 書によらなければならない。	
8 16	6 4	. 0	0	1	第4節	工場製品輸送工	8	16	4 (0 0	1	第4節	工場製品輸送工	
8 16	6 4	. 1	0	1	16 - 4 - 1	一般事項	8	16	4	1 0	1	16 - 4 - 1	一般事項	
8 16						本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類 する工種について定める。							本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8 16					16 - 4 - 2					2 0		16 - 4 - 2		
8 16						輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定 による。							輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8 16						舗装工 					1	第5節	舗装工	
8 16						一般事項 本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工その他これらに類する工種について適用する。				1 0		16 - 5 - 1	一般事項 本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オー パーレイエ、路上再生工、薄層カラー舗装工その他これら に類する工種について適用する。	
8 16	6 5	2	0	1	16 - 5 - 2	材料	8	16	5	2 0	1	16 - 5 - 2	材料	
8 16					1.	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤(MN-1)とし、表16-1の規格に適合するものとする。				2 1			路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤(MN-1)とし、表16-1の規格に適合するものとする。	
8 16	6 5	2	1	2		表16 - 1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格	8	16	5	2 1	2		表16 - 1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格	

		-/ \-		F / \	, <u>(111</u>	<u> </u>	改訂理由等		
	7.13.X					頂		改訂条文	MINAMA
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成					以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 5 2 2 1	2. 路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。		16	5	2 2	1	2 .	路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。	
	3 路面切削工	8	16	5	3 0	1	16 - 5 - 3		
8 16 5 3 0 2	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。	8	16	5 ;	3 0	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削 工の規定による。	
8 16 5 4 0 1 16 - 5 - 4	4 舗装打換え工					1	16 - 5 - 4	舗装打換え工	
8 16 5 4 0 2	舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打 換え工の規定による。	8	16	5 4	4 0	2		舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。	
8 16 5 5 0 1 16 - 5 - 1 8 16 5 5 0 2	5 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工の施工については、第8編14-4-5 切削オーバーレイ工の規定による。					1 2	16 - 5 - 5	切削オーバーレイエ 切削オーバーレイ工の施工については、第8編14-4-5 切削オーバーレイ工の規定による。	
	切削オーバーレイ工の規定による。							切削オーバーレイ王の規定による。	
8 16 5 6 0 1 16 - 5 -	5 オーバーレイエ		16	5 (6 0	1	16 - 5 - 6	オーバーレイエ	
8 16 5 6 0 2	オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。					2		オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オー バーレイ工の規定による。	
	7 路上再生工					1	16 - 5 - 7		
8 16 5 7 0 2	路上再生工の施工については、第8編14-4-7路上再生 工の規定による。	8	16	5	7 0	2		路上再生工の施工については、第8編14-4-7路上再生 工の規定による。	
	8 薄層カラー舗装工					1	16 - 5 - 8	薄層カラー舗装工	
8 16 5 8 0 2	薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	8	16	5 8	8 0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	
	9 グルービングエ					1	16 - 5 - 9	グルービングエ	
8 16 5 9 1 1	グルービング工の施工については、第8編14-4-11グ ルービング工の規定による。	8	16	5	9 1	1		グルービング工の施工については、第8編14-4-11グ ルービング工の規定による。	
8 16 6 0 0 1 第6節	排水構造物工	8	16	6 (0 0	1	第6節	排水構造物工	
	1 │一般事項 1 . 本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠					1	16 - 6 - 1 1 .	一般事項 本節は、排水構造物工として、作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u>	
	工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。							し)、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水 工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	
8 16 6 1 2 1	2. <u>請負者</u> は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。		16	6	1 2	1	2 .	受注者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8 16 6 2 0 1 16 - 6 - 1	2 作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	6	2 0	1	16 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 16 6 2 0 2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。					2		作業士工の施工については、第3編2-3-3作業士工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
	3 側溝工	8	16	6	3 0	1	16 - 6 - 3		
8 16 6 3 0 2	側溝工の施工については、第8編1-10-3側溝工の規定 による。	8	16	6	3 0	2		側溝工の施工については、第8編1 - 10 - 3側溝工の規定 による。	
8 16 6 4 0 1 16 - 6 - 4	4 管渠工	8	16	6	4 0	1	16 - 6 - 4	管渠工	
						I			

				現行条文	之下工事								改訂理由等	
編章	節	条項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条項	頁	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 10	6 6	4 0	2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定 による。	8	16	6	4 0)	2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定 による。	
			1 2	16 - 6 - 5	集水桝・マンホール工 集水桝・マンホール工の施工については、第8編1-10- 5集水桝・マンホール工の規定による。				5 0			16 - 6 - 5	集水桝・マンホール工 集水桝・マンホール工の施工については、第8編1-10- 5集水桝・マンホール工の規定による。	
8 10	6 6	6 0	1	16 - 6 - 6	地下排水工	8	16	6	6 0)	1	16 - 6 - 6	地下排水工	
8 16	6 6	6 0	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水 工の規定による。	8	16	6	6 0)	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水 工の規定による。	
			2	16 - 6 - 7	場所打水路工 場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打 水路工の規定による。	8	16 16	6	7 0)	1 2	16 - 6 - 7	場所打水路工 場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打 水路工の規定による。	
			1	16 - 6 - 8					8 0			16 - 6 - 8		
			2		排水工の施工については、第8編1-10-8排水工(小段 排水・縦排水)の規定による。								排水工の施工については、第8編1-10-8排水工(小段 排水・縦排水)の規定による。	
			1	第7節	縁石工				0 0			第7節	縁石工	
8 16			2	16 - 7 - 1	一般事項 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類 する工種について定める。				1 0			16 - 7 - 1	一般事項 本節は、縁石工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、縁石 工その他これらに類する工種について定める。	
8 10	6 7	2 0	1	16 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	7	2 0)	1	16 - 7 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 16					作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	16	7	2 ()	2	-	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 16			1 2	16 - 7 - 3	縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定 による。	8	16 16	7	3 0)	2	16 - 7 - 3	縁石工 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定 による。	
8 10	8 6	0 0	1	第8節	防護柵工	8	16	8	0 0)	1	第8節	防護柵工	
8 10	8 6	1 0	1	16 - 8 - 1	一般事項	8	16	8	1 ()	1	16 - 8 - 1	一般事項	
8 10	8 8	1 0	2		本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	8	16	8	1 0	0	2		本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工 <mark>(床掘り・埋戻し)</mark> 、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	
8 16				16 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。				2 0			16 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 10			1 2	16 - 8 - 3	路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。				3 0			16 - 8 - 3	路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防 護柵工の規定による。	
8 10			1 2	16 - 8 - 4	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規 定による。				4 0			16 - 8 - 4	防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規 定による。	
8 10	8 8	5 0	1	16 - 8 - 5	ボックスビーム工	8	16	8	5 0)	1	16 - 8 - 5	ボックスビーム工	

	个上事共进位标音机但比较农 	-1 1
現行条文	改訂条文	改訂理由等
		改定理由
16 8 5 0 2 ボックスビーム工の施工については、第8編2-8-5 ボックスビーム工の規定による。	8 16 8 5 0 2 ボックスビーム工の施工については、第8編2-8-5 ボックスビーム工の規定による。	
16 8 6 0 1 16 - 8 - 6 車止めポスト工 16 8 6 0 2 車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。	8 16 8 6 0 1 16 - 8 - 6 車止めポスト工 8 16 8 6 0 2 車止めポスト工の施工については、第10編2 - 8 - 6車止めポスト工の規定による。	
8 16 8 7 0 1 16 - 8 - 7 防護柵基礎工 防護柵基礎工の施工については、第3編2 - 3 - 8路側防護 柵工の規定による。	8 16 8 7 0 1 16 - 8 - 7 防護柵基礎工の施工については、第3編2 - 3 - 8路側防護柵工の規定による。	
	8 16 9 0 0 1 第9節 標識工	
16 9 1 0 1 16 - 9 - 1 一般事項	8 16 9 1 0 1 16-9-1 一般事項 8 16 9 1 0 2 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	
16 9 2 0 1 16 - 9 - 2 材 料 16 9 2 1 1 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2 - 12 - 1 道路標識の規定による。	8 16 9 2 0 1 16-9-2 材 料 8 16 9 2 1 1 1	
2 . 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。	8 16 9 2 2 1 2 . 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。	
3 . 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素 鋼鋼管)STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合するも のとする。	8 16 9 2 3 1 3 . 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素 鋼鋼管)STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合するも のとする。	
4 . <u>請負者</u> は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	8 16 9 2 4 1 4 . <mark>受注者</mark> は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	
16 9 2 5 1 5 . iightarrows <	8 16 9 2 5 1 5 . 受注者は、標識板の下地処理にあったては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	
5 16 9 2 6 1 6 . <u>請負者</u> は、標識板の文字・記号等を道路標識、区画線及び 道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基 準・同解説による色彩と寸法で、標示 <u>する</u> 。これにより難 い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8 16 9 2 6 1 6 . <u>受注者</u> は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説 <u>」(日本道路協会、昭和62年1月)</u> による色彩と寸法で、標示 <u>しなければならない</u> 。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
16 9 3 0 1 16-9-3 小型標識工 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識 工の規定による。	8 16 9 3 0 1 16-9-3 小型標識工 8 16 9 3 0 2 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	
16 9 4 0 1 16 - 9 - 4 大型標識工 大型標識工の施工については、第8編2 - 9 - 4 大型標識 工の規定による。	8 16 9 4 0 1 16-9-4 大型標識工 8 16 9 4 0 2 大型標識工の施工については、第8編2-9-4大型標識工の規定による。	
16 10 0 0 1 第10節 区画線工	8 16 10 0 0 1 第10節 区画線工	

		改訂条文							改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節身	系 項	項 i り 下	類 編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 10 1 0 1 16 - 10 - 1	一般事項				1 0			一般事項	
8 16 10 1 0 2	本節は、区画線工として区画線工その他これらに類する工種について定める。				1 0			本節は、区画線工として区画線工その他これらに類する工 種について定める。	
8 16 10 2 0 1 16 - 10 - 2	区画線工	8	16	10 2	2 0	1	16 - 10 - 2		
8 16 10 2 0 2	区画線工の施工については、第8編2-10-2区画線工の 規定による。							区画線工の施工については、第8編2-10-2区画線工の 規定による。	
8 16 11 0 0 1 第11節 8 16 11 1 0 1 16 - 11 - 1	道路植栽工				0 0			道路植栽工	
8 16 11 1 0 2	本節は、道路植栽工として道路植栽工その他これらに類する工種について定める。				1 0			本節は、道路植栽工として道路植栽工その他これらに類する工種について定める。	
8 16 11 2 0 1 16 - 11 - 2	材料	8	16	11 2	2 0	1	16 - 11 - 2	材料	
8 16 11 2 0 2	道路植栽工で使用する材料については、第8編2-11-2 材料の規定による。	8	16	11 2	2 0	2	2	道路植栽工で使用する材料については、第8編2-11-2 材料の規定による。	
	道路植栽工				3 0			道路植栽工	
8 16 11 3 0 2	道路植栽工の施工については、第8編2-11-3道路植栽 工の規定による。							道路植栽工の施工については、第8編2-11-3道路植栽 工の規定による。	
8 16 12 0 0 1 第12節	道路付属施設工				0 0			道路付属施設工	
8 16 12 1 0 1 16 - 12 - 1 8 16 12 1 0 2	□ 一般事項 本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、				1 0			□一般事項 □本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	本的は、追路的属地設工として境が工、追路的属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。		10	12		2		本即は、足断り属地設工として境界工、足断り属物工、 ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種につい て定める。	
8 16 12 2 0 1 16 - 12 - 2					2 0				
8 16 12 2 1 1 1	. 境界工で使用する材料については、 <u>第8編2-12-2材料</u> の規定による。	8	16	12 2	2 1	1	1	. 境界工で使用する材料については、 <u>第2編2-7-2セメ</u> <u>ントコンクリート製品</u> の規定による。	
8 16 12 2 2 1 2	. 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	8	16	12 2	2 2	1	2	. 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編 2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	
8 16 12 2 3 1 3	. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、 設計図書によらなければならない。	8	16	12 2	2 3	1	3	. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、 設計図書によらなければならない。	
8 16 12 2 4 1 4	. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定もしくは、設計図書によらなければならない。	8	16	12 2	2 4	1	4	. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第2編2・7・2セメントコンクリート製品の規定もしくは、設計図書によらなければならない。	
8 16 12 2 5 1 5	. 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によらなければならない。	8	16	12 2	2 5	1	5	. 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕 様は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
8 16 12 3 0 1 16 - 12 - 3					3 0				
8 16 12 3 0 2	境界工の施工については、第8編2-12-3境界工の規定 による。	8	16	12 3	3 0	2	?	境界工の施工については、第8編2-12-3境界工の規定 による。	
8 16 12 4 0 1 16 - 12 - 4	道路付属物工	8	16	12 4	4 0	1	16 - 12 - 4	道路付属物工	

						現行条文								改訂条文	改訂理由等
編章	節	条		項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16	12	4	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	8	16	12	4	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付 属物工の規定による。	
8 16 8 16					16 - 12 - 5	ケーブル配管工 ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。						1 2	16 - 12 - 5	ケーブル配管工 ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編 2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マン ホール工の規定による。	
8 16 8 16					16 - 12 - 6	照明工 照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定 による。						1 2	16 - 12 - 6	照明工 照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定 による。	
8 16					第13節	軽量盛土工	8	16	13	0	0	1	第13節	軽量盛土工	
8 16 8 16				2	16 - 13 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。						1 2	16 - 13 - 1	一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類 する工種について定める。	
8 16 8 16	13	2	0	1 2	16 - 13 - 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。						2	16 - 13 - 2	軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土 工の規定による。	
8 16					第14節	<u>擁壁工</u>						1	第14節	<u> </u>	
8 16 8 16					16 - 14 - 1	一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。						1 2	16 - 14 - 1	一般事項 本節は、擁壁工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、場所 打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種 について定める。	
8 16					16 - 14 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	14	2	0	1	16 - 14 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 16	14	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	16	14	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 16					16 - 14 - 3	場所打擁壁工						1	16 - 14 - 3	場所打擁壁工	
8 16	14	3	0	2		場所打擁壁工の施工については、第8編14-10-3場所打 擁壁工の規定による。	8	16	14	3	0	2		場所打擁壁工の施工については、第8編14-10-3場所打 擁壁工の規定による。	
8 16 8 16					16 - 14 - 4	プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。						1 2	16 - 14 - 4	プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。	
8 16					第15節	石・ブロック積(張)工	8	16	15	0	0	1	第15節	石・ブロック積(張)工	
8 16 8 16					16 - 15 - 1	一般事項 本節は、石・プロック積(張)工として作業土工(床掘 り・埋戻し)、コンクリートプロック工、石積(張)工そ の他これらに類する工種について定める。						1 2	16 - 15 - 1	一般事項 本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工 <u>(床掘リン・埋戻し)</u> 、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	
8 16	15	2	0	1	16 - 15 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	Я	16	15	2	0	1	16 - 15 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8 16					.0 10 2	作業土工(水掘り・珪灰し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。							10 10 2	作業土工(水掘り、生房り) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	

	現行条文						=	⊒ત≐⊤⊺⊞ તે- જેલ						
					現 行 宗义								改訂理由等	
編章			下	編章節条	旧・条文構成					一下	[、 編章	節条	新・条文構成	改定理由
8 16					コンクリートプロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートプロック工の規定による。								コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工の規定による。	
8 16				16 - 15 - 4	石積(張)工 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。				4 0	_		15 - 4	石積(張)工 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積 (張)工の規定による。	
8 16 1				第16節	カルバートエ	8	16	16	0 0	1	第16		カルバートエ	
8 16 1				16 - 16 - 1					1 0				一般事項	
8 16	16 1	1	1	1.	本節は、カルバート工として作業士工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	8	16	16	1 1	1		1 .	本節は、カルバート工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> <u>し)</u> 、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工 その他これらに類する工種について定める。	
8 16	16 1	2	1	2 .	請負者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月) および「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	16	1 2	1		2 .	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工・カルバート工指針7・1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱 2・6 構造物の排水施設の設計、2・7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 16	16 1	3	1	3 .	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	8	16	16	1 3	1		3 .	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート (遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	
8 16	16 2	2 0	1	16 - 16 - 2	材料	8	16	16	2 0	1	16 -	16 - 2	材料	
8 16	16 2	2 0	2		請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工・カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8							受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工・カルバート工指針 4・4 使用材料、4・5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8 16 7 8 16 7	16 3	3 0	2		作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	16	16		2			作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定による。	
8 16 7 8 16 7	16 4 16 4	0 0	2	16 - 16 - 4	場所打函渠工 場所打函渠工の施工については、第8編1-9-6場所打 函渠工の規定による。	8			4 0 4 0			16 - 4	場所打函渠工 場所打函渠工の施工については、第8編1-9-6場所打 函渠工の規定による。	
8 16	16 5	5 0	1	16 - 16 - 5	プレキャストカルバート工				5 0			16 - 5	プレキャストカルバートエ	
8 16					プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。				5 0			-	プレキャストカルバート工の施工については、第3編2- 3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
8 16	16 6	6 0	1	16 - 16 - 6	防水工	8	16	16	6 0	1	16 -	16 - 6	防水工	

		工不上事共进江禄青新旧匹較表 改訂条文 改訂集文 改訂理由等								
(c) 主 (c) 4		1,02		~~	47		項	high when before here		
編 章 節 条 項 以 編章節条 下	旧・条文構成	編	草	節	条 耳	.負	以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
	防水工の施工については、第8編1-9-8防水工の規定による。								防水工の施工については、第8編1-9-8防水工の規定による。	
	法面工				0 (第17節 16 - 17 - 1	法面工	
8 16 17 1 1 1 1 .	本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。								・本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	
	法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工 - 盛土工指針 5 - 6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	17	1 3	2	1	2 .	法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工 - 盛土工指針 5 - 6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8 16 17 2 0 1 16 - 17 - 2	枯 件丁	ρ	16	17	2 (0	1	16 - 17 - 2		
8 16 17 2 0 2	恒主工 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。							10 - 17 - 2	植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定 による。	
8 16 17 3 0 1 16 - 17 - 3					3 (16 - 17 - 3		
	法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。	8	16	17	3 (0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の 規定による。	
	法格工。 法格工。 法格工。 法格工。 (1)				4 (16 - 17 - 4		
	法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	8	16	17	4 (0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	
8 16 17 5 0 1 16 - 17 - 5					5 (16 - 17 - 5	法面施肥工	
	法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	8	16	17	5 (0	2		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥 工の規定による。	
8 16 17 6 0 1 16 - 17 - 6	アンカーエ	8	16	17	6 (0	1	16 - 17 - 6	アンカーエ	
	アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。	8	16	17	6 (0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー 工の規定による。	
8 16 17 7 0 1 16 - 17 - 7					7 (16 - 17 - 7		
	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	8	16	17	7 (0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定 による。	
	落石雪害防止工				0 (第18節	落石雪害防止工	
8 16 18 1 1 1 1 .	一般事項 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、 落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類 する工種について定める。	8	16	18	1 (1	1	<u>16 - 18 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、落石雪害防止工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻</u> し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防 柵工その他これらに類する工種について定める。	

		現行条文								F/	7,10	2 1	. 12K E	<u> </u>	改訂理由等	
			条〕		項 以 下	編章節条	旧・条文構成			節			項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	16	18	1	2	1	2	請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	•	16	18	1	2	1	2 .	受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	
8	16	18	1	3	1	3	請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		16	18	1	3	1	3 .	受注者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
				0		16 - 18 - 2				18				16 - 18 - 2	材料	
8	16	18	2	0	2		請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。		16	18	2	0	2		受注者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
				0		16 - 18 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	18	3	0	1	16 - 18 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	16	18	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の 規定による。	8	16	18	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
				0		16 - 18 - 4	落石防止網工			18				16 - 18 - 4	落石防止網工	
8	16	18	4	0	2		落石防止網工の施工については、第8編1-11-4落石防止網工の規定による。	8	16	18	4	0	2		落石防止網工の施工については、第8編1-11-4落石防止網工の規定による。	
				0		16 - 18 - 5	落石防護柵工			18				16 - 18 - 5	落石防護柵工	
8	16	18	5	0	2		落石防護柵工の施工については、第8編1-11-5落石防護柵工の規定による。	8	16	18	5	0	2		落石防護柵工の施工については、第8編1-11-5落石防 護柵工の規定による。	
8	16	18	6	0	1	16 - 18 - 6	防雪柵工			18				16 - 18 - 6		
8	16	18	6	0	2		防雪柵工の施工については、第8編1-11-6防雪柵工の 規定による。	8	16	18	6	0	2		防雪柵工の施工については、第8編1-11-6防雪柵工の 規定による。	
				0		16 - 18 - 7	雪崩予防柵工			18				16 - 18 - 7	雪崩予防柵工	
8	16	18	7	0	2		雪崩予防柵工の施工については、第8編1-11-7雪崩予防柵工の規定による。	8	16	18	7	0	2		雪崩予防柵工の施工については、第8編1-11-7雪崩予 防柵工の規定による。	
			0		1	第19節	橋梁床版工			19			1	第19節	橋梁床版工	
			1	1	1	16 - 19 - <u>1</u>	一般事項 本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接着工法)・ (増桁架設工法)、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤 去工その他これらに類する工種について定める。	8		19			1	<u>16 - 19 - 1</u> 1 .	一般事項 本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接着工法)・ (増桁架設工法)、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤 去工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	19	1	2	1	2	請負者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	16	19	1	2	1	2 .	受注者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
				0		16 - 19 - 2	材 料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書によらなければならない。			19 19				16 - 19 - 2	材 料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
8	16	19	3	0	1	16 - 19 - 3	床版補強工(鋼板接着工法)	8	16	19	3	0	1	16 - 19 - 3	は、設計図音に <u>よるものとする</u> 。 床版補強工(鋼板接着工法)	

		之							改訂理由等
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章	節系	条 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 19 3 0 2	床版補強工(鋼板接着工法)の施工については、第8編14 - 14 - 3床版補強工(鋼板接着工法)の規定による。	8	16	19 ;	3 0	2		床版補強工(鋼板接着工法)の施工については、第8編14 - 14 - 3床版補強工(鋼板接着工法)の規定による。	
8 16 19 4 0 1 16 - 19 - 4	床版補強工(増桁架設工法)	8	16	19 4	4 0	1	16 - 19 - 4	床版補強工(増桁架設工法)	
8 16 19 4 0 2	床版補強工(増桁架設工法)の施工については、第8編14 - 14 - 4床版補強工(増桁架設工法)の規定による。	8	16	19 4	4 0	2		床版補強工(増桁架設工法)の施工については、第8編14 - 14 - 4床版補強工(増桁架設工法)の規定による。	
8 16 19 5 0 1 16 - 19 - 5 8 16 19 5 0 2	床版増厚補強工	8	16	19 !	5 0	1	16 - 19 - 5	床版増厚補強工	
8 16 19 5 0 2	床版増厚補強工の施工については、第8編14-14-5床版 増厚補強工の規定による。	8	16	19 :	5 0	2		床版増厚補強工の施工については、第8編14-14-5床版 増厚補強工の規定による。	
8 16 19 6 0 1 16 - 19 - 6 8 16 19 6 0 2	床版取替工 床版取替工の施工については、第8編14-14-6床版取替					1	16 - 19 - 6	床版取替工 床版取替工の施工については、第8編14-14-6床版取替	
	工の規定による。							工の規定による。	
8 16 19 7 0 1 16 - 19 - 7 8 16 19 7 0 2	旧橋撤去工 旧橋撤去工の施工については、第8編14-14-7旧橋撤去 工の規定による。					2	16 - 19 - 7	旧橋撤去工 旧橋撤去工の施工については、第8編14-14-7旧橋撤去 工の規定による。	
8 16 20 0 0 1 第20節 8 16 20 1 0 1 16 - 20 - 1	鋼桁工 一般事項					1	第20節 16 - 20 - 1	鋼桁工 — 松東頂	
8 16 20 1 0 2	本節は、鋼桁工として鋼桁補強工その他これらに類する工 種について定める。					2	10 - 20 - 1	本節は、鋼桁工として鋼桁補強工その他これらに類する工種について定める。	
8 16 20 2 0 1 16 - 20 - 2 8 16 20 2 0 2	材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書によらなければならない。	8	16 16	20 2	2 0 2 0	1 2	16 - 20 - 2	材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書によらなければならない。	
	鋼桁補強工	8	16	20 3	3 0	1		鋼桁補強工	
8 16 20 3 1 1 1	. <u>請負者</u> は、作業にあたり周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。	8	16	20 ;	3 1	1	1 .	受 <u>注者</u> は、作業にあたり周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。	
8 16 20 3 2 1 2	. 現場溶接については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	8	16	20 3	3 2	1	2 .	現場溶接については、第3編2-3-23現場継手工の規定 による。	
8 16 21 0 0 1 第21節	橋梁支承工	8	16	21 (0 0	1	第21節	橋梁支承工	
8 16 21 1 0 1 16 - 21 - 1 8 16 21 1 0 2	一般事項 本節は、橋梁支承工として橋梁支承工、PC橋支承工その 他これらに類する工種について定める。					2	16 - 21 - 1	一般事項 本節は、橋梁支承工として橋梁支承工、PC橋支承工その 他これらに類する工種について定める。	
8 16 21 2 0 1 16 - 21 - 2						1	16 - 21 - 2		
8 16 21 2 0 2	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書による。	β 	16	Z1 Z	2 0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書による。	
	鋼橋支承工					1		鋼橋支承工	
	. <u>請負者</u> は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	16	21 \$	3 1	1	1 .	受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8 16 21 3 2 1 2	. <u>請負者</u> は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	8	16	21 3	3 2	1	2 .	受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	

					現行条文							改訂理由等	
編章	節条	項	項 以 下	編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節身	系 項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16	21 3	3 3	1	3 .	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を <u>期た</u> さないようにしなければならない。	8	16	21 3	3 3	1	3 .	受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。	
8 16	21 3	3 4	1	4 .	鋼橋支承工の施工については、第8編4-5-10支承工の 規定による。	8	16	21 3	3 4	1	4 .	鋼橋支承工の施工については、第8編4-5-10支承工の 規定による。	
8 16 8 16				16 - 21 - 4	P C 橋支承工 <u>請負者</u> は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。					1	-	P C 橋支承工 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。	
8 16	21 4	2	1	2 .	請負者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	8	16	21 4	4 2	1	2 .	受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	
8 16	21 4	3	1	3 .	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	8	16	21 4	4 3	1		受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	
8 16	21 4	4	1	4 .	P C 橋支承工の施工については、第8編4-5-10支承工の規定による。	8	16	21 4	4	1	4 .	P C 橋支承工の施工については、第 8 編 4 - 5 - 10支承工 の規定による。	
8 16				第22節	橋梁付属物工	8	16	22 (0 0	1	第22節	橋梁付属物工	
8 16	22 1	0	1		一般事項	8	16	22 ′	1 0	1	16 - 22 - 1	一般事項	
8 16					本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、落橋防止装置 工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄 工、検査路工、沓座拡幅工その他これらに類する工種につ いて定める。					2		本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、落橋防止装置 工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄 工、検査路工、沓座拡幅工その他これらに類する工種につ いて定める。	
8 16	22 2	2 0	1	16 - 22 - 2	材 料					1			
8 16					床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。							床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	
8 16				16 - 22 - 3						1	16 - 22 - 3		
8 16	22 3	3 0	2		伸縮継手工の施工については、第8編14-15-2伸縮継手工の規定による。	8	16 2	22 3	3 0	2		伸縮継手工の施工については、第8編14-15-2伸縮継手 工の規定による。	
8 16					落橋防止装置工					1		落橋防止装置工	
8 16	22 20	0 1	1	1.	請負者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	8	16	22 2	0 1	1	1.	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	
8 16	22 20	0 2	1	2 .	請負者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行 <u>うものとする</u> 。	8	16	22 2	0 2	1	2 .	<u>受注者</u> は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行 <mark>わなければならない</mark> 。	

		上个上争共进任恢置机印比较农 助訂&立							
	現行条文	改訂条文							改訂理由等
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 22 20 3 1 3 .	請負者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議 <u>するものとする</u> 。	8	16	22 2	0 3	1	3 .	受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議 <u>しなければならない</u> 。	
8 16 22 20 4 1 4 .	請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	8	16	22 2	0 4	1	4 .	受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
8 16 22 5 0 1 16 - 22 - 5 8 16 22 5 0 2	排水施設工 排水施設工の施工については、第8編14-15-3排水施設 工の規定による。				5 0		16 - 22 - 5	排水施設工 排水施設工の施工については、第8編14-15-3排水施設 工の規定による。	
8 16 22 6 0 1 16 - 22 - 6		0	16	22 6	6 0	1	16 - 22 - 6		
8 16 22 6 0 2	地覆工の施工については、第8編14-15-4地覆工の規定 による。						10 - 22 - 0	地覆工の施工については、第8編14-15-4地覆工の規定 による。	
8 16 22 7 0 1 16 - 22 - 7	橋梁用防護柵工	8	16	22 7	7 0	1	16 - 22 - 7	橋梁用防護柵工	
8 16 22 7 0 2	橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁 用防護柵工の規定による。	8	16	22 7	7 0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁 用防護柵工の規定による。	
8 16 22 8 0 1 16 - 22 - 8	橋梁用高欄工	8	16	22 8	3 0	1	16 - 22 - 8	橋梁用高欄工	
8 16 22 8 0 2	橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用 高欄工の規定による。							橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用 高欄工の規定による。	
8 16 22 9 0 1 16 - 22 - 9	検査路丁	8	16	22 9	9 0	1	16 - 22 - 9	検査路工	
8 16 22 9 0 2	検査路工の施工については、第8編14-15-7検査路工の 規定による。							検査路工の施工については、第8編14-15-7検査路工の 規定による。	
8 16 22 10 0 1 16 - 22 - 10 8 16 22 10 1 1 1	沓座拡幅工 請負者は、沓座拡幅部分を入念にチッピングしなければならない。					1	16 - 22 - 10 1 .	沓座拡幅工 受注者は、沓座拡幅部分を入念にチッピングしなければならない。	
8 16 22 10 2 1 2 .	沓座拡幅部にアンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致 するよう正確にマーキングしなければならない。	8	16	22 1	0 2	1	2 .	沓座拡幅部にアンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致 するよう正確にマーキングしなければならない。	
	鋼製沓座設置については、設計図書によらなければならない。							鋼製沓座設置については、設計図書によらなければならな い。	
8 16 23 0 0 1 第23節	横断步道橋工				0		第23節	横断步道橋工	
8 16 23 1 0 1 16 - 23 - 1 8 16 23 1 0 2	一般事項 本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに 類する工種について定める。				1 0		16 - 23 - 1	一般事項 本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに 類する工種について定める。	
8 16 23 2 0 1 16 - 23 - 2	材料	8	16	23 2	2 0	1	16 - 23 - 2	材料	
8 16 23 2 0 2	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	8	16	23 2	2 0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書によらなければならない。	
8 16 23 3 0 1 16 - 23 - 3 8 16 23 3 0 2	横断歩道橋工 横断歩道橋工の施工については、第8編14-16-3横断歩 道橋工の規定による。				3 0		16 - 23 - 3	横断歩道橋工 横断歩道橋工の施工については、第8編14-16-3横断歩 道橋工の規定による。	
8 16 24 0 0 1 第24節		0	16	24 0) 0	1	第24節	 	
8 16 24 0 0 1 第24節 8 16 24 1 0 1 16 - 24 - 1	橋脚巻立て工	Ο Ω	16	24 U	0	1	第24即 16 - 24 - 1	橋脚巻立て工	
0 10 24 1 0 1 10 - 24 - 1	一般事項	0	10	∠ 4 1	U	I	10 - 24 - 1	一般事項	

	<u> </u>	<u> </u>	ᅩᅻ	H / '	<u> </u>	141	1715 🗐 1	けいロレし 野文 で		
現行条文									改訂条文	改訂理由等
					条項	7	項 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 24 1 0 2 本節は、橋脚巻立て工として作業土工、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。		8	16	24	1 0	2	2		本節は、橋脚巻立て工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> 、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	
8 16 24 2 0 1 16-24-2 材料					2 0			16 - 24 - 2		
8 16 24 2 0 2 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	***	8	16 2	24	2 0		2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料 は、設計図書によらなければならない。	
8 16 24 3 0 1 16 - 24 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し) 8 16 24 3 0 2 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。					3 0			16 - 24 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u> の規定による。	
8 16 24 4 0 1 16 - 24 - 4 R C橋脚鋼板巻立て工 8 16 24 4 1 <t< td=""><td>現に物促常</td><td></td><td></td><td></td><td>4 0 4 1</td><td></td><td></td><td></td><td>R C 橋脚鋼板巻立て工 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現 地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚<u>及び</u>基礎につ いて、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等 の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進 させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時 乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認<u>しなけ</u> ればならない。</td><td></td></t<>	現に物促常				4 0 4 1				R C 橋脚鋼板巻立て工 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現 地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚 <u>及び</u> 基礎につ いて、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等 の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進 させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時 乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認 <u>しなけ</u> ればならない。	
8 16 24 4 2 1 2 . <u>請負者</u> は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議 <u>するものとする</u> 。	事	8	16	24	4 2	!	1	2 .	受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議 <u>しなければならな</u> 」。	
8 16 24 4 3 1 3 . 既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。		8	16	24	4 3	,	1	3 .	既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。	
8 16 24 4 4 1 4 1 4 . <u>請負者</u> は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著 しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しな ければならない。	著な	8	16	24	4 4		1	4 .	受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 16 24 4 5 1 5 . <u>請負者</u> は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤(エマルジョン系プライマー同等品)を塗布しなければならない。	防	8	16	24	4 5	<u> </u>	1	5 .	受注者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤(エマルジョン系プライマー同等品)を塗布しなければならない。	
8 16 24 4 6 1 6 . <u>請負者</u> は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		8	16	24	4 6		1	6 .	受注者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8 16 24 4 7 1 7 . <u>請負者</u> は、アンカー孔 <u>および</u> 注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	る	8	16	24	4 7		1	7 .	受注者は、アンカー孔 <mark>及び</mark> 注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲 げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場 合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければな らない。	

		<u> </u>		<u> </u>	\. <u></u>	<u> — </u>	<u>を言が口しし致る</u>	改訂理由等	
編章節条項以編章節条下	旧・条文構成	編	章	節	条項	項 i 以 下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 24 4 8 1 8 .	鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 <u>しなければならない</u> 。	8	16	24	4 8	1	8 .	鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置するものとする。	
8 16 24 4 9 1 9 .	請負者は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去 しなければならない。	8	16	24	4 9	1	9 .	受注者は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去 しなければならない。	
8 16 24 4 10 1 10.	請負者は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。	8	16	24	4 10	1	10 .	受注者は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。	
8 16 24 4 11 1 1 11.	フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンク リートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。	8	16	24	4 11	1	11 .	フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンク リートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなけ ればならない。	
8 16 24 4 12 1 12.	請負者は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。	8	16	24	4 12	2 1	12 .	受注者は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。	
8 16 24 4 13 1 13.	フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。	8	16	24	4 13	3 1	13 .	フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。	
8 16 24 4 14 1 14.	鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定しなければならない。	8	16	24	4 14	1	14 .	鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mm に保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付 け固定しなければならない。	
8 16 24 4 15 1 15.	鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は、100cmを標準とする。	8	16	24	4 15	5 1	15 .	鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は、100cmを標準とする。	
8 16 24 4 16 1 16.	鋼板下端 <u>および</u> 鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール 用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度 を有し、かつ注入モルタルが漏れないように <u>しなければならない</u> 。また、美観にも留意してシール <u>しなければならない</u> 。		16	24	4 16	3 1	16.	鋼板下端及び鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用 エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を 有し、かつ注入モルタルが漏れないように <u>するものとす</u> る。また、美観にも留意してシール <u>するものとする</u> 。	
8 16 24 4 17 1 17.	無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。	8	16	24	4 17	1	17 .	無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。	
8 16 24 4 18 1 18.	無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。	8	16	24	4 18	3 1	18 .	無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハ ンドミキサーにて行うのを原則とする。	
8 16 24 4 19 1 19.	モルタルの練り上がり温度は、10~30 を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。	8	16	24	4 19) 1	19 .	モルタルの練り上がり温度は、10~30 を標準とするが、 この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を 用いる等の処置を講ずるものとする。	

		N工事六週11776年初11776年2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017						改訂理由等	
編章節条項以編章節条	旧・条文構成	編	章〔	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
<u>さ</u> を 形	無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力 うよび モルタルによる側圧等の影響を考慮して、3m以下 を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、 ジ状を確保できるように治具等を使用して支持するものと する。	8	16 2	24 4	20	1		無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力 及び モルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を 標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形 状を確保できるように治具等を使用して支持するものとす る。	
をからす。	無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所の注入パイプより丁寧に圧入する。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、質次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2cmの高さまで圧入するものとする。	8	16 2	24 4	21	1		無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所の注入パイプより丁寧に圧入するものとする。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2cmの高さまで圧入するものとする。	
	主人に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を 足してモルタルの充填性を確保する。	8	16 2	24 4	21	2		注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する <u>ものとする</u> 。	
	主入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシー レ用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、および鋼板 上端のシール仕上げを行わなくてはならない。	8	16 2	24 4	21	3		注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、および鋼板上端のシール仕上げを行わなくてはならない。	
1 <u>1</u> し け	i負者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単立毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。なお、注入後の確認書(チェックリスト)を監督職員に工事完成時に提出しなければならない。	8	16 2	24 4	22	1		受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。なお、注入後の確認書(チェックリスト)を監督職員に工事完成時に提出しなければならない。	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	情負者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常 寺乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理につ 1ては、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなけれ ばならない。	8	16 2	24 4	23	1		受注者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
	限巻きコンクリート <u>および</u> 中詰めコンクリートのシーリンプ箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタレス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。	8	16 2	24 4	24	1		根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング 箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタン ス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを 含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認 した後、コンクリート面用プライマーを塗布する <u>ものとす</u> る。	
	情負者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布 <u>するものとする。</u>	8	16 2	24 4	25	1		受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布 <u>しなければならない</u> 。	
	責負者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両 協にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さな いように注意して施工しなければならない。	8	16 2	24 4	26	1		受注者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。	

							改訂理由等			
編章節条項	項 以 編章節条 下	旧・条文構成	編	章(章	節条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8 16 24 4 27	1 27.	請負者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1・1・30環境対策の規定によるものとする。		16 2	24 4	27	1		受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1・1・30環境対策の規定によらなければならない。	
8 16 24 4 27	2	なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	16 2	24 4	27	2		なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設 計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
8 16 24 4 28	1 28.	請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17 - 2 により 実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。	8	16 2	24 4	28	1	28 .	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17 - 2 により 実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。	
8 16 24 4 28		表16 - 2 現場溶接部の試験・検査基準				28			表16 - 2 現場溶接部の試験・検査基準	
8 16 24 4 29	1 29.	超音波探傷試験の検査技術者は、(社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。		16 2	24 4	29	1	29 .	超音波探傷試験の検査技術者は、(<u>一</u> 社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	
8 16 24 4 30	1 30.	表16 - 2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、設計図書に関して監督職員に承諾を得るものとする。		16 2	24 4	30	1	30 .	表16 - 2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、設計図書に関して監督職員に承諾を得るものとする。	
8 16 24 4 31	1 31.	請負者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査 <u>および</u> 超音 波探傷試験を実施 <u>するものとする</u> 。	8	16 2	24 4	31	1	31 .	受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施 <u>しなければならない</u> 。	
8 16 24 4 32	1 32.	補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系 樹脂を用いる場合には、事前に設計図書に関して監督職員 と協議するものとする。	8	16 2	24 4	32	1	32 .	補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系 樹脂を用いる場合には、事前に設計図書に関して監督職員 と協議するものとする。	
8 16 24 5 0 8 16 24 5 1		橋脚コンクリート巻立て工 橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編3章 の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					1		橋脚コンクリート巻立て工 橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編3章 の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8 16 24 5 2	1 2.	請負者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や添架物、近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、影響を与えないように施工しなければならない。		16 2	24 5	5 2	1		受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や添架物、近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、影響を与えないように施工しなければならない。	
8 16 24 5 3	1 3.	請負者は、鉄筋を既設橋脚に定着させるための削孔を行う場合には、鉄筋位置を確認し、損傷を与えないように施工しなければならない。	8	16 2	24 5	5 3	1	3 .	受注者は、鉄筋を既設橋脚に定着させるための削孔を行う場合には、鉄筋位置を確認し、損傷を与えないように施工しなければならない。	
8 16 24 5 4	1 4.	請負者は、既設橋脚の巻立て部分を、入念にチッピングしなければならない。	8	16 2	24 5	6 4	1	4 .	受注者は、既設橋脚の巻立て部分を、入念にチッピングしなければならない。	

							ハエヂバ		<u> </u>	音新旧比較表	改訂条文	
				項					項			
			孫 項	下	編章節条	旧・条文構成	編章節条		以下		新・条文構成	改定理由
			5 5			請負者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	16	24 !	5 6	1	6.	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8 16 24 5	6	1	6 .	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
				1	第25節	現場塗装工	8 16 25 0				現場塗装工	
8	16	25	1 0	1	16 - 25 - 1	一般事項	8 16 25 1				一般事項	
8	16	25	1 1	1	1.	本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。	8 16 25 1	1	1	1.	本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	25	1 2	1	2 .	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	8 16 25 1	2	1	2 .	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
				1	16 - 25 - 2	材料	8 16 25 2					
8	16	25 2	2 0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	8 16 25 2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定 による。	
8	16 16	25 3 25 3	3 0	1 2	16 - 25 - 3	橋梁塗装工 橋梁塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装 工の規定による。	8 16 25 3 8 16 25 3				橋梁塗装工 橋梁塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装 工の規定による。	
			1 0		16 - 25 - 4	道路付属構造物塗装工 付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗 装工の規定による。	8 16 25 4 8 16 25 4	0	1 2	16 - 25 - 4	道路付属構造物塗装工 付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗 装工の規定による。	
8	16	25 !	5 0	1	16 - 25 - 5	張紙防止塗装工	8 16 25 5	0	1	16 - 25 - 5	張紙防止塗装工	
			5 0			張紙防止塗装工の施工については、第8編14-17-5張紙 防止塗装工の規定による。					張紙防止塗装工の施工については、第8編14-17-5張紙 防止塗装工の規定による。	
				1	16 - 25 - 6	コンクリート面塗装工	8 16 25 6				コンクリート面塗装工	
8	16	25 (6 0	2		コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3- 11コンクリート面塗装工の規定による。	8 16 25 6	0	2		コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3- 11コンクリート面塗装工の規定による。	
				1	第26節	トンネルエ	8 16 26 0				トンネルエ	
8	16	26		1	16 - 26 - 1		8 16 26 1	0	1	16 - 26 - 1	一般事項 一般事項 本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対 策工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	26	1 2	1	2 .	請負者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	8 16 26 1	2	1	2 .	受注者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	
8	16	26	1 3	1	3 .	請負者は、トンネル修繕箇所に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8 16 26 1	3	1	3 .	受注者は、トンネル修繕箇所に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木丁事共通什樣書新旧比較表

	改訂条文	改訂理由等
編 章 節 条 項 以 編章節条 旧・条文構成 下	編 章 節 条 項 以 編章節条 新・条文構成 下	改定理由
8 16 26 2 0 1 16 - 26 - 2 材 料	8 16 26 2 0 1 16 - 26 - 2 材 料	
の材料については、第2編材料編の規定による。	8 16 26 2 0 2 内装板に使用する材料は、設計図書によるものと、その他 の材料については、第 2 編材料編の規定による。	
8 16 26 3 0 1 16 - 26 - 3 内装板工	8 16 26 3 0 1 16 - 26 - 3 内装板工	
8 16 26 3 0 2 内装板工の施工については、第8編14-18-2内装板工の 規定による。	8 16 26 3 0 2 内装板工の施工については、第8編14-18-2内装板工の規定による。	
8 16 26 4 0 1 16 - 26 - 4 裏込注入工	8 16 26 4 0 1 16 - 26 - 4 裏込注入工	
8 16 26 4 0 2 裏込注入工の施工については、第8編14-18-3裏込注入工の規定による。	工の規定による。	
8 16 26 5 0 1 16-26-5 漏水対策工	8 16 26 5 0 1 16 - 26 - 5 漏水対策工	
	8 16 26 5 0 2 漏水対策工の施工については、第8編14-18-4漏水対策工の規定による。	